１　農地法関係事務に係る処理基準について（抜すい）

（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知）
最終改正：令和７年３月31日付け６経営第3207号・６農振第2990号

別紙１

農地法関係事務に係る処理基準

第１ 全般的事項

(1) 農地等の定義

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）、農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）及びこの処理基準で「農地」及び「採草放牧地」とは、次に掲げるものをいうものであり、これらに該当しない土地を農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）として取り扱ってはならない。

①　「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。この場合、「耕作」とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいい、「耕作の目的に供される土地」には、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていなくても耕作しようとすればいつでも耕作できるような、すなわち、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地（休耕地、不耕作地等）も含まれる。

②　「採草放牧地」とは、農地以外の土地で耕作又は養畜のため採草又は家畜の放牧の目的に主として供される土地をいう。林木育成の目的に供されている土地が併せて採草放牧地の目的に供されており、そのいずれが主であるかの判定が困難な場合には、樹冠の疎密度が0.3以下の土地は主として採草放牧の目的に供されていると判断する。

③　「耕作又は養畜の事業」とは、耕作又は養畜の行為が反覆継続的に行われることをいい、必ずしも営利の目的であることを要しない。

(2) 農地等に該当するかの判断に当たっての留意事項

(1)の農地等に該当するかは、その土地の現況によって判断するのであって、土地の登記簿の地目によって判断してはならない。

(3) 世帯員等の範囲

「公選による公職」とは、人事院規則14－５（昭和24年６月29日）第１項に定める公職（衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員及び海区漁業調整委員会の委員（選任委員を除く。））とする。

(4) 農地所有適格法人の判断基準

法第２条第３項の「農地所有適格法人」に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

①　株式会社にあっては、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定め（以下「株式譲渡制限」という。）を設けている場合に限り、認めるものである。

例えば、株式の譲受人が従業員以外の者である場合に限り承認を要する等の限定的な株式譲渡制限は、これに当たらない。

②　法第２条第３項第１号の「法人の主たる事業が農業」であるかの判断は、その判断の日を含む事業年度前の直近する３か年（異常気象等により、農業（同号に規定する農業をいう。以下この②、⑩、⑭及び⑮において同じ。）の売上高が著しく低下した年が含まれている場合には、当該年を除いた直近する３か年）におけるその農業に係る売上高が、当該３か年における法人の事業全体の売上高の過半を占めているかによるものとする。

③　法人の行う事業が、法人の行う農業と一次的な関連を持ち農業生産の安定発展に役立つものである場合には、法第２条第３項第１号の「その行う農業に関連する事業」に該当するものである。

具体的には、例えば次のようなことが想定される。

ア　「農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工」とは、りんごを生産する法人が、自己の生産したりんごに加え、他から購入したりんごを原料として、りんごジュースの製造を行う場合、野菜を生産する法人が、料理の提供、弁当の販売若しくは宅配又は給食の実施のため、自己の生産した野菜に加え、他から購入した米、豚肉、魚等を材料として使用して製造又は加工を行う場合等である。

イ　「農畜産物の貯蔵、運搬又は販売」とは、りんごの生産を行う法人が、自己の生産したりんごに加え、他の農家等が生産したりんごの貯蔵、運搬又は販売を行う場合等である。

ウ　「農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給」とは、法人が自己の生産した農畜産物若しくは林産物又はその生産若しくは加工に伴い副次的に得られた物品（動植物に由来するものであって、エネルギー源として利用できるものに限る。以下このウにおいて同じ。）を原料（他から購入した物品を併せて用いる場合も含む。）として製造した燃料を用いて電気又は熱の供給を行う場合である。

エ　「農業生産に必要な資材の製造」とは、法人が自己の農業生産に使用する飼料に加え、他の農家等への販売を目的とした飼料の製造を行う場合等である。

オ　「農作業の受託」とは、水稲作を行う法人が自己の水稲の刈取りに加え、他の農家等の水稲の刈取りの作業の受託を行う場合等である。

カ　「農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設」とは、観光農園や市民農園（農園利用方式によるものに限る。）等主として都市の住民による農作業の体験のための施設のほか、農作業の体験を行う都市の住民等が宿泊又は休養するための施設、これらの施設内に設置された農畜産物等の販売施設等である。また、「必要な役務の提供」とは、これらの施設において行われる各種サービスの提供を行うことである。

なお、都市の住民等による農作業は、法人の行う農業と一時的な関連を有する必要があることから、その法人の行う農業に必要な農作業について行われる必要がある。

キ　「農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給」とは、法人が法第４条又は法第５条の規定に基づき許可を得て設置した営農型太陽光発電設備（則第30条第２項本文に規定する「営農型太陽光発電設備」をいう。）又は法人が法第43条の規定に基づき農業委員会に届け出て設置した農作物栽培高度化施設の屋根や壁面に設置した太陽光発電設備により電気の供給を行う場合である。

④　法第２条第３項第２号に掲げる議決権に係る要件は、農業関係者による会社の支配権を確保し、農業関係者以外の者が議決権の行使により会社の支配権を有することとならないよう設けているものであり、定款で議決権を認めないと定めた種類株式を制限するものではない。

⑤　株式会社又は持分会社が法第２条第３項第２号に掲げる要件を満たすためには、同号イからチまでに掲げる者が株主総会における総議決権又は総社員の過半を占めていればよい。その上で、株式会社であって、会社法（平成17年法律第86号）第108条第１項第８号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合には、その種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会においても、法第２条第３項第２号イからチまでに掲げる者が総議決権の過半を占めていればよい。

なお、その法人が農事組合法人である場合にあっては、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の13第１項に規定する組合員たる資格に係る要件及び同条第３項に規定する組合員数に係る要件を満たす必要がある。

⑥　法第２条第３項第２号イの「移転」には、譲渡のほか出資等が含まれる。

⑦　法第２条第３項第２号イの「一般承継人」とは、被承継人の権利義務を一括して承継する者で、ここでは相続人及び包括受遺者をいう。一般承継人については則第４条に定めるものに限られ、これらの者は農地等の所有権又は使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。）を移転した個人と同様に取り扱われる。

⑧　法第２条第３項第２号ロの「個人」には、その法人のために使用収益権を設定した個人及びその使用収益権が設定されている農地等を相続又は遺贈により承継した個人が含まれる。ただし、農地等の所有権等を移転した場合とは異なり、一般承継人であってもその使用収益権が設定されている農地等を承継した者以外のものは、設定した個人とみなさない。

⑨　法第２条第３項第２号ニの「個人」には、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年

法律第101号。以下「農地中間管理事業法」という。）第２条第４項に規定する農地中間管理機構（以下「農地中間管理機構」という。）を通じてその法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定した個人及びこれらの権利が設定されている農地等を相続又は遺贈により承継した個人が含まれる（なお、一般承継人については、⑧と同様に取り扱われる。）。

⑩　法第２条第３項第２号ホの「常時従事する者」の判定基準である則第９条並びに附録第一及び附録第二の算式における構成員がその法人に年間従事する日数及び法人の行う農業に必要な年間総労働日数は、過去の実績を基準とし、将来の見込みを勘案して判断する。

⑪　常時従事者たる構成員がその法人から脱退した場合であって、その者がその法人に移転等した農地等が現物出資の払戻の特約等によりその者に返還されるときは法第３条の許可が必要である。

⑫　則第６条の「農産物を生産するために必要となる基幹的な作業」とは、水稲にあっては耕起・代かき、田植及び稲刈り・脱穀の基幹３作業、麦又は大豆にあっては耕起・整地、播種及び収穫、その他の作物にあっては水稲及び麦又は大豆に準じた農作業をいう。

⑬　法第２条第３項第３号の「理事等の数の過半」とは、理事等の定数の過半ではなく、その実数の過半をいうものとする。

⑭　法第２条第３項第４号の「その法人の行う農業に必要な農作業」とは、耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、刈取り、水の管理、給餌、敷わらの取替え等耕作又は養畜の事業に直接必要な作業をいい、農業に必要な帳簿の記帳事務、集金等は農作業には含まれないものとする。

⑮　則第７条の「法人の行う農業に関する権限及び責任を有する者」とは、支店長、農場長、農業部門の部長その他いかなる名称であるかを問わず、その法人の行う農業に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任をもって対応できる者をいう。権限及び責任を有するか否かの確認は、当該法人の代表者が発行する証明書、当該法人の組織に関する規則（使用人の権限及び責任の内容及び範囲が明らかなものに限る。）等で行う。

(5) 適用範囲

法第63条第１項各号及び第２項各号並びに令第38条第１項各号及び第２項各号に掲げる事務については、この処理基準は、適用しない。

第２　法第２条の２関係

農地は、現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることに鑑み、これを優良な状態で確保し、最大限に利用されるようにしていくことが重要である。

このため、農地について権利を有する全ての者を対象として、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保する責務があることが明確にされているところである。

特に、農地について所有権を有する者は、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保することについて第一義的責任を有することを深く認識し、自ら農地を耕作の事業に供するとともに、自らその責務を果たすことができない場合においては、所有権以外の権原に基づき農地が耕作の事業に供されることを確保することにより、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

なお、農地について権利を有する者の責務の考え方については、平成21年の農地法等の一部を改正する法律の国会審議の際、衆・参両院で附帯決議がなされている。

第３　法第３条関係

１　法第３条の許可対象

本条の制限の対象となる権利の設定又は移転には、私法上の契約に基づくものばかりでなく、競売、公売、遺贈等の単独行為、公法上の契約及び行政処分に基づくものも、全て含まれる（法第５条についても同様である。）。

２　法第３条第２項ただし書の許可基準

農業委員会は、法第３条第１項の許可をするかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 区分地上権等の設定等の許可基準

民法（明治29年法律第89号）第269条の２第１項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定又は移転については、その権利の設定又は移転を認めてもその権利の設定又は移転に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、その権利の設定又は移転に係る農地等をその権利の設定又は移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとする。

(2) 農業協同組合法第10条第２項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地等の所有者から同項の委託を受けることによる権利の取得等及び同法第11条の50第１項第１号に掲げる場合における使用貸借による権利又は賃借権の取得の許可基準

農業協同組合法第10条第２項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地等の所有者から同項の委託を受けることにより法第３条第２項第１号に掲げる権利を取得する場合及び農業協同組合法第11条の50第１項第１号に掲げる場合において、農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合であって自ら農業経営を行う体制が整備されていないと認められる場合等農業協同組合又は農業協同組合連合会がその申請に係る農地等について農業経営を適切に行うと認められないときは、許可しないものとする。

３　法第３条第２項第１号の判断基準

法第３条第２項第１号に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」とは、法第３条第１項の許可の申請に係る農地等及び当該農地等について同条第２項第１号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等（以下「権利取得者等」という。）が既に同号に掲げる権利を有している農地等をいう。

この場合において、権利取得者等が既に所有し、又は使用及び収益を目的とする権利を有している農地等であって、他の者に使用及び収益を目的とする権利が設定されているものは、第一義的には、当該他の者が耕作又は養畜の事業に供すべきものであるため、当該権利取得者等が「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」に含まれない。

ただし、農地が適切に耕作されていない、農地の賃借料の滞納が継続しているその他の事情により、権利取得者等が、他の者に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等の返還を受けて、自ら耕作又は養畜の事業に供することにつき支障がないにもかかわらず、当該他の者に使用及び収益を目的とする権利を設定したまま、他の農地等について法第３条第２項第１号に掲げる権利を取得しようとするときは、「全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」とは認められないものとする。

また、民法第269条の２第１項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定されている農地等は、これらの権利が耕作又は養畜の事業に供することを目的として設定されるものではないため、当該農地等について正当な権限に基づき耕作又は養畜の事業に供することができる者及びその世帯員等が「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」に含まれる。

なお、法第32条第１項各号に該当する農地の所有者並びにその農地について使用及び収益をする者並びに法第51条第１項各号に該当する者については、耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められないことは当然である。

(2) 「効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」と認められるかについては、近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地等の生産性と比較して判断する。

この場合において、権利取得者等の経営規模、作付作目等を踏まえ、次の要素等を総合的に勘案する。

①　機械

権利取得者等が所有している機械のみならず、リース契約により確保されているものや、

今後確保すると見込まれるものも含む。

② 労働力

農作業等に従事する権利取得者の人数のみではなく、雇用によるものや、今後確保すると見込まれるものも含み、これらの者の配置の状況も勘案する。

③ 技術

権利取得者等に限らず、農作業等に従事する者の技術をいう。

なお、農作業の一部を外部に委託する場合には、権利取得者等に加え、委託先の農作業に関する技術も勘案する。

なお、権利取得者等の住所地から取得しようとする農地等までの距離で画一的に判断することは、今日では、権利取得者等以外の者の労働力も活用して農作業を行うことも多くなっていること、著しく交通が発達したこと等を踏まえ、適当ではない。

また、権利取得者等が許可の申請の際現に使用及び収益を目的とする権利を有している農地等のうちに、生産性が著しく低いもの、地勢等の地理的条件が悪いものその他のその地域における標準的な農業経営を行う者が耕作又は養畜の事業に供することが困難なものが含まれている場合には、当該農地等について、今後の耕作に向けて草刈り、耕起等当該農地等を常に耕作し得る状態に保つ行為が行われていれば、当該農地等については、法第32条第１項各号に掲げる農地には該当せず、当該農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行っていると認められるものとする。

なお、法第32条第１項各号に該当する農地の所有者並びにその農地について使用及び収益をする者並びに法第51条第１項各号に該当する者については、耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められないことは当然である。

また、権利取得者等が法第３条第１項、第42条第１項の規定による市町村長の命令又は農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の２第１項若しくは第15条の３の規定による命令その他の農業に関する法令（以下「農地法その他の農業関係法令」という。）に違反しているか否か等も勘案して判断する。

(3) (2)の判断に当たっては、農地等の効率的な利用が確実に図られるかを厳正に審査する必要があるが、新規就農希望者（農業を副業的に営もうとする者を含む。）による権利取得であること等を理由としていたずらに厳しい運用や排他的な取扱いをしないよう留意する。

また、農地等についての賃借権等の取得については、絶対的な管理・処分権限がある所有権の取得と異なり、仮に不適正な利用があった場合においても、契約の解除等により農地等を所有者に戻すことができること等を踏まえ、特に農地等を利用する者の確保・拡大を図ることを旨として取り扱うことが重要である。

なお、耕作又は養畜の事業以外の土地を利用した事業を行っている者及び過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行った者については、審査を特に厳正に行わなければならないことは言うまでもない。特に、権利取得者等が、権利取得後において行う耕作又は養畜の事業の具体的内容を明らかにしない場合には、資産保有目的・投機目的等で農地等を取得しようとしているものと考えられることから、農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものとは認められない。また、権利取得者等が農地を自家消費を目的とした農作物の栽培等の用に供する場合であっても許可をすることは可能であるが、権利取得後において当該農地の一部のみで耕作の事業を行う場合やその事業が近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地の生産性と比較して相当程度劣ると認められる場合には、農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものとは認められない。このほか、例えば、次の場合において、農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものとは認められないと判断するときは、法第３条第２項第１号に該当する。

① 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行った者による権利取得

② 現に農地法その他の農業関係法令に違反している者でないものの、過去に違反した者によ

る権利取得

③　権利取得後、短期間で遠隔地に転居する又は短期間で在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２第３項の在留期間をいう。）が満了し、かつ、更新等の見込みがないと認められる者等による権利取得

(4) 一般に、耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権原に基づいてその事業に供している農地等につき当該事業を行う者又はその世帯員等以外の者が所有権を取得しようとする場合には、当該農地等は所有権を取得しようとする者及びその世帯員等の法第３条第２項第１号の「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」に該当する。この場合において、当該農地等で耕作又は養畜の事業を行う者が第三者に対抗することができる権利に基づいてその事業を行っているときであっても、許可の申請の時における所有権を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、この法律その他の農業に関する法令の遵守の状況等からみて、①及び②に該当する場合には、不許可の例外となる。

①　許可の申請の際現にその者又はその世帯員等が耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

②　その土地についての所有権以外の権原の存続期間の満了その他の事由によりその者又はその世帯員等がその土地を自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期が明らかであり、可能となった場合において、これらの者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

①及び②の判断については、「許可の申請の時における所有権を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、この法律その他の農業に関する法令の遵守の状況等」には、今後確保する見込みの機械、労働力等は含まれず、許可の申請の時に現に所有等しているもので判断する。

また、②について判断する際には、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者に対し、当該農地等での耕作又は養畜の事業の継続の意向を確認するものとする。

なお、その際、その農地等の所有権を取得しようとする者又はその世帯員等が自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期が、許可の申請の時から１年以上先である場合には、所有権の取得を認めないことが適当である。

ただし、農地所有適格法人に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等について、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合にあっては、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるときに限り、当該構成員が自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期にかかわらず、所有権の取得を認めることができるものとする。

４　法第３条第２項第２号の判断基準

(1) 法第３条第２項第２号に該当するかの判断に当たっては、農地等について同項第１号に掲げる権利を取得しようとする法人が許可の申請の時点に法第２条第３項各号に掲げる農地所有適格法人要件を満たしていても、農地等の権利の取得後に要件を満たし得ないと認められる場合には、許可することができないものとする。

この場合において、例えば、その他事業の種類や規模等からみて、その他事業の売上高見込みが不当に低く評価されていると認められるなど、事業計画が不適切と認められる場合には、その法人に書類の補正等を行わせ、信頼性のある計画に改めさせる等の指導を行うものとする。

(2) 法人の設立手続中に農地等の現物出資を受ける場合には、当該法人が法第３条第１項の許可を得ることが必要であるが、その場合には、その設立しようとする法人が法第２条第３項各号に掲げる農地所有適格法人要件を満たし得ると認められ、かつ、定款を作成している場合には、設立登記前であっても、農地所有適格法人として取り扱うものとする。

なお、この場合の許可申請書には、定款に定めがあるか、又は株主総会若しくは社員総会で選任された理事、取締役その他の代表者の署名を求めるものとする。

５　法第３条第２項第４号の判断基準

法第３条第２項第４号に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 「耕作又は養畜の事業に必要な農作業」とは、当該地域における農業経営の実態からみて通常農業経営を行う者が自ら従事すると認められる農作業をいう。したがって、当該地域において農業協同組合その他の共同組織が主体となって処理することが一般的となっている農作業はこれに含まれないものとする。

(2) 権利取得者等の農地等についての法第３条第２項第１号に掲げる権利の取得後におけるその経営に係る農作業に従事する日数が年間150日以上である場合には「農作業に常時従事する」と認めるものとする。

また、当該農作業に要する日数が年間150日未満である場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば、「農作業に常時従事する」と認めるものとする。このことは、当該農作業を短期間に集中的に処理しなければならない時期において不足する労働力を権利取得者等以外の者に依存していても同様である。

６　法第３条第２項第５号の判断基準

法第３条第２項第５号の「水田裏作」に関する規定は、表作における稲を栽培することによる収益よりも裏作における稲以外の作物を栽培することによる収益の方が高い場合であっても適用する。

７　法第３条第２項第６号の判断基準

農業は、周辺の自然環境等の影響を受けやすく、地域や集落で一体となって取り組まれていることも多い。このため、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合には、許可をすることができないものとされている。

法第３条第２項第６号に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 「周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」とは、例えば、

① 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第１項の規定により定められた農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下この(1)において「地域計画」という。）の達成に支障が生ずるおそれがあると認められる場合

② 既に集落営農や経営体により農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、小面積等の農地の権利取得によって、その利用を分断するような場合

③ 地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、この水利調整に参加しない営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害されるような権利取得

④ 有機農業や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域で、化学的に合成された肥料及び農薬の使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた有機農業等が事実上困難になるような権利取得

⑤ 集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれのある権利取得

⑥ 地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃で賃貸借契約が締結され、周辺の地域における農地の一般的な借賃の著しい引上げをもたらすおそれのある権利取得

等のほか、農業振興地域の整備に関する法律第８条第１項の規定により定められた農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進法第６条第１項の規定により定められた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等の実現に支障を生ずるおそれがある権利取得が該当する。

なお、地域計画においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示することとされている（その区域内に新規参入を促進するエリア等を設定することも可能である。）ことから、当該地図の実現に資するよう、許可の判断をすることが必要である。

(2) 農業委員会は、許可の判断をするに当たっては、人工衛星若しくは無人航空機の利用その他の手段により得られる動画若しくは画像を活用すること等による調査又は現地調査を行うこととし、その際に留意すべき点は、次のとおりである。

① 法第３条第３項の規定の適用を受けて同条第１項の許可を受けようとする法人等による農地等についての権利取得だけでなく、法第３条第１項の許可の申請がなされた全ての事案について本調査を要する。

② 法第３条第３項の規定の適用を受けて同条第１項の許可を受けようとする法人等による農地等についての権利取得、農地等についての所有権の取得、通常取引されていない規模のまとまりのある農地等についての権利取得等については、特に慎重に本調査を行う。

③ (1)の不許可相当の例示を念頭におき、申請に係る農地等の周辺の農地等の権利関係等許可の判断をするに当たって必要な情報について、本調査の前に把握しておく。

８ 法第３条第３項関係

(1) 法第３条第３項の考え方

農地等についての権利取得は法第３条第２項が基本であり、同条第３項は、使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合に限って例外的な取扱いができるようにしているところである。

これは、使用貸借による権利又は賃借権については、不適正な利用があった場合において契約の解除等により所有者に農地等を戻すことが可能であるが、これと異なり、所有権については所有者が絶対的な管理・処分権限を持つところであり、それぞれの権利の性質の違いに応じて取り扱うものとされたものである。

法第１条の目的においては、「耕作者自らによる農地の所有」等が規定され、今後とも農地の所有権の取得については農作業に常時従事する個人と農地所有適格法人に限るべきであることが明確にされたところである。

(2) 法第３条第３項の判断基準

① 法第３条第３項第２号の「適切な役割分担の下に」とは、例えば、農業の維持発展に関する話合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等をいう。

これらについて、例えば、農地等について使用貸借による権利又は賃借権を取得しようとする者は、確約書を提出すること、農業委員会と協定を結ぶこと等が考えられる。

② 法第３条第３項第２号の「継続的かつ安定的に農業経営を行う」とは、機械や労働力の確保状況等からみて、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあることをいう。

③ 法第３条第３項第３号の「業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる」とは、業務を執行する役員又は当該使用人のうち、一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業（農作業、営農計画の作成、マーケティング等を含む。）の担当者として、農業経営に責任をもって対応できるものであることが担保されていることをいう。

④ 則第17条の「法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者」とは、支店長、農場長、農業部門の部長その他いかなる名称であるかを問わず、その法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任をもって対応できる者をいう。

権限及び責任を有するか否かの確認は、当該法人の代表者が発行する証明書、当該法人の組織に関する規則（使用人の権限及び責任の内容及び範囲が明らかなものに限る。）等で行う。

９ 法第３条第３項の事務処理基準

(1) 農業委員会は、法第３条第３項の規定の適用を受けて同条第１項の許可を受けた法人等が撤退した場合の混乱を防止するため、次の①から④までの事項が契約上明記されているか、①から④までの事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための取決めを実行する能力があるかについて確認するものとする。

① 農地等を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか

② 原状回復の費用は誰が負担するか

③ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決めがあるか

④　貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決めがあるか

(2) 農業委員会は、法第３条第３項の規定の適用を受けて同条第１項の許可を受けた法人等が撤退した場合には、次の利用者が継承できるよう、農地等の権利の設定等のあっせん等（農地中間管理事業法第２条第３項に規定する農地中間管理事業等の活用等）について関係機関と十分連携して行うものとする。

(3) 法第３条第３項の規定の適用を受けて同条第１項の許可を受けようとする法人等による農地等の権利取得について、農業委員会は、許否の判断に当たり疑義があれば、地方農政局（北海道にあっては経営局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に積極的に相談されたい。

また、農地所有適格法人以外の法人による農地等の権利取得の状況については、農業委員会・都道府県・地方農政局の間で情報が共有されるよう配慮されたい。

10　法第３条第４項の事務処理基準

農業委員会は、法第３条第４項の規定により通知する際は、当該通知を受けた市町村長が意見を述べるべき期限を定めるものとする。

11　法第３条第５項の許可条件

農業委員会は、農地所有適格法人に対して法第３条第１項の許可をするに当たっては、同条第５項の規定に基づき、農地等の権利の取得後においてその耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は許可を取り消す旨の条件を付けるものとする。

12　構造改革特別区域法第24条第１項の規定の適用を受けてする法第３条第１項の許可

農業委員会は、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第24条第１項の規定の適用を受けて法第３条第１項の許可をするかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 構造改革特別区域法第24条第１項第１号に規定する契約（以下単に「契約」という。）は、当該許可を受けて農地等の所有権を取得した法人が当該農地等を所有している限り、その効力を有する必要がある。このため、例えば、民法第579条に規定する買戻しの特約は、同法第580条の規定により買戻しの期間が10年を超えることができないことから、契約として不適当である。

また、農業委員会は、当該許可をするに当たっては、法第３条第５項の規定に基づき、構造改革特別区域法第24条第３項に規定する条件のほか、同条第２項に規定する地方公共団体が、不動産登記法（平成16年法律第123号）第116条第１項に基づき、遅滞なく、契約に係る農地等の所有権の移転請求権の保全のための仮登記を同法第６条第１項に規定する登記所に嘱託しなければならない旨の条件を付けるものとする。

(2) 構造改革特別区域法第24条第１項第２号及び第３号の判断基準は、８の(2)と同様とする。

第４　法第３条の２関係

法第３条の２の規定は、法第３条第３項の規定の適用を受けて同条第１項の許可を受けた者について、事後においても農地等の適正な利用の確保を確認することが重要であることから、設けられているところである。

なお、法第３条の２第１項の勧告は、同条第２項第２号の許可取消の前置手続であることから、地域の営農状況等に著しい被害を与えていることを十分確認した上で行うこととし、勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは必ず法第３条第３項の規定の適用を受けてした同条第１項の許可を取り消さなければならない。

(1) 法第３条の２第１項の判断基準

①　「相当の期限」とは、講ずべき措置の内容、生じている支障の除去の緊急性等に照らして、個別具体的に設定されるものであるが、法第３条の２第１項各号の状況を可能な限り速やか

に是正するために必要な期限とするものとする。

② 法第３条の２第１項第１号に該当する場合とは、第３の７の(1)の法第３条第２項第６号の判断基準に該当する場合であって、例えば、病害虫の温床になっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えている場合等をいう。

③ 法第３条の２第１項第２号に該当する場合とは、第３の８の法第３条第３項関係の(2)の①及び②に該当しない場合であって、例えば、担当である水路の維持管理の活動に参加せず、その機能を損ない、周辺の農地の水利用に著しい被害を与えている場合等をいう。

④ 法第３条の２第１項第３号に該当する場合とは、第３の８の法第３条第３項関係の(2)の③に該当しない場合であって、例えば、法人の農業部門の担当者が不在となり、地域の他の農業者との調整が行われていないために周辺の営農活動に支障が生じている場合等をいう。

(2) 法第３条の２第２項の事務処理基準

法第３条の２第２項各号に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

① 法第３条の２第２項第１号の「農地又は採草放牧地を適正に利用していない」とは、法第４条第１項又は法第５条第１項の規定に違反して使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地等を農地等以外のものにしている場合、使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地を法第32条第１項第１号に該当するものにしている場合等をいう。

② 法第４条第１項又は法第５条第１項の規定に違反して使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地等を農地等以外のものにしている場合には、違反を確認次第直ちに使用貸借による権利又は賃借権を設定した者に対し契約の解除を行う意思の確認を行い、契約の解除が行われない場合には、許可の取消しを行うものとする。この場合の手続については、行政手続法（平成５年法律第88号）第３章の規定により行う。

③ 使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地を法第32条第１項第１号に該当するものにしている場合には、その状態が確認された時点から速やかに、使用貸借による権利又は賃借権を設定した者に対し契約の解除を行う意思の確認を行い、契約の解除が行われない場合には、許可の取消しを行うものとする。この場合の手続については、行政手続法第３章の規定により行う。

(3) 法第３条の２第３項の事務処理基準

「あっせんその他の必要な措置」とは、当該農地等の所有者に対しての当該農地等についての権利の設定等のあっせん等（農地中間管理事業法第２条第３項に規定する農地中間管理事業等の実施等）の働きかけ等をいう。

第５　法第３条の３関係

農地等についての権利取得の届出は、農業委員会が許可等によっては把握できない農地等についての権利の移動があった場合にあっても、農業委員会がこれを知り、その機会をとらえて、農地等の適正かつ効率的な利用のために必要な措置を講ずることができるようにするものである。

この届出の取扱いについては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 法第３条の３に基づき届け出なければならないこととされている農地等についての権利取得は、具体的には、相続（遺産分割、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む。）、法人の合併・分割、時効等による権利取得をいう。

(2) 「遅滞なく」とは、農地等についての権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内の期間とする。

(3) なお、この届出は、法第３条第１項本文に掲げる権利取得の効力を発生させるものではないことに留意するものとする。

例えば、届出をしたことにより時効による権利の取得が認められるというものではない。

第６　法第４条関係

１　法第４条第６項に規定する許可基準

都道府県知事又は指定市町村（法第４条第１項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）は、法第４条第１項の許可をするか否かの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 法第４条第６項第１号の判断基準

① 法第４条第６項第１号イに掲げる農地を転用する場合に令第４条第１項第１号に掲げる事由に該当するか否かの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

ア 令第４条第１項第１号イの「一時的な利用」とは、申請に係る目的を達成することができる必要最小限の期間をいい、農業振興地域の整備に関する法律第８条第１項又は第９条第１項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から、３年以内の期間に限定するものとする。

イ 令第４条第１項第１号イの「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる」とは、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であって、かつ、利用の目的が当該農地を農地として利用することと比較して優先すべきものであると認められる（具体的には、令第４条第１項第２号イからへまでのいずれかに該当するものが対象となり得る。）場合をいうものとする。

ウ 砂利の採取を目的とする一時転用については、次に掲げる要件の全てが満たされなければならないものとする。

(ｱ) 砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋戻し及び廃土の処理を行うことにより、転用期間内に確実に当該農地を復元することを担保するため、次のいずれかの措置が講じられていること。

ａ 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により都道府県知事の認可を受けた採取計画（以下「採取計画」という。）が当該砂利採取業者と砂利採取業者で構成する法人格を有する団体（その連合会を含む。）との連名で策定されており、かつ、当該砂利採取業者及び当該団体が採取跡地の埋戻し及び農地の復元について共同責任を負っていること。

ｂ 当該農地の所有者、砂利採取業者並びに採取跡地の埋戻し及び農地の復元の履行を保証する資力及び信用を有する者（以下「保証人」という。）の三者間の契約において、次に掲げる事項が定められていること。

(a) 当該砂利採取業者が採取計画に従って採取跡地の埋戻し及び農地の復元を行わないときには、保証人がこれらの行為を当該砂利採取業者に代わって行うこと。

(b) 当該砂利採取業者が適当な第三者機関に採取跡地の埋戻し及び農地の復元を担保するのに必要な金額の金銭等を預託すること。

(c) 保証人が当該砂利採取業者に代わって採取跡地の埋戻し及び農地の復元を行ったときには、(b)の金銭等をその費用に充当することができること。

(ｲ) 砂利採取業者の農地の復元に関する計画が、当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する見地からみて適当であると認められるものであること。また、当該農地について土地改良法（昭和24年法律第195号）第２条第２項に規定する土地改良事業の施行が計画されている場合においては、当該土地改良事業の計画と農地の復元に関する計画との調整が行われていること。

② 則第33条第２号に掲げる施設に該当するか否かの判断は、次によるものとする。

ア 「農業従事者」には、農業従事者の世帯員も含まれるものとする。

イ 「就業機会の増大に寄与する施設」に該当するか否かは、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合がおおむね３割以上であるか否かをもって判断するものとする。ただし、人口減少、高齢化の進行等により雇用可能な農業従事者の数が十分でないことその他の特別の事情がある場合には、このような事情を踏まえて都道府県知事等が設定した基準（以下このイにおいて「特別基準」という。）により判断して差し支えない。

当該施設の用に供するために行われる農地転用に係る許可の申請を受けた際には、申請書に雇用計画及び申請者と地元自治体との雇用協定を添付することを求めた上で、農業従

事者の雇用の確実性の判断を行うものとする。

なお、雇用計画については、当該施設において新たに雇用されることとなる者の数、地元自治体における農業従事者の数及び農業従事の実態等を踏まえ、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合がおおむね３割以上となること（特別基準が設定されている場合にあっては、当該特別基準を満たすこと）が確実であると判断される内容のものであるものとする。

また、雇用協定においては、当該施設において新たに雇用された農業従事者（当該施設において新たに雇用されたことを契機に農業に従事しなくなった者を含む。以下このイにおいて同じ。）の雇用実績を毎年地元自治体に報告し、当該施設において新たに雇用された者に占める農業従事者の割合がおおむね３割以上となっていない場合（特別基準が設定されている場合にあっては、当該特別基準を満たしていない場合）にこれを是正するために講ずべき措置を併せて定めるものとする。この講ずべき措置の具体的な内容としては、例えば、被雇用者の年齢条件を緩和した上で再度募集をすること、近隣自治体にまで範囲を広げて再度募集すること等が想定される。

⑵ 法第４条第６項第３号の判断基準

申請に係る事業の施行に関して法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議を行っていない場合については、則第47条第１号に掲げる事由に該当し、申請に係る農地を申請に係る用途に供することが確実と認められないと判断するものとする。

⑶ 法第４条第６項第６号の判断基準

法第４条第６項第６号の「その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されること」とは、一時的な利用に供された後、速やかに農地として利用することができる状態に回復されることをいう。

２　法第４条第１項の許可に係る事務処理基準

法第４条第１項の許可に係る事務の処理に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

⑴ 賃借権の設定された農地の転用に係る事務処理

申請に係る農地の全部又は一部が賃借権の設定された農地である場合であって、当該農地について耕作を行っている者以外の者が転用する場合の許可は、その農地に係る法第18条第１項の賃貸借の解約等の許可と併せて処理するものとする。

⑵ 公的な計画との調整

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第５条第１項に規定する実施計画に基づく施設用地の整備など地域の振興等の観点から地方公共団体等が定める公的な計画に従って農地を転用して行われる施設整備等については、農業上の土地利用との調和を図る観点から、当該実施計画の策定の段階で、転用を行う農地の位置等について当該実施計画の所管部局と十分な調整を行うものとする。

⑶ 法第４条第７項の許可条件

都道府県知事等は、法第４条第１項の許可を行う際は、同条第７項に規定する必要な条件として、次に掲げる条件を付するものとする（③に掲げる条件については、農地の転用目的が一時的な利用の場合に限る。）。

なお、都道府県知事等は、条件を付する場合は、一定の期間内に一定の行為をしない場合には許可が失効するというような解除条件は避ける等、その後の許可の効力等につき疑義を生ずることのないよう明確な条件を付けるものとする。

① 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

② 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から３か月後及びその後１年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

③ 申請書に記載された工事の完了の日までに農地に復元すること。

⑷ 許可書に対する注意事項の記載

都道府県知事等は、法第４条第１項に基づき許可書を申請者に交付するときは、その許可書に下記の注意事項を記載するものとする。

［注意事項］

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第１項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。

(5) 農業委員会に対する通知

都道府県知事等は、法第４条第１項の処分を行った場合には、その旨を申請に係る農地の所在する市町村の区域を管轄する農業委員会に通知するものとする。

(6) 農地転用許可等に係る工事の完了前についての取扱い

法第４条第１項の許可に係る土地について、当該許可に係る工事が完了する前に、当該土地が農地以外の土地であると判断することは、適切でない。

また、法第４条第１項ただし書の規定の適用を受ける土地についても、同様である。

なお、当該土地について工事が完了する前に同項各号のいずれにも該当しなくなった場合には、改めて許可を受ける必要があることに留意する。

３　法第４条第１項第７号の届出に係る事務処理基準

農業委員会は、法第４条第１項第７号の規定による届出の受理に係る事務の処理に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 土地改良区に対する通知

農業委員会は、法第４条第１項第７号の規定による届出があった場合において、当該届出に係る農地が土地改良区の地区内にあるときは、農地の転用を行う旨の届出がなされたことを当該土地改良区に通知するものとする。

(2) 届出を受理しない場合

法第４条第１項第７号の規定による届出については、少なくとも次に掲げる場合には、当該届出が適正なものではないこととして不受理とするものとする。

ア　届出に係る農地が市街化区域にない場合

イ　届出者が届出に係る農地につき権原を有していない場合

ウ　届出書に添付すべき書類が添付されていない場合

４　法第４条第８項の協議に係る事務処理基準

法第４条第８項の協議に係る事務の処理に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 法第４条第８項の協議の手続

国、都道府県又は指定市町村が農地を農地以外のものにしようとする場合には、直接、都道府県知事（指定市町村の区域内にあっては、指定市町村の長。以下この(1)において同じ。）に対し、文書により協議を求めるものとし、当該文書の提出により協議を受けた都道府県知事は、当該協議を成立させるか否かについて文書により回答するものとする。

(2) 法第４条第８項の協議の基準

当該協議を成立させるか否かの判断基準については、法第４条第６項に規定する許可基準の例によるものとする。

第７　法第５条関係

１　都道府県知事等の事務処理基準

都道府県知事等は、法第５条第１項及び第４項に係る事務の処理に当たっては、法令の定めによるほか、第６の１、２及び４と同様に行うものとする。

２　農業委員会の事務処理基準

農業委員会は、法第５条第１項第６号に係る事務の処理に当たっては、法令の定めによるほか、

第６の３と同様に行うものとする。

第８　法第６条、第７条及び第14条関係

１　農業委員会は、法第６条第２項の規定による勧告及び法第７条第２項の規定による買収すべき農地等の認定を行うため、法第６条第１項の規定による法人の事業の状況等の報告を受けた場合、法第14条の規定による立入調査を行った場合等は、法第２条第３項各号に掲げる要件に関する事項について台帳に記録するものとする。

２　法第７条第１項の規定による農地等の買収は、農地所有適格法人の要件を充足しない法人が農地等を所有し、又は利用し続けるという状態を解消するための措置である。

このため、同項にいう農地所有適格法人でなくなったかについては、ある特定の時点をとらえて判断するのではなく、農地所有適格法人の要件を再び充足することが困難であり、当該要件を欠いた状態のまま、農地等を所有し、又は利用し続けると認められるかによって判断するものとする。したがって、理事等のうちその法人の常時従事者たる構成員が占める割合が一時的に過半でなくなった場合等、農地所有適格法人の要件を再び充足すると見込まれる場合は、農地所有適格法人でなくなった場合との取扱いは行わないものとする。

また、農地所有適格法人が要件を欠いている状態であっても、近く解散する予定で事業を廃止するため自ら農地等の処分を進めている場合、近く競売等により農地等の処分が行われると見込まれる場合等、当該法人が引き続き農地等を所有し、又は利用することが見込まれない場合には、農業委員会は、同条第２項の規定による公示を当分の間見合わせるものとする。

第９　法第18条関係

１　法第18条第１項の許可対象

(1) 法第18条第１項第１号関係

「信託行為によりその信託が終了することとなる日」とは、信託を設定する行為によって定められた信託期間の終了の日をいう。信託契約が変更され、信託期間に変更があったときは、変更後の信託期間の終了の日をいう。

(2) 法第18条第１項第２号関係

賃貸人の一方的意思表示によって「合意による解約」が成立する旨をあらかじめ定める等「合意による解約」について賃貸借の当事者が実質的に合意をしたときが法第18条第１項第２号にいう「合意」のときであると解され、そのときが農地等を引き渡すこととなる期限前６か月前である場合には、その合意に係る「合意による解約」をしようとする当事者は都道府県知事（指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内にあっては、指定都市の長）の許可を受けなければならない。

(3) 法第18条第１項第３号関係

①　「期間の満了前にその期間を変更したもの」には、賃貸借の期間を延長したものはもちろん、その期間を短縮したものも含まれる。

②　期間の定めのない賃貸借につきその期間を定めた場合におけるその賃貸借については、法第18条第１項第３号の「10年以上の期間」の始期は、その期間を定めたときをいう。

(4) 法第18条第１項第４号関係

農業委員会に届出を行った場合であっても、届出に係る農地等が適正に利用されている場合には解除の効力を生じないことは言うまでもない。

２　法第18条第１項の許可基準

都道府県知事又は指定都市の長は、法第18条第１項の許可をするかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 法第18条第２項第１号の判断基準

法第18条第２項第１号の「信義に反した行為」とは、特段の事情がないのに通常賃貸人と賃

借人の関係を持続することが客観的にみて不能とされるような信義誠実の原則に反した行為をいうものとする。

例えば、賃借人の借賃の滞納、無断転用、田畑転換等の用法違反、無断転貸、不耕作、賃貸人に対する不法行為等の行為が想定される。

(2) 法第18条第２項第２号の判断基準

法第18条第２項第２号に該当するかは、例えば、具体的な転用計画があり、転用許可が見込まれ、かつ、賃借人の経営及び生計状況や離作条件等からみて賃貸借契約を終了させることが相当と認められるか等の事情により判断するものとする。

(3) 法第18条第２項第３号の判断基準

法第18条第２項第３号に該当するかは、賃貸借の消滅によって賃借人の相当の生活の維持が困難となるおそれはないか、賃貸人が土地の生産力を十分に発揮させる経営を自ら行うことがその者の労働力、技術、施設等の点から確実と認められるか等の事情により判断するものとする。

(4) 法第18条第２項第６号の判断基準

法第18条第２項第６号の「その他正当の事由がある場合」とは、賃借人の離農等により賃貸借を終了させることが適当であると客観的に認められる場合とする。

これらの判断に当たっては、個別具体的な事案ごとに様々な状況を勘案し、総合的に判断する必要があるが、法第２条の２の責務規定が設けられていることを踏まえれば、賃借人が農地を適正かつ効率的に利用していない場合は、法第18条第２項第１号に該当しない場合であっても、同項第６号に該当することがあり得る。

このため、賃貸借の解約等を認めることが農地等の適正かつ効率的な利用につながると考えられる場合には積極的に許可を行うべきである。

３　賃貸借の当事者への通知

農業委員会は、法第18条第６項の規定により賃貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知をした旨の通知を受理した場合で、これらの行為が法第18条第１項ただし書の規定により同項の許可を受けることを要しないものに該当しないと認めるときは、速やかにその賃貸借の当事者に同項の許可を要する旨を通知するものとする。

４　農業委員会に対する通知

都道府県知事又は指定都市の長は、法第18条第１項の処分を行った場合には、その旨を申請に係る農地等の所在する市町村の区域を管轄する農業委員会に通知するものとする。

第10　法第25条関係

１　和解の仲介に当たっての農業委員会の事務処理基準

農業委員会は、法第25条第１項の規定により和解の仲介を行おうとする場合の事務の処理に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 法第25条第１項の「和解の仲介を行うことが困難又は不適当」なときとは、例えば、その利用関係の紛争に係る農地等に他の農業委員会の区域内にある農地等が含まれているとき、その紛争が農地等に係る行政処分の変更等を必要とすることとなることが予想されるとき、その紛争の当事者の一方が当該農業委員会の委員又はその配偶者若しくは世帯員等であるとき等をいう。

(2) 農業委員会は、法第25条第１項の規定による和解の仲介の申立てが当事者の代理人によって行われる場合には、その代理権を有することを証する書面の提出を求めるものとする。

(3) 農業委員会の会長は、法第25条第２項の規定により仲介委員を指名する場合は、当該紛争の当事者の親族である農業委員又は当該紛争について利害関係を有する農業委員は指名しないものとする。

また、農業委員会の会長は、仲介委員に事故がある場合には、その仲介委員の指名を解き、新たに仲介委員を指名するものとする。

(4) 民事調停法（昭和26年法律第222号）による農事調停に付されている紛争について和解の仲介の申立てがあった場合には、その申立ては受け付けておくものとし、和解の仲介は、原則として、当該農事調停の決着を待って行うものとする。
(5) 本条の和解の仲介により和解が成立した場合には、民法第696条の和解の効力が発生する。

2　和解の仲介に当たっての仲介委員の事務処理基準

法第25条第２項の規定により指名された仲介委員は、和解の仲介を行う場合の事務処理に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 代理人の出頭

令第23条第１項の規定に基づき当事者の出頭を求めた場合に、同条第２項の規定により代理人が出頭したときは、当事者がその者に対し仲介についての代理権を授与したことを証する書面の提出を求めるものとする。

(2) 仲介手続の休止

和解の仲介に係る紛争が農事調停等他の法令による紛争処理に係属している場合、その係属中は、仲介手続を休止するものとする。

(3) 和解の仲介の打切り

令第25条第２項の規定により仲介の場において和解の仲介を打ち切ることを決定した場合は、その旨を宣言するものとし、その他の場所においてその旨を決定した場合は、当事者及び参加人に対し、その旨を通知するものとする。

(4) 農業委員会に対する報告

和解が成立した場合又は令第25条第２項の規定により和解の仲介を打ち切った場合には、その経過及び結果を農業委員会に報告するものとする。

(5) 和解の仲介の申立ての取下げ

申立人から仲介の申立ての取下げがあった場合には、和解の仲介を終了するものとし、仲介の場以外において取下げがあった場合には、被申立人及び参加人に対しその旨を通知するものとする。

3　記録

農業委員会は、和解の仲介の申立てがありその仲介を行った場合は、申立人及び仲介委員の氏名並びにその経過及び結果を記録し保管するものとする。この場合、和解の仲介の経過としては、仲介の期日ごとにその出席した仲介委員、当事者、利害関係人等の氏名、仲介の概要及び法第26条の規定により聴取した小作主事の意見を記録するものとする。

4　調書の保管等

農業委員会は、仲介により和解が成立した紛争につき、令第25条第１項の規定による調書の原本を整理しこれを保管するものとする。また、当事者その他利害関係人から申請があった場合には、その調書の謄本を交付するものとする。

第11　法第26条関係

1　小作主事の意見聴取

小作主事は、法第26条の規定により意見を求められた場合は、仲介期日に出席して、当事者から事情を聴いた上で、意見を述べるものとする。

なお、仲介期日に出席できない場合には、仲介委員又は農業委員会の職員等から事件の内容の詳細を聴いた上で、書面によって意見を述べるものとする。

2　記録

小作主事は、法第26条の規定により意見を述べた場合には、その要旨を記録しておくものとする。

第12　法第28条関係

１　農業委員会の意見聴取

都道府県知事（法第28条第２項の規定により小作主事その他の職員に和解の仲介を行わせる場合には、当該職員。２において同じ。）は、仲介を行うため必要があると認める場合には、成立させるべき和解条項の適否及び仲介方針について農業委員会の意見を求めるものとする。

２　準用

第10の２（(4)を除く。）から４までの規定は、都道府県知事が法第28条第１項の規定により和解の仲介を行う場合に準用する。この場合において、第10の３中「法第26条の規定により聴取した小作主事の意見」とあるのは、「農業委員会の意見」と読み替えるものとする。

第13　法第37条から第41条まで関係

１　裁定の申請

(1) 都道府県知事は、農地中間管理権（法第37条に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。）の設定に関する裁定の申請があったときは、当該申請に係る農地の所有者等（法第32条第１項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）、当該申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積、当該申請に係る農地の利用の現況、当該申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細、当該申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第８条第２項第１号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由、希望する農地中間管理権の内容、始期及び存続期間並びに借賃及びその支払の方法その他参考となるべき事項を公告するとともに、その申請に係る所有者等にこれを通知し、２週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

(2) また、所有者等への通知に当たっては、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）、その者の有する権利の種類及び内容、その者の当該農地の利用の状況及び利用計画、その者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由、意見の趣旨及びその理由その他参考となるべき事項について、意見書において明らかにしなければならない旨を併せて通知するものとする。

２　裁定

都道府県知事は、法第39条第１項（法第41条第２項において読み替えて準用する場合を含む。(1)において同じ。）の規定により農地中間管理権又は法第41条第１項に規定する農地を利用する権利（以下「農地中間管理権等」という。）を設定すべき旨の裁定（以下「裁定」という。）をする場合は、次によるものとする。

(1) 法第39条第１項の「当該農地の利用に関する諸事情」とは、農地中間管理権にあっては裁定に係る申請書及び所有者等からの意見書によって把握したその農地の利用の現況、所有者等の農業経営の状況等を、法第41条第１項に規定する農地を利用する権利にあっては裁定に係る申請書及び法第32条第３項（法第33条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公示後の農業委員会からの聴き取りによって把握したその農地の利用の現況等をいい、裁定に当たっては、その農地の利用に関する事情をできるだけ幅広く、かつ、客観的に把握することが適当である。

(2) 農地中間管理権等を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積、その権利の内容並びにその権利の始期及び存続期間は、申請の範囲を超えてはならない。

(3) 農地中間管理権等の内容は、農地の現況及び用途からみて通常用いられる範囲内の利用形態であることとする。例えば、水田に土盛りをして畑として果樹を植栽したり、畑を開田して水稲を栽培したりすることは裁定をする場合における農地中間管理権等の内容としては認められない。

(4) 裁定をする場合における借賃又は借賃に相当する補償金の額については、農業委員会の提供

等による当該農地の近傍類似の農地の借賃等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。

この場合、農地中間管理権等の設定を受ける農地中間管理機構が当該農地を利用するために復旧工事を行う必要があると都道府県知事が認めるときは、復旧に必要な費用として算定した額を勘案して借賃又は借賃に相当する補償金の額から減額することができるものとする。

なお、法第41条第１項に規定する農地を利用する権利に係る借賃に相当する補償金の額は、当該権利の存続期間に係る金額である。

３　法第41条関係

(1) 法第41条第１項の規定による農地を利用する権利が設定された農地については、その残存期間が１年以下となった場合には、法第33条第１項に該当する農地となることから（則第78条第３号）、当該権利の設定を受けていた農地中間管理機構が当該農地の利用を希望する場合は、当該権利が速やかに設定されるよう配慮されたい。

(2) 法第41条第５項により供託された補償金の還付手続については、当該農地の権利を有することを証する登記簿謄本（所有権以外の権原による場合は、法第３条の農業委員会の許可を受けたことを証する書面）を添えて行うものとする。

第14　法第43条関係

１　法の適用

法第43条第１項の規定による届出に係る同条第２項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供される土地（以下「高度化施設用地」という。）については、当該農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして、法の全ての規定が適用される。

２　農作物栽培高度化施設の基準

(1) 則第88条の３第１号の判断基準

①　「専ら農作物の栽培の用に供されるものであること」について、一律の基準は設けないが、施設内における農作物の栽培と関連性のないスペースが広いなど、一般的な農業用ハウスと比較して適正なものとなっていない場合には要件を満たさないと判断される。

②　農業委員会は、農作物栽培高度化施設が、専ら農作物の栽培の用に供されることを担保するため、則第88条の２第２項第６号イに規定する書面を提出する必要があることを、届出者（既に当該施設が設置されている高度化施設用地について、法第３条第１項に掲げる権利を取得する場合には、当該土地の権利取得者。以下第14において同じ。）に通知すること。

③　なお、農業委員会は、則第88条の２第２項第５号に規定する営農に関する計画（以下「営農計画書」という。）に記載された生産量と販売量を確認し、届出に係る施設の規模が一般的な農作物の栽培に係る施設の規模と比べて実態に即したものとなっていないと考えられる場合には、当該施設における営農継続を担保する観点から、必要に応じて、施設を適切な規模に見直すよう届出者に助言することが適当である。適切な規模となっているかどうかの判断に迷うときには、都道府県機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第１項に規定する都道府県機構をいう。）を通じて、都道府県等の施設園芸関係部局に助言を求めることが適当である。

この際、地方公共団体その他の関係者は、同法第54条に基づき、都道府県機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならないこととされていることに留意すること。

(2) 則第88条の３第２号の判断基準

①　同号イの判断基準

「農地法施行規則第88条の２第２項第４号及び第88条の３第２号イの農林水産大臣が定める施設の高さに関する基準（平成30年農林水産省告示第2551号。以下第14において「告示」という。）」により、以下に留意して判断すること。

ア　告示の２の「高さが８メートル以内」とは、施設の設置される敷地の地盤面（施設の設置に当たって概ね30cm以下の基礎を施工する場合には、当該基礎の上部をいう。以下この(2)において同じ。）から施設の棟までの高さが８メートル以内であることをいう。

　また、「軒の高さが６メートル以内」とは、施設の設置される敷地の地盤面から当該施設の軒までの高さが６メートル以内であることをいう。

イ　告示の２の「透過性のないもの」とは、着色されたフィルムや木材板、コンクリートなど日光を透過しない素材をいう。

ウ　告示の２の「屋根又は壁面を覆う」とは、屋根や壁面について、柱、梁、窓枠、出入口を除いた部分の大部分の面積を被覆素材が覆っている状態をいう。

エ　告示の２の「周辺の農地におおむね２時間以上日影を生じさせることのないもの」とは、当該施設の設置によって、周辺農地の地盤面に概ね２時間以上日影を生じさせないことをいい、判断に当たっては次によるものとする。

　農作物栽培高度化施設を設置するために、届出に係る土地に新たに施設を設置する場合にあっては、則第88条の２第２項第４号の規定による図面により、春分の日及び秋分の日の午前８時から午後４時までの間において２時間以上日影が生じる範囲に周辺農地が含まれていないことを確認することによって判断する。

　既存の施設の底面をコンクリート等で覆うための届出が行われた場合にあっては、等時間日影図又は届出書に記載された当該施設の軒の高さと、施設の敷地と隣接（道路、水路、線路敷等を挟んで接する場合を含む。）する農地との敷地境界線から当該施設までの距離が、次に該当することを確認することによって判断する。

施設の軒の高さ	敷地境界線から当該施設までの距離
２ｍ以内	２ｍ
２ｍ超　３ｍ以内	２．５ｍ
３ｍ超　４ｍ以内	３．５ｍ
４ｍ超　５ｍ以内	４ｍ
５ｍ超　６ｍ以内	５ｍ

②　同号ロの判断基準

ア　「その他周辺の農地に係る営農条件に著しい支障」とは、例えば、周辺農地の土砂の流出又は崩壊、雨水の流入等により、営農条件に著しい支障が生じる場合が想定される。

イ　「必要な措置が講じられていること」とは、例えば、土砂の流出による周辺農地への支障が生じることが想定される場合には、それを防止するための擁壁の設置など、農作物栽培高度化施設の設置によって想定される周辺農地の営農条件に著しい支障が生じないよう必要な措置が講じられているかによって判断する。

　なお、農作物栽培高度化施設が設置された後、周辺農地の営農条件に著しい支障が生じた場合において、当該支障を防除することが担保されるよう、届出者から、施設を設置することによって、周辺農地に著しい支障が生じた場合には適切な是正措置を講ずる旨の同意書の提出を求めること。

　また、施設の設置によって、営農条件に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合には、当該支障を防止するための措置を講ずることを記載した書面の提出を求めた上で、支障を防止するために十分な措置となっているか判断すること。

(3)　則第88条の３第３号の判断基準

①　「施設の設置に必要な行政庁の許認可等」については、法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁の許可、認可、承認等をいう。

②　「許認可等を受けていること」については、則第88条の２第２項第８号に規定する許認可

等（以下第14において「許認可等」という。）を受けたことを証する書面により確認して判断すること。

③　「許認可等を受ける見込みがあること」については、届出書に添付する許認可等を受ける見込みがあることを証する書面に記載された担当部局への問い合わせにより確認して判断すること。

(4) 則第88条の３第４号の判断基準

「施設が法第43条第２項に規定する施設であることを明らかにするための標識」とは、次の全ての要件を満たす必要がある。

①　敷地に設置されている施設が、同項に基づく農作物栽培高度化施設であることを表示したものであること。

②　耐久性を持つ素材で作成されたものであり、敷地外から目視によって記載されている内容を確認できる大きさのものであること。

(5) 則第88条の３第５号の判断基準

「届出に係る土地が所有権以外の権原に基づいて施設の用に供される場合」とは、届出に係る土地が所有権以外の権原に基づき高度化施設用地とされる全ての場合をいう。

また、共有となっている農地（高度化施設用地を除く。）を高度化施設用地とするために法第43条第１項に掲げる届出を行う場合には、当該農地について所有権を有する者の全ての同意を得る必要があること。

(6) 附帯設備の取扱い

農作物栽培高度化施設に設置する事務所、駐車場等の附帯設備の取扱いについては、「施設園芸用地等の取扱いについて（回答）（平成14年４月１日付け13経営第6953号経営局構造改善課長通知）」で示したとおり、高度化施設用地における農作物の栽培に通常必要不可欠なものとは言えず、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる場合には、高度化施設用地として取り扱うことはできない。

(7) 農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に太陽光発電設備等を設置する場合等の取扱い

農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に太陽光発電設備等を設置する場合等は、(1)から(6)までのほか、次の①又は②によること。

①　農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に設置する場合

農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に太陽光発電設備等を設置する場合において、次のいずれかに該当するときは、農作物栽培高度化施設に該当する。

ア　売電しない場合

発電した電力を農作物栽培高度化施設に設置されている設備に直接供給するものであり、発電能力が当該農作物栽培高度化施設の瞬間的な最大消費電力を超えないこと

イ　売電する場合

次のいずれかの者が、その計画に位置付けられた農作物栽培高度化施設に設置すること

(ｱ) 農業経営基盤強化促進法第12条第１項の規定に基づく農業経営改善計画（同法第13条第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいう。以下５の(1)の③において同じ。）の認定を受けた者

(ｲ) 農業経営基盤強化促進法第14条の４第１項の規定に基づく青年等就農計画（同法第14条の５第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいう。以下５の(1)の③において同じ。）の認定を受けた者

②　農作物栽培高度化施設に附帯して農地に設置する場合

農作物栽培高度化施設に設置する附帯設備の取扱いについては(6)で示したとおりであり、農作物栽培高度化施設に附帯して太陽光発電設備等を農地に設置する場合についても、高度化施設用地における農作物の栽培に通常必要不可欠なものとは言えず、当該高度化施設用地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる場合には、高度化施設用地として取り扱うことはできない。

３　法第43条第１項の規定による届出

法第43条第１項の規定による届出については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、届出内容を変更する場合についても、これを準用する。

(1) 届出手続

① 農地（高度化施設用地を除く。）を高度化施設用地（高度化施設用地において農作物栽培高度化施設の増改築や建て替えを行う場合を含む。）とするため、法第43条第１項の規定による届出をしようとする者には、「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について（平成30年11月20日付け30経営第1796号経営局長通知。以下「運用通知」という。）様式例第１号による届出書を当該農地の所在地を所管する農業委員会に提出させる。

② ①の届出書には、次に掲げる書類を添付させる。

ア 則第88条の２第２項各号に規定される書類

これらの書類については、次の点に留意すること。

(ｱ) 同項第３号に規定する図面については、同号に規定する事項のほか、届出に係る施設の底面について、次のいずれかの用途に利用するのかを明らかにするものであること。

（ｉ） 農作物の栽培施設

（ii） 作業用通路、環境制御装置の置場、その他農作物の栽培に必要不可欠な施設

(ｲ) 同項第４号に規定する図面については、届出に係る施設について、次の事項を示すものであること。

（ｉ） 農作物栽培高度化施設が、春分の日及び秋分の日の午前８時から午後４時までの間において、平均地盤面からの高さ０ｍに２時間以上日影を生じさせる範囲

（ii） 敷地境界線

（iii） 縮尺及び方位

（iv） 敷地内における農作物栽培高度化施設の位置

（ｖ） 農作物栽培高度化施設からの水平距離５ｍ及び10ｍの線

(ｳ) 同項第５号に規定する計画については、運用通知様式例第２号により提出すること。なお、２の(7)の①のいずれかに該当する場合は、同規定に該当することがわかる資料を併せて提出させる。

(ｴ) 同項第６号に規定する書面については、運用通知様式例第１号の届出書に記載された同意事項を確認することで足りる。

(ｵ) 同項第７号ロに規定する書面については、運用通知様式例第３号により提出すること。

(ｶ) 同項第８号に規定する書面については、運用通知様式例第１号の届出書に許認可等の時期など必要事項を記載することで足りる

イ 届出に係る土地を高度化施設用地とする行為の妨げとなる所有権以外の権利を有する者がいる場合において、当該権利を有する者が届出に係る施設の設置について同意したことを証する書面（運用通知様式例第３号）。その他参考となる書類。

③ 届出書に②のイの書類を添付させる場合には、届出者の負担軽減の観点から、特に次のことに留意する。

ア 届出書の記載事項の真実性を裏付けるために必要不可欠なものであるかどうか

イ 届出の受理又は不受理の判断に必要不可欠なものであるかどうか

ウ 既に保有している資料と同種のものでないかどうか

(2) 農業委員会の処理

① 農業委員会は、届出書の提出があったときは、

ア 届出に係る施設が則第88条の３各号の要件を満たしているか

イ 届出書の法定記載事項が記載されているか

ウ 添付書類が具備されているか

エ 農作物栽培高度化施設を設置するために法第３条第１項に掲げる権利を取得する場合には同項に係る許可の申請がなされているか

を確認の上、その受理又は不受理を決定する。

② なお、届出に係る土地が所有権以外の権利に基づき農作物栽培高度化施設の用に供される場合には、農業委員会は、当該土地の所有者に対して、当該施設において農作物の栽培が行われないことが確実となったとき、当該土地は違反転用状態になるとともに、当該土地の所有者においては、法第２条の２の規定に基づき、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確

保するようにしなければならないこと、また、遊休農地に関する措置の対象になり得ることを周知する。

その上で、当該土地の所有者に対して、所有権以外の権利に基づいて当該施設において農作物の栽培を行う者が撤退した場合の混乱を防止するため、

ア　土地を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか

イ　原状回復の費用は誰が負担するか

ウ　原状回復がなされないときの損害賠償の取り決めがあるか

エ　貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取り決めがあるか

について、土地の契約において明記することが適当である旨、周知すること。

③　農業委員会は、法第43条第１項の規定により届出書の提出があった場合において、当該届出を受理したときは運用通知様式例第４号によりその旨を、当該届出を受理しなかったときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした者に書面で通知しなければならない。

④　農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）別紙１第４の１の(5)のウの規定は、農業委員会が届出者に対して受理しない旨の通知をする場合に準用する。

⑤　農業委員会は、届出書の提出があったときは、直ちに、法第43条第１項の規定による届出は農業委員会において受理されるまでは届出の効力が発生しないことを届出者に対して十分に説明し、受理通知書の交付があるまでは、農作物栽培高度化施設の設置に係る行為に着手しないよう指導する。

また、これに加えて、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合には、当該施設において行われる農作物の栽培を耕作とみなすことができず、法第４条第１項の規定に違反することとなることを届出者に対して周知すること。

⑥　農業委員会は、届出書の提出があった場合には、直ちに、受理又は不受理の決定に係る専決処理手続を進めるものとする。

また、受理通知書又は不受理通知書が、遅くとも、届出書の到達があった日から２週間以内に届出者に到達するように事務処理を行う。

なお、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は部会に報告することが適当と考えられる。

⑦　農業委員会は、届出に係る農地が土地改良区の地区内にあるときは、法第43条第１項の規定による届出がなされたことを当該土地改良区に通知する。

４　高度化施設用地に法の規定を適用する際の留意事項

(1) 法第３条関係

①　法第３条第１項の許可の申請の内容が、

ア　農地（高度化施設用地を除く。）を高度化施設用地として利用するために同項本文に掲げる権利を取得しようとするものであるとき

イ　高度化施設用地について同項本文に掲げる権利を取得するとともに、農作物栽培高度化施設の増改築又は建て替えを行うものであるとき

のいずれかのときには、当該許可の申請と併せて法第43条第１項の規定による届出を行う必要がある。

②　法第３条第１項の許可の申請の内容が、既に設置されている農作物栽培高度化施設の用地について、同項本文に掲げる権利を取得しようとするものであるときは、権利の取得と併せて施設の増改築又は建て替えを行う場合を除き、当該許可の申請と併せて法第43条第１項の規定による届出を行う必要はないが、当該権利を取得した後、則第88条の３に規定する農作物栽培高度化施設の基準を満たす必要がある。

このため、農業委員会は、許可申請書には、農作物栽培高度化施設の基準を満たすことを確認するために必要な次の資料を添付させるものとする。

ア　農作物の栽培の時期、生産量、販売量及び届出に係る施設の設置に関する資金計画その他当該施設で行う事業の概要を明らかにする事項について記載した営農に関する計画

イ　次に掲げる要件の全てを満たすことを証する書面

(ｱ) 届出に係る施設における農作物の栽培が行われていない場合その他栽培が適正に行われていないと認められる場合には、当該施設の改築その他の適切な是正措置を講ずることについて同意したこと。

(ｲ) 周辺の農地に係る日照に影響を及ぼす場合、届出に係る施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼす場合その他周辺の農地に係る営農条件に支障が生じた場合には、適切な是正措置を講ずることについて同意したこと。

ウ　届出に係る土地を所有権以外の権原に基づいて高度化施設用地にしようとする場合、当該土地の所有権を有する者が施設の設置について同意したことを証する書面

③　農作物栽培高度化施設について賃貸借契約が締結される場合、当該施設の賃借人は、その当該高度化施設用地を使用収益する権利を有することとなるため、法第３条第１項の許可申請が必要となる。

(2) 法第４条及び第５条関係

①　高度化施設用地について、法第４条又は第５条の農地を農地以外のものにする行為の対象となるのは、次に該当する場合である。

ア　高度化施設用地を農地（高度化施設用地を除く。）又は高度化施設用地以外の用に供する場合

例えば、次の場合がこれに該当する。

(ｱ) 農作物栽培高度化施設を撤去し、住宅や工場などの施設を設置する場合

(ｲ) 農作物栽培高度化施設の内部を倉庫や飲食店、直売所などとして利用する場合

イ　高度化施設用地において農作物の栽培の用に供されないことが確実となった場合として、次に該当する場合

(ｱ) 法第44条の規定に基づく勧告で定める相当の期限を経過してもなお当該施設において農作物の栽培が行われない場合

(ｲ) 当該施設の所有者等が、法第44条の規定に基づく勧告で定める相当の期限を経過するよりも前に、当該施設において農作物の栽培を行わない意思を示した場合

(ｳ) 法第32条第３項に規定される公示から２月を経過してもなお当該施設の所有者等が農業委員会に申し出ない場合

(ｴ) 農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合において、国が当該法人の農作物の栽培の用に供されている高度化施設用地を買収するため、農業委員会が法第７条第２項の規定による公示を行った場合

②　高度化施設用地を農作物の栽培以外の用に供する場合には、それが一時的なものである場合であっても、農地を農地以外のものにすることとなるため、法第４条第１項の許可又は第５条第１項の許可が必要となる。

③　法第43条第１項の届出を行い農業委員会に受理された後、則第88条の３の基準を満たしていない施設を設置しようとする場合には、法第４条第１項の許可又は第５条第１項の許可が必要となる。

④　農業委員会は、高度化施設用地が、法第４条第１項の許可又は第５条第１項の許可を得ずに①のいずれかに該当した場合には、同項の規定に違反するものとして、都道府県知事等に報告すること。

(3) 法第７条及び第10条関係

①　国は、高度化施設用地について、法第７条第２項に基づく公示を行った場合には、買収後、農作物栽培高度化施設も含めて売り渡す見込みがある場合を除き、撤去して農地（高度化施設用地を除く。）に復元する原状回復命令を行うよう、都道府県知事等に求めるものとする。

②　買収の対象となる農地等が、高度化施設用地である場合には、その舗装等に係る築造費を次式により算出し、農地等の対価に加算すること。

$$P\left(\frac{m-n}{m}\right)Q$$

Ｐ：推定再築造費

ｍ：耐用年数
ｎ：経過年数
Ｑ：築造費のうち、所有者が負担した部分の割合

(4) 法第51条及び第52条の４関係

① 都道府県知事等は、農作物栽培高度化施設で農作物の栽培が行われておらず、農業委員会から高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった場合、他の違反転用の事案と同様に行うこと。

② 都道府県知事等は、高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった場合には、農作物栽培高度化施設に係る届出や当該施設に対する遊休農地に関する措置等、現在までに行った取組を農業委員会に聞き取り、これを整理した台帳を都道府県等の行政文書に関するルールに従って作成・保存し、違反転用に係る是正措置に資するものとする。

③ 農業委員会は、違反転用者等から都道府県知事等による処分又は命令の履行を完了した旨の届出があったときにおいて、再び農作物栽培高度化施設となる事案については、当該施設となる基準を農業委員会が確認した上で、都道府県知事等に報告する。

５ その他留意事項

法第43条第１項の規定による届出を行って農作物栽培高度化施設を設置した後に当該施設の増改築又は建て替えを行う場合には、法第43条第１項の規定による届出を再び行う必要がある。

なお、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号。以下「改正法」という。）の施行の日より前に設置された農作物の栽培を行う施設の用に供される土地のうち、次の(1)の基準の全てを満たすものについては、次の(2)に基づき取り扱うものとする。

(1) 届出の対象となる施設の基準について

① 届出の時点において、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域をいう。）内にある土地に設置されていること。

② 農業委員会において、当該施設の用に供されている土地について、改正法の施行の日より前に法第４条第１項の許可又は第５条第１項の許可を得て並びに法第４条第１項ただし書き又は第５条第１項ただし書きの規定に該当して農地を農地以外のものにされたことが、次のアからウまでのいずれかの書類で確認できること。

ア 農地転用許可に係る許可権者の決裁文書
イ 農地転用許可書の写し
ウ ア又はイに準ずる文書

③ 農業経営改善計画又は青年等就農計画において、当該施設で農作物の栽培を行わなくなった場合に施設を撤去し、農地の状態に回復する意向がある旨の記載があること。

④ 則第88条の３に規定する農作物栽培高度化施設の基準を満たしていること。

(2) 法第43条第１項による届出の取扱い及び法の規定を適用する際の留意事項について

① 農業委員会は、法第43条第１項の規定に基づく届出があった場合には、３に準じて取り扱うものとする。

② 農業委員会は、(1)の②の確認に当たっては、必要に応じ、当該届出を行った者に対し、同イ及びウに関する文書の提出を求めることができる。また、農業委員会が保有する書類で確認することができない場合には、都道府県又は指定市町村の農地転用担当部局に対して、同アからウまでの書類の提供を受けること等により、改正法の施行の日より前に届出に係る土地について行われた農地の転用の許可の有無を確認する。

③ 農業委員会は、３の(2)の③の届出を受理した旨を通知する場合には、当該届出に係る土地の登記簿上の地目を高度化施設用地としての地目（田又は畑）に変更することが望ましい旨を併せて周知する。

なお、運用通知様式例第４号の記の２の「現況」欄は、届出を受理した後の高度化施設用地としての地目（田又は畑）を記載する。

④ 高度化施設用地の登記手続きを適切に行う観点から、農業委員会は、３の(2)の③の届出を受理した旨を通知した場合には、速やかに、その旨を農林水産省経営局経由で法務省民事

局に連絡する。

⑤　①の届出に係る法の規定の適用は、４を準用する。

６　制度の適切な運用のための支援

農林水産省や農業委員会等に関する法律第42条第１項に規定する農業委員会ネットワーク機構は、農業委員会からの相談に適切に対応することにより、農作物栽培高度化施設に係る制度の適切な運用が図られるよう努めるものとする。

第15　法第51条及び第52条の４関係

１　法第51条第１項の規定による処分の基準

都道府県知事等は、法第51条第１項の規定により、違反転用に対する処分を行うに当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

なお、都道府県知事等は、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合で、農業委員会から高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があったときには、他の違反転用の事案と同様に処分を行うものとする。

(1) 農地転用許可及び高度化施設用地の記録の整理及び保存

都道府県知事等は、法第４条第１項若しくは第５条第１項の規定による許可又は農業委員会から高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった場合には、次のように記録を整理・保存するものとする。

①　事案ごとに、その概要を整理した台帳を作成・保存し、工事の進捗状況の把握及び事業計画に従った事業執行についての催告等に資するものとする。

②　高度化施設用地が違反転用に該当する事案にあっては、農作物栽培高度化施設に係る則第88条の２の規定に基づく届出、当該農作物栽培高度化施設に対する法第４章の遊休農地に関する措置又は法第44条の規定に基づく勧告等、現在までに行った取組を農業委員会から聴取し、これを整理した台帳を作成・保存し、違反転用を是正するための必要な措置に資するものとする。

(2) 農業委員会からの報告の徴収

都道府県知事等は、違反転用の事実を知り、又はその疑いがあると認められる場合は、法第50条の規定に基づき、必要に応じ農業委員会に対して土地の状況その他違反転用に係る事情等の調査及び報告を求めるものとする。

(3) 違反転用者等に対する勧告

都道府県知事等は、違反転用事案があった場合には、法第51条第１項の規定による処分を行う前に、違反転用者等に対し工事その他の行為の停止等を書面により勧告するものとする。また、勧告を行った場合には、当該勧告に係る農地の所在する市町村の区域を管轄する農業委員会にその旨を通知するものとする。

(4) 処分に当たっての考慮事項

都道府県知事等は、法第51条第１項の規定による処分を行うに当たっては、違反転用事案の内容及び違反転用者等からの聴聞又は弁明の内容を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の現況、その土地の周辺における土地の利用の状況、違反転用により農地及び採草放牧地以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地及び採草放牧地以外のものになった後の転得者が詐偽その他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮して処分の内容を決定するものとする。

(5) 農業委員会に対する通知等

都道府県知事等は、法第51条第１項の規定による処分を行った場合には、その旨をこれらの処分に係る農地の所在する市町村の区域を管轄する農業委員会に通知するとともに、その履行状況等につき法第50条の規定により当該農業委員会に報告を求めるものとする。

２　法第51条第３項の規定による違反転用事案に関する情報の公表

都道府県知事等は、原状回復等の措置を講ずべき旨の命令を受けている違反転用者等が、命令書に記載された履行期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、法第51条第３項の規定により、当該違反転用事案に関する情報の公表について検討するものとする。

なお、公表については、命令に従わなかった旨、命令に係る違反転用に関係する土地の所在等、命令に係る違反転用の内容、命令の内容等、命令を受けた者の氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）をホームページや公報等により行うことが考えられる。

３　法第51条第４項の規定による処分の基準

都道府県知事等は、法第51条第４項の規定による処分を行うに当たっては、法令の定めによるほか、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第４条の規定の例により、当該処分のために現場に派遣される執行責任者に対し、本人であることを示す証明書を携帯させ、要求があるときは、いつでもこれを提示させるものとする。

４　法第52条の４の規定による要請

農業委員会は、１に規定する違反転用に係る都道府県知事等の事務の処理状況を考慮して、必要があると認めるときは、法第52条の４の規定により、都道府県知事（指定市町村の区域内にあっては、指定市町村の長。以下この３において同じ。）に対し、法第51条第１項の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことを要請するものとする。

また、要請は、都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うことが望ましい。

第16　法第63条の２関係

この法律の運用に当たっては、我が国農業は、家族経営及び農地所有適格法人による経営等を中心とする耕作者が農地に関する権利を有することが基本的な構造であり、これらの耕作者と農地が農村社会の基盤を構成する必要不可欠な要素であることを十分認識することが重要である。

このため、法第63条の２において、運用上の配慮規定が設けられているところである。

なお、農地制度の運用については、平成21年の農地法等の一部を改正する法律の国会審議の際、衆・参両院で附帯決議がなされている。

２　「農地法の運用について」の制定について（抜すい）

（平成21年12月11日付け21経営第4530号、21農振第1598号
農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）
最終改正：令和７年３月31日付け６経営第3198号・６農振第2988号

別添

農地法の運用について

第１　農地又は採草放牧地の権利移動

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第３条第４項の「市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるとき」とは、例えば、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第８条第１項の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画において定められている土地利用区分と異なる権利取得が行われるとき、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第６条第１項の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において定められている農用地利用改善事業等の実施が困難となる権利取得が行われるとき等地域における土地利用計画との整合性等を図る必要があるときをいう。

なお、法第43条第１項の規定する届出に係る同条第２項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供される土地（以下「高度化施設用地」という。）は、「農地」と同様に取り扱われることに留意すること。また、高度化施設用地への法の適用においては、「「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について（平成30年11月20日付け経営第1796号農林水産省経営局長通知）」に留意すること。

第２　農地又は採草放牧地の転用

１　法第４条第６項関係

農地を農地以外のものにする者が、法第４条第１項の都道府県知事又は指定市町村（同項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けようとする場合には、都道府県知事等は、次の(1)及び(2)の基準に基づき、当該許可の可否を判断することとされている。

なお、「農地を農地以外のものにする者」とは、およそ農地を農地以外のものにする事実行為をなす全ての者をいう。

また、法附則第２項第１号に規定する農林水産大臣に対する協議を要する場合（３に係る同項第２号の場合を含む。）における「同一の事業の目的に供するため４ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為」とは、同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとするときの農地の面積が４ヘクタールを超える行為をいう。

(1) 営農条件等からみた農地の区分に応じた許可基準（以下**「立地基準」**という。法第４条第６項第１号及び第２号）

申請に係る農地を、その営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて区分し、許可の可否を判断することとされている。

具体的な農地の区分及び当該区分における許可の可否の基準は、以下のとおりである。

ア　農用地区域内にある農地（法第４条第６項第１号イ）

(ｱ) 要件

法第４条第６項第１号イに掲げる農地は、農振法第８条第１項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域（以下「農用地区域」という。同条第２項第１号）内にある農地である。

(ｲ) 許可の基準

農用地区域内にある農地の転用は、原則として、許可をすることができない。

これは、市町村の定める農業振興地域整備計画において、農用地区域が農用地等として利用すべき土地の区域として位置付けられていることによる。

ただし、農地の転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

a　土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第１項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。以下同じ。）に係る事業の用に供するために行われるものであること（法第４条第６項ただし書）。

b　農振法第８条第４項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること（法第４条第６項ただし書）。

c　次の全てに該当するものであること（農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第４条第１項第１号）。

(a) 申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。

「一時的な利用」の期間は、当該一時的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間をいい、農振法第８条第１項又は第９条第１項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点からは、３年以内の期間であれば「一時的な利用」に該当すると判断される。

ただし、「農地の区画や形質を変更することなくイベント会場等として一時的に利用する場合の農地転用の取扱いについて（技術的助言）（令和４年３月31日付け３農振第2869号農村振興局長通知）」の規定により、農地をその区画や形質を変更することなく短期間で利用し、当該利用が終了した後、直ちに当該農地を耕作の目的に供することが可能であることが明らかな場合は、この限りではない。

また、「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる」とは、用地選定の任意性（他の土地での代替可能性）がないか、又はこれを要求することが不適当と認められる場合であって、具体的には、イの(ｲ)のａ又はｃからｈまでのいずれかに該当するものが対象となり得る。

特に、砂利の採取を目的とする一時転用については、次に掲げる事項の全てに該当する必要があると考えられる。

ⅰ　砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋戻し及び廃土の処理を行うことにより、転用期間内に確実に当該農地を復元することを担保するため、次のいずれかの措置が講じられていること。

（i）砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により都道府県知事の認可を受けた採取計画（以下「採取計画」という。）が当該砂利採取業者と砂利採取業者で構成する法人格を有する団体（その連合会を含む。）との連名で策定されており、かつ、当該砂利採取業者及び当該団体が採取跡地の埋戻し及び農地の復元について共同責任を負っていること。

（ⅱ）当該農地の所有者、砂利採取業者並びに採取跡地の埋戻し及び農地の復元の履行を保証する資力及び信用を有する者（以下「保証人」という。）の三者間の契約において、次に掲げる事項が定められていること。

①　当該砂利採取業者が採取計画に従って採取跡地の埋戻し及び農地の復元を行わないときには、保証人がこれらの行為を当該砂利採取業者に代わって行うこと。

②　当該砂利採取業者が適当な第三者機関に採取跡地の埋戻し及び農地の復元を担保するのに必要な金額の金銭等を預託すること。

③　保証人が当該砂利採取業者に代わって採取跡地の埋戻し及び農地の復元を行ったときには、②の金銭等をその費用に充当することができること。

ⅱ　砂利採取業者の農地の復元に関する計画が、当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する見地からみて適当であると認められるものであること。また、当該農地について土地改良法（昭和24年法律第195号）第２条第

２項に規定する土地改良事業の施行が計画されている場合においては、当該土地改良事業の計画と農地の復元に関する計画との調整が行われていること。

(b) 農振法第８条第１項又は第９条第１項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす場合」とは、例えば、転用行為の時期、位置等からみて農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の土地基盤整備事業の施行の妨げとなる場合のほか、農地転用許可をすることができない工場、住宅団地等の建設のための地質調査を目的として一時転用を行う場合等が想定される。

イ　良好な営農条件を備えている農地（第１種農地。法第４条第６項第１号ロ）

(ｱ) 要件

法第４条第６項第１号ロに掲げる農地のうち市街化調整区域内にある令第６条に規定する農地（以下「甲種農地」という。）以外のもの（以下「第１種農地」という。）は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するものである。

ただし、申請に係る農地が第１種農地の要件に該当する場合であっても、法第４条第６項第１号ロ(1)に掲げる農地（以下「第３種農地」という。）の要件又は同号ロ(2)に掲げる農地（甲種農地、第１種農地又は第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地と併せ、以下「第２種農地」という。）の要件に該当するものは、第１種農地ではなく、第２種農地又は第３種農地として区分される（法第４条第６項第１号ロ括弧書）。

a　おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（令第５条第１号）

「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいう。

なお、農業用道路、農業用用排水施設、防風林等により分断されている場合や、農作物栽培高度化施設又は農業用施設（農作物栽培高度化施設を除く。以下同じ。）その他の施設が点在している場合であっても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地として取り扱うことが適当と考えられる。

また、傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わないことが適当と考えられる。

b　土地改良法第２条第２項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、次の(a)及び(b)の要件を満たす事業（以下「特定土地改良事業等」という。）の施行に係る区域内にある農地（令第５条第２号）

「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

(a) 次のいずれかに該当する事業（主として農地又は採草放牧地の災害を防止することを目的とするものを除く。）であること（農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）第40条第１号）。

ⅰ　農業用用排水施設の新設又は変更

ⅱ　区画整理

ⅲ　農地又は採草放牧地の造成（昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）

「昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事」には、旧制度開拓として実施された開拓事業が該当する。

ⅳ　埋立て又は干拓

ⅴ　客土、暗きょ排水その他の農地又は採草放牧地の改良又は保全のため必要な事業

(b) 次のいずれかに該当する事業であること（則第40条第２号）。

ⅰ　国又は地方公共団体が行う事業

ⅱ　国又は地方公共団体が直接又は間接に経費の全部又は一部につき補助その他の助成を行う事業

ⅲ　農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）に基づき株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業

ⅳ　株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業（ⅲに掲げる事業を除く。）

c　傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地（令第５条第３号）

(ｲ) 許可の基準

第１種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

a　土地収用法第26条第１項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものであること（法第４条第６項ただし書）。

b　申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること（令第４条第１項第２号柱書、同項第１号イ）。

なお、砂利の採取を目的とする一時転用については、アの(ｲ)のｃの(a)のｉ及びⅱに掲げる事項の全てに該当する必要があると考えられる。

c　申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として次に掲げるもの（(b)から(e)までに掲げる施設にあっては、第１種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る。）の用に供するために行われるものであること（令第４条第１項第２号イ、則第33条）。

「第１種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第２種農地や第３種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

なお、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のための農業用施設（ため池、排水路、階段工、土留工、防風林、防護柵等の災害を防止するために必要な施設及びかんがい排水施設、農道等の土地の農業上の効用を高めるために必要な施設）の用に供する場合については、農地転用の許可を要しない。

また、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作又は養畜の事業のための農業用施設（農業生産活動に必要不可欠となる畜舎、温室、種苗貯蔵施設、農機具収納施設、農業用倉庫等に限る。）の用に供する場合であって、当該農業用施設の規模が２アール未満であるときには、農地転用の許可を要しないこととしている。この場合において、駐車場、トイレ、更衣室、事務所等であって耕作又は養畜の事業のために必要不可欠なものについても、その規模が２アール未満であれば、農地転用の許可を要しないものに含まれる。

(a) 農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設

ⅰ　農業用施設には、次の施設が該当する。

（ⅰ）農業用道路、農業用用排水路、防風林等農地等の保全又は利用の増進上必要な施設

（ⅱ）畜舎、温室、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。）、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

（ⅲ）堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具格納庫等農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設

（ⅳ）廃棄された農畜産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する農業廃棄物処理施設（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第１項の規定による埋却が必要となる場合に備えて管理行為のみが行われる土地を含む。）

ⅱ　農畜産物処理加工施設には、その地域で生産される農畜産物（主として、当該施設を設置する者が生産する農畜産物又は当該施設が設置される市町村及びその近隣の市町村の区域内において生産される農畜産物をいう。ⅲにおいて同じ。）を原料として処理又は加工を行う、精米所、果汁（びん詰、缶詰）製造工場、漬物製造施設、野菜加工施設、製茶施設、い草加工施設、食肉処理加工施設等が該当する。

ⅲ　農畜産物販売施設には、その地域で生産される農畜産物（当該農畜産物が処理又は加工されたものを含む。）の販売を行う施設で、農業者自ら設置する施設のほか、農業者の団体、ⅱの処理又は加工を行う者等が設置する地域特産物販売施設等が該当する。

ⅳ　耕作又は養畜の事業のために必要不可欠な駐車場、トイレ、更衣室、事務所等については、農業用施設に該当する。

また、農業用施設、農畜産物処理加工施設又は農畜産物販売施設（以下ⅳ及びⅴにおいて「農業用施設等」という。）の管理又は利用のために必要不可欠な駐車場、トイレ、更衣室、事務所等については、当該施設等と一体的に設置される場合には、農業用施設等に該当する。

ⅴ　農業用施設等に附帯して太陽光発電設備等を農地に設置する場合、当該設備等が次に掲げる事項の全てに該当するときには、農業用施設に該当する。

（ⅰ）当該農業用施設等と一体的に設置されること。

（ⅱ）発電した電気は、当該農業用施設等に直接供給すること。

（ⅲ）発電能力が、当該農業用施設等の瞬間的な最大消費電力を超えないこと。ただし、当該農業用施設等の床面積を超えない規模であること。

(b) 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設

「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」とは、農業体験施設や農家レストランなど都市住民の農村への来訪を促すことにより地域を活性化したり、都市住民の農業・農村に対する理解を深める等の効果を発揮することを通じて、地域の農業に資するものをいう。

(c) 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設

「農業従事者」には、農業従事者の世帯員も含まれる。

また、「就業機会の増大に寄与する」か否かは、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合を目安として判断することとし、当該割合がおおむね３割以上であれば、これに該当すると判断するものとする。

ただし、人口減少、高齢化の進行等により、雇用可能な農業従事者の数が十分でないことその他の特別の事情がある場合には、このような事情を踏まえて都道府県知事等が設定した基準（以下この（c）において「特別基準」という。）により判断して差し支えない。

この点、当該施設の用に供するために行われる農地転用に係る許可の申請を受けた際には、申請書に雇用計画及び申請者と地元自治体との雇用協定を添付することを求めた上で、農業従事者の雇用の確実性の判断を行うことが適当と考えられる。

なお、雇用計画については、当該施設において新たに雇用されることとなる者の数、地元自治体における農業従事者の数及び農業従事の実態等を踏まえ、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合がおおむね３割以上となること（特別基準が設定されている場合にあっては、当該特別基準を満たすこと）が確実であると判断される内容のものであることが適当と考えられる。

また、雇用協定においては、当該施設において新たに雇用された農業従事者

（当該施設において新たに雇用されたことを契機に農業に従事しなくなった者を含む。以下この(c)において同じ。）の雇用実績を毎年地元自治体に報告し、当該施設において新たに雇用された者に占める農業従事者の割合がおおむね３割以上となっていない場合（特別基準が設定されている場合にあっては、当該特別基準を満たしていない場合）にこれを是正するために講ずべき措置を併せて定めることが適当と考えられる。この講ずべき措置の具体的な内容としては、例えば、被雇用者の年齢条件を緩和した上で再度募集をすること、近隣自治体にまで範囲を広げて再度募集すること等が想定される。

(d) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」とは、農業従事者の生活環境を改善するだけでなく、地域全体の活性化等を図ることにより、地域の農業の振興に資するものであり、農業従事者個人の住宅等特定の者が利用するものは含まれない。

(e) 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

「集落」とは、相当数の家屋が連たんして集合している区域をいう。ただし、農村地域においては、様々な集落の形態があるところ、必ずしも全ての家屋の敷地が連続していなくとも、一定の連続した家屋を中心として、一定の区域に家屋が集合している場合には、一つの集落として取り扱って差し支えない。

また、「集落に接続して」とは、既存の集落と間隔を置かないで接する状態をいう。この場合、申請地と集落の間に農地が介在する場合であっても、集落周辺の農地の利用状況等を踏まえ、周辺の土地の農業上の利用に支障がないと認められる次に掲げる事項の全てに該当する場合には、集落に接続していると判断しても差し支えない。

ⅰ　申請に係る農地の位置からみて、集団的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがないと認められること。

ⅱ　集落の周辺の農地の利用状況等を勘案して、既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められること。

d　申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は不適当なものとして次に掲げる施設の用に供するために行われるものであること（令第４条第１項第２号ロ、則第34条）。

(a) 病院、療養所その他の医療事業の用に供する施設でその目的を達成する上で市街地以外の地域に設置する必要があるもの

(b) 火薬庫又は火薬類の製造施設

(c) その他(a)又は(b)に掲げる施設に類する施設

具体的には、悪臭、騒音、廃煙等のため市街地の居住性を悪化させるおそれのある施設をいい、ごみ焼却場、下水又は糞尿等処理場等の施設が該当する。

e　申請に係る農地を特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第４条第１項第２号ハ、則第35条）。

(a) 調査研究（その目的を達成する上で申請に係る土地をその用に供することが必要であるものに限る。）

(b) 土石その他の資源の採取

(c) 水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの

「水産動植物の養殖用施設」については、水辺に設置される必要があるため特別の立地条件を必要とするものとして転用の許可をすることができることとするものであり、「これに類するもの」には、水産ふ化場等が該当する。

(d) 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの

「休憩所」とは、自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設であって、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を当該施設の内部に備えているもの（宿泊施設を除く。）をいう。したがって、駐車場及びト

イレを備えているだけの施設は、「休憩所」に該当しない。
また、「これらに類する施設」には、車両の通行上必要な施設として、自動車修理工場、食堂等の施設が該当する。
なお、コンビニエンスストア及びその駐車場については、主要な道路の沿道において周辺に自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設が少ない場合には、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を備えているコンビニエンスストア及びその駐車場が自動車の運転者の休憩所と同様の役割を果たしていることを踏まえ、当該施設は、「これらに類する施設」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

ⅰ　一般国道又は都道府県道の沿道の区域

ⅱ　高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域

「高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口」とは、いわゆるインターチェンジをいう。

(e) 既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の２分の１を超えないものに限る。）

「既存の施設の拡張」とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいう。

(f) 第１種農地に係る法第４条第１項若しくは第５条第１項の許可又は法第４条第１項第７号若しくは第５条第１項第６号の届出に係る事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設

f　申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。ただし、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る第１種農地の面積の割合が３分の１を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る甲種農地の面積の割合が５分の１を超えないものでなければならない（令第４条第１項第２号ニ、則第36条）。

g　申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第４条第１項第２号ホ、則第37条）。

(a) 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業（太陽光を電気に変換する設備に関するものを除く。）

(b) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第１項各号に掲げる目的を達成するために行われる森林の造成

(c) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第１項に規定する関連事業計画若しくは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第９条第３項の規定による勧告に基づき行われる家屋の移転その他の措置又は同法第10条第１項若しくは第２項の規定による命令に基づき行われる急傾斜地崩壊防止工事

(d) 非常災害のために必要な応急処置

(e) 土地改良法第７条第４項（国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）附則第８条第３項の規定によりなおその効力を有することとされた旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下単に「旧独立行政法人緑資源機構法」という。）第15条第６項又は国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第10条第３項の規定によりなおその効力を有することとされた旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下単に「旧農用地整備公団法」という。）第21条第６項において準用する場合を含む。）に規定する非農用地区域（以下単に「非農用地区域」という。）と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良法第７条第１項の土地改良事業計画（以下単に「土地改良

事業計画」という。)、旧独立行政法人緑資源機構法第15条第１項の特定地域整備事業実施計画（以下単に「特定地域整備事業実施計画」という。）又は旧農用地整備公団法第21条第１項の農用地整備事業実施計画（以下単に「農用地整備事業実施計画」という。）に定められた用途に供する行為

(f) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第３条第１項の工場立地調査簿に工場適地として記載された土地の区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において行われる工場又は事業場の設置

「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。

(g) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）附則第５条第１項第１号に掲げる業務（農業上の土地利用との調整が調った土地の区域内において行われるものに限る。）

「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。

(h) 集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第５条第１項の集落地区計画の定められた区域（農業上の土地利用との調整が調ったもので、集落地区整備計画（同条第３項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められたものに限る。）内において行われる同項に規定する集落地区施設及び建築物等の整備

「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。

(i) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第４条第１項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画（同条第４項及び第５項の規定による協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第２条に規定する優良田園住宅の建設

(j) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第３条第１項の農用地土壌汚染対策地域（以下単に「農用地土壌汚染対策地域」という。）として指定された地域内にある農用地（同法第２条第１項に規定する農用地をいう。以下(j)及び(2)のアの(ｸ)のｔにおいて同じ。）（同法第５条第１項の農用地土壌汚染対策計画において農用地として利用すべき土地の区域として区分された土地の区域内にある農用地を除く。(2)のアの(ｸ)のｔにおいて同じ。）その他の農用地の土壌の同法第２条第３項に規定する特定有害物質（以下単に「特定有害物質」という。）による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業

(k) 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第46条第２項第４号に規定する復興整備事業であって、次に掲げる要件に該当するもの

ⅰ　東日本大震災復興特別区域法第46条第１項第２号に掲げる地域をその区域とする市町村が作成する同項に規定する復興整備計画に係るものであること。

ⅱ　東日本大震災復興特別区域法第47条第１項に規定する復興整備協議会における協議が調ったものであること。

ⅲ　当該市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。

ⅳ　当該市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(l) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第５条第１項に規定する基本計画に定められた同条第２項第２号に掲げる区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において同法第７条第１項に規定する設備整備計画（当該設備整備計画のうち同条第２項第２号に掲げる事項について同法第６条第１項に規定する協議会における協議が調ったものであり、かつ、同法第７条第４項第１号に掲げる行為に係る当該設備整備計画についての協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第３条第２項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備

「農業上と土地利用との調整」は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドラインについて」（平成26年５月30日付け26食産第974号・26農振第700号・26林政利第43号・26水港第1087号・20140530資第51号・環政計発第1405301号・環自総発第1405302号農林水産省食料産業局長・農村振興局長・林野庁長官・水産庁長官、経済産業省資源エネルギー庁長官、環境省総合環境政策局長・自然環境局長連名通知）第４の２（２）①ニに定めるところにより行う。

(m) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第５項第２号に規定する促進区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において同法第21条の２第１項において読み替えて適用する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第７条第１項の認定を受けた同項に規定する設備整備計画に従って行われる同法第３条第２項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備

「農業上の土地利用との調整」は、「地域脱炭素化促進事業に係る農地転用の取扱いに関する留意事項についての制定について」（令和４年６月28日付け４農振第948号農村振興局長通知）第２の４に定めるところにより行う。

(n) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第５条第１項の規定により作成された活性化計画（当該活性化計画に記載された同条第２項第２号ニに規定する事項及び同条第４項各号に掲げる事項について同法第６条第１項に規定する協議会における協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第５条第２項第２号ニに規定する事業

h　地域整備法（令第４条第１項第２号ヘ(1)から(5)までに掲げる法律をいう。以下同じ。）の定めるところに従って行われる場合で令第４条第１項第２号ヘ(1)から(5)までのいずれかに該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合で(a)に掲げる要件に該当するものであること。

「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」とは、土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして(b)に掲げる計画に限られる（令第４条第１項第２号ヘ(6)、則第38条及び第39条）。

また、「地域整備法の定めるところに従って行われる場合」については、別に農村振興局長が定めるところにより、あらかじめ地域整備法による施設の整備と農業上の土地利用との調整を即地的に行う。

(a) (b)に掲げる計画においてその種類、位置及び規模が定められている施設（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第４条の５第１項第26号の２の計画にあっては、同号に規定する農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内に設置されるものとして当該計画に定められている施設）を(b)に掲げる計画に従って整備するため行われるものであること。

(b) 農振法第８条第１項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画

ウ　市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地（甲種農地。令第６条）

(ｱ) 要件

甲種農地は、第１種農地の要件に該当する農地のうち市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するものである。

a　おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械（農作業の効率化又は農作業における身体の負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、農業経営の改善に寄与する農業機械をいう。）による営農に適するものと認められること（令第６条第１号、則第41条）。

b　特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のうち、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して８年を経過したもの以外のもの。

ただし、特定土地改良事業等のうち、農地を開発すること又は農地の形質に変更を加えることによって当該農地を改良し、若しくは保全することを目的とする事業（いわゆる面的整備事業）で次に掲げる基準に適合するものの施行に係る区域内にあるものに限られる（令第６条第２号、則第42条）。

「工事が完了した年度」については、土地改良事業の工事の場合にあっては土地改良法第113条の３第２項又は第３項の規定による公告により、土地改良事業以外の事業の工事の場合にあっては事業実績報告等により確認することが適当と考えられる。

また、「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

(a) イの(ｱ)のｂの(a)のⅱからⅴまでに掲げる事業のいずれかに該当する事業であること。

(b) 次のいずれかに該当する事業であること。

ⅰ　国又は都道府県が行う事業

ⅱ　国又は都道府県が直接又は間接に経費の全部又は一部を補助する事業

(ｲ) 許可の基準

甲種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。

ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。この場合、甲種農地が特に良好な営農条件を備えている農地であることにかんがみ、許可をすることができる場合は、第１種農地より更に限定される。

ａ　イの(ｲ)のａに該当する場合（法第４条第６項ただし書）

ｂ　イの(ｲ)のｂに該当する場合（令第４条第１項第２号柱書、同項第１号イ）

ｃ　イの(ｲ)のｃの(a)から(e)までに掲げる施設（同(b)から(e)までに掲げる施設にあっては、第１種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限り、同(e)に掲げる施設にあっては、敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないものに限る。）の用に供するため行われるものであること（令第４条第１項第２号イ、則第33条）。

「第１種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第２種農地や第３種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

ｄ　イの(ｲ)のｅの(a)から(e)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第４条第１項第２号ハ、則第35条）。

ｅ　イの(ｲ)のｆに該当する場合（令第４条第１項第２号ニ、則第36条）

ｆ　イの(ｲ)のｇの(b)、(d)、(e)又は(h)から(j)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第４条第１項第２号ホ、則第37条）。

ｇ　イの(ｲ)のｈに該当する場合（令第４条第１項第２号ヘ、則第38条及び第39条）

エ　市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地（第３種農地。法第４条第６項第１号ロ(1)）

(ｱ) 要件

第３種農地は、農用地区域内にある農地以外の農地のうち、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるものである（令第７条、則第43条及び第44条）。

なお、申請に係る農地が第３種農地の要件に該当する場合には、同時に第１種農地の要件に該当する場合であっても、第３種農地として区分される（法第４条第６項第１号ロ括弧書）。

ａ　道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況が

次に掲げる程度に達している区域

(a) 水管、下水道管又はガス管のうち２種類以上が埋設されている道路（幅員４メートル以上の道及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第２項の規定による指定を受けた道で現に一般交通の用に供されているものをいい、イの(ｲ)のｅの(d)のⅱに規定する道路及び農業用道路を除く。）の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね500メートル以内に２以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。

(b) 申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね300メートル以内に次に掲げる施設のいずれかが存すること。

ⅰ　鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場

ⅱ　イの(ｲ)のｅの(d)のⅱに規定する道路の出入口

ⅲ　都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場（これらの支所を含む。）

ⅳ　その他ⅰからⅲまでに掲げる施設に類する施設

具体的には、自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第２条第６項に規定するバスターミナル及び同条第７項に規定する専用バスターミナルが想定される。

b　宅地化の状況が次のいずれかに該当する程度に達している区域

(a) 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていること。

(b) 街区（道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域をいう。以下同じ。）の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えていること。

(c) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項第１号に規定する用途地域（以下単に「用途地域」という。）が定められていること（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）。

「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。

なお、高度化施設用地に用途地域の指定又は変更がなされた場合には、当該指定又は変更がなされたことをもって農業上の土地利用との調整が調ったものとはならないことに留意する必要がある。

c　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第２条第１項に規定する土地区画整理事業又はこれに準ずる事業として農林水産省令で定めるものの施行に係る区域

「これに準ずる事業」については、現時点では該当するものがないため、農林水産省令は定められていない。

(ｲ) 許可の基準

第３種農地の転用は、許可をすることができる。

オ　エの区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地（第２種農地。法第４条第６項第１号ロ(2)）

(ｱ) 要件

第２種農地は、農用地区域内にある農地以外の農地のうち、エの区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるものである（令第８条、則第45条及び第46条）。

なお、申請に係る農地が第２種農地の要件に該当する場合は、同時に第１種農地の要件に該当する場合であっても、第２種農地として区分される（法第４条第６項第１号ロ括弧書）

a　道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況からみてエの(ｱ)のａに掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として次に掲げるもの

(a) 相当数の街区を形成している区域

(b) エの(ｱ)のａの(b)のⅰ、ⅲ又はⅳに掲げる施設の周囲おおむね500メートル

（当該施設を中心とする半径500メートルの円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40パーセントを超える場合にあっては、その割合が40パーセントとなるまで当該施設を中心とする円の半径を延長したときの当該半径の長さ又は１キロメートルのいずれか短い距離）以内の区域

ｂ　宅地化の状況からみてエの(ｱ)のｂに掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として、宅地化の状況が同ｂの(a)に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの

(ｲ) 許可の基準

第２種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として、許可をすることができない。

なお、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第３種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

ただし、この場合であっても、次に掲げる場合には、例外的に許可をすることができる。

ａ　転用行為が土地収用法第26条第１項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものである場合（法第４条第６項ただし書）

ｂ　転用行為がイの(ｲ)のｃ、ｄ、ｇ又はｈのいずれかに該当する場合（令第４条第２項）

この場合、イの(ｲ)のｃの(b)から(e)までに掲げる施設にあっては、第２種農地以外の周辺の土地に設置することによってその目的を達成することができると認められるものであっても、許可をすることができる（則第33条括弧書）。

なお、第１種農地において例外的に許可をすることができる場合のうちイの(ｲ)のｂ、ｅ又はｆの場合は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められないため第２種農地の転用の許可をすることができるものであることから、改めて令第４条第２項において規定することとはされていないものである。

カ　その他の農地（第２種農地）

(ｱ) 要件

農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地（オに規定するものに限る。(ｲ)において同じ。）及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等が該当する。

(ｲ) 許可の基準

法第４条第６項第２号により、第２種農地の場合と同様の基準となる。

(2) 立地基準以外の基準（一般基準。法第４条第６項第３号から第６号まで）

(1)の立地基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当するときには、許可をすることができない。

ア　農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合（法第４条第６項第３号）

具体的には、次に掲げる事由がある場合である。

(ｱ) 転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないこと（法第４条第６項第３号）。

なお、則第30条第４号又は第57条の２第２項第１号の規定により、申請書に資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面を添付することが義務付けられているが、資力及び信用は申請者によって様々であることから、当該書面は、当該資金計画の額の多寡によらず添付が必要である。また、当該書面は、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があることを客観的に裏付けるものである必要があり、申請者の申出によるものは適当でないと考えられる。

(ｲ) 申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないこと（法第４条第６項第３号）。

「転用行為の妨げとなる権利」とは、法第３条第１項本文に掲げる権利である。

(ｳ) 法第４条第１項の許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがないこと（則第47条第１号）。

なお、申請に係る事業の施行に関して法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議を行っていない場合については、上記事由に該当し、申請に係る農地を申請に係る用途に供することが確実と認められないと判断することが適当と考えられる。

(ｴ) 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと（則第47条第２号）。

(ｵ) 申請に係る事業の施行に関して法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること（則第47条第２号の２）。

(ｶ) 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがないこと（則第47条第３号）。

(ｷ) 申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと（則第47条第４号）。

(ｸ) 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成（その処分を含む。）のみを目的とするものであること。申請者が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成を行い、自ら当該施設を建設せずに当該土地を処分し、申請者以外の者が当該施設を建設する場合、当該申請に係る事業は、「土地の造成（その処分を含む。）のみを目的とするもの」に該当する。ただし、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領（平成31年３月29日付け30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知）の規定により建築条件付売買予定地とする場合のほか、次に掲げる場合は、この限りでない（則第47条第５号）。

a　農業構造の改善に資する事業の実施により農業の振興に資する施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

「農業構造の改善に資する事業」は、別に農村振興局長が定める。また、「当該農地が当該施設の用に供されることが確実」か否かは、別に農村振興局長が定めるところにより判断する。

b　農業協同組合が農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第５項各号の事業の実施により工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

c　農地中間管理機構が農業用施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

d　(1)のイの(ｲ)のｈの(b)に掲げる計画に従って工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合

e　非農用地区域内において当該非農用地区域に係る土地改良事業計画、特定地域整備事業実施計画又は農用地整備事業実施計画に定められた用途に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該用途に供されることが確実と認められるとき。

f　用途地域が定められている土地の区域（農業上の土地利用との調整が調ったもの

に限る。）内において工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。

g　都市計画法第12条の５第１項の地区計画が定められている土地の区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において、同法第34条第10号の規定に該当するものとして同法第29条第１項の許可を受けて住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。

h　集落地域整備法第５条第１項の集落地区計画が定められている区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において集落地区整備計画に定められる建築物等に関する事項に適合する建築物等の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの建築物等の用に供されることが確実と認められるとき。

「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。

i　国（国が出資している法人を含む。）の出資により設立された法人、地方公共団体の出資により設立された一般社団法人若しくは一般財団法人、土地開発公社又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第５条第１項の規定により定められた実施計画に基づき同条第２項第１号に規定する産業導入地区内において同項第５号に規定する施設用地に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合

j　総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第７条第１項に規定する同意基本構想に基づき同法第４条第２項第３号に規定する重点整備地区内において同法第２条第１項に規定する特定施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

k　多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第11条第１項に規定する同意基本構想に基づき同法第７条第２項第２号に規定する重点整備地区内において同項第３号に規定する中核的施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

l　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成４年法律第76号）第８条第１項に規定する同意基本計画に基づき同法第２条第２項に規定する拠点地区内において同項の事業として住宅及び住宅地若しくは同法第６条第５項に規定する教養文化施設等の用に供される土地を造成するため又は同条第４項に規定する拠点地区内において同法第２条第３項に規定する産業業務施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

m　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第２項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき同法第11条第２項第１号に規定する土地利用調整区域内において同法第13条第３項第１号に規定する施設の用に供する土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

n　大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和63年法律第47号）第３条第１項の認定を受けた同項に規定する宅地開発事業計画に従って住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

o　地方公共団体（都道府県及び指定市町村を除く。）又は独立行政法人都市再生機構その他国（国が出資している法人を含む。）の出資により設立された地域の開発を目的とする法人が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合

p　電気事業者又は独立行政法人水資源機構その他国若しくは地方公共団体の出資により設立された法人が、ダムの建設に伴い移転が必要となる工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合

q　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第３条第１項第３号に規定する事業協同組合等が同号に掲げる事業の実施により工場、事業場その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合

r　地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会若しくは土地開発公社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

s　土地開発公社が土地収用法第３条各号に掲げる施設を設置しようとする者から委託を受けてこれらの施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

t　農用地土壌汚染対策地域として指定された地域内にある農用地その他の農用地の土壌の特定有害物質による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業の実施により農地を農地以外のものにする場合

イ　周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第４条第６項第４号）

申請に係る農地の転用行為により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第４条第６項第４号）には、許可をすることができない。

「災害を発生させるおそれがあると認められる場合」とは、土砂の流出又は崩壊のおそれがあると認められる場合のほか、ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等により周辺の農地の営農条件への支障がある場合をいう。

また、「周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」としては、法に例示されているもののほか、次に掲げる場合が想定される。

(ｱ) 申請に係る農地の位置等からみて、集団的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがあると認められる場合

(ｲ) 周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(ｳ) 農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

ウ　地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第４条第６項第５号）

法第４条第６項第５号の「地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合」とは、次のいずれかに該当する場合とされている。

(ｱ) 基盤法第19条第７項の規定による地域計画の案の公告があってから同条第８項の規定による地域計画の公告があるまでの間において、当該地域計画の案に係る農地を転用することにより、当該地域計画に基づく農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合（則第47条の３第１号）。

(ｲ) 地域計画に係る農地を農地以外のものにすることにより、当該地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合（則第47条の３第２号）。

基盤法第19条第８項の規定による地域計画の公告があった後も、

a　当該公告に係る地域計画の区域内の農地が農地以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じる場合

b　当該公告に係る地域計画の区域内の農地において農業を担う者が特定されている

場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る当該地域計画の区域内の農地を農地以外の用途に供する場合

c　当該公告に係る地域計画の区域内の農地が農地以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の達成に支障が生じる場合

等の場合については、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」に該当するものと解される。

なお、aからcまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても、例えば、

ⅰ　仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにするときにおいて、その利用に供された後にその土地が地域計画に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的に供されることが確実と認められるとき

ⅱ　地域計画の達成のために必要な農業用施設（基盤法第４条第１項第３号に規定する農業用施設をいう。）として当該地域計画に位置づけられたものの用に供するため農地を農地以外の用に供するとき

ⅲ　則第30条第２項本文に定める営農型太陽光発電について、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインの制定について」（令和６年３月25日付け５農振第2825号農林水産省農村振興局長通知）別添２の(2)のクの定めに基づき、協議の場で合意を得た土地の区域内において行うとき

等については、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」には該当しないものと解される。

(ｳ) 農用地区域を定めるための農振法第11条第１項の規定による公告があってから農振法第12条第１項（農振法第13条第４項において準用する場合を含む。）の規定による公告があるまでの間において、農振法第11条第１項の規定による公告に係る農振法第８条第１項に規定する市町村農業振興地域整備計画の案に係る農地（農用地区域として定める区域内にあるものに限る。）を転用することにより、当該計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（則第47条の３第３号）。

エ　仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を転用しようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき（法第４条第６項第６号）。

「その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されること」とは、一時的な利用に供された後、速やかに農地として利用することができる状態に回復されることをいう。

(3) その他

法第４条第１項の許可に係る土地について、当該許可に係る工事が完了する前に、当該土地が農地以外の土地であると判断することは、適当でない。

また、法第４条第１項ただし書の規定の適用を受ける土地についても、同様である。

なお、当該土地について、工事が完了する前に同項各号のいずれにも該当しなくなった場合には、改めて許可を受ける必要があることに留意する。

２　法第４条第４項関係

農業委員会は、法第４条第３項の規定により意見を述べようとするとき（同一の事業（同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとする事業をいう。）の目的に供するため30アールを超える農地転用に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第１項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

また、農業委員会は、意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くことができる。

農業委員会から意見を求められた事案についての都道府県農業委員会ネットワーク機構の

審議は、原則として書面審理によることが適当と考えられる。

なお、農業委員会は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くために必要な書面（以下「諮問書」という。）の記載内容が簡略化されていたり、諮問書の提出が都道府県農業委員会ネットワーク機構における審議の直前となることのないよう留意することが適当と考えられる。

３　法第４条第８項関係

(1) 国、都道府県又は指定市町村が農地を農地以外のものにしようとする場合には、直接、都道府県知事等に対し、文書により協議を求めることとし、当該文書の提出により協議を受けた都道府県知事は、当該協議を成立させるか否かについて文書により回答することが適当と考えられる。

(2) 法第４条第８項の協議の成立又は不成立の判断基準については、１の法第４条第１項の許可の基準の例による。したがって、国、都道府県又は指定市町村は、則第25条各号に掲げる施設を設置するための用地として農地を選定せざるを得ない場合には、同項の許可を受けることのできる農地が選定されるよう、当該協議に先立って都道府県知事等と十分に調整を行うことが適当と考えられる。

(3) 都道府県知事等は、あらかじめ、国、都道府県又は指定市町村が則第25条各号に掲げる施設を設置するために農地転用を行うことによる影響をできる限り客観的かつ定量的に評価するための仕組みや基準を策定しておくとともに、(2)の調整に当たっては、国、都道府県又は指定市町村に対し、十分に説得力のある説明を行うことが望ましい。

４　法第５条第２項関係

法第５条第２項に規定する許可基準の内容は、採草放牧地の転用のための権利移動に係る場合を含め、次に掲げるものを除き、１の法第４条第１項の許可の基準等の内容と同様となる（法第５条第２項）。

(1) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合には、許可をすることができないこと（法第５条第２項第６号）。

(2) 農地を採草放牧地にするため法第３条第１項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第２項の規定により同条第１項の許可をすることができない場合に該当すると認められるときは、許可をすることができないこと（法第５条第２項第８号）。

５　法第５条第３項関係

法第５条第３項において準用する法第４条第４項又は第５項の規定による都道府県農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取については、２と同様となる。

６　法第５条第４項関係

法第５条第４項の協議については、３と同様となる。

７　法第51条及び第52条の４関係

(1) 違反転用の防止及び早期発見・是正のための取組

ア　都道府県又は指定市町村の取組

違反転用の防止及び早期発見・是正を図るため、都道府県又は指定市町村においては、次に掲げる取組を行うことが適当と考えられる。

(ｱ) 違反転用を防止するためには、まず、地域住民・農業者に対する啓発を図ることが重要であることから、都道府県又は指定市町村自ら啓発活動に取り組むとともに、地域住民・農業者により身近である農業委員会において、イによる啓発活動が活発に行われるよう助言・指導を行うこと。

(ｲ) 違反行為が生じた場合には、時間が経過するほど原状回復が難しくなる傾向があることから、早期に発見し是正指導に着手することが重要である。このため、農業委員会が違反転用を把握した場合における都道府県知事等に対する報告が迅速になされるよう、日ごろから農業委員会との情報連絡体制を密にするとともに、農業委員会において違反転用に対する情報収集体制が整備されるよう助言・指導を行うこと。

(ｳ) 違反転用を把握した場合には、優良農地の確保を図る観点から、原状回復を求める必要性について十分に検討を行うこと。

なお、違反転用に係る農地について、仮に法第４条第１項又は第５条第１項の許可の申請が行われれば当該許可をすることができるような場合であっても上記と同様の取扱いとなり、原状回復を求める必要性について検討を行う必要があることに変わりはないことに留意すること。

(ｴ) 産業廃棄物等の投棄による違反転用については、都道府県又は指定市町村の環境担当部局や地元警察との情報連絡体制を密にし、これらの機関との連携により違反転用の早期発見・早期是正に努めること。

イ　農業委員会の取組

違反転用の防止及び早期発見・是正を図るため、農業委員会においては、次に掲げる取組を行うことが適当と考えられる。

(ｱ) 農業委員会は、日ごろから農地パトロールを行うこととし、効率的に農地パトロールを行うことができるよう、農地の利用の状況を記載した図面を整備すること。また、違反転用の防止に向けた地域住民に対する啓発を図るため、市役所若しくは町村役場や公民館等における農地転用許可制度に関するポスターの掲示又はリーフレットの配布、市町村の広報誌等における同制度の紹介等の取組を積極的に行うこと。

(ｲ) 農業委員会は、国、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等関係機関との連携の下で、違反転用に関する情報の効率的な収集体制及び関係機関相互間の情報連絡体制の整備に努めること。

(ｳ) 農業委員会は、必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、法第51条の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことを要請することができるが、この要請は、原則として書面によることが適当と考えられる。

(2) 法第51条第１項の規定による処分の基準

ア　法第51条第１項の「土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認める」か否かの判断をするに当たっては、当該違反転用に係る土地の現況、その土地の周辺における土地の利用の状況、違反転用により農地及び採草放牧地以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地及び採草放牧地以外のものになった後の転得者が詐偽その他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮することが適当と考えられる。

なお、農振法第８条第２項第１号に規定する農用地区域内にある土地については、一般的には「特に必要がある」と認められると解される。

また、高度化施設用地が違反転用に該当する場合には、法第４条第１項の規定に違反することとなるため、当該高度化施設用地に設置された農作物栽培高度化施設の設置者が処分の対象となることに留意するものとする。

イ　法第51条第１項第２号の「許可に付した条件に違反している者」には、法第４条第１項又は第５条第１項の許可を受けた者の一般承継人であって当該許可に付された条件に違反している者は含まれるが、当該許可を受けた者の特定承継人は含まれないものと解される。

ウ　法第51条第１項第４号の「偽りその他不正の手段により、第４条第１項又は第５条第１項の許可を受けた者」には、偽りその他不正の手段により許可を受けた者の一般承継人は含まれないものと解される。

エ　なお、法第３条第１項又は第18条第１項の許可について、詐欺、強迫等によりその意思決定に瑕疵がある場合又は収賄その他の不正行為に基づきなされた場合には、法第51条第１項の規定にかかわらず、公益上の必要があるときは、当該許可を取り消すことができると解される。

(3) 法第51条第４項の規定による処分の基準

ア　法第51条第４項第２号の「違反転用者等を確知することができないとき」としては、土地の所有者に無断で転用している場合等で、当該土地所有者等に確認しても違反転用者等が判明しないときや違反転用業者が既に実態のない会社となっているとき等が想定

される。

なお、都道府県知事等は、同号の政令で定める方法により、違反転用者等であって確知することができないものに関する情報の探索を行ってもなお違反転用者等を特定できない場合には、同項の規定による公告を行う。

イ　法第51条第４項第３号の「緊急に原状回復等の措置を講ずる必要がある場合」としては、例えば、建設残土が撤去されていないため、その後、台風等の自然災害の発生により当該建設残土が流出し、周辺の営農条件に著しい支障が生ずるおそれがある場合等が想定される。

(4) 法第51条第６項に規定する費用の徴収の方法

法第51条第６項に規定する費用の徴収の方法については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第５条及び第６条の規定を準用することとされていることから、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命じなければならないとともに、代執行に要した費用は、当該期日までに納付されない場合には、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

具体的には、次に掲げる点に留意する必要がある。

ア　国税滞納処分の手続においては、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえた上で、差押財産を公売に付すこととされているが、滞納者の所在が不明である場合には、これらの手続に際し、公示送達が認められること（国税徴収法第５章及び国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条）から、都道府県知事等は、違反転用者等の所在が不明である場合には、当該違反転用者等に対して差押書を公示送達の手続により送達することによって、その財産を差し押え、公売を行い、代執行に要した費用を徴収することができることとなり、売却価格から代執行に要した費用を差し引いた額は、法務局に供託することとなる。

イ　代執行に要した費用よりも著しく高い価格の財産や差押え可能な財産の価格が代執行に要した費用よりも少ない場合の当該財産については差し押えることはできないが、差押え可能な財産がある場合には、差押えを行うことにより時効中断を行っておき、その間に違反転用者等を捜すなどして、できる限り当該違反転用者等から直接徴収することが望ましい。

８　法第59条関係

(1) 是正の要求の方式

法第59条第１項の「農地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らかである」場合としては、１及び４に規定する許可基準に照らせば、本来、法第４条第１項又は第５条第１項の許可をすることができないにもかかわらず、十分な検討がなされないままに当該許可がされ、これを受けて農地転用がなされた結果、農地又は採草放牧地のかい廃が進行している場合が想定される。

(2) 農地転用許可事務の処理に係る実態調査

地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）は、毎年、都道府県知事等の処理する農地転用許可事務について実態調査を行い、不適正な事務処理がなされていると認められる場合には、その改善を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の助言若しくは勧告又は同法第245条の５第１項の規定による求め（都道府県知事の事務を同法第252条の17の２第１項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合にあっては、同法第245条の４第２項又は第245条の５第２項の指示。以下「是正の要求等」という。）を行うことが適当と考えられる。

なお、当該調査は、指定市町村の長による事務処理及び都道府県知事による２ヘクタールを超え４ヘクタール以下の農地転用に係る事務処理について重点的に行うほか、その都度、必要に応じて重点課題等を定めて行う。

(3) 情報の共有

農村振興局長は、都道府県知事等に対して行った是正の要求等のうち、他の都道府県又は市町村において同様の事態が生ずることがないようにする観点から特に必要があると認

められるものに係る情報を取りまとめ、公表する。

第３　遊休農地に関する措置

法第１条に規定する目的及び法第２条の２に規定する農地について権利を有する者の責務の趣旨を踏まえて、法令上例外措置が認められている場合を除き、法第４章の遊休農地に関する措置を必ず講じなければならないことに留意されたい。

また、贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地については、法第36条第１項に基づく農地中間管理機構との協議の勧告（以下「勧告」という。）があった場合には納税猶予の期限が確定することから、「遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について」（平成26年９月30日付け26経営第948号農林水産省経営局長通知）の内容に十分留意されたい。

なお、遊休農地に関する措置の状況については、農業委員会は毎年３月末時点での措置状況を４月末までに都道府県に報告することとし、当該報告を受けた都道府県は、管内の農業委員会の報告内容をとりまとめ、毎年５月末までに国に報告すること。

１　法第30条第１項関係

法第30条第１項に規定する利用状況調査は、次に掲げる事項に留意されたい。

(1) 実施時期

利用状況調査については、毎年８月頃に実施すること。

(2) 調査の方法

ア　旧市町村、大字等適当な範囲で区域を区切り、担当の農地利用最適化推進委員（農地利用最適化推進委員を委嘱していない農業委員会にあっては、農業委員。以下「推進委員等」という。）を定め、必要に応じて市町村の関係部局、地域の農業事情に精通した者、農業団体等の協力を得て、調査すること。

イ　原則として、法第52条の２の農地台帳及び法第52条の３の農地に関する地図を使用し、一筆の農地ごとに行うものとする。ただし、災害その他の事由により、進入路が荒廃するなどその土地に立ち入ることが困難な場合は、この限りではない。

ウ　道路からの目視により雑草が繁茂していることが確認された場合は、現地で利用状況の写真を撮影し、その旨をタブレット端末等に記録すること。

エ　人工衛星又は無人航空機の利用その他の手段により得られる動画又は画像（(1)の時期に撮影されたものであって、①の調査を行うに当たって十分な解像度を有するものに限る。）を使用する場合には、次の方法により、調査を行うことができる。

①　当該動画又は画像を使用して、一筆の農地ごとに遊休農地に該当するおそれのない農地と該当するおそれのある農地とを区別する調査を実施

なお、当該調査は、当該動画若しくは画像の目視による確認又は遊休農地に該当するおそれがあるか否かの判定について十分な水準を有すると認められる技術により行うこと。

②　①の結果、遊休農地に該当するおそれのある農地とされたものについては、イ及びウにより調査を実施

オ　特に、前年も遊休農地と判定されているところの状況については、注意して判定すること。

(3) 遊休農地の判定等

利用状況調査による遊休農地の判定等に当たっては、以下に留意すること。

なお、廃止前の「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年４月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知。以下「荒廃農地調査要領」という。）７の①に規定する「Ａ分類（再生利用が可能な荒廃農地）」については、法第32条第１項第１号の遊休農地と同義である。

ア　法第32条第１項第１号の遊休農地

(ｱ)　「現に耕作の目的に供されておらず」とは、過去１年以上作物の栽培が行われていないことをいう。

(ｲ)　「引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる」については、今後の耕作に向け

て草刈り、耕起等農地を常に耕作し得る状態に保つ行為（以下「維持管理」という。）が行われているかにより判断すること。

(ｳ) 当該農地は、以下のとおり区分すること。

a 人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等（以下「草刈り等」という。）を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地

b 草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地

イ 法第32条第１項第２号の遊休農地

「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣つていると認められる農地」については、近傍類似の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の態様と比較して判断すること。

この場合、作物（ウメ、クリ等を含む。）がまばらに又は農地内で偏って栽培されていないか、栽培に必要な管理が適切に行われているか等に留意して判断すること。

ウ 再生利用が困難な農地

利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈している場合や周囲の状況からみてその土地を農地として復元しても継続して利用することができない等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地（荒廃農地調査要領７の②に規定する「Ｂ分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）」と同義である。）があった場合は、調査後直ちに、第４の(4)の規定に基づいて「農地」に該当しない旨判断を行うこと。

ただし、当該農地が基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が計画されている場合は、アの(ｳ)のｂの農地として扱うこととする。

(4) 農地中間管理機構への情報提供

農業委員会は、利用状況調査を実施した結果、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第18条第７項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告（以下「農用地利用集積等促進計画の公告」という。）があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等がされた農地が遊休農地であると判定した場合等には、その利用の状況を速やかに農地中間管理機構に情報提供すること。

２ 法第31条第１項関係

農業委員会に対する申出は、次の事項に留意されたい。

(1) 法第31条第１項第２号の「営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、申出に係る農地において病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積、農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は草木の生息又は生育、地割れ、土壌の汚染等の事由により、申出者の営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあることをいう。

(2) 法第31条第１項第１号から第３号までに該当しない者から申出があった場合においても、利用状況調査その他適切な措置を講じること。

３ 法第32条関係

法第32条に規定する利用意向調査は、次の事項に留意されたい。

(1) 実施時期

利用意向調査については、１の(3)により遊休農地と判定された農地及び則第78条各号に掲げる農地を対象として、判定後直ちに、則第74条に定める別記様式「農地における利用の意向について」を発出して行うこととし、１か月以内の範囲で回答期限を設定すること。

回答期限までに回答が得られない所有者等に対しては、推進委員等は直接訪問等により確実に農業上の利用の意向を確認すること。

また、利用意向調査を行う際には、所有者等に対し、勧告がなされた場合には、当該勧告の対象となった農地の固定資産税及び都市計画税の評価額が引き上げられ、固定資産税額及び都市計画税額が増えることとなることを周知すること。

(2) 農地の所有者等を確知することができないときの公示

ア　その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がいない場合における「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその農地の所有者等を確知することができないとき」とは、次の調査を実施したにもかかわらず、農地の所有者（相続等により共有状態となっている場合には、２分の１を超える持分を有する者）が不明であるときのことをいう。

ただし、則第78条第５号に該当する農地であって、法第41条第２項の規定により読み替えて準用する法第39条第１項の規定による裁定以降に、法第41条第５項の規定により供託した補償金の還付が行われていないなど、所有者等に関する新たな事実が判明しなかった場合には、次の調査を実施せずに「過失がなくてその農地の所有者等を確知することができない」ものと扱うこととする。

(ｱ) 令第20条において準用する令第18条第１号により登記所（法務局等）の登記官に対し当該農地の登記事項証明書を請求し、所有権等の登記名義人又は表題部所有者（以下「登記名義人等」という。）の氏名及び住所地等を確認すること。

(ｲ) 令第20条において準用する令第18条第２号において、「不確知所有者等関連情報を保有すると思料される者」とは「当該農地を現に占有する者」、「農地法第52条の２の規定により農業委員会が作成する農地台帳に記録された事項に基づき、当該不確知所有者等関連情報を保有すると思料される者」及び「当該農地の所有者等であって知れているもの」をいう。令第20条において準用する令第18条第２号によりこれらの者に対し、他の当該農地の所有者等の氏名及び住所地等について聞き取りを行うこと。

また、(ｳ)により登記名義人等の生死が確認できない場合には、知れている当該農地の所有者等の直系尊属の戸籍謄本又は除籍謄本（以下「戸籍謄本等」という。）を請求することにより、当該者の直系尊属と思われる登記名義人等の戸籍謄本等の確認を行うこと。

(ｳ) 令第20条において準用する令第18条第３号では、(ｱ)により確認した登記名義人等の住所地の市町村の長に対し、住民票の写し又は住民票の除票の写しを請求すること。

このほか、(ｲ)で確認された「当該農地の所有者等と思料される者」についても、当該者が記録されている住民基本台帳を備えると思われる市町村の長に対し、住民票の写し又は住民票の除票の写しを請求すること。

ただし、住所地が明らかである場合には、それをもって代えることができる。

(ｴ) 登記名義人等の死亡が確認された場合には、令第20条において準用する令第18条第４号により、登記名義人等の戸籍謄本等を請求する。登記名義人等の戸籍謄本等には登記名義人等の相続人たる配偶者と子が記載されており、これらの者の記載された部分に限って最新の戸籍謄本等を確認すること。

次に、確認した配偶者と子の戸籍の附票を備えると思われる市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しを請求することにより、これらの者の住所の確認を行うこと。

(ｵ) 登記名義人等が法人である場合には、登記所（法務局等）の登記官に対して法人の登記事項証明書を請求することにより、法人の所在地を確認する。また、合併により解散した場合にあっては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思われる登記所（法務局等）の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を請求することにより、合併後の法人の所在地を確認すること。

その他合併以外の理由により解散していることが判明した場合には、当該法人の登記事項証明書に記載されている清算人（取締役等）を確認し、書面の送付などの措置によって、不確知所有者等関連情報の提供を求めること。

(ｶ) 令第20条において準用する令第18条第５号では(ｱ)から(ｵ)の措置により住所が判明した当該農地の所有者等と思料される者（(ｵ)の場合は法人住所地又は役員住所）に対して、「農地法関係事務処理要領の制定について」様式例第13号の２により簡易書留による書面の送付を行い、当該農地の所有者等を特定すること。

なお、住所地が当該農地と同一市町村内の場合には、訪問により代えることは差し支えないが、訪問の記録を残すこと。

(ｷ) (ｶ)による書面の送付後、２週間経過しても不確知所有者等から返信がない場合には、当該不確知所有者等を不明者として扱い、更なる聞き取りや現地調査は不要であ

る。

イ　その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合における「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその農地の所有者等を確知することができないとき」とは、アと同様の調査を実施したにもかかわらず、所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者が不明であるときのことをいう。

ウ　農業委員会が、法第32条第１項各号のいずれかに該当する農地について機構法第22条の２第１項の規定による要請に係る探索を行った場合には、則第74条の２の規定に基づき、当該農地について法第32条第２項及び第３項（これらの規定を法第33条第２項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行ったものとみなす。

(3) 支障の除去等の措置

利用意向調査を行う際に、法第42条第１項に規定する支障の除去等の措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずる必要があると認める場合は、速やかに市町村長にその旨を伝え、同条の措置命令を行うよう促すこと。

4　法第33条関係

(1) 農業委員会は、則第78条第２号に規定する申出があった場合には、その農地について、３の(2)のアの(ｱ)又は(ｲ)による調査を実施し、その結果、農地の所有者等（その農地（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利）が数人の共有に係る場合には、その農地又は権利について２分の１を超える持分を有する者）が確知できない場合には、法第33条第２項において読み替えて準用する法第32条第３項の規定による公示を行うこと。

なお、当該調査の結果、その農地の所有者等が明らかになった場合には、当該農地は法第33条第１項に規定する農地には該当しないことに留意すること。その場合は、地域の営農計画等を勘案しつつ、必要なあっせんその他農地の利用関係の調整を行うこと。

(2) 則第78条第３号に規定する農地の取扱いに当たっては、次の事項に留意すること。

ア　「農地中間管理機構が過失がなくてその農地の所有者を確知することができないもの」とは、３の(2)のアと同等の探索を行った結果、その農地の所有者（その農地が数人の共有に係る場合には、その農地について２分の１を超える持分を有する者。イにおいて同じ。）と連絡を取ることができないもの又はその農地の所有者が死亡し、その相続人（当該所有者の配偶者又は子に限る。以下同じ。）に連絡を取ることができないものとして、農地中間管理機構が農業委員会に対してその旨を通知したものをいう。

イ　農業委員会は、アの通知を受けたときは、３の(2)のアの(ｱ)による調査を実施し、その結果、その農地の所有者又はその相続人が確知できない場合には、法第33条第２項において読み替えて準用する法第32条第３項の規定による公示を行うこと。この場合、その農地の所有者又は相続人で知れているものがあるときは、その者の氏名、住所等を農地中間管理機構に通知すること。

なお、当該調査の結果、その農地の所有者又はその相続人が明らかになった場合には、当該所有者又は相続人の氏名、住所等を農地中間管理機構に通知すること。

5　法第34条及び第35条関係

(1) 農業委員会等は、３の利用意向調査で、所有者等の意思を確認後速やかに、当該意思や、地域の営農計画等を勘案しつつ、必要なあっせんその他農地の利用関係の調整を行うこと。

(2) 所有者等から農地中間管理事業を利用する旨の意思表明があった場合においては、法第35条第１項に基づき、速やかに農地中間管理機構にその旨を通知すること。

(3) (2)以外の場合にあっても、利用意向調査を実施した場合には、その農地の状況等について、速やかに農地中間管理機構に情報提供を行うこと。その際、農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その農地が農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない場合には、その旨を速やかに農業委員会に通知するよう求めること。

6　法第36条関係

(1) 実施時期

ア　３の利用意向調査を実施した農地であって、当該農地の所有者等からその農地の農業上の利用の増進を図る旨の意思の表明があったものについては、耕作の再開、農地中間管理機構との借入協議又は権利の設定・移転等が行われたかどうかについて、所有者等の意思の表明から６か月経過後速やかに現地を確認するとともに、必要に応じ、農地台帳等により権利の設定等の状況を確認すること。

その結果、利用意向調査で表明された意思のとおりに農地が利用されていない場合は、現地の確認から１か月以内に勧告を実施すること。

イ　所有者等から意思の表明がない農地については、利用意向調査の発出から６か月経過後速やかに現地を確認した上で、１か月以内に勧告を実施すること。

ウ　利用意向調査に対して、当該農地の所有者等からその農地の農業上の利用を行う意思がない旨の表明があったときは、表明から１か月以内に勧告を実施すること。

(2) 対象外となる農地

ア　当該農地が農業振興地域内にない場合には、法第35条第１項及び第36条第１項の規定により勧告の対象外となっているが、これに加えて、以下に掲げる場合についても法第36条ただし書の正当の事由に該当することから勧告の対象とはしないこと。

(ｱ) 農地中間管理機構が法第35条第２項ただし書に基づき農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨を農業委員会等及び所有者等へ通知した場合

(ｲ) 当該農地の所有者等から農地中間管理機構に対して貸付けを行う旨の意思が表明され、それが継続している場合

(ｳ) (ｱ)に掲げるもののほか、農地中間管理機構から、その農地が農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨の通知があった場合

イ　贈与税又は相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地については、勧告があった際に納税猶予の期限が確定することから、納税猶予制度の適正な運用を確保するため、アの(ｱ)～(ｳ)に該当するものも含めて、法第36条第１項各号のいずれかに該当する場合には、必ず勧告を行うこと。

(3) 勧告の撤回

勧告を行った後、以下のいずれかに該当することとなった場合については、その時点をもって当該農地に係る勧告を撤回し、その旨を速やかに農地の所有者等及び農地中間管理機構に通知するものとする。

なお、勧告を撤回した場合、勧告の撤回があった日の属する年の翌年の１月１日（当該勧告の撤回の日が１月１日である場合には、同日）を賦課期日とする年度分以降の固定資産税額及び都市計画税額の引き上げは行われなくなることに留意されたい。

ア　利用状況調査等により、遊休農地が解消されたことが確認された場合

イ　農地中間管理機構との借入協議の結果、当該農地を農地中間管理機構が借り受けた場合

ウ　法第39条による裁定により農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した場合

エ　アからウまでに該当する場合のほか、勧告を撤回すべき相当の事情がある場合

(4) 現地確認等への協力

農業委員会は、勧告又は勧告の撤回に係る農地について、市町村税務部局から現地確認への同行の要請及び地目認定に関する意見照会があった場合には、適切に対応すること。

７　法第37条から第41条関係

法第37条から第41条までの規定に基づく措置は、農地中間管理機構が、裁定の申請に係る農地について、農地中間管理事業を実施することにより当該農地の農業上の利用の増進を図るものである。このため、法第37条又は法第41条に基づく裁定の申請に係る農地については農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合する必要がある。

８　法第42条関係

法第42条により市町村長が行う措置命令において、支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合における、「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法」については、３の(2)の規定を準用する。

９　農地中間管理機構との連携による遊休農地の解消について

遊休農地は、法の目的や責務規定を踏まえ、上記１から８までによる遊休農地の措置により、農地として活用できるものについては農業上の利用を行う必要がある。

機構法第８条第３項第３号ニにおいて、農地中間管理機構は、所有者等が農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずることにより当該農地の貸付けが行われると見込まれる場合に、所有者等に対し当該措置を講ずることを促すことが法定されており、農地中間管理機構の事業規程においても必須項目として当該取組の実施を規定することとされている。

この観点から、農業委員会及び農地中間管理機構は、遊休農地の借受け等について相談が寄せられた場合には、相互に密に連絡し、当該農地について担い手等への貸出しが見込まれるかを広く検討するとともに、当該農地について将来的に担い手等への貸出しが見込まれる場合には、当該農地の所有者等に草刈り等の実施の働きかけや、遊休農地の解消に資する補助事業を紹介するなど、遊休農地の解消に向けた取組を推進していく必要がある。

第４　遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについて

(1) 法第32条第６項においては、法第４条第１項又は第５条第１項の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、法第32条第１項又は第33条第１項の規定による利用意向調査の対象とはならないこととされている。

このため、農業委員会は、則第77条第１号に掲げる農地、第３の６の(2)のアの(ｱ)の農地又は第３の６の(2)のアの(ｳ)に該当する農地については、速やかに(3)に掲げる手続に従い、農地に該当するか否かの判断を行うこと。

(2) 農業委員会は、(1)のほか、農地の所有者から当該農地が農地に該当しないことの証明を依頼された場合は、(3)に掲げる手続に従い、農地に該当するか否かの判断を行うこと。

(3) 農業委員会は、農地に該当するか否かの判断を行う場合は、次に掲げる手続により行うこと。

ア　法第30条の利用状況調査等を踏まえ、(4)の基準に従って対象地が農地に該当するか否かについて判断を行うこと。

イ　対象地が法第４条第１項若しくは第５条第１項の規定に違反すると認められる場合又は法第４条第１項若しくは第５条第１項の許可に付された条件に違反すると認められる場合は、農地に該当するか否かの判断を行わないものとすること。

ウ　アにより、対象地が農地に該当しない旨の判断をした場合は、当該対象地について、直ちに農地台帳の整理等を行うこと。また、当該対象地の所有者等及び都道府県、市町村、法務局等の関係機関に対してその旨を通知する（所在が分からない所有者等に対してはこの限りではない。）こと。

(4) 農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものとする。

ア　その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ　ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

(5) 農業委員会は、(1)又は(2)において、対象地が法第４条第１項若しくは第５条第１項の規定に違反すると認められる場合又は法第４条第１項若しくは第５条第１項の許可に付された条件に違反すると認められる場合には、「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）により、違反転用是正に係る事務処理に従い、都道府県知事等にその旨を報告するとともに、違反転用是正のための指導を行うこと。

第５　情報の提供等

法第52条により農業委員会が行う農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供については、次の事項に留意されたい。

(1) 賃借料情報の提供

農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。

ア　賃借料情報を提供する区分の決定

賃借料情報の提供に当たっては、まず、農業生産及び農地貸借の状況を考えて、どのような作物（例えば、水稲、露地野菜、りんご）について情報を提供するのかを決定する。さらに、中山間地、平坦地等の地理的条件、ほ場整備事業済みの地区かどうか等の基盤整備状況、他の地区に比べて単位当たりの収量が高いかどうか等の収量水準等を踏まえてどのような区分で提供するのかを決定する。その際、区分の決定等について、形式的にならずに地域の実情に応じて柔軟に取り組むこと。

イ　賃借料データの収集

賃借料に係るデータの収集は、法第３条の許可申請書、農用地利用集積等促進計画の公告の写し等の資料から整理する。

ウ　賃借料データの区分

イで収集した賃借料に係るデータを、アで決定した作物及び地理的な区分に従い分類する。

エ　賃借料水準の計算

賃借料に係るデータの中には、親類間の取引又は特殊な作物（例えば、高麗人参）を前提とした取引に係るもの等、明らかに特別の事情の下で行われ、地域の平均に比べて著しく低額あるいは高額なものがあることから、賃借料情報の信頼性を高めるために、当該特殊な取引に係るデータは取り除いた上で、賃借料水準（平均額、最高額及び最低額）を求める。

オ　賃借料情報の提供

エで求めた賃借料水準を賃借料情報として農業委員会のホームページ、農業委員会だより等の広報媒体を活用して広く提供する。

その際、算出した賃借料水準をウの区分ごとに地図上に示す等により利用者に分かりやすい情報提供に努める。

また、集計に用いたデータ数は参考として記載し、賃借料を物納支給と定めている場合には価格換算している旨も記載する。

(2) 農地の権利移動等の状況把握

法及び機構法による農地の権利移動及び転用の状況等について、その面積、動向等の基礎的な情報を把握することは重要であることから、この基礎的な情報として次の事項について把握すること。

ア　耕作目的の権利の設定、移転

法第３条又は第３条の３の規定による許可又は届出及び農用地利用集積等促進計画の公告に係る農地等の権利移動の状況

イ　貸借の終了

法第18条の規定による許可に係る賃貸借の終了、同条の規定により許可を要しない場合の農業委員会への通知に係る賃貸借の終了、農用地利用集積等促進計画の公告による賃借権又は使用貸借による権利の終了の状況

ウ　農地等の転用

法第４条第１項又は第５条第１項の許可、法第４条第１項第７号又は第５条第１項第６号の規定による届出及び法第４条第８項又は第５条第４項の規定による協議に係る農地等の転用並びに法第４条第１項又は第５条第１項の許可を要しない農地等の転用（例えば、農用地利用集積等促進計画の公告に係るもの）の状況

第６　農地台帳等の作成及び公表

１　第52条の２関係

(1) **第52条の２の規定に基づき農業委員会が作成する農地台帳の作成**については、次の事項に留意されたい。

ア　地目及び面積は、登記簿に記載されている内容を記録するとともに、これと異なる現況にあることを把握している場合には、当該現況も併せて記録することが適当であること。

イ　借賃等は当該農地の１年間の借賃の額を記録するとともに、これを10アール当たりに換算した額も併せて記録することが適当であること。

ウ　当該農地が共有状態にある場合には、共有持分を有する者全ての者に関する情報を記録するとともに、各自の持分割合が判明している場合には、さらにその持分割合を記録することが適当であること。

(2) **農地台帳に記録された事項の提供**

則第103条の２の規定に基づく市町村長への農地台帳に記録された事項の提供に当たっては、次の事項に留意するほか、メール等により電子媒体を送付すること。

ア　農業委員会は、勧告を行った農地及び勧告の撤回を行った農地について、当該勧告又は勧告の撤回後、速やかに、市町村税務部局に対して当該農地の所有者名（所有者と勧告を受けた者が異なる場合には勧告を受けた者の氏名を含む。）、所在、地番、面積、勧告又は勧告の撤回を行った期日及び理由その他必要な事項を提供すること。

イ　農業委員会は、その所有する全農地（10a未満の自作地を除く。）について新たに農地中間管理権を設定した者がいる場合（当該者が農地中間管理権を設定した全農地について、当該農地中間管理権の存続期間が10年未満の場合を除く。）には、当該設定後、速やかに、市町村税務部局に対して、当該者の氏名、当該農地中間管理権が設定された農地の所在、地番及び面積、当該農地中間管理権が設定された日、当該農地中間管理権の存続期間その他必要な事項を提供すること。

ウ　農業委員会は、イに該当する者が所有する農地について、農地中間管理機構から当該者に対して賃借権又は使用貸借による権利の設定が行われた場合には、当該設定後、速やかに、市町村税務部局に対して、当該者の氏名、当該権利が設定された農地の所在、地番及び面積、当該権利が設定された日その他必要な事項を提供すること。

エ　農業委員会は、ア～ウの事項に変更があった場合には、速やかに、市町村税務部局に対して、当該変更後の事項を提供すること。

オ　農業委員会は、毎年１月１日時点のア～エに掲げる事項をとりまとめた一覧表を作成し、当該年の１月末までに市町村税務部局に対し、提供すること。

２　第52条の３の規定に基づき農業委員会が行う公表については、以下の事項に留意されたい。

(1) 本規定に基づく公表は、公表することが適当でないものとして則第104条第１項で定めるものを除き、各市町村で定めている個人情報保護条例等の規定に係わらず、必ず行わなければならないものであること。

(2) 公表を行うに当たっては、各市町村の判断で、地方自治法に基づく条例を制定し、手数料を求めることを妨げるものではないこと。

３　「農地法関係事務処理要領」の制定について（抜すい）

（平成21年12月11日付け21経営第4608号、21農振第1599号
農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）
最終改正：令和７年３月31日付け６経営第3208号・６農振第2991号

別紙１

農地法に係る事務処理要領

第１　農地等の権利移動の関係

１　法第３条第１項の許可申請手続

(1) 許可申請書は、様式例第１号の１によるものとし、許可を受けようとする農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の所在地を管轄する農業委員会へ提出する。

なお、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第43条第１項に規定する届出に係る同条第２項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供される土地（以下「高度化施設用地」という。）は、「農地」と同様に取り扱われることに留意すること。また、高度化施設用地への法の適用においては、「「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について」（平成30年11月20日付け30経営第1796号農林水産省経営局長通知）に留意すること。

(2) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）第10条第１項ただし書に該当して単独で許可申請できる場合の申請者は次のとおりである。

ア　強制競売、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。以下「競売」という。）又は公売によって農地等の権利を取得しようとする場合には、その買受人

イ　遺贈その他の単独行為によって農地等の権利が設定され又は移転される場合には、その単独行為をする者（例えば、遺贈の場合には、遺言者又はその相続人若しくは遺言執行者）

ウ　則第10条第１項第２号に該当する場合には、権利を取得しようとする者

(3) 許可申請書に則第10条第２項第10号の「その他参考となるべき書類」（営農計画書、損益計算書の写し、総会議事録の写し等）を添付させる場合には、申請負担軽減の観点から、特に次のことに留意する。

ア　許可申請書の記載事項の真実性を裏付けるために必要不可欠なものであるかどうか

イ　申請の却下又は許可若しくは不許可の判断に必要不可欠なものであるかどうか

ウ　既に保有している資料と同種のものでないかどうか

２　農業委員会の処理

農業委員会は、許可申請書の提出があった場合には、次により処理する必要がある。

(1) 農業委員会は、許可申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか、法第３条の規定に違反しないかどうか、及び「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年６月１日付け12構改Ｂ第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）別紙１の第３に規定する許可基準に該当しないかどうかを判定する。この場合において、申請者又はその世帯員等が法第３条第１項本文に掲げる権利を有している農地等に他の農業委員会の区域内にある農地等が含まれているときは、当該区域を管轄する農業委員会と連携してその実情を確認するものとする。また、許可申請書に添付させた農業に関する法令の遵守の状況等の内容も踏まえ、必要に応じ、関係行政機関等にその実情を確認するものとする。また、農地所有適格法人以外の法人等（法第３条第３項の規定の適用を受けて同条第１項の許可を受けようとする法人及び個人をいう。以下同じ。） にあっては、あらかじめ市町村長に農地所有適格法人以外の法人等に許可をしようとする旨を通知し、当該通知に対する市町村長の意見があった場合は当該意見も参考の上判定する。

なお、市町村長が意見を述べる事務が適正かつ迅速に処理されるよう、農業委員会は、農地所有適格法人以外の法人等から許可申請書の提出があった時点において、市町村の担当部局に

連絡を行うことが望ましい。

また、この場合において、許可申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求める必要がある。

(2) 農業委員会は、(1)の判定によりその申請の却下又は許可若しくは不許可を決定し、指令書（様式例第１号の２）を申請者（当事者の連署による申請にあっては、その双方の申請者）に交付するとともに、その内容を、農地の譲受人がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の所在地を管轄する他の農業委員会にも通知することが望ましい。

(3) 農業委員会は、(2)の処分をしたときは、当該処分について、その内容、その目的となった権利の設定又は移転の種類等に応じて必要な区分をし、その区分ごとに許可申請書を指令書の写しとともに整理して保管する。

また、農地所有適格法人に対して許可を行った場合には、その農地等の権利取得時における要件の適合状況を法第３条第１項の許可申請書等により、第５の２の農地所有適格法人要件確認書に取りまとめておく。

３　標準的な事務処理期間

法第３条第１項の許可事務に係る標準的な事務処理期間は、４週間とする。

４　法第３条第１項第13号又は第14号の２の届出関係

(1) 届出手続

ア　届出書は、様式例第１号の３又は第１号の４ による。

イ　１の(2)の規定は、単独で届出ができる場合に準用する。

ウ　届出書に則第13条第２項第４号の「その他参考となるべき書類」を添付させる場合には、負担軽減の観点から、１の(3)のアからウまでに準ずる。

(2) 農業委員会の処理

ア　農業委員会は、届出書の提出があったときは、速やかに届出に係る農地等の権利移動が農地中間管理機構が農地売買等事業又は農地中間管理事業の実施により農地等の権利を取得するものであるかどうか、届出書の法定記載事項が記載されているかどうか及び添付書類が具備されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定する必要がある。

イ　農業委員会は、届出を受理したときは遅滞なく受理通知書（様式例第１号の５）をその届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付けてその旨をその届出者に通知する必要がある。

ウ　農業委員会は、イの規定により受理通知書を交付し、又は受理しない旨の通知をしたときは、２の(3)と同様に関係書類を保管する。

(3) 事務処理上の留意事項

ア　農業委員会は、届出書の提出があったときは、直ちに、届出者に対し、法第３条第１項第13号又は第14号の２の届出は農業委員会において適法に受理されるまでは届出の効力が発生しないことを十分説明し、受理通知書の交付があるまでは事実上権利取得が行われたと等しい行為が行われることのないよう指導する必要がある。

イ　農業委員会は、(2)の規定による事務処理に当たっては、届出に係る農地等の利用関係について現に紛争が生じている場合を除き、農業委員会の事務局長に専決処理させること等により迅速な事務処理を行う体制を整備するものとする。

なお、専決処理する場合には、総会又は部会の議を経てあらかじめ事務処理規程を作成しておくものとするが、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は部会に報告する必要がある。

５　信託関係

(1) 農業委員会の処理

ア　農業委員会は農業協同組合又は農地中間管理機構における農地等の信託契約の締結、信託財産の貸付け又は売渡し、信託の終了等に伴う当該農業協同組合又は農地中間管理機構から

の通知等を簿冊に整理するとともに信託に係る農地等の権利の設定、移転、解除、解約等信託財産についての権利の変動に関し、あらかじめ備えた信託関係整理簿（様式例第１号の６）に記入しておく。

イ　農業委員会は、信託財産の貸付け又は売渡しの適格者の選定につき農業協同組合又は農地中間管理機構から意見を求められたときは、当該信託財産の借受又は買受申入者の全てについて経営規模、経営の状況、経営能力等を審査し、必要に応じて実情調査を行い、法第３条第２項各号に該当しないかどうか、及び効率的かつ安定的な農業経営の育成、農業経営の協業化の促進、農地の集団化等の面からみて、その意見を通知する必要がある。

ウ　農業委員会は、必要があるときは、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第35条第１項の規定により農業協同組合又は農地中間管理機構につき信託財産の処理状況を調査する。

(2) 都道府県知事の処理

都道府県知事は、信託財産につき必要に応じ報告を求め又は実情を調査しその動向を把握しておく。

６　農業委員会による農地所有適格法人以外の法人等の農地等の利用状況の把握

(1) 法第６条の２第１項の規定による報告手続

ア　報告書は、様式例第１号の７による。

イ　報告書に則第60条の２第２項第２号の「その他参考となるべき書類」（農作業従事者の確保の状況が把握できる資料、農地等の利用状況が把握できる現況写真等）を添付させる場合には、負担軽減の観点から、１の(3)のアからウまでに準ずる。

(2) 農業委員会による報告書の徴収及び整理

ア　毎事業年度の終了後３か月以内に報告書の提出がなかった場合には、法第３条第３項の規定により同条第１項の許可をした農業委員会は、報告書を提出すべき農地所有適格法人以外の法人等に対して、書面により、速やかに報告するよう求める必要がある。

イ　農業委員会は、報告書の提出があったときは則第60条の２第１項に規定する記載事項が記載されているかどうか及び同条第２項に規定する添付書類が具備されているかどうかを検討し、報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農地等の利用状況の把握が困難と認められるときはこれの補正又は追完を求める必要がある。

(3) 農業委員会による通知

農業委員会は、則第60条の２第３項に規定する場合に該当するときは農地中間管理機構にその旨を通知する。

第２　農地等の権利移動の許可の取消し等の関係

１　農地所有適格法人以外の法人等への勧告

勧告書は、様式例第２号の１による。

２　許可の取消しの手続

(1) 農業委員会は、法第３条の２第２項各号のいずれかに該当すると判断する場合には、行政手続法（平成５年法律第88号）第３章の規定により聴聞等の手続を行う。

なお、取消しの手続等に疑義があれば、地方農政局（北海道にあっては経営局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）とも積極的に相談されたい。

(2) 農業委員会は、(1)の結果、法第３条の２第２項の規定により法第３条第３項の規定によりした同条第１項の許可を取り消す場合には、指令書（様式例第２号の２）を当該農地等の貸付者及び借受者の双方に交付する。

第３　農地等の権利取得の届出の関係

１　法第３条の３の届出関係

届出書は、様式例第３号の１による。

なお、本様式は、届出者の利便性を考え、農業委員会の窓口に備え付けるほか、市町村の死亡届出書の受付窓口など権利取得が発生する要因を把握できる関係窓口に備え付けることが望ましい。

２　農業委員会の処理

(1) 農業委員会は、届出書の提出があったときは、速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定する必要がある。

(2) 農業委員会は、届出を受理したときは遅滞なく受理通知書（様式例第３号の２）をその届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付けてその旨をその届出者に通知する必要がある。

３　事務処理上の留意事項

第１の４の(3)のイの規定は、農業委員会が法第３条の３の届出に関する事務処理を行う場合に準用する。

複数の相続人が存在する場合は、相続が開始して共有物として農地等の権利を取得したとき及び遺産の分割により農地等の権利を取得したときが届出の対象となり、それぞれ権利を取得した後遅滞なく届出をしなければならないことに留意すること。

なお、相続が開始して共有物として権利を取得した旨の届出をする時点で遺産の分割により権利を取得している場合は、相続が開始して共有物として権利を取得した旨の届出は省略することができる。

また、届出は連名ですることも可能であることに留意すること。

第４　農地等の転用の関係

１　農地転用許可手続

(1) 法第４条の許可申請手続

ア　農地を転用するため法第４条第１項の許可を受けようとする者には、様式例第４号の１による申請書を当該農地の所在する区域を管轄する農業委員会（以下「関係農業委員会」という。）を経由して都道府県知事（農地法第４条第１項に規定する農林水産大臣が指定する市町村（ 以下「指定市町村」という。）の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）に提出させる。

イ　申請書には、次に掲げる書類を添付させる。

(ｱ) 法人にあっては、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書

(ｲ) 申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

(ｳ) 申請に係る土地の地番を表示する図面

(ｴ) 転用候補地の位置及び附近の状況を表示する図面（ 縮尺は、10,000分の１ないし50,000分の１程度）

(ｵ) 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面（ 縮尺は、500分の１ないし2,000分の１程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能である。）

(ｶ) 当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（例えば、次に掲げる書面又はその写しのように、資力及び信用があることを客観的に判断することができるものとすることが考えられる。）

ａ　金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面その他の融資を受けられることが分かる書面

ｂ　預貯金通帳、金融機関等が発行した預貯金の残高証明書その他の預貯金の残高が分かる書面（許可を申請する者又はその者の住居若しくは生計を一にする親族のものに限る。）

c　源泉徴収票その他の所得の金額が分かる書面

d　青色申告書、財務諸表その他の財務の状況が分かる書面

(ｷ) 所有権以外の権原に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があったことを証する書面、申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面

(ｸ) 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面

(ｹ) 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

(ｺ) 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面

(ｻ) その他参考となるべき書類（許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限ることとし、印鑑証明、住民票等の添付を一律に求めることは適当でない。）

(2) 法第５条の許可申請手続

ア　転用の目的で農地等について権利を設定し、又は移転するため法第５条第１項の許可を受けようとする者には、様式例第４号の２による申請書を関係農業委員会を経由して都道府県知事等に提出させる。その農地の権利を取得する者が同一の事業（ 同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとする事業をいう。以下同じ。） の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。

イ　申請書には、(1)のイの(ｱ)から(ｻ)までに掲げる書類（同イの(ｱ)は農地等について権利を取得しようとする者に係るものに限るものとし、(ｷ)及び(ｹ)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。）を添付させる。

(3) 農地転用許可の申請者

法第４条第１項又は第５条第１項の許可（以下第４において「農地転用許可」という。）の申請をする者は、次に掲げるとおりである。

ア　法第４条第１項の許可を申請する場合にあっては、農地を転用しようとする者

イ　法第５条第１項の許可を申請する場合にあっては、農地等について権利を取得しようとする者及びその者のために権利を設定し、又は移転しようとする者の双方とする。ただし、その申請に係る権利の設定又は移転が競売若しくは公売又は遺贈その他の単独行為による場合及びその申請に係る権利の設定又は移転に関し、判決が確定し、裁判上の和解若しくは請求の認諾があり、民事調停法（昭和26年法律第222号）により調停が成立し、又は家事事件手続法（平成23年法律第52号）により審判が確定し若しくは調停が成立した場合には、この限りでない。

(4) 農業委員会の処理

ア　農業委員会は、申請書の提出があったときは、申請書の記載事項等につき検討して様式例第４号の３による意見書を作成し、これを申請書に添付して都道府県知事等に送付しなければならない。この場合、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会法第42条第１項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。） に意見を聴いたときは、当該都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見も踏まえ意見書を作成する。また、農業委員会は、その意見書の写しを保管する。

なお、意見決定の際特に問題として討議又は質疑が行われた事項があった場合には、関係議事録の写しを意見書に添付する。

イ　農業委員会は、送付した申請書に対する指令書の写しの送付を都道府県知事等から受けたときは、意見書の写しに都道府県知事等の処理結果を記入する。

(5) 都道府県知事等の処理

ア　都道府県知事等は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要がある場合には人工衛星若しくは無人航空機の利用その他の手段により得られる動画若しくは画像を活用すること等による調査（以下「人工衛星等利用調査」という。）又は実地調査を行い、農地転用許可の可否を決定する。

イ　都道府県知事等は、農地転用許可の可否を決定したときは、指令書を申請者に交付するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。この場合、指令書には、当該許可又は不許可に係る権利の種類及び設定又は移転の別を明記する。

なお、指令書は、当事者の連署による申請に係るものにあっては、その双方に交付する。

ウ　都道府県知事等は、申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可処分をし、又は附款を付して許可処分をする場合には、指令書の末尾に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める教示文を記載する。

(ｱ)　４ヘクタール以下の場合

「〔教示〕

１　この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第４条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、都道府県知事に審査請求書（同法第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）　を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）　があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

（留意事項）

指定市町村にあっては、下線の部分は、「都道府県」は「市町村」、「都道府県知事」は「市町村長」と記載すること。

(ｲ)　(ｱ)以外の場合

「〔教示〕

１　この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の２第１項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副２通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出

する場合には、○○市○○町○○番地○○農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（ 昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、都道府県を被告として（ 訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（ 審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

（留意事項）

北海道及び指定市町村にあっては、下線の部分は記載しないこと。

なお、指定市町村にあっては、二重下線の部分は「農林水産大臣」は「都道府県知事」、「都道府県」は「市町村」、「都道府県知事」は「市町村長」と記載すること。

(6) その他処理上の留意事項

ア　申請に係る農地等の全部又は一部が賃借権の設定された農地等である場合であって、当該農地等について耕作又は養畜の事業を行っている者以外の者が転用するときは、その申請に係る農地転用許可は、当該農地等に係る法第18条第１項の許可と併せて処理することとし、特に、指定市町村の長が処理する事案にあっては、これら双方の許可に食い違いの生じないよう、許可権者間の連絡に留意する。

イ　法第４条第１項又は第５条第１項の許可権者（以下第４において「農地転用許可権者」という。）は、農地転用許可をしようとする場合において、当該事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第43条第１項の許可（以下「開発許可」という。）を要するものであるときは、開発許可の権限を有する者（以下「開発許可権者」という。）に可及的速やかに連絡し、調整を図ることが望ましい。また、農地転用許可及び開発許可は、この調整を了した後に同時にすることが望ましい。

なお、２の協議を行う場合も、同様とする。

ウ　農地転用許可をするに当たっては、法第４条第７項に規定する必要な条件として、「①申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること、②許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から３か月後及びその後１年ごとに工事の進捗状況を、また、許可に係る工事が完了したときはその旨をそれぞれ農業委員会を経由して遅滞なく報告すること、③申請書に記載された工事の完了の日までに農地に復元することを付して行うものとする。

その他の条件を付するに当たっては、一定の期間内に一定の行為をしない場合には農地転用許可が失効するというような解除条件は避ける等、その条件は明確なものとし、その後の農地転用許可の効力等につき疑義を生ずることのないようにする。

（留意事項）

③については、農地の転用目的が一時的な利用の場合において記載すること。

エ　転用目的が資材置場のように建築物の建築等を伴わないもの（以下「資材置場等」という。）である場合には、当該転用目的どおり十分な利用がなされないまま他用途に転換されることがないよう、農地転用許可権者及び農業委員会は、次により対応することが望ましい。

(ｱ) 恒久転用により資材置場等とする目的で農地転用許可申請の相談があった場合の対応

a　農業委員会は、相談者から提示された事業計画から、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討し、関係書類とともにその結果を都道府県又は指定市町村の農地担当部局（以下「都道府県等」という。）に報告する。

b　ａの報告を受けた都道府県等は、農業委員会の検討結果を踏まえつつ、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討し、その結果を農業委員会に通知する。

c　農業委員会は、ｂの通知において、当該事案が一時転用により目的を達成できるとされている場合は、相談者に対し、一時転用による許可申請を行うよう指導する。

なお、当該指導は、都道府県等が相談者に直接行うことも可能である。

(ｲ) 資材置場等とする目的で恒久転用の許可を行う場合の取扱いとその後の対応

a　都道府県等は、資材置場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合は、ウのほか、「工事の完了の報告があった日から３年間、６か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けるものとする。

b　都道府県等は、aの報告を受けたときは、必要に応じて農業委員会の協力を得て現地確認を行うものとする。

なお、当該報告や現地確認において、許可に係る土地が事業計画とは異なる目的に使用されている場合は、許可を受けた者から事情を聴取等した上で、法第51条第１項第４号に該当するかどうかを確認し、該当する場合は同項の規定に基づく処分を検討するものとする。

オ　農地転用許可に関する指令書をその申請者に交付するときには、その指令書に必ず「注意事項」として「許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、法第51条第１項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。」旨を記載する。

カ　農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第５条第１項に規定する実施計画に基づく施設用地の整備など地域の振興等の観点から地方公共団体等が定める公的な計画に従って農地を転用して行われる施設整備等については、農業上の土地利用との調和を図る観点から、当該実施計画の策定の段階で、転用を行う農地の位置等について当該実施計画の所管部局と十分な調整を行う。

キ　市町村（指定市町村を除く。）が、則第25条第１号から第３号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を設置するための用地として農地を選定せざるを得ない場合には、農地転用許可を受けることのできる農地が選定されるよう、当該許可申請に先立って２の(4)の例に倣い都道府県知事と十分に調整を行うことが望ましい。

２　法第４条第８項及び第５条第４項の協議の手続

(1) 法第４条第８項の協議の手続

ア　法第４条第８項の協議をしようとする国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局（以下「４条協議者」という。）は、(4)の事前調整を行った上で様式例第４号の４による協議書を都道府県知事等に提出する。

イ　協議書には、１の(1)のイの(ｲ)から(ｻ)までに掲げる書類を添付する。

(2) 法第５条第４項の協議の手続

ア　法第５条第４項の協議をしようとする国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局（以下「５条協議者」という。）は、(4)の事前調整を行った上で様式例第４号の５による協議書を都道府県知事等に提出する。その農地の権利を取得する者が同一の事業の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。

イ　協議書には、１の(1)のイの(ｲ)から(ｻ)までに掲げる書類（同イの(ｷ)及び(ｹ)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。）を添付する。

(3) 都道府県知事等の処理

ア　都道府県知事等は、協議書の提出があったときは、その内容を検討し、必要がある場合には人工衛星等利用調査又は実地調査を行った上で、協議の成立又は不成立を決定する。

イ　都道府県知事等は、協議の成立又は不成立を決定したときは、その旨を記載した通知書を４条協議者又は５条協議者に送付するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。この場合、通知書には、協議の成立又は不成立に係る権利の種類及び設定又は移転の別を明記する。

ウ　都道府県知事等は、法第４条第８項又は第５条第４項の規定により協議を成立させようとする事案については、あらかじめ関係農業委員会の意見を聴かなければならない。

(4) 法第４条第８項及び第５条第４項の協議に関する事前調整

ア　都道府県知事等は、農地転用許可の対象となる施設を設置しようとする国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局に対し、農地転用に当たり当該許可が必要であること及び当該許可に代えて協議を行うことができることを周知するとともに、協議の適正かつ円滑な実施を図るためには、転用候補地の選定前に農地転用許可権者との間で事前調整を行うことが重要であることを常に周知徹底する。

イ　都道府県知事等は、転用候補地の選定前の段階で国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局から速やかに事業計画を入手するよう努めるとともに、必要に応じ、転用事業担当部局から農地担当部局に対し、転用候補地の選定前に事業計画に係る情報の提供を行うようルール化しておくことが望ましい。この場合、事業計画の内容によっては、同一都道府県又は指定市町村の土地利用担当部局、環境担当部局等の間で連絡調整を図ることも検討することが望ましい。

ウ　国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局は、都道府県知事等に対し、様式例第４号の６による事前調整申出書を提出する。この場合、当該転用事業担当部局は、一の事業計画につき二以上の転用候補地があるときは、それぞれについて申出書を提出する。

なお、必要に応じ、関係農業委員会の意見を聴くことが望ましい。

エ　事前調整に当たっての留意事項

(ｱ) 都道府県知事等は、法第４条第６項又は第５条第２項に規定する許可基準（以下「農地転用許可基準」という。） に照らし、事業計画の適否について判断することとし、特に、次に掲げる事項について検討するよう留意する。

ａ　農地の集団性・連たん性への影響

地域において公共転用によって損なわれるおそれのある農地の集団性・連たん性に関する評価を行うこと。

ｂ　周辺の農地の確保への影響

公共転用が周辺の農地における農地転用を誘発する懸念に関する評価を行うこと。この場合、周辺にある既存の公共施設又は公益的施設の種類・立地状況、宅地化の状況等から、農地転用の拡大可能性を予測することが必要である。

ｃ　周辺の農地に係る営農条件への影響

公共転用が周辺の農地に係る営農条件に及ぼす支障に関する評価を行うこと。

ｄ　効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営への影響

公共転用が地域の効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営の維持・発展に及ぼす悪影響に関する評価を行うこと。

ｅ　地域の環境への影響

公共転用が現在又は将来における地域の街づくり、環境等に及ぼす悪影響に関する評価を行うこと。

(ｲ) 都道府県知事等は、事業計画の適否について検討した結果、転用候補地の立地等が不適当と判断した場合には、国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局に対し、速やかに事業計画を中止するよう勧告する。

オ　都道府県知事等の処理

(ｱ) 都道府県知事等は、事前調整申出書の提出があったときは、農地転用許可基準に基づき事業計画の適否について判断し、その結果を書面により回答するとともに、関係農業委員会にその旨を連絡する。

(ｲ) 都道府県知事等は、転用候補地の選定が適当である旨回答しようとする場合には、当該回答に、協議の際に留意すべき事項及び当該事項が充足されないとき協議が不成立になる可能性がある旨を併せて記載する。

なお、留意すべき事項は、法第４条第６項第３号から第６号まで又は法第５条第２項第３号から第７号までの該当項目の各事項について記載する。

(ｳ) 都道府県知事等は、法第４条第８項及び第５条第４項の協議に関する事前調整が、優良農地の確保等の観点を踏まえ、転用候補地の選定が適正に行われたことの確認を目的とするものであることに鑑み、当該事前調整においては、転用候補地の選定の適否の検討にとどめつつ、事務を迅速に処理するよう努める。

３　法附則第２項の規定による協議の手続

(1) 都道府県知事等の処理

ア　都道府県知事等は、法附則第２項の規定により地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に協議しようとするときは、法第４条第１項若しくは第５条第１項の規定による許可申請又は法第４条第８項若しくは第５条第４項の協議に係る事業の概要、許可申請書又は協議書の記載事項等につき検討した上で様式例第４号の７による概要書を作成し、これに必要な資料等を添付し、速やかに地方農政局長等に提出する。

ただし、都道府県知事等が法附則第２項第１号又は第３号の規定による協議を複数回に分けて行う場合は、既に行われた協議において提出した資料の提出は省略できるものとする。

イ　都道府県知事等は、地方農政局長等から協議の回答を受けた後に、速やかに農地用についての許可若しくは不許可の処分又は協議の成立若しくは不成立の決定を行う。

(2) 地方農政局長等の処理

地方農政局長等は、都道府県知事等から協議を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、都道府県知事等に協議に係る内容等について確認を行い、速やかに検討結果を都道府県知事等に通知する。

４　標準的な事務処理期間

農地転用関係の事務に係る標準的な事務処理期間は、別表１のとおりとする。

５　届出関係

(1) 法第４条第１項第７号の規定による届出の手続

ア　法第４条第１項第７号に規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）内の農地を転用するため同号の規定による届出をしようとする者には、様式例第４号の８による届出書を関係農業委員会に提出させる。

イ　届出書には、次に掲げる書類を添付させる。

(ｱ) 土地の位置を示す地図（縮尺は、10,000分の１ないし50,000分の１程度）

(ｲ) 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

(ｳ) 届出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき法第18条第１項の許可があったことを証する書面

(2) 法第５条第１項第６号の規定による届出の手続

ア　市街化区域内の農地等について転用の目的で権利を設定し、又は移転するため法第５条第１項第６号の規定による届出をしようとする者には、様式例第４号の９による届出書を関係農業委員会に提出させる。

イ　届出書には、(1)のイの(ｱ)から(ｳ)までに掲げる書類（同イの(ｳ)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。）を添付させる。

(3) 添付書類その他についての留意事項

ア　届出者が相続後まだ相続による権利移転の登記を了していない場合のように、届出者がその届出に係る農地等についての真正な権利者であるかどうかが土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）によっては確認することができない場合には、戸籍謄本（除籍の謄本を含む。）その他の書類の提出を求めて届出者がその届出に係る農地等の真正な権利者であることの確認を行うことが適当と考えられる。

イ　(ｱ)届出に係る農地等の賃貸借が農事調停等により成立した合意によって解約されることとなっている場合その他その賃貸借契約が終了することとなっている場合又は(ｲ)届出に係る農地等が賃貸借の目的となっている場合であって賃借人がその農地等を転用し、若しくは転用のためその農地等を取得しようとする場合等においては、その賃貸借につき法第18条第１項の許可があったことを証する書面を添付する必要はないが、(ｱ)の場合には、これに代えて、解約につき合意の成立したことを証する書面その他この賃貸借契約が終了することが確実であると認めることができる書面を添付させることが適当と考えられる。

ウ　届出に係る農地等の賃貸借の解約等が法第18条第１項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われている場合であって、その旨が同条第６項の規定に基づいて関係農業委員会に通知されていないときは、その通知を届出と同様に行わせることが適当と考えられる。

(4) 届出者

届出をする者は、次に掲げるとおりである。

ア　法第４条第１項第７号の規定による届出にあっては、１の(3)のアに掲げる者

イ　法第５条第１項第６号の規定による届出にあっては、１の(3)のイに掲げる者

(5) 農業委員会の処理

ア　農業委員会は、届出書の提出があったときは、速やかに届出に係る土地が市街化区域内にあるかどうか、届出書の法定記載事項が記載されているかどうか及び添付書類が具備されているかどうかを検討するほか、当該届出に係る農地等が賃貸借の目的となっているかどうかを調査の上、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定する。

イ　農業委員会は、届出を受理したときは、遅滞なく様式例第４号の10による受理通知書をその届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付してその旨をその届出者に通知する。

ウ　１の(5)のウの規定は、農業委員会が届出者に対し受理しない旨の通知をする場合に準用する。

(6) 事務処理上の留意事項

ア　農業委員会は、届出書の提出があったときは、直ちに、届出者に対し、法第４条第１項第７号又は第５条第１項第６号の規定による届出は農業委員会において適法に受理されるまでは届出の効力が発生しないことを十分に説明し、受理通知書の交付があるまでは転用行為に着手しないよう指導する。

イ　農業委員会は、届出書の提出があった場合には、直ちに、受理又は不受理の決定に係る専決処理手続を進めるものとする。また、受理又は不受理の通知書が遅くとも届出書の到達があった日から２週間以内に届出者に到達するように事務処理を行う。

なお、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は部会に報告することが適当と考えられる。

ウ　農業委員会は、届出に係る農地等が土地改良区の地区内にあるときは、農地転用を行う旨の届出がなされたことを当該土地改良区に通知する。

６　則第29条第４号及び第53条第４号の規定に係る処理の手続

(1) 申出の手続

ア　則第29条第４号及び第53条第４号の規定による農地転用許可を不要とする特例（以下６において「本特例」という。）の適用を受けようとする者（以下６において「申出者」という。）には、(2)のア又はイの区分に応じて、様式例第４号の11による申出書を市町村又は農業委員会に提出させる。

イ　申出書には、次の書類を添付させる。

(ｱ) 農業経営改善計画認定書の写し

(ｲ) 転用候補地の位置及び付近の状況を表示する図面（縮尺は、10,000分の１ないし50,000分の１程度）

(ｳ) 転用候補地に建設しようとする農業用施設の規模及び構造を明らかにした図面（縮尺は、500分の１ないし2,000分の１程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能である。）

(ｴ) その他参考となるべき書類

(2) 市町村又は農業委員会の処理

ア　法第４条第１項に規定する指定市町村又は地方自治法第252条の17の２第１項の条例の定めるところにより法第４条第１項及び第５条第１項の許可に係る事務を処理することとされている市町村の場合（地方自治法第180条の２第１項の規定により農業委員会に事務委任されている場合は農業委員会）

(ｱ) 申出者から申出書の提出があったときは、地域計画担当部局にその旨を連絡するとともに、申出書の記載事項等の確認、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないかの検討を行う。

なお、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないかの検討については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第２の１の(2)のイに準じて行うものとする。

また、確認及び検討に当たっては、必要に応じて土地改良区その他の関係者に意見を聴くものとする。

(ｲ) (ｱ)の確認及び検討の結果、本特例が適用されると判断した場合は、その旨を様式例第４号の12により申出者に通知するとともに、地域計画担当部局に対し、当該農業用施設を地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第１項による地域計画をいう。以下同じ。）に記載するために必要な手続を行うよう連絡する。

また、本特例が適用されないと判断した場合は、理由を付してその旨を申出者に通知する。この場合、１の(5)のウの規定を準用する（イの(ｴ)の場合において同じ。）。

イ　ア以外の市町村における農業委員会の場合

(ｱ) 申出者から申出書の提出があったときは、地域計画担当部局にその旨を連絡するとともに、アの(ｱ)により確認及び検討を行う。

(ｲ) (ｱ)の確認及び検討の結果、本特例が適用されると判断した場合は、都道府県の農地担当部局に、様式例第４号の13の意見聴取に申出書の写しを添付して送付し、その判断の適否について意見を聴くものとする。

(ｳ) (3)により都道府県の農地担当部局から、農業委員会の判断が適当である旨の回答があったときは、本特例が適用される旨を様式例第４号の12により申出者に通知するとともに、地域計画担当部局に対し、当該農業用施設を地域計画に記載するために必要な手続を行うよう連絡する。

(ｴ) (ｱ)の確認及び検討の結果、本特例が適用されないと判断した場合及び(3)により都道府県の農地担当部局から農業委員会の判断が不適当である旨の回答があったときは、本特例が適用されない旨について理由を付して申出者に通知する。

(3) 都道府県の処理

(2)のイの(ｲ)により意見を聴かれたときは、申出書の写し等により農業委員会の判断の適否について検討し、その結果を当該農業委員会に回答する。

その際、農業委員会の判断が不適当である旨の回答を行う場合は、理由を付して行うものとする。

(4) 農業振興地域制度担当部局との一体的な処理

本特例のほか、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第37条第２号の規定による開発行為の許可を不要とする特例も措置されていることから、申出に係る農地が農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第８条第２項第１号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内である場合は、(2)の市町村又は農業委員会（以下(4)において「農地転用担当部局」という。）は、農業

振興地域制度担当部局と一体的に処理を行うものとする。

この場合、農地転用担当部局が(2)のアの市町村又は農業委員会であり、かつ農業振興地域制度担当部局が農振法第15条の２第１項に規定する指定市町村又は地方自治法第252条の17の２第１項の条例の定めるところにより同条同項の許可に係る事務を処理することとされている市町村である場合に限り、都道府県への意見聴取を要さないこととなることについて留意すること。

7　違反転用等への対応

(1) 違反転用に対する処分等

ア　農業委員会の処理

(ｱ) 農業委員会は、法第51条第１項各号のいずれかに該当する者（ 以下「違反転用者等」という。） に係る違反転用等の事案（ 以下「違反転用事案」という。）を知ったときは、速やかに、その事情を調査し、遅滞なく様式例第４号の11による報告書（(3)のイの(ｱ)による勧告をした事案又は農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合において農業委員会から高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった事案を除く。）を都道府県知事等に提出する。また、農業委員会は、その報告書の写しを保管する。

(ｲ) 農業委員会は、法第52条の４の規定による都道府県知事等に対する要請を行う場合には、都道府県知事等が講ずべき法第51条第１項の規定による命令その他必要な措置の内容を示して行うものとする。

なお、法第52条の４の規定は、農業委員会が農地パトロール等を通じて農地転用許可事案の進捗状況や無断転用事案を詳細に把握していることを前提に、違反転用の早期是正に資するものとして措置されているところであり、違反転用の状況からみて早急に処分又は命令を行う必要があると認められる場合は、(ｱ)の報告と併せて当該規定による要請を行うことが適当と考えられる。

(ｳ) 農業委員会は、イの(ｱ)又は(ｳ)による都道府県知事等の通知があったときは、その処分又は命令が遵守履行されるよう違反転用者等を指導する。この場合、農業委員会の主たる業務が農地等の利用の最適化の推進であることに鑑み、集団的な農地等の優良農地の確保の観点から、都道府県等と連携して当該指導に当たることが適当と考えられる。

(ｴ) 農業委員会は、違反転用者等に対してイの(ｳ)による都道府県知事等の通知に係る処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により届け出るよう指導する。この場合の届出書の部数については、２部とする。

(ｵ) 農業委員会は、(ｴ)による処分又は命令の履行を完了した旨の届出があったときは、その旨を都道府県知事等に報告する。

なお、再び農作物栽培高度化施設と認められる事案については、当該施設が則第88条の３各号の要件を満たしているかを農業委員会が確認した上で、都道府県知事等に報告する。

(ｶ) 農業委員会は、違反転用者等がイの(ｳ)による都道府県知事等の通知に係る処分又は命令の履行を遅滞していると認められる場合（違反転用者等が原状回復等の措置を講ずべき旨の命令を受けているときには、履行期限までに措置を完了することができなかった場合）には、直ちに、その理由及び処分又は命令の履行状況を報告すべきことを文書により督促し、漫然と日時を経過させないよう留意することとし、その処理経過を都道府県知事等に報告する。また、農業委員会は、その報告書の写しを保管する。

(ｷ) 農業委員会は、違反転用事案の処理経過を明確にし、事後の指導の便に資するため違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、(ｱ)、(ｴ)及び(ｶ)、イの(ｱ)並びにイの(ｳ)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとする。

イ　都道府県知事等の処理

(ｱ) 都道府県知事等は、アの(ｱ)による農業委員会からの報告書の提出等により違反転用事案を把握した場合には、次のように対応すべきものとする。

なお、高度化施設用地が違反転用に該当することについては、農業委員会からの報告により確知するものとする。

a　要に応じて人工衛星等利用調査又は実地調査を行い、違反転用者等に対し、期限を定めて是正するよう指導を行う。

b　aの指導に応じない場合には、違反転用者等に工事その他の行為の停止等を書面（様式例第４号の15）により勧告するとともに、農業委員会にその旨を通知する。また、都道府県知事等は、その勧告書の写しを保管する。

c　bの勧告に従わない場合には、法第51条第１項の規定による処分又は命令を行うことを検討するものとする。また、当該処分又は命令を行おうとする場合には、行政手続法に基づき聴聞又は弁明の手続をとることが適当と考えられる。

(ｲ) 違反転用者等が(ｱ)の指導に従わない場合には、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第２項の規定により検察官又は司法警察員に対して告発をするかどうかを検討する。

なお、この場合、書類の作成など告発のための手続等について、あらかじめ検察官又は司法警察員と十分に調整を行うことが適当と考えられる。

(ｳ) 都道府県知事等は、違反転用事案の内容及び聴聞又は弁明の内容を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の周辺における土地の利用の状況、その土地の現況、違反転用により農地等以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地等以外のものになった後の転得者が偽りその他不正の手段により農地転用許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮して、処分又は命ずべき措置の内容を決定する。この場合、当該違反転用事案に係る土地が農振法第８条第２項第１号に規定する農用地区域内の土地であるときは、特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うことが適当と考えられる。

当該処分の内容を決定した場合にはこれを様式例第４号の16により、命ずべき措置の内容を決定した場合にはこれを様式例第４号の17により、それぞれ違反転用者等に通知するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。また、都道府県知事等は、その命令書の写しを保管する。

なお、処分書又は命令書は、配達証明郵便により送付することが適当と考えられる。

(ｴ) 都道府県知事等が必要な処分をし、又は措置を命ずる場合について、法第63条第１項第19号に該当する場合は１の(5)のウの(ｱ)の教示文を記載し、それ以外に該当する場合は１の(5)のウの(ｲ)の教示文を記載する。

(ｵ) 都道府県知事等は、原状回復等の措置を講ずべき旨の命令を受けている違反転用者等が、命令書に記載された履行期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、アの(ｶ)による農業委員会からの報告の内容も勘案し、法第51条第３項の規定により、当該違反転用事案に関する情報の公表について検討するものとする。

この場合の正当な理由としては、原状回復等の措置を講ずるため、その工事等に係る契約を事業者との間で行っているものの、事業者の都合（資材不足、人員不足等）で期限までに工事が間に合わなかった場合などが考えられる。

なお、公表については様式例第４号の18により、命令に従わなかった旨、命令に係る違反転用に関係する土地の所在等、命令に係る違反転用の内容、命令の内容等、命令を受けた者の氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）をホームページや公報等により行うことが考えられる。

また、公表を行った場合は、その旨を当該違反転用者等及び農業委員会に連絡するほか、開発許可がなされた土地の場合にあっては、公表した旨を開発許可権者に連絡することが適当と考えられる。

(ｶ) 都道府県知事等は、違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、アの(ｱ)及び(ｳ)並びにイの(ｱ)及び(ｳ)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとする。

ウ　その他

(ｱ) 都道府県知事等は、違反転用者等に対してイの(ｳ)による処分又は命令をしようとする場合であって、農地転用許可と開発許可との調整の内容を変更することとなるものである

ときは、あらかじめ当該処分又は命令の内容並びに当該処分又は命令をする理由及び時期を開発許可権者に連絡することが適当と考えられる。

(ｲ) 都道府県知事等は、違反転用者等に対してイの(ｳ)による処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により関係農業委員会を経由して届け出るよう指導することが適当と考えられる。

(ｳ) 都道府県知事等は、違反転用者等がイの(ｳ)による処分又は命令の履行を遅滞していると認められるとき（原状回復等の措置を講ずべき旨の命令を受けている違反転用事案にあっては、履行期限までに措置を完了することができなかったとき）は、当該違反転用者等に対してその理由及び処分又は命令の履行状況の報告を関係農業委員会を経由して提出させることが適当と考えられる。

(2) 違反転用に対する行政代執行

ア 法第51条第３項の規定による公告

都道府県知事等は、法第51条第３項第２号に該当するときに同項の規定により行政代執行を行う場合には、同項の規定による公告を行う。

なお、都道府県知事等は、同号の政令で定める方法により、違反転用者等であって確知することができないもの（以下「不確知違反転用者等」という。） に関する情報の探索を行ってもなお違反転用者等を特定できない場合には、当該公告を行う。具体的には、当該違反転用者等の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不確知違反転用者等を確知するために必要な情報（以下「不確知違反転用者等関連情報」という。）を取得するため、次の措置をとる必要がある。

(ｱ) 農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第20条において準用する令第18条第１号により登記所の登記官に対し、違反転用に該当する農地等の登記事項証明書の交付を請求し、所有権の登記名義人又は表題部所有者の氏名及び住所を確認する。

(ｲ) 令第20条において準用する令第18条第２号により当該農地等を現に占有する者又は農地台帳に記録された事項に基づき不確知違反転用者等関連情報を保有すると思料される者に対し、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。

(ｳ) 令第20条において準用する令第18条第３号により(ｱ)で確認した所有権の登記名義人又は表題部所有者その他(ｱ)又は(ｲ)により判明した当該農地等の違反転用者等と思料される者（以下「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳を備えると思料される市町村の長に対し、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。

(ｴ) 登記名義人等の死亡が判明した場合には、令第20条において準用する令第18条第４号により、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求し、当該登記名義人等の相続人を確認する。

次に、確認した相続人が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求する。

(ｵ) 登記名義人等が法人である場合には、当該法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求することにより、法人の名称及び住所を確認する。また、法人が合併により解散した場合にあっては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を請求することにより、合併後の法人の住所を確認する。合併以外の理由により解散した場合にあっては、当該法人の登記事項証明書に記載されている清算人を確認し、書面の送付などの措置によって、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。

(ｶ) 令第20条において準用する令第18条第５号により(ｱ)から(ｵ)までの措置により判明した違反転用者等と思料される者（(ｵ)の場合にあっては、法人又は法人の役員） に対して、書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による書面の送付を行い、違反転用者等を特定する。

なお、送付する住所が当該農地等の所在する市町村内の場合には、訪問により代えるこ

とができる。

イ　事前準備

都道府県知事等は、法第51条第３項の規定により行政代執行を行う場合には、あらかじめ次に掲げる準備をすることが適当と考えられる。

(ｱ) 行政代執行に際し、違反転用者等による妨害等が予想される場合等には、必要に応じ、警察の協力を得るための手続を執ること。

(ｲ) 行政代執行の内容、方法、工程、要する経費等を記載した代執行計画を作成すること。

(ｳ) 行政代執行に係る工事を業者に発注する場合には、時間的に余裕を持って会計担当部局と調整すること。

(ｴ) 開発許可がなされた土地において行政代執行を行う場合には、その内容及び実施時期等を開発許可権者に連絡すること。

ウ　行政代執行の実施

都道府県知事等は、行政代執行の実施に当たっては、後日違反転用者等から説明を求められる場合等に備えて、代執行前、代執行作業中、代執行後の写真を撮影するなど、代執行の実施状況、経過等が分かる記録を必ず残すことが適当と考えられる。また、都道府県知事等は、行政代執行の実施に当たっては、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第４条の規定の例により、当該処分のために現場に派遣される執行責任者に対し、本人であることを示す証明書を携帯させ、要求があるときは、いつでもこれを提示させることが適当と考えられる。

エ　行政代執行に要する費用の徴収

都道府県知事等が行政代執行を行ったことにより違反転用者等に負担させる費用の徴収については、行政代執行法第５条及び第６条の規定を準用することとされていることから、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命ずることが適当と考えられる。

なお、当該文書には、１の(5)のウの教示文を記載することが適当と考えられる。

(3) 農地転用許可後の転用事業の促進措置

ア　農地転用許可後の転用事業の進捗状況の把握

(ｱ) 農地転用許可権者は、農地転用許可を受けた転用事業者がその許可に付された条件に基づく転用事業の進捗状況の報告を遅滞したときはその進捗状況の報告を、事業計画どおり転用事業に着手していないと認められるときはその理由の報告を、それぞれ文書により督促する。

なお、督促後も転用事業の進捗状況を記載した書面等を提出しない転用事業者については、その者から事情を聴取し、必要に応じて現地調査を行うこと等により、転用事業の進捗状況の把握に努めることが適当と考えられる。

(ｲ) 農地転用許可権者は、許可処分を行った事案について、その概要を整理し、当該転用事業が完了するまでの間保存し、当該転用事業の進捗状況、事業進捗状況報告書の提出状況等の把握及び提出の督促、事業計画に従った事業実施の指導・勧告等を行うに際してこれを活用する。

なお、これらについては、様式例第４号の15の進捗状況管理表により、当該転用事業の進捗状況等について管理することが望ましい。

イ　事業実施の指導・勧告

(ｱ) 農地転用許可権者は、次に掲げる場合には、速やかに事業計画どおり事業を行うべき旨を文書により指導し、その指導に従わない場合には、事業計画どおり事業を行うべき旨及び行わない場合には許可処分を取り消すことがある旨を勧告する。

ａ　事業計画に定められた転用事業の着手時期（期別の事業計画によるものにあっては、期別の転用事業の着手時期）から３か月以上経過してもなお転用事業に着手していない場合

ｂ　事業計画に定められた事業期間の中間時点（期別の事業計画によるものにあっては、期別の事業期間の中間時点）において、転用事業に着手されているものの、その進捗度合が事業計画に定める中間時点における達成度合に比べておおむね３割以上遅れていると認められる場合

c　事業計画に定められた完了時期（期別の事業計画によるものにあっては、期別の転用事業の完了時期）から３か月以上経過してもなお転用事業が完了していない場合

(ｲ) なお、農地転用許可権者は、許可申請書に記載された事業計画の変更を行えば、当初の転用目的を実現する見込みがあると認められるものについては、転用事業者に対し、(ｱ)による勧告に代えてオによる事業計画の変更の手続を執らせるよう指導することが適当と考えられる。

ウ　事業実施の勧告後の措置

(ｱ) イの(ｱ)による勧告を受けた者が、当該勧告の内容に従って事業計画の過半について工事を完了しない限り、新たに別の農地転用の許可申請があっても、当該許可申請に係る事業実施の確実性は極めて乏しいと認められることから、農地転用許可は行わないことが望ましい。ただし、農地転用許可後において他法令による許可、認可等を要することとなった場合、埋蔵文化財が発見されその発掘を要することとなった場合、非常災害による場合等勧告を受けた者の責に帰することができないやむを得ない事情により事業計画に従った工事が遅延していると認められる場合には、この限りでない。

また、イの(ｱ)による勧告を受けた者から新たに農地転用の許可申請があった場合には、当該許可申請を受けた農地転用許可権者は、当該勧告を行った農地転用許可権者に対し、勧告後の転用事業の進捗状況等を確認した上で、当該許可の可否を判断することが適当と考えられる。

(ｲ) イの(ｱ)による勧告を行った後も転用事業者が事業計画どおりに転用事業を行っていない場合において、当該転用事業を完了させる見込みがないと認められるときは、農地転用許可権者は、法第51条第１項の規定による許可の取消し等の処分を行うか否かについて検討する。

なお、法第51条第１項の規定による許可の取消し等の処分を行うことが困難又は不適当と認められる場合には、転用事業者に対し、当該処分に代えてエによる事業計画の変更の手続を執らせるよう指導することが適当と考えられる。

エ　許可目的の達成が困難な場合における事業計画の変更

農地転用許可権者は、ア及びイによる転用事業の促進措置を講じてもなお許可目的を達成することが困難と認められる事案につき、法第51条第１項の規定による許可の取消し等の処分が困難又は不適当と認められる場合において、転用事業者が許可目的の変更を希望するとき又は当該転用事業者に代わって当該許可に係る土地について転用を希望する者（ 以下「承継者」という。）があるときは、次により処理することが望ましい。

(ｱ) 事業計画の変更の承認

農地転用許可権者は、転用事業者に（承継者がある場合にあっては、転用事業者及び承継者の連署をもって）事業計画の変更の申請を行わせ、当該申請が次の全てに該当するときは、これを承認することができる。

a　農地転用許可の取消処分を行っても、その土地が旧所有者（転用事業者が所有権以外の権原に基づき転用事業に供するものである場合にあっては、所有者。以下同じ。）によって農地等として効率的に利用されるとは認められないこと。

b　許可目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること。

c　変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。

d　変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。

e　変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。

f　ａからｅまでに掲げるもののほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること。

(ｲ) 事業計画の変更の申請の手続

a　事業計画変更申請書（以下「申請書」という。）については、法第４条第２項又は第

５条第３項の規定の例により処理する。

b　申請書には、次に掲げる事項を記載させる。

(a) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(b) 土地の所在、地番、地目及び面積

(c) 変更前の事業計画に従った転用事業の実施状況

(d) 転用事業者が変更前の事業計画どおりに転用事業を遂行することができない理由

(e) 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比し、同等又はそれ以上の緊急性及び必要性があることの説明

(f) 変更後の事業計画の詳細

(g) 変更後の転用事業に係る資金計画及びその調達計画

(h) 変更後の転用事業によって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要

(i) その他参考となるべき事項

c　申請書には、次に掲げる書類を添付させる。

なお、転用事業者が転用目的の変更申請をする場合には、(a)から(d)までに掲げる書類の添付を要しない。

(a) 法人にあっては、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書（いずれも承継者に係るものに限る。）

(b) 申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書又は現在事項証明書に限る。）

(c) 申請に係る土地の地番を表示する図面

(d) 位置及び付近の状況を表示する図面（縮尺は、10,000分の１ないし50,000分の１程度）

(e) 変更後に建設しようとする建物又は施設の面積、配置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500分の１ないし2，000分の１程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能である。）

(f) 当該事業を実施するために必要な資力があることを証する書面（金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面や預貯金通帳の写し（農地転用許可を申請する者のものに限る。）を活用させることも可能である。）

(g) 変更後の転用事業に関連して他法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面

(h) 変更前の事業計画について関係者の同意若しくは意見（例えば、取水、排水等についての水利権者、漁業権者、土地改良区等の同意又は意見）を得ている場合又は変更後の事業計画について関係者の同意若しくは意見を新たに求める必要がある場合には、当該事業計画の変更についてのこれらの者の同意書又は意見書の写し

(i) 変更前の事業計画について地方公共団体が財政補助等の形で関与している場合には、事業計画の変更及びこれに伴う影響についての当該地方公共団体の長の意見書

(j) 転用事業者が変更前の事業計画について旧所有者に対して雇用予約、施設の利用予約等の債務を有している場合には、当該債務の処理についての関係者の取決め書の写し及び旧所有者の事業計画変更についての同意書

(k) 事業計画の変更についての関係地元民の意向及びこれに対する申請者の見解

d　農地転用許可権者の処理

農地転用許可権者は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じ、現地調査等を行った上で、承認又は不承認を決定する。承認又は不承認を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、関係農業委員会に対し、その旨を連絡することが適当と考えられる。

(ｳ) 転用許可申請

農地転用許可権者は、(ｱ)により事業計画の変更の承認を受けた申請者に対し、当該承認に係る土地の権利の設定又は移転について法第５条第１項の許可を要するときは、改めて同項の許可申請手続を行うよう指導することが適当と考えられる。

オ　転用目的の達成が可能な場合における事業計画の変更

農地転用許可権者は、イの(ｲ)により事業計画の変更を指導した事案及び転用事業者が許可申請書に記載された事業計画等の変更を行えば転用目的を実現することができるものとして農地転用許可に係る事業計画の変更を希望している事案については、次により処理することが適当と考えられる。

(ｱ) 事業計画の変更の承認

農地転用許可権者は、転用事業者に事業計画の変更の申請を行わせ、エの(ｱ)のｄからｆまでに掲げる事項の全てに該当するときは、これを承認することができる。

(ｲ) 事業計画の変更の申請の手続

ａ　申請書については、エの(ｲ)のａと同様の取扱いとする。

ｂ　申請書に記載する事項

申請書には、農地転用許可に係る許可申請書の変更部分を明らかにさせた上で、エの(ｲ)のｂの(a)、(c)、(d)、(f)、(g)、(h)及び(i)に掲げる事項を記載させる。

ｃ　申請書に添付する書類

申請書には、エの(ｲ)のｃの(e)から(j)までに掲げる書類を添付させる。

ｄ　農地転用許可権者の処理

農地転用許可権者は、エの(ｲ)のｄと同様の処理を行う。

カ　農地転用許可を要しない転用事業の変更又は中断

特定地方公共団体（地方公共団体のうち、都道府県及び指定市町村を除いたものをいう。以下このカにおいて同じ。）は、農業振興地域整備計画その他の土地利用に関する計画との調和を図りつつ、農地転用許可基準に即した適切かつ合理的な土地利用が確保されることを前提として、則第29条第６号又は第53条第５号に規定する施設の敷地に供するため農地等を転用するときは、農地転用許可を要しないこととされている。このため、特定地方公共団体が農地転用許可を要しない転用事業を行う場合であっても、あらかじめ農地転用許可権者に相談を行うことが望ましい。

また、特定地方公共団体が、農地転用許可を要しない転用事業に係る土地について、当初の転用目的を変更し、若しくは転用事業を行おうとする第三者に所有権を移転し、若しくは使用収益権を設定し、若しくは移転する場合（以下「転用目的の変更等を行う場合」という。）又は転用事業を中止する場合には、次により処理することが望ましい。

(ｱ) 転用目的の変更等を行う場合

ａ　特定地方公共団体は、転用目的の変更等を行う場合には、転用事業者の氏名（法人にあっては、名称）のほか、エの(ｲ)のｂの(b)から(i)までに掲げる事項を記載した書面に、位置及び付近の状況を表示する図面、転用目的の変更前及び変更後の建物又は施設の面積、配置及び施設物間の距離を表示する図面等を添付して、農地転用許可権者に報告すること。

ｂ　農地転用許可権者は、ａの報告を受けた場合であって、当該報告の内容が次の全てに該当し、かつ、変更後の転用事業が農地転用許可を要する場合に該当するときは、１の(1)又は(2)により許可申請を行わせること（申請に必要な書類であってａの報告時に添付したものに変更がない場合には、当該書類をもって代えることができる。）。

なお、変更後に農地転用許可できない場合には、(ｲ)のｂにより処理すること。

(a) 当該土地が旧所有者によって農地等として効率的に利用されるとは認められないこと。

(b) 当初の転用目的の達成が困難になったことが当該特定地方公共団体の故意又は重大な過失によるものではないと認められること。

(b) 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。

(c) 変更後の転用事業がその転用目的に従って実施されることが確実であると認められること。

(d) 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。

(e) (a)から(e)までに掲げるもののほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により

許可相当であると認められるものであること。

(ｲ) 転用事業を中止する場合

a　特定地方公共団体は、転用事業を中止する場合には、農地転用許可権者にその旨を書面により報告すること。

b　農地転用許可権者は、ａの報告を受けた場合には、将来の当該土地の利用見込み等を当該特定地方公共団体と協議し、必要な措置を講ずること。

８　是正の要求等

(1) 農地転用許可事務実態調査

本調査は、都道府県知事等が行う農地転用許可事務の適正な処理を確保するため、国が、毎年、実施するものであり、本調査の結果、必要と認められる場合には、(2)による是正の要求等を行うものである。また、本調査は、次に掲げるところにより実施することを基本とするが、その詳細は、アの(ｲ)のａの重点課題等を踏まえて別途定めるものとする。

なお、本調査のために行う都道府県知事等に対する資料の提出の要求は、地方自治法第245条の４の規定による。

ア　実態調査の実施

(ｱ) 調査対象

本調査は、都道府県知事等が行う農地転用許可事務を対象とする。

(ｲ) 調査方法

調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

a　毎年、重点課題を定めた上で実施する。

b　都道府県知事等が行う農地転用許可事務に係る処分のうち１都道府県当たり平均50件を抽出して調査する。

c　農村振興局及び地方農政局（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下７において同じ。）の農地転用担当者がｂにより抽出された処分に係る関係書類等を閲覧して行う。

なお、必要に応じ、関係書類等の提供を求める。

(ｳ) 調査事項

調査事項は、次に掲げるとおりとする。

a　農地転用許可基準に適合しているか

b　所要の添付書類が整っているか

c　農地転用許可後の転用事業の進捗状況及びその完了が報告されているか

d　その他

イ　調査結果の取りまとめ

地方農政局長（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。以下７において同じ。）は、本調査の結果を基に農村振興局長と調整した上で、次に該当する事案を取りまとめる。

(ｱ) 本来ならば農地転用許可をすることができない事案であるにもかかわらず当該許可をしている等、農地等の確保に支障を生じさせていることが疑われる事案

(ｲ) (ｱ)について、都道府県又は指定市町村に見解を求め、その見解を踏まえた上で、なお疑義が解消されない事案（以下「不適切事案」という。）

ウ　調査結果の報告

地方農政局長は、イにより取りまとめた結果を農村振興局長に報告する。

エ　調査結果の公表

農村振興局長は、北海道において自ら行った本調査の結果及びウにより報告を受けた調査結果を取りまとめ、公表する。

なお、地方農政局長は、本調査の実施に当たり、調査結果について公表される旨都道府県又は指定市町村に通知する。

(2) 是正の要求等

ア　是正のための助言又は勧告

(ｱ) 地方農政局長等は、(1)の調査の結果、都道府県知事等が行う農地転用許可事務に不適切事案がみられた場合には、その解消に向け都道府県知事等が将来講ずべき措置の内容を

検討する。

(ｲ) 地方農政局長等は、不適切事案がみられた都道府県又は指定市町村に対し、(ｱ)により検討した都道府県知事等が講ずべき措置の内容を示して地方自治法第245条の４第１項の規定により、是正のための助言又は勧告を行うことができる。

この場合、期限を定めて対応方針についての回答を求めることとする。

(ｳ) 地方農政局長等は、(ｲ)のほか、不適切事案がみられる指定市町村に対し、(ｱ)により検討した当該指定市町村が講ずべき措置の内容を示して地方自治法第245条の４第２項の規定により、是正のための助言又は勧告を行うよう、都道府県知事に指示することができる。

この場合、期限を定めて対応方針についての回答を求めることとする。

イ　是正の要求

地方農政局長等は、アの(ｲ)による是正のための助言又は勧告を受けた都道府県から期限までに対応方針についての回答がない場合、対応方針の回答が十分でない場合又は回答のあった対応方針どおりの対応がされていない場合には、地方自治法第245条の５第１項の規定により、当該都道府県に対して是正の要求を行うことができる。

ウ　是正の要求の指示

地方農政局長等は、アの(ｳ)による是正のための助言又は勧告に関する指示を受けた都道府県経由で当該助言又は勧告を受けた指定市町村から期限までに対応方針についての回答がない場合、対応方針についての回答が十分でない場合又は回答のあった対応方針どおりの対応がされていない場合には、地方自治法第245条の５第２項の規定により、当該指定市町村に対して是正の要求を行うよう、都道府県知事に指示することができる。

エ　その他の留意事項

地方農政局長は、アからウまでにより是正のための助言若しくは勧告若しくは必要な指示又は是正の要求若しくは是正の要求の指示を行った場合には、農村振興局長に報告する。また、これらに対する都道府県又は指定市町村からの対応方針が提出された場合にも、農村振興局長に報告する。

オ　情報の共有

農村振興局長は、自らが是正の要求等を行ったもの及びエによる報告を受けたもののうち、他の都道府県又は市町村において同様の事態が生ずることのないようにする観点から特に必要があると認められるものに係る情報を取りまとめ、公表する。

第５　農業委員会による農地所有適格法人の要件の適合状況の把握の関係

１ 法第６条第１項の報告関係

(1) 報告の手続

ア　報告書は、様式例第５号の１による。

イ　報告書に則第58条第２項第４号の「その他参考となるべき書類」（損益計算書の写し、出勤記録の写し、総会議事録の写し等）を添付させる場合には、負担軽減の観点から、第１の１の(3)のアからウまでに準ずる。

(2) 農業委員会による報告書の徴収及び整理

ア　毎事業年度の終了後３か月以内に報告書の提出がなかった場合には、当該報告書を提出すべき農地所有適格法人（以下「報告法人」という。）が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地等の所在地を管轄する農業委員会（以下「管轄農業委員会」という。）は、報告法人に対して、書面により、速やかに報告するよう求める必要がある。

イ　管轄農業委員会は、報告書の提出があったときは則第59条に規定する記載事項が記載されているかどうか及び則第58条第２項に規定する添付書類が具備されているかどうかを検討し、報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農地所有適格法人の要件の適合性の判断を適正に行うことが困難と認められるときはこれの補正又は追完を求める必要がある。

ウ　農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合におけるその法人及びその一般承継人であって、農地等を現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有

しているものについては、法第７条の規定による手続を進めるため、報告法人と同様に、報告書（様式例第５号の１）を作成し、事業年度の終了後３か月以内に管轄農業委員会へ提出するよう求める必要がある。

(3) 令第16条第２号の規定による指定手続

ア　都道府県知事は、則第60条に規定する交換分合計画に係る公告をした場合には、その交換分合によりその法人が権利を取得した土地が、権利を失った土地及び地目、地積、土性その他の条件において近似するかどうかを審査し、指定書（様式例第５号の２）を所有者に交付する必要がある。

イ　指定書を交付すべき期間は、アの公告のあった日の翌日から起算して３か月以内とする。

ウ　都道府県知事が指定した土地は、令第17条の規定により法第７条第１項の規定による買収をされない土地となることから、農業委員会による法第７条の手続の適切かつ円滑な実施のために、都道府県知事は、指定書を交付した場合には、その内容をその指定した土地の所在地を管轄する農業委員会に通知することが望ましい。

エ　都道府県知事からウの通知を受けた農業委員会は、指定された土地について、２の農地所有適格法人の備考欄に記載しておくことが望ましい。

２　農地所有適格法人の要件の適合状況の把握

管轄農業委員会は、報告法人ごとに、その法人が法第２条第３項に規定する農地所有適格法人の各要件を満たしているか及び満たさなくなるおそれがないかについて確認するため、提出のあった報告書の内容を速やかに農地所有適格法人確認書（様式例第５号の３）に取りまとめ、農業委員会の事務所に備え付けておく必要がある。

また、１による報告の内容のみならず、農業委員会の日常業務等を通じて得た情報等を踏まえ、農地所有適格法人確認書に取りまとめるものとする。

第６　農業委員会による農地所有適格法人への勧告の関係

１　勧告書は、様式例第６号による。

２　管轄農業委員会は、法第６条第１項の規定による報告等から、報告法人が、例えば、次に掲げるような状況に至り、自主的に是正のための措置を講ぜず、法第２条第３項に規定する農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれがあると認められる場合には、直ちに、法第６条第２項の規定により、要件を満たさなくなることのないように、必要な措置をとるべきことを勧告する必要がある。

(1) 法第２条第３項第１号に規定する農業（第６において「農業」という。）以外の事業の年間売上高が、単年で総売上高の過半を占め、かつ、その状態が恒常化するおそれがある。

(2) 法第２条第３項第２号ホのみを満たして構成員となっている者の農業への年間従事日数が激減し、則第９条に規定する日数を下回るおそれがある。

(3) 法第２条第３項第３号に規定する理事等又は同項第４号の使用人の農作業への年間従事日数が激減し、農作業に則第８条に規定する日数以上従事する理事等又は使用人が不在になるおそれがある。

３　管轄農業委員会は、勧告に際して、その勧告を受ける法人に対し、法第６条第３項に規定する農地等の所有権の譲渡しのあっせんの申出の意思があるかどうかを確認する必要がある。

４　管轄農業委員会は、勧告を受けた法人がその勧告に係る農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれのある状況を是正しているかどうかについて、その勧告後最初の報告又は日常的な指導活動等により確認する必要がある。

第７　農地等の買収関係　（略）

第８　農地所有適格法人の事務所等への立入調査の関係

1　法第14条第１項の規定による立入調査（ 以下「立入調査」という。） は、法第６条第１項の報告のほか、農業委員会法第35条第１項の規定に基づく報告、調査等により、法第２条第３項に規定する農地所有適格法人の各要件を満たしているかどうかの確認に努めてもなおその確認のために必要な場合に限って行うべきである。また、立入調査における調査事項は、その必要の範囲内に限られることは言うまでもない。

2　法第14条第２項に規定する農業委員、農地利用最適化推進委員（８において「推進委員」という。）又は農業委員会の職員であることを示す証明書は、様式例第８号の１による。

3　立入調査に当たっては、当該調査時に、立ち入る事務所等の責任者（ 以下「責任者」という。） の立会いを求め、必要な事項を聞き取るとともに、調査終了時に物品等の破損、紛失等のなかったことの確認をとっておく必要がある。

4　立入調査は、法人の営業時間内において行うことが望ましい。

5　帳簿、作業日誌その他の書類の確認は、立入調査を行った場所で行い、できる限り書類を外部に持ち出さないようにすべきであるが、やむを得ず持ち出す場合には、当該書類を一定期間借りる旨を書面で明らかにし、調査に立ち会っている責任者の了解を得る必要がある。

6　立入調査の現場において不適正な事項が明確な場合、調査に立ち会っている責任者の了解を得て、不適正な事項に関する証拠書類又は物件について、コピー又は写真により保存することが望ましい。

7　立入調査において故意又は過失によって関係人に違法に損害を与えたときは、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第１条の規定により損害賠償をしなければならないことに留意し、適正かつ慎重な調査実施に努める必要がある。

8　立入調査を行った農業委員、推進委員又は農業委員会の職員は、様式例第８号の２により調査結果を取りまとめ、農業委員会会長へ報告する必要がある。

第９　農地等の賃貸借の解約等の関係

１　法第18条第１項第４号の届出関係

(1) 届出手続

ア　届出書は、様式例第９号の１による。

イ　届出書に則第66条第２項第３号の「その他参考となるべき書類」を添付させる場合には、負担軽減の観点から、第１の１の(3)のアからウまでに準ずる。

(2) 農業委員会の処理

ア　農業委員会は、届出書の提出があったときは、速やかに届出に係る賃貸借の解除が賃借人がその農地等を適正に利用していないと認められる場合に行われるものであるかどうか、届出書の法定記載事項が記載されているかどうか及び添付書類が具備されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定する必要がある。

イ　農業委員会は、届出を受理したときは遅滞なく受理通知書（様式例第９号の２）をその届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付けてその旨をその届出者に通知する必要がある。

(3) 事務処理上の留意事項

第１の４の(3)の規定は、農業委員会が法第18条第１項第４号の届出に関する事務処理を行う場合に準用する。

２　法第18条第１項の賃貸借の解約等の許可

(1) 許可申請手続

ア　許可申請は、様式例第９号の３による。

イ　許可申請書に則第64条第３項第３号の「その他参考となるべき書類」（賃貸借契約書の写し、農地転用事業計画書等）を添付させる場合には、申請負担軽減の観点から、特に第１の１の(3)のアからウまでに留意する。

(2) 農業委員会の処理

ア　農業委員会は、許可申請書の提出があった場合には、その記載事項及び添付書類を審査するとともに必要に応じ実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか（この場合、許可申請書の提出日について則第64条第２項、更新拒絶をしようとする日について法第17条の制限があることに留意する。）及び法第18条第２項各号に該当するかどうかを検討する。

なお、この場合において、許可申請書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求める必要がある。

イ　農業委員会は、アの検討によりその申請の却下又は許可若しくは不許可について意見を決定し、法第18条の許可申請に係る農業委員会の意見書（様式例第９号の４）を作成し、これを議事録の写しとともに許可申請書に添付して速やかに都道府県知事（当該申請に係る農地等が指定都市（地方自治法第252条の19第１項の指定都市をいう。以下同じ。） の区域内にある場合は、指定都市の長。以下第９において同じ。）に送付する。

なお、農業委員会は意見書の写しを保管する。

ウ　農業委員会は、イの送付に係る申請に対する都道府県知事の指令書を受け取った場合は、当該申請に係る意見書の控えに都道府県知事の処理結果を朱筆する。

(3) 都道府県知事の処理

ア　都道府県知事は、農業委員会の送付により許可申請書の提出があった場合には、農業委員会の意見書及び議事録の写しを参考にし、(2)のアと同様により検討する。

なお、この場合において、許可申請書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求める必要がある。

イ　都道府県知事は、(1)の検討によりその申請を却下又は許可若しくは不許可を決定し、指令書（様式例第９号の５）を申請者（当事者の連署による申請にあっては、その双方の申請者）に交付するとともに、その内容をその申請に係る農地等の所在地を管轄する農業委員会に通知する必要がある。

この場合において、許可しようとする事案については、あらかじめ、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴かなければならない。

３　法第18条第６項の賃貸借の解約等の通知

(1) 通知書は、様式例第９号の６による。

(2) 通知書に則第68条第３項第５号の「その他参考となるべき書類」を添付させる場合には、負担軽減の観点から、第１の１の(3)のアからウまでに準ずる。

(3) 農業委員会は、通知書を受理した場合にはその記載の内容に誤りがないかどうか及びその賃貸借の解約の申入れ等が法第18条第１項の許可を受けることを要しないものであるかどうかを審査する。

(4) 農業委員会は、(3)の審査によりその賃貸借の解約の申入れ等が法第18条第１項ただし書の規定により同項の許可を受けることを要しないものに該当しないと認めたときは、直ちにその賃貸借の当事者にその旨を通知する。

第10　農地等の賃貸借契約等の文書化の関係

１　契約の文書化

(1) 農地等の賃貸借契約については様式例第10号の１を参考として契約書を作成する。

また、法第３条第３項の規定の適用を受けて同条第１項の許可を受けようとする場合の賃貸借契約又は使用貸借契約（以下「解除条件付契約」という。）については、様式例第10号の２を参考として契約書を作成する。

転貸借契約の場合は、その土地の所有者と第一の賃借人との間で契約書例により契約書を作成すると同時に第一の賃借人と第二の賃借人との間においても様式例第10号の１又は２により別途に契約書を作成する。この後者の契約書作成の場合には、契約書の見出しの下に「（転貸借）」を、貸主、借主の名義の上に「（ 転貸人）」「（ 転借人）」を追加記載する。

(2) 既に文書化された貸借契約につき、契約書の書替えを行う場合は、様式例第10号の１又は２を参考として文書化することが望ましい。

2　契約の当事者

契約の当事者が、民法第20条に規定する制限行為能力者である場合には、次の事項につき留意する必要がある。

(1) 未成年者が契約をなす場合は、法定代理人（親権者、指定後見人、選任後見人）の同意又は代理の有無

(2) 成年被後見人が契約をなす場合は、成年後見人の代理の有無

(3) 被保佐人が５年を超える契約をなす場合は、保佐人の同意の有無

(4) 後見人が被後見人に代ってその存続期間が５年を超える契約を締結し又は未成年者がその契約をすることにつき後見人が同意する場合において後見監督人があるときは、後見監督人の同意の有無

(5) 民法第17条第１項の審判を受けた被補助人が５年を超える契約をなす場合は、補助人の同意又は補助人の同意に代わる家庭裁判所の許可の有無

3　契約期間

契約期間については、果樹その他永年作物を栽培しているものは、その果樹の効用年数を考慮して定める必要があるが、少なくとも10年以上とするのが適当であることに留意する必要がある。

4　転貸

農地等につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業が行われている土地の転貸は、中間地主の発生等種々の弊害があるので農地法上認められた場合でかつ真にやむを得ない場合以外は認めないよう留意する必要がある。もし転貸を認める場合は、様式例第10号の１又は２のとおり制限事項を記載すること。

5　賃貸借の目的物の修繕及び改良

(1) 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての費用の分担は、法令に特別の定めのある場合を除いて、修繕費は賃借人の責めに帰すべき事由によって修繕が必要となった場合を除き賃貸人の、改良費は賃借人のそれぞれの負担とするが、賃借物の返還に当たっては民法第608条の賃借人の請求により賃貸人は、賃借人の負担した費用又は有益費を償還する必要がある。

(2) 修繕改良工事により生じた施設がある場合には、その所有権が賃貸人又は賃借人のいずれにあるか、契約終了の際に貸主から一定の補償をする必要があるかどうか等について、明らかにする必要がある。

6　賃貸借の目的物の経営費用

賃貸借の目的物に対する租税及び保険料は、賃貸人の負担とし、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金は、賃借人の負担とする。土地改良区の賦課金は、当該組合員の負担であり、原則として耕作者すなわち賃借人の負担となる。

7　賃貸借契約等の終了の際の立毛補償

契約終了の際の立毛補償については、様式例第10号の１又は２のとおり契約書に明らかにしておく必要がある。

8　解除条件

解除条件付契約については、様式例第10号の２のとおり、取得しようとする者がその取得後においてその農地等を適正に利用していない場合に契約を解除する旨の条件を契約書に記載すること。

9　違約金等

解除条件付契約については、法第３条第３項の規定の適用を受けて同条第１項の許可を受けた者が撤退した場合の混乱を防止するため、農地等を明け渡す際の原状回復、原状回復がなされな

いときの損害賠償及び中途の契約終了時における違約金支払等について、様式例第10号の２のとおり契約書に明記することが望ましい。

10　賃貸借の目的物の滅失等

(1) 賃貸借の目的物の一部が、滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、民法第611条第１項の規定に基づき、借賃は、請求せずとも当然に減額されることに留意する必要がある。

(2) 賃貸借の目的物の全部が、滅失その他の使用及び収益をすることができなくなった場合には、民法第616条の２の規定に基づき、賃貸借契約は終了することに留意する必要がある。

第11　強制競売、競売及び公売の特例関係（略）

第12　和解の仲介の関係

１　農業委員会による和解の仲介

(1) 和解の仲介の申立て

ア　和解の仲介（以下「仲介」という。）の申立書は、様式例第12号の１による。

イ　口頭で仲介を申し立てる場合には、申立人が農業委員会の事務所に出頭し、農業委員会職員の面前で申し立てる事項を陳述させる必要がある。この場合には農業委員会職員は、申立人が陳述した事項を記録し、調書を作成した後、申立事項を申立人に読み聞かせて申立ての内容に相違ないことを確認し、その調書の末尾に当該申立人が署名又は記名押印する必要がある。調書は、様式例第12号の２による。

ウ　代理人が申し立てる場合には、当該申立てにつき代理権を有することを証する書面を提出する必要がある。

(2) 仲介委員の指名等

ア　農業委員会会長は、仲介の申立てがあったときは、当該紛争が、農業委員会において仲介することが困難若しくは不適当であると認められる場合又は法第25条に規定する要件を欠くと認められる場合を除き、遅滞なく仲介委員を指名し、仲介を行わせる必要がある。

イ　「仲介することが困難若しくは不適当」とは、次の掲げる場合とする。

(ｱ) その紛争に係る農地等のうちに他の農業委員会の区域内にある農地等が含まれているとき

(ｲ) その事件が農地等に係る行政処分の変更等を必要とすることとなることが予想されるとき

(ｳ) その紛争の当事者の一方が、国、都道府県又は市町村であるとき

(ｴ) その紛争の当事者の一方が当該農業委員会の委員又はその配偶者若しくは世帯員等であるとき

(ｵ) その紛争が、所有権の存否に係る純法律的な紛争、農業委員会で既に仲介を試みたことのある紛争でその後当該紛争についての基本的な事態に変更のないもの、多数の当事者に係る紛争等農業委員会が自ら仲介することを困難又は不適当と認める事由があるとき

ウ　農業委員会会長は仲介の申立てがあった事件について仲介委員を指名したときは遅滞なく、当事者に対し様式例第12号の３により仲介を開始する旨を通知するとともに、都道府県知事に対し様式例第12号の４によりその旨及び当該紛争の概要を通知する必要がある。

エ　農業委員会会長は、仲介の申立てがあった事件のうち農業委員会において仲介を行うことが困難若しくは不適当であると認められるもの（仲介委員から(3)のキの申出があったものを含む。）があった場合には、次の農業委員会の会議において、都道府県知事に仲介を行うべき旨の申出をすることとするか又は農業委員会が仲介を行うこととするかの決定を得る必要がある。

オ　農業委員会は、エにより都道府県知事に仲介を行うべき旨の申出をすることと決定した場

合にあっては、遅滞なく、申立人の同意書を徴した上、都道府県知事に対し様式例第12号の５による申出をする必要がある。

カ　農業委員会会長は、仲介委員を指名するに当たっては、次に掲げる委員は当該事件の仲介委員に指名すべきではない。

(ｱ) 当該紛争の当事者の親族たる委員

(ｲ) 当該紛争について利害関係を有する委員

キ　農業委員会会長は、仲介委員に事故があるときは仲介委員の指名を解き新たに仲介委員を指名する。この場合には、当事者及び小作主事に対し、その旨を通知する必要がある。

(3) 仲介手続

ア　仲介委員は、その互選により仲介主任を定める必要がある。

イ　当事者、小作主事等への通知その他の行為は、仲介主任が行う必要がある。

ウ　仲介に関する意思決定は、多数決により行うことができるが、仲介の期日及び場所、仲介の方針、和解条項、仲介の終了等については、その性質上、全員一致の意見に基づいて行うよう努める必要がある。

エ　令第23条第１項の規定による仲介期日の通知は原則として様式例第12号の６による。

オ　仲介委員は、令第23条第１項の規定による仲介期日の通知をしたときは、都道府県の小作主事に対し、その旨を通知する必要がある。

カ　仲介期日には、当事者の出頭を求める必要がある。

ただし、仲介期日にやむを得ない理由により自ら出頭できないときには、代理人の出頭でもさしつかえないが、この場合には、当該事件の仲介についての代理権を授与したことを証する書面を提出させる必要がある。

キ　仲介委員は、仲介に係る事件を農業委員会において仲介を行うことが困難又は不適当である事情が判明したときは、申立人の同意を得て、農業委員会会長に対し、都道府県知事による仲介の手続をとるよう申し出ることができる。

ク　仲介委員は、仲介に係る紛争が農事調停等他の法令による紛争処理制度に係属しているときは、その係属中は、仲介手続を休止する必要がある。

ケ　仲介による和解が成立したときは、仲介委員がその内容を記載した調書を作成し、仲介委員及び当事者双方（ 仲介手続に参加した利害関係人のうち、その和解の結果を容認した者を含む。）は、その調書の末尾に署名又は記名押印する必要がある。

コ　仲介委員は、仲介の場所において令第25条第２項の規定により仲介を打ち切る旨を決定したときは、当事者及び参加人に対し、その旨を様式例第12号の７により通知して仲介を打切る必要がある。

サ　仲介手続中に申立人から仲介の申立ての取下げがあったときは、その時に仲介は終了することとなるので、仲介の場所以外において取下げがあったときは、仲介委員は、被申立人及び参加人に対し様式例第12号の８によりその旨を通知する必要がある。

シ　仲介委員は、和解が成立したとき、又は令第25条第２項の規定により仲介を打ち切ったときは、その結果を農業委員会会長に報告する必要がある。

ス　農業委員会は、申し立てられた事件について仲介が終了したときは、都道府県知事に対し、様式例第12号の９により仲介結果を通知する必要がある。

セ　農業委員会職員は、仲介に出席するとともに、仲介主任の命を受けて仲介手続に係る書面の作成その他の事務を処理する必要がある。

(4) 仲介の記録等

ア　農業委員会は、様式例第12号の10による和解の仲介申立簿を備え、事件名、申立人、仲介委員及び結果を記載する必要がある。

イ　農業委員会は、仲介の申立てがあった事件につき自ら仲介を行ったときは、様式例第12号の11により事件ごとに記録簿を作成し、仲介の経過及び結果を記録しておく。この場合、仲介の経過には、仲介の期日ごとにその出席した仲介委員、当事者及び利害関係人等の氏名並びに仲介の概要を記載する必要がある。

ウ　農業委員会は、仲介により成立した事件につき、(3)のケで作成した調書の原本を整理し、これを保存する必要がある。

エ　農業委員会は、当事者その他利害関係人から申請があったときは、和解調書の謄本を交付する必要がある。

(5) 小作主事等の意見聴取

ア　法第26条の規定により聴く都道府県の小作主事の意見は、遅くとも、和解を成立させる前に、成立させるべき和解条項の可否について聴くこととし、必要があれば仲介方針についても聴く必要がある。

イ　仲介委員は、法第26条第１項に規定する事項以外の事項に係る紛争であっても、その内容が純法律的なもの又は相当長期間にわたる法律関係を成立させることとなるものについては、努めて都道府県の小作主事の意見を聴くことが望ましい。

ウ　農業委員会は、小作主事が口頭で意見を述べたときは、その旨を(4)のイの記録簿に記録し、書面により意見が述べられたときは、その意見書と記録簿を整理し、保管する必要がある。

(6) 都道府県の処理

ア　小作主事は、１の(2)のウの通知を受けたときは、仲介を行うのに必要と認められる意見を仲介委員に述べる必要がある。

イ　小作主事は、仲介委員から、意見を求められたときは、仲介期日に出席して、当事者から事情を聴取し、意見を述べることとするが、仲介期日に出席できないときは、仲介委員又は農業委員会職員等から事件の内容の詳細を聞き、書面その他の方法によって意見を述べる必要がある。

ウ　都道府県においては、農業委員会が行った仲介事件につき、事件ごとに整理し、小作主事が意見を述べたときは、その要旨を記録しておく必要がある。

エ　小作主事は、その発する書面には、その職印を押印する必要がある。

オ　都道府県の支庁、地方事務所等の機関に在職する小作主事にア及びイの事務を担当させる場合には、あらかじめ、関係農業委員会にその旨を通知する必要がある。

２　都道府県知事による仲介

(1) 都道府県知事は、農業委員会から仲介を行うべき旨の申出があったときは仲介を行う。

(2) 都道府県知事は、法第28条第２項の規定により小作主事その他の職員（ 以下「小作主事等」という。）に仲介を行わせる場合には当該事件を担当する小作主事等を指定する。この場合には、当事者に対し、小作主事等に仲介を行わせることとした旨及び担当小作主事等の氏名を様式例第12号の12により通知する必要がある。

(3) 都道府県知事（法第28条第２項の規定により小作主事等に仲介を行わせる場合には当該小作主事等。(4)において同じ。）は仲介期日を定めたときは、当事者に対し仲介の期日、仲介の場所の他必要な事項を通知する必要がある。この場合の通知は、様式例第12号の６に準ずる。

(4) 仲介による和解が成立したときは、都道府県知事がその内容を記載した調書を作成し、都道府県知事及び当事者双方（仲介手続に参加した利害関係人のうち、その和解結果を容認した者を含む。）は、その調書の末尾に署名又は記名押印をする必要がある。

(5) 小作主事等は、事件につき和解が成立したとき又は令第25条第２項により仲介を打切ったときは、その結果を都道府県知事に報告する必要がある。

(6) 令第28条の規定による仲介結果の通知は、様式例第12号の９に準じて行う必要がある。この場合、この通知書には「４　仲介の経過」として農業委員会が所掌事務の処理上参考となるべき仲介の経過の概要を記載する必要がある。

(7) 都道府県知事は、仲介を行うため必要があるときは、農業委員会の意見を聴くことができる。

(8) １の(4)の仲介の記録は、都道府県知事による仲介に準用する。

第13　利用意向調査等に関する措置関係

１　農業委員会に対する申出

農業委員会は、法第31条第１項の規定による申出を行った者に対して、当該申出に係る農地の利用状況調査その他講じた措置について連絡することが望ましい。

２　利用意向調査の方法

農業委員会は、法第32条第１項の規定による利用意向調査を行うに当たっては、農地中間管理事業の事業実施地域内の農地について、所有権に基づき使用及び収益をする者に対して、農地中間管理事業を利用するよう促すことが望ましい。

(1) 法第32条第１項の規定による利用意向調査は、様式例第13号の１による。

(2) 所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索については、様式例第13号の２による。

(3) 法第32条第３項の規定による公示は、様式例第13号の３－１による。

(4) 法第32条第３項の規定による通知は、様式例第13号の３－２による。

３　公示を行った農地の所有者等から農業委員会への申出の方法

法第32条第３項第３号の規定による申出は、様式例第13号の４による。

４　農地の所有者等による公示が必要である旨の申出

則第78条第２号の規定による申出は、様式例第13の５による。

５　農地中間管理機構による過失がなくてその農地の所有者を確知することができない旨の通知

則第78条第３号に該当する農地がある旨の農業委員会への農地中間管理機構による通知は、様式例第13号の６による。

６　農地中間管理機構等による協議の申し入れ

(1) 利用意向調査に係る農地の所有者等から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったときは、速やかに農地中間管理機構に対し、通知を行うことが望ましい。

(2) 法第35条第１項の規定による通知は、様式例第13号の７による。

７　農地中間管理権の取得に関する協議の勧告

(1) 法第36条第１項の規定による勧告は、様式例第13号の８による。

(2) 法第36条第２項の規定による通知は、様式例第13号の９による。

８　農地中間管理権の取得に関する協議の勧告

農地中間管理機構は、法第36条第２項の規定に基づく農業委員会からの通知を受けた場合は、その旨を都道府県知事に連絡するとともに、当該農地の所有者等との協議結果についても都道府県知事に連絡することが望ましい。

９　農地中間管理権の設定に関する裁定の申請

則第81条に規定する申請書は、様式例第13号の10による。

10　農地中間管理権の設定に関する意見書の提出

法第38条第１項の規定による通知は様式例第13号の11により、同項に規定する意見書は様式例第13号の12による。

11　都道府県知事の裁定の標準的な事務処理期間

都道府県知事は、裁定をしようとするときは、都道府県知事に裁定の申請があった日から起算して原則として２月以内に行うものとする。

なお、都道府県において知事の処分に係る申請の処理期間について別に定めている場合は、この限りでない。

12　農地中間管理権の設定に関する裁定の通知

法第40条第１項の規定による農地中間管理機構に対する通知は様式例第13号の13により、当該申請に係る農地の所有者等に対する通知は様式例第13号の14による。

なお、併せて、当該農地の所在地を管轄する農業委員会に対して、法第39条第２項各号に掲げる事項を提供すること。

13　所有者等を確知することができない場合における農地の利用

(1) 法第41条第１項の規定による通知は様式第13号の15による。

(2) 則第85条に規定する申請書は様式例第13号の16による。

(3) 則第86条第１項に規定する通知は様式例第13号の17、同条第２項に規定する公告は様式例第13号の18による。

なお、併せて、当該農地の所在地を管轄する農業委員会に対して、法第39条第２項各号に掲げる事項を提供すること。

(4) 都道府県知事は、法第41条第１項に規定する利用権の始期までに、当該農地を利用する権利の裁定において定められた補償金（ 以下「補償金」という。） の供託がされたか、供託書正本の写しにより確認することが望ましい。

(5) 補償金の供託手続については、供託法（明治32年法律第15号）及び供託規則（昭和34年法務省令第２号）等の法令の定めによるほか、次によることが望ましい。

ア　補償金の供託

(ｱ) 補償金の供託に係る供託書の「供託の原因たる事実」欄は、「農地法第41条第２項の裁定による利用権」と記載するとともに、裁定通知書に記載された農地の所在、地番、当該利用権の始期、存続期間及び農地の所有者等の情報を転記する。

(ｲ) 補償金の供託をした農地中間管理機構は、速やかに供託書正本の写しを都道府県知事に提出する。

(ｳ) 供託された補償金は、供託すべき供託所を誤った等錯誤による場合を除き取戻しをすることができない。

イ　補償金の還付

法第41条第１項に規定する利用権の裁定の公告に記載された所有者等は、供託された補償金の還付を請求することができる。その際、供託規則第24条第１項第１号の「還付を受ける権利を有することを証する書面」は、所有者等が当該農地の所有権等を有することを証する登記事項証明書による。ただし、所有者等の権原が登記していない賃借権による場合は、法第３条の農業委員会の許可を受けたことを証する書面等による。

なお、還付する額は、権利の存続期間中であっても還付を受ける者のためにされた供託金の全てとする。

14　市町村長による支障の除去等の措置命令

法第42条第２項に規定する命令書は、様式例第13号の19による。

第14　取得した農地等の管理関係（略）

第15　取得した農地等の農業目的の売払い関係（略）

第16　取得した農地等の非農業目的の売払い関係（略）

第17　登記事項証明書の添付の省略について

則において、申請、届出又は通知（以下「申請等」という。）をする場合に添付しなければならない書類と規定されている「土地の登記事項証明書」又は「法人の登記事項証明書」については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

「書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合」とは、農業委員会が、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第３条第２項に規定する指定法人が運営する照会番号に基づき登記情報の確認を行うことができるインターネットサービスの登録を完了した上で、当該照会番号の提供を受けた場合である。当該照会番号の提供を受けた農業委員会は、当該インターネットサービスを利用して、当該照会番号に基づく登記

情報の確認を行う必要がある。

（注）本取扱いは、「登記事項証明書」の原本の添付を省略するためのものであるが、申請等をする者は、指定法人から照会番号を入手し、当該照会番号を農業委員会に提出する必要がある。

なお、農業委員会が当該登録を完了していない場合や当該インターネットサービスで入手した照会番号の付されていない登記情報が書類として添付された場合には、農業委員会において登記情報の確認を行うことはできないため、登記事項証明書の添付を省略させることはできないことに留意する。

また、申請書を、農業委員会を経由して都道府県知事等に提出しなければならないとされている場合、照会番号の提供を受けた農業委員会は、当該照会番号に基づき登記情報の確認を行い、当該確認で得られた照会済みの登記情報を書類として申請書に添付し、都道府県知事等に提出するものとすることが望ましい。

別表１

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>農業委員会による意見書の送付</th><th>都道府県知事等による許可等の処分又は協議書の送付</th><th>地方農政局長等による協議に対する回答の通知</th></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県知事等の許可に関する事案（農業委員会が都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴かない事案）</td><td>申請書の受理後３週間
（第４の１の(4)のア）</td><td>申請書及び意見書の受理後２週間
（第４の１の(5)のア）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県知事等の許可に関する事案（農業委員会が都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴く事案）</td><td>申請書の受理後４週間
（第４の１の(4)のア）</td><td>申請書及び意見書の受理後２週間
（第４の１の(5)のウ）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">うち農地法附則第２項の農林水産大臣への協議を要する事案</td><td rowspan="2">申請書の受理後４週間
（第４の１の(4)のア）</td><td>（協議書の送付）
申請書及び意見書の受理後１週間
（第４の３の(1)のア）</td><td rowspan="2">協議書受理後１週間
（第４の３の(2)）</td></tr>
<tr><td>（許可等の処分）
申請書及び意見書の受理後２週間
（第４の３の(1)のイ）</td></tr>
</table>

※様式例（略）

4　【県通知】農地法の適正な運用に係る留意事項について

（令和７年３月14日付け農村第1025号農林事務所長ほかあて岐阜県農政部長通知）
最終改正：令和８年１月９日付け農村第1005号

＜主な引用法令・略称＞
・農地法（昭和27年法律第229号）　…　法
・農地法施行令（昭和27年政令第445号）　…　令
・農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）　…　規則
・農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）　…　農振法
・農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）　…　農業委員会法
・農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）　…　基盤法
・農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）　…機構法※
　※「中間管理法」、「農地バンク法」と呼ばれることもある。
・土地改良法（昭和24年法律第195号）
・土地収用法（昭和26年法律第219号）
・宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和36年法律第191号）　…　盛土規制法
・農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）…農産法
・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）　…　地域未来投資促進法
・国土調査法（昭和26年法律第180号）
・砂利採取法（昭和43年法律第74号）
・都市計画法（昭和43年法律第100号）　…都計法
・森林法（昭和26年法律第249号）
・砂防法（明治30年法律第29号）
・墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）　…　墓地埋葬法
・民事執行法（昭和54年法律第４号）
・不動産登記法（平成16年法律第123号）　…　不登法
・行政手続法（平成５年法律第88号）　…　行手法
・行政不服審査法（平成26年法律第68号）　…　行服法
・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）
・著作権法（昭和45年法律第48号）
・行政書士法（昭和26年法律第４号）

＜主な引用条例・略称＞
・岐阜県事務処理の特例に関する条例」（平成12年岐阜県条例第４号）　… 事務処理特例条例
・岐阜県の休日を定める条例（平成元年岐阜県条例第５号）

＜主な引用通知・略称＞
・「農地法関係事務に係る処理基準について」（平12.6.1付け12構改B404農林水産事務次官通知）　…　処理基準
・「「農地法の運用について」の制定について」（平21.12.11付け21経営4530・21農振1598農林水産省経営局長、農村振興局長通知）　…　運用通知
・「農地法関係事務処理要領の制定について」（平21.12.11付け21経営4608・21農振1599農林水産省経営局長、農村振興課長通知）　…　事務処理要領
・「資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて」（令和６年３月28日付け５農振第3179号都道府県知事あて農林水産省農村振興局長通知）　…　資材置場通知
・「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」（令和６年３月25日付け５農振第2825号農林水産省農村振興局長通知）　…　ガイドライン

＜注意事項：語尾等の表現について＞

本通知に記述されている各事項には、当該事項ごとに求められる内容に差異があることから、各事項の語尾については、次のような整理に基づき記述している。

①「･･･解される」

「解釈される」の意であり、法令の規定の意味・内容を明らかにしたもの。

②「･･･べきものである」

「当然」の意を表し、法令の規定、制度の趣旨等から、記述された運用が当然のものとして強く要請されると考えているもの。

③「･･･ことが適当である」、「･･･ことが適当と考えられる」

「うまくあてはまること。かなっていること。ふさわしいこと。」の意であり、法令の規定する条件・目的・要求から、②ほど強くはないものの、記述された運用が求められると考えているもの。

④「･･･ことが望ましい」

「そうあってほしい。願わしい。」の意であり、制度の趣旨等から、記述された運用が期待されている（される）と考えているもの。②や③よりも要請・期待の度合は弱い。

⑤「･･･ことが考えられる」

記述された事項による運用を例示的に示したもの。

⑥「･･･ものとする」

一定の義務付けを、「しなければならない」よりも弱いニュアンスを持たせて規定しようとするものであり、ある原則なり方針なりを示すもの。（解釈として、合理的な理由があればしなくてもよいという意味も有する。）

第１　本通知全般にわたっての基本的な考え方

(1)　農地法の適正な運用に当たっては、主に以下の通知をはじめとする農林水産省が発出した通知が基本となること。

ア　【農林水産省（以下「国」という。）通知】 農地法関係事務に係る処理基準について（平12.6.1付け12構改B404農林水産事務次官通知。以下「処理基準」という。）

イ　【国通知】「農地法の運用について」の制定について（平21.12.11付け21経営4530・21農振1598農林水産省経営局長、農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）

ウ　【国通知】 農地法関係事務処理要領の制定について（平21.12.11付け21経営4608・21農振1599農林水産省経営局長、農村振興課長通知。以下「事務処理要領」という。）

(2)　上記通知等において明確とされていないことや、再周知が必要と考えられる事項について、本通知において定めるものとする。

(3)　本通知は、岐阜県知事許可に係る事務を対象とするものであり、法第４条に基づき指定を受けた指定市町村及び転用面積４ha以下の事案に係る事務処理特例条例により権限移譲を受けた市町村に係る農地法に基づく事務を対象としていないこと。

(4)　様式名において、（参考例）と表記しているものについては、農地法等の趣旨を踏まえ、適宜、様式を修正等しても差し支えないと考えられること。

第２　農地の権利移動の許可（法第３条）

(1) 要件の確認等

法第３条第１項に基づく許可に係る要件の確認に当たっては、「農地法第３条第１項許可申請に係る農業委員会（審査書）（参考例）」（別紙様式例第１号）を参考に行うことが望ましいと考えられること。

(2) 農地所有適格法人に係る要件の確認

法第２条第３項の規定による農地所有適格法人に係る要件の確認に当たっては、「農地所有適格法人要件の適格説明書（参考例）」（別紙様式例第２号）を参考に行うことが望ましいと考えられること。

(3) 耕作証明書

耕作者であることの証明が必要となる場合にあっては、「耕作証明願・耕作証明書（参考例）」（別紙様式例第３号）を参考に行うことが望ましいと考えられること。

第３　農地等転用制限（知事許可案件）に係る事務処理（法第４条、法第５条）

１　知事許可案件に係る農業委員会の事務処理

(1) 受付・審査等

ア　事務処理手続の合理化

農業委員会、市町村及び岐阜県においては、優良農用地の確保、農業公共投資との調整、土地利用計画との整合性の確保、その他法の適正な運用を図るための必要な事項について相互に連携を取りながら検討するものとし、併せて事務処理の合理化を図るため、農業委員会の意見書等の様式を定めて農地転用許可申請書に添付するものとする。

イ　農業委員会と市町村部局との役割分担の明確化

農業委員会の職員が農政課・産業課など市町村部局の職員と兼務する場合は、執行機関相互の事務分担を明確にし、農業委員会本来の役割、機能が損なわれることのないようにするべきと考えられること。

ウ　転用許可に係る形式的な要件等の確認

(ｱ) 農業委員会に対し農地転用許可申請書が提出された場合は、まず許可権者を確認し、申請先が誤っている場合は、申請者に書類の補正を指示するなど適切な措置を取ることが適当と考えられること。

(ｲ) 農地転用許可申請書の受理後にあっては、農業委員会において、「農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト」（別紙様式例第４号）により転用許可に係る形式的な要件等の確認を行うものとし、必要に応じて、申請者に対し遅滞なく補正指導等を行うよう努めるものとする。

エ　事業者による営業目的での農地の問合せへの対応

行政手続法上、法令に基づく申請が正式に行われた場合に限り行政庁には対応義務があるといえるが、申請されていないものに対する応答は任意であり、法的義務はないものと考えられること。

> **＜参考：行政手続法（抜すい）＞**
> 第７条　行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(2) 農林事務所等との調整

ア　農業委員会は、農地転用許可申請書の提出があったときは、法第４条第６項又は第５条第２項に規定する許可の基準に基づき「許可申請書に係る意見書」（別紙様式例第５号、同第６号）の「農地転用に関する許可基準からみた意見」欄の各検討事項について、その意見を決定するものとする。

なお、法定添付書類の添付漏れなど申請書の形式要件を満たしていない申請や資金計画を充足しない資金証明書が添付されるなど明らかに一般基準を満たしていないものが農地

転用許可申請書として農業委員会に提出された場合であり、かつ、申請の当該補正が完了しない段階では許可相当であるか否か適切に判断できない場合にあっては、農業委員会が適切に意見を付すために、申請書の当該補正対応後に農業委員会の総会に諮るものとする。

イ　農業委員会は、法第４条第４項又は法第５条第３項の規定に基づき、農業委員会法第43条第１項の規定に基づき指定された農業委員会ネットワーク機構（岐阜県においては（一社）岐阜県農業会議。以下「農業会議」という。）に対する意見聴取を行う際、「諮問依頼書（参考例）」（別紙様式例第７号）を添付するものとする。また、農業会議は、同会議において設置された常設審議委員会における審議後、遅滞なくその諮問結果を、「答申書（参考例）」（別紙様式例第８号）により当該農業委員会に通知するものとする。

ウ　農業委員会は、農林事務所へ農地転用許可申請書を送付※する際、農業委員会の意見書を添付するものとする。

なお、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可申請にあっては、法第４条第３項に基づき送付される意見書の附属書類として、「営農型太陽光発電設備の一時転用許可に係る説明書（参考例）」（別紙様式例第９号）も併せて送付するものとする。

※申請書を送付すべき期間

規則第32条に基づき、原則として申請書の提出があつた日の翌日から起算して40日（法第４条第４項又は第５項の規定により都道府県機構の意見を聴くときは、80日）とされている。

なお、期間の算定に当たっては、岐阜県の休日を定める条例に定める県の休日を除くものとする。

エ　農業委員会は、別途定める期日までに農林事務所へ農地転用許可申請書を送付するものとする。

また、農地転用許可申請書の送付に当たっては、「農地転用許可申請総括表」（別紙様式例第10号）及び「農地法第４条（第５条）関係申請明細書」（別紙様式例第11号、同第12号。以下「農地転用許可申請総括表」及び「農地法第４条（第５条）関係申請明細書」を「申請明細」という。）を添付するものとする。

オ　農業委員会の意見書の「特定土地改良事業等関係」欄の記載については、当該農地に係る農業生産基盤の整備開発関係に係るすべての農業公共投資（計画中のものを含む。）を記載するものとする。

カ　申請が行われた場合には、申請が事務所に物理的に到達した時点から審査開始義務が発生し、受理概念が排除されているため、個別法に定めがある場合を除き、「受付はするが受理はしない」という対応はできないと解されること。（行手法第７条）

なお、許可申請書を提出した後、当該許可がなされる前に、事業計画の中止、売買契約の解除等により、許可申請を取り下げようとする者があるときは、農業委員会に対する「許可申請取下願（参考例）」（別紙様式例第13号）の提出を指導するものとする。

また、申請者より自発的に許可申請書の取下げの意思が示された場合にあっては、その意思を確認するため書面（「許可申請取下願（参考例）」（別紙様式例第13号））の提出を指導すること等により、申請者に対しその意思を確認するものとする。

その際、既に受理がされた許可申請書に対する返戻の必要性を確認し、行政庁において収受をした文書については、申請者の意向を確認した上で申請書の写しを作成し、提出された「許可申請取下願（参考例）」（別紙様式例第13号）と共に保管するものとする。また、農業委員会や農林事務所それぞれの行政庁において押印された収受印については、取消し線を引いた上で返戻日を明記すること等により、当該文書が返戻された文書であることが分かるようにするものとする。

キ　行政書士など代理人により申請がなされるときには、申請者に準じて、農地転用許可申

請書において、代理人の住所・氏名の記載がなされていることを確認すること。また、代理権限を証する書面（委任がなされていることが分かる書面等）と当該内容を確認すること。

なお、他人の依頼を受け報酬を得て、農地転用許可申請書など官公署に提出する書類に関する書類を作成することを業とする者は行政書士となることから、必要に応じて行政書士の活用を案内することが望ましいと考えらえること。

＜参考＞
岐阜県行政書士会ＨＰ：(URL) https://www.gifu-gyosei.jp/

(3) 許可指令書等の交付

ア　事務処理要領第４－１－(5)-イに基づき、許可指令書は、当事者の連署による申請に係るものにあっては、その双方に交付すること。

イ　申請者に対し「農地転用許可指令書（参考例)」（別紙様式例第14号）※1※2※3を交付する際は、許可条件により関係農業委員会又は関係農林事務所に対する「事業着手届（参考例)」（別紙様式例第15号）の提出を指導するものとする。

※１　一時転用許可の場合：「（一時転用）農地転用許可指令書（参考例）」（別紙様式例第14号の２）

※２　砂利採取（一時転用許可）等を転用目的としている場合：「（一時転用：砂利採取事業）農地転用許可指令書（参考例）」（別紙様式例第14号の３）

※３　駐車場、資材置場を転用目的としている場合：「(駐車場、資材置場関係）農地転用許可指令書（参考例)」（別紙様式例第14号の４）

※４　建築条件付売買予定地を転用目的としている場合：「(建築条件付売買予定地関係）農地転用許可指令書（参考例)」（別紙様式例第14号の５）

※５　営農型太陽光発電施設を転用目的としている場合：「(営農型太陽光発電施設関係）農地転用許可指令書（参考例)」（別紙様式例第14号の６）

なお、許可条件に定められた期間内に工事着手ができなかった場合にあっては、工事着手ができなかったことについてのやむを得ない事情に係る理由等について記載された書面の添付を指導することが適当と考えられること。また、工事着手後には、許可条件により工事の進捗状況に応じて、関係農業委員会又は関係農林事務所に対する「農地転用許可（・承認）後の事業完了報告書（参考例)」（別紙様式例第16号）又は「農地転用許可（・承認）後の事業進捗状況報告書（参考例)」（別紙様式例第17号）（以下第３において「報告書」という。後記の表に掲げる報告書を含む。）の提出を指導することが適当と考えられること。

ウ　「事業着手届（参考例)」（別紙様式例第15号）の提出が必要となる転用事業の着手の考え方については、農地転用許可を受けた事業計画に従い、当該土地の区画形質の変更※に係る行為（宅地造成工事、砂利採取など）に着手した日をもって転用事業に着手したものと考えることが適当であると考えられること。

そのため、農地転用許可を受けた農地の所有権移転に係る売買契約の締結など、農地転用許可に係る土地の区画形質の変更を伴っていない行為のみでは、事業着手届の提出が必要となる転用事業に着手したとはいえない段階と考えられること。

なお、いわゆる追認許可となる事案のうち、既に転用事業が完了している事案については、事業完了報告書のみの提出で足りると考えられること。

※施設等の設置に伴い、設置前に農地の表土を剥がし整地するなどの行為は農地の形質変更と判断して農地法の転用許可の対象となること。

※農地を整地するために転圧ローラー等の行為をする場合、形質変更となること。

※形質変更を行わない場合は農地に該当するため、農地転用許可の対象とならないと考えられること。

※施設等の設置のみで、農地として利用することが不可能となるような形質変更を行わないのであれば農地転

用の許可は要しないと考えられること。

※簡易な駐車場としての利用など、造成工事等を伴わないものについては、上記の土地の区画形質の変更が伴うか否かが基準となると考えられること。形質変更を伴わないのであれば農地転用許可の対象とすることは適切でなく、度重なる自動車などの駐車により、農地の表土が剥がれ整地されるなどの行為が伴なえば、そのような利用が開始されときが事業着手と考えることが相当と考えられるが、個別具体的な検討を要すると考えられること。

＜報告書の提出が必要となる事業＞

事案（転用目的）の内容	交　付　す　る　書　面
原則	「農地転用許可（・承認）後の事業完了報告書（参考例）」（別紙様式例第16号） 「農地転用許可（・承認）後の事業進捗状況報告書（参考例）」（別紙様式例第17号）
駐車場、資材置場である場合	「資材置場等目的での農地転用許可に係る事業実施状況報告書（参考例）」（別紙様式例第18号）
地域計画の区域内において砂利採取事業を実施する場合	「地域計画区域内における砂利採取目的での農地転用許可に係る事業実施状況報告書（参考例）」（別紙様式例第19号）
農地を一時転用し、砂利採取事業、農地の嵩上げ等を実施する場合	「一時転用許可（・承認）に係る事業完了報告書（参考例）」（別紙様式例第20号）
営農型太陽光発電である場合	【新制度（R6.4.1以降）の対象】 ①「栽培実績書」（ガイドライン別紙様式例第10号） ②「収支報告書」（ガイドライン別紙様式例第11号） 【旧制度（R6.3.31まで）の対象】 「栽培実績書」※新制度と様式が異なるため注意

(4) 許可後の進捗管理等

ア　農業委員会は、前記(3)により提出があった報告書を整理保管の上、許可条件の履行状況調査等転用事業の監督指導のための資料とすることが望ましいと考えられること。

イ　同報告書については、あらかじめ農林事務所から送付を受けた「事業進捗状況管理表」（別紙様式例第21号）に必要事項を記載の上、当該管理表を農林事務所に対し報告するものとする。

ウ　農林事務所から、報告書を受理した旨の報告を受けた農業委員会は、当該土地を遅滞なく農地台帳から消去又は除外し、農地台帳に当該土地が登載されていない状態（農地台帳非登載の状態）とするべきものと解されること。

エ　農業委員会は、必要に応じて当該土地に係る地目変更のための手続きを案内するものとし、「農地転用許可（・承認）後の事業完了報告書（参考例）」（別紙様式例第16号）の提出時にあっては、農業委員会に対する「農地台帳非登載確認申請書（参考例）」（別紙様式例第22号）の提出も併せて指導することが望ましいと考えられること。（一時転用許可時を除く。）

また、別表に定める「土地現況確認及び農地台帳非登載確認の基準」（別表１。以下「確認基準」という。）に適合するものについては、「農地台帳非登載確認書（参考例）」（別紙様式例第23号）など農地法の適用を受けない土地であることを証する書面を交付することが望ましいと考えられること。

オ　農業委員会その他の関係機関は、不登法による農地から農地以外への地目変更又は更正に係る土地の表示に関する登記申請に当たっては、「農地台帳非登載確認書（参考例）」（別紙様式例第23号）など農地法の適用を受けない土地であることを証する書面を添付するよう土地所有者等に対して周知を図り指導することが望ましいと考えられること。

なお、土地の表示に関する登記（土地や建物の物理的な状況を記録する登記）を業とする者は土地家屋調査士となることから、必要に応じて土地家屋調査士の活用を案内することが望ましいと考えらえること。

＜参考＞
岐阜県土地家屋調査士会ＨＰ：(URL) https://gi-cho.com/

２　知事許可案件に係る県の事務処理

(1) 受付・審査

ア　農林事務所においても、農業委員会から農地転用許可申請書の送付があったときは、農業委員会の意見書の記載内容を踏まえ、農地転用の可否等について前記第３－１－(1)-アに準じて検討するものとする。

イ　検討の結果、農地転用許可を受けられる見込みのないことが明確である場合は、申請者に対し、農地転用許可申請に係る申請取下げ意思の有無を確認するものとする。

(2) 農村振興課への報告

農林事務所は、定められた期日までに岐阜県農政部農村振興課（以下「農村振興課」という。）へ申請明細等を進達するものとする。

なお、進達に係る期日にあっては、別途定めるものとする。

(3) 許可指令書の交付

ア　農村振興課は、許可相当と認めた申請明細を農林事務所へ送付する。

イ　農林事務所は、農地転用許可をした後、当該許可に係る申請明細を関係市町村農業委員会へ送付する。

なお、許可書については、「農地転用許可指令書（参考例）」（別紙様式例第14号）を使用するものとする。また、同申請明細は、農地転用許可後の転用事業の進捗状況等について把握・管理するために「事業進捗状況管理表」（別紙様式例第21号）として使用するものとする。

ウ　農地転用許可書又は承認書の変造その他の不正使用を防止するため、公印は、許可書等用紙と許可申請書等副本との両方にかけて割印※するものとする。

ただし、農地転用許可申請が電子申請されたものを除く。

なお、訂正印が押印されている場合にあっては、訂正印押印箇所の全てに対し、公印を押印すること。

※割印は、登記に関する文書、契約書等のように権利義務に関する特殊な文書で、綴じ替えを許さないものについて、不正防止のために用いられるものであり、一般の文書では行われない。

エ　農地転用許可権者は、一時転用事業者において、申請書に記載された工事完了の日までに農地に復元することが当然のことであっても、転用許可書の条件に「農地に復元すること」を明示すること。

第４　農地等転用制限（法第４条、法第５条）

１　許可基準（法第４条第６項、法第５条第２項）

(1) 土地改良事業施行地域における農地転用の取扱い

ア　農業委員会は、申請に係る土地が土地改良区内である場合は、申請者に対し土地改良区の意見書を添付するよう指導するものとする。

なお、規則第30条第１項第６号の規定による意見書については、「土地改良区の意見書（参考例）」（別紙様式例第24号）によるものとする。

イ　土地改良法に基づく計画概要の公告の日から、工事完了の公告の日の属する年度の翌年度から起算して８年を経過する日、又は換地処分の公告の日のいずれか遅い日までに属する土地改良事業の施行地域内で、かつ農用地区域の変更を伴わない地域における農地転用について、規則第30条第１項第６号（規則第57条の４第２項第３号により準用する場合を含む。）の規定により交付された土地改良区の意見書については、当該土地改良区が、あらかじめ市町村及び関係農林事務所の土地改良事業担当課とそれぞれ協議したことを確認するものとする。

ウ　農振法に基づく農用地区域の変更を伴う農地転用許可申請であって農用地区域の変更に係る事前調整手続の過程においてこれらの機関と協議を了しているものについては、上記の協議を省略することができるものとする。

エ　農業委員会においては、法第４条第１項ただし書又は法第５条第１項ただし書の規定により農地転用許可が不要とされている転用についても前記第４－１－(1)-イに準じて協議するよう指導することが適当と考えられること。

オ　農業委員会においては、前記第４－１－(1)-イ又はエの場合において、市町村営事業等で土地改良区が設立されない場合、又は土地改良区が未設立若しくは解散している場合は、農地転用事業者が市町村及び農林事務所の土地改良事業担当課に協議するよう指導することが適当と考えられること。

カ　土地改良事業の施行地域内で、かつ、農用地区域の変更を伴う農地転用については、当該変更に係る事前調整手続の過程で市町村長が農林事務所、土地改良区等と協議することとなるため、当該協議の際、前記第３－１－(1)-アに準じてその内容を検討するものとする。

キ　土地改良事業の一時利用地の指定に係る土地の農地等の転用は原則として許可しないものとする。

ただし、農地区分が第１種農地又は甲種農地としての農地転用許可基準に適合し、一時利用地の指定中の農地を転用することについて特にやむを得ない事情が認められ、かつ、次に掲げる書面が添付されている場合に限り特例として許可するものとする。

(ｱ) 一時利用地の指定通知書の写し、又はその内容を証する書面

(ｲ) 当該転用に同意し、又は承認する旨を明らかにした次に掲げるいずれかの書面

ａ　土地改良事業の施行地域（換地工区がある場合には、当該工区）内の土地の所有者及び賃貸借その他の使用収益権を目的とする権利を有する者の全員の同意書

ｂ　土地改良区の総会又は総代会の議事録の謄本

ｃ　土地改良区の理事会の議事録の謄本及び理事会に対して農地転用について同意し、又は承認する権限を委任したことを証する総会又は総代会の議事録の謄本

(2) 市町村による農地転用の取扱い

ア　規則第57条第５号レの取扱い

土地の造成のみを目的としたものであっても許可することができる例外規定として、規則第57条第５号レにおいて、「地方公共団体が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地法第３条第１項本文に掲げる権利を取得する場合」とされている。

このため、市町村が転用事業者となり土地造成を行う場合は、同規定を適用して土地の

造成のみを目的としたものであっても許可することができると解されること。(許可申請は必要となる。)

＜農地法規則第５７条第５号レの読み方＞

（実施主体）

①地方公共団体（都道府県等を除く。）
　又は
②（独）法人都市再生機構その他国
（国が出資している法人を含む。）
の出資により設立された地域の開発を目的とする法人

※①と②は並列の関係となる。

が

（用途）

工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため法第３条第１項本文に掲げる権利を取得する場合

イ　市町村による農地取得

(ｱ)　市町村の農地取得については、土地収用法その他の法令による場合等、法令上適用除外に該当するものを除き許可を要すると解されること。

なお、市町村による公共事業により収用される農地の代替農地提供を目的とする農地の取得は、許可できないことに注意すること。

(ｲ)　土地収用法第118条（協議の確認）の規定による協議の確認が行われた場合には、同法第121条の規定により、収用又は使用の裁決があったものとみなされていることから法第５条第１項の許可を受けなくてもよい場合に該当すると解されること。

なお、以下の取扱いは、事業主体を問わない規定となるが、事業主体が地方公共団体であれば、土地収用法第３条各号に掲げられている事業に該当すれば許可不要となると解されること。(法第５条第１項第７号（その他農林水産省令で定める場合)、規則第53条第５号)

＜参考：土地収用法第３条に該当する事業の取扱い＞

土地収用法第３条該当
↓
同第20条（事業認定の要件）
同第26条（事業認定の告示）
↓　↓
同第39条（収用又は使用の裁決の申請）　同第116条（協議の確認の申請）
↓　↓
同第47条の２（収用又は使用の裁決）　同第118条（協議の確認）
↓
同第48条（権利取得裁決）
同第49条（明渡裁決）

(3) 土地開発公社による農地転用の取扱い

ア　土地開発公社が、法令により土地利用が規制されている土地を取得しようとするときは、関係法令を遵守するものとされており、農地の取得に当たっては許可を要すると解されること。

イ　土地開発公社は、耕作目的での農地の取得又は農地としての代替地の取得は行わないものとされていること。

また、市町村等の実施する公共事業により収用される農地の代替農地提供を目的とする

農地の取得は、許可できないと解されること。

ウ　土地開発公社が転用目的で取得した農地は、速やかに非農地化するものとされていること。

エ　土地開発公社による農地の転用、所有権の移転等に際しては、法が求める手続、税法上の問題等について、あらかじめ関係行政機関と十分協議するものとされていること。

(4) 農地の嵩上げ（「表土の補充」）等に対する取扱い

ア　「土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」基準及び運用の解説、技術書について」（平成19年４月16日付け18農振第1623号農村振興局企画部資源課長通知）の技術書※で示された「作土の深さ」を踏まえ、補充前後の土地の地盤面の標高差が30cmを超えるものについては、原則、農地転用許可の対象とする。

※「技術書」23. 畑地における土層改良－23.1有効土層厚に関する様々な指標値の③表-23.3

なお、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えるものについては、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがあると認められる工事として、併せて盛土規制法※に基づく許可又は届出の対象となり得るため、上記の農地転用許可申請者に対して、必要に応じて盛土規制法に係る手続の有無について確認すること。

※「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」（昭和37年政令第16号）第５条第１項第５号及び「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」（昭和37年建設省令第３号）第８条第９号・第10号ロ参照

イ　上記の手続きによらず、田を埋め立て畑にする等、農地の形質が変更されるときにあっては、農業委員会は、法第53条の２第３項に基づき農地台帳の正確な記録を確保するため、「農地改良届（参考例）」（別紙様式例第25号）の提出を指導することが望ましいと考えられること。また、農地改良後は速やかに「農地改良に伴う事業完了届（参考例）」（別紙様式例第26号）を提出することを、併せて指導することが望ましいと考えられること。

(5) 砂利採取事業に係る農地転用許可申請の取扱い

ア　従前に許可された区域の事業が完了した場合の取扱い

追加区域の申請が提出された場合であっても、従前に許可された区域の事業が完了すれば、追加区域に係る申請は、従前許可区域の事業とは独立したものとして取り扱うものとする。

なお、事業完了の判断は、原則として砂利採取法第24条の廃止届によるものとし、その時期は砂利採取法に基づく認可等に係る所管課へ廃止届が提出され現地確認を終了した時点とするものとする。

イ　申請書の受理と申請者に対する指導

前記第４－１－(5)-アにより従前許可区域の事業完了後に追加区域の事業を着手することが確認できる場合は、申請者に、転用許可は従前許可区域の事業完了後に行うことを説明することが適当と考えられること。

ウ　砂利採取事業に係る農地転用許可の取扱い

(ｱ)　搬出入路として転用許可又は事業計画変更の承認を受けている土地について、引き続き砂利採取を行おうとするときは、あらかじめ事業計画変更の申請を指導することが適当と考えられること。

(ｲ)　砂利採取場又は搬出入路として転用許可又は事業計画変更の承認を受けている土地について、他の砂利採取場のための搬出入路として引き続き使用しようとするときは、あらかじめ事業計画変更の申請を指導することが適当と考えられること。

なお、この場合において、変更後の事業計画における転用期間は、当該他の砂利採取場の転用許可に係る許可期間を超えることができないと考えられること。

(ｳ) 前記第４－１－(5)-アにおいて、当該砂利採取場又は搬出入路が農用地区域内であるときは、変更後の事業計画における転用期間は当初の転用許可に係る許可期間の初日から３年を超えることができないと解されること。

(ｴ) 砂利採取場及び当該砂利採取場のための搬出入路について転用許可を受けようとする場合において、搬出入路の転用期間は当該砂利採取場に係る転用期間を超えることができないと考えられること。

エ 一時転用を恒久転用に切り替える場合等の取扱い

(ｱ) 農振法第８条第２項第１号に規定する農用地区域内において行われている農地等の一時転用について、原状に回復することなく、転用目的を変更し、又は他の者に転用事業を継承させることは認められないと解されること。

ただし、砂利採取場を目的とする一時転用について、他の砂利採取場のための搬出入路に転用目的を変更しようとする場合及び砂利採取場のための搬出入路を目的とする一時転用について、砂利採取場に転用目的を変更しようとする場合又は引き続き他の砂利採取場のための搬出入路として使用しようとする場合において、事業計画変更の承認を受けるときはこの限りではないと考えられること。

(ｲ) 農用地区域内において行われている農地等の一時転用について、事業計画変更の承認を受けて単に転用期間を延長しようとするだけの場合でも、運用通知第２－１－(1)-ア-(ｲ)－ｃ－(a)に基づき、農振法第８条第１項等の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から、転用期間は、当初の転用許可に係る許可期間の初日から３年を超えることができないと解されること。

オ 農地の一時転用許可に係る埋戻し等の適正化の確保

一時転用許可申請のうち、砂利採取場に係る区域外から持ち込んだ土砂等による埋め戻し又は同区域外から持ち込んだ土砂等の埋め込みを伴うものについては、以下の方法により埋戻し等の適正化を図るよう指導するものとする。

(ｱ) 農地転用許可申請書の「転用計画」の「権利を移転し、又は移転しようとする理由の詳細」欄に次の事項を記載するよう、申請者を指導すること。

ａ 区域外から持ち込んだ土砂等の調達先及びその内容

ｂ 農地への確実な復元を行う旨

＜記載例＞
・埋め戻しについては、○○㈱から購入する山土を用いて、農地への復元を行う。
・○○市発注の○○事業工事残土を埋め込み嵩上げをした後、耕土をかぶせ、農地へ復元を行う。

(ｲ) 前記第４－１－(5)-カ-(ｱ)の内容に疑義がある場合は、必要な範囲において、その内容を確認できる書類の添付を求めること。

なお、この場合にあっても、申請者に過度の負担とならないように注意すること。

(6) 夫婦が共同して住宅を建築する場合における農地転用許可申請の取扱い

ア 基本的な考え方

法第５条の許可は、「農地を農地以外のものにする」ために、「権利の設定又は移転」をすることに対する許可であるため、申請者である譲受人は、土地の権利の取得者であるとともに、転用行為を行う転用事業者である必要があると解されること。

イ　具体例

(ｱ) 夫婦が共有（共同）で権利の取得者となる場合

申請者（譲受人）は夫婦の連名となること。

なお、所有権移転の場合は持分設定の上、転用行為は夫婦が共同で行う必要があると解されること。

(ｲ) 夫婦の一方が権利の取得者となる場合

申請者となる者が、権利の設定、移転を受け、転用行為を行う必要があると解されること。

ただし、新たに建築する住宅に夫婦が同居を予定し、事業計画において二人で住宅を建てるということであれば、転用行為の共同性を認め、資金証明書について申請者以外の一方が資金の一部を負担することとなっていても、申請者の転用行為と認めるものとする。

ウ　その他

(ｱ)　事業計画において、申請者が転用行為を行わないことが明確な場合は、転用事業者と認められないため、法第５条の許可対象とならないと解されること。

(ｲ)　親子についても、上記と同様に取り扱うものとする。また、これら以外の場合については、個別具体的な判断を要するため、別途検討が必要となること。

(7) 駅・役場等の施設に係る農地種別の判断

ア　規則第43条第２号に掲げる施設に係る農地種別の判断に当たって、施設側を起点に判断する際にあっては、制度の恣意的な運用を防止する観点を踏まえ、原則として駅・役場等の施設の中央部を起点とすること。

なお、施設の中央部については、駐車場等の付帯施設を除く、施設の主たる機能を有する建物の中央部とすること。また、規則第35条第４号ロに規定する道路については、その出入口と一般道路（自動車専用道路以外の道路）が接する箇所を起点とすること。

イ　規則第43条第２号に掲げる施設に係る農地種別の判断に当たって、施設を起点として距離を計測する場合であり、かつ、農地１筆の全てがおおむね300m以内に入りきらない場合は、おおむね300mに入る部分を第３種農地と判断すること。

なお、おおむね300mに入らない部分については、その部分について個別に農地区分を判断する必要があると解されること。

(8) 「就業機会の増大に寄与する施設」に係る農地転用許可申請の取扱い

ア　処理基準第６－１－(1)-②-イ中の都道府県知事等が定める基準（特別基準）

(ｱ) 農業従事者の雇用割合

「就業機会の増大に寄与する施設」に該当するか否かは、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合が、３割以上であるか否かをもって判断するものとする。

(ｲ) 農業従事者の定義

農業従事者については、農林水産省が実施する直近の農林業センサス※1の関係市町村における「自営農業従事日数階層別の農業従事者※2（自営農業に従事した世帯員数）」とするものとする。

なお、運用通知第２－１－(1)-イ-(ｲ)-c-(c)により、「農業従事者」には、農業従事者の世帯員も含まれると解されること。

※１　農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業

・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、 農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、５年ごとに行う調査となる。〔出典〕農林水産省ＨＰ

※２　農林業センサスにおける農業従事者の定義：15歳以上の世帯員のうち、調査期日前１年間に自営農業に従事した者。

イ　「就業機会の増大に寄与する施設」該当性の判断

処理基準第６－１－(1)-②-イにより、「就業機会の増大に寄与する施設」に該当するか否かは、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合で判断するものとされるが、この「新たに雇用」とは、事業規模拡大等に伴う新規雇用をいうものと解されること。

そのため、工場の移転等に伴う従業員の継続雇用の場合は、新たな雇用者数に含めないことが適当と考えられること。

ウ　雇用に関する協定書

規則第33条第２号に掲げる「就業機会の増大に寄与する施設」における雇用に関する協定書は、「雇用に関する協定書（参考例)」（様式例第27号）によるものとする。

エ　雇用実績の報告等

関係農業委員会は、当該市町村の雇用に関する協定書の締結を担当した部局より必要な情報提供を受け、運用通知第２－１－(1)-イ-(ｲ)-c-(c)に基づく「就業機会の増大に寄与する施設」における雇用協定に係る管内の雇用実績の報告状況等について、「雇用実績の報告状況等管理表」（別紙様式例第28号）により、毎年12月末の状況を翌年１月10日までに農林事務所に報告すること。また、農林事務所は１月20日までに農村振興課へ進達すること。

オ　農産法等の活用検討

関係市町村が上記特別基準を適用しようとする場合にあっては、事業用地に係る土地利用上の特例（農振法の農用地区域からの除外の特例、農地法の農地転用許可の特例）等支援措置があることを踏まえ、農産法又は地域未来投資促進法に基づく計画の策定等を検討することが適当と考えられること。

(9)　「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」に係る農地転用許可申請の取扱い

運用通知第２－１－(1)-イ-(ｲ)-c-(b)に基づく「都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設」については、都市側のニーズに対応した受入体制]の整備と情報発信を行うことで、グリーンツーリズムの推進による農山村地域の活性化に資する施設であることを要すると考えられること。

そのため、岐阜県の豊かな地域資源を活かした農林漁業体験メニューを提供するなどの一定の基準を満たす施設に係る登録制度である「岐阜県農林漁業体験施設登録制度」（平成19年６月農振第595号）に基づく登録予定の有無を申請者に対し確認するものとする。

(10)　「隣接する土地」に係る農地転用許可申請の取扱い

運用通知第２－１－(1)-イ-(ｲ)-e-(e)に基づく「既存の施設の拡張」及び運用通知第２－１－(1)-イ-(ｲ)-fに基づく、いわゆる「一体利用地」における、隣接する土地の取扱いについては、以下の基準により取り扱うものとする。

ア　申請地は既存施設と一体的に利用されることが、合理的な状況となっていること。

里道（赤線：法定外公共物）等狭小な農地以外の公共用道路敷地が介在し、既存施設と申請地が直接的に隣接していない場合であっても、既存施設と申請地が一体的に利用されることが合理的な状況となっている場合にあっては、この規定の適用が可能であると解されること。

また、農業用水路や水路（青線：法定外公共物）等狭小な農地以外の水路用敷地が介在

し、既存施設と申請地が直接的に隣接していない場合にあっては、当該敷地上に設置する工作物について管理者による占使用の許可がある等、既存施設と申請地が一体的に利用されることが合理的な状況となっている場合にあっては、この規定の適用が可能であると解されること。

なお、隣接する土地の取得が困難なことを理由に申請地が飛び地となる場合にあっては、これらの規定の適用が困難であると解されること。

イ　既存施設と申請地により「一団の農地」を分断しないものであること。

> **＜参考：一団の農地を優良農地と位置付けていることについて＞**
> 「一団の農地」を優良農地と位置付けているのは、農地がまとまって存在することによって、
> ①農業機械による営農が可能になり、労働生産性が高まること。
> ②農道等の維持管理や防除作業を効率的に行うことができること
> 等、スケールメリットが活かせることによる。
> 〔出典〕『農地転用許可基準の判断事例集（農地の集団性の判断)』・農林水産省

(11) 地籍調査に対する取扱い

国土調査法に基づく地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定に当たって、事業実施主体となる市町村の事業課より農業委員会に照会があった場合については、以下のとおり取り扱うものとする。

ア　当該土地が過去に適法に農地転用許可を得ていることを農業委員会サポートシステム（農地台帳を含む。）等により確認できる場合は、土地の現況への地目認定が可能と考えられること。

イ　当該土地が森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況となっている場合には、改めて農業委員会からの非農地通知等を発出することなく、土地の現況への地目認定が可能と考えられること。

ウ　当該土地が農振農用地である場合は、農振法に基づく整合性を図る必要があるため、担当課と調整等を行うこと。

エ　当該土地が違反転用されたものである場合は、農地法に基づく追認許可等是正手続が必要になること。

(12) 「既存施設の拡張」における転用事業者の取扱い

運用通知第２－１－(1)-イ-(ｲ)-e-(e)に基づく「既存施設の拡張」とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のために既存の施設に隣接する土地において施設を整備することを言い、特別の立地条件を必要とすることから、第１種農地であってもこれを例外的に認めることにより、優良農地の確保につなげることを趣旨とする規定である。

したがって、既存施設の拡張を行うために農地転用をしようとする者については、既存施設の事業者に限られると解されること。

(13) 「沿道の区域」の取扱い

ア　第１種農地の不許可の例外である、第２－１－(1)-イ-(イ)－ｅ－(d)に基づく「流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次の区域内に設置されるもの」における「区域」については、事務処理要領において「一般国道又は都道府県道の沿道の区域」と規定されている。また、「沿道の区域」とは、施設の間口の大部分が道路に接して建設されることをいい、引込道路のみが当該道路に接しているようなものは該当しないと解されている。

そのため、第１種農地を対象とする場合には、一般国道又は都道府県道の沿道などの区域に限って認めることとされているという法の趣旨を踏まえ、特段の事情がない限り、当該沿

道の区域に出入口が設けられることが必要になると考えられること。

イ　流通業務施設が沿道に接続して建設される計画であり、当該沿道に接続した土地と一体的に整備する計画である場合については、施設用地全体を沿道の区域であると判断することが可能と考えられること。

(14) 街区における「宅地化の状況」の取扱い

この場合の「宅地」には、住宅等の建築物の敷地のほか運動場施設、駐車場等の都市的な土地利用を行っている土地は含まれるが、農業用施設用地※や単に耕作放棄されている農地は含まないと解されること。

※農業用施設用地 … 温室、畜舎、ライスセンター、カントリーエレベーター、農産物集出荷施設、農機具格納庫等、農業用の施設に供される土地（農地に該当するものを除く）

(15) 「藻類培養施設用地」の取扱い

ア　水田（畑）に藻類を培養する施設を設置してその培養が行われる場合については、その土地が通常の水田（畑）として利用することが不可能となるような形質変更を行わず、将来、担い手が希望した場合には水田（畑）としての利用を再開できる状態が維持されるのであれば、法第２条第１項に規定する農地に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。

イ　藻類の培養は、植物の生育環境を人為的に管理し生長を促すという観点から肥培管理に類する行為であることから、農地に藻類を培養する水槽を設置してその培養が行われる場合、当該水槽が、農地の形質変更を行わず、農地としての利用を再開できる状態が維持されるのであれば、引き続き農地法上の農地とみなすことが可能と考えられること。

ただし、当該藻類の培養のための施設が、鉄骨等で組み立てられるなど、容易に撤去ができない構造である場合には、コンクリート等で地固めしなくても、再び耕作の事業に供することがいつでも可能な土地とはいえなくなるため、当該土地を農地として扱うのは適当ではないと考えられること。

(16) ボーリング調査の取扱い

砂利採取事業、井戸試掘等に伴い、

ア　砂利層の有無及び地下水への影響を事前に調査するため

イ　地層状況を的確に把握するため

等に実施するボーリング調査については、耕作の目的以外の目的に利用するために区画形質に変更を加える場合に該当することから、一時転用許可の対象と解されること。

２　添付書類（規則第30条、第57条の２第２項関係）

(1) 共通の添付書類

ア　土地の位置を示す地図（位置図）関係（規則第30条第１項第２号、同第57条の４第２項第１号）

(ｱ) 基本的な考え方

許認可申請や各種届出などに添付する位置図は、著作権法上問題のないものである必要があること。

(ｲ) 市販の地図の写し（コピー）等が添付されている場合の取扱い

申請者などから、市販の地図をそのまま利用したいとの相談があった場合にあっては、地図製作会社に利用許諾をとるように案内すること。また、市販の地図の写し（コピー）等が添付されている場合は、許諾を受けたことが分かる「複製許諾証」等が貼付けされているなど適正な著作権法上の処理がなされていることを確認すること。

(ｳ) その他

岐阜県共有空間データの地図の利用は、以下の理由により、必要に応じて案内するとともに、推奨することが適当と考えられること。

＜推奨理由＞
①利用許諾なく、複製や加工することができること
　ただし、出所の明示として、「(ｃ) 岐阜県」の記載が必要とされていることに注意すること。
②申請に不必要な個人情報が記載されていないこと

＜参考：岐阜県共有空間データ＞
・「県域統合型ＧＩＳぎふ」(https://gis-gifu.jp/gifu/Portal)
〔参考〕公益財団法人岐阜県建設研究センター　県域統合型GIS ぎふ
※上記の案内に併せて、必要に応じて地図の著作権、地図の利用方法などについては、県域統合型GISぎふのＨＰ内の「よくあるご質問」の「地図について」の確認を案内すること。
https://gis-gifu.jp/gifu/gifu/Content/html/faq/faq_map.html#5-2

イ　資金証明書関係

(ｱ) 法令の根拠

農地転用許可申請書を提出する場合には、規則第30条第１項第４号及び同第57条の４第２項第１号により「転用の目的に係る事業を資金計画に基づいて実施するために必要な資力があることを証する書面（以下「資金証明書」という。)」を添付することが義務付けられていること。

(ｲ) 資金証明書となる書面

事務処理要領別紙１の第４－１－(1)-イ-(ｶ)に掲げる書面。

また、原則として、申請前概ね３ヶ月以内（証明の内容が証明の日現在であること。）のものであること。

＜事務処理要領別紙１の第４－１－(1)-イ-(ｶ)に掲げる書面の例＞

ａ　金融機関が発行する残高証明書
ｂ　「融資（見込）証明書（参考例)」（別紙様式例第29号）※又は金融機関等が受け付けた融資申込書の写し
※「融資（見込）証明書」については、必要な資力があることを証明するものであれば足り、発行する金融機関等において使用されている所定の様式で差し支えないこと。(様式は任意）また、融資の実行に当たり条件が付されていたとしても差し支えないと考えられること。
ｃ　預金通帳の写し
ｄ　贈与等の意思等が明示された書面（「転用資金に係る確約書（参考例）」（別紙様式例第30号））※
ｅ　金銭消費貸借契約書※
※親族・知人等から贈与や融資を受ける場合にあっては、前記ｄ又はｅに加え、その親族等のａからｃのいずれかの書面を併せて提出する必要があること。

なお、土地（農地）に係る贈与の場合にあっては、当該部分について資金証明書が不要となるものの、農地転用許可申請書※1又は「贈与契約書（参考例・記載例)」（別紙様式例第31号）※2においてその旨確認※3することができること。

※１　法第３条（又は同法第５条）の規定による許可申請書において、冒頭の部分で、譲渡人及び譲受人の署名（記名）捺印欄があるため、ここに双方の署名（記名）捺印があり、「権利を設定し又は移転しようとする契約の内容」の箇所に、譲渡人所有農地を譲受人に対し、生前一括贈与する旨の記載があれば、改正民法550条にいう書面であると認めてよいと考えられること。(同旨。最判昭37.4.26民集16.4.1002)
※２　贈与契約の書面については、難しいことが書かれている必要は無く、「誰が、誰に、何を、いつ、贈与する」かが記載してあれば十分であること。
※３　申請書に贈与契約書等が添付されていない場合にあっては、申請書の内容との整合性を確認するため、必要に応じて贈与契約書等作成の有無を確認すること。

(2) 「その他参考となるべき書類」の取扱い

ア　農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付する必要のある書類については、規則及び事務処理要領に定められており、それ以外の書類については、特に審査をする必要がある場合を除き提出を求めないこと。

イ　「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」（令和４年３月31日付け３農振第3013号都道府県知事あて農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付義務のない隣接者の同意書や自治会長の同意書、申請地に係る農地を担当する農業委員（農業委員会法第17条に基づき委嘱された農地利用最適化推進委員を含む。以下同じ。）の確認書等の添付を一律に求めないこと。

ウ　申請書又は届出書の提出に当たって自治会長又は農業委員に稟議の経由印を求め、農業委員会事務局で申請を受け付けるといった運用はしないこと。

(3) 転用目的が太陽光発電設備など「再生可能エネルギー発電設備」の場合に必要な添付書類

ア　基本的な考え方

事業計画において、太陽光発電設備など「再生可能エネルギー発電設備」を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みがあることを確認する必要があること。

イ　事業実施の見込みを確認する書類

事業計画の認定に関しては経産省からの「事業計画認定通知」又は認定の見込みが分かる書類により事業実施の見込みを確認するものとする。

なお、認定の見込みが分かる書類については、接続の同意を示す書類の写し及び事業計画認定申請書※の写しをもって、事業実施の見込みがあるものと取り扱うことができるものとする。

また、認定に係る設置者（転用事業者）の変更を伴う場合にあっては、経産省に対する事業計画の変更認定申請書の写し及び当該変更に係る当事者間の契約書等を確認することにより、申請者による事業実施の見込みが確認できれば足りるものとする。

※農地転用許可申請時にあっては、オンライン申請等により経産省に対する事業計画認定申請をしたことが分かる書類を添付することにより、申請をすることができる。

ウ　接続の同意を示す書類

	接続同意日	提出を求める書類
(ｱ) 原則	工事費負担金契約の締結日	連系承諾及び工事費負担金の額を定めた書類
(ｲ) 工事費負担金の額が契約書に記載されていない場合（工事費負担金は発生）	工事費負担金の請求日	①連系承諾書類 ＋ ②工事費負担金の請求書
(ｳ) 工事費負担金が無い場合（０円）	連系承諾日	連系承諾書類

(4) 転用目的が「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備」の場合に必要な添付書類等

ア　ＦＩＴ制度を活用した営農型太陽光発電施設に係る農地の一時転用許可申請の事務処理に当たっては、申請者が過去に違反した事実があるなど、転用事業の確実性に疑義がある場合は、必要に応じてＦＩＴ認定の進捗状況を申請者に確認等すること。また、農業委員会においては、農地の一時転用許可申請書の受け付け時に、申請者に対して、事業計画認定申請書の写しを速やかに提出するよう指導すること。

イ　営農型発電設備の下部の農地での営農が中止された場合や、発電事業が廃止された場合には、営農型発電設備の撤去を行う必要があるため、一時転用許可申請書の「資金調達についての計画」において、営農型発電設備の撤去に要する費用が見込まれており、その費用の全額を申請者が有していることを確認する必要があること。

ウ　転用目的が営農型太陽光発電施設である場合、再度の許可による一時転用許可申請であっても、法定書類である以下の書面の添付があらためて必要となること。
(ｱ) 土地改良区の意見書
(ｲ) 資金証明書（営農型太陽光発電設備の撤去に要する費用が確認できるものであること。）

(5) 委任状関係

ア　基本的な考え方

委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力が生じるものであること。(民法第643条)

ただし、委任契約では特約がなければ報酬を請求できないため（民法第648条第１項)、当事者間の合意内容が書面として作成されることが一般的と考えられること。

イ　申請者の申請意思等の確認

土地の権利を持つ者や転用事業者に代わって申請書が作成・提出される場合にあっては、「委任状（参考例)」(別紙様式例第32号）の記載内容等により申請者の申請意思等を確認すること。

なお、委任状においては、同書面が任意様式であることを踏まえ、申請者が代理人に対し申請に当たって必要な権限を委任していることが確認できれば足りると考えられること。

ウ　その他

(ｱ) 行政書士法上、行政書士でない者は、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができない等が規定され、罰則が定められていることに注意すること。また、代理人が行政書士となる申請の場合にあっては、作成した書類に記名して職印を押さなければならないとされていることに注意すること。(行政書士法施行規則第９条第２項)

(ｲ) 行政書士は、法令又は依頼の趣旨に反する書類を作成してはならないとされている（行政書士法施行規則第９条第１項）ことから、行政書士による虚偽申請等法令又は依頼の趣旨に反する書類が作成されていることが確認されたときにあっては、当該事実を知った行政庁はその旨を農村振興課に情報提供するものとする。また、情報提供を受けた農村振興課は、岐阜県の行政書士法を所掌する担当課に対し、必要な情報提供等を行うものとする。

なお、行政書士以外の者による代理申請など行政書士法違反が疑われる事案が確認されたときにあっても、当該事実を知った行政庁はその旨を農村振興課に情報提供するものとする。また、本人申請の形態をとり行政書士以外の者により代理申請がなされることも行政書士法違反が疑われる事案となり得るため注意すること。

３　国協議における判断基準

(1)　同一事業者が同一事業の目的に供するため４haを超える農地を農地以外のものにする場合は、原則として、農林水産大臣との協議が必要となること。

(2)　砂利採取を目的とする転用事業となる場合、同一事業かどうかの判断は、必ずしも砂利採

取法の申請の取扱いと一致しない※ので注意し、追加区域が一連の事業計画のもとに行われるものかどうかを個別具体的に検討する必要があること。

※砂利採取法では、従前認可面積の50%を超えて追加される申請、50%以内であっても従前認可期間内に埋め戻しが完了しない事業の申請は独立した新規申請として取り扱われる。

4　農地転用許可と他法令との調整について

(1) 同時許可が必要な主な他法令

農地転用許可に当たっては、砂利採取法、都計法、森林法、砂防法、墓地埋葬法等他法令の許可等の許可見込みが必要となり、原則として同時許可とされていることから、これらの法令を所管する関係行政機関との連携を密にすること。

(2) 市町村条例等で定められている都市計画法以外の開発許可等と農地転用許可の施行日の運用

市町村条例等で定められている都計法以外の開発許可、開発同意、届出、協定締結等（以下第４－４－(2)において「開発許可等」という。）が適用される案件においては、農地転用許可を保留することについて申請者の同意を得たうえで、開発許可等と同日付け又は開発許可等が施行されたことを確認した後に農地転用を許可すること。

なお、申請者の同意が得られない場合は、農地転用許可を保留する法令上の根拠が無いため、許可基準の充足性が確認でき次第農地転用許可を行うこと。また、許可基準充足性の確認については、市町村担当部局に口頭確認することを想定しており、許可書の写し等の提出まで求めるものではないこと。

(3) 盛土規制法の取扱い

盛土規制法に基づく許可については、農地転用担当部局から盛土規制法担当部局に当該許可の見込みを確認し、農地転用許可の可否を判断することとなり、農地転用許可と盛土規制法の許可を同日付けで行う必要が無いこと。

(4) その他

農業委員会が、関係許可等があったことを把握したときは、直ちに電子メール及び電話により農林事務所に対しその旨を連絡すること。また、必要に応じて、その連絡を受けた農林事務所は、直ちにその旨を農村振興課に共有すること。

5　農地転用許可と地域計画との調整について

(1) 地域計画の区域内における農地転用許可申請の取扱い

地域計画（基盤法第19条第１項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の達成に支障を及ぼす農地転用を行う場合は、変更手続きを行う必要があること。

したがって、地域計画変更手続き、農振除外手続き、農地転用許可申請手続きがそれぞれ必要となるケースも考えられること。

そのため、転用事業者から事前相談等があった場合は、十分に事前打合せを行う必要があること。

(2) 地域計画の区域内における砂利採取事業を目的とした一時転用許可申請の取扱い

ア　砂利採取業者は、運用通知第２－１－(2)－ウ－(ｲ)※の趣旨を踏まえ、地域計画の区域内における砂利採取事業を行う場合にあっては、必要に応じて当該地域計画に係る協議の場で協議がなされた上で農地転用の許可申請をする必要があると解されること。

なお、転用許可に係る申請時点で農業を担う者が特定されており、かつ、当該農業を担う者の変更がない場合は、協議が不要となると解されること。また、地域計画の区域内における砂利採取事業を行う際の協議の場の開催方法については書面開催でも差し支えないと考えられること。

※「運用通知」第２－１－(2)-ウ-(ｲ)（関係箇所抜すい）

ウ　地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第４条第６項第５号）
→法第４条第６項第５号の「地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合」とは、次のいずれかに該当する場合とされている。

(ｲ) 地域計画に係る農地を農地以外のものにすることにより、当該地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合（規則第47条の３第２号）。
→当該公告に係る地域計画の区域内の農地が農地以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の達成に支障が生じる場合等の場合については、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」に該当するものと解される。

ただし、基盤法第19条第８項の規定による地域計画の公告があった後も、
ａ　当該公告に係る地域計画の区域内の農地が農地以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じる場合
ｂ　当該公告に係る地域計画の区域内の農地において農業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る当該地域計画の区域内の農地を農地以外の用途に供する場合
ｃ　当該公告に係る地域計画の区域内の農地が農地以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の達成に支障が生じる場合
等の場合については、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」に該当するものと解される。

なお、ａからｃまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても、例えば、
ｉ　仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにするときにおいて、その利用に供された後にその土地が地域計画に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的に供されることが確実と認められるとき等については、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」には該当しないものと解される。

イ　運用通知第２－１－(2)-ウ-(ｲ)－ｃ－ｉ「(前略) 地域計画に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的に供されることが確実と認められるとき」について確認するためには、砂利採取業者による農地復元後に地域計画に位置付けられた農業を担う者（以下「担い手」という。）が耕作を行うことについて、協議・確認がされたことが分かる書面の添付が必要になると解されること。

なお、担い手による同意書については、「地域計画区域内における一時転用等同意書（参考例）」（別紙様式例第33号）によるものとする。また、現耕作者※1が申請者でなく、地上権、永小作権、質権又は賃借権※2に基づく耕作を行っている場合には、現耕作者の同意書の添付が必要と考えられること。

※１　耕作者とは、農地転用許可申請時において、転用許可の対象となる土地に労費を加え、肥培管理を行って作物を栽培している者と解されること。

※２　使用貸借権は含まれないと解されていること。

ウ　転用許可の申請時点で農業を担う者が直ちに見つからない等により「今後検討等」として位置付けられた農地で事業を実施する場合は、「地域計画区域内における一時転用等同意書（参考例）」（別紙様式例第33号）の添付が不要となること。

なお、この場合、協議の場の開催は不要と解されること。また、現耕作者が申請に係る農地の所有権者であり、かつ申請者である場合、同意書の添付は不要と解されること。

エ　法第４条第６項又は同第５条第２項第７号における「その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されること」とは、一時的な利用に供された後、速やかに農地として利

用することができる状態に回復されることであることから、担い手を地域計画に位置付けなくとも、許可基準を充足すると考えられること。

> **※「運用通知」第２－１－(2)-ウ-(ｲ)（関係箇所抜すい）**
>
> 第２　農地又は採草放牧地の転用
> 　１　法第４条第６項関係
> 　(2) 立地基準以外の基準（一般基準。法第４条第６項第３号から第６号まで）(1)の立地基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当するときには、許可をすることができない。
> 　エ　仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を転用しようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき（法第４条第６項第６号）。
> 　　「その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されること」とは、一時的な利用に供された後、速やかに農地として利用することができる状態に回復されることをいう。

オ　農地転用許可権者は、砂利採取事業に係る農地転用の許可条件として、「農地復元後１年間、６か月ごとの復元した農地における耕作の状況報告書を提出すること。」を追加し、当該報告書に耕作者に対する確認結果の報告を求めること。

　なお、当該報告については、「地域計画区域内における砂利採取目的での農地転用許可に係る事業実施状況報告書（参考例）」（別紙様式例第19号）によるものとする。

(3) 地域計画の区域内における営農型太陽光発電事業を目的とした一時転用許可申請の取扱い

ア　地域計画の区域内における営農型太陽光発電事業を行う際の協議の場の開催方法については書面開催でも差し支えないと解されること。

イ　協議の場で合意を得たことについては、「協議の結果の公表」（農業経営基盤強化促進法基本要綱参考様式第５－１号）により確認すること。

　なお、協議の結果の公表に時間を要する場合などにあっては、農業委員会が作成する「許可申請書に係る意見書」（様式例第５号、同第６号）などにおいて協議の場で合意を得たことを確認することができるものとする。

第５　農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理

１　農地転用許可後の転用事業の促進措置

(1) 転用事業の進捗状況の把握

ア　法第４条又は第５条の規定による農地転用許可については、事業を行うことの必要性・確実性等が審査の対象とされていることから、許可後においては許可に係る土地が当該許可の目的に供されたことを確認することが必要となる。

　そのため、特に以下に該当する事案については、許可書の交付時において申請者に別記書面を交付の上、許可条件に基づき事業完了報告書又は事業進捗状況書を提出するよう指導し、事業実施の確認を徹底するものとする。また、事業計画変更の承認事案についても、同様の取扱いとする。

　なお、農地転用許可に際しては、許可書記載事項の条件により、以下の書面の提出を行うことが許可の条件とされていることに注意すること。

(ｱ)	転用事業に着手したとき	「事業着手届（参考例)」(別紙様式例第15号)
(ｲ)	通常の転用事業の場合	事業着手の日から ３か月後及びその後１年ごとの 「事業進捗状況報告書（参考例)」 (別紙様式例第17号)
(ｳ)	資材置場等 目的の場合	事業完了の報告があった日から ６か月ごと３年間の 「事業実施状況報告書（参考例)」 (別紙様式例第18号)
(ｴ)	地域計画区域内における 砂利採取の場合	農地復元後から ６か月ごと１年間の 「事業実施状況報告書（参考例)」 (別紙様式例第19号)
(ｵ)	営農型太陽光発電 目的の場合	翌年２月末までの 「栽培実績書」(ガイドライン別紙様式例第10号) 「収支報告書」(ガイドライン別紙様式例第11号) ※ ※営農型太陽光発電に係る新制度運用開始後の許可のみ
(ｶ)	転用事業が完了したとき	「事業完了報告書（参考例)」 (別紙様式例第16号)

イ　農地転用許可権者は、一時転用事業者に転用許可書を交付する際は、「農地転用許可（・承認）後の事業進捗状況報告書（参考例)」(別紙様式例第17号）及び「一時転用許可（・承認）に係る事業完了報告書（参考例)」（別紙様式例第20号）も併せて配布又は岐阜県ＨＰにおける同報告書に係る様式のファイル掲示場所を案内する等し、その提出の徹底を図り、一時転用許可後の工事進捗状況等を常に把握できるようにすること。

ウ　農業委員会においては、申請者の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」第21条第２項に基づき、それぞれの市町村において整備された情報通信技術を利用して行われる手続等に係る情報システムを活用し、各種報告書・届出書を受理することができるよう努めることが望ましいと考えられること。

エ　農地転用許可制度の適正な運用及び不登法による地目認定との円滑な調和を図るため、農地転用許可及び農地転用許可に係る事業計画変更承認を受けた農地の転用後の土地（都計法第７条第１項の規定による市街化区域内の土地を除く。）の現況確認については、転用事業者による報告書又は申請書の提出に基づき農業委員会が実施することが適当と考えられること。

オ　農業委員会において転用事業者による各種報告書等の提出が確認できないときは、必要に応じて「農地転用に係る報告書等の提出について（依頼）(参考例)」（別紙様式例第34号）により報告書等の提出を促すことが適当と考えられること。その際、当該許可の当初計画どおり事業が進捗していない（未着手及び遅延）と認められるときは、当該事業者に対し、速やかに事業に着手し又は事業を完了すべき旨を指導することが適当と考えられること。また、事業計画の変更が必要な場合には、事業計画変更承認の手続をとるよう指導することが適当と考えられること。

(2) 農地転用許可後の事業着手届、事業完了報告又は事業進捗状況報告の取扱い

ア　農林事務所は、農業委員会において適正に転用事業が行われたことが確認された報告書を受理した後、その旨を「事業進捗状況管理表」(別紙様式例第21号）に必要事項を記載の

上、関係農業委員会に対し報告するものとする。

イ　農地転用許可権者は、農業委員会から「一時転用許可（・承認）に係る事業完了報告書（参考例）」（別紙様式例第20号）の送付があった場合において、報告書の内容から必要があると認めるときは、関係機関と連携して、適切に現況確認等を行うこと。

(3) 進捗状況等の報告

「違反転用の是正に係る取組の強化等について」（平成26年１月10日付け25農振第1814号各都道府県知事あて農林水産省農村振興局長通知。以下「違反転用取組強化通知」という。）記２(2)により、都道府県知事が毎年12月末の状況を翌年１月末日までに地方農政局長に報告することが求められていることから、農業委員会は、管内の農地転用事業の進捗状況等について、「事業進捗状況管理表」（別紙様式例第21号）により、毎年12月末の状況を翌年１月10日までに農林事務所に報告すること。また、農林事務所は１月20日までに農村振興課へ進達すること。

なお、事務処理特例条例により権限移譲を受けた市町村に係る農業委員会にあっても、上記国通知により、毎月12月末の状況を翌年１月10日までに農林事務所に報告すること。

２　許可目的達成が困難な場合の事業計画変更

(1) 事業計画変更の承認

ア　「農地転用許可後の事業計画変更承認申請書（参考例）」（別紙様式例第35号）については、農地転用許可申請に準じて処理するものとする。

イ　農業委員会から農林事務所に対する事業計画変更承認申請書の送付に当たっては、「事業計画変更関係申請明細書」（別紙様式例第36号）を添付するものとする。

ウ　承認申請書に添付すべき農業委員会の意見書の様式については「許可申請書に係る意見書」（別紙様式例第５号、同第６号）を準用するものとし、「農地転用許可」を「農地転用事業計画変更承認」と読み替えるものとする。

(2) 県の事務処理

ア　事業計画の変更承認は、「農地転用事業計画変更承認書（参考例）」（別紙様式例第37号）により行うものとする。

イ　附款（条件）を付して承認をする場合には、承認書の末尾に教示文を記載すること。

ウ　農用地区域外において行われている農地等の一時転用については、原状に回復することなく、事業計画変更の承認を受けて、恒久転用に切り換え、転用目的を変更し、又は他の者に転用事業を承継させることができるものとする。

(3) 転用許可申請の同時申請

事業計画変更の承認を受けようとする土地であって、

ア　事業計画区域を拡大するもので、転用許可を受けている農地以外の農地を新たに計画区域に加えて事業を行う場合

イ　第三者への事業承継に伴い所有権移転等をするもので、申請に係る土地の現況が農地である（農地性を喪失していない）場合

ウ　転用事業者が事業計画変更の承認を受けた土地について、新たな権利の設定又は移転を要する場合（例：使用貸借から賃貸借に変更となる場合等）

については、改めて法第５条の許可も必要になると解されるため、農業委員会は、承認を受けようとする申請者に対し、事業計画変更承認手続と同時に許可申請手続を行うよう指導す

ることが適当と考えられること。

第６　違反転用に対する処理等（法第51条関係）

１　違反転用に対する処分等に係る事務処理

農業委員会は、農地の移動・転用について、定期的に巡回点検を実施する等、違反事実の早期把握に努め、法第51条各号のいずれかに該当する者（以下「違反転用者」という。）に係る違反転用等の事案（以下「違反転用事案」という。）を知ったときは、速やかにその事情を調査し、市町村関係部課等と調整の上、違反転用者に対し、遅滞なく農業委員会法第35条第１項に基づき「違反転用事案報告書提出に係る勧告書（参考例）」（別紙様式例第38号）により違反転用事案に係る事実関係や違反転用者の今後の対応方針等の確認を行うべきものであること。

＜今後の対応方針の例＞
・○月末までに、農地へ復元（原状回復）する。
・速やかに是正に向けた農地法に基づく手続きを行う。　等

２　違反転用事案報告書

農業委員会が違反転用事案を把握した場合には、事務処理要領別紙１の第４－６－(1)－ア－(ｱ)において、その事情を調査し、「違反転用事案報告書（参考例）」（別紙様式例第39号。事務処理要領様式例第４号の11を準用）を都道府県知事等に提出することとされているが、当該報告書の提出は、違反転用取組強化通知により、違反転用を把握した日から１か月以内に行うこと。また、必要に応じて随時、同報告書により違反転用事案の報告を行うこと。

なお、総務省の「農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視の結果（勧告）」によると、農業委員会の指導によって是正が可能と判断されるものについては、都道府県知事に報告しないという運用がなされている農業委員会が見受けられたとのことであり、このような運用は、結果として都道府県知事等への報告がなされないまま違反転用状態の長期化を招く傾向にあることから、農業委員会の指導による是正の可否にかかわらず、速やかに都道府県知事等に報告するべきものであること。

また、農地転用許可申請の追認事案については、「許可申請書に係る意見書」（別紙様式例第５号、同第６号）の送付時までには上記「違反転用事案報告書（参考例）」（別紙様式例第39号）が農地転用許可権者に対し提出されていること。

３　違反転用事案処理簿

上記違反転用取組強化通知における事務処理要領別紙１の第４－６－(1)－ア－(ｷ)及びイ－(ｵ)に基づく違反転用事案に係る処理簿については「違反転用事案処理簿」（別紙様式例第40号）によるものとする。

４　立入調査に係る身分を示す証明書

法第49条第１項に基づく身分を示す証明書は、「立入調査に係る身分を示す証明書（参考例）」（別紙様式例第41号）によるものとする。

なお、この証明書の発行状況については、台帳等により適切に管理すること。また、異動等により不必要となったときは、速やかに交付を受けた職員より返納を受けた上で、裁断等により適切に処分をすること。

５　勧告後における履行状況の確認

(1) 勧告書

法第51条に基づく原状回復に係る勧告を実施する際に、原状回復（農地復元）に応じない場

合に同条の規定による処分（原状回復等の措置命令）をする方針であるときは、「勧告書（参考例)」（別紙様式例第42号）によるものとする。

(2) 勧告後における履行状況の確認

法第51条に基づく勧告を実施した後は、違反転用者による「勧告（通知、命令）後の履行完了（状況）報告書（参考例)」（別紙様式例第43号）の提出を指導するものとする。

6　営農型太陽光発電への対応

(1) 農業委員会による下部農地の営農状況の把握の徹底

「営農型太陽光発電の不適切事案への対応について」（６環バ第218号・６ 農振第1719号令和６年９月26日付け農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長・農村振興局農村政策部農村計画課長通知）により、農業委員会は、営農型太陽光発電の下部農地における営農状況について、適時把握し、不適切な事案については速やかに農地転用許可権者に報告する必要があること。

そのため、農業委員会はガイドライン６(2)に基づき、農地パトロールや各農業委員等の日常的な活動の機会を捉えて、下部農地の営農状況の把握に取り組むべきものであると考えられること。

なお、現地確認を行った際には、当該農地の状況が分かる写真を撮影するなど、その状況が確認できる記録を残すことが望ましいと考えられること。

(2) 農地パトロールの実施

許可行政庁は、事業者から提出された報告書の内容を踏まえ、下部農地の営農状況に疑義がある事案に対して、関係農業委員会と共にパトロールを実施し、確認できた状況等を事業者に対する指導等に反映するものとする。

(3) 下部農地での営農が不適切な事案を発見した場合

農業委員会は、下部農地での営農が不適切な事案を発見した場合は、農地転用許可権者に速やかに報告を行う必要があること。

なお、一時停止措置の適用については、農地転用許可権者による勧告以上の措置が行われている必要があることから、農地転用許可権者は、事業者が農業委員会及び農地転用許可権者による口頭指導に応じない場合は、これを惰性的に繰り返すことなく、「勧告書」（事務処理要領様式例第４号の12）による行政指導を行うこと。

7　不法・危険盛土等への対応

住民からの通報や法第30条に基づく利用状況調査時などにより、農地において不法・危険盛土等が発見された場合において、その情報を把握した者は、農地法違反の有無等可能な範囲で事実関係を確認するとともに、所定の方法により、「岐阜県盛土規制に関する連携会議設置要綱」（令和３年10月岐阜県制定）に基づく地域連携会議の構成員に対し情報共有を図ること。

8　地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱い

(1) 調査体制の整備

「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」（昭和56年８月28日付け56構改Ｂ第1345号。以下「登記官照会通知」という。）記１(1)により農地から農地以外の地目への変更に係る登記官からの照会に対する農業委員会（又は「農業委員会事務局」以下同じ。）の回答に当たっては、農業委員又は農地利用最適化推進委員（以下「農業委員等」という。）３名以上と農業委員会事務局職員による現地調査を実施し、現況地目の確認をすることとされているが、回答期限が登記官の照会の日から２

週間以内となっていることを踏まえ、あらかじめ担当農業委員等を農業委員会において指名する等の措置を講じておくことが望ましいと考えられること。

(2) 現況調査の結果報告

現地調査の結果、農地転用許可の必要な事案であるに拘わらず、許可を得ずして農地以外の現況地目にされていることが明らかになった場合は、「農地の無断転用に対する措置についての照会書（参考例）」（別紙様式例第44号）により農林事務所へ報告し、当該土地の原状回復命令の可能性等登記官への回答に必要な指示を受けること。

なお、回答期限までに農業委員会から登記官への回答がなされない場合においては、登記事務に支障を生ずることとなるので、農林事務所への報告は、登記官からの照会のあった日から１週間以内に行うこと。

この場合において、照会書作成に係る意思決定の時間的猶予が無いなどやむを得ない事情があるときは、照会書の報告事項について電子メール及び電話による連絡等（以下「連絡等」という。）の措置をとることも差し支えないと考えられること。

(3) 法務局に対する回答

登記官照会通知の回答期限については、登記処理の促進等の関係から厳守すべきものであるが、事案により期限内に回答することが困難なことが予想される場合にあっては、あらかじめ登記官と連絡調整し、法の適正な運用に支障を来すことのないよう措置されたいこと。

(4) 登記官照会通知への対応

ア　農林事務所は、農業委員会から照会書による報告（これに代わる連絡等を含む。）を受けた場合においては、遅滞なく現地調査を行うものとする。また、農林事務所が農業委員会から照会を受けた場合においては、上記照会による報告書の写し（連絡等の場合はそれに代わるべき書面）に現地調査結果の概要を記載した書面その他参考資料を添付し、遅滞なく農村振興課あて報告すること。

イ　上記の報告を受けた農村振興課は、当該報告に基づき必要に応じて関係者からの事情聴取・現地調査等を実施し、当該事案に係る原状回復命令が発せられる可能性の有無等について審査し、遅滞なく農林事務所に対しその取扱い方針等を指示するものとする。

ウ　農村振興課からの指示を踏まえ、農林事務所は、当該土地に係る原状回復命令の可能性の有無について、登記官照会通知記１-(3)により、できる限り登記官に回答すべき期限前に農業委員会に対し、「農地の無断転用に対する措置についての回答書（参考例）」（別紙様式例第45号）により回答するものとする。

第７　許可に関する諸手続

１　農地法の適用を受けない土地の農地台帳非登載確認

(1) 確認基準

農業委員会は、不登法に基づく地目変更に係る土地の表示に関する登記申請のため、「農地台帳非登載確認申請書（参考例）」（別紙様式例第22号）の提出があったときは、「土地現況確認及び農地台帳非登載確認の基準」（別表１）及び「農地法の適用を受けないことの確認に関するフロー図」（別表２）に従い、申請地について農業委員会サポートシステム（農地台帳を含む。）を確認し、確認基準に適合するかどうかを確認することが適当と考えられること。

なお、この「農地台帳非登載確認申請書（参考例）」（別紙様式例第22号）は以下の者が申請することができると考えられること。

ア　申請地に係る所有権者又はその相続人

イ　上記の者から委任を受けた者

(ｱ) 行政書士（当該申請書が、官公署に提出する書類又は事実証明に関する書類であるた

め）

(ｲ) 土地家屋調査士（当該申請書が、不登法に基づく地目変更に係る土地の表示に関する登記申請に使用するものであるため）　等

(2) 農地法の適用を受けない土地の農地台帳非登載確認申請

ア　土地の地目変更を行うため、法第２条第１項に規定する農地又は採草放牧地でない土地の所有者は、「農地台帳非登載確認申請書（参考例）」（別紙様式例第22号）に位置図、字絵図、登記事項証明書及び農地又は採草放牧地でなくなったことを証する現況写真を添えて農業委員会に提出し、その確認を受けるものとする。

なお、申請者の負担軽減の観点から、「農地転用許可（・承認）後の事業完了報告書（参考例）」（別紙様式例第16号）が適正受理されている場合にあっては、上記書類の添付は省略することができると考えられること。

イ　運用通知第４-(3)-アの規定に基づき農業委員会が法第２条第１項に規定する農地に該当しないものとして、同ウの規定に基づき対象地が農地に該当しない旨の判断（非農地判断）を行うことが相当である場合は農地台帳非登載確認申請の対象とならないこと。

(3) 農地台帳に登載されていないことの確認

法第２条第１項に規定する農地又は採草放牧地でないことの確認については、土地所有者からの「農地台帳非登載確認申請書（参考例）」（別紙様式例第22号）の提出に基づいて農業委員会が、農業委員会サポートシステム（農地台帳を含む。）の確認を行うべきものと考えられること。

(4) 農地台帳非登載確認書の交付

農業委員会は、確認基準に適合することを確認したときは、当該土地に係る表示に関する登記を適正なものとするため、「農地台帳非登載確認書（参考例）」（別紙様式例第23号）を申請者に交付するものとすることが適当と考えられること。

(5) 確認基準に適合しない場合の措置

農業委員会は、確認基準に適合しないことを確認したときは、当該申請を却下するとともに別表１に定める措置をとるものとし、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利害を衡量して特に法第第51条による処分及び命令を要すると農業委員会が認めるときは、事務処理要領別紙１の第４の６の(1)による「違反転用事案報告書（参考例）」（別紙様式例第39号）を農林事務所に提出するものとする。

なお、農地法の適用対象となる農地であるかどうかは、その土地の現況によって判断するのであり、登記の地目によって判断してはならないこととされているため、農地法の適用を受ける土地に対して「農地台帳非登載確認書（参考例）」（別紙様式例第23号）は交付しないこと。

この場合、当該土地については、直ちに農地台帳の整理等を行うこと。

(6) 提出部数

「農地台帳非登載確認申請書（参考例）」（別紙様式例第22号）を書面により提出する場合にあっては、正副２部提出するよう指導するものとする。

なお、電子により提出する場合にあっては、その限りではないこと。

２　非農地判断

「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について」（平成30年３月12日付け29経営第3242号農林水産省経営局農地政策課長通知）において、以下のとおり国の考え方が示されていることに注意すること。

(1)　非農地判断は、人為的に農地を農地以外のものにしようとすることを規制する転用許可制

度とは趣旨及び目的が異なるものであること。

(2) 法に遊休農地に関する措置が設けられたことにより、農地として利用せず、遊休化している場合には、利用意向調査や農業委員会による勧告等が制度化されており、意図的に管理を放置して森林の様相を呈するなど非農地と判断される状態へ至らせることは制度上防止し得ることから、非農地判断との整合性は問題とならないこと。

3 許可があったことの証明

(1) 法第４条、第５条許可があったことの証明

ア 農地転用許可書を受領した後に紛失・破損した者、その他許可が取り消されていないことの証明を要する者は、「許可があったことの証明願（参考例）」（別紙様式例第46号）を農業委員会を経由して農林事務所に提出することにより、農地転用許可があったことの証明を受けることができるものとする。

なお、許可書の再発行は行わないものとする。

イ 転用許可があったことの証明は、単に過去において許可がなされ、かつ、証明時点において転用許可が取り消されていないことを証明するものであって、転用行為がなされたことを証明するものではないと考えられること。

ウ 証明書の利用目的を確認し、地目変更がその目的である場合には「農地台帳非登載確認書（参考例）」（別紙様式例第23号）の活用を案内することが適当と考えられること。

(2) 農業委員会の事務処理

ア 農業委員会は、証明願に受付印を押印するものとする。

なお、交付申請者が許可の当事者と異なるときは、委任状が必要となること。

イ 農業委員会は、過去に農地転用許可が行われたことが分かる台帳等（以下「許可台帳等」という。）と照合の上、証明願に所定の事項を記載・押印し、農林事務所に送付するものとする。

ウ 農業委員会は、証明書が農林事務所から送付されたときは、申請者に交付するものとする。

(3) 農林事務所の事務処理

ア 農林事務所は、農業委員会より送付を受けた「許可があったことの証明願（参考例）」（別紙様式例第46号）に受付印を押印し、許可台帳等により許可済みのものであるかどうかを確認するものとする。

なお、法第４条許可にあっては平成７年度以前、法第５条にあっては平成12年度以前になされた許可に係る許可台帳等が本庁にあることから、それらについては、必要に応じて、農村振興課に照会するものとする。

イ 農林事務所は、証明することを決定した場合には、農業委員会を経由して申請者に「許可があったことの証明書（参考例）」（別紙様式例第47号）を交付するものとする。

(4) 農村振興課の事務処理

農村振興課は、照会事項について許可台帳等により確認の上、農林事務所に回答するものとする。

(5) 証明事務の対応期間

農林事務所は、岐阜県における許可台帳等の文書保存期間（30年間）以内のものについて証明事務を行うものとする。

(6) その他

ア　権限移譲市町村にあっては、権限移譲時に農地転用許可に係る事務引き継ぎがなされていることを踏まえ、県許可（転用面積４ha超の事案を除く。）に係るものであっても県により証明することができないこと。また、指定市町村にあっても、県により証明することができないこと。

イ　登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記の取扱いに関し、登記官から照会があったときは、上記登記官照会通知によること。

ウ　登記官より照会があったときにおいては、上記第６－８により、当該登記官照会通知に係る取り扱いを定めていること。その際、農業委員会における許可台帳等により農地転用許可があったことが判断できるときは、県への照会が不要となること。

４　土地現況確認

(1) 農地転用許可書等を添付できない場合における土地現況確認申請

農地転用許可又は事業計画の変更承認を受けた土地であって、やむを得ない事情により農地転用に係る許可書又は承認書を添付できないときは、「農地転用許可書等を添付できない場合における土地現況確認申請書（参考例）」（別紙様式例第48号）を農業委員会に提出し、その確認を受けることが適当と考えられること。また、農業委員会は、確認基準に従い確認することが適当と考えられること。

(2) 土地現況確認書の交付

上記第７－４－(1)により農地転用許可又は事業計画の変更承認を受けた土地であることを確認できたときは、「農地転用許可書等を添付できない場合における土地現況確認書（参考例）」（別紙様式例第49号）を申請者に交付することが適当と考えられること。

５　申請による法第４条、第５条に係る許可の取消し

(1)　許可がなされた後、許可の目的である行為に着手する前に、売買契約の解除等によって許可の取消しを求めようとする場合は、申請当事者全ての者の連署による、農業委員会に対する「農地法第４条の許可の取消願（参考例）」（別紙様式例第50号）又は「農地法第５条の許可の取消願（参考例）」（別紙様式例第51号）（以下「取消願」という。）の提出を指導するものとする。

なお、申請当事者の一部の者からの「取消願」は、当該許可申請が詐欺その他の不正な手段によるものであるなど特別な理由がある場合を除くほか、原則として認めないものとする。

また、「許可の目的である行為」とは、許可の対象となる行為をいう。例えば、法第５条許可では、権利の設定・移転と転用行為を指す。

したがって、例えば法第５条許可では、土地を造成した場合、所有権を移転した場合、賃借権を設定した場合等は、許可の目的である行為に着手したことになるので、申請による許可の取消しはできないものと解されること。

(2)　農林事務所又は農村振興課は、農業委員会より上記「取消願」の送付を受けた後、許可を取り消すことが相当と認められる場合にあっては、「農地法第４条許可取消指令書（参考例）」（別紙様式例第52号）又は「農地法第５条許可取消指令書（参考例）」（別紙様式例第53号）により、農業委員会を経由して、申請者に通知するものとする。

なお、「取消願」による許可の取消しの場合においては、名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分となることから、不利益処分とならないと解されること。（行手法第２条第４号ただし書きハ）また、申請（「取消願」）の全部若しくは一部について不許可処分をしていないことから、教示文の記載は不要となること。（運用通知第４－１－(5)－ウ）

６　却下

許可基準を満たさない場合や、申請内容に不備がある場合、又は申請者の状況が不適格である場合など、形式的な要件を満たさない場合にあっては、「許可申請却下指令書（参考例）」（別紙様式例第54号）により、農業委員会を経由して、申請者に通知するものとする。

なお、却下は申請により求められた許認可等を拒否する処分となることから、理由の提示が必要となること。（行手法第８条）。また、申請を却下する場合であり、行服法に基づく不服申し立て（審査請求）ができる処分となることから、指令書の末尾に教示文を記載すること。（運用通知第４－１－(5)－ウ）

７　不許可・不承認

農地の権利移動や転用に関する許可申請が、立地基準や一般基準を満たさない場合、又は農業振興地域整備計画で定められた農用地区域内の農地である場合など農地法で定められた基準を満たさないために許可や承認できない場合にあっては「農地転用不許可指令書（参考例）」（別紙様式例第55号）又は「農地転用事業計画変更不承認書（参考例）」（別紙様式例第56号）により、農業委員会を経由して、申請者に通知するものとする。

なお、不許可又は不承認は申請により求められた許認可等を拒否する処分となることから、理由の提示が必要となること。（行手法第８条）また、申請の全部又は一部について不許可処分する場合であり、行服法に基づく不服申し立て（審査請求）ができる処分となることから、指令書の末尾に教示文を記載すること。（運用通知第４－１－(5)－ウ）

第８　農地等の買受適格証明制度

民事執行法の規定により不動産の売却を実施する競売又は国税滞納処分による農地等の公売により、法第５条第１項の規定による許可を要する農地等が売却される場合にあっては、買受の申出を希望する者による、農業委員会に対する「買受適格証明願（参考例）」（別紙様式例第57号）の提出が必要となること。また、岐阜県知事が買受適格を証明する場合にあっては、「買受適格証明書（参考例）」（別紙様式例第58号）によるものとする。

なお、「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」（平成28年3月30日付け27経営第3195号・27農振第2146号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知）により、「買受適格証明願」が提出された場合にあっては、それぞれ当該許可の申請、協議又は届出の手続に準じて行うこと。また、買受適格証明願の提出があった場合における買受適格の有無の判定は、それぞれ当該許可の申請、協議又は届出があった場合における許否の判断基準と同趣旨により速やかに行うこと。さらに、農業委員会は、買受適格を有する旨を証明し、又は処理意見を付して岐阜県知事に送付するための議決を行う場合には、その後の事務処理の迅速化を図るため、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、当該許可の申請書又は届出書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可をし、届出を受理し、又は同旨の意見を付して岐阜県知事に送付して差し支えない旨の議決をしておくことが適当と考えられること。

第９　農地の貸借に係る解約手続（法第18条関係）

(1)　農地中間管理事業により転貸された農地を地権者に返還する場合、「出し手－農地中間管

理機構（以下「機構」という。）」と「機構－受け手」の合意解約書がそれぞれ必要になると考えられること。

(2)　賃貸借に係る合意に基づく解約書は、「農地賃貸借解約書（参考例）」（別紙様式例第59号）によることが適当と考えられること。また、使用貸借に係る合意に基づく解約書は、「農地使用貸借解約書（参考例）」（別紙様式例第60号）によることが適当と考えられること。

第10　遊休農地に対する措置

１　遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱い

(1)　法第30条の利用状況調査等を踏まえ対象地が農地に該当しない旨の判断をした農業委員会は、運用通知第４-(3)-ウにより、当該対象地について、直ちに農地台帳の整理等を行うべきものであると考えられること。

(2)　当該対象地の所有者等に対してその旨を「非農地通知書（参考例）」（別紙様式例第61号）により通知する（所在が分からない所有者等に対してはこの限りではない。）ことが適当と考えられること。

(3)　岐阜県、市町村の固定資産税担当部局、法務局等の関係機関に対しては、その旨を「非農地通知一覧表（参考例）」（別紙様式例第62号）等により通知することが適当と考えられること。

なお、岐阜県に対しては、農林事務所にその旨を通知することとし、当該通知のあて先は農林事務所長とする。

２　農振農用地の非農地判断

「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について」（29経営第3242号平成30年３月12日付け農林水産省経営局農地政策課長通知）の別紙１において、「農用地区域内であっても非農地判断を行う」ことや「農業振興地域制度に関するガイドライン」（平成12年４月１日付け12構改Ｃ第261号農林水産省構造改善局長通知）により、農用地区域内で非農地判断を行った土地については、一体的な土地利用に支障を及ぼしたり周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、農用地区域に残置することとされており、非農地判断を行った土地が必ずしも農用地区域から除外されるものではない」とされていること。

３　第三者により草刈り等の維持管理が行われている農地の取扱い

(1)　「農地法第32条第１項の遊休農地」及び「再生利用が困難な農地（荒廃農地）」の判断基準は、それぞれ運用通知第３－１(3)及び同第４-(4)で示されていることから、その判断基準を踏まえ適正に確認することが適当と考えられること。

(2)　上記の基準によると、第三者により草刈り等の維持管理が行われている農地については、その土地利用の現況を踏まえ、原則として遊休農地として判断しないことが適当と考えられること。

(3)　農業委員会は、所有者不明農地の発生抑止のため、必要に応じ、農地利用最適化推進委員を通じて、上記の第三者が草刈り等の維持管理を行っている理由等を確認し、第三者が当該農地を放置することで自身の営農に支障が生じるおそれがあることを理由として維持管理している場合は、法第36条に基づく農地中間管理権の取得に関する協議の勧告などを検討することが適当と考えられること。

4　利用意向調査を実施した場合における農地中間管理機構に対する情報提供

所有者等から農地中間管理事業を利用する旨の意思表明がない場合であっても、利用意向調査を実施した場合には、その農地の状況等について、速やかに機構に対し「農地法の運用について」第3-5-(3)に基づく情報提供（参考例）」（別紙様式例第63号）により情報提供を行うことが適当と考えられること。

第11　所有者不明農地への対応（相続未登記農地関係）

(1)　機構による利用権が設定されている農地のうち、所有者不明が判明している農地については、相続人の検索などに事務手続きを要することを踏まえ、利用権の更新期限までに必要な農地法又は基盤法上の手続きが完了できるよう、できる限り早期※に対応すべきと考えられること。

※３月に更新期限を迎える場合、７月頃からの対応が必要と考えられること。

(2)　農業委員会は、機構と緊密に連携し、できる限り早期に、同機構から法務局に供託されている件数のうち、年度末に更新期限を迎える更新件数の把握を行うことが適当と考えられること。

（別表１）**土地現況確認及び農地台帳非登載確認の基準**（以下「確認基準」という。）

土地現況確認区分	確　認　基　準	確認基準に適合しないことを確認したときの措置
1 **農地転用許可関係**	農地転用許可にかかる転用事業計画に従って事業等を完了（土地造成工事等を完了し、かつ、建築工事等の状況からみて当該転用の目的に供されることが確実であると認められる場合を含む。）し、農地又は採草放牧地以外の土地になっているとき。	(1) 農地転用許可を受けた転用事業計画者と転用事業者が異なるとき（ただし、都市計画法第７条第３項の市街化調整区域以外の区域においては、転用事業者がその者の配偶者又は２親等以内の血族若しくは姻族である場合は確認基準に適合するものとする。）は、事業計画変更承認申請手続をとるよう指示するものとする。 (2) 農地転用許可に係る転用目的が異なるときは、事業計画変更承認申請手続をとるよう指示するものとする。 (3) 施設等の配置、構造等が異なるとき（ただし、転用面積、用排水、被害防除その他の観点から施設等の配置、構造等を改善させる必要がある場合以外の場合は確認基準に適合するものとする。）は、事業計画変更承認申請手続をとるよう指示するものとする。
2 **農地転用許可に係る事業計画変更承認関係**	農地転用許可後の事業計画変更承認にかかる転用事業計画に従って事業等を完了（土地造成工事等を完了し、かつ、建築工事等の状況からみて当該転用の目的に供されることが確実であると認められる場合を含む。）し、農地又は採草放牧地以外の土地になっているとき。	
3 **農地法不適用関係**	農業振興地域の整備に関する法律で定める「農用地区域」以外の土地で登記簿上の地目が田、畑、牧場となっているものについて、次の全ての要件を満たすとき。 (1) 申請のあった土地が農業委員会サポートシステム（以下「システム」という。）に記録されているかを確認し、同システムに当該土地が記録されていないこと。 なお、同システムに当該土地が記録されている場合にあっては、現況地目が農地として記録されていないこと。(現況地目が非農地として記録されていること。) (2) 違反転用でないこと。	(1) 適法に農地転用許可を得ず転用されているときは、原状回復又は農地法に基づく転用許可申請（追認）等是正手続をとるよう指示するものとする。 (2) 農業委員会が違反転用事案を把握した場合には、事務処理要領（「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下同じ。）別紙１の第４－６－(1)-ア-(ｱ)に基づき、その事情を調査し、「違反転用事案報告書」（事務処理要領様式例第４号の11）を関係農林事務所に提出すること。 (3) 農業委員会が違反転用事案を把握した場合には、「違反転用の是正に係る取組の強化等について」（平成26年１月10日付け25農振第1814号各都道府県知事あて農林水産省農村振興局長通知）における事務処理要領別紙１の第４－６－(1)-ア-(ｷ)及びイ-(ｵ)に基づく「違反転用事案処理簿」に記録を行い、関係農林事務所に報告すること。

（注.） 農地法施行前における農地法の規定に相当する旧法令の規定に基づく処分、行為等は、農地法の規定に基づく処分、行為等とみなすものとする。

（別表２）

農地法の適用を受けないことの確認に関するフロー図

法第２条第１項に規定する農地又は採草放牧地でない土地の所有者が、当該土地が農地法の適用を受けないことの確認を行う場合

→ 農業委員会に対する「農地台帳非登載確認申請書」の提出

→ 農業委員会は照会のあった土地が農業委員会サポートシステムに記載されているかを確認

記載されて**いる**場合 → 農地転用許可取得の有無

無しの場合 → 農地に該当しない旨の証明書が添付されていない登記地目変更申請が法務局に対して提出された場合

農地に該当しない旨の証明書
・非農地通知書
・土地現況確認書
・農地台帳非登載確認書
・許可があったことの証明書

「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」（S56.8.28付け構造改善局長通知）

→ 登記官は、所管の農業委員会に対して、転用許可の有無等を照会

→ 農業委員会は、
・許可等の有無
・許可等の要否　を確認。
また、農地性の有無について現地調査。

違反転用の場合 → 農業委員会は、直ちに、許可権者に対し、原状回復命令を発する予定の有無を確認。

→ 許可権者は、遅滞なく現地調査等を行い、原状回復命令を発する予定の有無を農業委員会に通知。

→ **農業委員会は、調査等の結果を登記官に回答。**
・原状回復命令を行わない
・近く原状回復命令を行う

→ **農地法に基づく「原状回復」又は「転用許可申請（追認）」を指導**

→ 農業委員会は、農地法に基づく許可権者に対する照会結果を踏まえ、照会のあった土地に対する、農地法に基づく原状回復命令が発せられる可能性の有無等を登記官に通知。

<原状回復の処分基準>（「農地法の運用について」の制定について）
「土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認める」か否かの判断をするに当たっては、①当該違反転用に係る土地の現況、②その土地の周辺における土地の利用の状況、③違反転用により農地及び採草放牧地以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、④農地及び採草放牧地以外のものになった後の転得者が詐偽その他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、⑤過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、⑥是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮することが適当と考えられる。
なお、農振法第８条第２項第１号に規定する農用地区域内にある土地については、一般的には「特に必要がある」と認められると解される。

違反転用でない場合 → **農業委員会は、違反転用でない旨を登記官に回答。**

農業委員会に対して、転用許可の有無等を照会

**農業委員会は、
・許可等の有無
・許可等の要否　を確認。**
また、農地性の有無について現地調査。

違反転用の場合 → **農地法に基づく「原状回復」又は「転用許可申請（追認）」を指導**

※違反転用に対しては、原状回復に向け、行政指導又は農地法第51条第１項の規定に基づく処分を行うことが原則であり、追認許可は、あくまでもやむを得ない場合における例外的な処分である
（「違反転用への適切な対応について」（R4.9.30付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知））

※農地法に基づく転用許可を受けていることが確認できない場合は、転用事業がいつのものであっても農地法に基づく転用許可が必要。

※年１回の利用状況調査を適正に実施することにより、農地の違反転用を把握可能。

※農地法に遊休化に関する措置が設けられたことにより、農地として利用せず遊休化している場合には、利用意向調査や農業委員会による勧告等が制度化されており、意図的に管理を放置して森林の様相を呈するなど非農地とされる状態へ至らせることは制度上防止し得る。
（「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について」（H30.3.12付け農林水産省経営局農地政策課長通知））

転用許可不要の事業により非農地化されたか → **許可不要事業**の場合 → **「農地台帳非登載確認書」の交付可**

※農地転用許可権者に対し、「許可があったことの証明」を得ることは不要

※農業委員会において、農業委員会サポートシステム（農地台帳含む）により、現況地目が非農地であることが確認できれば県への照会は不要

記載されて**いない**場合 → 農業委員会サポートシステムに記録があったとしても**現況地目が非農地として記載されている**場合 → **「農地台帳非登載確認書」の交付可**

※農地法上、農地台帳は現況地目が農地の土地のみが対象
※一方、農業委員会サポートシステムでは、農地転用等により非農地化された土地の情報について記載が可能
※農地台帳は、農業委員会サポートシステムの一部

有りの場合 → 現況地目が農地として記載されているか否かを確認

現況地目が農地である場合 → 「事業完了報告書」の提出の有無

提出済みの場合 → **「農地台帳非登載確認書」の交付可**

<適法に非農地化された土地の取扱い>
※適法に非農地化された土地については、その後、建物の撤去等により更地状態になった場合であっても、当該非農地化された土地は再び耕作又は養畜の事業に供されない限り、登記地目や課税地目にかかわらず農地法上の農地又は採草放牧地に該当しない。
（「農地法及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律に係る農地関係事務の取扱いの留意点について」（令和６年４月16日付け６経営164号農林水産省経営局農地政策課長通知））

未提出の場合 → **「事業完了報告書」の提出を指導**

◆【県通知】『農地法の適正な運用に係る留意事項について』別紙様式例一覧表

別紙様式番号	様式名	様式の根拠通知等	農地法上の関係条文	特記事項
１	農地法第３条第１項許可申請に係る農業委員会（審査書）（参考例）	県通知　別紙様式例第１号	3	
２	農地所有適格法人要件の適格説明書（参考例）	県通知　別紙様式例第２号	3	
３	耕作証明願・耕作証明書（参考例）	県通知　別紙様式例第３号	3	
４	農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト	県通知　別紙様式例第４号	3	
５	（農地法第４条）許可申請書に係る意見書	県通知　別紙様式例第５号	4	国事務処理要領　様式例第４号の３改
６	（農地法第５条）許可申請書に係る意見書	県通知　別紙様式例第６号	5	国事務処理要領　様式例第４号の３改
７	諮問依頼書（参考例）	県通知　別紙様式例第７号	4、5	
８	答申書（参考例）	県通知　別紙様式例第８号	4、5	
９	営農型太陽光発電設備の一時転用許可に係る説明書（参考例）	県通知　別紙様式例第９号	4、5	
１０	農地転用許可申請総括表	県通知　別紙様式例第10号	4、5	
１１	農地法第４条関係申請明細書	県通知　別紙様式例第11号	4	
１２	農地法第５条関係申請明細書	県通知　別紙様式例第12号	5	
１３	許可申請取下願（参考例）	県通知　別紙様式例第13号	4、5	
１４	農地転用許可指令書（参考例）	県通知　別紙様式例第14号	4、5	
１４−２	（一時転用）農地転用許可指令書（参考例）	県通知　別紙様式例第14号の２	4、5	
１４−３	（一時転用：砂利採取事業）農地転用許可指令書（参考例）	県通知　別紙様式例第14号の３	4、5	
１４−４	（駐車場、資材置場関係）農地転用許可指令書（参考例）	県通知　別紙様式例第14号の４	4、5	
１４−５	（建築条件付売買予定地関係）農地転用許可指令書（参考例）	県通知　別紙様式例第14号の５	4、5	
１４−６	（営農型太陽光発電設備関係）農地転用許可指令書（参考例）	県通知　別紙様式例第14号の６	4、5	
１５	農地転用許可条件に基づく事業着手届（参考例）	県通知　別紙様式例第15号	4、5	
１６	農地転用許可（・承認）後の事業完了報告書（参考例）	県通知　別紙様式例第16号	4、5	
１７	農地転用許可（・承認）後の事業進捗状況報告書（参考例）	県通知　別紙様式例第17号	4、5	
１８	資材置場等目的での農地転用許可に係る事業実施状況報告書（参考例）	県通知　別紙様式例第18号	4、5	
１９	地域計画区域内における砂利採取目的での農地転用許可に係る事業実施状況報告書（参考例）	県通知　別紙様式例第19号	4、5	
２０	一時転用許可（・承認）に係る事業完了報告書（参考例）	県通知　別紙様式例第20号	4、5	
２１	事業進捗状況管理表	県通知　別紙様式例第21号	4、5	
２２	農地台帳非登載確認申請書（参考例）	県通知　別紙様式例第22号	4、5	
２３	農地台帳非登載確認書（参考例）	県通知　別紙様式例第23号	4、5	
２４	土地改良区の意見書（参考例）	県通知　別紙様式例第24号	4、5	規則第30条第6号（第57条の２第２項第３号）
２５	農地改良届出書（参考例）	県通知　別紙様式例第25号		農地法第52条の２第３項関係
２６	農地改良に伴う事業完了届（参考例）	県通知　別紙様式例第26号		農地法第52条の２第３項関係
２７	雇用に関する協定書（参考例）	県通知　別紙様式例第27号	4、5	
２８	雇用実績の報告状況等管理表	県通知　別紙様式例第28号	4、5	
２９	融資（見込）証明書（参考例）	県通知　別紙様式例第29号	4、5	
３０	転用資金に係る確約書（参考例）	県通知　別紙様式例第30号	4、5	
３１	贈与契約書（参考例・記載例）	県通知　別紙様式例第31号	4、5	
３２	委任状（参考例）	県通知　別紙様式例第32号		
３２−２	（行政書士が代理人となる場合）委任状（参考例）	県通知　別紙様式例第32号の２		
３３	地域計画区域内における一時転用等同意書（参考例）	県通知　別紙様式例第33号	4、5	
３４	農地転用に係る報告書等の提出について（依頼）（参考例）	県通知　別紙様式例第34号	4、5	
３５	農地転用許可後の事業計画変更承認申請書（参考例）	県通知　別紙様式例第35号	4、5	
３６	事業計画変更関係申請明細書	県通知　別紙様式例第36号	4、5	
３７	農地転用事業計画変更承認書（参考例）	県通知　別紙様式例第37号	4、5	
３８	違反転用事案報告書提出に係る勧告書（農業委員会→違反転用者）（参考例）	県通知　別紙様式例第38号	51	農業委員会法第35条第１項
３９	違反転用事案報告書（参考例）	県通知　別紙様式例第39号	51	国事務処理要領　様式例第４号の14改
４０	違反転用事案処理簿	県通知　別紙様式例第40号	51	
４１	立入調査に係る身分を示す証明書（参考例）	県通知　別紙様式例第41号	49	
４２	勧告書（参考例）	県通知　別紙様式例第42号	51	国事務処理要領　様式例第４号の15改
４３	勧告（・通知・命令）後の履行完了（・履行状況）報告書（参考例）	県通知　別紙様式例第43号	51	

（注）
1 国事務処理要領…「農地法関係事務処理要領の制定について」（平21 21経営4608・21農振1599 農林水産省経営局長・農村振興局長通知）
2 県通知…「農地法の適正な運用に係る留意事項について」（令7 農村1025 岐阜県農政部長通知）
3 ○○改…○○の様式を一部改変しているもの
4 （参考例）…参考様式例

◆【県通知】『農地法の適正な運用に係る留意事項について』別紙様式例一覧表

別紙様式番号	様式名	様式の根拠通知等	農地法上の関係条文	特記事項
４４	農地の無断転用に対する措置についての照会書（参考例）	県通知　別紙様式例第44号	4、5	
４５	農地の無断転用に対する措置についての回答書（参考例）	県通知　別紙様式例第45号	4、5	
４６	農地法第４条又は第５条の規定に基づく許可があったことの証明願（参考例）	県通知　別紙様式例第46号	4、5	
４７	農地法第４条又は第５条の規定に基づく許可があったことの証明書（参考例）	県通知　別紙様式例第47号	4、5	
４８	農地転用許可書等を添付できない場合における土地現況確認申請書（参考例）	県通知　別紙様式例第48号	4、5	
４９	農地転用許可書等を添付できない場合における土地現況確認書（参考例）	県通知　別紙様式例第49号	4、5	
５０	農地法第４条の許可の取消願（参考例）	県通知　別紙様式例第50号	4	
５１	農地法第５条の許可の取消願（参考例）	県通知　別紙様式例第51号	5	
５２	農地法第４条許可取消指令書（参考例）	県通知　別紙様式例第52号	4	
５３	農地法第５条許可取消指令書（参考例）	県通知　別紙様式例第53号	5	
５４	許可申請却下指令書（参考例）	県通知　別紙様式例第54号	4、5	
５５	農地転用不許可指令書（参考例）	県通知　別紙様式例第55号	4、5	
５６	農地転用事業計画変更不承認書（参考例）	県通知　別紙様式例第56号	4、5	
５７	買受適格証明願（参考例）	県通知　別紙様式例第57号	4、5	
５８	買受適格証明書（参考例）	県通知　別紙様式例第58号	4、5	
５９	農地賃貸借解約書（参考例）	県通知　別紙様式例第59号	21	
６０	農地使用貸借解約書（参考例）	県通知　別紙様式例第60号	21	
６１	非農地通知書（参考例）	県通知　別紙様式例第61号	20	
６２	非農地通知一覧表（参考例）	県通知　別紙様式例第62号	30	
６３	「農地法の運用について」第3-5-(3)に基づく情報提供（参考例）	県通知　別紙様式例第63号	34、35	
６３-２	「農地法の運用について」第3-5-(3)に基づく情報提供に係る対象農地別紙一覧（参考例）	県通知　別紙様式例第63号の２	34、35	記載例、記入要領を含む。

（注）
1　国事務処理要領…「農地法関係事務処理要領の制定について」（平21　21経営4608・21農振1599　農林水産省経営局長・農村振興局長通知）
2　県通知…「農地法の適正な運用に係る留意事項について」（令7　農村1025　岐阜県農政部長通知）
3　〇〇改…〇〇の様式を一部改変しているもの
4　（参考例）…参考様式例

（別紙様式例第１号）　農地法第３条第１項許可申請に係る農業委員会（審査書）（参考例）

農地法第３条第１項許可申請に係る農業委員会（審査書）の１

年　　月　　日
○○○農業委員会

番　号		一　　般	農地所有適格法人	その他の法人	信　　託	区分地上権等	

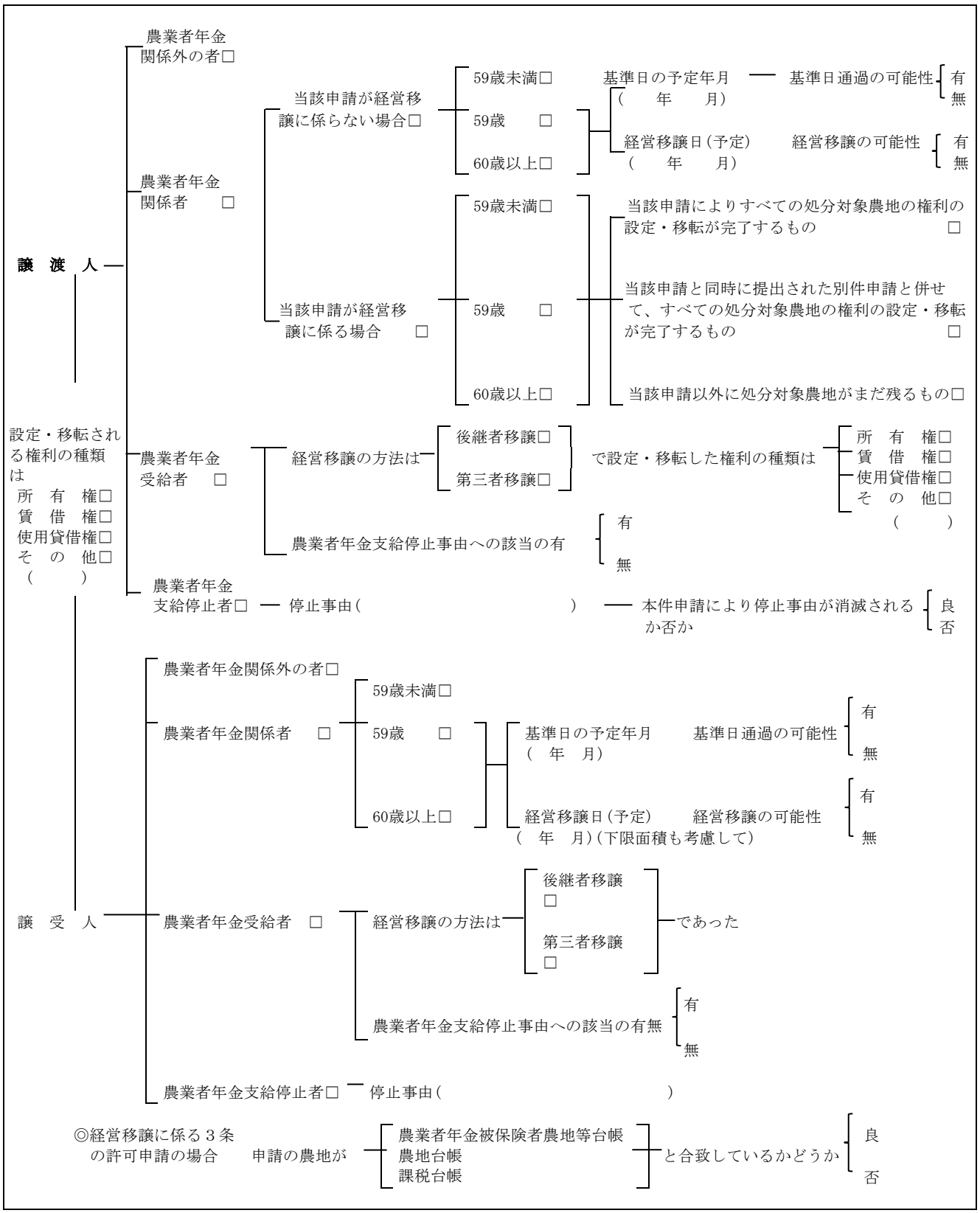
移動する権利	農　地	採草放牧地	農地法第３条第２項該当の有無								経過		
所有権の移転	自作地	自作採草放牧地	第１号に該当	しない	する（令第6条第1項第1号に該当）	イロハニイロ	する	第３号に該当	する	しない	申請受付　年　月　日		
	貸付地	貸付採草放牧地			する（令第6条第1項第2号に該当）		しない				権利を設定、移転しようとする時		
	その他	その他	第２号に該当	しない	する（令第6条第2項に該当）	1号 2号 3号 4号 5号	する	第５号に該当	する	しない	農業委員会決定(意見決定)　年　月　日		
地上権 永小作権 質権 賃借権 の 使用収益を目的とする権利	設　定	設　定	第４号に該当	しない	する（令第6条第2項に該当）		しない				許可	無条件	不許可
	移　転	移　転						第６号に該当	する	しない	一部許可	条件付	

農地法第３条第３項該当の有無	第１号に該当		第２号に該当		第３号に該当	
	す　る	しない	す　る	しない	す　る	しない
農振法関係	①農振地域外　②農振地域内農用地区域外　③農振地域内農用地区域内					
都市計画法関係	①市街化調整区域内　②市街化区域内　③その他の都市計画区域内					
	都市計画法第8条の地域地区の種類：					

農地法施行令第６条第３項第２号該当の場合はその状況	
農業委員会決定の理由	
農業委員会決定について問題となった事項	
農業委員会の決定	年　月　日　（　指令　第　号） 許可　一部許可（無条件／条件付）　不許可
指令接受　年　月　日 本人通知　年　月　日	

農地法第３条第１項許可申請に係る農業委員会（審査書）の２

年　　月　　日
○○○農業委員会



（別紙様式例第２号）　農地所有適格法人要件の適格説明書（参考例）

農業委員会への適格説明書

農地所有適格法人要件の適格説明書

年　　月　　日提出

○○○農業委員会会長　様

法人名　：

代表者 役職・氏名　：

主たる事務所の所在地　：　　電話番号　：

代 表 者 の 住 所　：　　電話番号　：

記入者　所属・役職・氏名　：　　電話番号　：

１　経営農地等の状況

経営農地等の有無：　有・無

＜経営農地等がある場合＞

市町村名	権利の種別	計(㎡)	田	畑	採草放牧地	備 考
	□所有権 □使用収益権					
	□所有権 □使用収益権					
	□所有権 □使用収益権					

２　権利取得を予定している農地等

（１）所有権の移転によるもの

所在地	地目	面積(㎡)	所有者氏名	根拠法令	取得予定年月
				□農地法 □農業経営基盤強化促進法 □農地中間管理法	年　月
				□農地法 □農業経営基盤強化促進法 □農地中間管理法	年　月
計	―		―	―	―

（２）使用収益権の設定又は移転によるもの

所在地	地目	面積(㎡)	所有者氏名	根拠法令	取得予定年月
				□農地法 □農業経営基盤強化促進法 □農地中間管理法	年　月
				□農地法 □農業経営基盤強化促進法 □農地中間管理法	年　月
計	―		―	―	―

（３）権利取得を予定している農地等の所有者に係る認定経営発展法人該当の有無

有・無

３　法人の形態

□会社法上の法人

□株式会社（全株式譲渡制限会社）

□特例有限会社

□合名会社

□合資会社

□合同会社

□農業協同組合法上の法人

□農事組合法人（□共同利用施設の設置・農作業の共同化　□農業経営）

４　法人の定款に定める事業

□農業

□農業関連事業（自己の農畜産物を使用する製造・加工、貯蔵、運搬、資材生産、農作業受託等）

□共同利用施設の設置・農作業の共同化

□その他農業以外の事業（会社法上の法人のみ）

５　事業の状況

＿＿＿＿年度

農業				左記農業以外の事業	
生産する農畜産物		関連事業等			
内　容	売上(円)	内　容	売上(円)	内　容	売上(円)
計		計		計	

＿＿＿＿年度

農業				左記農業以外の事業	
生産する農畜産物		関連事業等			
内　容	売上(円)	内　容	売上(円)	内　容	売上(円)
計		計		計	

＿＿＿＿年度

農業				左記農業以外の事業	
生産する農畜産物		関連事業等			
内　容	売上(円)	内　容	売上(円)	内　容	売上(円)
計		計		計	

6　構成員（出資者）の状況

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	議決権の数（株式数等）		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況			
		株主総会	種類株主総会	農地等の提供面積(㎡)	農業への年間従事日数		農作業委託の内容
					直近実績	翌事業年度の計画	

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：　　日

7　業務執行役員の状況

氏　名	住　所		国籍等		役職	農業への年間従事日数		
			在留資格又は特別永住者	在留期間及び在留期間の満了の日		直近実績	翌事業年度の計画	必要な農作業への年間従事日数

8　重要な使用人の状況

氏　名	住　所		国籍等		役職	農業への年間従事日数		
			在留資格又は特別永住者	在留期間及び在留期間の満了の日		直近実績	翌事業年度の計画	必要な農作業への年間従事日数

９　農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

（１）農業に関する法令違反の有無

有・無

（２）過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後３年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったことの有無

有・無

10　その他参考となるべき事項

11　添付資料

(1) 定款
(2) 組合員名簿又は株主名簿
(3) 直近３年間の法人の損益計算書（又は事業計画書・事業目論見書）の写し
(4) 構成員や業務執行役員の農業及び農作業の状況が確認できる書類（業務日誌等）
(5) その他記載事項が確認できる書類等農業委員会が提出を求めるもの

（記載要領）

１　経営農地等の状況

・法人が経営する農地等の所在市町村ごと、権利の種別ごとに記入してください。
・複数市町村にまたがる場合には、「農地面積（㎡）」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。

２　権利取得を予定している農地等

・「地目」欄については「田」又は「畑」を記入してください。また、採草放牧地の場合は「採」を記入してください。
・「根拠法令」欄は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第３条の規定に基づく権利設定等を予定している場合は「農地法」に☑を、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく農用地利用集積計画に基づく権利設定等を予定している場合は「基盤法」に☑を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づく農用地利用集積等促進計画に基づく権利設定を予定している場合は「農地中間管理法」に☑を記入してください。
・農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の３第１項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、「有」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。

３　法人の形態（該当するものに☑）

・「全株式譲渡制限会社」：公開会社でないもの。発行する株式の全てについて、譲渡により取得する場合には、株式会社の承認を要する旨を定款に定めている会社をいいます。
・「特例有限会社」：平成 18 年５月１日に会社法（平成 17 年法律第 86 号）が施行され、有限会社は株式会社に統合されたが、既存の有限会社は、有限会社の名称のまま株式会社として存続することができます。なお、新たに有限会社を設立することはできません。
・農事組合法人は、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に規定された法人の形態で、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行う「１号法人」（農協法 72 条 10 項１号に規定）と、農業の経営を行う「２号法人」（農協法 72 条 10 項２号に規定）、その両方の事業を行う「１・２号法人」とに分類されます。
・「１号法人」は農地所有適格法人の形態要件を満たしません。

4　法人の定款に定める事業（定款の事業目的の全てに☑）

・「農業」と「農業関連事業」の内容については以下のとおりです。

＜農地所有適格法人の事業要件＞

★農業：耕作、養畜、養蚕、養蜂等 ★その農業に関連する事業 ①自己の生産した農畜産物（他から購入したものを加えることも可能）を原料又は材料として使用する製造又は加工 ②自己の生産した農畜産物、林産物、その生産・加工に伴い副次的に得られた物品（動植物由来でエネルギー源として利用できるものに限る）を原料（他から購入した物品を併せて用いる場合も含む）として製造した燃料を用いた電気又は熱の供給 ③自己の生産した農畜産物（他から購入したものを加えることも可能）の貯蔵・運搬・販売 ④農業生産に必要な資材の製造 ⑤農作業の受託 ⑥農業と併せ行う林業 ⑦農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化事業 （ライスセンター設置運営や水稲共同防除等） ⑧農山漁村余暇法に規定する滞在型余暇活動を行うための施設の設置、運営等 （農林漁業体験民宿等） ⑨営農型発電設備又は農作物栽培高度化施設に設置した太陽光発電設備による電気の供給
★その他の事業　（例）民宿、キャンプ場、造園業、除雪作業等

（注）農事組合法人は農業協同組合法の規定により、農業と関連事業しか行えないなど、事業に制限があります。

5　事業の状況（法人の事業の売上の過半が、農業及び農業関連事業の売上が占めるか）

・前事業年度から過去３ヵ年（異常気象等により農業等の売上高が著しく低下した年が含まれているなどの場合には、提出先の農業委員会との協議を踏まえ、当該年を除いた直近３ヵ年）の状況を記入してください。

・法人の事業開始から３ヵ年以上経過していない場合等は、事業計画書や事業目論見書等の内容に基づいた今後の計画を含め、３ヵ年分を記入してください。

6　構成員（出資者）の状況（農業関係者の議決権が総議決権の過半であるか）

・「農業関係者」とは、
①農地の権利提供者
②その法人の農業の常時従事者（原則として年間 150 日以上の従事）
③基幹的な農作業を委託した個人
④地方公共団体、農協、農地中間管理機構、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者
等をいいます。

・「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 108 条第１項第８号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。

・翌事業年度の計画の欄は、提出日の属する事業年度の翌年度の計画を記載してください。

7　業務執行役員の状況（その法人の農業の常時従事者たる構成員（出資者）が役員の過半か、かつ、役員又は重要な使用人のうち、１人以上がその法人の農作業に年間 60 日以上従事するか）

・「業務執行役員」とは、理事、取締役又は業務を執行する社員をいいます。

・「農業への年間従事日数」には、法人が行う農業及び農業関連事業に関する会議や打ち合わせ、販売や営業、集金、経理等の業務への従事が含まれます。

・「農作業」とは、耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、刈取り、水の管理、給餌、敷わらの取替え等耕作又は養畜の事業に直接必要な作業をいいます。

・国籍等は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第２条の２第３項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。

8　重要な使用人の状況

・「重要な使用人」とは、支店長、農場長、農業部門の部長その他いかなる名称であるかを問わず、

その法人の農業に権限及び責任を有し、地域との調整役として対応できる者をいいます。

9　農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

・農地法その他の農業に関する法令とは、「農地法」（昭和 27 年法律第 229 号）、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号）、「種苗法」（平成 10 年法律第 83 号）、「農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）」をいいます。
・権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況を記載してください。

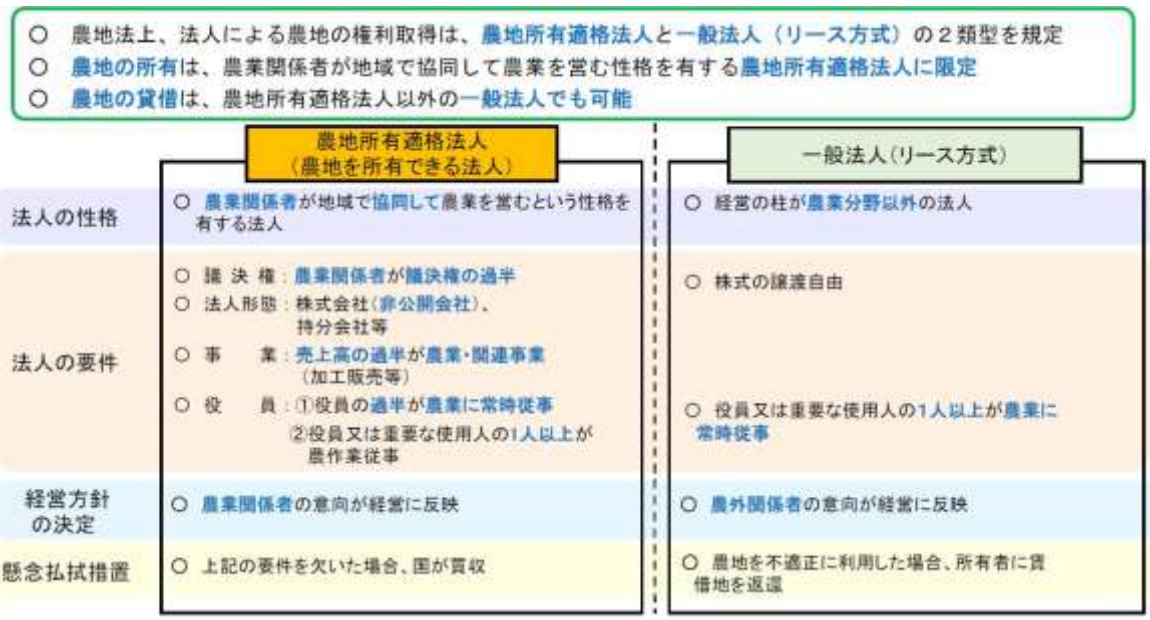
10　その他参考となるべき事項

＜記載事項の例＞

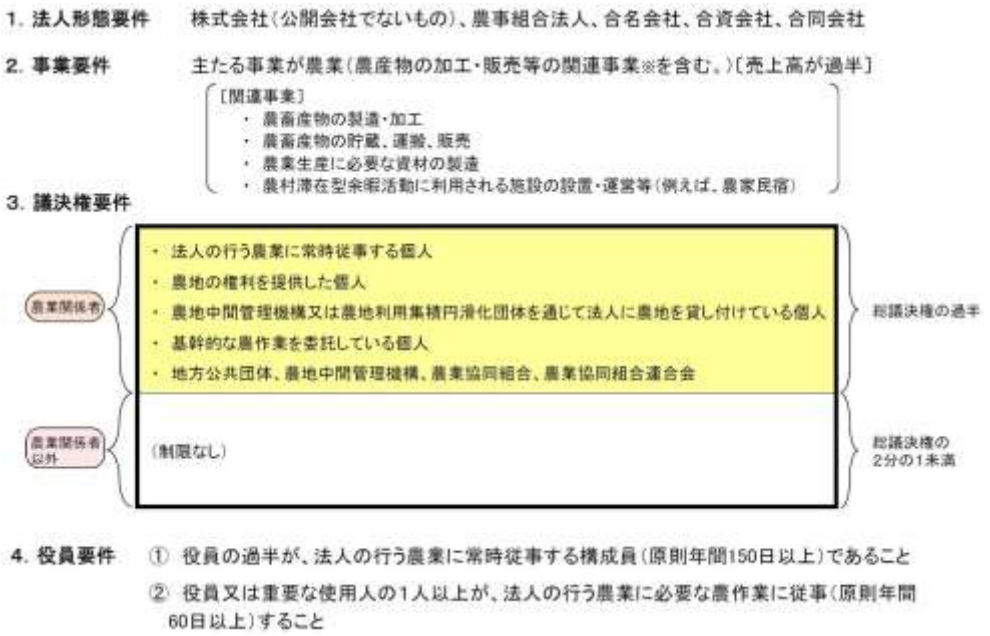
・法人が従たる事務所（支店、支所、分場等）において農地等の権利を取得し耕作又は養畜の事業を行っている場合には、その住所及び電話番号並びに責任者氏名、従たる事務所（支店、支所、分場等）における事業の状況及び農業従事者の状況等
・法人の事業内容の変更、法人の形態の変更等、法人経営上重大な変更があった場合には、その旨
・法人の所有している（または利用している）農業用機械や農業施設の状況等

【参考】

＜農地の権利を取得する法人の種類＞



＜農地所有適格法人の要件＞



〔出典〕農林水産省作成資料

（別紙様式例第３号） 耕作証明願・耕作証明書（参考例）

証　明　願

年　　月　　日

○○○農業委員会会長　様

申請者　住所
氏名

私が、下記農地を現に耕作していることを証明願います。

記

農地の所在・地番	地　目	地積（㎡）	自作貸借別	貸借の場合所有者	摘　要
計					

証　明　書

農委証第　　号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　　月　　日

○○○農業委員会会長　○○　○○

（別紙様式例第４号）　農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(1)

市町村名：0

整理番号：0

申請条項　：☐法第４条　☐法第５条

農地区分　：☐ア 農振農用地　☐イ 甲種農地　☑ウ 第３種農地　☐エ 積極第２種農地　☐オ 第１種農地　☐カ その他第２種農地

用途：0　　面積(㎡)：0

※大規模案件(3,000㎡を超える(一時転用を除く。))は申請書類一式を県庁へ送付(5条恒久転用は原本、その他は写し)

1　申請に係る事項等

確認事項		確認内容等		適正	不適	非該当	備考
(1)	**申請者の住所・氏名**						
	譲受人(賃借人等) ※4条の場合、転用事業者						
	住所	0		－	－	－	
	氏名	0		－	－	－	
	譲渡人(賃貸人等)						
	住所	0		－	－	－	
	氏名	0		－	－	－	
(2)	**申請土地**						
	所在地番			－	－	－	
	地目別面積						OK
	田(㎡)	0		－	－	－	
	畑(㎡)	0		－	－	－	
	採草放牧地(㎡)	0		－	－	－	
	その他(㎡)	0		－	－	－	
	申請土地の所在する区域	☐市街化区域	☐市街化調整区域　☐その他の区域	－	－	－	
(3)	**事業計画**						
	用途	0		－	－	－	
	工事計画	着工　年　月　日	完工　年　月　日	－	－	－	
(4)	**申請に係る権利の内容**	☐所有権の移転　☐権利の設定	設定する権利の種類：	－	－	－	※4条申請の場合、記載不要

2　農地転用許可基準に基づく検討状況

確認事項		確認内容等		適正	不適	非該当	備考
(1)	**農地の区分**	第3種農地					
	許可基準に定める農地区分の該当事項	#N/A		－	－	－	
	該当事項とした判断理由						※申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街化の状況について、根拠となる図面等の資料に基づく説明を盛り込みつつ、判断理由を明確に記載する。
(2)	**転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合**						
	甲種農地	面積(㎡)：	割合(%)：#DIV/0!	－	－	－	※許可基準(2-1-(1)-イ-(イ)-f)、(2-1-(1)-ウ-(イ)-e)の場合に注意する。 第1種:1/3以内、甲種:1/5以内
	第1種農地	面積(㎡)：	割合(%)：#DIV/0!	－	－	－	
	その他	面積(㎡)：	割合(%)：#DIV/0!	－	－	－	
	計	面積(㎡)：0	割合(%)：#DIV/0!	－	－	－	
(3)	**検討事項**	**検討結果** **※例外許可事由に該当する理由について、根拠となる資料に基づく説明を盛り込みつつ、判断理由を明確に記載する。**					
	ア 農地区分と転用目的	農地区分：第3種農地 転用目的：0 許可基準：#N/A		☐	☐	☐	※申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由
	イ 資力及び信用	事業費：		☐	☐	☐	
		資金：					
	ウ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況			☐	☐	☐	
	エ 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性			☐	☐	☐	
	オ 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み			☐	☐	☐	
	カ 農地以外の土地の利用見込み			☐	☐	☐	
	キ 計画面積の妥当性			☐	☐	☐	
	ク 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性			☐	☐	☐	
	ケ 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無			☐	☐	☐	
	コ 農地の利用の集積への支障の有無			☐	☐	☐	
	サ 一時転用である場合にはその妥当性			☐	☐	☐	
	シ 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			☐	☐	☐	

確認事項		確認内容等		適正	不適	非該当	備考
(4)	**特定土地改良事業等関係**					☐	※非該当の場合、2(4)において以下記載不要
	事業の種類			－	－	－	
	事業施行者			－	－	－	
	施行面積(㎡)			－	－	－	
	申請地に関係する面積(㎡)			－	－	－	
	施行時期			－	－	－	
	申請地に関係する土地改良財産			－	－	－	
(5)	**都市計画との関係**						
	都市計画区域決定の有無	☐ 計画区域内	☐ 計画区域外	－	－	－	(告示　年　月　日)
	都市計画法8条の地域地の決定状況	地域地区の種類:	☐ 決定なし	－	－	－	
(6)	**農業振興地域整備計画との関係**						
	農業振興地域決定の有無	☐ 振興地域内	☐ 振興地域外	－	－	－	(告示　年　月　日)
	農用地区域決定の有無	☐ 農用地区域内	☐ 農用地区域外	－	－	－	(決定　年　月　日)
(7)	**地域計画との関係**						
	地域計画決定の有無	☐ あり	☐ なし	－	－	－	
	(一時転用の場合)協議の場の開催状況	☐ 開催済み	☐ 未開催	－	－	－	(開催日:　年　月　日)
	(一時転用の場合)農業を担う者の状況	復元後、地域計画に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的に供されることが ☐ 確実	☐ 不確実	－	－	－	
(8)	**その他の土地利用等との関係**			－	－	－	
		―					

3　総合判断

☐ 許可相当　　☐ 不許可相当

(理由)

1. 立地基準

農地区分:　第3種農地　　、要　件:

#N/A

2. 一般基準

申請地の周囲の状況　　:(北)、(南)、(東)、(西)

土砂等の流出防止対策　:

雨水の処理方法　　:

生活雑排水の処理方法　:

よって、周辺農地等への営農支障は認められない。

その他、2(3)検討結果のとおり。

4　許可が相当と認められる場合に付すべき条件

―

＜留意事項＞

1 「農地の区分」欄には、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成10年11月1日付け10構改B第1067号農林水産事務次官通知。以下「改正通知」という。)第4の1に規定する甲種農地、第1種農地・(甲種農地以外の農地)、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。

2 「農地区分」の「許可基準に定める農地区分の該当事項」欄には、改正通知の区分に従い、例えば第1種農地にあっては、「改正通知第4の1の(2)の①のア」のように、第2種農地にあっては、「改正通知第4の1の(5)の①のアの(ア)」のように記載する。

3　2(7)「地域計画決定の有無」欄には、申請地が地域計画の区域内の農地である場合は「あり」、区域外の農地である場合は「なし」と記載する。

※　本チェックリストは、農地法の趣旨に反しない範囲において修正が可能。

（別紙様式例第４号）　農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(2)

市町村名:　0

申請条項:　未選択

整理番号:　0

農地区分:　第3種農地　　用　途:0　　面　積:0

1　農業委員会の意見書の確認について

	確認事項	確認内容等	適正	不適	非該当	備考
1	申請に係る権利の種類	所有権移転、賃借権の設定等	☐	☐	☐	
2	事業計画欄	用途・工事計画欄に記載漏れがないか	☐	☐	☐	
3	農地区分	判断理由に誤りがないか	☐	☐	☐	
4	農地区分が判断できる資料	判断根拠となる図面等を添付	☐	☐	☐	
5	許可基準	意見決定理由欄に記載があるか	☐	☐	☐	
6	他法令の許可の要否	他法令の許可が必要な場合は、意見決定理由欄に記載	☐	☐	☐	申請状況、許可見込み等の記載
7	特定土地改良事業等関係	記載漏れがないか	☐	☐	☐	過去の事業も記載
8	農用地区域決定の有無	農振除外日の記載漏れがないか	☐	☐	☐	
9	総合意見	許可不相当・不許可とする場合、根拠条文を記載	☐	☐	☐	

2　添付書類等の確認(共通)

	書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1	農業委員会の意見書	必要事項等に記載漏れがないか	☐	☐	☐	
2	農地区分が判断できる資料	判断根拠となる図面を添付	☐	☐	☐	
3	許可申請書		☐	☐	☐	
4	土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る(照会番号の提供可)	☐	☐	☐	
5	位置図(縮尺10,000分の1～50,000分の1程度)	申請地周辺の土地利用状況が確認できる図面	☐	☐	☐	
6	公図の写し等	土地の地番を表示する図面	☐	☐	☐	
7	申請地付近の現況を示す図面	住宅地図の写し、申請者が作成した地図等	☐	☐	☐	
8	配置図(縮尺500分の1～2,000分の1程度)	建物又は施設の面積、位置、形状等	☐	☐	☐	
9	土地利用計画図	建物又は施設の平面図	☐	☐	☐	転用事業の実現性、必要最小限な土地利用であることを確認 ※太陽光発電設備の場合 パネル面積: 発電出力: 事業費:
10	被害防除措置に関する書面		☐	☐	☐	
11	資金計画に基づいて実施するために必要な資力があることを証する書面	資金証明書(預金残高証明書、融資証明書、預貯金通帳の写し(許可を申請する者又はその者の住居若しくは生計を一にする親族のものに限る。)等)	☐	☐	☐	

3　添付書類の確認(選択)

	書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1	申請者が法人の場合	法人の登記事項証明書・定款・寄付行為の写しのいずれか	☐	☐	☐	
2	一時転用申請の場合	「農地復元に関する誓約書」、「工事工程表」、「農地の復元に関する土地所有者との契約書又は同意書の写し(砂利採取の場合は加えて必要)」	☐	☐	☐	許可期間は転用目的を達成することができる必要最小限の期間。 農振農用地の場合、許可期間は3年以内。
3	所有権以外の権原に基づいて申請する場合	所有者の同意があったことを証する書面	☐	☐	☐	
4	賃借権等に基づく耕作者がいる場合	耕作者の同意があったことを証する書面	☐	☐	☐	
5	他法令による行政庁との許認可、関係機関との協議を要する場合	他法令による許認可等があったことを証する書面	☐	☐	☐	
6	申請地が土地改良区域内にある場合	土地改良区の意見書(「意見書の内容は転用を可とする」ものか)	☐	☐	☐	過去の事業も記載
7	当該事業に関連する取水、排水について水利権者、漁業権者等の同意を得ている場合	水利権者、漁業権者等の同意があったことを証する書面	☐	☐	☐	
8	土地登記簿上の所有者の住所と現住所が異なる場合	住民票の写し又は戸籍の附票(コピー可)	☐	☐	☐	
9	農地取得後3年未経過の農地を転用する場合	農地取得後3年未満で転用する理由書	☐	☐	☐	相続等の場合は除く
10	相続登記未済の場合	①相続を証する書面(戸籍謄本)、②相続関係説明図、③他の相続人の相続放棄を証する書面、④相続分不存在証明書は添付されているか	☐	☐	☐	【必須】①及び② 【選択】③又は④ なお、登記官による認証文付きの「法定相続情報一覧図の写し」が添付された場合、①及び②は不要
11	一筆の一部を転用する場合	地積測量図又はそれに準ずる実測図等	☐	☐	☐	
12	土地改良事業の一時利用指定地を転用する場合	「一時利用地の指定通知(写)」「改良区の理事会議事録(謄本)」等	☐	☐	☐	
13	転用目的が貸駐車場、貸資材置場、貸店舗等貸すことを前提とした施設である場合	借主が特定できる書類(契約書の写し等)	☐	☐	☐	
14	農家の安定的な就業機会確保を理由に第1種農地を転用する場合	「従業員の雇用計画」及び「地元自治体との雇用協定」の写し	☐	☐	☐	
15	農業委員会において特に問題として付議された場合	農業委員会の議事録の写し	☐	☐	☐	
16	その他参考資料		☐	☐	☐	

（別紙様式例第４号）　農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(2)

市町村名:　0

申請条項:　未選択

整理番号:　0

4　添付書類の確認(転用目的が「特定建築条件付売買予定地」の場合)

	書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1	許可申請書	・申請書中の「その他参考となるべき事項」欄等に、次の事項が記載されていること。 ①転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該転用事業者又は当該転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内(おおむね3月以内)に建築請負契約を締結することを約すること。 ②転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、①の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。 ③転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。	☐	☐	☐	
2	資金計画に基づいて実施するために必要な資力があることを証する書面	・書類は、「2　添付書類等の確認(共通)」と同様。 なお、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと転用事業者が判断したときに、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設する場合において必要となる資金を含んでいること。	☐	☐	☐	
3	転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案	・その他参考となるべき書類 なお、契約書には次の事項が記載されていること。 「転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されること。」	☐	☐	☐	

5　添付書類の確認(転用目的が「再生可能エネルギー発電設備」の場合)

	書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1	電力系統連系に同意する見込みがあることを証する書面(電気事業者の電力系統に連系するものに限る。)	・転用事業者が、連系に係る契約を電気事業者と締結する見込みが確認できる書類 (事業者の変更を伴う場合にあっては、当該変更に係る当事者間の契約書等を確認する。)	☐	☐	☐	
2	＜FITの場合＞ 「事業計画認定通知」又は認定の見込みが分かる書類	・転用事業者が、FIT制度の事業計画認定を受ける見込みが確認できる書類 ・認定の見込みが分かる書類は、「事業計画認定申請書の写し」とする。 (認定に係る設置者の変更を伴う場合にあっては、経済産業省に対する事業計画の変更認定申請書の写しを確認する。)	☐	☐	☐	
3	＜非FITの場合＞ 「売電契約の写し」又は売電に係る計画について説明した書類	・売電に係る計画について説明した書類は、次の事項が確認できる書類とする。 ＜売電先が確定している場合＞ ①売電契約の写しを添付できない理由 ②売電先の事業者 ＜売電先が確定していない場合＞ ①売電先の候補事業者との売電に係る協議状況 ②売電先を決定する見込み時期 ③転用事業の工事着手時期を示した工程表	☐	☐	☐	

（別紙様式例第４号）　農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(2)

市町村名:　0

整理番号:　0

申請条項:　未選択

6　添付書類の確認(転用目的が「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備」の場合)

	書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1	営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図	支柱の高さは最低地上高2m以上を確保。 ※設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らか、かつ良好な営農条件が維持される場合は、最低地上高2m未満でも差し支えない。	□	□	□	
2	営農型太陽光発電設備の下部の農地における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農計画書		□	□	□	
3	営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類	＜ア 下記イ以外の場合＞ 次に掲げるいずれかの事項を記載した書類 (ｱ) 下部の農地で栽培する農作物について、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内における生産量及び品質に関するデータ (例えば、試験研究機関による調査結果等) (ｲ) 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者(例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等)の意見書 (ｳ) 当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績(当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内において行われているものに限る。) ＜イ 申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合＞ アの(ｲ)に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類 (ｱ) 申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績 (ｲ) 単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由	□	□	□	
4	営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な費用を営農型太陽光発電の設置者が負担することを証する書面		□	□	□	・再度の許可による一時転用許可申請であっても、「資金調達についての計画」において営農型発電設備の撤去に要する費用が見込まれており、その費用の全額を申請者が有していることを確認する必要があること。
5	毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を農地転用許可権者に提出することを誓約する旨を記載した書面		□	□	□	
6	農地法同時許可申請書の提出確認	ア:地権者が営農、発電＝4条(支柱等に係る転用) イ:地権者が営農、地権者以外が発電 ＝5条(支柱等に係る転用)+3条(パネルに係る区分地上権) ウ:地権者以外が営農、地権者が発電 ＝3条(耕作に係る権利設定)+4条(支柱等に係る転用) エ:地権者以外が営農、発電 ＝3条(耕作に係る権利設定)+5条(支柱等に係る転用) オ:地権者以外が営農、地権者以外かつ営農者以外が発電 ＝3条(耕作に係る権利設定)+5条(支柱等に係る転用)+3条(パネルに	□	□	□	
7	土地改良区の意見書		□	□	□	・再度の許可による一時転用許可申請であっても、法定書類である「土地改良区の意見書」が添付されていることを確認する必要があること。

7　次の場合は、内容チェック項目に係る確認事項の回答一覧表を作成し県へ提出のこと

	チェック対象	チェック内容	適正	不適	非該当	備考
1	大規模案件及び砂利採取案件の場合	申請地名などの読み方を記載 その他開発許可等の手続が完了する見込みがあるか	□	□	□	開発許可等の対象外の場合は「非該当」にチェック
2	「宅地造成及び特定盛土等規制法」(盛土規制法)の規制対象の場合	盛土規制法に基づく手続(届出・許可)が完了する見込みがあるか	□	□	□	盛土規制法の対象外の場合は「非該当」にチェック
3	農地の現在の所有者が法人(農地所有適格法人を除く)である場合	法人所有の理由を確認できるか	□	□	□	
4	土地改良事業等の仮換地の転用の場合	施行主体、施行期間、使用収益開始年月日等	□	□	□	
5	転用目的が「貸〇〇」の場合	特定された貸先を確認できるか	□	□	□	
6	転用目的が「宅地分譲」の場合	都市計画法の用途地域等の確認、及び宅建業の許可があるかどうか	□	□	□	
7	転用目的が「砂利採取」「農地の嵩上げ」等の場合	搬入土(埋戻し土)の発生元(工事名・工事等の施工期間等)を確認できるか	□	□	□	
8	追認許可である場合	農地法違反となった経緯の確認及び追認許可である旨	□	□	□	いつから、誰が、どのように農地法違反しているかを確認 許可書交付と同時に完了報告書を受領
9	農地区分が「農」「1」「甲」である場合	農業委員会意見書、位置図、土地利用図、許可根拠資料の写しを県に提出	□	□	□	許可基準が「集落接続」等である場合、代替地の検討が必要

（別紙様式例第４号）　農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(2)

市町村名:　0

申請条項:　未選択

整理番号:　0

8　内容確認項目

	チェック内容	適正	不適	非該当	備考
1	申請地の面積が、登記簿(許可申請書)の面積と一致しているか確認	□	□	□	登記簿の地積が著しく事実と相違する場合は除く
2	資金調達についての計画が転用事業の内容から判断し、「妥当な額」であると判断できるか確認	□	□	□	
3	公的書類の発行日は申請日から3ヶ月以内のものとなっているか確認	□	□	□	
4	4条申請人、5条譲受人の住所が他県等遠隔地の場合、遅滞なく用途に供することができるか、事業実施時期について確認	□	□	□	
5	農地区分が「農」「1」「甲」である場合、申請内容が許可基準に合致しているか確認	□	□	□	許可基準が「集落接続」等である場合、代替地の検討が必要
6	農地区分が「1」又は「2」である場合、代替地の検討をしたか確認	□	□	□	
7	一体利用地の有無、利用見込みの確認	□	□	□	
8	転用目的が分譲住宅など、譲受人が宅建業者の場合、宅建業の免許を有していることの確認	□	□	□	

※　(許可後、)工事進捗状況報告書、工事完了報告書が提出されているか確認

※　本チェックリストは、農地法の趣旨に反しない範囲において修正が可能。

（別紙様式例第５号）　（農地法第４条）許可申請書に係る意見書

様式例第４号の３改

農地法第４条第１項の規定による許可申請書に係る意見書

年　　月　　日

岐阜県知事　様

○○○農業委員会

申請に係る事項	申請者の住所等		住所				氏名		
	申請に係る土地	所在地番	市町郡村					外　筆	
		地目別面積（㎡）	田		畑		採草放牧地		その他	
		申請に係る土地の所在する区域	市街化区域	市街化調整区域	その他の区域				
	事業計画	用途（住宅用地・工場用地等具体的に記載すること）							
		工事計画	着工　年　月　日	完了　年　月　日					

農地転用に関する許可基準からみた意見										
農地の区分										
許可基準に定める農地の区分の該当事項										
該当事項とした判断理由（申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること）										
転用候補地内の農地の区分別面積及びその全体に占める割合		甲種農地	第１種農地	その他	計					
	面積（㎡）									
	割合									

検討事項	意見		意見決定の理由
1　農地の区分と転用目的 申請土地が甲種農地、第１種農地又は第２種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、その理由	適当	不適当	
2　資力及び信用	適当	不適当	
3　転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無	あり	な　し	
4　申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性	確実	不確実	
5　行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み	確実	不確実	
6　農地以外の土地の利用見込み	確実	不確実	
7　計画面積の妥当性	適当	不適当	
8　宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性	適当	不適当	
9　周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	なし	あ　り	
10　農地の利用の集積への支障の有無	なし	あ　り	
11　一時転用である場合には、その妥当性	適当	不適当	
12　法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	終了	未　了	

申請条項		条項	農地	採草放牧地	その他
	法第４条	所有権に基づく転用（㎡）			
		その他（　　）（㎡）			

関連する農地法関連手続	手続の状況			
法第１８条	合意解約	法第１８条第６項通知書受領済		当事者協議中
	その他	未受付	検討中	送付済

処理経過		
申請	年　月　日	
農業委員会受付	年　月　日	
意見決定	年　月　日	
知事に送付	年　月　日	
指令書接受	年　月　日	
知事の処分	許可	一部許可 条件付 / 無条件 / 不許可
	年　月　日	

特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積（㎡）	申請地に関係する面積（㎡）	施行時期	申請地に関係する土地改良財産

申請に係る土地と都市計画との関係			
	都市計画区域決定の有無	あり　　なし	
		計画区域内　　計画区域外　　（告示　年　月　日）	
	都市計画法第８条に基づく地域地区の決定の有無	あり　　なし	
		地域地区の種類	
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内　　振興地域外　　（告示　年　月　日）	
	農用地区域決定の有無	農用地区域内　　農用地区域外　　（決定　年　月　日）	

<table>
<tr><td rowspan="3">申請に係る土地と地域計画との関係</td><td>地域計画決定の有無</td><td colspan="3">あり　　なし</td></tr>
<tr><td>（一時転用の場合）
協議の場の開催状況</td><td colspan="3">開催済み（開催日　　年　　月　　日）　　未開催</td></tr>
<tr><td>（一時転用の場合）
農業を担う者の状況</td><td colspan="3">復元後、地域計画に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的に供されることが確実　　不確実</td></tr>
<tr><td colspan="2">総合意見</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">許可が相当と認められる場合に付すべき条件</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無</td><td>有　・　無</td><td></td></tr>
<tr><td>意見の概要</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（記載要領）

1　「申請土地の所在する区域」、「意見」、「手続の状況」、「知事の処分」、「都市計画区域決定の有無」、「農業振興地域決定の有無」及び「農用地区域決定の有無」の欄には、該当するものに○印を付する。

2　「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第２の１に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第１種農地、第２種農地又は第３種農地の別を記載する。

3　「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第１種農地にあっては「運用通知第２の１のイの(ｱ)のａ」のように、第２種農地にあっては「運用通知第２の１のオの(ｱ)のａの(a)」のように記載する。

4　「検討事項」欄の「５　行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」の意見は、当該市町村がその他法令等の許認可権限を有しているものを除き記載する必要はない。

5　検討事項の「12　法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の意見は、申請に係る事業の施行に関して市町村が法令（条例を含む。）により定められた協議先となっている場合には、当該協議を了したかどうかを含め意見を記載する。

なお、土地利用規制に係る市町村の開発指導要綱などにおいて開発に係る市町村長との協議等を行う規定がある場合は、当該要綱に基づく協議等を了したかどうかを含め意見を記載する。

6　「都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無」欄の「有・無」欄には、当該事案に関して都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無について、該当するものに○印を付する。

また、「意見の概要」欄には、都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行った場合の都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見の概要を記載する。

（別紙様式例第６号）　（農地法第５条）許可申請書に係る意見書

様式例第４号の３改

農地法第５条第１項の規定による許可申請書に係る意見書

年　　月　　日

岐阜県知事　様

○○○農業委員会

申請に係る事項	申請者の住所等	譲　受　人	住所			氏名		
		譲　渡　人	住所			氏名	外　　名	
	申請に係る土地	所　在　地　番	市　町 郡　村				外　　筆	
		地目別面積（㎡）	田		畑		採草放牧地		その他	
		申請に係る土地の所在する区域	市街化区域	市街化調整区域	その他の区域			
	事業計画	用途（住宅用地・工場用地等具体的に記載すること）						
		工事計画	着工　　年　　月　　日	完了　　年　　月　　日				

農地転用に関する許可基準からみた意見	農地の区分						
	許可基準に定める農地の区分の該当事項						
	該当事項とした判断理由（申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること）						
	転用候補地内の農地の区分別面積及びその全体に占める割合		甲種農地	第１種農地	その他	計	
		面積（㎡）					
		割合					

検討事項	意見		意見決定の理由
1　農地の区分と転用目的 申請土地が甲種農地、第１種農地又は第２種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、その理由	適当	不適当	
2　資力及び信用	適当	不適当	
3　転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無	あり	な　し	
4　申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性	確実	不確実	
5　行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み	確実	不確実	
6　農地以外の土地の利用見込み	確実	不確実	
7　計画面積の妥当性	適当	不適当	
8　宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性	適当	不適当	
9　周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	なし	あ　り	
10　農地の利用の集積への支障の有無	なし	あ　り	
11　一時転用である場合には、その妥当性	適当	不適当	
12　法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	終了	未　了	

申請条項	条項	農地	採草放牧地	その他
法第５条	所有権移転（㎡）			
	賃借権設定・移転（㎡）			
	地上権設定・移転（㎡）			
	その他（　　）（㎡）			

関連する農地法関連手続	手続の状況			
法第１８条	合意解約	法第１８条第６項通知書受領済		当事者協議中
	その他	未受付	検討中	送付済

処理経過		
	申請	年　月　日
	農業委員会受付	年　月　日
	意見決定	年　月　日
	知事に送付	年　月　日
	指令書接受	年　月　日
	知事の処分	許可　一部許可　不許可 条件付　無条件 年　月　日

特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積（㎡）	申請地に関係する面積（㎡）	施行時期	申請地に関係する土地改良財産

申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	あり　　なし	
		計画区域内　　計画区域外	（告示　　年　　月　　日）
	都市計画法第８条に基づく地域地区の決定の有無	あり　　なし	
		地域地区の種類	
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内　　振興地域外	（告示　　年　　月　　日）
	農用地区域決定の有無	農用地区域内　　農用地区域外	（決定　　年　　月　　日）

申請に係る土地と地域計画との関係	地域計画決定の有無	あり　　なし
	（一時転用の場合）協議の場の開催状況	開催済み（開催日　　年　　月　　日）　　未開催
	（一時転用の場合）農業を担う者の状況	復元後、地域計画に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的に供されることが確実　　不確実
総合意見		
許可が相当と認められる場合に付すべき条件		
都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無	有　・　無	
意見の概要		

（記載要領）

1　「申請土地の所在する区域」、「意見」、「手続の状況」、「知事の処分」、「都市計画区域決定の有無」、「農業振興地域決定の有無」及び「農用地区域決定の有無」の欄には、該当するものに○印を付する。

2　「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第２の１に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第１種農地、第２種農地又は第３種農地の別を記載する。

3　「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第１種農地にあっては「運用通知第２の１のイの(ｱ)のａ」のように、第２種農地にあっては「運用通知第２の１のオの(ｱ)のａの(a)」のように記載する。

4　「検討事項」欄の「５　行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」の意見は、当該市町村がその他法令等の許認可権限を有しているものを除き記載する必要はない。

5　検討事項の「12　法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の意見は、申請に係る事業の施行に関して市町村が法令（条例を含む。）により定められた協議先となっている場合には、当該協議を了したかどうかを含め意見を記載する。

なお、土地利用規制に係る市町村の開発指導要綱などにおいて開発に係る市町村長との協議等を行う規定がある場合は、当該要綱に基づく協議等を了したかどうかを含め意見を記載する。

6　「都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無」欄の「有・無」欄には、当該事案に関して都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無について、該当するものに○印を付する。

また、「意見の概要」欄には、都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行った場合の都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見の概要を記載する。

（県から権限移譲されていない市町村の場合）

（別紙様式例第７号）　諮問依頼書（参考例）

○○第○○号
○○年○月○○日

一般社団法人　岐阜県農業会議
会長　　○○　○○　様

○○○農業委員会会長　　○○　○○

農地等の転用許可について（諮問）

農地法第４条第１項又は同第５条第１項の規定により、農地等の転用について別紙明細のとおり許可申請があり、これを岐阜県知事に送付しようとするので、同法第４条第４項又は同第５項（同法第５条第３項の規定により準用する場合を含む。）の規定により諮問します。

（別紙様式例第８号） 答申書（参考例）

岐農会議第　　号

答　　申　　書

農地法第４条第４項及び第５項（同法第５条第３項の規定により準用する場合を含む）の規定により、　　年　月　　日付け○○農委第　　号をもって諮問のあった「農地等の転用許可について」は次のとおり答申する。

「　○　○　○　○　」

年　　月　　日

一般社団法人岐阜県農業会議
会長　　○○　○○

○○○農業委員会会長　○○　○○　様

（別紙様式例第９号）　営農型太陽光発電設備の一時転用許可に係る説明書（参考例）

営農型太陽光発電設備の一時転用許可に係る説明書（□新規　□更新）

項　　目		内　　容	備　　考
1　農業委員会ネットワーク機構（岐阜県農業会議）への諮問日		年　月　日	
2　市町村名			
3　許可区分		□農地法第4条 □農地法第5条 （□農地法第3条）	一時転用期間　　年 （3条申請者:　　）
4　営農者の属性		□効率的かつ安定的な農業経営 □認定農業者 □認定新規就農者 □将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農 □上記以外の者	
5　農地区分		□農振農用地を利用する場合 □第1種農地を利用する場合 □第2種農地又は第3種農地を利用する場合 □上記以外の場合	
6　申請地の面積	下部面積※1	㎡	※1　下部の農地とは、当該設備の存する区域全体の農地をいう。（「ガイドライン」別紙様式例第1号－1.(1)（記載要領）参照）
	一時転用面積	㎡	
7　発電設備の概要	支柱	・本数　　本	
		・高さ　　m	
		・間隔　　m	
		・単管の直径　　mm	
	発電量	kwh/年	
	経費（見積額）	円	（撤去費を含む。）
8　農地利用（現況）	作目		
	その他	□遊休農地を再生利用する場合	
9　農地利用（予定）	作目※2※3		※2　営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインの別紙様式例第1号営農計画書の2.「栽培計画」を添付 ※3　サカキ等永年性作物の場合は、別途、別紙「営農型太陽光発電設備の下部の農地における永年性作物の樹高（伸長）・単収見込み」を添付
	収穫高／１０a		
	その他		
10　関連データ		□有　□無	
11　知見者の意見書		□有　□無	（知見者名:　　）

12　添付書類	設計図	□有　□無	
	営農計画書	□有　□無	
	営農への影響見込み及びその根拠書類	□有　□無	
	誓約書（撤去費用負担）	□有　□無	
	誓約書（報告書提出）	□有　□無	
	その他		（工期：ヶ月）
13　農業委員会の所見			

（別紙）

営農型太陽光発電設備の下部の農地における永年性作物の樹高（伸長）・単収見込み

作物名：

作付予定：　　年　　月

地域平均の根拠：

	A 樹高（伸長）（cm）又は単収（kg/10a）の見込み	B 地域の平均的な樹高（伸長）（cm）又は単収（kg/10a）	A／B×100% 樹高（伸長）又は単収の増減見込み
作付時	cm		
１年目			
２年目			
３年目			
４年目			
５年目			
６年目			
７年目			
８年目			
９年目			
10年目			

※収穫開始までは樹高（伸長）（cm）を、収穫開始後は収量（kg/10a）を記入してください。

※B「地域の平均」欄の樹高（伸長）は、実際に植え付ける樹高（伸長）に換算して記入してください。

＜参考：農作物と遮光率の関係・遮光率の定義＞

表 6-1　農作物と遮光率の関係 [6-1)]

作物の種類	架台高さの範囲（m）	遮光率(%)	
		範囲	平均値
サカキ、センリョウ、マンリョウ、シキミ	0.7～3.6	19～85	65.9
キノコ類（シイタケ、キクラゲ、シメジ）	0.6～3.8	35～100	73.4
ミョウガ	1.0～5.8	15～90	60.2
水稲	1.8～4.9	10～75	35.1
牧草、ダイカランドラ、芝、ツワブキ	1.2～4.8	10～80	42.8
根菜類（ジャガイモ、サトイモ、サツマイモ、ニンジン、ショウガ、ウコン、カブ、ダイコン）	1.8～4.2	8～78（100※）	41.0※
葉菜類（ネギ、タマネギ、キャベツ、レタス、ニラ、シュンギク）	1.5～5.0	5～78	41.0
柑橘類（ミカン、デコポン、ヒュウガナツ、ユズ、スダチ）	2.2～3.2	25～52	38.7
カキ、ヤマモモ、イチジク、クリ、ウメ	1.8～3.7	25～73	41.3
豆類（ダイズ、エダマメ、クロマメ、エンドウ）	2.3～3.5	28～45	36.7
イチゴ類（イチゴ、ブルーベリー、ハスカップ、ジューンベリー、ブラックベリー）	1.5～3.5	19～60	35.9
茶	2.0～3.8	30～65	49.6
瓜類、ナス類（カボチャ、キュウリ、ナス、スイカ、トマト）	1.5～3.5	10～85	43.1

データ出典：千葉大学倉阪研究室・NPO 法人地域持続研究所、千葉エコ・エネルギー株式会社委託調査「ソーラーシェアリング全国調査結果報告書」、2019年２月

※：100%は栗用ニンジンであり遮光率平均値から除外している。

遮光率＝（太陽電池モジュールの平面積の総和 ＋ 支持物等の平面積の総和）／ アレイの外郭平面

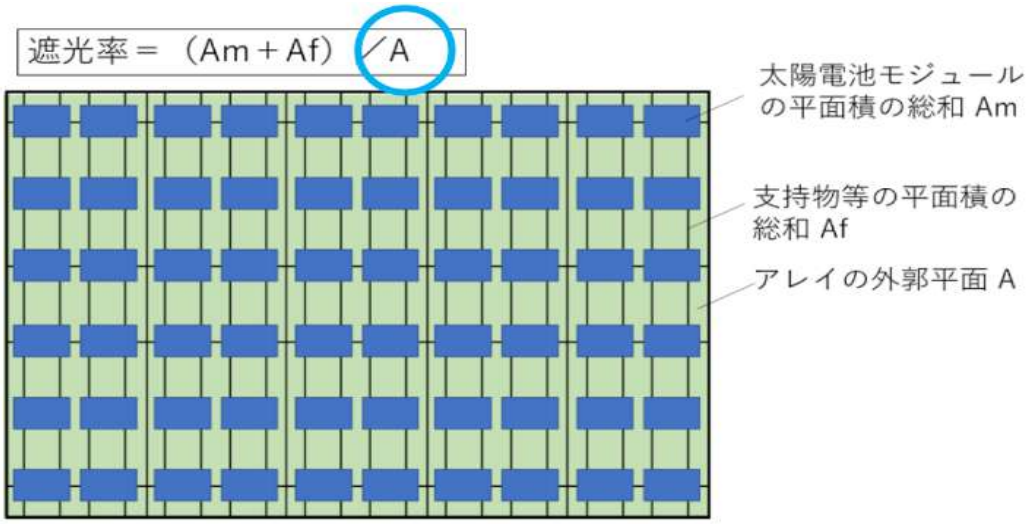


図 6-2　遮光率の定義

〔出典〕
『営農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン（2025 年版）』（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）ＨＰより）

（別紙様式例第 10 号） 農地転用許可申請総括表

農地転用許可申請総括表

用途区分		用途番号	農地法第４条関係				農地法第５条関係					合計		備考
			件数	田	畑	計	件数	田	畑	採草放牧地	計	件数	面積（㎡）	
住宅用地	農家住宅	01												
	一般個人住宅	02												
	集団住宅その他	03												
公的施設用地	学校用地	11												
	公園・運動場用地	12												
	道水路・鉄道用地	13												
	官公署・病院等公的施設	14												
工・鉱業(工場)用地		21												
商業サービス用地	店舗等施設	31												
	流通業務等施設	32												
	ゴルフ場	33												
	その他レジャー施設	34												
その他の業務用地	農林漁業用施設	41												
	駐車場・資材置場	42												
	土石等採取用地	43												
	再エネ発電設備	44												
	その他	45												
植林		51												
その他分類不能等		61												
計														

（別紙様式例第11号）　農地法４条関係申請明細書

農地法第４条関係申請明細書

（○○○農業委員会）

番号	申請人住所・氏名		申請地の表示				納税猶予の有無	農地区分 / 開発許可区分	用途番号	転用目的
			所在	地番	地目	面積（㎡）				
									～	
									～	
									～	
									～	
									～	
									～	
									～	

（別紙様式例第12号）　農地法５条関係申請明細書

農地法第５条関係申請明細書

（○○○農業委員会）

番号	申請人（譲受人）住所・氏名 申請人（譲渡人）住所・氏名		申請地の表示 所在	地番	地目	面積（㎡）	納税猶予の有無	農地区分 開発許可区分	用途番号	転用目的
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		

（別紙様式例第13号）　許可申請取下願（参考例）

農地法第〇条許可申請取下願

年　　月　　日

岐阜県知事　様
（〇〇〇農業委員会会長　様）

申請人（譲受人）
（譲渡人）

農地法第　条の規定による許可申請書を、　　年　　月　　日に提出しましたが、下記のとおり取り下げます。

記

１　申請地

２　取下げの理由

３　申請書返戻の要否

要　・　否

（別紙様式例第14号） 農地転用許可指令書（参考例）

農 地 転 用 許 可 書

岐阜県指令○○第　　号
年　　月　　日

（申請者名）　様

岐阜県知事　○○　○○

別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。

記

条件

1　転用事業者は、申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
2　転用事業者は、許可後３か月以内に事業に着手すること。また、事業着手後、転用事業者は遅滞なく事業着手届を関係市町村農業委員会に提出すること。
3　転用事業者は、許可に係る事業が完了するまでの間、本件事業着手の日から３か月後及びその後１年ごとに事業の進捗状況報告を、また、許可に係る事業が完了したときは、遅滞なく事業完了報告を、関係市町村農業委員会に提出すること。

注意事項

1　許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第１項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあること。
2　事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。
3　本件許可に係る転用の目的を達成したときは、土地の地目変更を行うこと。

〔教　示〕※農地転用面積が４ha 以下となる場合

1　この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第４条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第 19 条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

〔教　示〕※農地転用面積が４ha 超となる場合

1　この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の２第１項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号））第 19 条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副２通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、岐阜県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、東海農政局長（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の２第２項に規定する事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（別紙様式例第14号の２）　（一時転用）農地転用許可指令書（参考例）

農 地 転 用 許 可 書

岐阜県指令○○第　　号
年　　月　　日

（申請者名）　様

岐阜県知事　○○　○○

別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。

記

条件

１　転用事業者は、申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
２　転用事業者は、許可後３か月以内に事業に着手すること。また、事業着手後、転用事業者は遅滞なく事業着手届を関係市町村農業委員会に提出すること。
３　転用事業者は、許可に係る事業が完了するまでの間、本件事業着手の日から３か月後及びその後１年ごとに事業の進捗状況報告を、また、許可に係る事業が完了したときは、遅滞なく事業完了報告を、関係市町村農業委員会に提出すること。
４　転用事業者は、事業完了時までに、農地に復元すること。

注意事項

１　許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第１項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあること。
２　事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。
３　本件許可に係る転用の目的を達成したときは、事業完了報告時に土地の現況確認を受けること。

〔教　示〕※農地転用面積が４ha 以下となる場合

1　この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第４条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第 19 条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌
日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

〔教　示〕※農地転用面積が４ha 超となる場合

1　この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の２第１項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号））第 19 条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副２通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、岐阜県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、東海農政局長（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の２第２項に規定する事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（別紙様式例第14号の３）　（一時転用：砂利採取事業）農地転用許可指令書（参考例）

農 地 転 用 許 可 書

岐阜県指令○○第　　号
年　　月　　日

（申請者名）　様

岐阜県知事　○○　○○

別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。

記

条件

１　転用事業者は、申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
２　転用事業者は、許可後３か月以内に事業に着手すること。また、事業着手後、転用事業者は遅滞なく事業着手届を関係市町村農業委員会に提出すること。
３　転用事業者は、許可に係る事業が完了するまでの間、本件事業着手の日から３か月後及びその後１年ごとに事業の進捗状況報告書を、また、許可に係る事業が完了したときは、遅滞なく事業完了報告書を、関係市町村農業委員会に提出すること。
４　転用事業者は、事業完了時までに、農地に復元すること。
５　転用事業者は、農地復元に係る事業完了の報告があった日から１年間、６か月ごとに復元した農地に係る状況報告書を関係市町村農業委員会に提出すること。

注意事項

１　許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第１項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあること。
２　事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。
３　本件許可に係る転用の目的を達成したときは、事業完了報告時に土地の現況確認を受けること。

〔教　示〕※農地転用面積が４ha 以下となる場合

1　この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第４条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第 19 条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌
日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

〔教　示〕※農地転用面積が４ha 超となる場合

1　この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の２第１項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号））第 19 条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副２通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、岐阜県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、東海農政局長（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の２第２項に規定する事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（別紙様式例第14号の４）　（駐車場、資材置場関係）農地転用許可指令書（参考例）

農 地 転 用 許 可 書

岐阜県指令○○第　　号
年　　月　　日

（申請者名）　様

岐阜県知事　○○　○○

別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。

記

条件

１　転用事業者は、申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
２　転用事業者は、許可後３か月以内に事業に着手すること。また、事業着手後、転用事業者は遅滞なく事業着手届を関係市町村農業委員会に提出すること。
３　転用事業者は、許可に係る事業が完了するまでの間、本件事業着手の日から３か月後及びその後１年ごとに事業の進捗状況報告を、また、許可に係る事業が完了したときは、遅滞なく事業完了報告を、関係市町村農業委員会に提出すること。
４　転用事業者は、事業の完了の報告があった日から３年間、６か月ごとに事業の実施状況を関係市町村農業委員会に報告すること。

注意事項

１　許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第１項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあること。
２　事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。
３　本件許可に係る転用の目的を達成したときは、土地の地目変更を行うこと。

〔教　示〕※農地転用面積が４ha 以下となる場合

1　この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第４条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第 19 条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌
日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（別紙様式例第14号の５）　（建築条件付売買予定地関係）農地転用許可指令書（参考例）

農 地 転 用 許 可 書

岐阜県指令○○第　　号
年　　月　　日

（申請者名）　様

岐阜県知事　○○　○○

別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。

記

条件

１　転用事業者は、申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
２　転用事業者は、許可後３か月以内に事業に着手すること。また、事業着手後、許可に係る事業（住宅の建設工事を含む。以下同じ。）が完了するまでの間、本件事業着手の日から３か月後及びその後１年ごとに当該事業の進捗状況を報告すること。
３　許可に係る事業が完了したときは、遅延なく事業完了報告書を関係市町村農業委員会に提出すること。
４　転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。

注意事項

１　本件は、特定建築条件付土地とするための農地転用に係る許可であること。
２　許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第１項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあること。
３　事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。
４　本件許可に係る転用の目的を達成したときは、土地の地目変更を行うこと。

〔教　示〕※農地転用面積が４ha 以下となる場合

1　この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第４条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第 19 条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌
日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（別紙様式例第14号の６）　（営農型太陽光発電設備関係）農地転用許可指令書（参考例）

農 地 転 用 許 可 書

岐阜県指令〇〇第　　号
年　　月　　日

（申請者名）　様

岐阜県知事　〇〇　〇〇

別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。

記

条件

１　許可期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。
２　転用事業者は、申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
３　転用事業者は、許可後、３か月以内に事業に着手すること。また、事業着手後、転用事業者は遅滞なく事業着手届を、関係市町村農業委員会に提出すること。
４　転用事業者は、許可に係る営農型太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）の設置工事が完了するまでの間、本件事業着手の日から３か月後及びその後１年ごとに、遅滞なく発電設備に係る設置工事の進捗状況報告書を、関係市町村農業委員会に提出すること。また、発電設備の設置工事が完了したときは、遅滞なく工事完了報告書を、関係市町村農業委員会に提出すること。
５　転用事業者は、発電設備の下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績及び収支の状況報告書を、毎年２月末までに、関係市町村農業委員会に提出すること。
　なお、栽培実績については、必要な知見を有する者の確認を受けること。
６　発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該発電設備を支えるためのものとして利用されること。
７　転用事業者は、発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
８　転用事業者は、発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、発電設備を改築する場合、営農型太陽光発電に係る事業を廃止する場合又は第三者に承継する場合には、遅滞なく、その旨を関係市町村農業委員会に報告すること。
９　発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型太陽光発電に係る事業が廃止される場合には、支柱を含む当該発電設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。また、再度の許可を受けない場合は、許可期間満了前に、同様の措置を講ずること。
10　農地への復元を完了した場合は、遅滞なく完了報告書を関係市町村農業委員会に提出すること。

注意事項

1　許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第１項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあること。

2　事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。

〔教　示〕※農地転用面積が４ha 以下となる場合

1　この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第４条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第 19 条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌
日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（別紙様式例第15号）　農地転用許可条件に基づく事業着手届（参考例）

事　業　着　手　届

年　　月　　日

岐阜県○○農林事務所長　様
○○○農業委員会長　様

住所
氏名
電話

次のとおり転用事業に着手したので、許可条件に基づき、届け出ます。

許可年月日・許可番号	年　　月　　日 岐阜県指令　　第　　号の
転用の目的・ 転用の目的に係る 事業又は施設の概要	
場　所	
転用の時期	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
事業着手年月日	年　　月　　日

（記載要領・留意事項等）

1　届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。

2　「転用の目的・転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

3　転用事業着手後は、許可条件により事業の進捗状況に応じて、関係農業委員会に対する「農地転用許可（・承認）後の事業完了報告書」又は「農地転用許可（・承認）後の事業進捗状況報告書」の提出が必要となります。

（別紙様式例第16号）　農地転用許可（・承認）後の事業完了報告書（参考例）

年　　月　　日

岐阜県知事　様
○○○農業委員会会長　様

住所
氏名

農地転用許可（・承認）後の事業完了報告について

先に農地法第○条の規定により転用許可（・承認）になりました土地に係る転用事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

１　許可（・承認）年月日
年　　月　　日

２　許可（・承認）指令番号※２
岐阜県指令○○第　　号

３　転用許可（・承認）地

４　事業面積
所要（全体）面積　　㎡
うち、農地面積　　㎡

５　事業目的

６　建設計画
着工　　年　　月　　日
完了　　年　　月　　日

７　事業完了の状況※３

（記載要領）
※１　（　）内において不要の字句があるときは、取消し線により抹消すること。
※２　農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。
※３　事業完了の状況は詳細に記載することとし、現況の分かる写真を添付すること。

（別紙様式例第17号）　農地転用許可（・承認）後の事業進捗状況報告書（参考例）

年　　月　　日

岐阜県知事　様
○○○農業委員会会長　様

住所
氏名

農地転用許可（・承認）後の事業進捗状況報告について（第○回分）

先に農地法第○条の規定により転用許可（・承認）になりました土地に係る転用事業の進捗状況を下記のとおり報告します。

記

１　許可（・承認）年月日
年　　月　　日

２　許可（・承認）指令番号※２
岐阜県指令○○第　　号

３　転用許可（・承認）地

４　事業面積
所要（全体）面積　　㎡
うち、農地面積　　㎡

５　事業目的

６　建設計画
着工　　年　　月　　日
完了（予定）　　年　　月　　日

７　事業進捗状況※３

（記載要領）
※１　（　）内において不要の字句があるときは、取消し線により抹消すること。
※２　農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。
※３　事業進捗状況は詳細に記載することとし、現況の分かる写真を添付すること。
なお、転用事業が当初の計画どおり進捗していない場合（遅延及び未着手）には、その理由及び今後の見通しを具体的に記載すること。

（別紙様式例第18号）　資材置場等目的での農地転用許可に係る事業実施状況報告書（参考例）

年　　月　　日

岐阜県知事　様
○○○農業委員会会長　様

住所
氏名

農地転用許可（・承認）後の工事進捗状況報告について（第○回分）

先に農地法第　条の規定により転用許可（・承認）になりました土地の事業進捗状況を下記のとおり報告します。

記

１　許可（・承認）年月日
年　　月　　日

２　許可（・承認）指令番号※２
岐阜県指令○○第　　号

３　転用許可（・承認）地

４　事業面積
所要（全体）面積　　㎡
うち、農地面積　　㎡

５　事業目的

６　完了日
年　　月　　日

７　事業実施状況※３

（記載要領）
※１　（　）内において不要の字句があるときは、取消し線により抹消すること。
※２　農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。
※３　事業実施状況は現在の土地利用の状況を記載することとし、現況の分かる写真を添付すること。

（別紙様式例第19号）　地域計画区域内における砂利採取目的での農地転用許可に係る事業実施状況報告書（参考例）

年　　月　　日

岐阜県知事　様
○○○農業委員会会長　様

住所
氏名

農地転用許可（・承認）後の事業進捗状況報告について（第○回分）

先に農地法第○条の規定により転用許可（・承認）になりました土地の工事進捗状況を下記のとおり報告します。

記

１　許可（・承認）年月日
年　　月　　日

２　許可（・承認）指令番号※2
岐阜県指令○○第　　号

３　転用許可（・承認）地

４　事業面積
所要（全体）面積　　㎡
うち、農地面積　　㎡

５　事業目的

６　完了日
年　　月　　日

７　事業進捗状況※3
以下の状況を地域計画※4に位置付けられた農業を担う者（耕作者）に対し確認※5しました。
□埋戻し後、砂利採取に起因する農地の地盤沈下が生じていないこと
□埋戻し後、砂利採取に起因する営農条件の支障※6が生じていないこと

（記載要領）

※１　（　）内において不要の字句があるときは、取消し線により抹消すること。

※２　農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。

※３　事業実施状況は現在の土地利用の状況を記載することとし、現況の分かる写真を添付すること。

　なお、転用許可に係る申請時点で農業を担う者が直ちに見つからない等により「今後検討等」として位置付けられた農地で事業を実施した場合は、確認を行う者が不存在となるため当該欄を削除すること。

※４　農業経営基盤強化促進法第19条第１項に規定する地域計画

※５　確認した事項について□にレ点を入れること。

※６　農業機械の沈み込みや排水不良の発生等をいう。

（別紙様式例第20号） 一時転用許可（・承認）に係る事業完了報告書（参考例）

年　　月　　日

岐阜県知事　様
○○○農業委員会会長　様

住所
氏名

一時転用許可（・承認）に係る事業完了報告について

先に農地法第○条の規定により一時転用の許可（・承認）を受けた土地について、下記のとおり転用事業を完了し農地に復元しましたので報告します。

記

１　許可（・承認）年月日
年　　月　　日

２　許可（・承認）指令番号※２
岐阜県指令○○第　　号

３　転用許可（・承認）地

４　事業面積
所要（全体）面積　　㎡
うち、農地面積　　㎡

５　事業目的

６　事業計画
着工　　年　　月　　日
完了　　年　　月　　日

７　事業完了の状況※３

※参考事項：砂利採取法第24条の廃止届受理日　　年　　月　　日

（記載要領）
※１　（　）内において不要の字句があるときは、取消し線により抹消すること。
※２　農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。
※３　報告に際しては、農地復元後の写真を添付すること。

（別紙様式例第21号）　事業進捗状況管理表

年　月　日　転用許可申請知事許可分

○農地法第４条関係申請明細　　○○○農業委員会

番号	申請人住所・氏名		申請地の表示 所在	地番	地目	地積	納税猶予	農地区分 開発許可区分	用途番号	転用目的
1										
								～		
	上記代理人									

○農地法第５条関係申請明細　　○○○農業委員会

番号	申請人(譲受人)住所・氏名 申請人(譲渡人)住所・氏名		申請地の表示 所在	地番	地目	地積	納税猶予	農地区分 開発許可区分	用途番号	転用目的
1										
								～		
	上記代理人									

事業進捗状況管理表

（○○○○年○○月許可分）

許可年月日	事業完了予定時期	進捗報告 事業着手日	第１回	…	完了報告	備考
[redacted]					[redacted]	

許可年月日	事業完了予定時期	進捗報告 事業着手日	第１回	…	完了報告	備考
[redacted]						

（記載要領）
1　本表は、毎年１月から12月までに行った農地転用許可事案について作成する。
2　「進捗報告」欄には、許可条件に基づき報告される進捗状況について、報告のあった都度、報告年月日及び進捗率を記載する。また、許可条件に基づき転用事業の完了報告が行われるまで、「進捗報告」欄を追加する。
3　「備考」欄には、事業計画どおりに転用事業が完了しない場合の是正指導の実施状況を記載する。

農地台帳非登載確認申請書

不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく地目変更に係る土地の表示に関する登記申請に使用するため、下記の土地が農地台帳に登載されていないことを確認願いたく申請します。

年　　月　　日

（土地所有者）住　所
氏　名

○○○農業委員会　様

記

1　土地の表示

土地の所在	地番	地目		面積（㎡）	備考
		登記簿	現況		
計					

2　土地現況の詳細等

農地台帳非登載確認書

第　　号

上記の土地が農地台帳に登載されていないことを確認した。

年　　月　　日

○○○農業委員会

（別紙様式例第 24 号） 土地改良区の意見書（参考例）

農地法施行規則第30条第６号（同第57条の２第２項第３号）による意見書

年　　月　　日

岐阜県知事　様
○○○農業委員会会長　様

○○○土地改良区
理事長　○○　○○

当該転用申請に対する土地改良区の意見

１　地区の概要

事務所の所在				
事業概要				
地区面積（㎡）	田	畑	その他	計
組合員数	人			

２　転用申請に係る土地（地区内に限る。）

面積（㎡）		田	畑	その他	計	関係組合員数（人）
内訳	除斥を必要とする面積（㎡）	田	畑	その他	計	
	除斥を必要としない面積（㎡）	田	畑	その他	計	

3　転用により影響を受ける施設（土地改良区の管理に係るものに限る。）

種　目	規　模	構　造	所在地	所有権者	影響の内容

（注.）代替施設を必要とする場合は必要とする施設の概要及びその措置について記載すること。

4　転用に伴う取水・排水の周辺農地に及ぼす影響

区　分	影響の内容
取水（用水）	
排水	

5　転用申請土地に係る決済

地　目	要決済金額	積算根拠	決済の時期・方法
田		1㎡当たり　　円	
畑		1㎡当たり　　円	
そ　の　他			
計			

6　土地改良区と転用者（権利の移転を伴う場合は権利の取得者及び権利の移転者を含む。）との当該転用申請に係る協議の内容

（注.）協定書、誓約書等関係書類を添付すること。

7　その他参考事項

（記載要領）

国、県、公団営土地改良事業の受益地である場合はその事業の概要（事業主体、事業規模、受益面積等）等参考となる事項を記載すること。

（別紙様式例第 25 号） 農地改良届出書（参考例）

農 地 改 良 届 出 書

年　　月　　日

○○○農業委員会長　様

届　出　者
（土地所有者）　住所
氏名
電話
（耕　作　者）　住所
氏名
電話

下記のとおり農地の改良をしたいので届出します。

記

1　土地の所在、地番、面積並びに所有者及び耕作者の氏名

土地の所在	地番	地目	面積(㎡)	変更後の利用状況	所有者氏名	耕作者氏名
合　計　　㎡　〔田　　㎡　畑　　㎡　その他（　　）　　㎡〕						

2　農地改良を必要とする理由

3　事業予定年月日

着手　　年　　月　　日　～　完了　　年　　月　　日

4　事業の内容

(1) 施工業者

住所

氏名

(2) 埋立土の種類

山土　　その他（具体的に：　　）

(3) 埋立土の採取場所

採取場所

(4) 改良の種類

湿田のかさ上げ　　田畑転換　　その他（　　）

5　被害防除措置

6　作物作付計画の概要

添付書類

(1) 当該地及びその周辺の分かる地図〔位置図〕
(2) 土砂の搬入、排出の経路の分かる図面〔位置図に記入してもよい。〕
(3) 造成（配水）方法の分かる図面〔造成（配水）計画概略図〕
(4) 届出者及び業者連名の産業廃棄物で埋立てしない旨の誓約書（任意様式）

（別紙様式例第 26 号） 農地改良に伴う事業完了届（参考例）

農地改良に伴う事業完了届

年　　月　　日

○○○農業委員会長　様

届出者　住所
氏名

　　年　　月　　日付けで届出した農地の改良について、下記のとおり完了したので報告します。

記

１　改良した土地

市　　町　　大字　　字　　番地
郡　　村
他　　筆　　㎡

２　事業期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３　現況写真

（別紙様式例第 27 号）　雇用に関する協定書（参考例）

雇用に関する協定書

○○市（以下甲という。）と、△△会社（以下乙という。）とは、乙の甲への◇◇◇出店計画（以下「本計画」という。）に伴う従業員の雇用について、次のとおり協定する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲、乙は信義を重んじ、誠実にこの協定に定める条項を履行するものとする。

（建設する施設）

第２条　乙の建設する次の施設は、農業従事者（農業従事者の世帯員を含む。以下同じ）の安定的な就業機会の確保に資するものとする。

施設の種類：

施設の建設場所：

（農業従事者の雇用の確実性）

第３条　乙は従業員について、別紙雇用計画書のとおり農業従事者を採用し、農業従事者の就業機会を確保するものとする。

（雇用実績の報告等）

第４条　乙は、第２条に掲げる施設における雇用実績を、当該施設の供用開始後、甲に報告するものとする。

２　乙は、農地転用許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から３か月後及びその後１年ごとに工事の進捗状況報告を、また、当該許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく工事完了報告書を、甲に農業委員会と併せて提出するものとする。

（必要な措置等）

第５条　甲は、当該施設において雇用された者に占める農業従事者の割合が３割を満たない場合には、雇用計画の達成に向けて乙と調整を図るなど、必要な措置を講ずるものとする。

２　乙は、甲が前項の措置を講じた場合には、その後、毎年、前条第１項の報告※をするものとする。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、農地法等の趣旨に基づき、甲・乙両者協議の上、円滑な解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、両者記名押印の上各自１通を保有する。

年　　月　　日

甲

乙

※当該施設における雇用実績の報告を求める期間については、毎年とされていること。
（「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成 12 年６月１日付け 12 構改Ｂ第 404 号農林水産事務次官通知）第６－１－（１）－②－イ参照）

雇　用　計　画　書

（転用事業者）

住 所 等

事業者名

１　転用事業に係る雇用計画

職　種　等	雇用者総数	うち、新たな地元雇用者数	
			うち、農業従事者数
合　　計			（雇用割合　　％）

２　農業従事者の割合が３割未満となった場合にその割合を３割以上に増やすために講ずべき措置※等

※「講ずべき措置」の具体例としては、
・被雇用者の年齢条件を緩和した上で再度募集をすること
・近隣自治体に範囲を広げて再度募集すること
等が想定される。
（「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け経営第 4530 号、21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）
第２－１－（１）－イ－(イ)－c－（ｃ）参照）

（別紙様式例第28号）　雇用実績の報告状況等管理表

番号	市町村・担当課名	農地転用に係る土地の所在・地番	面積（m2）	転用事業者		職種等	雇用者総数	うち、新たな地元雇用者数		雇用割合（%）	前回報告時の雇用割合（%）	農業従事者の割合が3割未満となった場合にその割合を3割以上に増やすために講ずべき措置等	協定締結日
				住所	事業者名				うち、農業従事者数				
	（記載例）〇〇市・産業課	〇〇市〇〇字〇〇123-45　他〇筆	6,000	〇〇市〇〇字〇〇123-45	(株)岐阜工業	自動車部品等製造	100	30	8	26.7%		・被雇用者の年齢条件を緩和した上で再度募集をする。 ・近隣自治体に範囲を広げて再度募集する。	R7.4.1
1													
2													
3													

（別紙様式例第29号）　融資（見込）証明書（参考例）

融 資（見 込）証 明 書

（借入希望者）
住所
氏名　　様

当方では、個人住宅建築に必要な資金融資について、下記のとおりあなたから相談を受けており、農地転用の許可を条件に、融資する見込みであることを証明します。

記

１　融資相談日
年　　月　　日

２　融資希望金額
円

３　住宅建築予定地
㎡

年　　月　　日

（証明者）
金融機関名
支店名
担当者名
電話番号

（別紙様式例第30号）　転用資金に係る確約書（参考例）

転 用 資 金 に 係 る 確 約 書

（農地法第　条許可申請者）

住　所

氏　名

記

資金の種別	①　貸　付　　②　贈　与
予定金額	
申　請　地	
事業の内容	

私は、上記の者が農地法第　条による許可申請するに当たり、私に資金があることを示す書面を添付のうえ、同人に転用事業に必要な資金を貸付・贈与する予定であることを確約します。

年　　月　　日

（資金の貸付・贈与者）

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

続　柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

添付資料　　残高証明書・預金通帳の写し
その他（　　）

（別紙様式例第31号）　贈与契約書（参考例・記載例）

収入印紙

贈 与 契 約 書

別紙目録記載の不動産は、贈与者　（A）　の所有であるが、　（A）　はこれを受贈者　（B）　に贈与することを約し、　（B）　はこれを受諾した。

なお、　　年　　月　　日までに別紙目録記載の不動産の引渡し及び所有権移転の登記を申請することを確約する。

本契約を証するため、この証書２通を作成し、各自その１通を保存するものとする。

年　　月　　日

贈与者　住　所
　　氏　名

受贈者　住　所
　　氏　名

別紙　土地その他の物件の目録

土地その他の物件の表示	
不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所　　在	○○市○○町一丁目
地　　番	２３番
地　　目	畑
地　　積	１２３．４５平方メートル

（別紙様式例第 32 号） 委任状（参考例）

委　　任　　状

住　所
氏　名

私は上記の者に下記のことを委任する。

記

1　　番地　　㎡

上記土地に係る農地法第〇条の規定による許可申請書の作成、申請、補正、取下げ、許可書の受領、許可後の進捗状況報告及び完了報告に関する権限

年　　月　　日

住　所
氏　名

（別紙様式例第32号の２）　（行政書士が代理人となる場合）委任状（参考例）

委　　任　　状

事務所
氏　名　　行政書士
　　登録番号
連絡先

私は、上記の者を代理人と定め下記の事項に関する権限を委任する。

記

1　農地法第〇条の規定による許可申請書の作成、申請、補正、取下げ、許可書の受領、許可後の進捗状況報告及び完了報告に関する権限

2　不動産（申請地）の表示

m^2

3　転用の目的

私は以上の委任を明確にするため次に記名捺印する。

年　　月　　日

委任者
　譲受人　住所
　　氏名
　譲渡人　住所
　　氏名

（注意事項）
行政書士法上、行政書士でない者は、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができない等が規定され、罰則が定められています。

（別紙様式例第 33 号）　地域計画区域内における一時転用等同意書（参考例）

同　意　書

年　　月　　日

（地域計画に位置付けられた農業を担う者・耕作者）
住　所
氏　名

私は、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する土地において、一時転用に係る事業が実施されることについて、下記のとおり同意します。

記

１　同意に係る土地の所在等

土地の所在	地　番	面積（㎡）	権利の種類
計			

２　同意する事項

私は、以下の【留意事項】を承知した上で、同意します。

【留意事項】

以下の記載事項を確認した上で、□をチェックしてください。

□①　一時転用に係る事業が完了※した後は、当該土地において耕作を行うこと。

※事業地が農地として使用し得る適切な状態に埋め戻されることをいいます。

□②　①に関して、事業完了後の土地が農地として使用し得る適切なものとなるため、

ア　事業完了後、地盤沈下が生じないようにすること

イ　事業完了後、農業機械の沈み込みや排水不良が発生する等の営農条件の支障が生じないようにすること

ウ　上記の事象が生じた場合は、転用事業者において速やかに是正措置が行われること

について、説明を受けたこと。

（記載要領）

(1)　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

(2)　対象となる土地は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条に基づく地域計画が策定された農地をいいます。

（別紙様式例第34号）　農地転用に係る報告書等の提出について（依頼）（参考例）

番　　号
年　　月　　日

（転用事業者）　様

○○○農業委員会
会長　○○　○○
（公印省略）

農地転用に係る報告書等の提出について（依頼）

日頃より、当○○市町村の農政および農業委員会活動に対しご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、○○年○○月○○日には、あなたから申請された事業計画に基づく転用事業に対し農地転用許可がなされ、その許可条件として各種報告書等の提出が必要とされているところです。

ついては、農地法第４条第７項又は同法第５条第３項により、農業委員会を経由し、当該事業の実施状況について岐阜県知事に報告する必要があることから、農地転用許可の際に付された条件に基づき、別表において該当する提出書類を適切な時期に提出いただきますようお願いいたします。

別表

状況等	提出書類	該当する転用事業	提出時期
該当 受理済	事業着手届	全て	転用事業に着手したとき
該当 非該当 受理済	事業完了報告書	全て	転用事業が完了したとき
該当 非該当 受理済	事業進捗状況報告書	全て	事業着手の日から３か月後及びその後１年ごと
該当 非該当 受理済	事業実施状況報告書	資材置場等目的の場合	事業完了の報告があった日から６か月ごと　３年間
該当 非該当 受理済	栽培実績書 及び 収支報告書※	営農型太陽光発電目的の場合	毎年２月末まで
該当 非該当 受理済	事業実施状況報告書	地域計画区域内における砂利採取の場合	農地復元後から ６か月ごと　１年間

※新制度（R6.4.1以降）による許可のみ対象

（記載要領）

「状況等」の欄については、当該報告書等に係る提出状況等が判別できるようにするものとする。

・該当　…　報告書等の提出が確認できないもの
・非該当　…　報告書等の提出対象外となるもの
・受理済　…　報告書等を受理している状況となっているもの

農地転用許可後の事業計画変更承認申請書

岐阜県知事　様

年　　月　　日

計画変更申請者（承継者）
住所
氏名
当初事業計画者（譲渡人）
住所
氏名

下記土地に係る農地法第　条の規定による転用許可については、　年　月　日付け岐阜県指令〇〇第　　号をもって許可されましたが、下記のとおり計画変更をしたいので、承認願います。

記

１　土地の表示

当初計画者	土地の所在の地番	地目		面積（㎡）	備　考
		台帳	現況		

２　当初計画者が、当初計画どおり事業を遂行できない理由

３　承継者の事業計画の詳細及び緊急性

・事業計画　変更前　着工　　年　月　日　　完了　　年　月　日
　　変更後　着工　　年　月　日　　完了　　年　月　日

４　事業計画に係る資金調達について（注.）

・資金調達計画　　変更前　　円
　　変更後　　円

５　転用によって生ずる周辺農業の被害防除に関する施設の概要

６　その他

（留意事項）
事業計画変更後の必要資金額が当初許可申請時に必要としていた資金額を上回る場合は、改めて資金計画に基づいて実施するために必要な資力があることを証する書面の添付が必要となります。

（別紙様式例第36号）　事業計画変更関係申請明細書

事業計画変更関係申請明細書

（○○○農業委員会・○○農林事務所）

<table>
<tr><td rowspan="3">市町村</td><td rowspan="2">承継人住所・氏名
譲渡人住所・氏名</td><td colspan="4" rowspan="2">申請地の表示</td><td>農地区分</td><td>用途区分</td><td rowspan="3">当初許可</td><td colspan="3" rowspan="2">変更の概要</td><td rowspan="3">変更の理由</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在</td><td rowspan="2">地番</td><td rowspan="2">地目</td><td rowspan="2">面積(㎡)</td><td colspan="2">開発許可区分</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>区分</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>承認日：　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="14">（説明欄）</td></tr>
</table>

（記載要領）

説明欄は，分筆の状況等，詳細な説明の記載に使用し，不要な場合は欄を削除すること。

（別紙様式例第37号） 農地転用事業計画変更承認書（参考例）

農 地 転 用 事 業 計 画 変 更 承 認 書

岐阜県指令〇〇第　　号
年　　月　　日

（申請者名）　様

岐阜県知事　〇〇　〇〇

別紙事業計画変更承認申請については、下記条件を付してこれを許可します。

記

条件

1　申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
2　承認後、3か月以内に事業に着手すること。また、着手後は遅滞なく事業着手届を、関係市町村農業委員会に提出すること。
3　承認に係る事業が完了するまでの間、本件事業着手の日から3か月後及びその後1年ごとに事業の進捗状況報告を、また、承認に係る事業が完了したときは、遅滞なく事業完了報告を、関係市町村農業委員会に提出すること。

注意事項

1　申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供しないときは、本件承認を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は事業その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがあること。
2　事業計画を変更しようとするときは、再度承認を受けること。
3　本件承認に係る転用の目的を達成したときは、土地の地目変更を行うこと。
　なお、本件承認に係る転用の目的が一時転用であるときは、事業完了報告時に土地の現況確認を受けること。

〔教　示〕※農地転用面積が４ha 以下となる場合

1　この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第４条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第 19 条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌
日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

〔教　示〕※農地転用面積が４ha 超となる場合

1　この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の２第１項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号））第 19 条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副２通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、岐阜県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、東海農政局長（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の２第２項に規定する事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（別紙様式例第38号）　違反転用事案報告書提出に係る勧告書（農業委員会 → 違反転用者）（参考例）

勧　告　書

第　　号
年　　月　　日

（違反転用者名）　様

○○○農業委員会会長　○○　○○

あなたは、次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第51条第１項第○号に該当しているので、早急に農地へ復元、又は違反を是正するために必要な措置等に係る下記の事項について書面により報告をするよう農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第１項に基づき勧告します。

また、農地へ復元する等違反を是正した場合は、当農業委員会までご連絡ください。

記

	土　地　の　所　在	地　　番	地　　目		面　積（㎡）	備　考
			登記簿	現　況		
違反行為に係る土地の所在等						
法第51条第１項に該当する内容及びその理由						

１　違反転用発生年月日

２　違反転用の内容

３　違反転用に係る関係者の氏名、住所及び職業

４　違反転用に至るまでの経過

５　今後の対応方針

（別記39）　違反転用事案報告書（参考例）

様式例第４号の14改

違　反　転　用　事　案　報　告　書

岐阜県知事　様

年　　月　　日

○○○農業委員会

農地法第51条第１項第○号に該当する事案が発生したので、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>調査年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>違反転用発生年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>違反転用の内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">違反転用に関係する土地の所在等</td><td rowspan="2">土地の所在</td><td rowspan="2">地番</td><td colspan="2">地目</td><td rowspan="2">面積（㎡）</td></tr>
<tr><td>登記簿</td><td>現況</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">違反転用に係る関係者の氏名、住所及び職業</td><td>関係者の種類</td><td>氏名及び名称</td><td>住所</td><td>職業</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>土地所有者
一般承継人</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>違反転用に係る事業者</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>転得者</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>工事請負人</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>工事下請人</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">転用許可処分の内容</td><td>許可年月日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>許可権者</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>許可に係る転用目的</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>許可に付した条件</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">許可を受けた転用事業者の氏名、住所及び職業</td><td>氏名</td><td colspan="2">住所</td><td>職業</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>違反転用に至るまでの経過</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>付近の農林水産業又は生活環境への被害の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>違反転用に関して他の法令等により許認可等を要する場合は、その手続等の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>土地利用計画との関係</td><td colspan="5">＜農業振興地域整備計画との関係＞
○農業振興地域決定の有無：　振興地域内　・　振興地域外　（告示　年　月　日）
○農用地区域決定の有無　：　農用地区域内　・　農用地区域外　（決定　年　月　日）

＜都市計画との関係＞
○都市計画区域決定の有無：　あり　・　なし
○（ありの場合）　計画区域内　・　計画区域外　（告示　年　月　日）

＜その他＞</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定土地改良事業等の実施状況</td><td>事業の種類</td><td>事業施行者</td><td>施行面積（㎡）</td><td>違反転用に関する面積（㎡）</td><td>施工時期</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>関係者からの事情聴取の内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>農業委員会のとった措置</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>農業委員会の意見</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>その他参考となるべき事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（添付書類）

1　土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

2　位置図及び周辺状況図

（記載要領）

1　「土地利用計画との関係」欄は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興域又は農用地区域、都市計画法に基づく市街化区域又は市街化調整区域、工場立地法に基づく調査対象団地その他の土地利用計画との関連及び影響の有無について記載すること。

2　２回目以降の報告書にあっては、「○○年○○年○○日に報告をした農地法第51条第１項第○号に該当する事案の現時点の状況について、次のとおり報告します。」と記載すること。

（別紙様式例第40号）　違反転用事案処理簿

違反転用事案の概要（　　年　月末現在）

番号	市町村名	土地の所在・地番	違反転用の内容	違反条項	農地区分	面積（㎡）	土地所有者		違反転用者		違反転用の発生原因・発生経緯	現在の状況					農振法			都市計画法					違反転用の発生年月日	違反転用の発見年月日	農業委員会からの報告年月日	実施年月日
							氏名・名称	職業・業種	氏名・名称	職業・業種		是正状況	違反転用者の態様（是正意思の有無等）	付近の農林水産業又は生活環境への被害の状況	是正の支障となっている事情	今後の対応方針	農業振興地域外	農業振興地域内 農用地区域内	農用地区域外	都市計画区域外	都市計画区域内 市街化区域内	都市計画区域内 市街化調整区域	都市計画区域内 非線引き（用途区域内）	都市計画区域内 非線引き（左以外）				
	（記載例1）〇〇市	〇〇市〇〇字〇〇123-45	産業廃棄物捨場	4条	農用地区域内	500	美濃　太郎	農業者	(有)〇〇	産廃処理業	違反転用者に農地法遵守の意識が低く、確信犯的に産廃を投棄した。 また、本件土地は耕作放棄地であり、土地所有者も本件土地が農地法の農地に当たるという認識がなかった。	未是正	指導（口頭、文書）を行ったが、是正意思はみられない	産業廃棄物から周辺農地に有害物質が流出しており、営農に支障が生じている	・違反転用者に是正意思がないこと ・土地所有者も金銭的な理由により原状回復困難	令和7年中に勧告を行い、それでも是正されないときは原状回復命令を行う		○		○						R5.12頃	R6.1.10	R6.2.1	R6.3.14 R6.6.30 R7.1.13
	（記載例2）〇〇市	〇〇町〇〇字〇〇6789	駐車場	5条	第１種農地	1,200	飛騨　次郎	農業者	同左	同左	農地を転用するには許可がいることを知らなかった。	追認許可済み	―	―	―	―			○					○	R6.8.25	R6.8.27	R6.8.30	R6.8.30
1																												
2																												
3																												

（別紙様式例第40号）　違反転用事案処理簿

違反転用事案の概要（　　年　月末現在）

番号	市町村名	土地の所在・地番	違反転用の内容	違反転用に対する是正措置の実施状況及び内容等																				追加時期
				口頭指導			文書指導				勧告				処分・命令（原状回復命令等）					刑事告発の実施年月日	行政代執行の実施年月日	追認許可の許可年月日	その他	
				内容	是正期限	結果	実施年月日	内容	是正期限	結果	実施年月日	内容	是正期限	結果	実施年月日	内容	是正期限	結果	処分等を行っていない場合には、その理由					
	（記載例1） ○○市	○○市○○字○○123-45	産業廃棄物捨場	原状回復を行うよう指導	R6.5.31 R6.8.31 R7.2.1	複数回口頭指導を行ったが、是正意思はみられなかった。	R6.4.30 R6.10.26	原状回復を行うよう文書にて指導	R6.7.30 R6.12.31	複数回文書指導を行ったが、是正意思はみられなかった。									勧告を行ったが是正履行期限までに原状回復がなされなかったことから、平成30年3月中に原状回復命令を行う予定。					
	（記載例2） ○○市	○○町○○字○○6789	駐車場	追認許可申請を行うよう指導	R6.10.30	是正期限内に追認許可申請を行うとの回答を得た。																R6.11.29		
1																								
2																								
3																								

（別紙様式例第41号）　立入調査に係る身分を示す証明書（参考例）

（表）　　（案）

身　分　証　明　書

第　　号

所　　属

職

氏　　名

有効期限　　年　月　日

この者は、農地法第49条第１項の規定により他人の土地又は工作物に立入って調査又は測量することができる者であることを証する。

年　月　日

岐阜県知事　○○　○○　印

（裏）

農地法（抜すい）

第49条（立入検査）

１　農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長は、この法律による買収その他の処分をするため必要があるときは、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入って調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させることができる。

２　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、その土地又は工作物の所有者、占有者その他の利害関係人にこれを提示しなければならない。

３　（略）

４　第１項の規定による立入は、工作物、宅地及びかき、さく等で囲まれた土地に対しては日出から日没までの間でなければしてはならない。

５　（略）

６　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（別紙様式例第42号）　勧告書（参考例）

様式例第４号の15改

第　　号
年　　月　　日

（違反転用者名）　様

岐阜県知事　○○　○○

勧　告　書

あなたは、次のとおり、農地法第51条第１項第○号に該当しているので、○○年○○月○○日までに工事その他の行為を停止してください。（又は原状回復その他違反を是正するために必要な措置をしてください。）

なお、これに応じない場合には、同項の規定による処分（命令）をする方針です。

そのため、これに対して意見があるときは、この通知を受けた日から起算して○日以内※に書面又は口頭によりその事情を弁明してください。

なお、口頭により弁明される場合には、事前にその旨を当庁に連絡の上、出頭願います。また、その際は意見の要旨を書面により提出してください。

※日時を指定する場合　○○月○○日○○時まで

	土地の所在	地番	地目		面積（㎡）	備　考
			登記簿	現　況		
違反行為に係る土地の所在等						
法第51条第１項に該当する内容及びその理由						

（留意事項）

この通知を受けた日の翌日から起算して○日以内に弁明することができない場合には、その理由を当職（　　）に連絡してください。

（別紙様式例第43号）　勧告（・通知・命令）後の履行完了状況（・履行状況）報告書（参考例）

年　　月　　日

岐阜県知事　様
（○○○農業委員会会長　様）

住所
氏名

農地法第51条第１項第　号に基づく勧告（・通知・命令）後の履行完了（履行状況）報告について

先に、農地法第51条第１項第　号の規定により是正勧告（・通知・命令）を受けた土地の履行完了（履行状況）を下記のとおり報告します。

記

１　勧告（・通知・命令）年月日

２　勧告（・通知・命令）番号

３　違反行為に係る土地の所在

４　違反行為に係る地目、地積

５　違反行為の内容

６　勧告（・通知・命令）に係る履行完了状況（・履行状況）

勧告（・通知・命令）の内容	履行完了状況（・履行状況）		
	履行着手年月日（又は予定年月日）	履行完了年月日（又は予定年月日）	履行進捗率（％）

（記載要領）

1　（　）内において不要の語句があるときは、取消し線により抹消すること。

2　勧告、通知又は命令に係る履行完了状況（履行状況）は、記６に記入するとともにその概要を記載し必要に応じて是正されたことが分かる図面、現況写真等を添付すること。

3　是正処置が当初計画どおり進捗していない場合※1は、その理由及び今後の見通しを詳細に記載すること。

※1　遅延又は未着手となっている場合

4　知事による勧告、通知又は命令に対する報告は、農業委員会、県農林事務所を経由して２部※2提出すること。

※2　農業委員会、県農村振興課分

（別紙様式例第44号）　農地の無断転用に対する措置についての照会書（参考例）

農地の無断転用に対する措置についての照会書

年　　月　　日

○○農林事務所長　様

○○○農業委員会会長（○○○農業委員会事務局長）

年　　月　　日付け第　　号で　　から照会のあった件につき調査の結果、農地の無許可転用であることが判明したのでその取扱いについて照会する。

なお、その概要は次のとおりである。

記

<table>
<tr><td>1 調査年月日</td><td colspan="9">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>2 調査者氏名</td><td colspan="2">農業委員
又は農地利用最適化推進委員</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">農業委員会担当職員</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">3 土地の表示と現況地目</td><td colspan="2">所　　在</td><td colspan="2">地　　番</td><td>登記簿
地　目</td><td colspan="2">土地所有者の氏名・住所
氏　名</td><td>住　　所</td><td>現況地目</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">4 他法令による規制関係</td><td colspan="4">都　市　計　画　法　関　係</td><td colspan="3">農　振　法　関　係</td><td>そ　の　他</td></tr>
<tr><td colspan="2">線引都市計画</td><td colspan="2">非線引都市計画</td><td colspan="2">農振地域内</td><td rowspan="2">農　振
地域外</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>市街化
区　域</td><td>市 街 化
調整区域</td><td>用途地域</td><td>用　途
地域外</td><td>農用地
区域内</td><td>農用地
区域外</td></tr>
<tr><td>5 違反転用の経緯・概要</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>6 付近農地への被害状況</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">7 原状回復の必要性について</td><td></td><td colspan="8">原状回復の必要性が認められる。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="8">原状回復の必要性が認められない。</td></tr>
<tr><td>8 その他特記事項</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>9 添付書類</td><td colspan="9"></td></tr>
</table>

（別紙様式例第45号）　農地の無断転用に対する措置についての回答書（参考例）

農地の無断転用に対する措置に係る照会についての回答書

年　　月　　日

○○○農業委員会会長（農業委員会事務局長）　　様

岐阜県○○農林事務所長

年　　月　　日付け第　　号により貴農業委員会から照会のあった件については、下記のとおり回答する。

記

照会のあった土地は、農地法に基づく原状回復命令が発せられる可能性が

	ある
	ない

（留意事項）
農業委員会から照会を受けた農林事務所長は、遅滞なく現地調査を行うとともに、その調査結果等に基づき、該当する箇所に○を記載すること。

（別紙様式例第46・47号）　農地法第４条又は第５条の規定に基づく許可があったことの証明願・証明書（参考例）

証　明　願

年　　月　　日

岐阜県知事　様

交付申請者　住所
氏名

下記の許可が、現在取り消されていないことを証明してください。

記

農地法第○条の許可、　　年　　月　　日付け岐阜県指令○○第　　号

転用目的　：
申 請 地　：
譲 受 人　：
譲 渡 人　：

（市町村農業委員会の確認）

第　　号
年　　月　　日

上記のとおり相違ないことを確認しました。

農業委員会会長

許可があったことの証明書

第　　号
年　　月　　日

上記許可が、上記のとおり許可がされており、かつ、取り消されていないことを証明する。

岐阜県知事

（別紙様式例第48・49号）　農地転用許可書等を添付できない場合における
土地現況確認申請書・土地現況確認書（参考例）

農地転用許可書等を添付できない場合における
土地現況確認申請書

不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく地目変更に係る土地の表示に関する登記申請に使用するため、下記農地転用許可（又は農地転用許可事業計画変更承認）に係る転用の目的を達成し、土地の現況が農地又は採草放牧地でないことを確認願いたく申請します。

年　　月　　日

（転用事業者）住　所
氏　名

○○○農業委員会　様

記

1　農地転用許可に係る事項

転用事業者 住所　氏名		
譲渡人住所氏名		
農地転用許可区分	農地法第○条の許可	
許可年月日番号	年　月　日付け岐阜県指令○○第　号	
転用目的		

土地の所在	地番	地目		面積（㎡）	備考
		登記簿	現況		
計					

2　農地転用許可計画変更承認に係る事項

変更後の 転事業者 住所・氏名	
変更前の 転用事業者 住所・氏名	
変更承認区分	転用事業者の変更　　転用目的の変更　　その他（　　）
承認年月日番号	年　　月　　日付け　　指令　　第　　号
変更後の 転用目的	
変更前の 転用目的	

土地の所在	地番	地目		面積（㎡）	備考
		登記簿	現況		
計					

3　農地転用許可書（事業計画変更承認書）を提出できない理由

4　その他

土地現況確認書

第　　号

上記のとおり相違ないことを確認する。

年　　月　　日

○○○農業委員会

（別紙様式例第50号）　農地法第４条の許可の取消願（参考例）

年　　月　　日

岐阜県知事　様

申請人　住所
氏名

農地法第４条の許可の取消願

年　　月　　日付け岐阜県指令〇〇第　　号でもって農地法第４条の規定により農地転用許可があった下記の土地については、許可を取り消し願います。

記

１　農地転用許可があった土地

２　取消しを求める理由

（別紙様式例第51号）　農地法第５条の許可の取消願（参考例）

年　　月　　日

岐阜県知事　様

申請人（譲受人）住所
氏名

（譲渡人）住所
氏名

農地法第５条の許可の取消願

年　　月　　日付け岐阜県指令〇〇第　　号でもって農地法第５条の規定により農地転用許可があった下記の土地については、許可を取り消し願います。

記

１　農地転用許可があった土地

２　取消しを求める理由

（別紙様式例第52号）　農地法第４条許可取消指令書（参考例）

岐阜県指令○○第　　号
年　　月　　日

（申請者名）　様

岐阜県知事　○○　○○

農地法第４条の許可の取消しについて

年　月　日付け岐阜県指令○○第　　号でもって農地法第４条の規定により農地転用許可した下記の土地については、申請に基づき許可を取り消す。

記

１　土地の所在

２　地目

３　面積

（別紙様式例第53号）　農地法第５条許可取消指令書（参考例）

岐阜県指令○○第　　号
年　　月　　日

（申請者　譲受者名）　様
（申請者　譲渡者名）　様

岐阜県知事　○○　○○

農地法第５条の許可の取消しについて

年　月　日付け岐阜県指令○○第　　号でもって農地法第５条の規定により農地転用許可した下記の土地については、申請に基づき許可を取り消す。

記

１　土地の所在

２　地目

３　面積

（別紙様式例第54号）　許可申請却下指令書（参考例）

岐阜県指令○○第　　号
年　　月　　日

（申請者名）　様

岐阜県知事　○○　○○

年　　月　　日付けで申請のあった農地法第○条第○項の規定による許可申請については、下記の理由により却下する。

記

１　土地の表示

土地の所在	地番	地目	面積　（㎡）

２　理　　由

※記載例
本申請は　　年　　月　　日付けで申請人（　　）から取り下げられ、農地法施行規則第10条第１項（又は農地法施行規則第50条第１項）に規定する連署の要件を欠くため。

〔教　示〕　※農地転用面積が４ha 以下となる場合

1　この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第４条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第 19 条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（別紙様式例第55号） 農地転用不許可指令書（参考例）

岐阜県指令○○第　　号
年　　月　　日

（申請者名）　様

岐阜県知事　○○　○○

別紙申請については、下記の理由により許可しない。

記

・許可しない理由

〔教　示〕　※農地転用面積が４ha 以下となる場合

1　この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第４条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第 19 条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（別紙様式例第56号）　農地転用事業計画変更不承認書（参考例）

岐阜県指令○○第　　号
年　　月　　日

（申請者名）　様

岐阜県知事　○○　○○

別紙申請については、下記の理由により承認しない。

記

・承認しない理由

〔教　示〕　※農地転用面積が４ha以下となる場合

1　この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第４条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（別紙様式例第57号）　買受適格証明願（参考例）

買受適格証明願

岐阜地方裁判所　　支部、　　年（　　）第　　号公告に係る別紙物件目録記載の土地の買受適格者であることを証明するため、下記農地転用許可に係る転用の目的を達成することができる者であることを確認願いたく申請します。

年　　月　　日

住　所
氏　名

岐阜県知事　様

記

転用事業者 住所　氏名		
農地転用許可区分	農地法第５条の許可	
転用目的		

土地の所在	地番	地目		面積（㎡）	備考
		登記簿	現況		
計					

（記載要領）

1　買受適格証明願の添付書類として以下の書面が必要となること。
(1) 農地法第５条の許可申請書（譲渡人は空白）
(2) 上記申請に必要となる全ての添付書類

2　買受適格証明書が交付され、競売に入札し落札したときは、所有権移転のため、再度農業委員会に農地法第５条の許可申請をし、許可書の交付を受けることが必要となること。また、その際は、原則許可となること。

3　当該買受適格証明願に添付して提出された書面については、許可申請書、協議書又は届出書の末尾に、買受適格証明願に添付したことにより添付しない旨を記載して、添付することを省略して差し付けないこと。

（別紙様式例第58号）　買受適格証明書（参考例）

岐阜県指令○○第　　号

買受適格証明書

岐阜地方裁判所　　支部、　　年（　　）第　　号公告に係る別紙物件目録記載の土地の買受適格者であることを証明する。

年　　月　　日

岐阜県知事　○○　○○

割
印

（別紙様式例第59号） 農地賃貸借解約書（参考例）

農地賃貸借解約書

下記土地についての賃貸借契約を　　年　　月　　日付けで合意解約し、賃借人は賃貸人に対し　　年　　月　　日に土地を引き渡すこととする。

年　　月　　日

（賃貸人）住所
氏名

（賃借人）住所
氏名

記

土地の所在	地番	地目		面積（㎡）	備考
		登記簿	現況		

※空欄の最上欄に（以下余白）と記載すること。

（留意事項）
農地中間管理事業により転貸された農地を地権者に返還する場合、「出し手－農地中間管理機構（以下「機構」）」と「機構－受け手」の合意解約書がそれぞれ必要となります。

（別紙様式例第60号） 農地使用貸借解約書（参考例）

農地使用貸借解約書

下記土地についての使用貸借契約を　　年　　月　　日付けで合意解約し、使用借人は使用貸人に対し　　年　　月　　日に土地を引き渡すこととする。

年　　月　　日

（使用貸人）住所
氏名

（使用借人）住所
氏名

記

土地の所在	地番	地目		面積（㎡）	備考
		登記簿	現況		

※空欄の最上欄に（以下余白）と記載すること。

（留意事項）
農地中間管理事業により転貸された農地を地権者に返還する場合、「出し手－農地中間管理機構（以下「機構」）」と「機構－受け手」の合意解約書がそれぞれ必要となります。

（別紙様式例第61号）　非農地通知書（参考例）

非 農 地 通 知 書

年　　月　　日

様

○○○農業委員会
会長　○○　○○

貴殿が所有（借受）する土地は農地法第２条第１項の農地に該当しない旨判断しましたのでお知らせします。

このため、下記土地の登記について、登記簿地目の変更登記を行うよう要請します。

なお、農業委員会は、下記土地について、農地台帳を整理するとともに、併せて市町村等関係機関に対し、農地法第２条第１項の農地に該当しない旨を通知することを申し添えます。

記

土 地 の 所 在 ・ 地 番	地　目		面　積（㎡）	
	登記簿	現況	登記簿	実測

（別紙様式例第62号）　非農地通知一覧表（参考例）

非農地通知一覧表

年　　月　　日現在
○○○農業委員会会長　○○　○○

土地の所在・地番	地目		面積（㎡）		所有者氏名	議決年月日	発行日	その後の状況
	登記簿	現況	登記簿	実測				

（別紙様式例第63号）　「農地法の運用について」第3-5-(3)に基づく情報提供（参考例）

農委第　　号
年　　月　　日

農地中間管理機構
一般社団法人岐阜県農畜産公社
理事長　○○　○○　様

○○○農業委員会
会長　○○　○○

「農地法の運用について」第３－５－(3)に基づく情報提供

「農地法の運用について」第３－５－(3)の規定に基づき、利用意向調査を実施しましたので、その農地の状況等について情報提供します。

記

（対象農地）別紙一覧のとおり

（別紙様式例第63号の２）　「農地法の運用について」第3-5-(3)に基づく情報提供に係る対象農地別紙一覧（参考例）

利用意向調査を行った遊休農地の情報提供一覧表（　　年）

市町村名:

整理番号	調査日	1．基礎情報									2．遊休農地の状況													3．特記事項	4．農業委員会	
					地目			所有者等			農地自体の状況				農地周辺の状況					その他							
											(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
		大字	字	地番	登記簿	現況	面積(㎡)	氏名	住所	電話番号	再生の難易度	基盤整備未実施	急傾斜・不整形・狭小	日照不足	進入路無	水路・用水無	隣接農地との接続無	境界未確定・不明等	鳥獣被害等有	登記状況	基盤整備・再生計画	地域計画作成	借受意向		・担当農業委員・推進委員名	連絡先
1																										
2																										
3																										
4																										
5																										
6																										
7																										
8																										
9																										
10																										

（別紙様式例：記載例）

利用意向調査を行った遊休農地の情報提供一覧表（　　年）

市町村名：

整理番号	調査日	1．基礎情報									2．遊休農地の状況													3．特記事項	4．農業委員会	
					地目		面積（㎡）	所有者等			農地自体の状況				農地周辺の状況					その他						
											(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
		大字	字	地番	登記簿	現況		氏名	住所	電話番号	再生の難易度	基盤整備未実施	急傾斜・不整形・狭小	日照不足	進入路無	水路・用水無	隣接農地との接続無	境界未確定・不明等	鳥獣被害等有	登記状況	基盤整備・再生計画	地域計画作成	借受意向		・担当農業委員名	連絡先
1	R2.10.31	霞ヶ関	農林水産省	1234-56	畑	畑	12,345	農地　太郎	東京都千代田区霞が関１－２－１－１０１－１００	0000-000-000	中		○						○	相続未登記			B	単独では面積が狭小であるが、隣接農地と一体的に利用することで効率利用が見込まれる（隣接地耕作者に働きかけているが、慎重であり、関係者で働きかけたい）	有効　利用	1111-11-1111
2	R2.10.31	霞ヶ関	農林水産省	1234-57	畑	畑	12,345	農地　次郎	東京都千代田区霞が関１－２－１－１０１－１０１	0000-000-001	低		○							登記済 仮登記有		○	C	昭和50年代に基盤整備を実施した農地であるが、棚田状であることから作業効率が悪いものの、地域としては企業参入も含めて活用したい意向。	有効　利用	1111-11-1111
3	R2.10.31	霞ヶ関	農林水産省	1234-58	畑	畑	12,346	農地　三郎	東京都千代田区霞が関１－２－１－１０１－１０２	0000-000-002	低									登記済 抵当権有		○	A	基盤整備地区内の優良農地に隣接しており、解消が急務。所有者は高齢で耕作が困難であるが、親族以外への貸付けを拒否しており、丁寧な話し合いが必要。	有効　利用	1111-11-1111
4	R2.10.31	霞ヶ関	農林水産省	1234-59	田	田	12,346	農地　四郎	東京都千代田区霞が関１－２－１－１０１－１０３	0000-000-003	低	○	○			○				登記済	○	○	A	周辺地域を含めた基盤整備事業の実施を計画しており、既に担い手から借受希望があることから、事業実施後には解消が見込まれる。	有効　利用	1111-11-1111
5	R2.10.31	霞ヶ関	農林水産省	1234-60	畑	畑	12,346	農地　五郎	東京都千代田区霞が関１－２－１－１０１－１０４	0000-000-004	高	○	○				○	○	○	相続未登記			C	中山間地域でも特に山際に隣接した狭小不整形な農地であり、昨年、所有者が離農したことに加え、周辺は非農地化しており、解消は困難と見込まれる。	有効　利用	1111-11-1111

利用意向調査を行った遊休農地の情報提供一覧表
【記入要領】

1　本様式は、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。）第３の５の(3)に基づき、農業委員会から農地中間管理機構への情報提供を行うために農業委員会が作成する。

2　農地中間管理機構は、本様式の記載事項を参考に、農地中間管理権を取得する基準に適合するかを判断することから、農業委員会は、機構が判断をするのに十分な情報を記入する。

3　農業振興地域外の遊休農地については記入しない。

4　「２．遊休農地の状況」、「３．特記事項」、「４．農業委員会」の各欄は、次のとおり記入する。なお、「耕作に支障となる場合」とは、当該農地で一般的な耕作を行う場合を想定すること。

- 「(1)再生の難易度」欄は、荒廃の状況（雑草や竹木の繁茂、石礫や廃棄物等の混入、排水不良等）を踏まえ、耕作を再開するに当たっての難易度を低（容易）、中（中程度）、高（困難）で記入する。
- 「(2)基盤整備未実施」欄は、基盤整備が行われていない場合は〇を記入する。
- 「(3)急傾斜・不整形・狭小」欄は、周辺農地と比較して傾斜が大きい場合や、区画が不整形・狭小で農業機械による作業に支障が生じるなど、当該農地での耕作に支障となる場合は〇を記入する。
- 「(4)日照不足」欄は、周囲を森林に囲まれて、日照が著しく阻害されており、当該農地での耕作に支障となる場合は〇を記入する。
- 「(5)進入路無」欄は、当該農地に侵入するための道路がない場合は〇を記入する。
- 「(6)水路・用水無」欄は、水路がない、地下水利用ができないなど、用水が確保できず、当該農地での耕作に支障となる場合は〇を記入する。
- 「(7)隣接農地との接続無」欄は、他の農地と隣接しておらず、団地化が見込めない場合は〇を記入する。
- 「(8)境界未確定・不明等」欄は、境界が確定していない場合や、杭や畦畔で境界が判別できない場合、境界に関して隣接土地所有者と紛争等が生じている場合は〇を記入する。
- 「(9)鳥獣被害等有」欄は、当該農地又はその周辺で鳥獣被害等が発生しており、当該農地での耕作に支障となる場合は〇を記入する。
- 「(10)登記状況」欄は、当該農地の登記状況について、登記済、相続未登記、仮登記有、抵当権有等の状況を記入する。
- 「(11)基盤整備・再生計画」欄は、当該農地について、基盤整備事業や荒廃農地を再生する事業の計画があれば、〇を記入する。
- 「(12)地域計画作成」欄は、当該農地の所在する地域で地域計画が作成されていれば、〇を記入する。
- 「(13)借受意向」欄は、当該農地の借受意向について、A（意向あり）、B（再生されること等の条件付きで意向あり）、C（意向なし）のように記入する。
- 「(14)特記事項」欄は、上記のほか、農地中間管理機構が取得基準に適合するかの判断を行う場合に参考となる事項を記入する。
  （例）①周辺一帯が遊休農地化しており一体的な解消が必要、②使用貸借可能、
  ③土地改良賦課金有り、④直接支払制度を活用している地域、⑤周辺で企業が参入、
  ⑥集落営農法人の活動エリア　等
- 「(15)担当農業委員・推進委員名」、「(16)連絡先」欄は、当該エリアを担当している農業委員又は農地利用最適化推進委員の氏名、連絡先を記入する（必要に応じて農地中間管理機構から問い合わせを行う）。

5　本様式には次の資料を添付する。
①当該農地の位置図（所在が分かるもの）
②当該農地の写真（荒廃状況や隣接土地の状況等、農地中間管理機構が取得基準に適合するかの判断を行う際に参考となるもの）

本様式例は標準的な様式を示すものであり、実際の様式や添付資料については、地域農業の特性を踏まえ、農地中間管理機構と関係機関が協議の上、作成するものとする。

５　農地転用許可事務の適正化及び簡素化について

（令和４年３月31日付け３農振第3013号都道府県知事あて農林水産省農村振興局長通知）

農地転用許可事務については、これまでもその事務の適正な処理をお願いしてきたところですが、「規制改革実施計画」（令和３年６月18日閣議決定）においては、農地転用手続全般の運用のばらつきについて対応を検討し、地方公共団体の制度担当者へ通知することとされたところです。

これを踏まえ、農林水産省においては、これまで農地転用許可事務実態調査、国と地方の協議の場等を通じ、農地転用許可制度について、地域ごとにどのような差異が見られるかという観点から調査を行ったところ、法令、審査基準等の根拠を明確にしていない、理解不足又は誤った解釈により制度が運用されている等の不適切な事例がみられたところであり、こうした事例が、農地転用許可制度への不公平感及び不信感を助長し、運用のばらつきとして認識されていることが考えられるところです。

このため、都道府県知事等（農地法（昭和27年法律第229号）第４条第１項の都道府県知事等をいう。）及び農業委員会は、下記に御留意の上、関係法令及び関係通知に定めるところによるほか、自ら定める審査基準等に基づき農地転用許可制度を適切に運用されるよう、特段の御配慮をお願いします。

なお、このことについて、市町村及び農業委員会の担当者まで行き渡るよう、貴管内市町村及び農業委員会に対して貴職から御通知願います。

記

１　審査基準の取扱いについて

（１）適切な審査基準の策定について

行政手続法（平成５年法律第88号）上、行政庁は申請により求められた許認可等の可否をその法令の定めに従って判断するために必要とされる審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならないものとされている（同法第５条第２項）が、その内容はあくまでも法令の規定の解釈として許容される範囲内のものであることが必要であること。

この点、農地転用許可基準は、農地法、農地法施行令（昭和27年政令第445号）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「規則」という。）で定められており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈、手続等については、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年６月１日付け12構改Ｂ第404号農林水産事務次官依命通知）その他の関係通知により定められているところであるが、農地転用許可権限を有する地方公共団体において審査基準を定めるに当たっては、それらの規定に即した内容を定めるよう留意すること。

（２）審査基準の公表について

行政手続法第５条第３項の規定により、行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、審査基準を公にしておかなければならないこととされているが、令和２年度に都道府県及び指定市町村を対象に農地転用許可に係る審査基準の公表等の状況について調査をしたところ、当該審査基準を公表していない地方公共団体が見受けられた。

このため、農地転用許可権限を有する地方公共団体においては、当該審査基準を定め、これを農地転用許可に係る申請先である農業委員会等に備え付けるとともに、ホームページに公表することを徹底し、農地転用許可処分に係る公平性の確保と透明性の向上を図ること。

２　農地転用許可事務の運用のばらつきに係る個別の留意点について

（１）農地転用許可を要しない農業用施設の取扱いについて

①　農地の保全又は利用の増進のために必要な施設

規則第29条第１号に規定する「耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため」に供する農業用施設については、当該農業用施設に供する面積が２アール以上であっても農地の転用の制限の例外に該当し、農地転用許可は、要しないこと。

なお、当該農業用施設としては、ため池、排水路、階段工、土留工、防風林、防護柵等の災害を防止するために必要な施設及びかんがい排水施設、農道等の土地の農業上の効用を高めるために必要な施設がこれに該当すること。

② 農業用施設への進入路その他の関連施設

規則第29条第１号に規定する「その農地（２アール未満のものに限る。）をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のため」に供する農業用施設については、当該農業用施設への進入路をコンクリートで舗装する場合等、農業用施設を利用する上で不可欠な施設等を整備する場合には、これを農業用施設と一体のものとして取り扱い、当該農業用施設に供する土地の面積と進入路等として当該農業用施設と一体的に整備する土地の面積とを合計した面積が２アール未満であるか否かにより判断することが適当であること。

③ 農業用施設を複数回設置する場合の取扱い

②の農業用施設を複数箇所又は複数回にわたって設置する場合の取扱いについては、同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとするときの農地の面積の合計が２アール未満であるか否かで許可の要否を判断することが適当と考えられること。

よって、同一の事業主体が一連の事業計画の下で、農業用施設を複数箇所設置する場合には、その規模の合計が２アール以上となる場合には農地転用の許可を要することとなること。他方、一連の事業計画に従って事業が完了した後に、当該事業とは別に新たに２アール未満の規模の農業用施設を設置しようとする場合には、農地転用許可は要しないこととなること。

このため、規則第29条第１号に基づく農地転用許可制度の取扱いの運用に当たっては、あらかじめ施設設置者の一連の事業計画の内容と耕作又は養畜の事業の内容を確認しておくことが適当であること。

（２）借地に農業用施設を建設する場合の取扱いについて

賃借権を有する農業者が、当該賃借権に係る農地に農業用施設を設置しようとする場合については、賃貸借契約を一旦解約し、改めて農業用施設用地に転用するための権利設定を行う方法のほか、賃貸人である農地の所有者の同意が得られる場合には、賃貸借契約を解約することなく、既に設定されている賃借権に基づいて農業用施設を設置することも可能であること。

このため、農業者年金の支給に影響がある場合等を除き、画一的に賃貸借契約の解約手続をとらせるような指導は適当ではないこと。

（３）農地取得後３年以内は転用を認めない運用について

耕作目的で取得した農地については、一定期間は適正かつ効率的に耕作されるべきとの観点から、農地を取得した後３年間は、その取得した農地についての転用は認めない指導が慣行的に行われている地域が見受けられるところ、このような農地転用許可基準との関係が明白でなく、従来からの地域の慣行的な取扱いにより農地の転用を認めないといった対応は適切ではないこと。

（４）農用地利用計画の変更を伴う農地転用について

農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の農地のうち農用地区域からの除外又は用途の変更のための農用地利用計画（農業振興地域の整備に関する法律第８条第４項に規定する農用地利用計画をいう。以下同じ。）の変更手続を伴う転用事案については、農地転用許可を行う前に当該手続を行う必要があること。

この場合において、手続の迅速化の観点から農用地利用計画の変更手続と農地転用許可手続を並行的に処理するようなケースがあるが、農業振興地域整備計画の変更公告以前に農地転用許可が行われている事案が見受けられたことから、このようなことのないよう、関係部局で十分に調整の上で処理を行うこと。

（５）一筆の農地の一部を転用する場合の取扱いについて

一筆の農地の一部を転用する場合において、農地についての権利移転の有無に関係なく、あらかじめ分筆を行った上で申請することを画一的に求めている事例も見受けられるが、農地転用許可に関しては、農地転用許可を受けようとする土地の箇所を特定できるのであれば、あらかじめ分筆を行わなくても当該許可をすることは可能であること。

なお、あらかじめ分筆を行うこととする運用については、農地転用許可後において地目変更登記又は所有権移転登記を行う場合における不動産登記法（平成16年法律第123号）による登記手続と農地転用許可手続の相互の運用の円滑化を図るためのものであることから、その点を申請者に説明の上で対応することが適当であること。

３　農地転用許可申請書等の添付書類の簡素化について

（１）その他参考となるべき書類の取扱いについて

農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付する必要のある書類については、規則及び「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4068号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）に定められており、それ以外の書類については、特に審査をする必要がある場合を除き提出を求めることのないよう依頼してきたところであるが、地域によっては、農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付義務のない隣接者の同意書や自治会長の同意書等の添付を一律に求めている事例が見受けられた。また、申請書又は届出書の提出に当たって自治会長又は農業委員に稟議の経由印を求め、農業委員会事務局で申請を受け付けるといった運用が行われている場合もあった。

こうした取扱いは、申請者又は届出者に過度の負担を求めることとなるものであることから、従来から書類の添付を求めているからといった合理性を欠いた理由で書類の提出を求めることはしないこと。

また、「その他参考となるべき書類」の添付を求める場合は、申請書の審査に真に必要なものに厳選するとともに、これらの審査に必要なものであっても、関係部局等への確認を行うことにより把握可能な情報については、可能な限り申請者に添付を求めないようにすることが望ましいこと。

なお、添付書類又は押印欄について、不要なものは廃止する等、行政手続のオンライン化等を見据え、農地転用に係る許可申請又は届出の手続について、積極的な見直しを行うよう努めること。

（２）法定添付書類の見直しについて

添付書類の簡素化及び審査の簡略化の観点から、令和４年３月31日付けで規則を一部改正し、規則第30条第１号において申請者が法人である場合に添付を要することとしていた法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写しについては、それらのうちのいずれかの書類のみの添付を求めることとし、農地法第５条第１項の許可手続においてそれらの書類を添付する必要のある法人は、農地等について権利を取得しようとする者のみとしたこと（規則第57条の４第２項第１号）。

また、併せて、審査に際して重要性の低い記載事項の見直しも行ったところであるが、これらの見直しは、今後の手続のオンライン化等も見据え、添付又は記載を一律に求める必要性が低下したものを精査した結果であり、審査に際して特に必要と判断される場合には、「その他参考となる書類」等として添付等を求めることを否定するものではないが、従来どおり一律に添付等を求めることは適当ではないこと。

なお、農地法第５条第１項第７号の市街化区域内の農地転用届出書に添付を要していた都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の許可を受けることを必要とする場合に当該許可を受けたことを証する書面については、農地法第４条第１項第８号の取扱いを踏まえ、規則第50条第２項第３号を見直し、添付を要しないこととしたこと。

６　資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて

（令和６年３月28日付け５農振第3179号都道府県知事あて農林水産省農村振興局長通知）

「農地法に係る事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長通知。以下「事務処理要領」という。）において、転用目的が資材置場のように建築物の建築等を伴わないもの（以下「資材置場等」という。）である場合には、当該転用目的どおり十分な利用がなされないまま他用途に転換されることがないよう、事業実施の確実性等を的確に判断するよう要請しているところである。

しかしながら、近年、資材置場等に転用する目的で農地転用許可を取得し、事業完了後１か月足らずの間に太陽光発電設備が設置される事例が複数確認されており、許可申請上の疑義が生じているほか、不要不急の農地転用につながるおそれがあることから、一層厳格な対応が必要となっている。

このようなことから、転用目的が資材置場等である場合の農地転用許可について、下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、適切な運用に御協力いただくようお願いする。

なお、本通知に伴い、事務処理要領を改正したことを申し添える。

また、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知願いたい。

附　則

この通知は、令和６年４月１日から施行する。

記

１　恒久転用により資材置場等とする目的で農地転用許可申請の相談があった場合の対応

(1) 農業委員会は、相談者から提示された事業計画から、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討し、関係書類とともにその結果を都道府県又は指定市町村の農地転用担当部局（以下「都道府県等」という。）に報告する。

(2) (1)の報告を受けた都道府県等は、農業委員会の検討結果を踏まえつつ、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討し、その結果を農業委員会に通知する。

(3) 農業委員会は、(2)の通知において、当該事案が一時転用により目的を達成できるとされている場合は、相談者に対し、一時転用による許可申請を行うよう指導する。

なお、当該指導は、都道府県等が相談者に直接行うことも可能である。

２　資材置場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合の取扱いとその後の対応

(1) 都道府県等は、資材置場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合は、事務処理要領第４の１の(6)のウのほか、「工事の完了の報告があった日から３年間、６か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けるものとする。

(2) 都道府県等は、(1)の報告を受けたときは、必要に応じて農業委員会の協力を得て現地確認を行うものとする。

なお、当該報告や現地確認において、許可に係る土地が事業計画とは異なる目的に使用されている場合は、許可を受けた者から事情を聴取等した上で、法第51条第１項第４号に該当するかどうかを確認し、該当する場合は同項の規定に基づく処分を検討するものとする。

（参考）

【一時転用で目的が達成される例】

トンネル工事や分譲宅地の造成等、工期が定まっている事業のために必要となる資材置場・駐車場等

【恒久転用でなければ目的が達成されない例】

建設会社や建設資材の販売・リース会社等が、生業として当該地域で継続的に事業を行うために必要となる資材置場・駐車場等

７　建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて

（平成31年３月29日付け30農振第4002号各都道府県知事あて農林水産省農村振興局長通知）
最終改正：令和２年４月１日元農振第3698号

農地転用許可制度においては、住宅の用に供される土地の造成（その処分を含む。）のみを目的とする農地転用については、当該土地を最終的に住宅の用に供することが確実と認められないことから、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第47条第５号及び第57条第５号において、原則として、これを認めないこととされているところである。

しかしながら、近年、住宅について、そのデザイン、家族構成を踏まえた間取り等のニーズが多様化し、建築条件付売買（自己の所有する宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間において、自己又は自己の指定する建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の許可を受けて建設業を営む者をいう。）との間に当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件に当該土地を売買することをいう。）が増加しているところである。

このような状況を踏まえ、今般、別紙のとおり建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領を定めたので、今後は、次の各通知によるほか、同要領に御留意の上、農地転用許可制度の適正な運用をお願いする。

なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知いただくようお願いする。

また、本取扱いについては、国土交通省及び法務省と協議済みであるとともに、関係団体に周知することを申し添える。

おって、別途、農地転用許可を伴う建築条件付売買予定地等に係る転用事実の証明の取扱いについては、担当課長から周知する。

○　農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年６月１日付け12構改Ｂ第404号農林水産事務次官依命通知）
○　「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）
○　農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）

別紙

建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領

１　趣旨

この要領は、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務に関し、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）第２の１の（２）のアの（ク）の特例を定めるものとする。

２　定義

この要領において使用する用語は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

建築条件付売買予定地	自己の所有する宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間において自己又は自己の指定する建設業者との間に当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件として売買が予定される土地
特定建築条件付売買予定地	建築条件付売買予定地であって、３の(1)から(3)までの要件を全て満たすことが確実と認めて許可されたもの
建築業者	建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の許可を受けて建設業を営む者
土地購入者	農地転用事業者から建築条件付売買により土地を購入し、住宅を建設する者
農地転用許可権者	都道府県知事又は指定市町村の長
建築確認	建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認

３　建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱い

建築条件付売買予定地とするため農地転用許可を受けようとする場合であって、次の要件を全て満たすことが確実と認められるときには、当該土地は、宅地造成のみを目的とするものに該当しないものとして取り扱うものとする。

(1) 当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該農地転用事業者又は当該農地転用事業者が指定する建設業者（建設業者が複数の場合を含む。(2)において同じ。）と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内（おおむね３月以内）に建築請負契約を締結することを約すること。

(2) (1)の農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、(1)の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。

(3) 農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。

４　農地転用許可申請

特定建築条件付売買予定地とするための農地転用許可申請に当たっては、次に留意するものとする。

(1) 当該許可申請書中の「その他参考となるべき事項」欄等に、３の(1)から(3)までの事項を記載するものとする。

(2) 当該許可申請書には、次の書類を添付するものとする。

ア　農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）第30条第３号又は第４号の書類として、当該許可申請に係る土地の全てに関する標準的な建物の面積、位置等を表示する図面、当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面等（３の(3)の状況となった場合において必要となるものを含む。）

イ　則第30条第７号又は第57条の２第２項第５号に規定する「その他参考となるべき書類」とし

て、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案

(3) (2)のアの「必要な資力及び信用があることを証する書面」については、当該事業を実施する地域及びその近傍の条件が類似する地域における住宅及び宅地の販売状況やニーズ、当該農地転用事業者のこれらの販売の実績及び計画等からみて、販売することが確実と認められる土地の区画については、住宅建設に必要な資力及び信用を求めないこととして差し支えない。

また、販売することが確実な土地の区画か否かを個々に判断する方法に代えて、農地転用許可権者が過去の販売実績等から一定の割合をあらかじめ定めておき、土地の区画のうち当該割合に相当する部分については、住宅建設に必要な資力及び信用を求めないこととして差し支えない。

この場合の「過去の販売実績」とは、例えば、申請に係る土地の近傍の条件が類似する土地の過去５か年における販売実績のうち、最も低い年のものとすることなどが考えられる。

５　農地転用許可の判断等

(1) 農地転用許可権者は、特定建築条件付売買予定地に供するための農地転用許可申請があった場合には、農地転用許可をし得るものとする。ただし、農地転用事業者について、これまでに、次に掲げる事実があることその他の事情がある場合であって、これらを総合的に勘案した上で、当該土地を申請に係る用途に供することが確実と認められないと判断されるときは、３を適用しないこととすることができるものとする。

ア　農地転用許可に付した条件を履行しなかったこと。

イ　住宅等の建設を行うために農地転用許可を受けたにもかかわらず、住宅等の建設を行わず造成した土地を放置し、又は必要な許可を得ずに転売したこと。

ウ　関係法令を遵守しなかったこと。

(2) 農地転用許可権者が発行する許可指令書については、転用事由が特定建築条件付土地とするための農地転用であることを明記すること。

６　農地転用許可に付ける条件

特定建築条件付土地に係る農地転用許可について、法第４条第７項又は法第５条第３項において準用する法第３条第５項の規定に基づき付ける条件は、農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年６月１日付け12構改Ｂ第404号農林水産事務次官通知。及び農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の定めによるほか、次のとおりとする。

(1) 許可に係る工事（住宅の建設工事を含む。）が完了するまでの間、当該許可の日から３月後及び１年ごとに当該工事の進捗状況を報告するとともに、当該工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

(2) 農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。

７　農地転用許可後の措置

特定建築条件付土地に係る転用事業について、農地転用許可権者は、住宅が建設されるまでの間、農地転用許可に付けた条件の履行状況を確認する必要がある。

このため、６の（１）の報告の際に、①売買契約締結の状況、②建築請負契約締結の状況、③建築確認の状況、④土地の引渡しの状況、⑤農地転用事業者自らが住宅を建設することとなった状況等についても併せて確認すること。

８　農地転用許可を伴う建築条件付売買予定地等に係る転用事実の証明の取扱いについて

（平成31年３月29日付け30農振第4003号各都道府県農地担当部長あて
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知）

農地転用許可を伴う地目変更登記の取扱いについては、従来、下記のとおり通知されており、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領（平成31年３月29日付け30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知）に規定する建築条件付売買予定地の場合も含め、農地転用許可を伴う地目変更登記の取扱いについては、これらの通知に基づき運用されているところである。

このため、地目変更登記のために転用事実の証明に係る申請があった場合には、農業委員会は、転用の状況を現地調査等により確認した上で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認などの状況が、これらの通知に示された状況に適合するのであれば、転用事業が完了する前でも転用事実の証明を行っても差し支えない。

なお、貴管内の市町村に対しては、貴職から通知いただくようお願いする。

おって、本取扱いについては、法務省及び国土交通省と協議済みであるとともに、関係団体に周知することを申し添える。

記

○　登記簿上の地目が農地である土地について農地以外の地目への地目の変更の登記申請があった場合の取扱いについて（昭和56年８月28日付け法務省民三5402号法務省民事局長通知）

○　登記簿上の地目が農地である土地について農地以外の地目への地目の変更の登記申請があった場合の取扱いについて（昭和56年８月28日付け法務省民三5403号法務省民事局第三課長通知）

○登記簿上の地目が農地である土地について農地以外の地目への地目の変更の登記申請があった場合の取扱いについて

制定：昭和56年８月28日法務省民三第5402号
法務省民事局長通知

最近一部の地域において、農地について、農地法上必要な許可を得ないで造成工事等を行った上、標記の登記申請をする事例が多く生じているが、中には、その処理をめぐり、地目の変更及びその日付に関する登記官の認定が厳正を欠いているとの批判や、登記官が農地法の潜脱に加担したものであるかのような誤解を招くに至った事例もみられる。

このような事態にかんがみ、今後標記の登記申請があった場合には、特に左記の点に留意の上、農地行政の運営との調和に配慮しつつ、地目の変更及びその日付の認定を厳正に行うことにより、いやしくも右のような批判や誤解を招くことがないように処理するよう貴管下登記官に周知方取り計らわれたい。

なお、標記の登記申請に当たり、申請人、申請代理人等が登記官に対し、不当な圧力をかけてその申請の早期受理を強く迫る場合も見られるので、このような場合には、その対応について臨機に適切な措置を講ずるよう配意されたい。

おって、左記一の１から３までについては、農林水産省と協議済みであり、この点に関して同省構造改善局長から各都道府県知事あてに別紙のとおり通達されたので、念のため申し添える。

記

一　標記の登記申請に係る事件の処理は、次の手続に従って行うものとする。

１　登記官は、申請書に次の各号に掲げる書面のいずれかが添付されている場合を除き、関係農業委員会に対し、標記の登記申請に係る土地（以下「対象土地」という。）についての農地法第４条若しくは第５条の許可（同法第４条又は第５条の届出を含む。）又は第73条の許可（転用を目的とする権利の設定又は移転に係るものに限る。）（以下「転用許可」という。）の有無、対象土地の現況その他の農地の転用に関する事実について照会するものとする。

(1) 農地に該当しない旨の都道府県知事又は農業委員会の証明書

(2) 転用許可があったことを証する書面

２　登記官は、１の照会をしたときは、農業委員会の回答（農業委員会事務局長の報告を含む。以下同じ。）を受けるまでの間、標記の登記申請に係る事件の処理を留保するものとする。ただし、１の照会後二週間を経過したときは、この限りでない。

３　対象土地について農地法第83条の２の規定により対象土地を農地の状態に回復させるべき旨の命令（以下、「原状回復命令」という。）が発せられる見込みである旨の農業委員会の回答があった場合には、農業委員会又は同会事務局長から原状回復命令が発せられた旨又は原状回復命令が発せられる見込みがなくなった旨の通知がされるまでの間、標記の登記申請に係る事件の処理を更に留保するものとする。ただし、農業委員会の右回答後二週間を経過したときは、この限りでない。

４　対象土地の現況が農地である旨の農業委員会の回答があった場合において、対象土地の地目の認定に疑義を生じたときは、登記官は、法務局又は地方法務局の長に内議するものとする。

二　登記官が対象土地について地目の変更の認定をするときは、次の基準によるものとする。

１　対象土地を宅地に造成するための工事が既に完了している場合であっても、対象土地が現に建物の敷地（その維持若しくは効用を果たすために必要な土地を含む。）に供されているとき、又は近い将来それに供されることが確実に見込まれるときでなければ、宅地への地目の変更があったものとは認定しない。

２　対象土地が埋立て、盛土、削土等により現状のままでは耕作の目的に供するのに適しない状況になっている場合であっても、対象土地が現に特定の利用目的に供されているとき、又は近い将来特定の利用目的に供されることが確実に見込まれるときでなければ、雑種地への地目の変更があったものとは認定しない。ただし、対象土地を将来再び耕作の目的に供することがほとんど不可能であると認められるときは、この限りでない。

３　対象土地の形質が変更され、その現状が農地以外の状態にあると認められる場合であっても、

現状回復命令が発せられているときは、いまだ地目の変更があったものとは認定しない。

三　申請人、申請代理人等の供述以外に確実な資料がないのに、地目の変更の日付を安易に申請どおりに認定する取扱いはしないものとする。

○登記簿上の地目が農地である土地について農地以外の地目への地目の変更の登記申請があった場合の取扱いについて

制定：昭和56年８月28日法務省民三第5403号
法務省民事局第三課長通知

標記については、本日付け法務省民三第5402号をもって民事局長から通達（以下「通達」という。）されたところですが、この運用に当たっては、左記の点に留意するよう貴管下登記官に周知方しかるべく取り計らわれたく通知します。

一　通達が発せされた背景

登記簿上の地目が農地である土地について農地以外の地目への地目の変更の登記がされると、農地法上必要な転用許可がない場合であっても、その登記前と比べて数倍ないし十数倍の価格でこれを売却することができるという実態があること等から、最近一部の地域において、農地について、転用許可を得ないで簡易な造成工事を施すなどした上で、農地以外の地目への地目の変更の登記を申請する事例が多くなっている。

また、都市計画法上、市街化調整区域においては、原則として都道府県知事の許可を受けなければ建築物の新築等をしてはならないこととされている（同法第43条第１項）が、市街化調整区域に関する都市計画の決定又は変更（いわゆる線引き）の際既に宅地であった土地（いわゆる既存宅地）については、その旨の都道府県知事の確認を受ければ建築物の新築等が許されることとなっている（同項第六号ロ）ところ、いわゆる既存宅地である旨の確認に当たっては、地目の変更の登記の原因日付の記載がその有力な資料として用いられているという実情にあるため、市街化調整区域の土地（農地に限らない。）について、地目の変更の日付がいわゆる線引きの日より前の日（通常十数年前の日）であると主張して宅地への地目の変更の登記を申請する事例も少なくない。

標記の登記申請に係る事件の処理に当たっては、地目の変更又はその日付の認定を厳正に行うべきことはいうまでもないが、同時にできるかぎり農地行政や都市計画行政の運営との調和にも配慮することが望ましいと考えられるところから、今般農林水産省とも協議の上、標記の取扱いについて通達が発せられることとなったものである。

二　登記申請処理上の留意点

１　標記の登記申請があったときは、登記官は、原則として関係農業委員会に対し農地の転用に関する事実の有無について照会すべきこととされた（通達一の１）が、この照会は、農業委員会又は都道府県知事においてこれを端緒として農地の違反転用の防止又は是正の措置を講ずることができるようにするとともに、登記官において農業委員会から地目の変更の有無の認定に必要な資料を得るために行うものである。

２　通達一の１による照会は、別紙様式又はこれに準ずる様式によってするものとする。

３　登記官から照会を受けた農業委員会は、照会を受けた日から二週間以内に登記官に回答をするものとされているが、農業委員会の総会又は農地部会がおおむね月一回程度しか開催されないため、所定の期間内に回答をすることができないこととなるときは、登記官に対して農業委員会事務局長から調査結果の報告がされるので、この報告があったときは、農業委員会の回答があった場合と同様に取り扱うものとする。

４　農業委員会に照会をしたときは、原則としてその回答があるまで事件の処理を留保すべきであるが、照会後二週間以内に農業委員会の回答がないときは、登記官は、実地調査を実施した上で、対象土地の現在の客観的状況に応じて、申請を受理し、又は却下して差し支えない（通達一の２）。

５　原状回復命令が発せられる見込みである旨の農業委員会の回答があったときは、原則として農業委員会又は同会事務局長から原状回復命令が現実に発せられた旨又は発せられる見込みがなくなった旨の通知があるまで事件の処理を更に留保すべきであるが、原状回復命令が発せられる見込みである旨の農業委員会の回答後二週間以内に原状回復命令が発せられたかどうかについての通知がないときは、登記官は、実地調査を実施した上、対象土地の現在の客観的状況に応じて、申請を受理し、又は却下して差し支えない（通達一の３）。

6　対象土地が農地である旨の農業委員会の回答があった場合において、対象土地の地目の認定に疑義を生じたときは、登記官は法務局又は地方法務局の長に内議するものとされた（通達一の４）が、これは、農地行政の運営との調和を図りつつ、管内の登記行政の統一的運営を確保するためにするものである。

7　対象土地を宅地に造成するための工事が既に完了している場合であっても、対象土地が現に建物の敷地若しくはその維持・効用を果たすために必要な土地（以下「建物の敷地等」という。）に供されているとき、又は近い将来建物の敷地等に供されることが確実に見込まれるときでなければ、宅地への地目の変更があったものと認定すべきではない（通達二の１）が、対象土地を宅地に造成するための工事が完了している場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、対象土地が近い将来建物の敷地等に供されることが確実に見込まれるものと認定して差し支えない。

(1) 建物の基礎工事が完了しているとき。

(2) 対象土地を建物の敷地等とする建物の建築について建築基準法第６条第１項の規定による確認がされているとき。

(3) 対象土地を建物の敷地等とするための開発行為に関する都市計画法第29条の規定による都道府県知事の許可がされているとき。

(4) 対象土地を建物の敷地等とする建物の建築について都市計画法第43条第１項の規定による都道府県知事の許可がされているとき。

8　対象土地が形質の変更により現状のままでは耕作の目的に供するのに適しない状況になっており、かつ、対象土地が不動産登記事務取扱手続準則第117条イからネまでのいずれの土地にも該当しないと認められる場合であっても、対象土地が現に特定の利用目的に供されているとき、又は近い将来特定の利用目的に供されることが確実に見込まれるときでなければ、原則として雑種地への地目の変更があったものと認定すべきでない（通達二の２本文）が、対象土地が現に特定の利用目的に供されておらず、また、その将来の利用目的を確実に認定することもできないときであっても、諸般の事情から対象土地が将来再び耕作の目的に供することがほとんど不可能であると認められるときは、雑種地への地目の変更があったものと認定して差し支えない（通達二の２ただし書き）。

9　対象土地の形質が変更され、その現状が農地以外の状態にあると認められる場合であっても、原状回復命令が発せられているときは、いまだ地目の変更があったものとは認定しないものとされた（通達二の３）が、これは、原状回復命令が発せられている以上、その命令を受けた者は自ら対象土地を農地の状態に回復する義務があり（農地法第93条第３号参照）、また、その命令を発した行政庁が行政代執行により対象土地を農地の状態に回復させることもできる（行政代執行法参照）ことにかんがみ、対象土地の現在の客観的状況がそのまま将来にわたって固定的安定的に継続するとはいい難いので、対象土地の地目の変更があったものとは認定すべきでないからである。

　通達二の３はこのような趣旨であるから、原状回復命令が発せられている場合であっても、原状回復がなされないまま長期間が経過し、その命令を受けた者がこれに従う見込みがなく、また、行政庁が行政代執行をする見込みもないと認められるときは、登記官は、実地調査を実施した上で、その当時における対象土地の客観的状況に応じ、地目を認定して差し支えない。

10　地目の変更の日付は、確実な資料に基づいて認定するものとし、安易に申請どおりに認定すべきでない（通達三）が、確実な認定資料が得られないときは、「年月日不詳」、「昭和何年月日不詳」等として差し支えない。

　なお、登記簿上の地目が農地以外の土地についてする地目の変更の日付の認定も、これと同様に処理するものとする。

９　農地に盛土等の行為を行った場合の農地法等の取扱いについて

（令和５年12月25日付け各地方農政局担当課長他あて農林水産省事務連絡）

このことについては、令和５年12月22日に閣議決定された「令和５年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「農地については、盛土等の行為を行った場合であっても、耕作可能な状態を保ったまま農作物を栽培している土地は、農地に該当することを明確化し、地方公共団体に令和５年度中に通知する。」とされました。

これを踏まえ、農地（農地法（昭和27年法律第229号）第２条第１項の農地をいう。以下同じ。）に盛土等の行為を行った場合における農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

なお、貴管下の都府県、市町村及び農業委員会に対しては、貴職から通知願います。

記

「農地」とは、耕作の目的に供される土地のことをいい、「農地法関係事務処理基準について」（平成12年６月１日付け12構改Ｂ第404号農林水産事務次官依命通知）別紙１の第１の（２）において、「その土地の現況によって判断する」と規定しており、農地に盛土等の行為を行った場合であっても、引き続き耕作の目的に供される土地は、農地に該当します。

なお、農用地区域内の農地において盛土を行う行為は、原則として、「農業振興地域制度に関するガイドライン」（平成12年４月１日付け12構改Ｃ第261号構造改善局長通知）第19の１のとおり、「土地の形質の変更」に該当する行為となり、農業振興地域の整備に関する法律第15条の２第１項の規定により都道府県知事等の許可を受ける必要があります。ただし、当該行為後においても、その土地の用途が変更されず、引き続き耕作の目的に供される土地である場合は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第36条第２号ロの規定により当該許可が不要となります。

10　施設園芸用地等の取扱いについて

（平成14年４月１日付け13経営第6953号あて地方農政局生産経営部長あて経営局構造改善課長回答）

神奈川県環境農政部長から別添１の照会があり、別添２のとおり回答したので、お知らせします。
なお、貴局管内都府県に貴職から周知をお願いします。

別添１

施設園芸用地等の取扱いについて（照会）

（平成14年３月13日農地第581号神奈川県環境農政部長から農林水産省経営局構造改善課長あて）

最近、県下各地において、農地に温室等を設置し、花き、野菜等の作物が盛んに栽培されています。これらの中には直接地面を耕作しない栽培形態も多数採り入れられ、これらの用地や栽培に必要な設備を設置する用地の取扱いについて、租税特別措置法に規定する相続税・贈与税の納税猶予制度の適用に関連し、農地法上の農地の判断につき下記事項に疑問がありますので、御教示願います。

記

１　農地に形質変更を加えず、棚、農作物の栽培用資材等を設置して農作物の栽培を行っている土地農地をコンクリートで地固めする等の形質変更を加えることなく、次に掲げる利用形態により、農作物の栽培の用に供されている場合には、引き続き農地として取り扱ってよろしいか。

①　農地に鉢、ポット等を置くための棚等を設置し、農作物を栽培する場合

②　農地をシート等で被覆し、農作物を栽培する場合

２　その農地の農作物の栽培のために設置することが必要不可欠な通路等の用地

その農地における農作業上必要な通路及び進入路、堆肥・養土置き場、温室等における栽培に必要なボイラー、重油タンク、液肥調整用タンク等を設置する場合（これらの設置に必要な舗装が施されている場合を含む）については、当該土地全体を農地として取り扱ってよろしいか。

別添２

施設園芸用地等の取扱いについて（回答）

（平成14年４月１日13経営第6953号農林水産省経営局構造改善課長から神奈川県環境農政部長あて）

平成14年３月13日付け農地第581号をもって照会のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

１　農地に形質変更を加えず、棚、農作物の栽培用資材等を設置して農作物の栽培を行っている土地（別紙１参照）

農地に形質変更を加えず、棚の設置やシートの敷設など、いつでも農地を耕作できる状態を保ったままで、その棚やシートの上で農作物を栽培している土地は、引き続き農地法上の農地として取り扱って差し支えない。

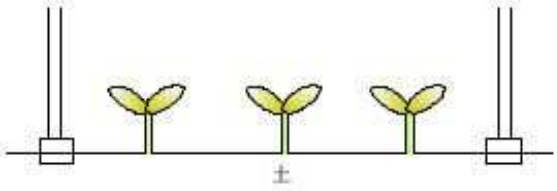
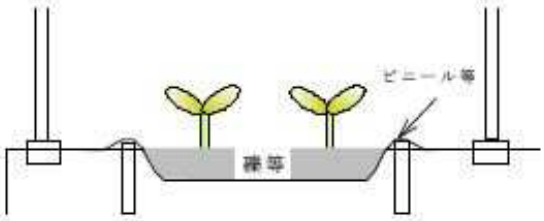
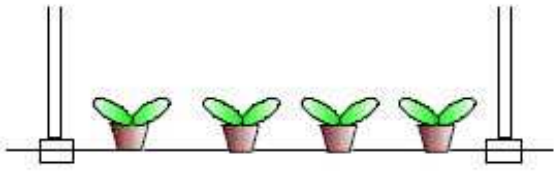
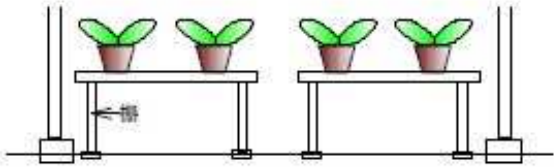
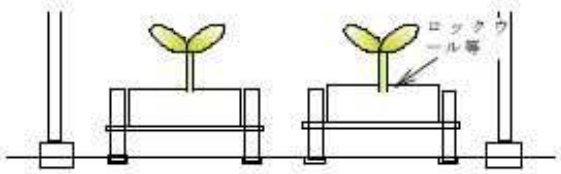
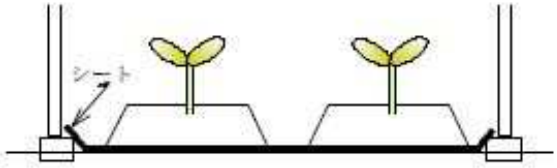
なお、農地をコンクリート等で地固めし、農地に形質変更を加えたものは、農地に該当しない。（ただし、２に該当するものを除く。）

２　その農地の農作物の栽培のために設置することが必要不可欠な通路等の用地（別紙２参照）

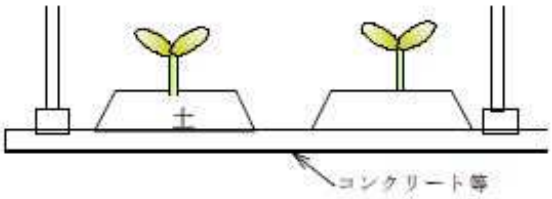
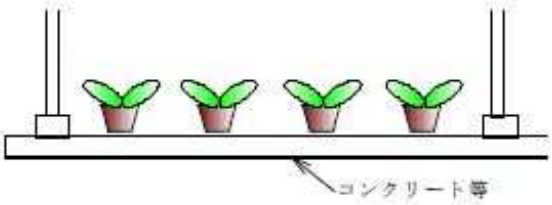
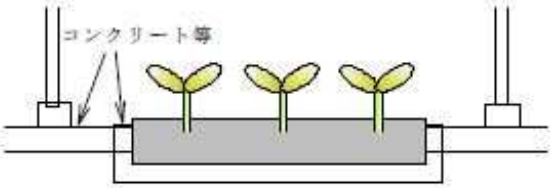
その農地の農作物の栽培のため、その農地に通路、進入路、機械・設備等を設置している用地部分は、当該部分が農作物の栽培に通常必要不可欠なものであり、その農地から独立して他用途への利用または取引の対象となり得ると認められるものでないときは、当該部分も含めて全体を農地して取り扱って差し支えない。

（別紙１）

1　農地にあたるもの

説　　明	概　　念　　図
（例） ア　温室等を建築した場合でも、その敷地を直接耕作の目的に利用し、農作物を栽培している場合	
イ　ビニール等比較的簡易な資材を敷設し、砂、礫等を入れて礫耕栽培等を行っている場合のように、土地と一体をなすとみられるような状態で農作物を栽培している場合	
ウ　農地の形質変更行為を行わずに、鉢、ビニールポット、水耕栽培等を行う場合（簡易な棚の設置、シート等の敷設等を行って栽培を行う場合を含む。）	   

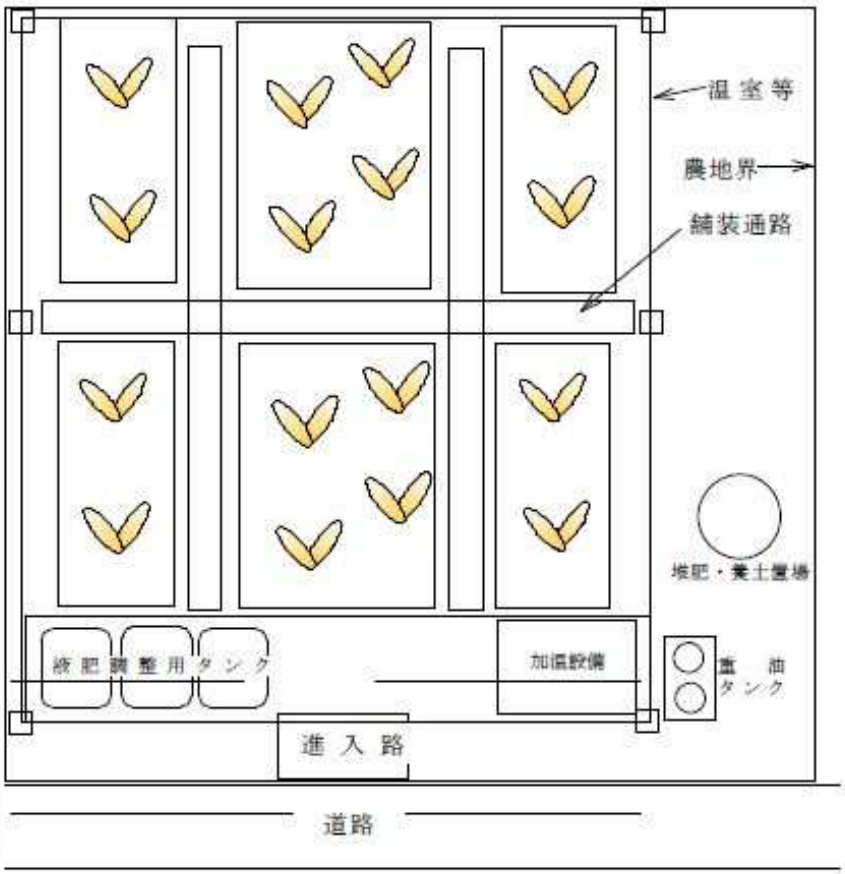
2　農地にあたらないもの

説　　明	概　　念　　図
（例） ア　農業用施設の敷地をコンクリート等で地固めする場合	 
イ　コンクリート等を敷地に埋設する場合	

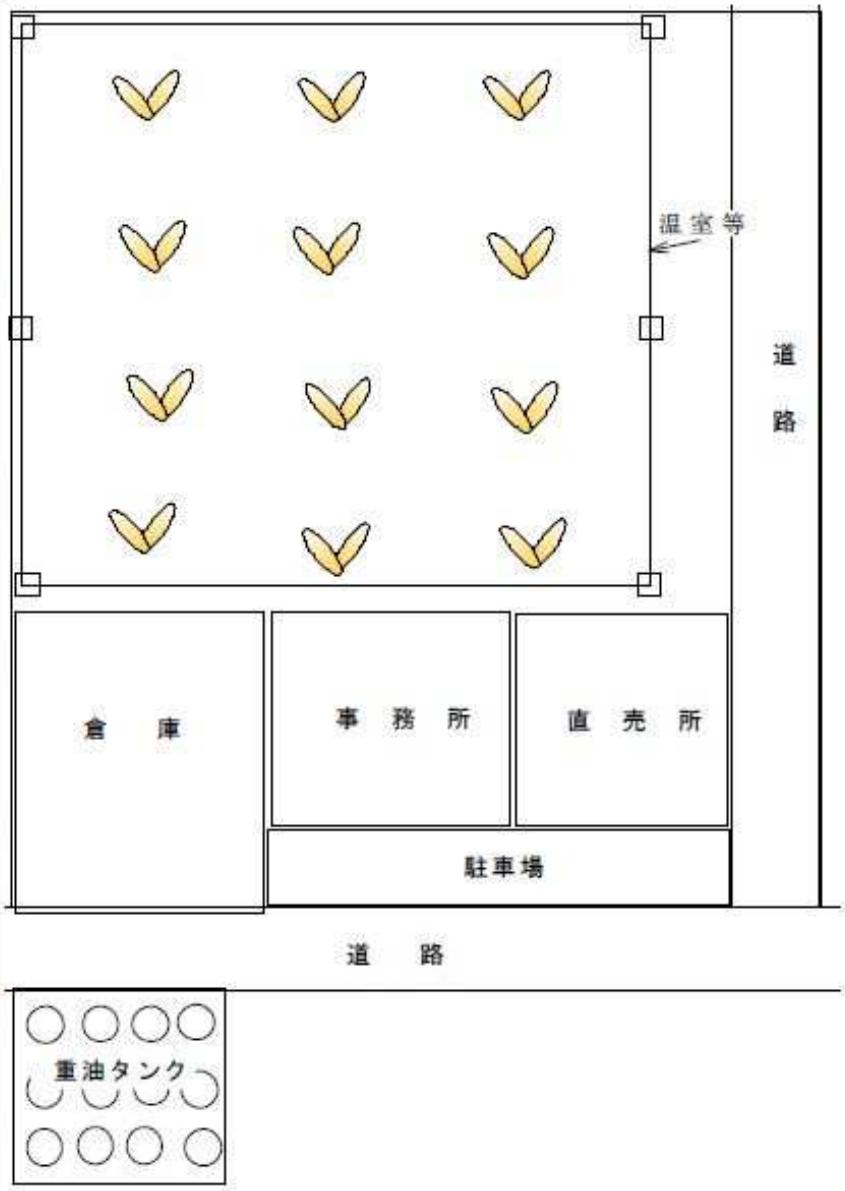
（別紙２）

１　その農地の農作物の栽培のために必要不可欠な通路等

（全体を農地として取り扱うもの）

説　　明	概　　念　　図
（例） ア　その農地における農作業上必要な舗装された通路及び進入路 イ　その農地における農作物の栽培に用いる堆肥・養土の置き場 ウ　温室等における農作物の栽培のために通常必要不可欠な機材・設備の設置場所 注：当該部分がその農地の農作物の栽培に通常必要不可欠なものであり、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象とならないもの	

2　農地と認められない部分を含む場合

説　　明	概　　念　　図
（例） ・農地と認められない部分 ア　その農地における農作物の栽培に通常必要と認められる規模を超える機材・設備の用地 イ　事務所、倉庫、直売所等農作物の栽培に通常必要不可欠といえないもの ウ　これらに附帯する土地 注：これらの部分は、その農地の農作物の栽培に通常必要不可欠なのものとは言えず、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる。	

11　「施設園芸用地等の取扱いについて（回答）」の運用の明確化について

（平成31年３月７日付け30経営第2825号東海農政局経営・事業支援部長あて
農林水産省経営局農地政策課長通知）

農地に通路、進入路等を設置している用地部分の農地法(昭和27年法律第229号)上の取扱いについては、別添「施設園芸用地等の取扱いについて(回答)」(平成14年４月１日付け13経営第6953号経営局構造改善課長通知。以下「通知」という。)により明確化したところですが、当該通知や２アール未満の農地に農業用施設を設置する場合における農地転用許可制度の運用においては、

① 温室に道路からの進入路を設置し、その用地部分をコンクリートで舗装した事例において、当該進入路が農作物の栽培に必要不可欠なものであり、かつ、その農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められないものであっても、コンクリート張りであることをもって、進入路の用地部分を一律に農地として取り扱わない(農地転用として取り扱う)、

② 農地に駐車場、トイレ、更衣室等を設置する場合において、当該施設が耕作の事業に必要不可欠なものであり、かつ、 ２アール未満の農地を転用して設置されるものであっても、一律に農地転用許可を求めている

といった事例が見受けられました。

このような取扱いは適切ではないことから、通知の運用に当たって、下記の点に留意するよう、貴局管内の県及び市町村に対して、貴職から周知願います。

記

１　農地に附帯設備を設置した土地の全体を農地法上の農地として取り扱う場合の留意点(通知の記の２)

農地にコンクリート等で舗装した通路、進入路、機械・設備等を設置する場合であっても、

① 当該用地部分が、当該農地の農作物の栽培に通常必要不可欠なものであり、

② その農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められるものでないかにより、当該用地部分も含めた土地全体を農地法上の農地として取り扱うか否かの判断を行うことが適当であること。

なお、当該用地部分を農地として取り扱うか否かの判断において、コンクリート等で舗装したことをもって、一律に農地として取り扱わないと判断することは適切でないこと。

２　農地転用に該当するが農地転用許可を要しない場合の留意点

農地転用許可制度上、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作又は養畜の事業のための農業用施設（農業生産活動に必要不可欠となる畜舎、温室、種苗貯蔵施設、農機具収納施設、農業用倉庫等に限る。）の用に供する場合であって、当該農業用施設の規模が２アール未満であるときには、農地転用の許可を要しないこととしている。

この場合において、駐車場、トイレ、更衣室、事務所等であって耕作又は養畜の事業のために必要不可欠なものについても、その規模が２アール未満であれば、農地転用の許可を要しないものに含まれることを、「「農地法の運用について」の制定について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号経営局長・農村振興局長通知)の一部改正（平成30年11月20日から適用）により明確化したことから、その取扱いに留意すること。

12　「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について

（平成30年11月20日付け30経営第1796号都道府県知事あて農林水産省経営局長通知）
最終改正：令和５年８月29日５経営第1291号

第196回国会において成立した農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号。以下「改正法」という。）については、農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年農林水産省令第73号）と併せて、平成30年11月16日から施行されることとなった。

これにより農地法（昭和27年法律第229号）、農地法施行令（昭和27年政令第445号）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）の一部がそれぞれ改正され、同法第43条及び第44条が追加されることとなったので、これらの取扱いについては、「農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年６月１日12構改Ｂ第404号農林水産事務次官通知。以下「処理基準」という。）」、「農地法の運用についての制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）」及び「農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。）」によるほか、下記に留意の上、農地法関係事務を適正に処理されたい。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

農地法第43条及び第44条の運用について

第１　法第43条第１項の規定による届出に係る同条第２項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供される土地への農地法の適用

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第43条第１項の規定による届出に係る同条第２項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供される土地（以下「高度化施設用地」という。）については、当該農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして、法の全ての規定が適用される。

第２　農作物栽培高度化施設の基準

１　農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）**第88条の３第１号の判断基準**

(1) 「専ら農作物の栽培の用に供されるものであること」について、一律の基準は設けないが、施設内における農作物の栽培と関連性のないスペースが広いなど、一般的な農業用ハウスと比較して適正なものとなっていない場合には要件を満たさないと判断される。

(2) 農業委員会は、農作物栽培高度化施設が、専ら農作物の栽培の用に供されることを担保するため、則第88条の２第２項第６号イに規定する書面を提出する必要があることを、届出者（既に当該施設が設置されている高度化施設用地について、法第３条第１項に掲げる権利を取得する場合には、当該土地の権利取得者。以下同じ。）に通知すること。

(3) なお、農業委員会は、則第88条の２第２項第５号に規定する営農に関する計画（以下「営農計画書」という。）に記載された生産量と販売量を確認し、届出に係る施設の規模が一般的な農作物の栽培に係る施設の規模と比べて実態に即したものとなっていないと考えられる場合には、当該施設における営農継続を担保する観点から、必要に応じて、施設を適切な規模に見直すよう届出者に助言することが適当である。適切な規模となっているかどうかの判断に迷うときには、都道府県機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第１項に規定する都道府県機構をいう。）を通じて、都道府県等の施設園芸関係部局に助言を求めることが適当である。

この際、地方公共団体その他の関係者は、同法第54条に基づき、都道府県機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならないこととされていることに留意すること。

２　則第88条の３第２号の判断基準

(1) 同号イの判断基準

「農地法施行規則第88条の２第２項第４号及び第88条の３第２号イの農林水産大臣が定める施設の高さに関する基準（平成30年農林水産省告示第2551号。以下「告示」という。）」により、以下に留意して判断すること。

① 告示の２の「高さが８メートル以内」とは、施設の設置される敷地の地盤面（施設の設置に当たって概ね30cm以下の基礎を施工する場合には、当該基礎の上部をいう。以下この２において同じ。）から施設の棟までの高さが８メートル以内であることをいう。

また、「軒の高さが６メートル以内」とは、施設の設置される敷地の地盤面から当該施設の軒までの高さが６メートル以内であることをいう。

② 告示の２の「透過性のないもの」とは、着色されたフィルムや木材板、コンクリートなど日光を透過しない素材をいう。

③ 告示の２の「屋根又は壁面を覆う」とは、屋根や壁面について、柱、梁、窓枠、出入口を除いた部分の大部分の面積を被覆素材が覆っている状態をいう。

④ 告示の２の「周辺の農地におおむね２時間以上日影を生じさせることのないもの」とは、当該施設の設置によって、周辺農地の地盤面に概ね２時間以上日影を生じさせないことをいい、判断に当たっては次によるものとする。

農作物栽培高度化施設を設置するために、届出に係る土地に新たに施設を設置する場合にあっては、則第88条の２第２項第４号の規定による図面により、春分の日及び秋分の日の午前８時から午後４時までの間において２時間以上日影が生じる範囲に周辺農地が含まれていないことを確認することによって判断する。

既存の施設の底面をコンクリート等で覆うための届出が行われた場合にあっては、等時間日影図又は届出書に記載された当該施設の軒の高さと、施設の敷地と隣接（道路、水路、線路敷等を挟んで接する場合を含む。）する農地との敷地境界線から当該施設までの距離が、次に該当することを確認することによって判断する。

施設の軒の高さ	敷地境界線から当該施設までの距離
２ｍ以内	２ｍ
２ｍ超　３ｍ以内	２．５ｍ
３ｍ超　４ｍ以内	３．５ｍ
４ｍ超　５ｍ以内	４ｍ
５ｍ超　６ｍ以内	５ｍ

(2) 同号ロの判断基準

① 「その他周辺の農地に係る営農条件に著しい支障」とは、例えば、土砂の流出又は崩壊、雨水の流入等により、周辺農地の営農条件に著しい支障が生じる場合が想定される。

② 「必要な措置が講じられていること」とは、例えば、土砂の流出による周辺農地への支障が生じることが想定される場合には、それを防止するための擁壁の設置など、農作物栽培高度化施設の設置によって想定される周辺農地の営農条件に著しい支障が生じないよう必要な措置が講じられているかによって判断する。

なお、農作物栽培高度化施設が設置された後、周辺農地の営農条件に著しい支障が生じた場合において、当該支障を防除することが担保されるよう、届出者から、施設を設置することによって、周辺農地に著しい支障が生じた場合には適切な是正措置を講ずる旨の同意書の提出を求めること。

また、施設の設置によって、営農条件に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合には、当該支障を防止するための措置を講ずることを記載した書面の提出を求めた上で、

支障を防止するために十分な措置となっているか判断すること。

3　則第88条の３第３号の判断基準

(1)「施設の設置に必要な行政庁の許認可等」については、法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁の許可、認可、承認等をいう。

(2)「許認可等を受けていること」については、則第88条の２第２項第８号に規定する許認可等（以下「許認可等」という。）を受けたことを証する書面により確認して判断すること。

(3)「許認可等を受ける見込みがあること」については、届出書に添付する許認可等を受ける見込みがあることを証する書面に記載された担当部局への問い合わせにより確認して判断すること。

4　則第88条の３第４号の判断基準

「施設が法第43条第２項に規定する施設であることを明らかにするための標識」とは、次の全ての要件を満たす必要がある。

(1) 敷地に設置されている施設が、同項に基づく農作物栽培高度化施設であることを表示したものであること。

(2) 耐久性を持つ素材で作成されたものであり、敷地外から目視によって記載されている内容を確認できる大きさのものであること。

5　則第88条の３第５号の判断基準

「届出に係る土地が所有権以外の権原に基づいて施設の用に供される場合」とは、届出に係る土地が所有権以外の権原に基づき高度化施設用地とされる全ての場合をいう。

また、共有となっている農地（高度化施設用地を除く。）を高度化施設用地とするために法第43条第１項に掲げる届出を行う場合には、当該農地について所有権を有する者の全ての同意を得る必要があること。

6　附帯設備の取扱い

農作物栽培高度化施設に設置する事務所、駐車場等の附帯設備の取扱いについては、「施設園芸用地等の取扱いについて（回答）（平成14年４月１日付け13経営第6953号経営局構造改善課長通知）」で示したとおり、高度化施設用地における農作物の栽培に通常必要不可欠なものとは言えず、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる場合には、高度化施設用地として取り扱うことはできない。

7　農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に太陽光発電設備等を設置する場合等の取扱い

農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に太陽光発電設備等を設置する場合等は、１から６までのほか、次の(1)又は(2)によること。

(1) 農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に設置する場合

農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に太陽光発電設備等を設置する場合において、次のいずれかに該当するときは、農作物栽培高度化施設に該当する。

①　売電しない場合

発電した電力を農作物栽培高度化施設に設置されている設備に直接供給するものであり、発電能力が当該農作物栽培高度化施設の瞬間的な最大消費電力を超えないこと

②　売電する場合

次のいずれかの者が、その計画に位置付けられた農作物栽培高度化施設に設置すること

ア　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第１項の規定に基づく農業経営改善計画（同法第13条第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいう。以下第５の１の(3)において同じ。）の認定を受けた者

イ　農業経営基盤強化促進法第14条の４第１項の規定に基づく青年等就農計画（同法第14条の５第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいう。以下第５の１の(3)において同じ。）の認定を受けた者

(2) 農作物栽培高度化施設に附帯して農地に設置する場合

農作物栽培高度化施設に設置する附帯設備の取扱いについては６で示したとおりであり、農作物栽培高度化施設に附帯して太陽光発電設備等を農地に設置する場合についても、高度化施設用地における農作物の栽培に通常必要不可欠なものとは言えず、当該高度化施設用地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる場合には、高度化施設用地として取り扱うことはできない。

第３　法第43条第１項の規定による届出

法第43条第１項の規定による届出については、次のとおり取り扱うものとする。
なお、届出内容を変更する場合についても、これを準用する。

１　届出手続

(1) 農地（高度化施設用地を除く。）を高度化施設用地（高度化施設用地において農作物栽培高度化施設の増改築や建て替えを行う場合を含む。）とするため、法第43条第１項の規定による届出をしようとする者には、様式例第１号による届出書を当該農地の所在地を所管する農業委員会に提出させる。

(2) (1)の届出書には、次に掲げる書類を添付させる。

① 則第88条の２第２項各号に規定される書類

これらの書類については、次の点に留意すること。

ア　同項第３号に規定する図面については、同号に規定する事項のほか、届出に係る施設の底面について、次のいずれかの用途に利用するのかを明らかにするものであること。

(ｱ) 農作物の栽培施設

(ｲ) 作業用通路、環境制御装置の置場、その他農作物の栽培に必要不可欠な施設

イ　同項第４号に規定する図面については、届出に係る施設について、次の事項を示すものであること。

(ｱ) 農作物栽培高度化施設が、春分の日及び秋分の日の午前８時から午後４時までの間において、平均地盤面からの高さ０ｍに２時間以上日影を生じさせる範囲

(ｲ) 敷地境界線

(ｳ) 縮尺及び方位

(ｴ) 敷地内における農作物栽培高度化施設の位置

(ｵ) 農作物栽培高度化施設からの水平距離５ｍ及び10ｍの線

ウ　同項第５号に規定する計画については、様式例第２号により提出すること。

なお、第２の７の(1)のいずれかに該当する場合は、同規定に該当することがわかる資料を併せて提出させる。

エ　同項第６号に規定する書面については、様式例第１号の届出書に記載された同意事項を確認することで足りる。

オ　同項第７号ロに規定する書面については、様式例第３号により提出すること。

カ　同項第８号に規定する書面については、様式例第１号の届出書に許認可等の時期など必要事項を記載することで足りる。

② 届出に係る土地を高度化施設用地とする行為の妨げとなる所有権以外の権利を有する者がいる場合において、当該権利を有する者が届出に係る施設の設置について同意したことを証する書面（様式例第３号）。その他参考となる書類。

(3) 届出書に(2)の②の書類を添付させる場合には、届出者の負担軽減の観点から、特に次のことに留意する。

① 届出書の記載事項の真実性を裏付けるために必要不可欠なものであるかどうか

② 届出の受理又は不受理の判断に必要不可欠なものであるかどうか

③ 既に保有している資料と同種のものでないかどうか

２　農業委員会の処理

(1) 農業委員会は、届出書の提出があったときは、
① 届出に係る施設が則第88条の３各号の要件を満たしているか
② 届出書の法定記載事項が記載されているか
③ 添付書類が具備されているか
④ 農作物栽培高度化施設を設置するために法第３条第１項に掲げる権利を取得する場合には同項に係る許可の申請がなされているか
を確認の上、その受理又は不受理を決定する。

(2) なお、届出に係る土地が所有権以外の権利に基づき農作物栽培高度化施設の用に供される場合には、農業委員会は、当該土地の所有者に対して、当該施設において農作物の栽培が行われないことが確実となったとき、当該土地は違反転用状態になるとともに、当該土地の所有者においては、法第２条の２の規定に基づき、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないこと、また、遊休農地に関する措置の対象になり得ることを周知する。

その上で、当該土地の所有者に対して、所有権以外の権利に基づいて当該施設において農作物の栽培を行う者が撤退した場合の混乱を防止するため、
① 土地を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか
② 原状回復の費用は誰が負担するか
③ 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決めがあるか
④ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取り決めがあるか
について、土地の契約において明記することが適当である旨、周知すること。

(3) 農業委員会は、法第43条第１項の規定により届出書の提出があった場合において、当該届出を受理したときは様式例第４によりその旨を、当該届出を受理しなかったときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした者に書面で通知しなければならない。

(4) 事務処理要領別紙１第４の１の(5)のウの規定は、農業委員会が届出者に対して受理しない旨の通知をする場合に準用する。

(5) 農業委員会は、届出書の提出があったときは、直ちに、法第43条第１項の規定による届出は農業委員会において受理されるまでは届出の効力が発生しないことを届出者に対して十分に説明し、受理通知書の交付があるまでは、農作物栽培高度化施設の設置に係る行為に着手しないよう指導する。

また、これに加えて、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合には、当該施設において行われる農作物の栽培を耕作とみなすことができず、法第４条第１項の規定に違反することとなることを届出者に対して周知すること。

(6) 農業委員会は、届出書の提出があった場合には、直ちに、受理又は不受理の決定に係る専決処理手続を進めるものとする。

また、受理通知書又は不受理通知書が、遅くとも、届出書の到達があった日から２週間以内に届出者に到達するように事務処理を行う。

なお、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は部会に報告することが適当と考えられる。

(7) 農業委員会は、届出に係る農地が土地改良区の地区内にあるときは、法第43条第１項の規定による届出がなされたことを当該土地改良区に通知する。

(8) 農業委員会は、届出を受理したときは、届出に係る高度化施設用地において法第30条第１項の規定による利用状況調査等を円滑に実施するため、営農計画書を行政文書に関する規則に従って保管する。

(9) 農業委員会は、届出を受理した後、法第30条第１項の規定による利用状況調査を行う際に、届出に係る農作物栽培高度化施設の設置状況を確認するものとし、施設の設置が適切に行われていない場合として次に掲げるときには、それぞれ次のとおり対応すること。
① 届出書に記載する工事完了時期を過ぎているにもかかわらず、施設が設置されていない場合第４の２の(4)に準じて対応すること
② 届出書に記載された施設と異なる施設が設置されており、農作物栽培高度化施設の基準を満たすと認められる場合法第43条第１項に規定する届出内容の変更手続を行わせること
③ 農作物栽培高度化施設の基準を満たさないと認められる施設が設置されている場合違反転

用に該当するため、第４の３の(4)に準じて対応すること

第４　高度化施設用地に法の規定を適用する際の留意事項

１　法第３条関係

(1) 法第３条第１項の許可の申請の内容が、

① 農地（高度化施設用地を除く。）を高度化施設用地として利用するために同項本文に掲げる権利を取得しようとするものであるとき

② 高度化施設用地について同項本文に掲げる権利を取得するとともに、農作物栽培高度化施設の増改築又は建て替えを行うものであるとき

のいずれかのときには、当該許可の申請と併せて法第43条第１項の規定による届出を行う必要がある。

(2) 法第３条第１項の許可の申請の内容が、既に設置されている農作物栽培高度化施設の用地について、同項本文に掲げる権利を取得しようとするものであるときは、権利の取得と併せて施設の増改築又は建て替えを行う場合を除き、当該許可の申請と併せて法第43条第１項の規定による届出を行う必要はないが、当該権利を取得した後、則第88条の３に規定する農作物栽培高度化施設の基準を満たす必要がある。

このため、農業委員会は、許可申請書には農作物栽培高度化施設の基準を満たすことを確認するために、必要な次の書面を添付させるものとする。

① 農作物の栽培の時期、生産量、販売量及び届出に係る施設の設置に関する資金計画その他当該施設で行う事業の概要を明らかにする事項について記載した営農に関する計画

② 次に掲げる要件の全てを満たすことを証する書面

ア　届出に係る施設における農作物の栽培が行われていない場合その他栽培が適正に行われていないと認められる場合には、当該施設の改築その他の適切な是正措置を講ずることについて同意したこと。

イ　周辺の農地に係る日照に影響を及ぼす場合、届出に係る施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼす場合その他周辺の農地に係る営農条件に支障が生じた場合には、適切な是正措置を講ずることについて同意したこと。

③ 届出に係る土地を所有権以外の権原に基づいて高度化施設用地にしようとする場合、当該土地の所有権を有する者が施設の設置について同意したことを証する書面

(3) 農作物栽培高度化施設について賃貸借契約が締結される場合、当該施設の賃借人は、その当該高度化施設用地を使用収益する権利を有することとなるため、法第３条第１項の許可申請が必要となる。

２　高度化施設用地が適正に利用されていることの確認等に係る規定について（法第30条、第31条、第32条及び第44条等関係）

(1) 高度化施設用地に係る法第32条第１項に規定する遊休農地の判定に当たっては、営農計画書上、届出に係る施設において農作物の栽培が行われているべき時期において、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ法第32条第１項に規定する農地に該当するものと判断すること。

① 農作物の栽培が行われていない場合同項第１号に規定する農地

② 農作物の栽培を行う面積が、当該営農計画書に記載されたものから概ね２割以上縮小している場合同項第２号に規定する農地

(2) 高度化施設用地に係る法第30条第１項の規定による利用状況調査については、運用通知の第３の１の(1)によるほか、届出書に添付される営農計画書上、８月頃に農作物の栽培が行われていないことが明らかである場合には、８月以前の農作物の栽培が行われているべき時期に調査を実施すること。

(3) 高度化施設用地に係る法第30条第１項の規定による利用状況調査については、運用通知の第３の１の(2)によること。

(4) 高度化施設用地に係る法第30条第１項の規定による利用状況調査については、具体的には、次のとおり実施することとする。

① 農業委員会は、法第30条の規定による利用状況調査において、届出書に添付された営農計画書上、当該施設において農作物の栽培が行われているべき時期に農作物の栽培が行われていないことが判明した場合、当該施設の所有者（当該施設について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。）から、農作物の栽培が行われていない理由を聞き取るものとする。

② 農作物の栽培が行われていない理由が、天候や市況を踏まえ栽培時期を見送っているなどやむを得ないものであり、概ね１月以内に当該施設において農作物の栽培を行う旨の意向が表明された場合には、農業委員会は、当該施設において農作物の栽培が行われると見込まれる時期に、再度利用状況調査を行うものとする。

③ 農業委員会は、①及び②において、

ア 当該施設において農作物の栽培が行われると見込まれる時期が概ね１月以内ではない場合

イ ②の再度の利用状況調査において、農作物の栽培が行われていないことを確認した場合

のいずれかに該当する場合には、法第32条の規定による利用意向調査を行うものとする。

なお、その際、法第44条の規定に基づき、相当の期限を定めて、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を行うべきである旨の勧告を、様式例第５号により合わせて行うものとする。

また、「相当の期限」は、６月以内とするが、災害、疾病等のためやむを得ず一時的に農作物の栽培が行われていない場合には、個別事情を総合的に判断して期限を設定することができる。

④ 農業委員会は、農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第20条の規定により準用する令第18条で定める方法により探索を行ってもなお当該施設の所有者等を確知することができないときは、法第32条第３項に規定される公示を行うものとする。

⑤ 農業委員会は、高度化施設用地に係る法第30条第１項の規定による利用状況調査において、届出書に添付された営農計画書の内容が変更されたことを把握した場合には、変更の内容を様式例第２号により提出させるとともに、その内容を農地台帳に記録することが適当である。

(5) 農業委員会は、高度化施設用地が適正に利用されていることの確認のため、市町村税務部局から現地確認への同行の要請及び地目認定等に関する意見照会等があった場合には適切に対応すること。

３ 法第４条及び第５条関係

(1) 高度化施設用地について、法第４条又は第５条の農地を農地以外のものにする行為の対象となるのは、次に該当する場合である。

① 高度化施設用地を農地（高度化施設用地を除く。）又は高度化施設用地以外の用に供する場合

例えば、次の場合がこれに該当する。

ア 農作物栽培高度化施設を撤去し、住宅や工場などの施設を設置する場合

イ 農作物栽培高度化施設の内部を倉庫や飲食店、直売所などとして利用する場合

② 高度化施設用地において農作物の栽培の用に供されないことが確実となった場合

として、次に該当する場合

ア 法第44条の規定に基づく勧告で定める相当の期限を経過してもなお当該施設において農作物の栽培が行われない場合

イ 当該施設の所有者等が、法第44条の規定に基づく勧告で定める相当の期限を経過するよりも前に、当該施設において農作物の栽培を行わない意思を示した場合

ウ 法第32条第３項に規定される公示から２月を経過してもなお当該施設の所有者等が農業委員会に申し出ない場合

エ 農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合において、国が当該法人の農作物の栽培の用に供されている高度化施設用地を買収するため、農業委員会が法第７条第２項の規定による公示を行った場合

(2) 高度化施設用地を農作物の栽培以外の用に供する場合には、それが一時的なものである場合

であっても、農地を農地以外のものにすることとなるため、法第４条第１項の許可又は第５条第１項の許可が必要となる。

(3) 法第43条第１項の届出を行い農業委員会に受理された後、則第88条の３の基準を満たしていない施設を設置しようとする場合には、法第４条第１項の許可又は第５条第１項の許可が必要となる。

(4) 農業委員会は、高度化施設用地が、法第４条第１項の許可又は第５条第１項の許可を得ずに(1)のいずれかに該当した場合には、これらの項の規定に違反するものとして、都道府県知事又は指定市町村（法第４条第１項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）に報告すること。

４　法第７条及び第10条等関係

(1) 国は、高度化施設用地について、法第７条第２項に基づく公示を行った場合には、買収後、農作物栽培高度化施設も含めて売り渡す見込みがある場合を除き、撤去して農地（高度化施設用地を除く。）に復元する原状回復命令を行うよう、都道府県知事等に求めるものとする。

(2) 買収の対象となる農地等が、高度化施設用地である場合には、その舗装等に係る築造費を次式により算出し、農地等の対価に加算すること。

$$P\left(\frac{m-n}{m}\right)Q$$

Ｐ：推定再築造費
ｍ：耐用年数
ｎ：経過年数
Ｑ：築造費のうち、所有者が負担した部分の割合

５　法第51条及び第52条の４関係

(1) 都道府県知事等は、農作物栽培高度化施設で農作物の栽培が行われておらず、農業委員会から高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった場合、他の違反転用の事案と同様に行うこと。

(2) 都道府県知事等は、高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった場合には、農作物栽培高度化施設に係る届出や当該施設に対する遊休農地に関する措置等、現在までに行った取組を農業委員会に聞き取り、これを整理した台帳を都道府県等の行政文書に関するルールに従って作成・保存し、違反転用に係る是正措置に資するものとする。

(3) 農業委員会は、違反転用者等から都道府県知事等による処分又は命令の履行を完了した旨の届出があったときにおいて、再び農作物栽培高度化施設となる事案については、当該施設となる基準を農業委員会が確認した上で、都道府県知事等に報告する。

６　法第52条関係

(1) 農業委員会は、地方農政局統計部等（地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター及び沖縄総合事務局農林水産部をいう。）から依頼があった場合には、高度化施設用地の所在、遊休農地に該当するか否か及び違反転用に該当するか否かなどの情報を提供すること。

(2) 農業委員会は、以下に掲げる場合において、速やかに、市町村税務部局に対して必要な情報を提供すること。

① 法第43条第１項に基づく届出を受理した場合は、届出書の写し、営農計画書の写し、受理通知書の写し、施設の位置及び施設の配置状況等

② 法第44条に基づく農作物の栽培を行うべきことの勧告を行った場合は、勧告書の写し、勧告した時点の施設の設置状況及び農作物の栽培状況等

③ 法第44条に基づく勧告を行った後に農作物の栽培が再開された場合は、農作物の栽培状況等

④　法第４条第１項に規定する農地の転用の制限に違反すること（違反転用）に該当することとなったものを把握した場合は、当該土地の状況等

(3) 農業委員会は、(2)の情報に変更があった場合には、速やかに、市町村税務部局に対して当該変更後の情報を提供すること。

(4) 農業委員会は、市町村税務部局と調整の上、毎年１月１日時点の(2)に掲げる事項のうち必要な情報をとりまとめた一覧表を、当該年の１月末までに市町村税務部局に対して提供すること。

７　法第52条の２関係

法第52条の２の規定に基づき農業委員会が作成する農地台帳の作成において、則第101条第８号の「その他必要な事項」については、法第43条第１項に基づく届出の受理の状況、法第44条に基づく勧告の実施状況が含まれることに留意すること。

第５　その他留意事項

法第43条第１項の規定による届出を行って農作物栽培高度化施設を設置した後に当該施設の増改築又は建て替えを行う場合には、法第43条第１項の規定による届出を再び行う必要がある。

なお、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号。以下「改正法」という。）の施行の日より前に設置された農作物の栽培を行う施設の用に供される土地のうち、次の１の基準の全てを満たすものについては、次の２に基づき取り扱うものとする。

１　届出の対象となる施設の基準について

(1) 届出の時点において、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域をいう。）内にある土地に設置されていること。

(2) 農業委員会において、当該施設の用に供されている土地について、改正法の施行の日より前に法第４条第１項の許可又は第５条第１項の許可を得て並びに法第４条第１項ただし書き又は第５条第１項ただし書きの規定に該当して農地を農地以外のものにされたことが、次の①から③までのいずれかの書類で確認できること。

①　農地転用許可に係る許可権者の決裁文書

②　農地転用許可書の写し

③　①又は②に準ずる文書

(3) 農業経営改善計画又は青年等就農計画において、当該施設で農作物の栽培を行わなくなった場合に施設を撤去し、農地の状態に回復する意向がある旨の記載があること。

(4) 則第88条の３に規定する農作物栽培高度化施設の基準を満たしていること。

２　法第43条第１項による届出の取扱い及び法の規定を適用する際の留意事項について

(1) 農業委員会は、法第43条第１項の規定に基づく届出があった場合には、第３に準じて取り扱うものとする。

(2) 農業委員会は、１の(2)の確認に当たっては、必要に応じ、当該届出を行った者に対し、同②及び③に関する文書の提出を求めることができる。また、農業委員会が保有する書類で確認することができない場合には、都道府県又は指定市町村の農地転用担当部局に対して、同①から③までの書類の提供を受けること等により、改正法の施行の日より前に届出に係る土地について行われた農地の転用の許可の有無を確認する。

(3) 農業委員会は、第３の２の(3)の届出を受理した旨を通知する場合には、当該届出に係る土地の登記簿上の地目を高度化施設用地としての地目（田又は畑）に変更することが望ましい旨を併せて周知する。

なお、様式例第４号の記の２の「現況」欄は、届出を受理した後の高度化施設用地としての地目（田又は畑）を記載する。

(4) 高度化施設用地の登記手続きを適切に行う観点から、農業委員会は、第３の２の(3)の届出を受理した旨を通知した場合には、速やかに、その旨を農林水産省経営局経由で法務省民事局

に連絡する。

(5) (1)の届出に係る法の規定の適用は、第４を準用する。

第６　制度の適切な運用のための支援

農林水産省や農業委員会等に関する法律第42条第１項に規定する農業委員会ネットワーク機構は、農業委員会からの相談に適切に対応することにより、農作物栽培高度化施設に係る制度の適切な運用が図られるよう努めるものとする。

※様式例（略）

13　「農地法第43条及び第44条の運用について」の運用の明確化について

（令和７年８月６日付け７経営第1177号各農政局経営・事業支援部長あて
農林水産省経営局農地政策課長通知）

農林水産省令で定めるところにより農業委員会に届け出て農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリートその他これに類するもので覆う場合における農作物栽培高度化施設の用に供される当該農地（以下「高度化施設用地」という。）については、当該農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして、農地法（昭和27年法律第229号）の規定を適用することとされています（同法第43条第１項）。

また、農作物栽培高度化施設に設置する事務所、駐車場等の附帯設備の取扱いについては、「「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について」（平成30年11月20日付け30経営第1796号農林水産省経営局長通知。以下「通知」という。）の第２の６に規定するとおりですが、今般、現場の運用実態を確認したところ、

① 農作物栽培高度化施設に設置する駐車場、トイレ、更衣室について、高度化施設用地における「農作物の栽培に通常必要不可欠なもの」でないにもかかわらず、「耕作又は養畜の事業に必要不可欠なもの」という判断をもって、当該附帯設備の用地部分を含めた土地の全体を高度化施設用地として取り扱っている

② 農作物栽培高度化施設を設置する際に、建築基準法上の建築確認や都市計画法上の開発許可等を必要とするという市町村の建設部局による判断をもって、一律に農地転用の許可を求めている

といった事例が見られました。

このような取扱いは適切ではないことから、通知の運用に当たって、下記に留意するよう、貴局管内の県及び市町村に対して、貴職から周知願います。

記

１　農作物栽培高度化施設に設置する附帯設備の取扱い（通知の第２の６）

農作物栽培高度化施設に設置する事務所、駐車場等の附帯設備の取扱いについては、「施設園芸用地等の取扱いについて（回答）」（平成14年４月１日付け13経営第6953号農林水産省経営局構造改善課長通知）及び「「施設園芸用地等の取扱いについて（回答）」の運用の明確化について」（平成31年３月７日付け30経営第2825号農林水産省経営局農地政策課長通知）で示したとおり、

① 当該用地部分が、高度化施設用地における農作物の栽培に通常必要不可欠なものであり、

② その農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められるものでないか

により、高度化施設用地として取り扱うか否かの判断を行うことが適当であること。

なお、建築基準法上の建築確認や都市計画法上の開発許可等を必要とするという市町村の建設部局による判断をもって、一律に農地転用の許可を要すると判断することは適切ではなく、あくまで農地法に照らして判断することが適当であること。

２　農地転用に該当するが農地転用許可を要しない場合の留意点

農地転用許可制度上、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作又は養畜の事業のための農業用施設（農業生産活動に必要不可欠となる畜舎、温室、種苗貯蔵施設、農機具収納施設、農業用倉庫等に限る。）の用に供する場合であって、当該農業用施設の規模が２アール未満であるときには、農地転用の許可を要しないこととしている。

この場合において、農作物栽培高度化施設に設置される駐車場、トイレ、更衣室、事務所等であって、高度化施設用地として取り扱うことができないものの、耕作又は養畜の事業のために必要不可欠なものについては、当該用地部分の規模が２アール未満であれば、農地転用の許可を要しないものに含まれることから、その取扱いに留意すること。

なお、農地転用の許可を要しないことについて、許可手続等が不要となるだけであって、農地転用に該当することに変わりはないことから、当該用地部分を引き続き農地として取り扱うことは適切ではないこと。

14　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の施行に伴う農地法の特例に係る留意事項について

（令和６年10月１日付け地方農政局経営・事業支援部農地政策推進課長あて
農林水産省経営局農地政策課経営専門官（農地調整担当）事務連絡）

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和６年法律第63号。以下「法」という。）が令和６年10月１日に施行されたことに伴い、農業委員会に留意いただきたい事項を下記のとおり整理したので、貴局管内都道府県を通じて農業委員会に対して周知願います。

記

１　農地法の特例について

本法においては、複数の行政手続に係る申請を一本化し、手続の簡素化を図る観点から、農地法の特例措置が講じられています。

具体的には、法第７条第７項の規定により、農林水産大臣は、農地法（昭和27年法律第229号）第43条第２項に規定する農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリートその他これに類するもので覆う措置が記載された生産方式革新実施計画について認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該農作物栽培高度化施設の所在地を管轄する農業委員会に通知するものとされています。

また、法第９条の規定により、当該生産方式革新実施計画について認定等があったときは、農地法第43条第１項の規定による届出があったものとみなすこととされています。

２　地方農政局長等による審査について

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律に基づく計画認定等事務取扱要領（令和６年10月１日付政第155号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知。以下「要領」という。）に基づき、具体的な認定手続は地方農政局長等が行うこととなります。

地方農政局長等は、農作物栽培高度化施設の基準に適合しているかの確認に当たり、必要に応じて都道府県の施設園芸関係部局や関係する農業委員会に助言を求めることとしております（要領第４の１の（１）の②）。

３　高度化施設用地が適正に利用されていることの確認等について

法第９条の規定による届出みなしに係る農作物栽培高度化施設の用に供される土地（高度化施設用地）が適正に利用されていることの確認等については、法第７条第７項の規定により通知を受けた農業委員会が、従来どおり、「「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について」（平成30年11月20日30経営第1796号経営局長通知）第４の２に基づき行うこととなります。

４　生産方式革新実施計画の認定の取消しについて

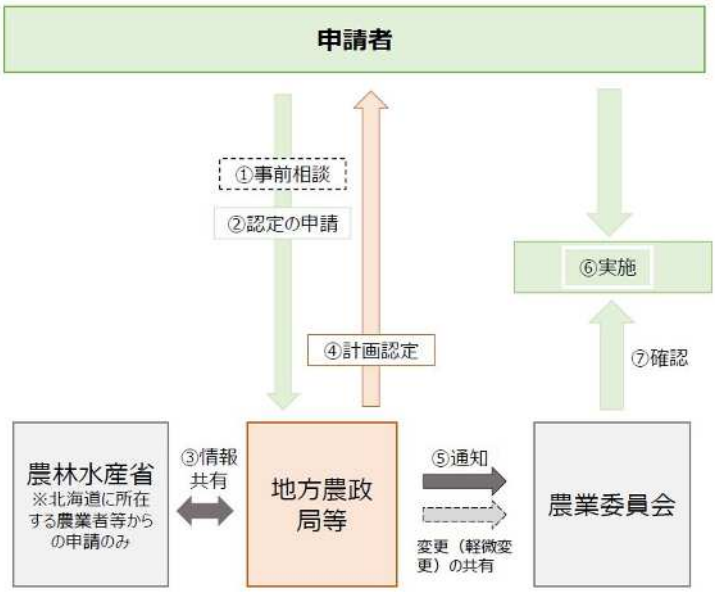
地方農政局長等は、生産方式革新実施計画の認定を取り消した場合には、関係機関に対して、遅滞なく、認定を取り消した旨を通知するとともに、特例措置の取扱いについて、農業者等に対して、各関係機関との連絡調整をはじめ、適切な措置を講ずるよう助言及び指導を行うものとしております（要領第３の６の（３）及び（４））。

なお、農地法の特例においては、認定が取り消された日以後は、農地法第43条第１項の規定に基づく届出をしていない状態となることから、認定を取り消された農業者等は、認定が取り消された日以後に農作物栽培高度化施設を設置しようとする場合には、改めて農業委員会に対して、農地法第43条第１項の規定に基づく届出を行う必要があります。

＜参考：申請の手続きフロー（農地法の特例）＞

申請の手続きフロー（農地法の特例）

④農地法の特例を希望する場合



主な必要な書類（農業者等）：
□別記様式第１号　□別記様式第２号　□別表１
□別表４　□別表５　□別表６

①事前相談	生産方式革新実施計画の申請にあたって特例の活用を希望する場合は、事前にお近くの地方農政局等まで御相談ください。
②認定の申請	上記の必要な書類を提出してください。
③情報共有	北海道にあっては、農林水産本省において農地法の特例の確認を行うため、農政事務所から本省へ情報共有されます。
④計画認定	農地法における運用通知に照らして、その内容が適合するか、確認を行ったうえで、 法及び基本方針等に照らして、その内容を精査した上で認定します。
⑥実施	計画認定を受けた農地について、コンクリート等で覆う措置を行ってください。
⑦確認	・高度化施設用地が適正に利用されていることの確認が行われます。（農地法30条１項） ・当該用地で農作物の栽培が行われていない場合、農作物の栽培を行うことを勧告されます。（農地法44条）

④農地法の特例を希望する場合（必要書類）

□	別記様式第１号
□	別記様式第２号
□	別表１　生産方式革新事業活動に必要な資金の額及びその調達方法
□	別表４　農地法の特例措置（法第７条第７項関係）
□	法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し（当該特例措置の適用を受けようとする農業者等が法人である場合）
□	土地の登記事項証明書
□	当該措置に係る施設の位置、当該施設の配置状況及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第88条の３第４号において掲げる標識の位置を示す図面
□	当該措置に係る施設の屋根又は壁面を透過性のないもので覆う場合には、周辺の農地に係る日照に影響を及ぼすおそれがないものとして農地法施行規則第88条の２第２項第４号の規定に基づき農林水産大臣が定める施設の高さに関する基準に適合するものであることを明らかにする図面（農作物栽培高度化施設の底面とするために既存の施設の底面をコンクリートその他これに類するもので覆う場合は不要）
□	別表５　規則第３条第２項第４号ホに規定する営農に関する計画
□	別表６　所有権者からの同意書（当該措置に係る土地について、所有権を有する場合は不要）
□	当該河川又は用排水路の管理者の同意があったことを証する書類（当該措置に係る施設から生ずる排水を河川又は用排水路に放流する場合）
□	当該措置に係る施設の設置に当たって、行政庁の許認可等を必要とする場合、当該行政庁の許認可等を受けていること又は受ける見込みがあることを証する書面
□	当該措置に係る施設が農地法施行規則第88条の３第２号ロに掲げるその他周辺の農地に係る営農条件に著しい支障を生ずるおそれがある場合、当該支障が生じないことを証する書類

〔出典〕『スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画作成の手引き』
（令和６年10月）（農林水産省）P. 11, 12

15　「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について

（令和６年３月25日付け５農振第2825号農林水産省農村振興局長通知）
最終改正：令和７年３月31日付け６農振第2983号

営農型太陽光発電は、農業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入の促進を図る取組であり、農地転用許可制度上の具体的な取扱いについては、「支柱を立てて営営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年５月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知。以下「取扱通知」という。）により示してきたところである。

営農型太陽光発電の取組は、荒廃農地の発生防止や解消、農業者の所得向上等に寄与するものである一方、近年においては、発電に重きを置き営農がおろそかにされ、営農型太陽光発電設備の下部の農地の利用に支障が生じている事例が散見されるところである。

このようなことから、営農が適切に継続されない事例を排除し、農業生産と発電を両立するという営農型太陽光発電の本来あるべき姿とするため、農地法関係法令に定められた内容その他営農型太陽光発電の実施に係る具体的な考え方や取扱いについて「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」を定めたので、御了知の上、次の各通知にも留意しつつ、今後の営農型太陽光発電を円滑かつ適正に運用するに当たっての参考とされたい。

また、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

○農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年６月１日付け12構改Ｂ第404号農林水産事務次官依命通知）
○「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）
○農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12 月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）

なお、農地法施行規則の一部を改正する省令（令和６年農林水産省令第９号）附則第２条において、「この省令の施行の際現に農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定によりしている許可の申請については、なお従前の例による。」としているが、この経過措置は、本省令の施行前に一時転用許可を受けているものについて、施行後間もなく当該一時転用許可期間が満了するため、再度一時転用許可を受けるための申請がやむを得ず施行前となる場合を想定して設けられていることに留意すること。

この場合、「施行後間もなく」とは、施行日から起算して標準的な処理期間（「農地法関係事務処理要領の制定について」別紙１の第４の４の標準的な事務処理期間をいう。）を超えない期間とすることが適当である。

附 則

１　この通知は令和６年４月１日から施行する。
２　この通知の施行に伴い、取扱通知は廃止する。
３　この通知の施行の際現に農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定によりしている許可の申請については、なお従前の例による。
４　この通知の施行の前に一時転用許可を受けて営農型太陽光発電を実施しているものについては、当該一時転用許可期間が満了するまでの間はなお従前の例による。
ただし、４の(1)から(6)まで及び(8)並びに６の規定については、この限りではない。

（別添）

営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン

１　営農型太陽光発電

「営農型太陽光発電」とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備（以下「営農型太陽光発電設備」という。）を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業をいう。

２　一時転用許可の手続

(1) 許可申請書の添付資料

営農型太陽光発電を行うため、支柱部分について一時転用許可を申請する場合には、農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「事務処理要領」という。）に定める書類のほか、次に掲げる書類を農地転用許可申請書に添付するものとする。

ア　営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図

イ　営農型太陽光発電設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農計画書（別紙様式例第１号）

ウ　営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類（別紙様式例第２号）

(ｱ) (ｲ)以外の場合

次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

ａ　下部の農地で栽培する農作物について、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内における生産量及び品質に関するデータ（例えば、試験研究機関による調査結果等）

ｂ　下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の意見書（別紙様式例第３号）

ｃ　当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績（当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内において行われているものに限る。）

(ｲ) 申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

(ｱ)のｂに掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

ａ　申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績

ｂ　単位面積当たりの収穫量（以下「単収」という。）の根拠を含む栽培理由（別紙様式例第４号）

エ　営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な費用を営農型太陽光発電の設置者（以下「設置者」という。）が負担することを証する書面（別紙様式例第５号）

オ　毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を農地転用許可権者（転用許可をする権限を有する都道府県知事又は指定市町村（農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第４条第１項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長をいう。以下同じ。）に提出することを誓約する旨を記載した書面（別紙様式例第６号）

(2) 一時転用許可基準

農地転用許可権者は、一時転用許可を行う場合には、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年６月１日付け12構改Ｂ第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）及び「「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）の定めによるほか、申請内容が次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。

ア　申請に係る転用期間が別表の区分に応じた期間内であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型太陽光発電設備の支柱を立てるものであること。

イ　営農型太陽光発電に係る事業終了後に当該支柱部分に係る土地が耕作の目的に供されることが確実であり、かつ申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。

また、変電設備等附随する設備を設置する必要がある場合においては、原則として近隣の農地以外の土地から選定するものとし、これらの土地がないなどやむを得ず農地を一時転用して設置する場合には、その規模及び位置が適正であること。

ウ　下部の農地における営農の適切な継続（次に掲げる場合のいずれにも該当しないことをいう。）が確実と認められること。

ａ　下部の農地において栽培する農作物の単収が、同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね２割以上減少する場合（遊休農地を再生利用する場合（下部の農地が別表の区分(2)に該当する場合をいう。以下同じ。）を除く。）

（当該市町村の区域内で作付けされていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあっては、(1)ウ(ｲ)のａ又はｂの書類に記載された単収より減少する場合。）

ｂ　遊休農地を再生利用する場合において、法第32条第１項各号に掲げる遊休農地に該当することとなる場合。

ｃ　下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じるおそれがあると認められる場合

エ　農地転用許可権者への毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われ、下部の農地における営農の状況が適確に確認できると認められること。

オ　営農型太陽光発電設備の角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つことができると認められること。

カ　営農型太陽光発電設備の支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。

なお、支柱の高さについては、当該農地の良好な営農条件が維持されるよう、農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用や農業者が立って農作業を行うことが可能な高さとして最低地上高２メートル以上を確保していること。

ただし、農地に垂直に太陽光発電設備を設置するものなど、当該設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備の設置間隔、規模、立地条件等からみて、当該農地の良好な営農条件が維持される場合には、支柱の高さが最低地上高２メートルに達しなくても差し支えないとともに、設備直下全体を一時転用許可の対象とすることが可能と解されること。

キ　位置等からみて、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。

ａ　農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

ｂ　農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の

拡大等の施策の妨げとならないこと。

ク　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第１項に規定する地域計画の区域内において営農型太陽光発電を行う場合は、当該地域計画に係る協議の場において、農地の利用の集積その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について合意を得た土地の区域内において行うものであること。

この場合における協議の場の進め方については、次のほか、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年５月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）によること。

ａ　農業委員会は、地域計画の区域内で営農型太陽光発電に係る事業の実施について相談を受けている場合は、協議の場において、当該事業に関する情報及び農地法第４条第６項第４号及び第５号の適合性に係る見解を情報提供する。また、営農型太陽光発電設備の設置者等は、当該農用地で営農型太陽光発電事業を実施することとなった経緯や営農計画、設置場所を示す地図等を説明する。

ｂ　協議の場の参加者は、営農型太陽光発電設備の設置者等から当該農用地で営農型太陽光発電事業を実施することとなった経緯や営農計画等の説明及び農業委員会からの情報提供等を踏まえつつ、農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないかを確認する。

ｃ　市町村は、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認し、営農型太陽光発電事業の実施に問題がないとの結論を得た場合は、協議の場の取りまとめにその旨を記載し、添付する地図に該当箇所を表示（協議の場の取りまとめは公表）。

ケ　支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。

なお、当該事業が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）を活用するものである場合は、再エネ特措法に基づきこれまで撤去費用として積み立てた金額も考慮すること。

コ　申請に係る事業が営農型太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、申請者が連系に係る契約を電気事業者と締結する見込みがあること。

サ　申請者が法第51条の規定による原状回復等の措置を現に命じられていないこと。

(3) 一時転用許可に付ける条件

営農型太陽光発電設備の支柱に係る一時転用許可は、法第４条第７項又は第５条第３項において準用する法第３条第５項の規定に基づき、処理基準及び事務処理要領の定めによるほか、次に掲げる条件を付けてするものとする。

ア　下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される営農型太陽光発電設備を支えるためのものとして利用されること。

イ　下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績及び収支の状況を毎年報告すること。

なお、栽培実績については、必要な知見を有する者の確認を受けること。

ウ　下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。

エ　下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型太陽光発電設備を改築する場合、営農型太陽光発電に係る事業を廃止する場合又は第三者に承継する場合には、遅滞なく、報告すること（当該設備を改築する場合は別紙様式例第７号、廃止する場合は別紙様式例第８号、第三者に承継する場合は別紙様式例第９号）。

オ　下部の農地における営農が行われない場合又は営農型太陽光発電に係る事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

(4) 一時転用許可に当たっての留意事項

農地転用許可権者は、一時転用許可に当たっては、次の事項にも留意するものとする。

ア　都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取

支柱部分の一時転用許可に当たっては、下部の農地における営農の適切な継続を確認する必要があるところ、審査は支柱部分のみならず下部の農地全体に及ぶこととなる。

このため農業委員会は、一時転用許可申請に係る意見書を作成する場合において、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が30アールを超える場合は、法第４条第５項に基づき、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第１項に規定する都道府県機構をいう。）に意見を聴くことが適当と考えられる。

イ　許可基準の適合性等に係る国への相談

アの考えのもと、農地転用許可権者は、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が４ヘクタールを超える場合は、許可基準の適合性等について地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）の農地転用担当部局に相談することが望ましい。

３　一時転用許可期間中の栽培実績及び収支の報告

(1) 営農型太陽光発電設備の支柱部分について一時転用許可を受けた者は、毎年、栽培実績及び収支の状況を翌年２月末日までに農地転用許可権者に報告するものとする。

①　栽培実績書（別紙様式例第10号）

ア　下部の農地において農作物が収穫されている場合には、収穫された農作物の生産に係る状況

イ　下部の農地において農作物の栽培が行われているが、その収穫が行われていない場合には、収穫が行われていない理由及び同じ生育段階にある農作物と比較した場合の生育状況

なお、ア又はイの報告に当たっては、報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関等）の確認を受けるものとする。

②　収支報告書（別紙様式例第11号）

下部の農地における営農等（発電収入や発電事業者からの営農協力金等を含む。）の収支の状況

(2) (1)の報告の取扱いについては、次のとおりとする。

ア　農地転用許可権者は、(1)の報告を取りまとめた上で、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に報告すること。この場合、指定市町村の長は、情報共有を図るために都道府県知事にその写しを送付するものとする。

イ　地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、報告された内容を取りまとめた上で、農村振興局長に報告すること。

ウ　農村振興局長は、報告された内容を取りまとめた上で、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長及び農地転用許可権者との間で情報共有が必要な事項について、これらの関係機関に対して情報提供するものとする。

４　農地転用許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導等

(1) 農地転用許可権者は、３の報告及び事務処理要領別紙１の第４の７の(3)の方法により、一時転用許可後の転用事業の進捗状況を確認するとともに、次に該当する事案について、毎年度現地調査を行うものとする。

①　一時転用に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が４ヘクタールを超えるもの

②　３(1)①の栽培実績書において、下部の農地に係る営農に支障が生じていると判断されるもの

なお、①の現地調査に当たっては、地方農政局等の農地転用担当部局に同行を要請することが望ましい。

(2) 農地転用許可権者は、(1)の確認及び現地調査により、市町村の区域内の同一作物の単収より概ね２割以上減少している場合や、同一作物の生育段階と比較して生育状況に支障がみられる場合等営農の適切な継続が確保されなくなったとき又はこれが確保されないと見込まれるときには、一時転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。

なお、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情（台風等による自然災害の被災、下部の農地において営農する者（以下「営農者」という。）の病気療養等。５のなお書きにおいて同じ。）があると認められる場合は、当該事情も考慮して指導を行うものとする。

(3) 農地転用許可権者は、営農が行われない場合、営農型太陽光発電に係る事業が廃止される場合又は(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、一時転用許可を受けた者に対して、支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するよう指導するものとする。

さらに一時転用許可を受けた者が、当該指導に従わないときは、事務処理要領別紙１の第４の７(1)イ(ｱ)に基づき、勧告や法第51条第１項の規定による処分又は命令（以下「勧告等」という。）を行うことを検討するものとする。

また、処分又は命令が行われた場合で、履行期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、事務処理要領別紙１の第４の７(1)イ(ｵ)に基づき、当該違反転用事案に関する情報の公表について検討するものとする。

(4) 農地転用許可権者は、一時転用許可を受けた者に対して勧告等を行った場合は、その内容を地方農政局長等に報告（指定市町村の長はその写しを都道府県知事に送付）し、当該報告を受けた地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、農村振興局長に報告するものとする。

また、当該事業が再エネ特措法に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）を活用するものである場合は、当該勧告等を行った旨を、当該施設が所在する都道府県を所管する地方経済産業局に報告（別紙様式例第12号による通知又は再エネ特措法認定システムへの措置内容の入力）すること。

(5) (4)の報告を受けた農村振興局長は、営農型太陽光発電に係る違反状況集計表（別紙様式例第13号）にその内容を取りまとめ、その都度各地方公共団体と情報共有すること。

(6) 農地転用許可権者は、営農の適切な継続のため作物の変更を行いたい旨の報告を受けた場合、営農型太陽光発電に係る事業を第三者に承継する旨の報告を受けた場合又は、営農型太陽光発電設備を改築する旨の報告を受けた場合において、事情がやむを得ないと認められる場合は、事業計画の変更や一時転用許可申請等、必要な手続について指導を行うこと。

(7) 農地転用許可権者は、(1)の転用事業の進捗状況の確認等と併せて、収支報告書と営農計画の収支の見込みを比較し、計画に沿った農業経営が行われているかを確認するものとする。

その際、営農型太陽光発電に係る売電の収益が、営農者の農業経営の維持発展に寄与し、もって地域の持続的な農業生産につながっているか否かについても検討するよう努めることとし、必要に応じて、設置者及び営農者と意見交換を行うことが望ましい。

(8) 農地転用許可権者は、(1)から(7)までの事務を的確に行うため、営農型太陽光発電設備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管するものとする（別紙様式例第14号)。

５　一時転用許可の期間満了後における再許可

一時転用許可の期間が満了する場合には、農地転用許可権者は、２の手続に準じた手続により、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとする。

なお、それまでの転用期間において、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地の利用の程度が著しく劣っていることや下部の農地において単収が減少していること等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断するものとする。

また、当初許可において、遊休農地に該当するとして２の(2)のウのａの要件（同じ年の地域の平均的な単収と比較して２割以上減少しないこと）を適用しなかった場合においても、再許可時には遊休農地でなくなっていることから、当該要件が適用されることに留意すること。

６　その他

(1) 地方農政局等及び都道府県は、事業者からの営農型太陽光発電の実施に関する問合せや、地方公共団体からの許可基準の判断や是正指導に関する問合せに対応するため、相談窓口を設置する等相談体制の整備を図ること。

(2) 農業委員会は、農地パトロール等の際に営農型太陽光発電設備の設置に係る農地について定期的に農作物の生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、必要な指導及び助言を行うとともに、農地転用許可権者に報告すること。

また、農業委員会は、遊休農地を再生利用する場合であって、法第30条の規定による利用状況調査の結果、下部の農地の全部又は一部に、法第32条第１項各号のいずれかに該当するものがあると認めたときは、速やかに農地転用許可権者に報告すること。

その他、農業委員会は必要があると認めるときは、法第52条の４の規定に基づき、農地転用許可権者に対し、勧告等その他必要な措置を講ずべきことの要請を行うことが望ましい。

(3) 営農型太陽光発電は、下部の農地において営農を継続しつつ、これに支障を与えないよう発電を行うものであり、営農型太陽光発電設備の設置については農閑期に行うことが望ましい。

また、良好な営農条件を備えた農地の農業上の効率的な利用を図る観点から、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような作物転換等をすることがないようにすることが望ましい。

(4) 設置者と営農者が異なる場合には、支柱に係る一時転用許可と下部の農地に民法（明治29年法律第89号）第269条の２第１項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための法第３条第１項の許可を受けることが必要である。

この場合には、当該権利を設定する期間を支柱に係る一時転用期間と同じ期間とするとともに、一時転用許可と同時に当該権利を設定するものとする。

（「営農型発電設備の設置についての農地法第３条第１項の許可の取扱いについて」（平成30

年６月28日付け30経営第823号農林水産省経営局農地政策課長通知）参照）

別表

区分	期間
(1)　担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合 　この場合の担い手とは、食料・農業・農村基本計画（令和２年３月31日閣議決定）の第３の２に掲げる次の者をいう。 ア　効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営） イ　認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者） ウ　認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者） エ　将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農	10年以内
(2)　遊休農地（運用通知第３の１の(3)のアに該当すると判定された遊休農地をいう。以下同じ。）を再生利用する場合（同一の事業につき遊休農地と遊休農地以外の農地とを利用する場合において、これらのうち、遊休農地の面積が過半を占めており、遊休農地と遊休農地以外の農地とが連たんし、これらが一段のまとまりを有する場合を含む。）	
(3)　第２種農地（運用通知第２の１の(1)のオ又はカの第２種農地をいう。）又は第３種農地（運用通知第２の１の(1)のエの第３種農地をいう。）を利用する場合	
(4)　(1)から(3)まで以外の場合	３年以内

（別紙様式例第１号）

営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書

作成年月日　　年　　月　　日

営農者　氏名
　　住所

設置者　氏名
　　住所

土　地　所在・地番

１．　営農型太陽光発電設備の下部の農地及び営農者の概要

(1) 営農型太陽光発電設備の下部の農地の概要

	地目	面積（㎡）
営農型太陽光発電設備の下部の農地		
合計		

（記載要領）
- 地目には、田、畑、樹園地のいずれかを記入してください。
- 営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積は、当該設備の存する区画全体の面積を記入してください。

(2) 下部の農地の営農者の概要

① 営農者の属性

営農者の属性	該当（〇）
ア　効率的かつ安定的な農業経営（※１）	
イ　認定農業者（※２）	
ウ　認定新規就農者（※３）	
エ　将来法人化にして認定農業者になることが見込まれる集落営農	
オ　アからエまで以外の者	

※１　主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営
※２　農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者
※３　農業経営基盤強化促進法第 14 条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
※４　アからエまでに該当する場合は、当該属性を証明する資料を添付すること

② 営農者の農作業経験等の状況

農作業経験等 （農作業歴）	左のうち作付予定作物の農作業歴

（記載要領）
- 「農作業経験等（農作業歴）」及び「左のうち作付予定作物の農作業歴」については、農作業歴がある場合にはその作付作物と年数を記載してください。また、農作業歴がない場合には、「なし」と記載ください。

２．栽培計画

(1) 下部の農地における作付予定作物及び作付面積

	作付予定作物名	作付面積（㎡）	栽植密度 （株・本・播種量 (kg)/10a）	生長の指標 （樹高・分枝状況等）
１年目				
２年目				
３年目				
４年目				
５年目				
６年目				
７年目				
８年目				
９年目				
10 年目				

(記載要領)

・　各年の「作付面積」の合計は、１に記載した営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積と一致します。

・　収穫まで複数年の期間を要する作物の場合は、「生長の指標」の欄に、収穫年の予定収量のほか、収穫までの各年の生育の指標を記入してください。また、記入に当たっては、別紙様式例第４号の収穫年と整合するようにしてください。

・　連作障害等の対応のため、一時的に土壌改良等を行うことが予定されている場合は、「作付予定作物名」の欄に、当該土壌改良の具体の内容を記入してください。

(2) 営農に必要な農作業の期間

月	作付予定作物名	農作業の内容											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
１年目													
２年目													
３年目													
４年目													
５年目													
６年目													
７年目													
８年目													
９年目													
10 年目													

（記載要領）

・　作物ごとに農作業の内容欄に栽培期間と必要となる農作業の内容・その作業期間を具体的に記入してください。

・　収穫まで期間を要する作物の場合、収穫年までの各年については、（１）の生長の指標に沿って、収穫までに必要となる作業内容を具体的に記入してください。

(3) 利用する農業機械

農業機械名	数量	所有・ﾘｰｽの別 （導入予定の場合にはその旨）	寸法（cm） （全長、全幅、全高）	機械出力 （ps、kw）	備考

（記載要領）

・ 機械出力・寸法については、カタログの写しの添付でも可。

・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(4) 農作業に従事する者

農作業従事者数		備考
常時（人日）	臨時（人日）	

（記載要領）

・ 備考欄には、臨時従事者の雇用期間及び作業内容等を記入してください。

(5) 下部の農地における単収見込み等

ア イ以外の場合

（ｱ）（ｲ）以外の場合

作付予定作物	単収見込み（A）（kg/10a）	地域の平均的な単収（B）（kg/10a）	単収の増減見込み（A／B×100（%））	地域の平均的な単収の根拠

（記載要領）

・ 「単収見込み」は、１年目の単収見込みを記載してください。

・ 「地域の平均的な単収」は、原則として市町村の統計等を用いてください。

・ 「地域の平均的な単収の根拠」は、統計調査名や比較対象とした地域等を記載ください。なお、統計調査以外の内容を記載する場合には、比較対象として適切であると判断した理由を具体的に記載してください。

（ｲ）申請に係る市町村において栽培されていない又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

作付予定作物	単収見込み（kg/10a）	単収の根拠

（記載要領）

・ 「単収見込み」は、試験的に実施した栽培の実績に係る単収又は別紙様式例第４号２の「単収見込」を記載してください。

イ　遊休農地を再生利用する場合

作付予定作物	農地の利用の程度

（記載要領）

・　「農地の利用の程度」は、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を記載してください。

3. 下部農地における収支の見込

	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目		7年目		8年目		9年目		10年目	
	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)
収入金額	販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額	
	自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費	
	雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入	
	(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)	
	(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)	
	小 計(A)		小 計(A)		小 計(A)		小 計(A)		小 計(A)		小 計(A)		小 計(A)		小 計(A)		小 計(A)		小 計(A)	
支出金額	種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費	
	肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費	
	農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費	
	農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費	
	動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費	
	修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費	
	人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費	
	地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料	
	農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金	
	減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費	
	土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費	
	雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費	
	租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課	
	小 計(B)		小 計(B)		小 計(B)		小 計(B)		小 計(B)		小 計(B)		小 計(B)		小 計(B)		小 計(B)		小 計(B)	
	差引金額 (A−B)		差引金額 (A−B)		差引金額 (A−B)		差引金額 (A−B)		差引金額 (A−B)		差引金額 (A−B)		差引金額 (A−B)		差引金額 (A−B)		差引金額 (A−B)		差引金額 (A−B)	

(記載要領)

- 「科目」は収支科目の主要なものを記入していますので、適宜、追記削除をお願いします。
- 「発電収入」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が同一である場合において、売電による収入がある場合に記入してください。
- 「営農協力金」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が異なる場合において、設置者から営農協力金等を受領している場合に記入してください。

（別紙様式例第２号）

営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み

作成年月日　　年　　月　　日

営農者　氏名
　　住所

設置者　氏名
　　住所

土　地　所在・地番

１．生育に適した日照量の確保

作付予定作物	遮光率	生育に適した条件等（日照特性等）及び設計上生育に支障が生じない理由

（記載要領）

・　作付予定作物に係る生育に適した条件（陽性、半陰性、陰性等の日照特性等）を記載するとともに、営農型太陽光発電設備の設計（遮光率等）が農作物の生育に適した日照量が確保され、生育に支障を与えないとする理由を作付け作物ごとに具体的に記載してください。

２．効率的な農作業の実施

(1)　支柱

高さ（m）		間隔（m）
最低地上高：	最高地上高：	

(2)　農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

（記載要領）

・　営農型太陽光発電設備の支柱の高さ及び間隔、別紙様式例第１号２の(3)に記載した農業機械の機械寸法等を踏まえ、当該設備の設計が農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていると判断している理由を具体的に記載してください。

・　農地に垂直に太陽光発電設備を設置するものなど、当該設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備の設置間隔、規模、立地条件等からみて、当該設備の良好な営農条件が維持される場合には、その旨を記載すれば、高さは記載する必要はありません。

・　なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

（添付資料）

１及び２に記載した内容並びに別紙様式例１の２の（５）の単収見込みの根拠となる資料を、次の区分に従って添付してください。

ア　イ以外の場合

次の(ｱ)～(ｳ)のいずれかの事項を記載した書類を添付すること。

(ｱ) 下部の農地の栽培作物について、当該申請に係る農地が所在する市区町村における営農型太陽光発電による収穫量及び品質に関するデータ（例えば試験研究機関による調査結果等）

(ｲ) 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見（別紙様式例第３号）

(ｳ) 当該申請に先行して当該市町村の区域内の下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績

イ　申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

アの(ｲ)に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

(ｱ)　栽培実績（申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績）

(ｲ)　単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由（別紙様式例第４号）

（別紙様式例第３号）

下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書

作成年月日　　年　　月　　日

営農者　氏名
　　住所
設置者　氏名
　　住所
土　地　所在・地番

１．知見を有する者について

所属
役職・氏名
住所
連絡先

（知見を有する者の当該作物への関わり）

（記載要領）
　知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の栽培に知見を有していることについて記入し、研究データや栽培実績データ等の資料を添付してください。

２．知見を有する者による本事業についての所見

（記載要領）
　営農計画書に沿った適切な営農の継続が可能であり、その結果、営農計画書又は栽培理由書、栽培実績書に記載した単収の確保が可能であるか等について、知見を有する者の研究データや栽培実績データ等を踏まえ、所見を記入してください。

（別紙様式例第４号）

申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書

作成年月日　　年　　月　　日

営農者　氏名
　　住所
設置者　氏名
　　住所
土　地　所在・地番

１．下部の農地で栽培を予定する農作物の名称と当該作物を選定した経緯

（作物名：　　）

（経緯）

（記載要領）

「経緯」については、当該作物を栽培することによる農業経営上のメリット、土性や気象等の条件への適合性、営農者の栽培経験や知識の有無等に基づき、当該作物を選定することとなった経緯を具体的に記入してください。

２．単収見込

（　　kg/10a）

（単収見込の根拠）

（記載要領）

・「単収見込の根拠」について、当該作物の収量に関する調査研究データや統計データのほか、自然条件に類似性のある他地域のデータ等を用いて記入し、その資料を添付してください。

３．作付けから収穫までに要する期間

（　　年　　月）

（収穫までに上記期間を要する理由）

（記載要領）

・作付けから収穫までに要する期間が１年を超える場合に記入してください。
・「収穫までに上記期間を要する理由」について、当該作物の収穫までに要する期間の調査研究データや統計データ等を引用して記入し、その資料を添付してください。

４．当該作物に係る知見を有する者からの営農協力について

（記載要領）

営農の適切な継続のため、下部農地での栽培に支障が生じた場合における知見を有する者による営農指導等の体制整備について記入してください。

（別紙様式例第５号）

営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書

年　　月　　日

○○○○知事　様
（○○○○農業委員会経由）

住所
氏名（営農型太陽光発電設備の設置者）

（営農型太陽光発電設備の設置者）は、当該申請に係る事業で設置する営農型太陽光発電設備について、事業の終了時又は事業の廃止時に当該営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することを約します。

撤去費用（見込）
万円

（別紙様式例第６号）

下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書

年　　月　　日

○○○○知事　様
（○○○○農業委員会経由）

設置者　氏名
住所
営農者　氏名
住所

（営農型太陽光発電設備の設置者及び営農者）は、当該申請に係る事業で設置する営農型太陽光発電設備の下部農地における毎年の栽培実績書及び収支報告書について、翌年２月末日までに報告することを約します。

（別紙様式例第７号）

営農型太陽光発電設備の改築に係る報告

年　　月　　日

○○○知事　様
（○○○農業委員会経由）

住所
氏名　（転用許可を受けた者）

年　　月　　日付け　　第　　号で農地法第　　条第１項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、下記のとおり改築を予定していますので報告します。

なお、改築工事は、貴殿の了解を得てから着工する予定としていますので、本報告書の内容を確認の上、その結果を連絡いただきますようお願いします。

記

１　許可を受けた土地等の所在等

土地の所在	地番	面積（㎡）

２　改築計画

(1) 改築の内容

(2) 改築工事の時期

ア　着工予定年月日　：　　年　　月　　日
イ　完了予定年月日　：　　年　　月　　日

３　営農計画の変更の有無　：　あり　・　なし

４　連絡先（電話番号等）

（添付書類）

①　（改築前及び改築後の）営農型太陽光発電設備の設計図
②　営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書（営農計画の変更を伴わない場合には、営農計画書に関する部分は記載しなくても結構です。）
③　（営農計画の変更を伴う場合又は改築工事により遮光率が増加する場合には、）②の根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者の意見書
④　その他参考となるべき書類

（別紙様式例第８号）

営農型太陽光発電による発電事業の廃止に係る報告

年　　月　　日

○○○知事　様
（○○○農業委員会経由）

住所
氏名　（転用許可を受けた者）

年　　月　　日付け　　第　　号で農地法第　　条第１項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、発電事業を廃止しますので報告します。

また、発電事業の廃止に伴って、営農型太陽光発電設備を　　年　　月　　日までに撤去するとともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

（別紙様式例第９号）

営農型太陽光発電事業の承継に係る報告

年　　月　　日

○○○知事　様
（○○○農業委員会経由）

住所
氏名　（転用許可を受けた者）

年　　月　　日付け　　第　　号で農地法第　　条第１項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、営農型太陽光発電に係る事業の継続が困難になったため、当該発電事業を下記３の者に承継することを予定しておりますので報告します。

なお、承継事業者が農地法第５条第１項の許可を受けられない場合は、営農型太陽光発電設備を速やかに撤去するとともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

１　承継を予定している太陽光発電設備の所在地等

土地の所在	地　番	面積（㎡）		一時転用許可年月日	備　考
		支柱	下部農地		

２　事業の継続が困難となった理由

３　承継を予定している事業者

氏名・名称	住　所	連絡先（電話番号等）

４　承継事業者の農地転用許可申請日（又は申請予定日）

農地転用許可申請（予定）年月日　：　　年　　月　　日

（添付書類）
承継を予定している事業者の事業概要がわかる資料

（別紙様式例第10号）

栽　培　実　績　書

年　　月　　日

○○○知事　様
（○○○農業委員会経由）

設置者　氏名
住所

営農者　氏名
住所

年　　月　　日付け　　第　　号で農地法第　　条第１項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る実績について、下記のとおり報告します。

記

1　許可を受けた土地等の所在及び面積等

所在及び地番	面積
	㎡ （　　㎡）

2　営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農者の氏名等

氏　名	備　考

3　営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況

(1)　農作物の収穫が行われている場合

ア　イ以外の場合

作付作物	作付面積（㎡）	単収（kg/10a）	地域の平均的な単収（kg/10a）	品質（等級、糖度等）	遮光率	備　考

イ　遊休農地を再生利用した場合

作付作物	作付面積（㎡）	農地の利用の程度	品質（等級、糖度等）	遮光率	備　考

(2)　農作物の収穫が行われていない場合

ア　生育に時間を要する作物のため収穫が行われていない場合

作付作物	作付面積 （㎡）	遮光率	備　考

（栽培管理及び生育の状況）

イ　ア以外の場合で収穫が行われていない場合

（その理由）

（上記記載について知見を有する者の所見）

所見（具体的に記載してください。）
確認年月日　　年　　月　　日

知見を有する者　　所属
役職・氏名
住所・連絡先

知見を有する者の当該作物への関わり
※　申請時に提出した（別紙様式例第３号）に記載された知見を有する者と異なる者が記載しようとする場合や、申請時に知見を有する者の意見書を提出していない場合（別紙様式例第２号の添付資料アにおいて(ｱ)又は(ｳ)を選択した場合）に、知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の栽培に知見を有していることについて記入し、研究データや栽培実績データ等の資料を添付してください。

（留意事項）

１　下部の農地において営農が適切に行われていることを確認するため、営農計画書に記載した農作業の内容について、作業の実態がわかる写真のほか、農作物の生育状況が確認できる写真を添付してください。

当該写真は、下部の農地全体の農作業の状況や農作物の生育状況及び収穫物の状況が明らかとされている必要がありますので、必要に応じて、複数枚の写真を添付してください。また、当該写真は、晴天時のものが適当です。

２　営農型太陽光発電設備の下部の農地のうち、「単収」の算出のために農作物を収穫した場所を図示した図面を添付してください（遊休農地を再生利用した場合を除く。）。

３　本資料は、許可を受けた土地を管轄する農業委員会を経由して提出してください。

（記載要領）

１　「１　許可を受けた土地等の所在及び面積等」の「面積」欄は、上段に①の面積を記載してください。また、下段の括弧には、①及び②の合計面積を記載してください。

①　許可を受けた営農型太陽光発電設備の支柱の基礎部分の面積（一時転用許可の対象面積）

②　営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積

２　「２　営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農者の氏名等」について、営農者が複数存在し、営農者ごとに作付作物が異なる場合には、「備考」欄に作付けを行っている作物を記載してください。

３　「３　営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の（1）農作物の収穫が行われている場合について

・　アの「単収」欄は、営農型太陽光発電設備の下部の農地の単収を記載してください。

・　アの「地域の平均的な単収」欄は、報告に係る土地の周辺地域において営農型太陽光発電設備を設置していない農地における平均的な単収を記載してください。

なお、申請に係る市町村において栽培されていない農作物を栽培している場合等地域において比較する単収がない場合は、許可申請書に添付した「営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書」（別紙様式例第１号）２（5）ア(ｱ)又は(ｲ)に記載した「地域の平均的な単収」又は「単収見込み」を記載してください。

・　イの「農地の利用の程度」欄は、当該農地での農作物の生産の状況について、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を含めて記載してください。

・　ア及びイの「品質」欄は、等級、糖度等を記載してください。このような品質に係る指標がない農作物の場合には、出荷用に耐えられるか否か、地域の営農型太陽光発電を行っていない農地において生産している同一の作物の品質と比較し、著しい違いがあるか否かを記載してください。

・　ア及びイの「遮光率」欄について、営農型太陽光発電設備の設計上の遮光率を記載してください。設計上の遮光率が不明の場合には、当該設備の直下の農地面積のうち太陽

光パネルの水平投影面積が占める面積を記載ください。

4　「３　営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の（2）農作物の収穫が行われていない場合について

・　「ア　生育に時間を要する作物のため収穫が行われていない場合」の「栽培管理及び生育の状況」欄は、許可申請時の栽培計画に記載した農作業の内容と照らして適切に栽培管理が行われたか、また、作物の生育の状況は、栽培計画に記載した生長の指標と比較して、順調に生育しているか等について記載してください。

・　「イ　ア以外の場合で収穫が行われていない場合」の「その理由」欄は、収穫まで生育が満たなかった理由（台風等による自然災害の被災や営農者の病気療養等）について、その原因も踏まえて具体的に記入してください。

5　営農型太陽光発電設備の下部の農地において収穫した農作物を出荷した場合には、「備考」欄に販売量や売上高を記載するとともに、出荷量を証する書面の写しを添付してください。

6　自家消費する場合であっても「単収」欄や「品質」欄の記載は必要ですので、御注意ください。

（別紙様式例第 11 号）

収　支　報　告　書

年　　月　　日

○○○知事　様
（○○○農業委員会経由）

設置者　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

営農者　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付け　　第　　号で農地法第　　条第１項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備の下部の農地の営農における収支状況について、下記のとおり報告します。

記

前々年度（令和　年度）			前年度（令和　年度）			今年度（令和　年度）		
科目		金額（円）	科目		金額（円）	科目		金額（円）
収入金額	販売金額		収入金額	販売金額		収入金額	販売金額	
	自家消費			自家消費			自家消費	
	雑収入			雑収入			雑収入	
	（発電収入）			（発電収入）			（発電収入）	
	（営農協力金）			（営農協力金）			（営農協力金）	
	小　計			小　計			小　計	
支出金額	種苗費		支出金額	種苗費		支出金額	種苗費	
	肥料費			肥料費			肥料費	
	農機具費			農機具費			農機具費	
	農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費	
	動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費	
	修繕費			修繕費			修繕費	
	人件費			人件費			人件費	
	地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料	
	農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金	
	減価償却費			減価償却費			減価償却費	
	土地改良費			土地改良費			土地改良費	
	雑費			雑費			雑費	
	租税公課			租税公課			租税公課	
	小　計			小　計			小　計	
差引金額			差引金額			差引金額		

（留意事項）
１「科目」は収支科目の主要なものを記入していますので、適宜、追記削除をお願いします。
２「発電収入」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が同一である場合において、売電による収入がある場合に記入してください。
３「営農協力金」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が異なる場合において、設置者から営農協力金等を受領している場合に記入してください。
４　資料は、許可を受けた土地を管轄する農業委員会を経由して提出してください。

（別紙様式例第 12 号）

番　　号
（元号）　年　月　日

○○経済産業局長　殿

（農地転用許可権者名）

農地法における違反事案についての情報提供（通知）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年８月 30 日法律第 108 号）に基づき認定を取得している事案について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の規定に違反し、同法第 51 条第１項に基づき、（元号）○年○月○日付け（文書番号）にて、（農地転用許可権者名）より（原状回復等の措置の内容）しましたので、別添の関連資料を添えて情報提供（通知）します。

※「勧告」の場合は、下線部を「農地法に係る事務処理要領の制定について（平成 21 年 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産経営局長・農村振興局長通知）の別紙１の第４の６（１）イ(ｱ)b の規定に基づき」とする。

担当：○○県○○市○○課　○○○○
TEL：○○－○○○○－○○○○
FAX：○○－○○○○－○○○○
Mail：○○○-○○○@pref.○○.lg.jp

※命令書の写し等の関連資料を添付すること。

（別紙様式例第13号）営農型太陽光発電に係る違反状況取りまとめ表

番号	都道府県名	土地の所在・地番	発電設備の設置者		許可年月日	農地区分	支柱部分の面積（㎡）	下部農地の面積（㎡）	下部農地の営農の状況	違反の内容	違反転用に対する是正措置の実施状況及び内容等								関係機関への情報提供等				FIT認定の取消年月日	現在の状況	
											口頭指導		勧告		処分・命令（原状回復命令等）		公表		FIT認定部局への情報提供		地方農政局等への報告				
			氏名・名称	職業・業種							実施年月日	内容	実施年月日	内容	実施年月日	内容	実施年月日	内容	提供年月日	情報提供の内容	提供年月日	情報提供の内容		違反転用者の態様（是正意思の有無等）	今後の対応方針
1																									
2																									
3																									
4																									

（別紙様式例第14号）営農型発電設備の設置に関する情報

No	都道府県名	市町村名	施設の所在地	設置者の氏名・名称	個人・法人の別	適用条項（4条・5条）	農地区分	許可年月日等			設備の概要					下部農地における営農の状況													事業者へ指導の状況									勧告等を行った場合のFIT認定部局への報告年月日
																前年度（令和〇年度）							今年度（令和〇年度）															
								当初許可年月日	再許可年月日	許可期限	当初許可前に遊休農地（該当：〇）	下部農地の面積	パネルの面積	支柱の高さ	FIT・FIPの適用の有無	作付作物	作付面積（㎡）	単収（kg/10a）	地域の平均的な単収（kg/10a）	品質（等級、糖度等）	営農への支障の有無	現地調査の実施	作付作物	作付面積（㎡）	単収（kg/10a）	地域の平均的な単収（kg/10a）	品質（等級、糖度等）	営農への支障の有無	現地調査の実施	勧告の有無	勧告年月日	勧告の内容	是正処分等の有無	処分等年月日	処分等の内容	公表の有無	公表年月日	公表の内容	
1																																					
2																																					
3																																					
4																																					
5																																					
6																																					
7																																					
8																																					
9																																					
10																																					

16　太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて

（平成28年３月31日付け27農振第2442号農林水産省農村振興局長通知）
最終改正：令和６年３月28日付け５農振第3245号

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年１月30日閣議決定）において、太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の農地転用許可制度の取扱いについては、先行的な事例における営農への影響等を検証しつつ、一時転用の転用期間が満了する場合に、再度一時転用許可を行うことができるよう見直しを行うこととされたことを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととし、平成28年４月１日に施行することとしましたので、御了知いただきますようお願いします。

また、再生可能エネルギー発電設備の設置については、①第２種農地（周辺の他の土地を供することにより申請に係る事業の目的を達成することができない場合に限る。）又は第３種農地（「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第２の１の(1)のオ及びカの第２種農地又は第２の１の(1)のエの第３種農地をいう。以下同じ。）において設置する場合には、当該設備の設置主体によらず、農地法（昭和27年法律第229号）の規定による農地転用許可を受けて設置が可能であること、②荒廃農地のうち、運用通知第４の(1)及び(2)のアの規定に基づき農業委員会が農地に該当しないと判断した土地は、農地法の規制の対象外となるため、当該土地に設置する場合には、農地法の規定による農地転用許可は要しないこととなることから、これらの取扱いについても留意しつつ、制度のより一層の適切な運用をお願いします。

併せて、「再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて」（平成24年３月28日付け23農振第2508号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止します。

なお、貴管内の市町村に対しては、貴職から通知をお願いします。

記

１　太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて

(1)　農地の法面又は畦畔（以下「法面等」という。）は、作付けを行う田面又は畑面（以下「本地」という。）の機能の維持及び管理にとって必要なものであるため、本地と一体的に農地として取り扱っているところである。

したがって、法面等に太陽光発電設備（太陽光を電気に変換する設備等をいう。以下同じ。）を設置する場合には、農地法第４条第１項又は第５条第１項の許可が必要となる。

この場合の太陽光発電設備の設置については、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないようにする必要があること等から、一時転用許可の対象として可否を判断するものとする。

(2)　許可権者（転用許可をする権限を有する都道府県知事又は指定市町村（農地法第４条第１項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長をいう。以下同じ。）は、一時転用許可を行う場合には、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年６月１日付け12構改Ｂ第404号農林水産事務次官通知。以下「処理基準」という。）及び運用通知の定めによるもののほか、次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。

ア　申請に係る転用期間が３年以内の期間であること。

イ　簡易な構造で容易に撤去できる太陽光発電設備として、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。

ウ　太陽光発電設備が、本地を維持及び管理するために必要な法面等の機能に支障を及ぼさない設計となっていること。

エ　太陽光発電設備の設置による農業用機械の農地への出入りの支障、日照や通風の制限又は土砂の流失、設置後の太陽光発電設備のメンテナンスによる営農への支障等周辺の農地（当該農地の本地及び隣接する農地をいう。以下同じ。）に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められること。

オ　位置等からみて、申請に係る法面等の周辺の農地以外の土地に太陽光発電設備を設置することができないと認められ、また、周辺の農地の効率的な利用等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。

a　農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

b　農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと

カ　太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。

キ　事業計画において、太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みがあること。

2　転用期間が満了する場合に、あらためて１の(2)の確認を行い、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における法面等及び周辺の農地の状況を十分勘案し、総合的に判断するものとする。

3　一時転用許可の条件等

(1)　法面等への太陽光発電設備の設置に係る一時転用許可は、農地法第４条第７項又は第５条第３項において準用する農地法第３条第５項の規定に基づき、処理基準及び「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「処理要領」という。）の定めによるもののほか、次に掲げる条件を付けてするものとする。

ア　本地を維持及び管理するために必要な法面等の機能が確保され、太陽光発電設備がこれを前提として設置及び利用されること。

イ　法面等の状況を、毎年報告すること。

ウ　周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合又は生ずるおそれがあると見込まれる場合には、必要な改善措置を迅速に講ずること。

エ　周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合若しくは生ずるおそれがあると見込まれる場合、太陽光発電設備を改築する場合又は太陽光発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。

オ　太陽光発電設備による発電事業が廃止される場合には、当該太陽光発電設備を速やかに撤去すること。

(2)　太陽光発電設備について、農地法第４条第１項又は第５条第１項に基づき許可書を申請者に交付するときは、その許可書に下記の注意事項を記載するものとする。

［注意事項］

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供しないとき又は許可条件に違反したときは、農地法第51条第１項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命じることがあります。

4　許可申請

太陽光発電設備について、転用許可を申請する場合には、処理要領の定めによるほか、次に掲げる書類を申請書に添付するものとする。

(1)　太陽光発電設備の設計図

(2)　本地における営農計画書及び法面等の維持管理に関する計画書

(3)　太陽光発電設備を設置する者と法面等の所有者等が異なる場合には、太陽光発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面

5　報告

(1)　太陽光発電設備の法面等への設置について、転用許可を受けた者は、法面等の状況を許可を

受けた日が属する年の翌年以降、毎年２月末日までに許可権者に報告するものとする。

(2)　許可権者は、(1)の報告を取りまとめた上で地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に報告する。この際、指定市町村の長は、情報共有を図るため都道府県知事にその写しを送付する。地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、報告された内容を取りまとめの上、農村振興局長に報告する。農村振興局長は、報告があった事項を取りまとめの上、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長、都道府県知事及び指定市町村の長と情報共有が必要な事項について、これら関係機関に対して情報提供を行う。

６　許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び許可権者による指導

(1)　許可権者は、処理要領４の６の(3)により、農地転用許可後の転用事業の進捗状況を把握するものとする。

(2)　許可権者は、周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合又は生ずるおそれがあると見込まれる場合には、転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。

(3)　許可権者は、太陽光発電設備による発電事業が廃止される場合及び(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、転用許可を受けた者に対して、太陽光発電設備を撤去するよう指導するものとする。

７　その他

(1)　農業委員会は、農地パトロール等の際に太陽光発電設備の設置に係る法面等及び周辺の農地の状況について定期的に確認し、周辺の農地の営農の適切な確保を図るために必要な指導を行うとともに、周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合又は生ずるおそれがあると見込まれる場合には、許可権者に報告する。

(2)　太陽光発電設備の設置については、農閑期に行うことが望ましい。

(3)　法面等に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて太陽光発電設備を設置する場合であって、当該太陽光発電設備の一部が本地の上部空間に及ぶ場合又は当該太陽光発電設備の日影が本地に及ぶ場合には、下部の農地における営農の適切な継続の確保について、「「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について」（令和６年３月25日付け５農振第2825号農林水産省農村振興局長通知）に基づき判断するものとする。

17　営農型太陽光発電設備の設置についての農地法第３条第１項の許可の取扱いについて

（令和６年３月28日付け５経営第3125号各地方農政局経営・事業支援部長ほかあて
農林水産省経営局農地政策課長通知）

農地法施行規則の一部を改正する省令（令和６年農林水産省令第９号）の施行に伴い、「「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について」（令和６年３月25日付け５農振第2825号農村振興局長通知）が施行されたところであるが、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第30条第２項本文に規定する営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合に必要となる民法（明治29年法律第89号）第269条の２第１項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法（昭和27年法律第229号）第３条第１項の許可の取扱いについては、次の各通知によるほか、下記のとおりとするので、御了知願いたい。また、貴職から貴局管内県に対して通知するとともに、管内市町村に通知するよう依頼願いたい。

○　農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年６月１日付け12構改Ｂ第404号農林水産事務次官通知）
○　農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長通知）

なお、本通知の施行に伴い、「営農型発電設備の設置についての農地法第３条第１項の許可の取扱いについて」（平成30年６月28日付け30経営第823号経営局農地政策課長通知）は廃止する。

記

１　営農型太陽光発電設備（農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第30条第２項本文に規定する「営農型太陽光発電設備」をいう。以下同じ。）の設置者（「「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について」（令和６年３月25日付け５農振第2825号農村振興局長通知）の（別添）「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）２(1)エの「設置者」をいう。以下同じ。）と営農者（ガイドライン４(2)の「営農者」をいう。）が異なる場合、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第５条第１項の許可（以下「５条許可」という。）の申請者に対して、５条許可に係る申請と、民法（明治29年法律第89号）第269条の２第１項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利（以下「区分地上権等」という。）を設定するための法第３条第１項の許可（以下「３条許可」という。）に係る申請（営農型太陽光発電設備設置後、設置者が区分地上権等を第三者に移転又は第三者に新たに設定する場合の３条許可を含む。）を同時に行うことを指導すること。

２　農業委員会は、１の指導に当たっては、申請者に対して、３条許可申請書の添付書類は、５条許可申請書の写し（営農型太陽光発電設備設置後、設置者が区分地上権等を第三者に移転する場合又は第三者に新たに設定する場合にあっては、事業計画変更承認申請書（「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長通知）別紙１の第４の６の(3)のエの(イ)のａの事業計画変更申請書）、ガイドライン別記様式例第９号に基づく報告書又は５条許可申請書の写し）をもって代えることができることを連絡すること。

３　農業委員会は、５条許可申請書の記載事項等につき、法第５条第３項において準用する法第４条第３項の規定に基づく意見書を作成する際に、併せて、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年６月１日付け12構改Ｂ第404号農林水産事務次官通知）別紙１の第３の２の(1)の観点から、３条許可の可否について判断すること。

4　農業委員会は、区分地上権等を設定する期間を、５条許可申請における一時転用期間と同じ期間とするよう、申請者に対して指導すること。

また、農業委員会は、原則として、本件に係る５条許可と同日付で３条許可を行うこと。

18　FIT 制度を活用して取り組む営農型太陽光発電に係る事業実施の確実性の確保に向けた取組について

（令和５年７月28日付け農村第541号各市町村長・各市町村農業委員会長あて
岐阜県農政部農村振興課長通知）

このことについて、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長から周知依頼があったので、御了知願うとともに、制度の適切かつ円滑な運用をお願いします。

また、FIT制度を活用した営農型太陽光発電施設に係る農地の一時転用許可申請の事務処理は、農地事務の手引（第５版）第５の７及び平成30年２月28日付け農村第1189号岐阜県農政部長通知「農地法の適切な運用に係る留意事項等について」第２の９(2)イに基づき行ってください。

さらに、申請者が過去に違反した事実があるなど、転用事業の確実性に疑義がある場合は、FIT認定の進捗状況を申請者に確認するなど行ってください。

なお、農業委員会におかれては、農地の一時転用許可申請書の受け付け時に、申請者に対して、事業計画認定申請書の写しを速やかに提出するよう求めてください。

○FIT制度を活用して取り組む営農型太陽光発電に係る事業実施の確実性の確保に向けた取組について

（令和５年７月21日付け５農振第1243号岐阜県農政担当部長あて
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知）

平素より、農地転用許可制度の適切な運用に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、低圧太陽光発電（10-50kw）のFIT認定につきましては、令和２年度から地域活用要件が設けられましたが、営農型太陽光発電については特例が措置されているところです（（注）参照）。

この場合において、FIT認定後３年以内に農地法（昭和27年法律第229号）による一時転用許可を得ることを条件に、FIT認定を受けられるという運用を可能としているところですが、経済産業省が、令和２年度にFIT認定を受けた事案について調査を行ったところ、事業者が事業実施の確実性の検討を十分に行わないままFIT認定を受け、一時転用許可の手続を進めることなく放置している事案が多数存在していることが明らかになりました。

このような状況は、新規の電力系統の確保に支障を生じるものであることから、経済産業省と協議を行い、FIT制度を活用して取り組む営農型太陽光発電に係る一時転用許可申請について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知ください。

また、貴管下の市町村農業委員会に周知いただきますようお願いします。

（注）FIT制度における地域活用要件の概要及び営農型太陽光発電の特例

（　低圧太陽光発電（10-50kw）のFIT 認定については、
① 再エネ発電設備の設置場所で少なくとも30%の自家消費等を実施すること
② 災害時に自立運転を行い給電用コンセントを一般の用に供すること
の要件を満たす必要。
営農型太陽光発電（一時転用許可期間が３年間を超えるもの）については、自家消費（上記①）を行わない案件であっても、災害時活用（上記②）を条件に、FIT制度の対象として位置付け。）

記

令和５年２月８日に開催された経済産業省調達価格等算定委員会において取りまとめられた「令和５年度以降の調達価格等に関する意見」において、FIT認定事業の事業実施の確実性を確保するため、営農型太陽光発電のためのFIT認定申請に当たっては、事業者に農地の一時転用許可申請の有無を確認することとし、具体的には、農地転用許可申請書の写しの提出を求めることとされました（別添参照）。

このため、FIT制度を活用して取り組む営農型太陽光発電の実施のため、事業者から農地転用許可申請書の提出があった場合においては、次のように取り扱っていただくよう御配慮をお願いします。

１．農地転用許可申請書の写しの提供

農業委員会は、事業者からの事前相談等を通じて必要な調整を行った後、当該事業者から農地の一時転用許可申請書の提出があり、これを受理した場合は、事業者からの求めに応じて、接受印が押印された当該申請書の写しを事業者に提供してください。

２．資源エネルギー庁等からの照会への協力

FIT認定申請事業者から提出のあった農地転用許可申請書の写しについて疑義等のある際には、資源エネルギー庁等から農業委員会に照会がある場合がございますので、御協力をお願いします。

３．許可の審査

申請書受理後の許可審査について、農業委員会及び都道府県知事等は、従来どおり、事業者からFIT認定の進捗状況や電力会社（送配電事業者）との接続契約等を確認する等、転用事業の確実性を確認しつつ行ってください。

（別添）

令和５年度以降の調達価格等に関する意見（抜粋）
【令和５年２月８日 経済産業省調達価格等算定委員会】

Ⅴ．地域活用要件

１． 低圧事業用太陽光発電

(1) 地域と共生した太陽光の導入拡大に向けた方向性

■ 低圧太陽光発電（10-50kW）については、自家消費型の事業実施(需給一体的な構造)により、
・系統負荷の小さい形での事業運営がなされ、災害時に自立的に活用されることで、レジリエンス強化に寄与する
・需給が近接した形での事業実施により、地域において信頼を獲得し、長期安定的な事業運営を進める
との考え方の下、2020年度より、以下の①②の両方をFIT認定の要件として求めている[18]。
① 再エネ発電設備の設置場所で少なくとも30%の自家消費等を実施すること[19]
② 災害時に自立運転20を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること

■ こうした要件設定により、自家消費型の太陽光発電の導入拡大が進み、地域のレジリエンス強化や太陽光の長期安定的な事業運営に一定程度、寄与したと考えられる一方で、2020年度以降の当該区分の認定量は、 2020年度以前と比べると、大きく減少傾向にある。こうした中、地域と共生した太陽光の導入加速化を図っていく観点から、昨年度の本委員会においても、集合住宅の屋根設置太陽光（10-20kW）のみなし自家消費についてとりまとめたところ。

■ 地域と共生した太陽光の更なる導入加速化を図っていくため、地域のレジリエンス強化や長期安定的な事業運営の確保、事業規律の確保を大前提に、要件適用の際の条件について更なる議論・検討を進めていくことも考えられる。例えば、温対法の地域脱炭素化促進事業制度に基づき、自治体の設定した促進区域内にあって、自治体の認定を受けている事業であることを確認し、長期安定的な事業運営が見込まれることを確認することも考えられるところ。

■ 地域共生・地域活用を適切に担保するとの要件趣旨や温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度等の関連制度の動向、事業規律の強化に向けた議論の進捗等もふまえつつ、今後、こうした要件適用の際の条件に関する更なる議論・検討を進めることとした。

(2) 営農型区分の地域活用要件に関する対応

■ 営農型太陽光発電(農地転用許可の期間が３年間を超えるもの)については、近隣に電力需要が存在しない可能性も鑑み、上記のとおり、「農林水産行政の分野における厳格な要件確認」を経たものとして、自家消費を行わない（上記①）案件であっても、災害時活用（上記②）を条件に、FIT制度の対象として位置付けている。

■ この場合、農地転用の制度運用上、FIT認定がなければ農地転用許可を得ることが実質的に難しいとの指摘があることをふまえ、農地転用許可がなされることを条件にFIT認定を行った上で、FIT認定後、３年以内に農地転用許可を得ることを求めている。

■ こうした運用の下、2020年度認定案件については、 2023年度にその３年の期限を迎える中で、2022年11月時点で3,216件が農地転用許可の提出のない状況。こうした状況をふまえ、2022年11月時点で農地転用許可証を未提出の事業者（3,216件）に対して、農地転用許可証の取得状況に関する書面調査を実施した。（参考98）

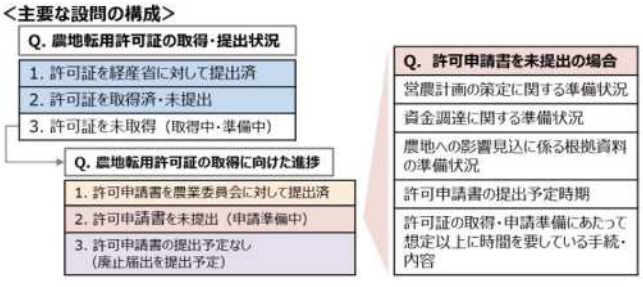
【参考98】低圧営農型太陽光の認定状況、調査の主要な設問

<低圧営農型太陽光区分の認定等状況>

認定年度	認定件数	うち、農地転用許可の提出なし
2020年度	3,559件	3,216件
2021年度	4,070件	3,744件
2022年度	1,164件 ※申請件数	-

※2022年11月時点
ただし、2022年度申請件数は2022年12月時点

<主要な設問の構成>



■　調査票を送付した3,216件のうち、673件（約２割）が回答。回答のあった673件のうち、614件（約９割）が農地一時転用許可を取得できていない（取得準備中）との状況。このうち、515件が農地転用許可申請書を農業委員会に対して未提出（申請準備中）との状況。この515件のうち、営農計画書（①）と下部の農地への影響見込に関する根拠資料（②）ともに策定・取得中又は未着手の件数が463件（約９割）。このうち、資金調達（③）についても金融機関に相談中／準備未着手の件数が332件。また、想定以上に時間を要している手続・内容については、地権者・地域との調整等や、計画策定に必要なデータ収集との回答が多く挙げられた。（参考99）

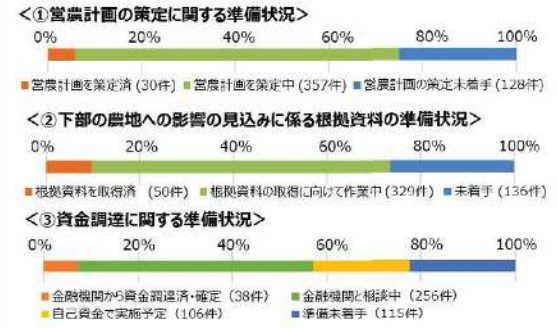
【参考99】低圧営農型太陽光の調査結果の概要

Q. 農地一時転用許可証の取得・提出に関する状況

1. 許可証を経産省に対して提出済	8件	1%
2. 許可証を取得済・未提出	51件	8%
3. 許可証を未取得（取得中・取得準備中）	614件	91%

Q. 農地一時転用許可証の取得に向けた進捗

1. 許可申請書を農業委員会に対して提出済	36件	5%
2. 許可申請書を未提出（申請準備中）	515件	77%
3. 許可申請書の提出予定なし（廃止届出を提出予定）	63件	9%



＜想定以上時間を要している手続・内容＞ ※複数回答可

初期検討：地権者との調整・情報収集、地域の合意形成等	312件	15%
計画策定：地域の平均的な単収に関する根拠資料取得、販売計画における販売額の根拠検討等	319件	46%
農業委員会との調整：農業委員会との調整	27件	4%
資金調達・事業性検討：資金調達・融資証明書の取得、資材高騰・不足による事業実施の再検討等	29件	4%

■　このように、今回の調査では、2020年度の営農型区分の認定案件の多くが、FIT認定後３年の期限を迎えるまで残り１年程度という中で、未だに農地転用許可の申請を行っていない等の状況にあることが明らかになった[21]。

■　引き続き、こうした営農型区分の認定案件の動向のフォローアップや農地転用許可制度の遵守徹底のための周知を関係省庁で連携して行うとともに、来年度以降の営農型区分のFIT認定にあたっては、３年以内の農地転用許可の取得の見込について、より適切に確認を行うことが必要と考えられる。

■　具体的には、今回の調査においても、農地転用の制度運用上、FIT認定がなければ農地転用許可を得ることが実質的に難しいとの回答があったこともふまえて、FIT認定申請時点において、管轄の農業委員会に対して提出した農地転用許可申請書の写し等の提出を求め、管轄の農業委員会に対して農地転用許可申請が既に行われていることを確認することとした。その上で、今後も、引き続きその動向をフォローアップするとともに、関係省庁で連携してこの円滑な運用・執行に向けて、自治体等に対して適切な情報提供等に努めていくこととした。

２．陸上風力発電

■　昨年度の本委員会で、陸上風力発電の2023年度にFIP制度のみ認められる対象については、50kW以上とした上で、50kW未満については、当面は地域活用電源としてFIT制度により支援していくことをとりまとめた[22]。

■　陸上風力発電（FIT利用）に適用する地域活用要件の具体内容については、昨年度の本委員会で提示した方向性のとおり、地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電と同様に、太陽光発電と比べて立地制約が大きいことをふまえ、地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電と同様の要件を設定することとした。

３．地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電

■　昨年度の本委員会で、2024年度についても、2022年度及び2023年度と同様に、自家消費型・地域消費型／地域一体型の要件を適用し、今後の動向に注視することとした。

■　2025年度についても、同様の要件を適用することを基本としつつ、自治体の関与も含め、今後、その実態把握に努めていくこととした。

（注.）

18　営農型太陽光（農地転用許可の期間が３年間を超えるもの）と集合住宅の屋根設置太陽光（10-20kW）については、自家消費の要件①の特例あり。

19　農地一時転用許可期間が10年間となり得る営農型太陽光発電は、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件に、FIT制度の対象。

20　災害時のブラックスタート（停電時に外部電源なしで発電を再開すること）が可能であること。

21　FIT認定後、３年以内に農地転用許可が得られない場合、認定条件を満たさないものとして、認定は取り消されるとされている。

22　リプレース区分については、新設と異なる扱い。

19　再生可能エネルギー設備の設置に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正かつ円滑な運用について

（令和３年３月31日付け２農振第3854号農林水産省農村振興局長通知）

第203回臨時国会における総理所信表明演説においては、2050年カーボンニュートラル社会の実現が宣言されるとともに、規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めること等が表明され、政府として再生可能エネルギーの導入を一層促進することとされたところである。

この方針を踏まえ、内閣府において、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」が開催され、当該タスクフォースや国民一般・事業者等から、農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、意見・要望等が寄せられたところである。

今般、荒廃農地を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた基本的考え方及びこれらの意見・要望等に対する当局の考え方を下記のとおりお示しするので、再生可能エネルギーの導入に当たっては、これらに御留意の上、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の一層の適正かつ円滑な運用をお願いする。

記

１　荒廃農地を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた基本的考え方

国民への食料の安定供給のため、国内の農業生産の基盤である優良農地を確保していくことは、重要な課題である。

荒廃農地については、その解消が急務であり、再生利用及び発生防止の取組を進める一方、こうした取組によってもなお農業的な利用が見込まれないものも相当存在している。

他方、2050年カーボンニュートラル社会の実現も重要な課題であり、こうした農業的な利用が見込まれない荒廃農地を活用して再生可能エネルギーの導入を促進していくのが適当と考えられる。

都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、このような考え方を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進の観点から、次に掲げる農地に該当するなど、耕作者の確保が見込まれない荒廃農地において、再生可能エネルギー設備の設置の積極的な促進が図られるよう努めるものとする。

(1) 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第２条第４項に規定する農地中間管理機構をいう。）が同法第８条第１項に規定する農地中間管理事業規程において定める同条第２項第２号に規定する基準に適合しないものとして借受けしなかった農地

(2) 農地法（昭和27年法律第229号）第34条の規定に基づく農業委員会によるあっせんその他農地の利用関係の調整を行ってもなお受け手を確保することができなかった農地

(3) 人・農地プラン（「人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱」（平成24年２月８日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第２の「人・農地プラン」をいう。）において、当該申請に係る土地について、地域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者に対し権利の移転又は設定を行うことが具体的に計画されていない農地

２　農業振興地域制度の運用上の留意事項

(1) 農用地区域から除外して農山漁村再エネ法の設備整備区域に含める場合の手続の迅速化

意見等	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第５条第２項第２号に掲げる区域（以下「設備整備区域」という。）に、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第８条第２項第１号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の農用地も含められるようにし、地域主導の再エネ導入を進めるべきではないか。
考え方	「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドライン」（平成26年５月30日付け26食産第974号農林水産省食料産業局長等通知）第４の２の

	（２）の①のイにおいて、農用地区域内の農用地について、農振法第13条第２項各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、農用地区域から除外し、設備整備区域に含めることが可能となることもあるとされている。 この場合において、農用地区域からの除外要件を満たすかどうかの判断は、設備整備区域を設定する際の農地転用の可否の判断と一体的に行い、迅速かつ効率的に処理することが適当であり、具体的な進め方については、４の「農用地区域からの除外と農地転用許可手続の迅速化」に準ずるものとする。

(2) 面積目標の取扱い

意見等	各都道府県において、確保すべき農用地等の面積の目標が設定されているが、市町村による農用地区域からの除外に係る都道府県への協議に際して、面積目標を理由に不同意にしているケースがあるのではないか。 都道府県の面積目標の設定は、必要なものなのか。
考え方	農用地区域からの除外に係る都道府県の同意・不同意は、農用地区域からの除外要件等のほか、市町村農業振興地域整備計画と都道府県農業振興地域整備基本方針との整合などを総合的に勘案して判断されるものであり、都道府県が、面積目標のみを理由として不同意にしているとは考え難いところである。 また、都道府県の面積目標は、農林水産大臣が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」（令和２年12月８日変更・公表）に基づき、農業振興地域整備基本方針において設定するものであり、国と地方が一体となって農地の確保を図るための取組を推進する上で必要なものである。 なお、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年４月１日付け12構改Ｃ第261号農林水産省構造改善局長通知）の第８の１の(1)の規定のとおり、国が都道府県の面積目標の達成状況を評価する際には、面積目標と実績とを単純に比較することのみをもって行うのではなく、地方の実情を十分に踏まえるものとしているところである。

３ 農地転用許可制度の運用上の留意事項

(1) 農業用施設の屋根や壁に太陽光発電設備等を設置する際の取扱い

意見等	農業用施設の屋根や壁に太陽光発電設備等を設置する場合の取扱いを明確化すべきではないか。
考え方	農業用施設（農地法第43条第２項の規定に基づく農作物栽培高度化施設を除く。以下同じ。）の屋根や壁等に太陽光発電設備等を設置する場合の農地転用許可制度上の取扱いは、以下のとおりである。 なお、これらは基本的な取扱いであり、実際には、事案ごとにその敷地が農地であるか否かや当該施設の主たる目的が農業であるか否か等に基づいて、農地法第４条第１項の都道府県知事又は指定市町村（同項に規定する指定市町村をいう。）の長（以下「都道府県知事等」という。）が総合的に判断することが適当である。また、農地に直接太陽光発電設備等を設置する行為は、農地転用に当たることから、以下の取扱いは適用しない。 ア　農業用施設が設置されている土地が農地法上の農地以外の土地である場合において、当該農業用施設の屋根や壁等に太陽光発電設備等を設置する行為は、農地を農地以外のものにする行為に該当しないことから、農地法第４条第１項又は第５条第１項の許可（以下「転用許可」という。）の対象にはならない。 イ　農業用施設が設置されている土地が農地法上の農地である場合（例えば、温室等が設置されている場合であって、その敷地を耕作の目的に利用しているとき）において、当該農業用施設の屋根や壁等に太陽光発電設備等を設置

	する行為は、次のいずれかにより転用許可の要否を判断する。 (ｱ) 当該温室等の支柱や骨組みの補強等をする場合であって、その補強等が太陽光発電設備等を設置するために行われるものと認められるときは、当該施設を支える支柱部分を農地として取り扱うことは適当でないことから、当該支柱部分について、転用許可を要する。 (ｲ) (ｱ)の場合以外は、転用許可を要しない。 ウ　農地に新たに農業用施設を設置する際に、その屋根や壁に太陽光発電設備等を設置する場合は、当該施設の構造や機能等からみて、当該施設が、仮に太陽光発電設備等が設置されない場合であっても農業用施設と認められるものである場合には、農業用施設と判断することができる。

(2) 資力及び信用を証する書面の取扱い

意見等	転用許可申請に当たり、事業者の残高証明や銀行の融資証明の提出が必要なケースがあるが、大規模な発電事業ではプロジェクトファイナンスによる資金調達をすることが多く、転用許可申請段階ではこのような資料を準備することが難しいため、転用許可申請時に資金の確実性を求める書類を廃止し、転用許可目的が達成されない場合は転用許可が無効となるようなルールを検討すべきではないか。
考え方	農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第30条第４号又は第57条の４第２項第１号の規定により、申請書に資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面を添付することが義務付けられている。 この書面は、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の別紙１の第４の１の(1)のイの(ｶ)の規定のとおり、資力及び信用があることを客観的に判断することができるものであれば、金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面に限られるものではない。 このため、融資証明書や残高証明書に限らず、都道府県知事等が資力及び信用があると判断できる書面を添付すればよく、例えば、申請者の財務諸表等と金融機関等が融資を検討していることが分かる書面（関心表明書等）とを照合し、資力及び信用があると都道府県知事等が判断できる場合には、このような書面を添付させることも可能である。 この場合、転用事業の確実性を担保するため、融資等が決定した後に事業（農地等の権利の移転・設定等を含む。）に着手することを転用許可の条件とすることも可能である。

(3) 撤去費用の取扱い

意見等	再生可能エネルギー設備の設置を目的とした転用許可申請において、当該設備の廃止後の撤去経費をあらかじめ行政機関に納付させるような過度な干渉はやめるべきではないか。
考え方	農地転用許可制度においては、太陽光発電設備等の転用許可に際して、撤去費用をあらかじめ行政機関に納付させる仕組みはないことから、転用許可の条件としてこうした措置を求めることは適当でないことに留意すること。 なお、営農型発電設備（「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年５月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知。以下「営農型通知」という。）の記の１の営農型発電設備をいう。以下同じ。）の一時転用許可の可否の判断においては、撤去費用の保有状況を確認することになるが、この場合において、行政機関にあらかじめ撤去費用を納付させるような取扱いは示していない。

4　農用地区域からの除外と農地転用許可手続の迅速化

意見等	転用許可手続に至る前に事前協議が求められており、市町村と都道府県の連絡調整に時間がかかっていることから、当該事前協議に処理期間の目途を定めるなど、透明化を高めるべきではないか。
考え方	農業振興地域整備計画の変更及び転用許可に係る手続の迅速化を促進するため、「農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続等の迅速化について」（平成30年３月30日付け29農振第2589号農林水産省農村振興局長通知）を発出し、市町村、農業委員会及び都道府県に対し、農用地区域からの除外に係る希望を早期に把握すること、除外が可能か否かを速やかに判断すること、また、法定手続に先立って関係者と調整を了しておくこと等について、具体的な方法を例示しつつ、取組をお願いしているところである。 また、同通知においては、 ①　都道府県は、農用地利用計画の策定又は変更に係る同意協議について、事前調整も含めた標準的な処理期間を設定すること ②　①を踏まえ、市町村は、農業振興地域整備計画の変更手続に要する期間について、市町村の広報誌やホームページへの掲載等により、広く周知することについても要請しており、手続の透明化に向けた取組も推進している。

5 営農型発電設備の取扱いの留意事項

(1) 申請に係る一時転用期間の取扱い

意見等	営農型発電設備の一時転用期間（10年以内）について、金融機関等の融資の円滑化に向け、一時転用期間中の下部の農地の営農の状況等に問題がなければ、再許可による期間更新が可能であることを周知すべきではないか。
考え方	営農型発電設備の一時転用許可の期間が満了する場合の取扱いは、営農型通知の記の５において、①「一時転用許可の期間が満了する場合には、農地転用許可権者は、２の手続に準じた手続により、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとする。」及び②「なお、それまでの転用期間において、営農型発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地における単収の減少等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断するものとする。」と規定している。 ①の規定は、一時転用許可は、本来再許可を前提としたものではないのが原則であるが、営農型発電設備については、特例的に再度一時転用許可を行うことが可能であることを明確にするために示しているものである。 また、②の規定により、従前の転用期間において、下部の農地での営農に支障が生じた場合であっても、それがやむを得ない事情であれば、再度一時転用許可を行うことが可能となっているが、「やむを得ない事情」とは、例えば、台風等の自然災害に被災したことや農作業に従事する者の病気や死亡により労働力が不足したことにより、下部の農地における単収が減少した又は皆無となったこと等、社会通念上やむを得ないと認められるといった事情が考えられる。 したがって、都道府県知事等及び農業委員会は、転用事業者や金融機関等から、一時転用期間の満了後の再度一時転用許可の可否について相談等があった際には、融資の円滑化の観点からこれらのことを十分説明するよう努めることが適当と考えられる。

(2) 下部の農地で生産する農作物の取扱い

意見等	ア　営農計画書（営農型通知の記の２の(1)のイの営農計画書をいう。以下同じ。）に、下部の農地で生産する農作物について、「牧草」と記載したところ、具体的な作物名を記載するよう根拠なく指導を受けたが、不適切ではないか。 イ　民間側が作物銘柄を選定しているのにもかかわらず、行政側が明確な理由もなく認めないのは不適切ではないか。 ウ　営農計画書で複数の農作物で申請し、実際に栽培する際には、その農作物のいずれかを栽培する計画でも許可を可能とすべきではないか。
考え方	【上記ア及びイについて】 営農型発電設備の下部の農地における農作物の制限はないことから、都道府県知事等は、営農計画書に農作物の品目や品種の具体的な記載を求める場合は、その理由を十分説明する必要がある。 例えば、上記アのように、農作物が単に「牧草」と記載されていた場合には、牧草は、品種に応じて単収が様々であることから、地域の平均的な単収との比較が困難で、転用許可申請の適切な審査ができないと判断することもあり得ると考えられるが、その場合には、その旨を十分に申請者等に説明することが求められる。 【上記ウについて】 営農計画書にあらかじめ複数の農作物を記載して、営農者の判断で、その記載した農作物の中から作付けを行うことは可能である。 この場合、都道府県知事等は、一時転用許可の可否の判断において、営農計画書に記載された農作物ごとに営農の適切な継続が確実と認められることを確認する必要がある。

(3) 一時転用許可の可否の統一的な判断

意見等	一時転用許可について、都道府県の審査基準が地域によって異なり、普及状況に濃淡がある。地域共通の基準で許可の可否を判断すべきではないか。また、添付書類や農業委員会の対応を統一化すべきではないか。
考え方	都道府県知事等は、一時転用許可事務について、営農型通知の取扱いに即して自ら基準を定めて運用することが望ましい。 ア　一時転用許可の可否の判断 都道府県知事等は、自ら定めた審査基準に即して、当該都道府県内で統一的に取り扱われるよう農業委員会に周知することが望ましい。 また、一時転用許可の判断や事務処理について、地域ごとのばらつきは、できるだけ生じないことが望ましいことから、都道府県知事等は、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の実務担当者を、国が実施する農地転用許可制度等に係る研修会や国と地方の協議の場等に積極的に参加させるなどにより地域的なばらつきの解消に努めること。 イ　申請書の添付書類の取扱い 一時転用許可申請書の添付書類は、農地法施行規則で定められており、また、「農地法関係事務処理要領の制定について」において、具体的な取扱いを示しているところであるが、特に、「その他参考となるべき書類」については、許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限ることとし、印鑑証明、住民票等の添付を一律に求めることは適当でないこととしているところであり、都道府県知事等は、申請者に過分の負担を課すようなことがない

	よう努めること。 ウ　農業委員会の対応 都道府県知事等は、管内の農業委員会による相談対応や一時転用許可申請書の受付対応等について、農業委員会ごとに差異が生じないよう、制度の周知や指導助言に努めること。

(4) 下部の農地の所有権移転等の取扱い

意見等	下部の農地の売買や貸借は、農地法第３条第１項の許可のみで可能とし、同法第５条の一時転用許可を不要とすること。また、「始末書」の提出を求められる。
考え方	下部の農地の耕作目的での所有権移転又は賃借権の設定等を行う場合には、農地法第３条第１項の許可を受けてこれを行うことができる。この場合、営農型発電設備の支柱部分の土地について、所有権移転又は賃借権の設定等を行うものでなければ、改めて同法第５条第１項の許可を受ける必要はないことに留意すること。 また、営農型発電設備の一時転用許可申請書に始末書の添付を求めるような取扱いは示していない。 なお、一時転用許可を受けて設置している営農型発電設備の支柱部分の土地について、所有権移転又は賃借権の設定等を行う場合には、同法第５条第１項の許可を受ける必要がある。

６　農地に風力発電設備を設置する場合の留意事項

意見等	農地に農業と両立可能な風力発電設備を設置する場合は、営農型発電設備と同様のルール設定をすべきではないか。
考え方	営農型発電設備は、太陽光発電設備に限っておらず、営農型通知の記の１の規定のとおり、農地に設置する支柱が簡易な構造で容易に撤去できるものであれば、風力発電設備も対象となる。 なお、風力発電設備が営農型発電設備に該当するか否かの判断については、太陽光発電設備の支柱と同様に、当該風力発電設備の支柱の基礎の構造等からみて、簡易な構造で容易に撤去できるものであるか否かにより、事案ごとに判断する必要がある。 また、農地に営農型発電設備以外の風力発電設備を設置する場合には、以下のように取り扱っているところであり、事業者から風力発電設備の設置に関する相談等があった際には、これらに留意して適切に対応する必要がある。 ア　地方公共団体が風力発電設備を設置する場合は、原則転用許可は不要である。（農地法第４条第１項第２号及び第５条第１項第１号並びに農地法施行規則第29条第６号及び第53条第５号） イ　風力発電設備が、土地収用法（昭和26年法律第219号）第３条第17号の規定による電気事業法（昭和39年法律第170号）の発電事業の用に供する電気工作物に該当する場合は、第１種農地であっても転用許可が可能である。（農地法施行規則第37条第１号）

20　地域脱炭素化促進事業に係る農地転用の取扱いに関する留意事項についての制定について

（令和４年６月28日付け４農振第948号農林水産省農村振興局長通知）

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第54号）が第204回国会で成立し、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の一部が改正され、令和４年４月１日から施行されました。

これに伴い、改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の７の規定に基づく農地法（昭和27年法律第229号）の特例措置の円滑な実施を図るため、「地域脱炭素化促進事業に係る農地転用の取扱いに関する留意事項について」を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４の規定に基づく技術的助言として、別紙のとおり取りまとめましたので、参考としていただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴管内の市町村及び農業委員会に対し、周知願います。

（別紙）

地域脱炭素化促進事業に係る農地転用の取扱いに関する留意事項について

第１　趣旨

第204回国会で成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第54号）により、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）が改正され、基本理念の新設や再生可能エネルギー発電設備等の事業計画の認定を行う制度が創設されたところである。

これに伴い、法第22条の２第１項の規定による地域脱炭素化促進事業計画について、法第21条第１項に規定する地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）を策定した市町村（以下「計画策定市町村」という。）の認定を受けた場合には、各種法律の特例が措置され、当該地域脱炭素化促進事業計画に記載された施設の整備又はこれと一体的に行う取組に係る行為が、農地法（昭和27年法律第229号）第４条第１項又は第５条第１項の許可（以下「農地転用許可」という。）を要する場合に、法第22条の７の規定により農地転用許可があったものとみなされることとされた。

また、法第21条の２第１項の規定により、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下「農山漁村再エネ法」という。）の特例が措置され、市町村が定める実行計画について、農林漁業の健全な発展に資する取組を定めるなど一定の条件を満たす場合には、当該実行計画が農山漁村再エネ法第５条第１項の規定により市町村が定める基本計画（以下「基本計画」という。）とみなされ、当該基本計画とみなされた当該実行計画に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備について農山漁村再エネ法第７条第３項の規定による認定を受けることができることとされたところであり、その場合、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第37条第14号の規定により、第１種農地（農地法第５条第２項第１号ロに掲げる農地又は採草放牧地のうち甲種農地（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第13条各号に掲げる農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）以外の農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）に係る農地転用の不許可の例外の対象となることとなった。

本通知は、法第２条第５項に規定する地域脱炭素化促進事業に係る農地転用の取扱いに関する留意事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４の規定に基づく技術的助言として、お示しするものである。

第２　促進区域に農用地を含めようとする場合に留意すべき事項

法第８条第１項に規定する地球温暖化対策計画では、「促進区域に農林地を含めようとする場合は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）の基本方針や同法第５条第５項の農林水産省令で定める基準にのっとって行うべきである。」とされている。

このため、法第21条第５項第２号に規定する促進区域（以下「促進区域」という。）に農用地（農地法第２条第１項に規定する農地又は採草放牧地に該当する土地をいう。以下同じ。）を含めようとする場合には、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第33号。以下「農山漁村再エネ法規則」という。）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成26年５月16日農林水産省・経済産業省・環境省告示第２号。以下「基本方針」という。）に基づき、以下のとおり取り扱うこととする。

１　施設整備区域（促進区域のうち、法第２条第６項に規定する地域脱炭素化促進施設（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備の用に供する土地の区域をいう。以下同じ。）に含まれる農用地が、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の農用地又は甲種農地でないこと（農山漁村再エネ法規則第３条第２号イ本文並びに基本方針第３の２（１）①のア及びイ）。

なお、農用地区域内の農用地については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第２項各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、農用地区域から除外し、施設整備区域に含めることが可能となる場合もある。この場合、市町村は、農業振興地域整備計画の達成に支障がないか十分検討した上で、実行計画に施設整備区域を定めることが必要となる。

２　施設整備区域に含まれる農用地が、第１種農地でないこと。ただし、第１種農地であっても、当該第１種農地に設置する施設が、地域脱炭素化促進施設として農山漁村再エネ法第３条第２項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）に該当するものである場合に限り、次に掲げるものについては、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農用地の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして、施設整備区域に含めることが可能である（農山漁村再エネ法規則第３条第２号イ及び基本方針第３の２(1)①イ）。

(1) 農用地として利用することが著しく困難であるものその他これに準ずるもの（農山漁村再エネ法規則第３条第２号イ(1)）

農用地として利用することが著しく困難であるものその他これに準ずるものについては、第１種農地であっても施設整備区域に含めることが可能であるが、その具体的な運用に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

①　農用地としての再生利用が困難な荒廃した農用地（基本方針第３の２(1)①イ(ⅰ)）

農地については、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）第３の１の(3)に基づき同(3)のウと判定された農地であること。また、採草放牧地については、運用通知に準じて市町村が農業委員会の協力を得て調査を実施し、再生利用が困難と見込まれる荒廃した採草放牧地であることを確認したものであること。

②　農用地としての再生利用が可能な荒廃した農用地のうち、当該農用地において耕作又は耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧（以下「耕作等」という。）を行う者を確保することができないため、今後耕作等の用に供される見込みがないもの（基本方針第３の２の(1)①イ(ⅱ)）

「農用地としての再生利用が可能な荒廃した農用地」とは、農地については、運用通知第３の１の(3)に基づき同(3)のアと判定された農地であること。また、採草放牧地については、運用通知に準じて市町村が農業委員会の協力を得て調査を実施し、再生利用が可能な荒廃した採草放牧地であることを確認したものであること。

なお、「当該農用地において耕作等を行う者を確保することができないため、今後耕作等の用に供される見込みがないもの」については、市町村は関係機関からの聞取りや現地調査等を行い、次に掲げる農用地その他の公的主体による農用地の利用関係の調整を行ってもなお当該農用地において耕作等を行う者を確保することができる見込みがないと認められる農用地であるか否かにより判断するものとする。ただし、市町村や都道府県等が当該農用地を含む地域において、荒廃農地の再生利用対策若しくは農業生産基盤整備事業等を実施する予定がある場合又は再生可能エネルギー発電設備を整備するために意図的に当該農用地を荒廃化させた場合は、これには該当しない。

イ　農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第２

条第４項に規定する農地中間管理機構をいう。）が同法第８条第１項に規定する農地中間管理事業規程において定める同条第２項第２号に規定する基準に適合しないものとして借受けしなかった農用地

ロ　農地法第34 条の規定に基づく農業委員会によるあっせんその他農地の利用関係の調整を行ってもなお受け手を確保することができなかった農地

(2) 風力発電設備、小水力発電設備又は附属設備の用に供する農用地（農山漁村再エネ法規則第３条第２号イ(2)及び基本方針第３の２(1)②）

風力発電設備、小水力発電設備及び附属設備（以下「風力発電設備等」という。）については、風況などの関係から立地場所が制約されること、転用される農用地の面積が限定的であること等から、第１種農地であっても風力発電設備等の用に供することが必要かつ適当であって、市町村の区域内の他の土地で代替することが困難であると認められること等一定の要件を満たす場合には、促進区域に含めることが可能であるが、この要件の判断に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

①　再生可能エネルギー発電設備の用に供することが必要かつ適当であって、市町村の区域内の他の土地をもって代えることが困難であると認められること（農山漁村再エネ法規則第３条第２号イ(2)）

イ　「再生可能エネルギー発電設備の用に供することが必要かつ適当」については、市町村の区域内の土地の利用状況並びに当該再生可能エネルギー発電設備の具体的な需要及び通常の利用形態からみて当該土地を含めることが必要であることや、その規模が当該設備の通常必要とされる面積等から見て過大なものでないことから判断するものとする。

ロ　「市町村の区域内の他の土地をもって代えることが困難であると認められること」については、市町村の区域内に代替することが可能な農用地以外の土地や、第１種農地（(1)の農用地を除く。）以外の農用地（農用地区域内の農用地及び甲種農地を除く。）があるか否かにより判断するものとする。

②　各設備ごとの個別の要件（農山漁村再エネ法規則第３条第２号イ(2)の(ⅰ)から(ⅲ)まで）

イ　風力発電設備年間を通じて安定的に風量が観測され、風力発電設備を用いた効率的な発電が可能であると見込まれる土地であって、当該風力発電設備の用に供するものを施設整備区域に含めることが可能であるが、この場合、沿道など農用地の周辺部にある土地について、必要最小限の範囲で設備整備区域に含めるものとする。

ロ　小水力発電設備かんがい、利水その他の発電以外の目的で取水し、又は放流する流水を利用して発電（従属発電）する小水力発電設備（非かんがい期も含めて発電用水利権を取得し、発電する設備を含む。）を用いて、農業用用水路や小河川等の落差を利用した効率的な発電が可能であると見込まれる土地であって、当該小水力発電設備の用に供するものを施設整備区域に含めることが可能であるが、この場合、農業用用水路等から取水する導水路を埋設管にするなどして、必要最小限の範囲で設備整備区域に含めるものとする。

ハ　附属設備再生可能エネルギー発電設備のうち、附属設備については、再生可能エネルギー電気の発電、変電、送電又は配電に欠くことのできないものの用に供する土地を施設整備区域に含めることが可能であるが、この場合、沿道など農用地の周辺部にある土地について、管理用道路として既存の道路を用いるなどして、必要最小限の範囲で施設整備区域に含めるものとする。

３　施設整備区域の設定により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること（農山漁村再エネ法規則第３条第２号ロ及び基本方針第３の２(1)①）。

以下の場合には、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

(1) 施設整備区域が、集団的な農用地の中央部に介在するように設定されることにより、高性能農業機械による営農等に支障が生じる場合

(2) 施設整備区域を定めたことにより、今後の農業生産基盤整備事業の実施や農地流動化施策の推進等に支障が生じる場合

また、地域の農業を担うべき者への農用地の利用集積等の推進に支障を及ぼすおそれがない

ようにすることが適当であると考えられる。

4　促進区域の設定について農業上の土地利用との調整を十分行うこと。

市町村は、促進区域に農用地を含めようとする場合には、次の(1)又は(2)により、農山漁村再エネ法規則第３条第１号及び第２号の要件並びに基本方針第３の１及び２の基準を基に、農業上の土地利用との調整を行うことが適当と考えられる。

なお、促進区域内の第１種農地を転用しようとする場合にあっては、農地法施行規則第37 条第14 号の規定により、農地転用の不許可の例外に該当する場合があるが、この場合、促進区域に第１種農地を含めようとする段階で、当該促進区域について農業上の土地利用との調整が調ったものであることが必要となることに十分留意するものとする。

(1) 指定市町村以外の場合

市町村が指定市町村（農地法第４条第１項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、以下により調整を行うこと。

①　市町村は、促進区域に農用地を含めようとする場合には、あらかじめ、農業委員会から当該農用地の選定について意見を聴いた上で、都道府県の農地転用担当部局と調整を行う。

②　都道府県の農地転用担当部局は、促進区域に農用地を含めることについて調整を求められたときは、農山漁村再エネ法規則第３条第１号及び第２号の要件並びに基本方針第３の１及び２の基準を基に、市町村と十分調整する。

なお、この調整により、当該要件等を満たすと判断された場合に農業上の土地利用との調整が調ったものとして取り扱うこととする。

③　市町村が法第22 条第１項に基づき地方公共団体実行計画協議会（以下「協議会」という。）を組織しており、協議会に、農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第１項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）及び都道府県が構成員として参加している場合において、当該協議会における協議により、これらの者が、促進区域に含めようとする農用地が農山漁村再エネ法規則第３条第１号及び第２号の要件を満たし、また、基本方針第３の１及び２の基準に従っていると判断したときは、①及び②にかかわらず、農業上の土地利用との調整が調ったものとして取り扱って差し支えない。

(2) 指定市町村の場合

市町村が指定市町村の場合にあっては、以下により調整を行うこと。

①　指定市町村の法担当部局は、促進区域に農用地を含めようとする場合には、あらかじめ、農業委員会から当該農用地の選定について意見を聴いた上で、農山漁村再エネ法規則第３条第１号及び第２号の要件並びに基本方針第３の１及び２の基準を基に、当該指定市町村の農地転用担当部局と十分調整を行う。

なお、この調整により、当該要件等を満たすと判断された場合に農業上の土地利用との調整が調ったものとして取り扱うこととする。

②　指定市町村が法第22条第１項に基づき協議会を組織しており、協議会に、農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構が構成員として参加している場合において、当該協議会における協議により、これらの者が、促進区域に含めようとする農用地が農山漁村再エネ法規則第３条第１号及び第２号の要件を満たし、また、基本方針第３の１及び２の基準に従っていると判断したときは、①にかかわらず、農業上の土地利用との調整が調ったものとして取り扱って差し支えない。

第３　農地転用許可に係る地域脱炭素化促進事業計画の認定の留意事項

１　指定市町村の認定に係る留意事項

(1) 指定市町村による認定

指定市町村は、地域脱炭素化促進施設及び法第22条の２第２項第５号の取組を実施するために必要な施設（以下「地域脱炭素化促進施設等」という。）の整備に係る行為が農地転用許可を受けなければならないものである場合において、法第22条の２第３項に基づき地域脱炭素化促進事業計画を認定しようとするときは、当該行為が法第22条の２第６項各号に掲げる要件に該当することを確認するに当たり、運用通知第２の１及び４に留意するものとする。

(2) 農業委員会からの意見の聴取

指定市町村は、法第22条の２第３項の地域脱炭素化促進事業計画の認定をしようとするときは、同条第15 項において準用する同条第11 項第３号の規定に基づき農業委員会の意見を聴かなければならないとされているが、農業委員会は、運用通知の第２の２及び５に留意することが適当である。

(3) 地域脱炭素化促進事業計画に対する認定に係る協議

当該指定市町村の長が行う法第22条の２第15項において準用する同条第９項第２号に掲げる行為に係る同項の協議は、様式例第１号を参考として行うものとする。

２　都道府県知事の同意に係る留意事項

都道府県知事は、地域脱炭素化促進施設等の整備に係る行為が農地転用許可を受けなければならないものである場合において、法第22条の２第４項に基づき計画作成市町村から当該行為に係る地域脱炭素促進事業計画の協議があったときは、当該行為が法第22条の２第６項各号に掲げる要件に該当することを確認するに当たり、運用通知第２の１及び４のほか、以下の事項に留意するものとする。

(1) 第１種農地において再生可能エネルギー発電設備の整備を行う場合の確認事項

都道府県知事は、第１種農地における再生可能エネルギー発電設備の整備を含む地域脱炭素促進事業計画について協議があった場合には、その第１種農地が農業上の土地利用との調整が調った促進区域内の農用地であるか、法第21条の２第１項によって基本計画とみなされる実行計画に沿って作成され、農山漁村再エネ法第７条第１項の認定を受けた同項に規定する設備整備計画に従って行われる同法第３条第２項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備に関するものであるかを十分確認するものとする。

なお、法第21条の２第１項の規定により実行計画が基本計画とみなされた場合には、同項の規定により農山漁村再エネ法第７条第４項第１号の規定は適用されないことから、この場合における設備整備計画の認定に際しては、都道府県知事の同意を要することなく、また、農地法施行規則第37条第13号の要件にかかわらず計画策定市町村は設備整備計画の認定を行うことが可能である。

(2) 同意の手続に係る留意事項

①　農業委員会の意見の聴取

都道府県知事は、法第22条の２第６項の同意をしようとするときは、同条第11項第３号の規定に基づき農業委員会の意見を聴かなければならないとされているが、農業委員会は、運用通知の第２の２及び５に留意して行うことが適当である。

②　設備整備計画に対する同意に係る協議

都道府県知事が行う法第22条の２第９項第２号に掲げる行為に係る同項の協議は、様式例第２号を参考として行うものとする。

第４　その他の留意事項

工事用道路等の整備に係る農用地の一時転用の取扱い

法に基づく農地法の特例は、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる地域脱炭素化促進施設等の整備に係るものであり、別の土地に工事用の道路や資材置場等を設置するなど一時的な利用に供するための農地転用には適用されないことから、別途当該土地を一時的な利用に供するための農地転用許可（以下「一時転用許可」という。）の申請が必要である。この場合、市町村が指定市町村以外の場合にあっては、当該地域脱炭素化促進施設等の整備全体が円滑に行われるよう、第２の４の調整と併せて、農業委員会及び都道府県の農地転用担当部局と十分調整を行っておくことが望ましい。また、市町村が指定市町村の場合にあっては、農業委員会及び当該市町村の農地転用担当部局と十分調整を行っておくことが望ましい。なお、地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地とこれらの工事用道路等の用に供する土地に係る農地面積の合計が４ヘクタールを超えるときは、以下に留意すること。

１　指定市町村以外の場合における農林水産大臣との協議

都道府県知事による地域脱炭素化促進事業計画に係る同意又は一時転用許可がそれぞれ必要と

なり、都道府県知事は、農林水産大臣とあらかじめ協議する必要があることから、地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）と事前に十分調整を行うこと。

2　指定市町村の場合における農林水産大臣との協議

指定市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定又は一時転用許可がそれぞれ必要となり、指定市町村の長は、農林水産大臣とあらかじめ協議する必要があることから、地方農政局と事前に十分調整を行うこと。

様式例第１号（法第22条の２関係）

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣　殿

市町村長

地域脱炭素化促進事業計画の認定について（協議）

地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第１項の規定に基づき、○○年○○月○○日付けで別添写しのとおり認定の申請があった地域脱炭素化促進事業計画について、同条第３項の認定をしようとするので、同条第15項において準用する同条第９項の規定に基づき、協議する。

（備考）
１　別添として申請に係る地域脱炭素化促進事業計画の申請書及びその添付書類の写しを添付する。
２　地域脱炭素化促進事業計画の申請書のうち、別記様式第２の１から別記様式第２の13までについては、別記様式第２の６又は別記様式第２の７の写しのみを添付し、別記様式第２の１から別記様式第２の５まで及び別記様式第２の８から別記様式第２の13までは省略する。
３　地域脱炭素化促進事業計画の添付書類のうち、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第３条第２項第11号に規定する別表の書類については、同表の上欄の法第22条の２第４項第４号に掲げる行為に応じた同表の下欄に掲げる書類の写しを添付する。

（別紙）

地球温暖化対策の推進に関する法律
第22条の2第9項の規定による協議に係る事案の概要書

								市町村名		
当事者の住所等	譲受人	住所						氏名		
	譲渡人	住所						氏名	外名	
申請に係る土地の所在等	所在地番	市町 郡村						外筆		
	地目別面積	田	㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡	その他	㎡	
	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域		市街化調整区域		その他の区域				

権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別 設定・移転	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間

農地の区分	
許可基準に定める農地の区分の該当事項	
該当事項とした判断理由（申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること）	

		区分	農用地区域内農地	甲種農地	第1種農地	第2種農地	第3種農地	農地の合計面積	（参考）全体面積
転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合	地域脱炭素化促進施設	面積			㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		割合			%	%	%	%	100%
	地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		割合	%	%	%	%	%	%	100%
	合計	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		割合	%	%	%	%	%	%	100%

特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関係する面積	施行時期	申請地に関係する土地改良財産

申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内　計画区域外	（告示　年　月　日）
	都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区の種類	
		決定なし	
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内　振興地域外	（告示　年　月　日）
	農用地区域決定の有無	農用地区域内　農用地区域外	（決定　年　月　日）

転用目的

転用目的に係る事業又は施設の概要			名称	設備等の数	建設面積	所要面積
	地域脱炭素化促進施設	土地造成				㎡
		建築物			㎡	㎡
		工作物			㎡	㎡
		合計			㎡	㎡
	地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設	土地造成				㎡
		建築物			㎡	㎡
		工作物			㎡	㎡
		合計			㎡	㎡
	合計	土地造成				㎡
		建築物			㎡	㎡
		工作物			㎡	㎡
		合計			㎡	㎡

転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被害を防除するための措置等の妥当性の概要	
農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要	
農地法第4条第6項又は第5条第2項の規定により許可できない場合に該当しないことの説明	
付すべき条件	
協議に際して特記すべき事項	

（備考）

1　「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。

2　「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあっては「運用通知第2の1のイの(ｱ)のａ」のように、第2種農地にあっては「運用通知第2の1のオの(ｱ)のａの(a)」のように記載する。

3　「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。

4　「協議に際して特記すべき事項」欄については、市町村長が認定の可否の決定に際し特に協議しておくべき事項を記載する。

様式例第２号（法第22条の２関係）

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣　殿

都道府県知事

地域脱炭素化促進事業計画の認定に係る協議に対する同意について（協議）

地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２条第４項の規定に基づき、○○年　　月○○日付け○○○○第○○号で○○市町村長から協議のあった地域脱炭素化促進事業計画について、同項の同意をしようとするので、同条第９項の規定に基づき、協議する。

（備考）
１　別添として申請に係る地域脱炭素化促進事業計画の申請書及びその添付書類の写しを添付する。
２　地域脱炭素化促進事業計画の申請書のうち、別記様式第２の１から別記様式第２の13までについては、別記様式第２の６又は別記様式第２の７の写しのみを添付し、別記様式第２の１から別記様式第２の５まで及び別記様式第２の８から別記様式第２の13までは省略する。
３　地域脱炭素化促進事業計画の添付書類のうち、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第３条第２項第11号に規定する別表の書類については、同表の上欄の法第22条の２第４項第４号に掲げる行為に応じた同表の下欄に掲げる書類の写しを添付する。

（別紙）

地球温暖化対策の推進に関する法律
第22条の2第9項の規定による協議に係る事案の概要書

								都道府県名			
当事者の住所等	譲受人	住所						氏名			
	譲渡人	住所						氏名		外名	
申請に係る土地の所在等	所在地番	市町 都村								外筆	
	地目別面積	田	㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡	その他	㎡		
	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域		市街化調整区域		その他の区域					
権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定・移転の別	設定・移転	権利の設定・移転の時期		権利の存続期間				
農地の区分											
	許可基準に定める農地の区分の該当事項										
	該当事項とした判断理由（申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること）										

転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合		区分	農用地区域内農地	甲種農地	第1種農地	第2種農地	第3種農地	農地の合計面積	（参考）全体面積
	地域脱炭素化促進施設	面積			㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		割合			%	%	%	%	100%
	地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		割合	%	%	%	%	%	%	100%
	合計	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		割合	%	%	%	%	%	%	100%

特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関係する面積	施行時期	申請地に関係する土地改良財産

申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内	計画区域外	（告示　年　月　日）
	都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区の種類		
		決定なし		
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内	振興地域外	（告示　年　月　日）
	農用地区域決定の有無	農用地区域内	農用地区域外	（決定　年　月　日）

転用目的						
転用目的に係る事業又は施設の概要			名称	設備等の数	建設面積	所要面積
	地域脱炭素化促進施設	土地造成				㎡
		建築物			㎡	㎡
		工作物			㎡	㎡
		合計			㎡	㎡
	地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設	土地造成				㎡
		建築物			㎡	㎡
		工作物			㎡	㎡
		合計			㎡	㎡
	合計	土地造成				㎡
		建築物			㎡	㎡
		工作物			㎡	㎡
		合計			㎡	㎡

転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被害を防除するための措置等の妥当性の概要	
農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要	
農地法第4条第6項又は第5条第2項の規定により許可できない場合に該当しないことの説明	
付すべき条件	
協議に際して特記すべき事項	

（備考）

1　「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。

2　「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあっては「運用通知第2の1のイの(ｱ)のａ」のように、第2種農地にあっては「運用通知第2の1のオの(ｱ)のａの(a)」のように記載する。

3　「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。

4　「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事が同意の可否の決定に際し特に協議しておくべき事項を記載する。

21　農地の区画や形質を変更することなくイベント会場等として一時的に利用する場合の農地転用の取扱いについて（技術的助言）

（令和４年３月31日付け３農振第2869号各都道府県知事あて農林水産省農村振興局長通知）

「令和３年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和３年12月21日閣議決定）を踏まえ、農地の区画形質の変更を伴うことなく地域振興イベント等に農地を活用した場合の農地転用の取扱いに係る考え方を、下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４に基づく技術的助言として取りまとめましたので、制度の適切な運用の参考としてください。

また、このことについて、内容を御了知の上、貴職から貴管内の市町村長及び農業委員会に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

１　農地転用に該当しない場合について

農地を農地以外のものにする行為（以下「農地転用」という。）とは、耕作の目的に供される土地を耕作の目的に供される土地以外の土地にするための全ての事実行為が該当する。

このため、農地を住宅用地、工場用地、道路等の用途に転換する場合はもとより、農地の区画や形質に何ら変更を加えずに資材置き場や駐車場として利用する場合や、火薬庫等の危険物取扱施設の周辺の保安用地の敷地とする場合であっても、耕作の目的に供し得ない状態にするときは、その期間の長短にかかわらず、原則として農地転用に該当する。

ただし、農地では耕作を目的とした利用を行いつつ、当該利用に支障が生じ得ない範囲で副次的に農地を耕作の目的以外の目的に利用する場合、すなわち、①農地の区画や形質を変更することなく、②１日～２日間程度のごく短期間のみ利用するものであって、③その利用が終了すれば直ちに耕作可能な状態となることが明白な場合については、農地転用に該当しないと取り扱っても差し支えない。

この場合の例としては、次のようなものが考えられる。

①　農業収穫体験と合わせ、農地に容易に撤去できるテント・パイプ椅子・テーブル等を設置し、その農地で収穫された農作物の加工や飲食等を行う場合

②　冬期の積雪期間や不作付期間に、地域の郷土行事（どんど焼き、もぐら打ち等）を行う場合

③　作付け交替期等において運動行事（泥んこ運動会等）を行う場合　等

２　農地転用に該当する場合について

短期間の利用であっても、耕作の目的以外の目的に利用するために区画形質に変更を加える場合や、農地に容易に撤去できない構築物（プレハブ施設、ステージ等）を設置する場合、イベント等の開催が常態化することにより、通常耕作の目的に供される期間においてもその利用が行われず、又は、将来的にも耕作に供されなくなるような場合には、農地転用に該当するものと解される。

３　農業委員会への事前相談について

農地をイベント等に利用する場合、その利用の状態によっては、１及び２のとおり、農地転用に該当する場合としない場合があることから、あらかじめ農業委員会に相談するよう周知徹底することが望ましい。

４　農業振興地域制度の取扱いについて

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供する場合には、農用地利用計画の変更が必要となるが、農地の区画や形質を変更することなく利用し、短期間のうちに農地として原状回復がなされ、農業上の利用に支障がない場合には、農用地区域内の土地のまま行うこととして差し支えない。

５　イベント等の終了後の取扱いについて

イベントの終了期間を過ぎてもなお、イベント資材の撤去が行われないなど、速やかに耕作の目的に供されない場合には、農業委員会において、農地所有者等に必要な指導を行い、当該指導に従わず当該土地の農業上の利用に支障を生ずるような場合には、違反転用事案として農地転用許可権者に速やかに報告するとともに、必要に応じて農地法（昭和27年法律第229号）第51条に基づく違反転用の措置をとる必要があることに留意されたい。

22　農地を養殖池に一時転用する場合における農地転用許可の取扱いについて

（令和３年３月４日付け２農振第2935号各都道府県知事ほかあて農林水産省農村振興局長通知）

養殖を目的として水田を養殖池に転用する際、その対象となる水田が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域内に存する場合など通常の農地転用が認められない場合には、一時転用について許可を受けることにより養殖池に転用することが可能であるが、一時転用が認められる期間は、３年以内に限定しているところである。

他方、水田の養殖池への転用は、その区画形質の変更が軽微であれば、比較的容易に復田することも可能であると考えられ、また、水田を利用した養殖については、農業と一体的に取り組まれ、地域の主要な産業として確立されている場合があり、水田の機能の保全、渇水時における農業用水の供給機能の発揮、地域産業の発展に伴う農業者の所得増大といった地域の農業振興に資する効果が期待できると考えられる。

このため、優良農地を確保しつつ、地域の農業振興と調和のとれた養殖の事業を円滑に促進する観点から、農地を養殖池とする場合における一時転用について、下記のとおり取り扱うこととしたので、次の通知によるほか、下記事項に御留意の上、農地転用許可制度の適切かつ円滑な運用について特段の御配慮をお願いする。

（なお、このことについて、貴管内の農業委員会及び農地法（昭和27年法律第229号）第４条第１項に規定する指定市町村の長に対しては、貴職から通知願いたい。）

○　農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年６月１日付け12構改Ｂ第404号農林水産事務次官依命通知）
○　「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）
○　農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）

記

１　養殖池に一時転用する場合における許可申請の取扱い

農地を養殖池（これに附帯して設置される給排水施設その他の養殖施設であって、当該養殖池の利用及び保全に必要不可欠なものを含む。以下同じ。）に一時転用するため、農地法第４条第１項又は第５条第１項の許可（以下「転用許可」という。）に係る申請があった場合において、当該申請の内容が次の全てに該当する場合は、当該申請に係る転用の期間（以下「一時転用期間」という。）が３年を超える場合であっても、転用許可の対象とすることができるものとする。

(1) 当該転用の目的が、農地を養殖池に一時転用して、内水面における水産動植物の養殖の事業を行うものであること。

(2) 一時転用期間が10年以内であること。

(3) 養殖池とするために施工する工事が、必要最小限のものであり、かつ、簡易な土地の掘削又は盛土等容易に農地に復元し得る程度のものであること。

なお、この場合、コンクリートの打設等を行うことは、容易に農地に復元し得る程度の工事であるとは認められない。

(4) 当該申請に係る事業者が、次に掲げる事項を内容とする協定（以下「協定」という。）を市町村と締結し、又は締結することが確実と認められること。

なお、具体的な協定事項については、別添協定例を参照されたい。

ア　養殖池の利用及び管理に関する事項
イ　周辺農地等の農業上の利用の確保に関する事項
ウ　地域の農業との関わりに関する事項
エ　養殖池の利用の廃止及び原状回復に関する事項
オ　その他必要な事項

(5) 「人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱」（平成24年２月８日付け23経営第2955号農林水産事務次官通知）第２の人・農地プランにおいて、当該申請に係る土地について、地域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者に対し権利の移転又は設定を行うととが具体的に計画されていないこと。
(6) 当該申請に係る事業者が農地法第51条第１項各号のいずれにも該当していないこと。

２　転用許可に付ける条件

都道府県知事又は指定市町村の長は、１の申請に係る転用許可をするに当たっては、原則として、次の条件（以下「許可条件」という。）を付けるものとする。
(1) 申請書に記載された事業計画に従って養殖の事業の用に供すること。
(2) 養殖池とするために施工する工事について、次に該当するときは、遅滞なく、その旨を報告すること。
ア　当該工事に着工したとき、及び当該工事が完了したとき。
イ　当該工事の施工内容を変更しようとするとき。
ウ　当該工事の施工を停止し、又は中止しようとするとき。
(3) 毎年度、当該転用許可に係る土地の利用状況（当該土地の周辺の農地に係る営農条件に支障が生じた場合における当該支障の内容を含む。）を、定期的に報告すること。
(4) 申請書に記載された事業計画を変更し、又は当該土地における養殖の事業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を報告すること。
(5) 当該転用許可に係る一時転用期間が満了した場合（当該土地について再度３による転用許可を受けた場合を除く。）又は当該土地における養殖の事業を廃止する場合には、速やかに農地として利用できる状態に復元すること。

３　一時転用期間の満了後における再許可

都道府県知事又は指定市町村の長は、２の転用許可に係る土地について、当該転用許可に係る一時転用期間の満了に伴い、その満了後に引き続き養殖池として利用することにつき改めて転用許可に係る申請があった場合は、再度転用許可を行うことができるものとする。

４　その他

(1) 都道府県知事又は指定市町村の長は、許可条件に基づく報告に疑義がある場合その他必要な場合には、養殖池への一時転用に係る土地及びその周辺農地の利用状況等について、事業者に報告を求め、又は自ら現地調査を行うものとする。
(2) 都道府県知事又は指定市町村の長は、(1)の報告又は調査により、許可条件に違反する等改善が必要な状況が認められた場合は、事業者と協定を締結している市町村と連携し、当該事業者に対し、速やかに必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
(3) 農業委員会は、農地パトロール等の際に、養殖池への一時転用に係る土地及びその周辺の農地の利用状況等について確認し、許可条件に違反する等改善が必要な状況が認められた場合は、事業者と協定を締結している市町村と連携し、当該事業者に対し、必要な指導を行うとともに、当該土地について転用許可に係る権限を有する都道府県知事又は指定市町村の長に、速やかに報告するものとする。

（別添）

協　定（例）

○○○市（以下「甲」という。）と△△△〔養殖業を営む者の氏名又は名称〕（以下「乙」という。）は、乙が、農地法（昭和27年法律第229号）第４条第１項又は第５条第１項の許可（以下「転用許可」という。）を受けて水田を一時的に転用し、□□□〔養殖水産動植物の名称〕を育成する養殖池として利用するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、○○○市内において、水田を活用して□□□の養殖を行うことが盛んな農村地域が存在し、□□□の養殖を振興することが当該地域の活性化に有益であることに鑑み、乙が養殖池（これに附帯して設置される給排水施設その他の養殖施設であって、当該養殖池の利用及び保全に必要不可欠なものを含む。以下同じ。）に転用した土地の適切な利用を確保するとともに、その養殖の事業が地域農業の振興に資するものとなるために必要な事項を定め、優良農地の確保を図りつつ、農業の健全な発展と調和のとれた養殖の促進を図ることを目的とする。

（協定の区域）

第２条　この協定は、○○○市内の水田の区域であって、乙が、一時的に農地以外の土地とするために転用許可（以下「一時転用許可」という。）を受け、この協定を締結した日以後に養殖池に転用した土地の区域とする。

（養殖池の利用及び管理）

第３条　乙は、一時転用許可に係る事業計画に従い、当該養殖池を原状回復し、水田として利用することに重大な支障を生ずることがないよう、十分な注意を払って養殖池の利用及び管理を行うものとする。

２　乙が前項の注意を怠ったことその他の乙の過失により、当該養殖池について、水田として利用することに重大な支障を生ずることとなった場合には、乙は、改修その他の必要な措置を講ずるものとする。

３　甲は、乙が、前項の措置を講ずることが見込まれない場合は、必要な措置を講ずべき旨を勧告するものとする。

（周辺農地等の農業上の利用の確保）

第４条　乙は、養殖池の周辺の農地及び農業用施設（以下「周辺農地等」という。）の農業上の利用に支障を生ずることがないよう、次の措置を講ずるものとする。

(1) 農業用用排水施設の管理者の承諾がある場合を除き、飼育用水を当該農業用用排水施設に排出しないこと。

(2) 飼料又は餌料の使用に当たり、周辺農地等に汚染を引き起こさないよう、十分な注意を払うものとし、必要に応じ、適切な防除措置を講ずること。

(3) 養殖する水産動植物の病気の発生等に伴い水産用医薬品を使用する場合には、当該医薬品ごとに定められた用法及び用量並びに休薬期間を遵守するとともに、

拡散防止に十分な注意を払い、必要に応じ、適切な防除措置を講ずること。

２　乙は、前項の措置にもかかわらず、万一、有害化学物質の混入事故や周辺農地等への汚染が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲に対し、その状況を報告するものとする。

３　甲は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、現地調査を行い、適切に対応がなされていないと認めるときは、乙に対し、直ちに必要な措置を講ずべき旨を勧告するものとする。

第５条　甲は、第３条第１項及び第２項並びに前条第１項及び第２項に規定する事項を乙が遵守しないことその他乙の責に帰すべき事由により周辺農地等の農業上の利用に重大な支障を生じたものと認めた場合には、乙に対し、速やかに必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

（地域の農業との関わりに関する事項）

第６条　乙は、養殖池が所在する集落（以下単に「集落」という。）において深刻な農業用水の不足が生じた場合には、甲又は集落の代表者の求めに応じ、乙の養殖の事業に支障のない範囲において、水の融通その他の集落における渇水対策に協力するものとする。

２　乙は、甲又は集落の代表者から、集落における話合いへの参加、集落の取決めに基づく活動への協力を求められた場合には、その求めに応じるよう、努めるものとする。

３　甲は、乙と集落の構成員との間に紛争その他の問題が生じた場合に、乙又は当該構成員の求めに応じ、その解決に向けた調整を行うよう、努めるものとする。

第７条　乙は、養殖業の振興を目的とする活動を行うに当たっては、地域の農産物の普及宣伝を行う場を設ける等対応し得る範囲において、地域農業の振興に資するよう、配慮するものとする。

２　甲は、乙に対し、前項の配慮に必要となる情報の提供、企画の提案、助言その他の援助を行うものとする。

（養殖池の利用の廃止及び原状回復に関する事項）

第８条　乙は、その一時転用許可に係る期間が満了する前に、廃止する養殖池がある場合には、速やかに甲及び○○市農業委員会にその旨を報告し、当該農業委員会の指示に従い、原状回復するものとする。

２　乙が、前項の規定による農業委員会の指示に従わず、当該指示に係る期限までに原状回復を行わなかった場合において、必要と認めるときは、甲が、乙に代わって原状回復その他当該土地の農業上の利用に必要な措置を講ずるものとし、その費用は、乙が負担するものとする。

第９条　甲は、第３条第３項、第４条第３項又は第５条の勧告に係る措置を講ずることが見込まれないと認めたときは、乙に対し、これらの勧告に係る養殖池の利用の廃止を勧告するものとする。

２　前項の規定により乙が当該養殖池の利用を廃止する場合については、前条の規定を準用する。

（協議）

第10条　この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から、乙が使用及び収益することを目的とする権利を有している養殖池について、その利用を全て廃止し、かつ、原状回復したことを甲が確認した日までとする。

この協定の証として、本書〇通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

××年××月××日

甲　住所　〇〇〇市×××丁目×××番地
〇〇〇市長　××　××

乙　住所　〇〇〇市×××丁目×××番地
△△△

注：この協定例は、標準的な参考例であるので、実際の協定の締結に当たっては、立地条件、養殖水産動植物の種類等地域の実情に応じて、適宜修正を加えて差し支えない。

23　民事執行法による農地等の売却の処理方法について

（平成28年３月30日付け27経営第3195号・27農振第2146号岐阜県知事あて
農林水産省経営局長・同農村振興局長通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）及び関係政省令の規定の一部が平成28年４月１日から施行され、農地法（昭和27年法律第229号）第５条の規定に基づき農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について同法第３条第１項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事又は指定市町村（同法第４条第１項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の許可を受けることになることから、別紙甲のとおり最高裁判所に照会したところ、別紙乙のとおり回答があり、また、最高裁判所から各高等裁判所及び各地方裁判所に対し別紙（写し）のとおり通知されているので、御了知の上、買受適格証明願が提出された場合の取扱いについては、下記のとおり行われたい。

なお、「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」（平成24年３月30日付け23経営第3475号・23農振第2697号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）は廃止する。

記

１　農地法第３条第１項若しくは第５条第１項の許可を要する農地等又は同法第３条第１項第13号若しくは第５条第１項第６号の規定による届出をした場合には当該各項の許可を要さないこととなる農地等についての売却が行われる場合における買受適格証明書の交付は、それぞれ当該許可又は届出受理の権限庁（次の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる行政庁）において行うこと。

なお、同条第４項の協議が成立した場合には、同条第１項の許可があったものとみなされることから、当該協議の対象となる農地等については、同条第１項の規定による許可を要する農地等と同様に取り扱うこととなる。

区分	行政庁
１　農地法第３条第１項の許可	農業委員会
２　農地法第５条第１項の許可 又は 同条第４項の協議の成立	都道府県知事又は指定市町村の長 （以下「都道府県知事等」という。）
３　農地法第３条第１項第13号の規定による届出の受理	農業委員会
４　農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理	農業委員会

２　買受適格証明願は、それぞれ当該許可の申請、協議又は届出の手続に準じて行うこと。

３　買受適格証明願の提出があった場合における買受適格の有無の判定は、それぞれ当該許可の申請、協議又は届出があった場合における許否の判断基準と同趣旨により速やかに行うこと。

４　農業委員会は、買受適格を有する旨を証明し、又は処理意見を付して都道府県知事等に送付するための議決を行う場合には、その後の事務処理の迅速化を図るため、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、当該許可の申請書又は届出書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可をし、届出を受理し、又は同旨の意見を付して都道府県知事等に送付して差し支えない旨

の議決をしておくものとすること。

5　許可申請書、協議書又は届出書に添付すべき書面で当該買受適格証明願に添付して提出された書面については、許可申請書、協議書又は届出書の末尾に、買受適格証明願に添付したことにより添付しない旨を記載して、添付することを省略して差し支えないものとすること。

6　平成28年３月31日以前に「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」（平成24年３月30日付け23経営第3475号・23農振第2697号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき交付された買受適格証明書は、なおその効力を有するものとして取り扱うこと。

○別紙甲　（略）
○別紙乙　（略）
○各高等裁判所及び各地方裁判所に対する通知　（略）

24　違反転用への適切な対応について

（令和４年９月30日付け４農振第1733号各都道府県農政担当部長あて
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知）

農地転用許可制度の運用につきましては、日頃より、多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、「農地転用違反実態調査の実施について」（令和３年８月３日付け３農振第 1262 号農林水産省農村振興局農村計画課長通知）により実施した実態調査（以下「実態調査」といいます。）につきましては、都道府県、指定市町村及び農業委員会（以下「都道府県等」といいます。）の農地転用担当部局の皆様に多大なる御協力を賜りましたことについて、重ねて厚く御礼申し上げます。

今般、当該調査の結果を踏まえ、違反転用に対する対応について、下記のとおり取りまとめましたので、都道府県等におかれましては、これらに留意して、引き続き、違反転用の発生の防止、早期発見に努めるとともに、違反転用案件を把握した場合は、適切に処理されるよう、お願い申し上げます。

記

１　違反転用の発生防止について

違反転用への対応としては、第一に、その発生を未然に防止することが最も重要であることは言うまでもありません。

実態調査の結果においては、違反転用を行った者の７割が、いわゆる土地持ち非農家又は農業を行っていない事業者であったことから、こうした普段農業に携わっていない者にも、農地を転用する場合には農地法（昭和 27 年法律第 229 号）による許可が必要であることを広く認識していただくことが重要です。

一方、普段農業に携わっていない者への周知については、農業関係部局のみでは限界があると考えられるところ、都道府県等におかれましては、管内の違反転用の状況等を踏まえ、農地転用を伴う土地の利用・取引等に関わりのある業界を所管する関係部署・団体等と連携した周知に取り組まれるようお願いします。

２　違反転用の早期発見・早期是正

（１）違反転用の発見の遅れは、時間が経過するほど、既成事実化が進むとともに、関係者の転居・死亡、新たな権利関係の発生等により、その解決を一層困難なものとするリスクを高めることとなるため、できるだけ早期に発見することが重要です。

しかしながら、実態調査の結果によると、令和２年中に新たに発見された違反転用の７割以上は、平成 28 年以前に転用行為がなされたものとなっており、その多くが、転用行為がされてから相当程度の時間が経過してから発見されている状況にあります。また、その発見の契機については、農地パトロールによるものは２割程度に留まるものの、各農業委員等の日常的な活動により発見されたものを加えると、農業委員会の活動によるものは約４割に達していました。

このため、農地パトロールの実施に当たっては、人工衛星又は無人航空機の導入、タブレット端末による情報の記録等の新たな技術を活用し、その効率性・実効性を高める取組を進めるとともに、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、通年にわたって日常的に担当地区内の農地を監視する等により、農業委員会による違反転用の早期発見に取り組まれるようお願いします。

（２）また、違反転用の発見については、農業委員会の活動によるほか、他の法令による行政手続、市民からの通報等をきっかけに発覚したものも４割を占めていることから、こうした情報を活用することも有効であると考えられます。

このため、都道府県、市町村又は農業委員会に違反転用に係る通報窓口を設置する等、違反転用が疑われる事案を発見した者が、農地転用担当部局に速やかに情報を伝達することが可能となるよう体制の整備をお願いします。

３　追認許可の適正化について

いわゆる追認許可については、令和２年中に処理されたものを対象に点検を実施したところ、法令の基準を満たしていないにもかかわらず追認許可を行うような違法性のある処分は確認されませんでしたが、一部、第２種農地の代替性の判断に当たって、検討が不十分な事例があるなど、違反転用を解消する手法として安易に運用されている場合も見られたところです。

このため、追認許可の運用に当たっては、以下のことに留意して、農地転用許可制度に対する信頼が損なわれることがないよう適切に処理願います。

（１）追認許可であっても農地転用許可基準を満たすことが当然に必要であり、通常の農地転用許可の処理と同様に厳格に審査を行う必要があること。

（２）違反転用に対しては、原状回復に向け、行政指導又は農地法第 51 条第１項の規定に基づく処分を行うことが原則であり、追認許可は、あくまでもやむを得ない場合における例外的な処分であること。

（３）農地転用許可基準を満たすことが見込まれる場合であったとしても、安易に追認許可で対応するのではなく、まずは、原状回復の必要性及び可能性について十分に検討し、その可否を判断すべきこと。特に、常習的に違反転用を行っている等の悪質性が高い案件については、原状回復を基本とするなど厳正に対処すること。

（４）やむを得ず追認許可を行う場合にあっては、違反転用の当事者に対し、再発防止を徹底するための指導を口頭又は文書をもって確実に行うこと。

（５）違反転用の当事者に再発防止を徹底させるため、当該者に始末書又は顛末書の提出を求めることは有効であること。ただし、これらの書類の様式を定め、ホームページ等において公に示すことは、行政機関自体が、追認許可を前提とした対応を行っているとの誤解を与え、違反転用を常態化させるおそれがあることから、行わないこと。

４　長期未是正案件への対応について

実態調査の結果によると、令和２年末時点において違反転用が是正されていない案件（4,355 件）の４割は、転用行為がされてから長期間経過しているとの理由によりその是正が困難なものとなっています。また、こうした長期未是正案件に対し「是正の意思が見られない」、「原状回復する資力がない」等の理由により、現状把握のみを行う等の消極的な対応をしているものが６割以上を占めており、必要な対応がなされているとは言い難い結果となっております。

このため、長期未是正案件への対応に当たっては、以下のことに留意し、是正に向けた働きかけを継続的に行うようお願いします。

（１）違反転用を認識しているにもかかわらず、行政がこれを看過し、消極的な対応のみに終始していることは、違反転用を黙認していることと事実上同じであり、仮に災害により何らかの被害が生じることとなった場合等には、違反転用を看過した行政の責任問題となる可能性があること。また、違反転用が事実上黙認されていることを理由として、新たな違反転用がなされる可能性があるほか、行政の指導等に応じない状況が生じ、違反転用を助長することにもなりかねないこと。

（２）現状は是正が困難と見込まれる案件であったとしても、当事者が既に死亡しており、一般承継人も存在しない等の特段の事情があるものを除き、是正に向けた原状回復等の措置の履行を定期的に求めていく等の継続的な指導を行い、行政として違反転用を容認しないという姿勢を貫徹すること。

（３）特に、災害の発生等により周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれがある場合及び違法性を承知の上で公然と違反転用を繰り返し行うといった悪質な場合については、行政指導に終始することなく、法令に基づき厳正に対処することとし、農地法第 51 第１項の規定に基づく処分を行うことを前提に対応すること。

（４）農地法第 51 条第１項の規定に基づく処分を行ってもなお当該処分に従わない場合には、同条第３項の規定による代執行についても積極的に検討するとともに、告発による刑事責任の追及に向け、警察等との連携を強化すること。

なお、農林水産省においては、実態調査を通じて収集した、是正までに長期間を要した違反

転用の解消事例や違反転用に係る告発を行った事例を、事例集として取りまとめ、当省のホームページに掲載しましたので、違反転用対策の取組の参考として御一読ください。

（参考：農地の違反転用に係る長期未是正案件の解消事例等について）
https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/nouchi_tenyo.html

25　農地転用許可事務の適正化及び違反転用の是正等に係る取組の強化について

（平成20年11月28日付け20農振第1413号各都道府県知事あて殿農林水産省農村振興局長通知）
※編者注.根拠条文等については当時のもの

先般、地方分権への対応の検討に資するべく、各都道府県の御協力のもとに２ヘクタール以下の農地転用許可事務の実態調査を実施したところであるが、当該調査結果において、許可に当たっての許可権者の検討が不十分と見受けられる事案等が散見されたことから、農地転用許可事務の適正化を図ることが必要となっている。

また、農地の違反転用については、これまでも厳正な対応をお願いしてきているところであるが、未だに多くの事例が発生している状況であり、近年の国際的な食料事情の不安定化等を背景に、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保の必要性が高まってきていることからも、その防止・是正が特に求められているところである。

さらに、食の安全に対する国民の関心が高まっているところ、違反転用のうち産業廃棄物等の投棄に係るものについて、有害物質による周辺農地の汚染防止の取組も求められるところである。

ついては、農地転用許可事務の適正化及び違反転用の是正等に係る取組の強化がなされるよう下記事項に御留意願いたい。

なお、このことについて、貴管下農業委員会にも通知願いたい。

記

１　農地転用許可事務の適正化について

(1) 農地転用許可に係る法令の適用の適正化

調査結果において、農地転用許可に係る法令の適用等に疑義がある事例が散見された。このような事態は、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と非農業的利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するという農地転用許可制度の趣旨からみて看過できないものである。

ついては、法令上の適用条件の確認を精緻に行う等農地転用許可に係る法令の適正な適用に万全を期されたい。

なお、調査結果において、特に改善が必要と認められたものを例示すると以下のとおりである。

ア　相当程度の農地の広がりが認められるにもかかわらず、「おおむね 20 ヘクタール以上の規模の一団の農地」（第１種農地）に該当するか否かの検討が十分に行われていない（農地法施行令第１条の 11 第１号・第１条の 19 第１号）。

イ　特定土地改良事業等の施行区域内であるにもかかわらず、現在耕作放棄地となっていたり、管理不十分等により水路の機能が低下していること等をもって第１種農地に該当しないと判断している（農地法施行令第１条の 11 第２号・第１条の 19 第２号）。

ウ　周辺には農地が広がり、道路が網状に配置されているとは言えない状況であるにもかかわらず、相当数の街区を形成している区域内にあるとして第２種農地として判断している（農地法施行規則第５条の 14 第１号）。

エ　水管が埋設された道路に接していない農地について、取付道路の農地転用と合わせて、当該道路の沿道の区域にあるとして第３種農地として判断している（農地法施行規則第５条の 12 第１号）。

オ　市街地化の指標となる施設からの距離を正しく適用しないで（300m と 500m を取り違える等）、第２種農地又は第３種農地として判断している（農地法施行規則第５条の 12 第１号・第２号・第５条の 14 第２号）。

カ　一時転用であることをもって農地区分の検討を行っていない（農地法施行令第１条の 10 第１項第１号・第２号）。

キ　転用許可に係る事業者が施設の設置までを行わない転用事業計画（土地の造成のみで完了する計画）であるにもかかわらず、「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」に該当するとして第１種農地の不許可の例外を適用している（農地法施行規則第５条の２第２号）。

ク　申請地が集落に接続しているとは言えない位置にあるにもかかわらず、集落に接続している

として第１種農地の不許可の例外を適用している（農地法施行規則第５条の２第４号）。

ケ　農地区分の判断理由等と法令上の適用条項が一致していない。

(2) 農地転用許可に係る決裁文書への必要書類の添付及び適正な保管の徹底

調査結果において、農地転用許可に係る決裁文書に、許可相当と判断した検討の経緯やその裏付けとなる資料が添付されていない事例が散見された。これらの書類は、起案を行う担当者が農地転用許可基準を満たしているかどうか等の確認に用いるだけでなく、決裁権者が許可の可否を判断するために必要なものである。このため、決裁に当たってこれらの書類が添付されていないという状況は、審査が適正に行われたことが確認できず、また、誤った許可基準の適用に至る可能性もある。これらの書類は、許可が適正になされたという証拠となるものでもあり、行政文書として適正に保管されなければならない。

ついては、これらの書類の決裁文書への添付及び適正な保管について徹底されたい。

なお、調査結果において、特に添付が不十分であったと認められる書類を例示すると以下のとおりである。

ア　許可相当と判断した検討の経緯に関する資料

審査表等（農地転用許可基準の各要件を満たしているか等の確認及びこれに基づき許可権者として許可相当と判断した理由等を整理したもの。別紙参考様式参照）

イ　許可相当との判断の裏付けとなる資料

（ⅰ）農地の集団性の有無が農地区分の決定において重要な要素となる場合における申請地周辺の農地の賦存状況が十分に分かる図面等（第１種農地:農地法施行令第１条の 11 第１号・第１条の 19 第１号。第２種農地:農地法第４条第２項第２号・第５条第２項第２号）

（ⅱ）公共施設又は公益的施設等市街地化の指標となる施設の有無が農地区分の決定において重要な要素となる場合における当該施設の存在が明確に分かる図面等（第２種農地:農地法施行令第５条の 14 第２号。第３種農地:農地法施行規則第５条の 12 第１号・第２号）

（ⅲ）道路への水管、下水道管又はガス管の埋設の有無が農地区分の決定において重要な要素となる場合における水管等の埋設状況が明確に分かる図面等（第３種農地:農地法施行規則第５条 12 第１号）

２　違反転用の是正等に係る取組の強化

(1) 違反転用の防止及び厳正な対応

違反転用については、これまでも「農地転用許可及び違反転用への厳正な対応について」（昭和 63 年６月 17 日付け 63 構改Ｂ第 574 号構造改善局長通知）及び「違反転用への迅速な対応について」（平成 17 年９月１日付け 17 農振第 940 号農林水産省農村振興局長通知）を発出するなど厳正な対応をお願いしてきているところであるが、なお十分な成果が上がっているとは言えないのが実情である。また、先般、違反転用への対応が不十分等との報道がなされたところであり、農地法遵守の励行上一層の取組の強化が必要と考えられるところである。

ついては、下記により、違反転用の防止及び違反転用への厳正な対応をお願いするとともに、貴管下農業委員会に対して協力を求められたい。

ア　違反転用の防止及び早期発見・是正のための取組

（ⅰ）都道府県の取組

①　違反転用を防止するためには、まず地域住民への啓発を図ることが重要であることから、自ら啓発活動に取り組むとともに、地域住民により身近である農業委員会において、(ⅱ)による啓発活動が活発に行われるよう助言指導を行うこと。

②　違反行為が生じた場合、時間が経過するほど原状回復が難しくなる傾向があることから、早期に発見し是正指導に着手することが重要である。このため、農業委員会が違反転用を把握した場合における報告が迅速になされるよう、日頃より農業委員会との情報連絡体制を密にするとともに、農業委員会において(ⅱ)により情報収集体制が整備されるよう助言指導を行うこと。

③　産業廃棄物等の投棄による違反転用については、都道府県の環境担当部局や地元警察

との情報連絡体制を密にし、これらの機関との連携により違反転用の早期発見・早期是正に努めること。

（ⅱ）農業委員会の取組

① 農業委員会は、違反転用の防止に向けた地域住民への啓発を図るため、市町村役場の出入口等における農地転用許可制度に関するポスターの掲示、あるいはリーフレットの備え付け、更には市町村の広報誌等における制度の紹介の掲載等の取組を積極的に行うこと。

② 農業委員会は、違反転用を把握した場合においては、「農地等転用関係事務処理要領の制定について」（昭和 46 年４月 26 日 46 農地Ｂ第 500 号農林省農地局長通知。以下「事務処理要領」という。）の第３の１の(1)に基づき、その事情を調査し都道府県知事に報告することとされているが、農業委員会による農地監視活動だけでは、所管内のすべての農地の状況を常時把握することは困難であることから、土地改良区、農協等地域の関係機関の協力を得て、効率的な違反転用情報の収集体制の整備に努めること。

イ　違反転用された農地に係る原状回復命令の厳格な適用

① 農地法第 83 条の２の規定においては、「土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるとき」には違反転用者に対して原状回復命令を行うことができることとされているところであり、違反転用を把握した場合には、優良農地の確保の観点から、原状回復を求めるか否かについて十分に検討を行うこと。

なお、違反転用に係る農地について、仮に許可申請が行われれば許可できるような場合であってもその取扱いは同様であり、原状回復を求めるか否かについて検討を行う必要があることに変わりはないことに留意すること。

② 原状回復命令を行った場合において、この命令に従わないものについては、行政代執行法に基づく代執行等により原状回復を行うとともに、刑事責任を追及するため告発する等厳正に対処すること。

ウ　農業委員による違反転用の防止等

本来、違反転用の是正指導を行う立場にある農業委員が自ら違反転用を行うという事例が見受けられるが、このようなことは農地行政への不信感を招く原因となり誠に遺憾である。

都道府県の農地転用担当部局においては、このような事態が発生しないよう農業委員会への指導を強化するとともに、もし発生した場合には、厳正な対処に資するため、速やかに都道府県の農地転用担当部局に報告するよう農業委員会に周知すること。

(2) 違反転用に伴う有害物質による周辺農地の汚染防止等

違反転用のうち、産業廃棄物等が農地に投棄された事案においては、当該産業廃棄物等から有害物質が流出して周辺農地を汚染し、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されることが懸念される。

ついては、このような違反転用への対応に当たっては、国民の食の安全に対する関心の高まり等も踏まえ、以下による厳正な対応をお願いするとともに、貴管下農業委員会に対して協力を求められたい。

ア　都道府県の取組

産業廃棄物等の投棄による違反転用は、土地の農業上の利用の確保及び他の公益を著しく害する場合が多いと考えられることから、このような違反転用に対しては、原状回復について特に厳正に対処すること。

また、有害物質による周辺農地への汚染の可能性がある場合には、当該農地での耕作の可否について、都道府県の農業試験研究機関や普及組織等に営農上の措置について検討の要請を行うこと。

イ　農業委員会の取組

農業委員会が産業廃棄物等の投棄の疑いのある違反転用を発見し、事務処理要領に基づいて都道府県知事に報告を行う場合にあっては、市町村の環境担当部局等と連携して有害物質の周辺農地への流出状況等についても調査し、事務処理要領様式第 12 号「違反転用事案報告」の

「附近の農林水産業又は生活環境への被害の状況」欄に記入して速やかに報告を行うものとする。

農地転用許可申請に係る審査表

年　月　日

1　申請に係る事項等

申請者の住所・氏名	譲受人	住所				氏名			
	譲渡人	住所				氏名		他　名	
申請土地	所在地番								
	地目別面積	田	㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡	その他	㎡
	申請土地の所在する区域	市街化区域		市街化調整区域		その他の区域			
事業計画	用途								
	工事計画	着工　年　月　日				完工　年　月　日			
申請に係る権利の内容									

2　農地転用許可基準に基づく検討状況

農地の区分					
許可基準に定める農地区分の該当事項					
該当事項とした判断理由	※申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街化の状況について、根拠となる図面等の資料に基づく説明を盛り込みつつ、判断理由を明確に記載する。				
転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合		甲種農地	第１種農地	その他	計
	面積				
	割合				

検討事項	検討結果
1　農地区分と転用目的 申請土地が甲種農地、第１種農地又は第２種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由 2　資力及び信用 3　転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況 4　申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性 5　行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み	※例外許可事由に該当する理由について、根拠となる資料に基づく説明を盛り込みつつ、判断理由を明確に記載する。

<table>
<tr><td>6　農地以外の土地の利用見込み

7　計画面積の妥当性

8　宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性

9　周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無

10　農地の利用の集積への支障の有無

11　一時転用である場合にはその妥当性

12　法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定土地改良事業等関係</td><td>事業の種類</td><td>事業施行者</td><td>施行面積</td><td>申請地に関係する面積</td><td>施行時期</td><td>申請地に関係する土地改良財産</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">都市計画との関係</td><td colspan="2">都市計画区域決定の有無</td><td colspan="4">計画区域内
計画区域外　（告示　　年　月　日）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">都市計画法８条の地域地の決定状況</td><td>地域地区の種類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">決定なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">農業振興地域整備計画との関係</td><td colspan="2">農業振興地域決定の有無</td><td colspan="4">振興地域内
振興地域外　（告示　　年　月　日）</td></tr>
<tr><td colspan="2">農用地区域決定の有無</td><td colspan="4">農用地区域内
農用地区域外　（告示　　年　月　日）</td></tr>
<tr><td>その他の土地利用等との関係</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

3　総合判断

4　許可が相当と認められる場合に付すべき条件

記載注意

⑴「農地の区分」欄には、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成10年11月１日付け10構改Ｂ第1067号農林水産事務次官通知。以下「改正通知」という。）第４の１に規定する甲種農地、第１種農地・（甲種農地以外の農地）、第２種農地又は第３種農地の別を記載する。

⑵「農地区分」の「許可基準に定める農地区分の該当事項」欄には、改正通知の区分に従い、例えば第１種農地にあっては、「改正通知第４の１の⑵の①のア」のように、第２種農地にあっては、「改正通知第４の１の⑸の①のアの⑺」のように記載する。

（注）「農地転用許可事務の適正化及び違反転用の是正等に係る取組の強化について」（平成20年11月28日付け20農振第1413号各都道府県知事あて殿農林水産省農村振興局長通知）別紙参考様式を一部改変

26　違反転用の是正に係る取組の強化等について

（平成26年１月10日付け25農振第1814号各都道府県知事あて農林水産省農村振興局長通知）
最終改正：令和７年３月31日付け６農振第2983号

「農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視の結果（勧告）」（平成 25 年４月 12 日付け総評評第 31 号）において、違反転用を抑制し優良農地を保全する観点から、違反転用に対する処分等の適切かつ厳格な実施の確保等を図るべき旨の指摘がなされたところである。

ついては、下記により、違反転用への厳正な対応をお願いする（とともに、貴管内市町村及び農業委員会に対して通知願いたい）。

記

１　違反転用の是正に係る取組の強化について

(1) 違反転用に対する処分等の適切かつ厳格な実施の確保

ア　都道府県又は指定市町村の取組

(ｱ)　農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 51 条第１項各号のいずれかに該当する者（以下「違反転用者等」という。）に対する都道府県知事又は指定市町村（農地法第４条第１項に規定する指定市町村をいう。）の長（以下「都道府県知事等」という。）による是正の指導は、是正の履行期限を３ヶ月以内を目途に定めて行うこと。ただし、違反事案の内容からみて、直ちに工事その他の行為を停止させないと当該違反事案に係る土地を農地等として利用することが困難となるおそれがある場合、周辺農地等に土砂が流出し、周辺の営農条件に著しい支障を生ずるおそれがある場合等には、当該工事その他の行為を直ちに中止し、適切な措置を講ずるよう違反転用者等を指導すること。

(ｲ)　違反転用者等が指導に従わない場合には、都道府県知事等は、速やかに、違反転用者等に工事その他の行為の停止等を書面により勧告すること。この場合、是正の履行期限を３ヶ月以内を目途に定めて行うこと。

(ｳ)　違反転用者等が勧告に従わない場合には、都道府県知事等は、速やかに、農地法第 51 条第１項の規定による処分又は命令の内容を決定すること。

この際、当該処分又は命令は、農地法第 51 条第１項において「土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるとき」に行うとされていることから、違反転用を把握した場合には、優良農地の確保を図る観点から原状回復等を求めるか否かについて、全ての事案について十分に検討を行い、決定する必要があることに留意すること。なお、検討の結果、原状回復等を求めないことを決定した場合、その理由を整理すること。

また、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第８条第２項第１号に規定する農用地区域内における違反転用は、農振法第 15 条の２第１項の規定に違反する行為である場合もあることから、農業振興地域制度担当部局と十分な連絡調整を行い対応するとともに、当該区域内の土地について農地法第 51 条第１項に基づく処分又は命令を行う場合には、必要に応じて農振法第 15 条の３の規定による開発行為の中止命令等と同時に行うこと。

また、違反転用者等が命令書に記載された履行期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、農地法第 51 条第３項の規定により、当該違反転用事案に関する情報の公表について検討するものとする。

(ｴ)　違反転用者等が当該処分又は命令に従わない場合には、都道府県知事等は、農地法第 51 条第４項に基づく行政代執行により原状回復を図るとともに、刑事責任を追及するために告発する等厳正に対処すること。

(ｵ)　都道府県知事は、管内の違反転用の状況（指定市町村の区域内のものを除く。）について、また、指定市町村の長は、管内の違反転用の状況について定期的に地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告すること。この際、指定市町村の長は、情報共有を図るため都道府県知事にその写しを送付すること。

なお、当該報告は、毎年３月末、６月末、９月末及び 12 月末時点の違反転用事案について、それぞれ同年４月末日、７月末日、10 月末日及び翌年１月末日までに地方農政局長に報告すること。

イ　地方農政局の取組

アの(ｵ)の報告を受けた地方農政局長は、報告内容を取りまとめるとともに、必要に応じて、都道府県知事等に対して助言を行うこと。

(2) 違反転用事案の的確な把握の徹底

ア　農業委員会が違反転用を把握した場合には、事務処理要領別紙１の第４の７の(1)のアの(ｱ)において、その事情を調査し、違反転用事案報告書を都道府県知事等に提出することとしているが、当該報告書の提出は、違反転用を把握した日から１か月以内に行うこと。

なお、総務省の「農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視の結果（勧告）」によると、農業委員会の指導によって是正が可能と判断されるものについては、都道府県知事に報告しないという運用がなされている農業委員会が見受けられたとのことであり、このような運用は、結果として都道府県知事等への報告がなされないまま違反転用状態の長期化を招く傾向にあることから、農業委員会の指導による是正の可否にかかわらず、速やかに都道府県知事等に報告すること。

イ　都道府県知事等及び農業委員会は、違反転用事案の処理経過の明確化及び事後の適切な対応に資する観点から、事務処理要領別紙１の第４の７の(1)のアの(ｷ)及びイの(ｶ)に基づく違反転用事案処理簿の作成及び保管を徹底すること。

２　事業計画どおり進捗していない転用事業に係る取組の徹底について

(1)　都道府県知事等は、事務処理要領別紙１の第４の７の(3)の規定に基づき、農地転用許可後の転用事業の進捗状況等について、事業進捗状況管理表（事務処理要領別紙１の様式例第４号の 19）を作成することにより把握・管理するとともに、事業実施の指導・勧告等を適切に実施すること。

(2)　都道府県知事は、管内の農地転用許可後の転用事業の進捗状況等（指定市町村の区域内のものを除く。）について、また、指定市町村の長は、管内の農地転用許可後の転用事業の進捗状況等について、毎年 12 月末の状況を翌年１月末日までに地方農政局長に報告すること。この際、指定市町村の長は、情報共有を図るため都道府県知事にその写しを送付すること。

27　営農型太陽光発電の不適切事案への対応について

（令和６年９月26日付け６環バ第218号・６農振第1719号岐阜県農地転用担当部長あて
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長・同農村政策部農村振興局農村計画課長通知）

平素より、営農型太陽光発電に関する制度の適切な運用に御尽力いただき感謝申し上げます。

御承知のとおり、営農型太陽光発電に係る運用の厳格化を図るため、本年４月に一時転用許可の基準や提出資料等を定めた農地法施行規則の一部を改正する省令（令和６年農林水産省令第９号）を施行するとともに、制度の目的、趣旨や具体的な考え方を記載した「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」（令和６年３月25日付け５農振第2825号農林水産省農村振興局長通知。以下「ガイドライン」という。）を制定したところです。

ガイドラインにおいては、農地転用許可権者が、営農が適切に継続されない等の不適切な事案について勧告等を行った場合は、その旨を地方農政局等及び地方経済産業局に報告することとしておりますが、これらの取組を通じて、本年８月５日付けで、経済産業省により、勧告等が行われた事案に対して再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づきFIT/FIP 交付金の一時停止措置が行われました。

つきましては、当該一時停止措置の対象となった事案の是正に向けて取組を進めていただくとともに、これを契機として、不適切な営農型太陽光発電の解消について実効性を高めていくため、下記により御対応いただきますようお願いします。

また、貴管下の市町村農業委員会に周知いただきますようお願いします。

記

１　農業委員会による下部農地の営農状況の把握の徹底

営農型太陽光発電は、通常、太陽光発電設備の設置が認められていない優良農地においても、下部農地における適切な営農の継続を条件に設置を認めているものであり、適切な営農が継続されていないものについては、許可条件違反として農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第51条の違反転用に対する処分の対象となります。

このため、農業委員会は、営農型太陽光発電の下部農地における営農状況について、適時把握し、不適切な事案については速やかに農地転用許可権者に報告する必要があります。

つきましては、農業委員会はガイドライン６(2)に基づき、農地パトロールや各農業委員等の日常的な活動の機会を捉えて、下部農地の営農状況の把握に取り組んでいただきますようお願いします。

なお、現地確認を行った際には、当該農地の状況が分かる写真を撮影するなど、その状況が確認できる記録を残していただくことが望ましいと考えます。

２　農業委員会及び農地転用許可権者による指導について

農業委員会は、下部農地での営農が不適切な事案を発見した場合は、農地転用許可権者に速やかに報告を行い、当該報告を受けた農地転用許可権者は農業委員会と連携して事業者への是正指導を行うこととなりますが、その際当該事業者に対し、再エネ特措法におけるFIT/FIP交付金の一時停止措置の適用があり得ることを伝えておくことが望ましいと考えます。

また、当該一時停止措置の適用については、農地転用許可権者による勧告以上の措置が行われている必要があることから、農地転用許可権者は、事業者が農業委員会及び農地転用許可権者による口頭指導に応じない場合は、これを惰性的に繰り返すことなく、書面による勧告を行っていただきますようお願いします。

なお、農地転用許可権者により勧告が行われない場合は、法第52条の４の規定により、農業委員会は農地転用許可権者に対して原状回復等の必要な措置を講ずべきことを要請することができますので、必要に応じて当該要請を検討してください。

３　担当部局間の情報共有の徹底

市町村、都道府県及び地方農政局等の再生可能エネルギー担当部局において、地域の住民からの

通報等により、下部農地において営農が適切に継続されない等の不適切事案に係る情報を把握した場合には、速やかに当該行政機関内の農地転用担当部局に情報を共有いただき、情報を受けた農地転用担当部局は、管轄の農業委員会及び農地転用許可権者の間で情報共有が図られるよう対応をお願いします。

４　太陽光発電設備の無許可譲渡等の未然防止

営農型太陽光発電は、支柱部分の一時転用許可に当たり、ガイドライン２(3)に定める許可条件を付した上で行うものとしているところです。

他方で、近年、許可を受けた事業者が、事業計画変更等の手続を行うことなく設備を他の事業者に譲渡するなどの不適切な事案が散見されています。

必要な手続を行わずに譲渡することは、許可条件違反及び無断転用として法第51条に規定する違反転用に対する処分の対象となります。

これらは、事業者による法令遵守の意識が希薄であることが一つの要因と考えられますので、このような事態が生じないよう、農地転用許可権者は、営農型太陽光発電の一時転用許可に際し、事業者に許可条件の内容やその遵守について的確に理解いただくため、事業者に対して十分に説明を行っていただきますようお願いします。

以上

28　農地における砂利の採取の取扱いについて

（昭和44年１月９日付け44農地Ｂ第30号地方農政局長あて農林省農林事務次官通知）

このことについては、「農地における砂利採取の取扱いについての覚書」（昭和42年７月15日付け42化局第353号、42農地B第2365号（農）通商産業省化学工業局長、農林省農地局長）に基づき、旧砂利採取法（昭和31年法律第１号）および農地法（昭和27年法律第229号）の運用が行なわれてきたところであるが、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「新法」という。）の施行に伴い、このたび同覚書に代えてあらたに農地局長と通商産業省化学工業局長との間で別添写しのとおり覚書を交換させるとともに、これにあわせて、下記事項についても、新法の制度に際して交換された覚書（「砂利採取法制定に関する覚書」（昭和43年３月27日付け43農地Ａ第592号、43化第351号、建設省河政第29号、農林省農地局長、通商産業省化学工業局長、建設省河川局長））において関係省間で確認をしたので、ご了知のうえ、事務処理に遺憾のないようにされたい。

なお、「農地における砂利採取の取扱いについて」（昭和42年７月18日付け42農地Ｂ第2364号（農）農林事務次官通達）は廃止する。

おって、このことについては、管下各都道府県知事に対し貴職から通達されたい。

以上、命により通達する。

記

１　新法第16条に定義する河川区域等以外の区域において都道府県知事が同条の採取計画の認可、第20条第１項の採取計画の変更の認可または第22条の変更命令（以下この項において「認可等」という。）をする場合において、当該認可等に係る砂利の採取が農業に影響を及ぼすおそれがあるとき（砂利採取場が農地または農業用施設と接している場合等）には、当該認可等を行なう都道府県の砂利担当部局は、農地担当部局に協議するものとする。

２　新法第23条第１項の「必要な措置」には、砂利の採取跡の埋めもどしが含まれるものとする。

３　新法第23条第２項の「第21条の規定に違反して砂利の採取を行なった者」には、新法第21条の規定に違反して砂利の採取を行ない、新法第23条第２項の命令をすべきときにはすでに砂利採取業を廃止している者が含まれるものとする。

４　通産省は、砂利の採取に伴う跡地の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置（以下「埋めもどし等」という。）が行なわれない場合において、採取者が不確知であり、かつ、そのまま放置すれば災害の発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、自から埋めもどし等を行なうよう指導するものとする。

（別添）

農地における砂利の採取の取扱いについての覚書

（昭和44年１月９日43化第1942号、44農地Ｂ第30号通商産業省化学工業局長、農林省農地局長）

※下線部は編者において補足

砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に伴い、砂利採取法に基づく採取計画の認可等と農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地の転用の許可等との調整を図るため、農地における砂利の採取の取扱いに関し、下記事項について相互に了解し、覚書を交換する。

記

１　用語の定義

(1) この覚書において、「農地」とは、農地法第４条、第５条または第73条（覚書交換後の農地法改正（平成21年改正）により、現在、第73条の規定（売り渡した土地等の処分の制限）に相当する規定は存在しない。以下同じ。）の規定により転用（そのための権利の設定または移転を含む。以下同じ。）が制限される土地をいう。

(2) この覚書において「認可権者」とは、砂利採取法第16条の規定による採取計画の認可の権限を有する者（同条の河川管理者を除く。）をいう。

(3) この覚書において「許可権者」とは、農地法第４条、第５条または第73条の規定による農地の転用の許可の権限を有する者をいう。

２　土地改良事業と砂利の採取との調整

認可権者および許可権者は、土地改良法に基づく土地改良事業が施行された地域または同事業が現に施行され、もしくはその施行が計画されている地域における砂利の採取については、農地の維持、改良または造成と砂利資源の合理的な開発との調整をとくに十分に行なうこととし、相協力して砂利採取業者に対する必要な指導をするものとする。

３　許認可の際に配慮すべき事項

許可権者は、砂利の採取に係る農地の転用の許可に当たっては、その許可基準として農地転用許可基準（昭和34年10月27日付け農地第3353号（農）農林事務次官通達）によるほか、次によるものとし、認可権者は、採取計画の認可に当たっては、その砂利採取場に農地が含まれているときは、その許可基準を十分配慮するものとする。

(1) 砂利採取業者が砂利の採取のため農地について取得する権利は、特別の事情がある場合を除き、所有権以外のものであること。

(2) 砂利の採取後は、砂利採取業者において直ちに採取跡の埋めもどしおよび廃土の処理を行ない、特別の事情がある場合を除き、農地として復元することが確実であること。

(3) 砂利の採取期間（埋めもどしの期間を含む。）は、特別の事情がある場合を除き、１年（覚書交換当時のもの。砂利採取法が自治事務であることを踏まえ、当県における陸砂利の認可期間は、採取跡地作業を含め１年６ヵ月以内とされている。ただし、当該採取計画の実施について岐阜県砂利協同組合の保証がなされているなど、確実に採取跡地作業が実施されると認められる場合には、当分の間、認可期間は採取跡地作業を含め２年以内とすることができるものとされている。）以内であること。

４　砂利採取跡の埋めもどし

認可権者は、農地に係る砂利採取場について砂利採取法第23条第１項または第２項の規定に基づき採取跡の埋めもどしを命ずる場合には、特別の事情がある場合を除き、許可権者の協力を得てその埋めもどし後の土地が農地として利用し得る適切なものとなるよう砂利採取業者を指導するものとする。

５　連絡または調整

認可権者または許可権者は、次の(1)に掲げる処分をしようとする場合において、当該処分に係

る砂利採取場またはその予定地の区域に農地が含まれているときは、(2)に掲げる手続きにより相互に連絡または調整を図るものとする。

(1) 連絡または調整を要する処分

ア　砂利採取法第16条または第20条第１項の認可

イ　砂利採取法第22条または第23条の命令

ウ　砂利採取法第26条の認可の取消しまたは採取の停止の命令

エ　農地法第４条、第５条または第73条の許可

オ　エの許可の取消し

(2) 連絡または調整の手続き

ア　認可権者または許可権者は、(1)のアまたはエの処分をしようとするときは、あらかじめ申請書の写しを添えて相互に連絡し、可及的すみやかに、十分に調整を図ったうえで認可または許可することとする。この場合に、これらの処分は、同時に行なうものとする。

イ　認可権者または許可権者は、(1)のイ、ウまたはオの処分をしようとするときは、あらかじめ当該処分の内容ならびに当該処分をする理由および時期を相互に連絡するものとし、当該処分後においてもその後の経過について連絡するものとする。

６　その他の連絡調整

(1) 認可権者は、砂利採取法第12条第１項の処分をしたときまたは同法第36条第２項の通報を受けたときは、遅滞なくその旨を許可権者に連絡するものとする。

(2) 認可権者は、砂利採取業者から砂利採取法第24条の規定による砂利の採取の廃止の届出があった場合において、当該届出に係る砂利採取場に農地が含まれているときは、遅滞なくその旨を許可権者に連絡するものとする。

(3) 認可権者または許可権者は、砂利採取法または農地法の規定に違反して砂利の採取を行なっている事例（認可または許可の条件に違反している場合を含む。）を知った場合において、当該事例に係る砂利採取場が農地に係るものであるときは、遅滞なくその旨を相互に連絡するものとする。

29　宅地造成及び特定盛土等規制法における農地に関する留意事項について

（令和６年３月28日付け５農振第3261号各都道府県盛土規制（農地）担当部局長あて
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知）

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「本法」という。）が令和５年５月26日に施行されました。

本法の施行に伴い、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和５年５月26日付け国官参宅第12号・５農振第650号・５林整治第244号、国土交通省都市局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官連名通知。以下「施行通知」という。）が地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的助言として発出されたところですが、このうち農地に関する留意事項について、下記のとおり具体例も交えて、考え方を取りまとめたのでお知らせします。

なお、貴管内の指定都市及び中核市に対しては、貴職から通知願います。

記

１　農地担当部局の役割（施行通知　２(1)関係）

本法を所管する部局及び関係部局の役割については各自治体の判断となりますが、農地担当部局が法所管部局とならない場合にあっても、農地担当部局の有する土地利用調整や農地の整備に関する知見・技術・データを活かし、法所管部局との適切な連携をお願いします。

特に、通常の営農行為の範疇か否かの判断、農地等（農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。）における盛土等（盛土、切土及び土石の堆積をいう。以下同じ。）の工事、既存盛土等調査及び不法・危険盛土等への対応については、積極的かつ主体的に連携を図るようお願いします。

２　農地等における本法の規制の対象とならない行為（施行通知　別紙　第２の５関係）

本法において、土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから、規制の対象とならないと考えており、自然災害により被災した農地等を盛土等により原状回復する行為（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第３号。以下「省令」という。）第８条第８号に規定する非常災害のために必要な応急措置として行う工事を除く。）も規制の対象とならないと考えられます。

また、農地等において行われる通常の営農行為については、以下の内容に留意してください。

(1) 通常の営農行為の考え方

通常の営農行為の範疇か否かについては、当該農地等の生産活動及びほ場管理のための行為であることを前提として、当該農地に土砂が搬入されているか又は当該農地から土砂が搬出されているか、そして、これらにより当該農地の地盤面の標高に変化が生じているかが判断要素と考えられます。

施行通知に通常の営農行為として例示した行為のうち、表土の補充を除く耕起、代かき、整地、畝立等は、当該農地と他の土地で土砂の搬出入はなく、地盤面の標高に変化はないため規制対象外です。

表土の補充については、別図に示すとおり、作物生産のために耕起、施肥、かん水等が行われる土の層を他の土地から搬入した土砂により厚くする行為であり、補充前後で地盤面の標高に変化が生じることから、表土の補充前後の地盤面の標高差（以下「表土の補充の高さ」という。）及び表土を補充した面積を本法の盛土の規制対象規模に照らして規制対象か否かを判断します。

ただし、表土の補充については、当該農地における表土の状況や栽培する作物の特性等に応じた高さで補充されることが営農上必要であり、その高さで行われる補充については土地利用のために土地の形質を維持する行為の範疇と考えられることから、都道府県等（都道府県、指定都市及び中核市をいう。以下同じ。）が、地域の実態等を踏まえ、必要に応じて表土の補充の高さについて通常の営農行為としての上限値を定め、その値を超えないものを本法の規制対象外とする

ことが考えられます。

一方、施行通知に本法の施行対象となりうる行為として例示したほ場の大区画化・均平、田畑転換や農業用施設用地の整備等（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業等により行う場合を除く。）の工事は、盛土や切土を伴うことが想定されるため、個別に盛土や切土の高さや面積を本法の規制対象規模に照らして規制対象か否かを判断します。

(2) 表土の補充の高さについて

表土の補充の高さは、別図に示すとおり、直接耕起等を行う土となる表土が補充された高さであり、ほ場の大区画化として隣接するほ場との段差を解消するために低い方のほ場を盛土によりかさ上げする場合等でのかさ上げ前後の地盤面の標高差（以下「かさ上げの高さ」という。）とは異なります。

通常の営農行為として行われる表土の補充の高さについては、都道府県等が地域の実態等を踏まえ、必要に応じて本法又は農地法（昭和27年法律229号）の運用に係る通知等に定めることが考えられます。例えば、水田を畑に転換して深根性の作物等を導入する際に表土が補充される実態があって、その表土の補充の高さや安全性が確保されていることを確認できる場合に、都道府県等が表土の補充の高さについての上限値を定めることが考えられます。

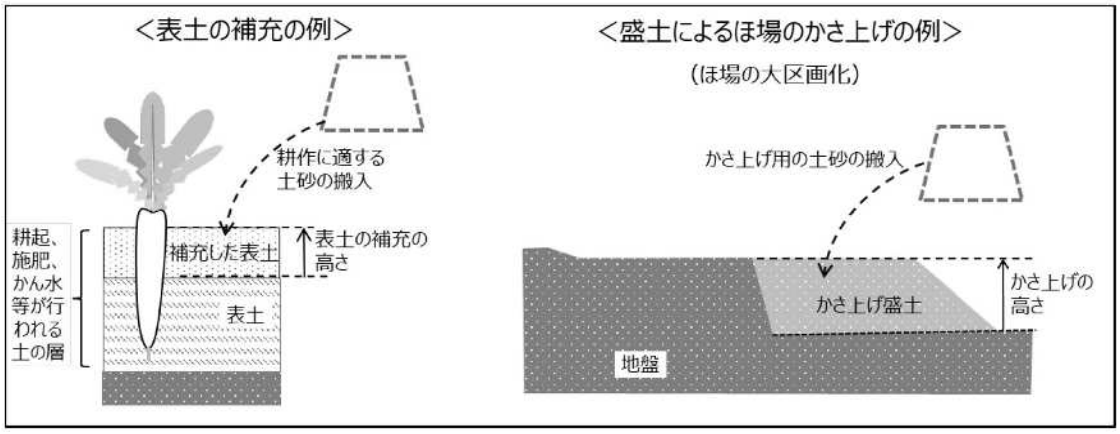
(3) 通常の営農行為についての判断の例

通常の営農行為の範疇か否かについては、農地担当部局が、本法の規制対象となりうる表土の補充、ほ場の大区画化、田畑転換等の行為について地域の実情や実態を踏まえて判断することが考えられます。

その例として、農地の集積、水田の畑地化、高収益性作物の導入等が推進される現状においては、農業者がほ場の大区画化、田畑転換等の農地を改良する工事を行うことも多いと想定されることから、都道府県等における農地法の運用において農業委員会に届出がされる農地改良工事の実態に着目することが考えられます。

さらに、都道府県等が農地改良工事の基準、届出件数、盛土等の安全性の実態を含めた農地改良工事の実態を踏まえて、通常の営農行為についての独自の基準を定めることとも考えられます。

例えば、田畑転換やほ場の大区画化等の際に行われる表土の補充、盛土によるほ場のかさ上げ等の実態を踏まえ、表土の補充の高さとかさ上げの高さについて通常の営農行為としての上限値を本法又は農地法の運用に係る通知等に定めることも考えられます。



〈別図 表土の補充・盛土によるほ場のかさ上げの例（(1)及び(2) 関係)〉

3 土地改良事業に準ずる事業の取扱い（施行通知 別紙 第４の４(1)①関係）

施行通知において、都道府県、市町村、土地改良区等の事業を土地改良事業に準ずる事業と位置付けるためには、当該事業の要綱・要領等に「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき適切に設計及び施工を行う旨を明記することが必要と考えると記載していますが、その記載例は以下のとおりです。

＜記載例＞
本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第２条第２号から第４号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。
この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

４　既存盛土等分布調査で調査対象となる農地等（施行通知　別添２：基礎調査実施要領（既存盛土等調査）及び別添３：盛土等の安全対策推進ガイドライン関係）

既存盛土等分布調査では、衛星データの分析等から盛土等の可能性がある土地を抽出することになりますが、農地等において盛土等の可能性がある土地が抽出される場合には、当該土地において以下の①から④までのいずれかの工事によりされた許可又は届出を要する規模の盛土等が調査対象と考えられます。

① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の２に規定する開発行為に関する許可及び地方公共団体が定める盛土等に関する条例に基づく許可・届出に係る工事
② 農地法の都道府県等における運用により届出がされる農地改良工事
③ パトロールや通報等の情報から確認した盛土等に係る工事
④ 二時期の衛星画像等から確認した農地の形質を変更する工事又は農地以外の土地を農地にする工事のうち①から③まで及び省令第８条第１号に規定する工事に該当しない工事

なお、省令第８条第１号に規定する工事が実施された農地等は、災害の発生のおそれがないと認められる工事として省令で定められているため、既存盛土分布調査の対象外です。

また、①から④まで又は省令第８条第１号に規定する工事のうち面整備（区画整理、農用地の造成等）に係る工事のいずれも行われていない棚田等の農地は、地山の地形に即して小規模な盛土・切土により造成され、長年にわたり変化のない地形であって、造成時の盛土・切土によって災害の危険性が増大しないことから、地山相当の地形として本法の規制対象外であり、既存盛土等調査の対象外と考えられます。

30　農地の公共転用における関係部局間の連携について

（令和６年３月27日付け岐阜県農政担当課長あて
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課事務連絡）

平素より、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、公共転用につきましては、国、都道府県及び市町村との間での情報の伝達並びに各段階における公共施設整備担当機関・部局及び農業担当部局間での調整に取り組んでいただいているところですが、今般、当局整備部土地改良企画課から、土地改良区への情報提供について要請がありましたので、下記により対応いただくよう特段のご配慮をお願いいたします。

なお、このことについて、管下市町村の農地転用許可制度担当部局（農業委員会を含みます。）に周知をお願いします。

記

農地転用が行われる場合、土地改良区においては、土地改良法第42条第２項に基づく権利義務の決済事務等が発生することとなりますが、公共転用の場合、関係機関からの情報提供がないと円滑な決済事務に支障が生じることとなります。

このため、公共転用に係る情報を入手した市町村の農業担当部局及び農業委員会におかれましては、当該公共転用に係る農地が土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区にその旨を情報提供していただくようお願いします。

（参考）

○農地の公共転用における関係部局間の連携の強化について

（平成18年７月21日付け18農振第745号地方農政局長ほかあて農林水産省農村振興局長通知）
改正：令和７年６月27日付け７農振第975号

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、国民に対する食料の安定的供給を確保し、農業の多面的機能を維持するためには、優良農地を適切に確保し、その有効利用を図っていくことが重要であり、国及び地方公共団体が行う公用公共用施設（以下「公共施設」という。）の整備についても、平成17年３月25日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、優良農地の確保のための計画的土地利用の推進のために「公共転用における関係部局間の連携を強化する」とされたところである。

また、社会資本整備審議会答申では、都市の中心的機能を果たすべき庁舎、病院、文化施設等の公共公益施設の郊外移転が中心市街地の中心性減退の底流をなしているとの指摘がされたところである。

当該答申に指摘されているような公共公益施設の郊外移転に際しては、農地の転用が行われる場合も少なくない。

ついては、下記に留意して、農業上の土地利用に十分配慮した公共施設の整備が図られるよう国の地方支分部局や地方公共団体の関係機関・部局間の連携を一層強化するとともに、貴管内都府県、市町村及び農業委員会に対しその旨の助言等をお願いする。

なお、別添のとおり、関係省に協力依頼をしているので御了知ありたい。

記

１　国及び地方公共団体が行う公共施設の整備

(1)　国及び地方公共団体が行う開発行為等のうち、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第15条の２第１項又は農地法（昭和27年法律第229号）第４条第１項若しくは第５条第１項の規定による都道府県知事等の許可を要しないものについては、整備される施設の公益性の高さもさることながら、国及び地方公共団体は、農振法

に基づく農業振興地域整備計画の策定権者若しくは同意権者又は開発行為の許可権者であり、また農地法に基づく農地転用許可権者であることから、自らが行う開発行為等に関しては、関係部局間において農業上の土地利用との調整が行われるなど、農業振興地域整備計画との調和を図りつつ、農地転用許可基準等に即した適正かつ合理的な土地利用が確保されることを前提としてのものである。

また、農振法第１条の２において、国及び地方公共団体の責務として、

① 国は国民に対する食料の安定供給を図るため、我が国全体の農用地等が確保されるよう、地方公共団体は、国との適切な役割分担の下で、当該地方公共団体における農用地等が確保されるよう、努めなければならないこと

② 国及び地方公共団体は、市町村の定める農用地利用計画を尊重し、農用地区域内にある土地の農業上の利用が確保されるように努めなければならないこと

とされており、国及び地方公共団体が公共施設を整備するに当たっては、事前に農業上の土地利用との調整が行われることを期待しているところである。

したがって、地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局並びに地方公共団体の農業担当部局は公共施設整備担当機関・部局に対し、この趣旨を土地利用調整に係る会議等あらゆる機会を通じて周知し、公共施設の整備に当たっては事前に農業上の土地利用との調整を図ることを要請するよう努めること。

また、この調整を図るため、公共施設の整備により農用地区域内における開発行為や農地転用を伴い得る場合には、国の地方支分部局や地方公共団体の関係機関・部局間において、農業振興に係る計画や公共施設の整備に係る計画について相互に緊密な情報交換を行うなど連携を強化するよう努めること。

(2) 農業担当部局は、公共施設整備担当部局から公共施設の整備に係る計画について連絡等があった場合は、適切かつ迅速に対応することとし、用地選定に当たり、農用地区域内の土地や農地法第５条第２項第１号ロに掲げる農地等については、優良農地の確保と有効利用を推進する観点から、農業上の土地利用との調整を図るよう努めるとともに、やむを得ずこれらの土地を公共施設の用地に含めざるを得ない場合においても、農振法第３条の２第１項に基づく「農用地等の確保等に関する基本指針」第５の(5)に留意して農業上の土地利用や農業振興施策の円滑な推進等に極力支障がないよう努めること。

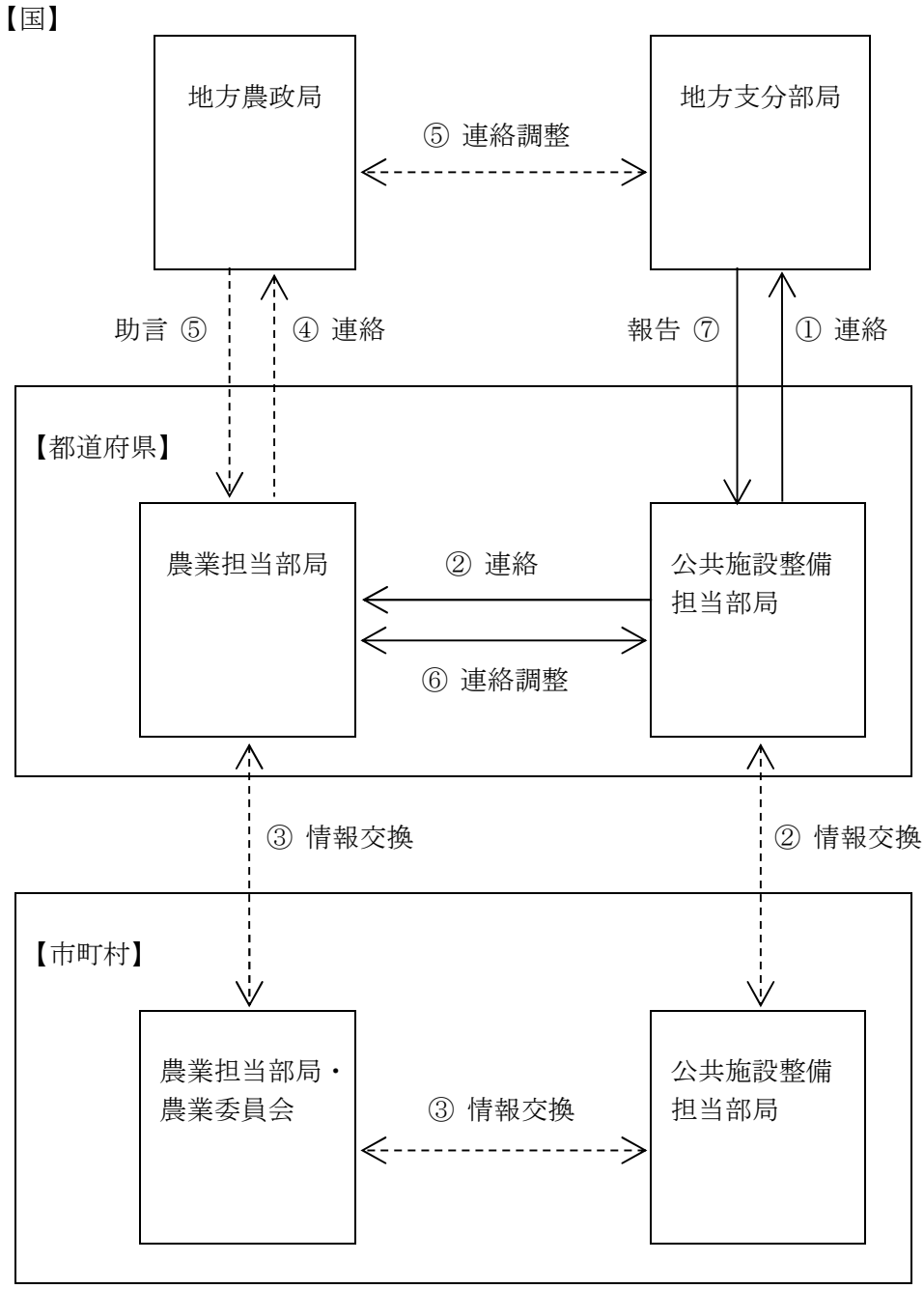
２ 農業上の土地利用との調整措置が講じられている公共施設等の整備

高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）に基づく高速自動車国道等のように、公共施設等の整備と農業上の土地利用等との調整措置が既に講じられているものについては、当該調整措置の確実かつ適切な運用が図られるよう努めること。

（参考）

農地の公共転用における関係部局間の連携強化のフロー（例示）

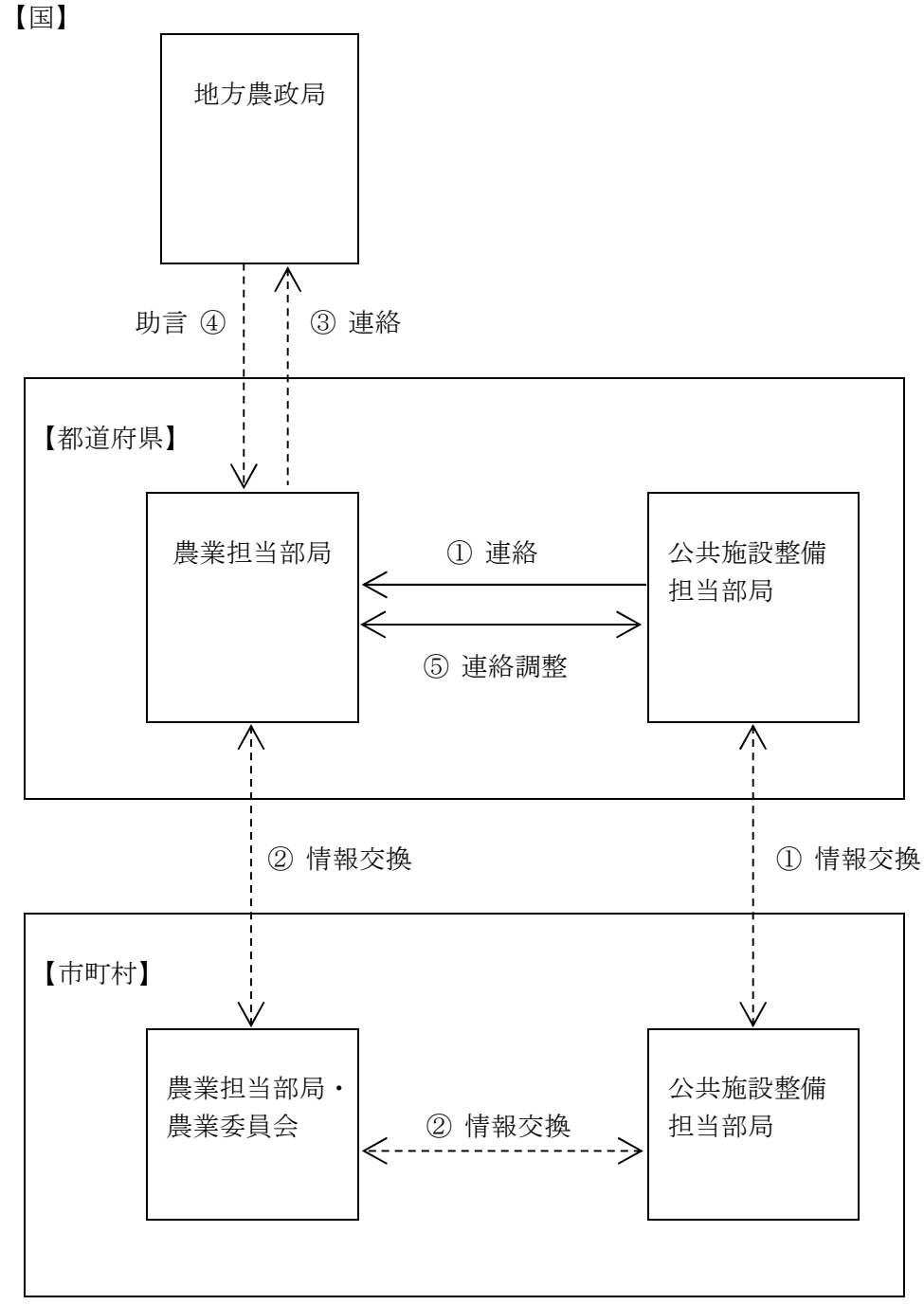
1　国が事業主体の場合



注）破線矢印は、必要に応じて実施する場合を示す。

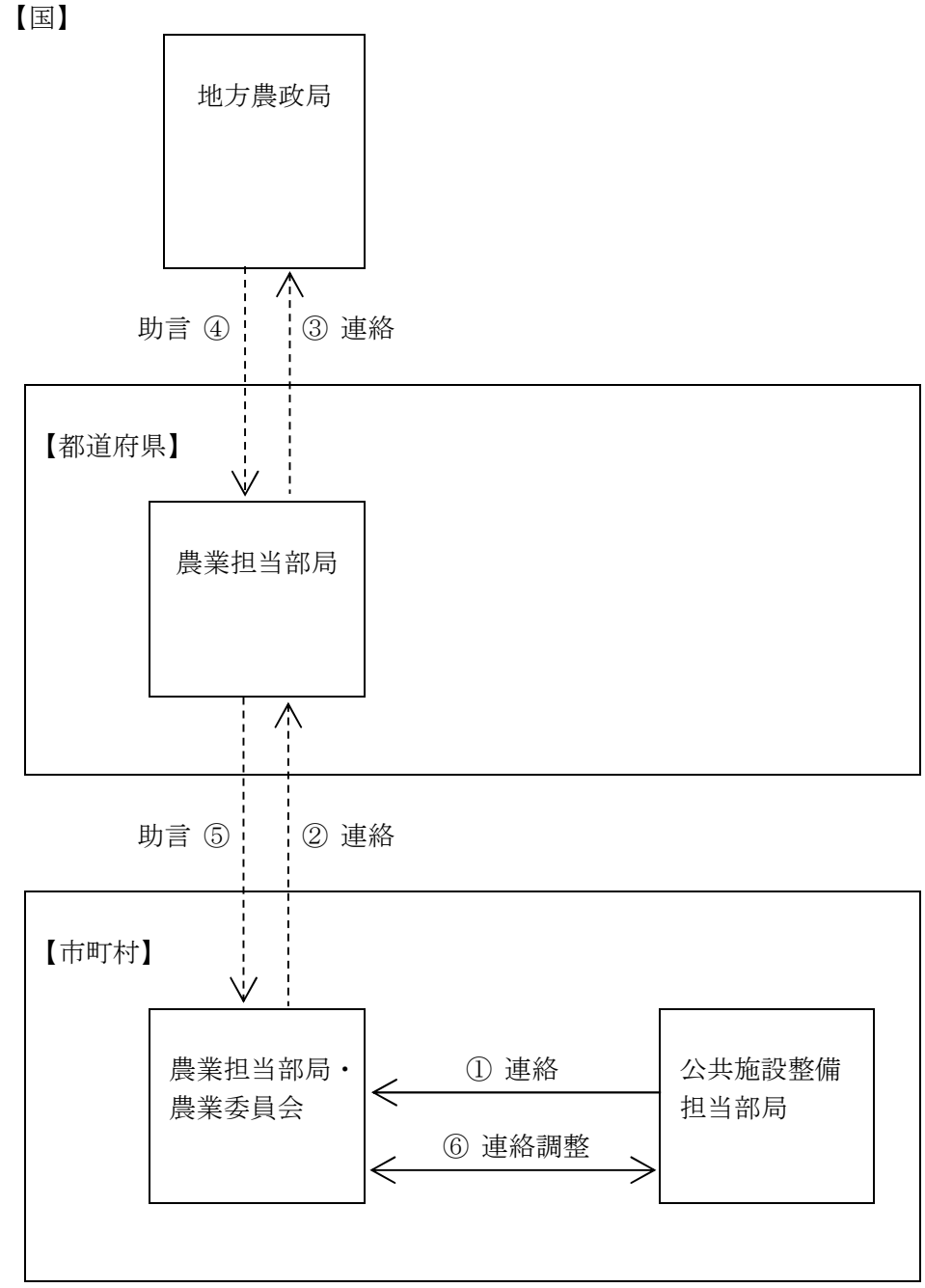
※本フローは例示であり、許可権者等である都道府県知事との調整がなされるならば、直接、間接（地方農政局等経由）を問わない。

２　都道府県が事業主体の場合



注）破線矢印は、必要に応じて実施する場合を示す。

3　市町村が事業主体の場合



注）破線矢印は、必要に応じて実施する場合を示す。
　　許可権者等である都道府県知事との調整が行われることが望ましい。

※本フローは例示である。

（別添）

農地の公共転用における関係部局間の連携の強化について

（平成18年７月21日付け18農振第745号付け国土交通省総合政策局長、
文部科学省生涯学習政策局長、
厚生労働省医政局長、同雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同老健局長あて
農林水産省農村振興局長通知）

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、国民に対する食料の安定的供給を確保し、農業の多面的機能を維持するためには、優良農地を適切に確保し、その有効利用を図っていくことが重要であり、国及び地方公共団体が行う公用公共用施設（以下「公共施設」という。）の整備についても、平成17年３月25日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、優良農地の確保のための計画的土地利用の推進のために「公共転用における関係部局間の連携を強化する」とされたところである。

ついては、これらの趣旨を御理解いただき、貴省において公共施設の整備を行う場合及び貴省所管の事業等により地方公共団体が公共施設を整備する場合で農用地区域内における開発行為や農地転用を伴い得る場合には、あらかじめ地方支分部局や地方公共団体の関係機関・部局間において、農業振興に係る計画や公共施設の整備に係る計画について相互に緊密な情報交換を行うなど連携を強化するよう御配慮いただくとともに、地方公共団体の公共施設整備担当部局への周知につき御配慮願いたい。

なお、別添のとおり地方農政局等に通知したので申し添える。

31　地域計画の区域内における公共転用について

（令和６年12月12日付け各都道府県地域計画・農地転用担当課長ほかあて
農林水産省経営局経営政策課・同農村振興局農村政策部農村計画課事務連絡）

日頃より、地域計画策定の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、これまでの地方公共団体の地域計画担当部局との意見交換等において、農地転用許可が不要である道路整備などの公共転用の場合であっても、事業の着手前にあらかじめ地域計画を変更していただくことが適当である旨御説明しているところです。

このことにつきましては、今年度末に予定をしている「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年５月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）の一部改正において明記することとしておりますが、今後、市町村において地域計画の策定が加速することから、円滑な土地利用調整を図る観点から事前に周知させていただきますので御了知いただきますようお願いします。

なお、公共転用につきましては、別添の「農地の公共転用における関係部局間の連携の強化について」（平成18年７月21日付け18農振第745号農林水産省農村振興局長通知）において「地方農政局及び沖縄総合事務局並びに地方公共団体の農業担当部局は公共施設整備担当機関・部局に対し、この趣旨（土地利用調整が前提となっていること）を土地利用調整に係る会議等あらゆる機会を通じて周知し、公共施設の整備に当たっては事前に農業上の土地利用との調整を図ることを要請するよう努めること」とされておりますので、このような体制のもとで事案の把握に努めていただきますようお願いします。

なお、このことについて、管下市町村の地域計画・農地転用担当部局に周知をお願いします。

（別添）

農地の公共転用における関係部局間の連携の強化について

（平成18年７月21日付け18農振第745号付け地方農政局長あて
農林水産省農村振興局長通知）

（略）

32　公共事業の施行に伴う廃土処理及び廃土処理に係る農地転用の取扱いについて

（昭和57年７月30日・57構改Ｂ第1075号各都道府県知事あて農林水産省構造改善局長通知）
最終改正：平成28年３月・27農振第2452号
※下線部は編者において補足

最近、一部の地域において、地方公共団体の行う公共事業の施行に伴い農地が廃土置場として使用され、そのまま原状回復されることなく非農地として第三者に転売されるという事案があった。

この種の事案については、農地法上の農地転用許可が不要であり、また、公共事業施行者(＝地方公共団体)の行う廃土処理の結果が一時転用に係るものであるか恒久転用に係るものであるか不分明であることから、その取扱いについて一部に混乱が見受けられる。

ついては、農地転用許可を要しない公共事業の施行に伴う廃土処理及び廃土処理に係る農地転用の取扱いについてその留意すべき事項を下記のとおり定めたので、遺憾のないようにされるとともに、貴管下における関係公共事業施行者に対してもその趣旨を十分徹底されたい。

記

１　公共事業の施行に伴う廃土置場の選定は、農地の有効利用に支障が生じないようできるだけ農地を避けるものとする。

事業施行区域及びその周辺の地域における地形その他の自然条件や土地利用の状況、工費節減あるいは工法上の要請等諸般の状況からやむを得ず農地を選定する場合には、できるだけ優良農地を避けるとともに、一時転用を原則とし、事業終了後は速やかに農地に復旧するものとする。

この場合に、事業施行者（＝地方公共団体）は、廃土処理のための農地の借上契約書等において、農地に復旧する旨及びその時期等を明らかにしておくことが好ましい。

２　農地法上の農地転用許可を要しない公共事業の施行者が農地を借り上げて廃土処理を行う場合において、当該農地の状態及び農地所有者の意向、周囲の土地利用の状況、工費節減あるいは工法上の要請等諸般の状況から、廃土処理に伴いやむを得ず当該農地を恒久転用しようとするときは、次の事項について十分留意するよう指導を徹底し、廃土処理に係る農地転用の取扱いの明確化を図るものとする。

(1) 当初から恒久転用しようとする場合には、公共事業の施行者及び農地所有者は、事業着工前に、当該農地の転用許可を担当する行政部局(都道府県(指定市町村(農地法(昭和27年法律第229号)第４条第１項に規定する指定市町村をいう。)の区域内にあっては、指定市町村)の農地法担当部局)と調整しておくものとする。

なお、この場合の手続は、農地転用許可申請手続に準じて行うものとする。

(2) 当初は一時転用を予定していたが事業実施の途中においてやむを得ず恒久転用に変更しようとする場合には、その時点で(1)の手続をとるものとする。

(3) 農地転用許可を担当する行政部局は、(1)又は(2)の調整を行うに当たっては、農地法第４条第６項又は第５条第２項に準拠してその可否を判断するものとする。

３　２による事前の調整を行っていない土地については、農業委員会等は非農地証明は行わないものとする。また、２による事前の調整を了した土地に関し農業委員会等が非農地証明を行う場合には、次の事項に配意するよう指導を徹底するものとする。

(1) 事前に必ず現地調査を行うものとする。

(2) 事前に総会又は部会の議を経ることを原則とする。ただし、紛争の発生や違法性の疑いがなく問題のない事案については、あらかじめ専決処理のための事務処理規程を整備した上で、農業委員会事務局長等の専決により処理し得るものとする。

(3) 総会又は部会の議事録並びに非農地証明申請受付簿及び同交付簿その他の関係書類を整備し、あらかじめ定める保存期間内は必ず保存しておくものとする。

33　農地法施行規則第５条および第７条の一部改正について

（昭和45年10月７日付け45農地B第2921号都道府県知事あて農林省農地局長通知）

市町村および電気事業者に対する農地の転用規制については、「農地法施行規則の一部を改正する省令」（昭和45年９月１日付け農林省令第47号）において、それぞれ転用事業の範囲を特定しその除外措置が講じられたが、この改正は、農地転用許可基準に即して農業上の土地利用との調整が事前に講ぜられることを前提として行われたものである。

したがって、市町村に対する転用規制の除外措置については、自治省から別添１のとおり各都道府県あて通達されているが、貴職におかれても、市町村が農地等の転用をしようとする場合には、その農地等の転用が法令等に基づく土地利用区分との調和を図りつつ農地転用許可基準に即して適正に行われるように、関係機関を指導することとされたい。また、電気事業者に対する転用規制の除外措置については、通商産業省から別添２のとおり各電気事業者あてに通達されており、事前に電気事業者が地方農政局および都道府県に対し事業計画の説明を行い、所要の調整を図ることとされているので、この説明を受けたときは、地方農政局長および都道府県知事は市町村、農業委員会、土地改良事業施行者等関係者と密接な連絡をとり、電気事業者に対し適宜、適切な措置を与え十分調整を行うこととし、遺憾のないようにされたい。

なお、配電用の電気工作物または送電線架設用装置を設置するために農地を転用する場合には、かならずしも前述のような手続きによる調整を行うことを要するものではないが、農業上の土地利用につき不都合が生じることのないよう合わせて関係者をご指導願いたい。

別添１

農地法の一部を改正する法律の施行について

（昭和45年９月29日付け自治行発第61号
自治省行政局行政課長から都道府県総務部長あて）

この度農地法の一部を改正する法律（昭和45年法律第56号）が関係法令とともに昭和45年10月１日から施行されることとなった。

今回の改正のうち、地方公共団体に関する主な事項は、おおむね下記のとおりであるが、このうち特に(5)の改正については、市町村の建設に関する基本構想、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画、都市計画法による都市計画、その他土地利用に関する計画との調和を図りつつ、農地転用許可基準に即した適正かつ合理的な土地利用が確保されることを前提として措置されたものである。したがって、改正後も許可を要することとされている住宅、工場等の敷地に供するため農地の転用等をしようとする場合はもちろん、許可を要しない農地の転用等をしようとする場合においても、この趣旨のもとに適正な運用がなされるよう配意されるとともに、管下市町村に対してもこの趣旨を十分周知徹底のうえ適正なご指導方お願いする。

記

(1)～(4)　略

(5)　市町村が農地を転用しまたは農地もしくは採草放牧地を転用するために権利を取得しようとする場合において農地法第４条または第５条の許可を要しない範囲は、従来道路、河川、堤防、水道又はため池の敷地に供する場合に限られていたが、今回の改正により広く公用、公共用の施設（土地収用法第３条各号に掲げる施設。ただし、同条第30号に掲げる施設を除く。）の敷地に供する場合に拡大されたこと（同規則5･10、7･6）。

(6)、(7)　略

別添２

電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う農地転用の取り扱いについて

（昭和45年９月22日付け45公局第520号
通商産業省公益事業局長から電気事業者あて）
※下線部は編者において補足

上記の件について昭和45年９月１日をもって農地法施行規則の一部が別添のとおり改正され、（施行は同年10月１日）電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置にかかる農地法第４条および第５条の農地転用の許可は要しないこととなった。

この改正は、電気事業者と農林大臣または都道府県知事との間において農業上の土地利用との調整を充分に行うよう当局が電気事業者を指導監督することを前提としてなされたものであるので、特に送電用の電気工作物に係る農地転用に当たっては、下記により農業上の土地利用との調整を図るよう十分留意されたい。

１　電気事業者は、送電用の電気工作物の設置にかかる用地取得前に、別紙に定める事業計画書により、その事業計画について都道府県農地担当部局長（農地法第４条第１項に規定する指定市町村の場合はその部局長）~~又は２ヘクタールをこえる農地を当該事業計画地に含む場合にあっては都道府県農地担当部局長および地方農政局長~~に説明を行い、送電用の電気工作物の設置と土地改良事業等農業関係公共事業および農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。

２　電気事業者は送電用の電気工作物の設置に係る土地の取得が終了した場合は、その土地に含まれる農地及び採草放牧地について一覧表を作成し、関係する農業委員会に報告すること。

３　送電線架設に際し、架設用装置(ドラム、ドラム台、ブレーキ、延線車、エンジン付ウインチ、電動機付ウインチおよびワイヤー捲取機)を設置するため農地転用を行った場合には、送電線架設後速やかに当該敷地を原状に復帰させること。

（別紙）

事 業 計 画 書

年　　月　　日
電気事業者名

1　事業の名称

2　事業の目的

3　事業計画の概要

4　計画地の概要

(1)　所在（送電線路にあっては経過する市町村名を記載）

(2)　面積（概数）

田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計
ha	ha	ha	ha	ha	ha

5　計画に関係する農業関係公共事業（事業毎に記載）

(1)　事業主体

(2)　施行面積

(3)　事業の種類

(4)　施行の時期

(5)　計画地に関係する面積

(6)　計画地に関係する施設の種類、数量

(7)　その他

（開拓事業にあっては、建設事業の有無、種類並びに買収、売渡し及び成功検査年月日）

6　調整措置

(1)　農業施設との調整措置

(2)　受益面積減による調整措置

(3)　農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置

(4)　用地提供者に対する生活再建措置を必要とする場合はその措置

7　添付図

(1)　事業概要図

(2)　農業関係公共事業区域図（計画地との関係を明示）

34　農地法施行規則第29条第13号及び第53条第11号の規定による農地転用許可不要の取扱いについて

（令和７年３月31日付け６農振第2962号岐阜県農政担当部長あて
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知）

平素より、農地転用許可制度の適切な運用に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、先般、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第13号及び第53条第11号の規定による送配電用施設の設置等に係る農地転用許可不要の適用状況について調査を行ったところ、地方公共団体で取扱いに差異が生じていることが確認されました。

つきましては、当該農地転用許可不要の取扱いについて、下記により周知することとしましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

なお、当該農地転用許可不要の適用に当たっては、別添のとおり「電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う農地等の転用の取扱いについて」（令和７年３月31日付け資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長通知）により、農業上の土地利用との調整を十分に行うことが前提となっておりますので、その旨御留意ください。

また、このことについて、管下市町村の農地転用許可制度担当部局（農業委員会を含みます）に周知をお願いいたします。

記

１　次の敷地の用に供する場合は農地転用許可を要しない。
なお、(1)のイ、ウ、(2)及び(3)については、事業完了後速やかに農地に復元すること。

(1) 送電用又は配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。以下「送配電用施設」という。）**の設置に係るもの**

ア　施設の敷地（送電鉄塔等の建設用地）
イ　工事の敷地（仮設鉄板、足場、杭打機、掘削機、クレーン、支保工材、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車、台棒、支線、ボーリングマシーン等の設置及びその使用に必要となる一定区画の土地）
ウ　工事の敷地に附随するもの（仮設トイレ、休憩所、現場事務所、資材置場、表土置場、資機材等の荷吊り・荷降ろし場、工事用車両駐車場等であって、工事の敷地と一体不可分なもの）

(2) 送電用又は配電用の電線等（以下「電線等」という。）**の架線に係るもの**

ア　架線に係る装置及び工事の敷地（ドラム、ドラム台、ブレーキ、延線車、エンジン付ウインチ、電動機付ウインチ、ワイヤー捲取機、仮設鉄板、架線足場、防護足場等の設置及びその使用に必要となる一定区画の土地）
イ　架線に係る装置及び工事の敷地に附随するもの（仮設トイレ、休憩所、現場事務所、資材置場、表土置場、資機材等の荷吊り・荷降ろし場、工事用車両駐車場等であって、架線に係る装置及び工事の敷地と一体不可分なもの）

(3) 送配電用施設の設置及び電線等の架線に必要な道路又は索道の敷地（搬入路、モノレール、モノレール基地、キャリア、キャリア基地等）

２　送配電用施設の建替えを行う際に、新たな施設の設置から既存施設の撤去までを一連の事業計画の下に実施する場合においては、既存施設の撤去についても、上記１のとおり取り扱って差し支えない。

【参照条文】

○農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限の例外）

第15条　法第３条第１項第16号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

１～６　（略）

７　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第17号に規定する電気事業者（同項第３号に規定する小売電気事業者を除く。以下第47条第６号ト及び第57条第６号トを除き「電気事業者」という。）が送電用若しくは配電用の電線を設置するため、又は同項第15号に規定する発電事業者がプロペラ式発電用風力設備のブレードを設置するため民法第269条の２第１項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を取得する場合

８～13　（略）

（農地の転用の制限の例外）

第29条　法第４条第１項第８号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

１～12　（略）

13　電気事業者が送電用若しくは配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。）若しくは送電用若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置を設置するために必要な道路若しくは索道（以下「送電用電気工作物等」という。）の敷地に供するため農地を農地以外のものとする場合

14～20　（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外）

第53条　法第５条第１項第７号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

１～10　（略）

11　電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するため農地を農地以外のものとする場合

12～19　（略）

（別添）

〇電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う農地等の転用の取扱いについて

（令和７年３月31日付け一般送配電事業者・送電事業者・配電事業者担当者あて
資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長お知らせ）

農地法（昭和27年法律第289号）第４条及び第５条に基づく送電用電気工作物等（農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第13号に規定するものをいう。以下同じ。）の設置に係る用地取得に伴う農地等（農地又は採草牧草地をいう。以下同じ。）の転用の許可に当たっては、農地法施行規則第29条第13号及び第53条第11号により、農地等の転用の許可は要しないとされています。

これらの規定は、電気事業者と農地転用許可権者との間において、農業上の土地利用との調整を十分に行うことを前提に措置されているものになりますので、送電用電気工作物等の設置に係る用地取得に伴う農地等の転用に当たっては、下記により、農業上の土地利用との調整を十分図るようお願いいたします。

なお、別添のとおり、「農地法施行規則第29条第13号及び第53条第11号の規定による農地転用許可不要の取扱いについて（周知）」（令和７年３月31日付け６農振第2962号）をもって、農林水産省から都道府県農政担当部長に対して農地転用許可不要の取扱いについて通知がなされておりますので、併せてお知らせいたします。

記

１　電気事業者は、送電用電気工作物等の設置に係る用地取得前に、別紙に定める事業計画書により、その事業計画について都道府県農地転用担当部局長（農地法第４条第１項に規定する指定市町村の場合はその部局長）に説明を行い、送電用電気工作物等の設置と土地改良事業等農業関係公共事業及び農作業等による農業上の土地利用との調整を図ること。

２　電気事業者は、送電用電気工作物等の設置に係る用地取得が終了した場合は、その用地に含まれる農地等について一覧表を作成し、関係する農業委員会に報告すること。

３　電気事業者は、送配電用電気工作物等の設置に伴う農地等の転用を行った場合には、送電用電気工作物等の設置作業完了後、速やかに当該用地（施設の敷地（送電鉄塔等の建設用地）を除く。）を原状復帰するとともに、原状復帰した旨を農業委員会に報告すること。

以上

（別紙）

事業計画書

年月日
事業者名

１　事業の名称

２　事業の目的

３　事業計画の概要

４　計画地の概要

(1) 所在（送電線路にあっては経過する市町村名を記載）

(2) 面積（概数）

田	畑	小計	採草牧草地	その他	合計

５　計画に関係する農業関係公共事業（事業毎に記載）

(1) 事業主体

(2) 施工面積

(3) 事業の種類

(4) 施工の時期

(5) 計画地に関係する面積

(6) 計画地に関係する施設の種類、数量

(7) その他
（開拓事業の場合にあっては、建設事業の有無、種類並びに買収、売渡及び成功検査年月日）

６　調整措置

(1) 農業施設との調整措置

(2) 受益面積減による調整措置

(3) 農薬散布等の農作業に対する障害に関する調整措置

(4) 用地提供者に対する生活再建措置を必要とする場合はその措置

７　添付図

(1) 事業概要図

(2) 農業関係公共事業区域図（計画地との関係を明示）

35　認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて

（平成17年８月１日付け農林水産省農村振興局農村政策課利用計画係事務連絡）
※下線部は編者において補足

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用については、事前に認定電気通信事業者が、別添通達等（※）による指導に基づき、都道府県（農地法第４条第１項に規定する指定市町村の場合は当該指定市町村。以下「都道府県等」という。）~~又は４ヘクタールを超える農地転用の場合は都道府県及び地方農政局等~~に対し事業計画の説明を行い、所要の調整を図ることとしております。都道府県~~又は地方農政局~~等の農地転用担当者においては、認定電気通信事業者から当該事業計画の説明を受けたときは、農業委員会、土地改良事業施行者等と密接な連絡をとり、当該認定電気通信事業者に対して適宜、適切な指示を与え、十分調整を行うよう対応方よろしくお願いします。

なお、中継施設以外の施設については、必ずしも前述のような手続きによる調整を行うことを要するものではありませんが、農業上の土地利用につき不都合が生じることがないよう併せて関係者を指導するよう対応方よろしくお願いします。

※　「電気通信事業の登録等に係る電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の運用方針について」（平成16年６月２日付け総基事第78号総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課長データ通信課長通達）第４の２の(2)及び「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」（平成16年６月２日付け総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡）

○　認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて

（平成16年６月２日付け事務連絡
総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長から
各総合通信局情報通信部電気通信事業課長、
沖縄総合通信事務所情報通信課長あて）

標記の件については、従前より第一種電気通信事業の許可の際に周知徹底を図ってきたところですが、平成16年４月１日をもって電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の一部が改正され、第一種電気通信事業、第二種電気通信事業の事業区分が廃止されるとともに、新たに公益事業特権の付与に係る認定制度が創設されるといった制度の見直しがなされたことから、今後、電気通信事業法第117条第１項の規定に基づき新たに認定をした場合には、別添「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」を当該認定を受けた者に対し交付の上、周知徹底を図るようよろしく取り計らい願います。

別添

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて

標記の件について、平成16年４月１日をもって農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）の一部が改正され、同日付けで施行された。これにより、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の設置に係る農地法（昭和27年法律第229号）第４条及び第５条の農地転用許可は要しないこととなった。

この改正は、認定電気通信事業者と~~農林水産大臣又は~~都道府県知事（農地法第４条第１項に規定する指定市町村の場合は指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）との間において農業上の土地利用との調整を十分に行うよう当局が認定電気通信事業者を指導監督することを前提としてなされたものであるので、特に中継施設に係る農地転用に当たっては、下記により農業上の土地利用との調整を図るよう十分留意されたい。

記

１　認定電気通信事業者は、中継施設の設置に係る用地取得前に、別紙に定める事業計画書により、その事業計画について都道府県農地担当部局長（農地法第４条第１項に規定する指定市町村の場合はその部局長）~~又は４ヘクタールを超える農地を当該事業計画地に含む場合には都道府県農地担当部局長及び所管地方農政局長（北海道にあっては、農林水産省農村振興局長。沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長）~~に説明を行い、中継施設の設置と土地改良事業等農業関係公共事業及び農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。

２　認定電気通信事業者は中継施設の設置に係る土地の取得が終了した場合は、その土地に含まれる農地及び採草放牧地について一覧表を作成し、関係する農業委員会に報告すること。

３　農地法施行規則第５条第22号及び第７条第16号において使用する用語は、次のとおりであること。

(1)　「有線電気通信のための線路」とは、「送信の場所と受信の場所との間に設置されている電線及びこれに係る中継器その他の機器（これらを支持し、又は保蔵するための工作物を含む。）」であって、具体的には電線、電柱、支線、支柱、支線柱、とう道、管路、ハンドホール、マンホール等の工作物をいう。

(2)　「空中線系（その支持物を含む。）」とは、「電波を放射し、又は吸収するため空中に張った導線及びこれに係る機器（その支持物を含む。）」であって、具体的には無線鉄塔等の工作物をいう。

(3)　「中継施設」とは、「中継装置、送受信装置その他の装置により電気信号の増幅、切替えを行う施設」であって、具体的には電話中継所、無線中継所等の施設をいう。

４　したがって、交換施設、事務用社屋、訓練施設、研究施設、社員住宅、厚生施設等は、３の(1)から(3)までの許可除外対象施設には含まれないので、これらの施設を設置するために農地を転用し、又は転用のため農地等の権利を取得する場合には都道府県知事等の許可~~（４ヘクタールを超える農地が含まれる場合には農林水産大臣の許可）~~を受けなければならないこと。

（別紙）

事 業 計 画 書

年　　月　　日
認定電気通信事業者名

1　事業の名称

2　事業の目的

3　事業計画の概要

4　計画地の概要

(1)　所在（線路にあっては経過する市町村名を記載）

(2)　面積（概数）

田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計
ha	ha	ha	ha	ha	ha

5　計画に関係する農業関係公共事業（事業ごとに記載）

(1)　事業主体

(2)　施行面積

(3)　事業の種類

(4)　施行の時期

(5)　計画地に関係する面積

(6)　計画地に関係する施設の種類、数量

(7)　その他（開拓事業にあっては、建設事業の有無、種類並びに買収、売渡し及び成功検査年月日）

6　調整措置

(1)　農業施設との調整措置

(2)　受益面積減による調整措置

(3)　農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置

(4)　用地提供者に対する生活再建措置を必要とする場合はその措置

7　添付図

(1)　事業概要図

(2)　農業関係公共事業区域図（計画地との関係を明示）

36　ガス事業者がガス導管の変位の状況を測定する設備等の敷地に供するため行う農地転用の取扱いについて

（平成29年３月31日付け28農振第2368号農林水産省農村振興局長通知）

これまで、ガス事業者が整備するガス導管の変位の状況を測定する設備等の敷地に供する場合の農地転用の取扱いについては、「一般ガス事業者等がガス導管の変位の状況を測定する設備等の敷地に供するために行う農地転用の取扱いについて」（平成26年１月10日付け25農振第1811号農林水産省農村振興局長通知。以下「旧通知」という。）により、その適正化を図ってきたところです。

今般、電気事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第47号）によるガス事業法（昭和29年法律第51号）の改正により、平成29年４月１日より、ガス事業者の類型が変わることに伴い、当該農地転用について、下記のとおり取り扱うこととしますので、御了知の上、貴管内の市町村に対し周知するようお願いします。

本通知の内容については、経済産業省資源エネルギー庁と調整済みですので申し添えます。

なお、本通知の発出に伴い、旧通知は廃止します。

記

１　農業上の土地利用との調整

(1)　ガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第12項に規定するガス事業者が、ガス導管について、河川、用排水路、軌道、交通量が多大な道路等を横断させるために公道等から隣接地に迂回させる際、当該隣接地にガス導管の変位の状況を測定する設備又はガス導管の防食措置の状況を検査する設備（以下「測定等設備」という。）を設置しなければならない場合があり得る。

　このような測定等設備の敷地に供するために行う農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の転用について、農地法（昭和27年法律第229号）第４条第１項及び第５条第１項の許可（以下「農地転用許可」という。）を不要としているが、この場合、周辺の農地等の農業上の利用に支障を生じることがないよう、農業上の土地利用との調整が適切に行われることが重要である。

(2)　このため、経済産業省からガス事業者に対して、農地等を転用して測定等設備を設置しようとする場合には、事前に都道府県知事又は指定市町村（農地法第４条第１項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）に事業計画の説明を行い所要の調整を図るよう、周知されたところであるが、都道府県知事は、市町村、農業委員会、土地改良事業施行者（指定市町村の長にあっては、農業委員会、土地改良事業施行者）等と密接に連絡をとり、周辺の農地等に係る営農条件等に支障を生じることがないよう、農業上の土地利用との調整を十分に行うものとする。

(3)　また、経済産業省からは、測定等設備に係る農地等の権利の取得が完了した場合には、その土地について一覧表を作成し関係する農業委員会に報告することについても、周知されたところであるが、農業委員会は、一覧表の写しを都道府県知事等に送付するものとする。この際、指定市町村の長は、情報共有を図るため都道府県知事にその写しを送付する。

２　その他

(1)　農用地区域内の取扱い

　測定等設備を農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の農地等に設置する場合、既に、同法第15条の２第１項の許可は不要とされており、農地転用許可も不要となることから、同区域からの除外を行わずに設備を設置することは可能であるものの、当該土地は農用地等又は農用地等とすることが適当な土地でなくなることから、設備の設置中又は設置後に同区域からの除外を行うことが適当である。

(2)　その他のガス工作物等の取扱い

　ガス工作物（ガス事業法第２条第13項に規定するガス工作物をいう。以下同じ。）で測定等設備以外のものを農地等に設置する場合やガス工作物の設置に当たり必要となる大型工事車両

通行のための道路拡幅用地、仮設の作業用地や資材置場等として農地等を一時的な利用に供する場合については、農地転用許可を受ける必要がある。農地転用許可については、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）において標準的な事務処理期間を定めているところであるが、今後、以下の点に留意して、これらの場合の事務処理の迅速化が一層図られるよう努めるものとする。

ア　都道府県知事等は、事業者と事前の調整を速やかに行い、その結果をもとに事務処理を円滑に行うこと。

イ　農用地区域内の農地等にガス工作物で測定等設備以外のものを設置する場合には、農地転用許可の前に同区域からの除外を行う必要があることから、都道府県知事は、市町村と密接に連絡をとり、市町村の行う同区域の変更に係る調整と併せて、農地転用許可に係る事前の調整を迅速に進めること。

附則

この通知は、平成29年４月１日から施行する。

○ガス事業者が設置するガス導管の変位の状況を測定する設備等に係る農地転用許可制度上の取扱いについて

（平成29年３月31日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室事務連絡）

標記の件について、農地法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年農林水産省令第 20 号）が、平成 29 年３月 30 日に公布され、同年４月１日から施行された。これにより、これまで農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第４条第１項及び第５条第１項の農地転用許可が不要とされていたガス事業者が今後も許可不要となるよう、改正後のガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第２条第 12 項に規定するガス事業者が、ガス導管を公道等からその隣接地に迂回させる際に設置するガス導管の変位の状況を測定する設備又はガス導管の防食措置の状況を検査する設備の設置についても、引き続き農地転用許可が不要となるよう措置されたところである。

この改正は、ガス事業者と都道府県知事との間において農業上の土地利用との調整を十分に行うことを前提としてなされたものであるので、当該施設に係る農地の転用等に当たっては、引き続き、下記により農業上の土地利用との調整を図るよう十分留意されたい。

また、農林水産省が各地方農政局等に発出した通知文書を別に添付するので、所管するガス事業者に周知されたい。

記

１　ガス事業者は、ガス導管を公道等から農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）に迂回させる際に設置する導管の変位の状況を測定する設備又はガス導管の防食措置の状況を検査する設備の設置に係る用地取得前に、別紙に定める事業計画書により、その事業計画について都道府県知事又は指定市町村（農地法第４条第１項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）に説明を行い、当該設備の設置と土地改良事業等農業関係公共事業及び農業上の土地利用との調整を図ること。

２　ガス事業者は当該設備の設置に係る農地等の権利の取得が終了した場合は、当該農地等について一覧表を作成し、関係する農業委員会に報告すること。

また、農業委員会に報告した一覧表の写しを関係農地等が所在する都道府県を管轄する各経済産業局ガス事業担当課（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局経済産業部石油・ガス課）に提出すること。

３　農地法施行規則第 32 条第 18 号及び第 53 条第 17 号において使用する用語は、次のとおりである

こと。

(1) 「ガス導管の変位の状況を測定する設備」とは、ガス導管の地中における変位の状況を確認するための設備をいう。

(2) 「ガス導管の防食措置に状況を検査する設備」とは、ガス導管の地中における防食措置が適切に機能しているか確認するための設備をいう。

4　整圧器、ガス遮断装置等、３の設備以外のガス工作物を設置するために農地を転用し、又は転用のため農地等の権利を取得する場合には都道府県知事等の許可）を受けなければならないこと。

また、ガス工作物の設置に当たり必要となる大型工事車両通行のための道路拡幅用地や仮設の作業用地や資材置場等のために農地等の一時転用を行う場合は、都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。

このため、これらの農地等の転用許可を受けるに当たっては、当該許可に係る手続の迅速化のため、都道府県知事等と事前の調整を行うことが適当であること。

（別紙）

事 業 計 画 書

年　　月　　日

（ガス小売・一般ガス導管・特定ガス導管・ガス製造）事業者名

１　事業の名称

２　事業の目的

３　事業計画の概要

４　計画地の概要

(1)　所在

(2)　面積（概数）

田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

５　計画に関係する農業関係公共事業（事業ごとに記載）

(1)　事業主体

(2)　施行面積

(3)　事業の種類

(4)　施行の時期

(5)　計画地に関係する面積

(6)　計画地に関係する施設の種類、数量

(7)　その他

６　調整措置

(1)　農業施設との調整措置

(2)　受益面積減による調整措置

(3)　農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置

(4)　用地提供者に対する生活再建措置を必要とする場合はその措置

７　添付図

(1)　事業概要図

(2)　農業関係公共事業区域図（計画地との関係を明示）

37　全国新幹線鉄道整備法第９条第１項の規定による認可を受けた者が鉄道施設の敷地等に供するために行う農地転用の取扱いについて

（平成26年９月５日付け26農振第1239号農林水産省農村振興局長通知）
最終改正：平成28年３月

この度、農地法施行規則の一部を改正する省令（平成26年農林水産省令第48号）が、別添のとおり、平成26年９月５日に公布され、同日から施行された。

今回の改正により、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第９条第１項の規定による認可を受けた者が、当該認可に係る鉄道施設の敷地等に供するために行う農地転用について、農地法（昭和27年法律第229号）第４条第１項及び第５条第１項本文の規定の適用が除外されることとなるが、運用上の取扱いを下記のとおり定めたので、運用に当たっては留意するとともに、貴管内市町村及び農業委員会に対し周知するようお願いする。

なお、本通知の内容については、国土交通省と調整済みであるので申し添える。

記

１　農業上の土地利用との調整

(1)　全国新幹線鉄道整備法第９条第１項の規定に基づき工事実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けた者（以下「認可事業者」という。）が、鉄道施設（当該認可に係るものに限る。以下同じ。）の敷地又は鉄道施設の建設のために必要な道路若しくは線路若しくは鉄道施設の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地（以下「鉄道施設等」という。）に供するために行う農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の転用については、同事業の高い公益性を考慮して、農地法（昭和27年法律第229号）第４条第１項及び第５条第１項の規定に基づく許可（以下「農地転用許可」という。）を不要としたところであるが、当該事業の実施により鉄道施設等の周辺の営農条件に支障を生じないよう、農業上の土地利用との調整が適切に行われることが重要である。

(2)　このため、国土交通省から認可事業者に対して、鉄道施設等に供するために農地等を転用しようとする場合には、事前に都道府県知事又は指定市町村（農地法第４条第１項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）に事業計画の説明を行い、所要の調整を図るよう周知されたところであるが、都道府県知事は、市町村、農業委員会及び土地改良事業施行者（指定市町村の長にあっては、農業委員会、土地改良事業施行者）等と密接に連絡をとり、鉄道施設等の周辺農地等の営農条件に支障が生じないよう、農業上の土地利用との調整を十分に行うものとする。

(3)　また、国土交通省から認可事業者に対しては、鉄道施設等に係る農地等の権利の取得が完了した場合には、当該農地等について一覧表を作成し関係する農業委員会に報告することについても周知されたところであるが、農業委員会は、当該一覧表の写しを都道府県知事等に送付し、都道府県知事等はこれを地方農政局長に送付するものとする。この際、指定市町村の長は、情報共有を図るため都道府県知事にその写しを送付する。

２　その他

(1)　農用地区域内農地等の取扱い

鉄道施設等を農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号））第８条第２項第１項に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の農地等に設置する場合、既に、同法第15条の２第１項の許可が不要とされており、今回の改正により農地転用許可も不要となることから、同区域からの除外を行わずに設備を設置することは可能であるが、当該土地は農用地等又は農用地等とすることが適当な土地でなくなることから、市町村は、施設の設置中又は設置後に農用地区域から除外することが適当である。

(2)　一時転用を行う場合等の取扱い

認可事業者が鉄道施設等の設置に当たり仮設の作業用地や資材置場等として農地等を一時転用する場合については、農地転用許可を受ける必要がある。農地転用許可については、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）において、標準的な事務処理期間を定めているところであるが、都道府県知事等は、認可事業者と事前の調整を速やかに行い、事務処理を円滑に行うことが適当である。

38　家畜の死体の埋却に供する土地に係る農地転用許可制度の運用について

（令和４年６月28日付け４消安第1698号・４農振第950号
農林水産省消費・安全局動物衛生課長・同農村振興局農村政策部農村計画課長通知）

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第１項の規定による家畜の死体の埋却の用に供する土地（以下「埋却地」という。）については、家畜の伝染性疾病の発生に際して、迅速に防疫措置を実施できるよう、同法第12条の３第１項及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の規定に基づき定められた飼養衛生管理基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）において、家畜の所有者に対し、事前に確保するよう求めているところである。

このため、農地を埋却地とする場合には、下記事項に留意の上、埋却地の確保が適切かつ円滑に行われるよう配慮されたい。

なお、このことについて、管内市町村（農業委員会を含む。）に対しては、貴職から通知するようお願いする。

記

１　埋却予定地の取扱い等について

(1) 農地法上の取扱い

家畜の所有者が、飼養衛生管理基準に従い、家畜伝染病の発生に備えて事前に埋却地とするために確保する土地であって、専ら埋却地として使用することを予定したもの（以下「埋却予定地」という。）については、農地法施行令（昭和27年政令第445号）第４条第１項第２号イに掲げる農業用施設に該当する。したがって、農地を埋却予定地とし、又は農地を埋却予定地とするために農地法（昭和27年法律第229号）第３条第１項本文に掲げる権利を取得する場合には、その土地の区画形質の変更の有無いかんにかかわらず、同法第４条第１項又は第５条第１項の許可（以下「農地転用許可」という。）の対象となること。

なお、この場合において、農地転用許可を受けた後であっても、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地であるときは、引き続き農地に該当し、同法の適用を受けることとなることに留意すること。

(2) 農用地区域内農地の取扱い

埋却予定地として使用する土地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第３条第４号に規定する土地（以下「農業用施設用地」という。）に該当すること。

また、埋却予定地として使用する土地が、同法第８条第２項第１号の農用地区域（以下「農用地区域」という。）内にある場合は、あらかじめ当該土地の農業上の用途区分を農業用施設用地へ変更した上で、農地転用許可を受ける必要があること。

(3) 埋却予定地を実際に埋却地として使用する場合の取扱い

埋却予定地を実際に埋却地として使用する場合には、農地法の適用を受ける土地であっても、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第19号の規定により農地転用許可は不要であること。

また、農用地区域内にある場合であっても、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第37条第31号の規定により、農業振興地域の整備に関する法律第15条の２第１項の開発許可は不要であること。

２　農地転用許可申請書の添付書類等について

(1) 農地転用許可権者は、埋却予定地を確保するため、農地転用許可を受けて、農地について農地法第３条第１項本文に掲げる権利を取得しようとする者に対して、農地転用許可申請書に、農地法施行規則第57条の４第２項第５号に規定するその他参考となるべき書類として、家畜伝染病予防法施行規則第21条の５第５号又は第７号に掲げる書類の写しを添付するよう指導すること。

(2) また、農地転用許可がされた後において、農地転用許可権者が家畜伝染病予防法施行規則第21条の５第５号の埋却地の確保状況を確認するに当たっては、農地転用許可権者が家畜伝染病予防法第12条の４第１項又は第２項の規定による報告又は通知を受ける者と同一である場合にあっては、必要に応じ関係部局間で情報共有及び連携を図ることにより、それ以外の場合にあっては、

農地転用部局は、当該報告又は通知を受ける者に対し清報の提供を求めることにより、それぞれ行うこと。

3　農地転用許可に付ける条件について

農地転用許可権者は、埋却予定地に係る農地転用許可をするに当たっては、原則として、当該農地転用許可に次の条件を付けてするものとすること。

(1) 農地転用許可申請書に記載された事業計画に従い、専ら埋却予定地として使用すること。

(2) 農地転用許可申請に係る農地を埋却地として使用した場合又は埋却予定地以外の目的に供しようとする場合には、遅滞なく、その旨を報告すること。

39　豪雨等による災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の取扱いの周知について

（令和２年７月21日付け２農振第1321号農林水産省農村振興局長通知）

今般、令和２年７月豪雨による災害により、甚大な被害が広範囲で生じているところである。

このような非常災害においては、応急仮設住宅の建設、電気やガス供給等の公益的事業に係る施設等の復旧等を速やかに実施することが重要である。

非常災害に係る応急措置又は復旧に関して、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）に基づく農業振興地域制度及び農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用許可制度では、一定の場合に都道府県知事等の許可を要しないこととする等の特例的な取扱いが設けられているところである。

ついては、今回改めて両制度の運用について下記のとおり周知することとしたので、御了知いただくとともに、制度の適正かつ迅速な処理に御配慮願いたい。

なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知願いたい。

記

１　農業振興地域制度

(1) 農業振興地域制度の取扱い

農用地区域内の土地における災害の応急措置又は復旧に係る以下の開発行為については、農振法第15条の２第１項の規定に基づく都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

ア　農振法第15条の２第１項第１号の規定により、国又は地方公共団体が行う開発行為

イ　農振法第15条の２第１項第10号の規定により、非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

ウ　農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)第37条各号に該当する電気、ガス、水道、道路等の復旧のために行う開発行為

(2) 留意すべき事項

ア　災害によって住宅が損壊し、同一の場所での建替えができない事情がある者が、自らの住宅の建設を農用地区域内において行うことがやむを得ないと認められたときは、当該土地を農用地区域から除外するための農業振興地域整備計画の変更が必要となる。この変更に当たっては、災害復旧という緊急性、特殊性を考慮し、関係機関との協力の下、市町村と都道府県との事前調整及び法定手続の迅速な実施、変更案の縦覧期間の短縮等に努めることにより、できる限り円滑かつ速やかに手続を行うことが望ましいこと。

イ　(1)の開発行為により施設を整備する場合は、農用地区域内の土地のまま行うことが可能であり、農用地区域の変更は、施設の整備後に行うこととして差し支えないこと。

なお、当該開発行為を行う際には、当該農業振興地域における農業振興の方向や優良農地の確保・保全に向けた土地利用計画の実現に配慮すること。

２　農地転用許可制度

(1) 農地転用許可制度の取扱い

ア　農地法第４条第１項第２号及び第５条第１項第１号の規定により、国又は都道府県等が行う非常災害の応急対策又は復旧のための転用等については、同法第４条第１項及び第５条第１項の規定に基づく都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

イ　農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「規則」という。）第29条第17号及び第53条第15号の規定により、地方公共団体（都道府県を除く。以下同じ。）又は災生対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第５号に規定する指定公共機関若しくは同条第６号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧のための転用等については、農地法第４条第１項及び第５条第１項の規定に基づく都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

(2) 留意すべき事項

ア　規則に規定する「復旧」には、災害により被害を受けた施設の代替として新たに施設を設置する場合を含むものであり、必ずしも一時的なものに限らないこと。

イ　規則に規定する「当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため」の転用は、次のとおりであること。

(ｱ) 地方公共団体にあっては、当該地方公共団体の所掌業務として行う災害の応急対策又は復旧を実施するために必要な全ての転用を対象とするものであり、例えば、災害が発生した市町村が当該市町村の区域内に建設する応急仮設住宅とともに、当該市町村の区域以外の区域に建設する応急仮設住宅も対象になること。

(ｲ) また、指定公共機関又は指定地方公共機関にあっても、当該公益的事業に係る施設について行う非常災害の応急対策又は復旧のために必要な全ての転用を対象とするものであること。

(ｳ) なお、「所掌業務に係る施設」には、応急対策又は復旧を行うために必要な資材置場、職員の詰所等の施設も含まれるものであること。

40　農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）における植林への支援に伴う関係機関の連系について

（令和４年４月１日付け３農振第2784号・３林整計第783号
農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長・農林水産省林野庁森林整備部計画課長通知）

令和４年４月１日付けで農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）実施要領（令和３年４月1 日付け２農振第3722 号農林水産省農村振興局長通知）の一部を改正し、保全すべき農地の周辺部における鳥獣緩衝帯機能を有する植林への支援を拡充したところです。

この取組は、地域ぐるみの話合いを通じて重要な地域資源である農地の最適な土地利用を図るため、生産性の向上を図る農地、その周辺に存する今後維持管理が困難となる農地を明確化するとともに、維持管理が困難な農地を対象に、鳥獣の棲み場となることを防止するため、見通しのよい低密度の植林を行い、粗放的な利用によって、低コストで持続的な地域資源の活用に取り組んでいくモデル的な地域を支援するものです。

我が国の農山漁村は、人口減少や高齢化が進行していく中で、重要な地域資源である農林地の適切かつ持続的な保全が危惧され、特に中山間地域では農地の荒廃が深刻化しており、このままでは国土の保全や水源の涵養などの多面的機能の発揮に支障を及ぼすおそれがあります。

なお、森林については、多面的機能の発揮を通じて国民生活に様々な恩恵を与えているところであり、これらを通じて社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現が期待されています。

このような状況下において、集落機能を維持する下支えとして農林地における地域の協働活動を促進し、農山漁村の活性化を図りながら、重要な地域資源である農林地を計画的に保全していくことは極めて重要です。そのためには、都道府県及び市町村の各段階の農地部局及び林地部局の関係機関が相互に連携し、各機関が所掌する制度や支援に関する情報の共有化をはじめ、農林地に関する土地情報、地域における農林地の保全に関する取組の情報など、地域での活動を促進するため多種多様な情報を共有していく必要があります。

また、農地台帳の適正かつ正確な整備を図るため、「農地法の運用について」（平成21 年12 月11 日付け21 経営第4530 号・21 農振第1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「農地法の運用通知」という。）第３の１の（３）のウにおいて、再生利用が困難な農地については、調査後直ちに、「農地」に該当しない旨判断することとされ、令和３年４月には「非農地判断の徹底について」（令和３年４月１日付け２経営第3505 号農林水産省経営局農地政策課長通知）において、非農地判断の手続の迅速化及び地目変更登記について、農業委員会に対して、通知されているところです。

このように農林地に関する情勢が様々に変化している中、人口減少や高齢化が深刻化している中山間地域の課題を一つでも解消するためには、関係機関が連携を密にし、一体となって取り組むことが重要です。こうした連携を起点に、地域の話合いを基本とする最適土地利用対策の活用が期待されるところであり、より効果的に地域の取組を後押しするため、下記により取り扱うこととしたので、貴管内の関係機関に対して周知をお願いします。

記

（１）最適土地利用対策の地域の話合いには、必要に応じて、市町村の農地部局に限らず林地部局の参画を図るものとする。その際、森林組合や林業経営体など林業関係者（以下「林業関係者等」という。）の参画にも配慮するものとする。
（２）地域の話合いにおいて、植林の取組が検討される場合には、林地部局や林業関係者等の意見も踏まえ、最適土地利用計画に反映させるものとする。
（３）最適土地利用計画の達成に向けた地域の取組に、必要に応じて、農地部局に限らず林地部局や

林業関係者等も参画し、相互に連携・協力するものとする。

（４）都道府県及び市町村の農地部局及び林地部局は、地域の取組を後押しするため、以下により適切に情報の共有等を図るものとする。

（ア）農業委員会（農業委員会が置かれていない場合は市町村。以下同じ。）は、非農地判断を行った土地について、農地法の運用通知第４の（３）のウに基づき、対象土地の所有者等、都道府県、市町村、法務局等の関係機関に通知することとされている。その際、通知を受けた市町村は林地部局にも情報共有を図るものとする。

（イ）農業委員会は、その管内の農地について、林地化を目的とする農地法（昭和27 年法律第229号）第４条第１項又は第５条第１項の許可があった場合には、土地の所在、面積、転用の内容等の情報について市町村の林地部局と情報の共有を図るものとする。

（ウ）市町村の林地部局は、（ア）及び（イ）に基づき情報共有のあった場合には、地域森林計画への編入を適切に進める観点から、通知日、土地の所在、面積等について、都道府県の林地部局に共有するものとする。

（エ）林地から農地への開発などの場合、都道府県及び市町村の林地部局及び農地部局、農業委員会において、土地の所在、面積、時期等の情報の共有を図るものとする。

（オ）都道府県及び市町村の林地部局及び農地部局間において、地域森林計画や農業振興地域整備計画に関する情報（指定の範囲、計画見直し時期など）について、定期的に共有を図るものとする。

（カ）最適土地利用対策において、農地を林地化した後、当該土地を森林として保全管理する場合には、農地台帳からの除外と地域森林計画対象森林への編入までタイムラグが発生しないよう、都道府県及び市町村の農地部局及び林地部局は事前に十分調整を図り、計画的に手続を進めるものとする。

41　農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度との調整について

（平成30年３月１日付け29農振第1771号農林水産省農村振興局長通知）
最終改正：令和７年４月２日付け６農振第3070号

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律112号）第４条第１項に規定する基本計画及び同法第５条第１項に規定する実施計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用については、下記事項に留意の上、同法に基づく農村地域への産業の導入が適切かつ円滑に行われるよう配慮されたい。

記

第１　基本計画に係る運用

都道府県の農業振興地域制度担当部局及び農地転用許可制度担当部局（以下「都道府県農業担当部局」という。）は、都道府県の農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律112号。以下「農村産業法」という。）担当部局から、同法第４条第１項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）の作成又は変更に当たり確認等を求められたときは、次のように確認の上、必要な調整を行うことが適当である。

１　産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方並びに農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針の内容が、農村地域への産業の導入に関する基本方針（平成29年８月25日付け厚生労働省、農林水産省、経済産業省官庁報告。以下「基本方針」という。）１（３）において示された土地利用の調整に関する方針の内容に適合し、地域の実情を踏まえて具体的に記載されていることを確認する。

２　１による確認に当たり、都道府県農業担当部局は、土地改良事業の実施及び計画に係る状況について、都道府県の土地改良事業担当部局に確認するとともに、必要に応じて当該部局を通じて市町村の土地改良事業担当部局にも確認することが望ましい。確認の結果については、都道府県の農村産業法担当部局に連絡するとともに、当該部局を通じて市町村の農村産業法担当部局にも連絡することが望ましい。

第２　実施計画に係る運用

１　市町村における調整

市町村の農業振興地域制度担当部局及び農業委員会（農地法（昭和27年法律第229号）第４条第１項に基づき農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）にあっては、当該市町村の農地転用許可制度担当部局を含む。以下「市町村農業担当機関」という。）は、市町村の農村産業法担当部局から、農村産業法第５条第１項に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）であって、同条第２項第１号に規定する産業導入地区（以下「産業導入地区」という。）の区域に農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第８条第２項第１号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）内の土地又は農用地区域外の農地若しくは採草放牧地（農地法第２条第１項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。）を含むものの作成又は変更に当たり確認等を求められたときは、次に掲げる事項についてそれぞれ確認の上、必要な調整を行うことが適当である。

特に、(3)②、④及び⑤に掲げる事項の確認に当たっては、市町村農業担当機関は、当該市町村の区域内における土地改良事業の実施及び計画に係る状況について、市町村の土地改良事業担当部局に確認し、必要に応じて、産業導入地区と土地改良事業の実施地区又は予定地区との調整を行うことが適当である。

(1) 産業導入地区の区域

基本方針１(3)に基づき、産業導入地区の設定に当たり、過去に造成された工業団地等の活

用されていない土地の把握状況等を踏まえ、こうした用地の活用が優先されているか否かを確認する。また、こうした用地が存在するにもかかわらず、当該用地を活用しないこととする場合には、その理由がやむを得ないものであることを確認する。

また、産業導入地区の区域について、(2)及び(3)により確認を行った上で、農用地区域内の土地を含む場合は、当該土地の地番及び用途区分（農振法第８条第２項第１号に規定する農業上の用途区分をいう。以下同じ。）ごとの面積が同条第１項に規定する市町村の農業振興地域整備計画における地番及び土地の用途区分と整合することを確認する。農地又は採草放牧地を含む場合は、農用地区域内にあるか否かにかかわらず、当該土地の地番及び地目別面積が農地台帳における地番及び面積と整合することを確認する。

(2) 導入すべき産業の業種及びその規模

基本方針１(3)に基づき、当該産業導入地区における導入すべき産業（以下「導入産業」という。）の業種、事業所数、施設用地の面積等が、産業導入地区への立地を想定している事業者の具体的な立地ニーズや事業の見通しに照らして必要最小限のものであること、事業者が立地を取りやめるおそれや立地後すぐに撤退するおそれが認められないこと等を確認する。

(3) 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

① 農用地区域外での開発を優先すること

基本方針１(3)アに基づき、市町村の区域内の都市計画法（昭和43年法律第100号）第７条第１項に規定する市街化区域又は同法第８条第１項に規定する用途地域内の土地その他農用地区域外の土地の活用が優先されているか否かを確認する。また、こうした用地があるにもかかわらず、当該用地を活用しないこととする場合には、その理由がやむを得ないものであることを確認する。

なお、やむを得ない理由の判断基準としては、例えば、既存の工場及び工業団地の敷地の拡張を行う場合において、生産拡大のためにこれと関連のある既存の生産ラインを増設することが必要であることその他の既存施設と一体的な土地利用が必要かつ適当と判断され、拡張用地の位置選定に任意性がないことなどが考えられる。

また、道路、排水環境等のインフラ整備の状況や、増設される施設が周辺に振動や騒音の影響を与えるなどの当該施設の特殊性が、拡張用地の位置選定に当たって考慮すべき事項となる場合もあると考えられる。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

基本方針１(3)イに基づき、農用地（農振法第３条第１号に規定する農用地をいう。以下同じ。）において導入産業の用に供する施設を整備することにより、周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用への支障が生じることがないことを確認する。具体的な支障の例としては、次に掲げる場合が挙げられる。

a　農用地区域内における農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第１項に規定する地域計画(以下「地域計画」という。)の達成に支障が生ずる場合

b　aに掲げるもののほか、高性能農業機械による営農、農業生産基盤整備事業の実施、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「農地中間管理事業法」という。）第２条第３項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）等の農地流動化施策の推進等への支障が生ずる場合

c　農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障が生ずる場合

d　農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用地及びその周辺の農用地が農用地等以外の用途に供されることにより、

(a) ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設の毀損による土砂の流出・崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の災害の発生

(b) 農業用用排水施設等の農用地区域内の土地の利用上必要な施設への土砂等の流入によ

る用排水の停滞や汚濁水の発生
等の周辺の土地改良施設の機能への支障が生ずる場合

③　面積規模が最小限であること

基本方針１(3)ウに基づき、産業導入地区の区域として設定する面積が、導入産業の用途に供するために必要最小限の面積であることを確認する。

④　面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）**を実施してから一定期間を経過していない農用地を含めないこと**

基本方針１(3)エに基づき、土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地であって、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して８年を経過していないものが、産業導入地区の区域に含まれていないことを確認する。

このほか、土地改良事業等で、農業用用排水施設の新設若しくは変更又は客土、暗きょ排水その他の土地の改良若しくは保全のために必要な事業が現に施行されている土地を産業導入地区に含む場合にあっては、それらの施行者の同意が得られていることを確認する。

⑤　農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

基本方針１(3)オに基づき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項（同法第96条の４第１項の規定により準用する場合及び基盤法第22条の６第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地であって、農地中間管理事業法第２条第５項に規定する農地中間管理権（以下「農地中間管理権」という。）の存続期間（土地改良法第87条の３第１項の規定により都道府県又は市町村が地域計画の区域内において土地改良事業を行う場合においては、農地中間管理機構（農地中間管理事業法第２条第４項に規定する農地中間管理機構をいう。）が委託を受けている農業の経営又は農作業に係る委託の期間を含む。以下同じ。）が満了してないもの又は農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地が、産業導入地区の区域に含まれていないことを確認する。

農地中間管理権の存続期間が満了した農用地を産業導入地区の区域に含めようとする場合においては、①から④までの考え方に基づき土地利用調整が行われており、当該農用地を産業導入地区の区域に含める理由がやむを得ないものであることを確認する。

２　市町村と都道府県との調整

(1) 農村産業法第５条第５項において、実施計画は基本計画の内容に即するものでなければならないこととされている。また、同条第６項に基づき、市町村は、実施計画を作成又は変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないこととされている。

当該協議を円滑に行う観点から、市町村農業担当機関及び都道府県農業担当部局は、あらかじめ、次のように調整することが望ましい。

① 市町村農業担当機関は、１により確認等を行った実施計画の案を都道府県農業担当部局に送付する。

② 都道府県農業担当部局は、市町村農業担当機関から実施計画の案の送付があった場合には、その内容が基本計画の内容に即するか否かを確認し、都道府県の農村産業法担当部局と調整の上、その結果を市町村農業担当機関に送付する。

③ 都道府県農業担当部局からの確認結果の送付を踏まえ、市町村農業担当機関は、実施計画の案の内容が基本計画の内容に即するものとなるよう、十分に調整を行う。

３　実施計画の都道府県知事の同意

農村産業法第５条第６項の規定に基づき、市町村が作成した実施計画に都道府県知事が同意する場合には、地域の実情に応じた産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点を踏ま

え、地域の実態に即して総合的に判断することが望ましい。

第３　農業振興地域整備計画の変更及び農地転用許可に係る運用

１　農村産業法第５条第６項の規定による同意を受けた実施計画（以下「同意実施計画」という。）に基づく産業導入地区における導入産業の用に供する施設の整備に当たり、当該施設の用地に農用地区域内の土地が含まれる場合には、農用地区域からの除外が必要であり、農地又は採草放牧地が含まれる場合には、農地転用許可が必要である。また、農用地区域からの除外は、産業導入地区のうち施設用地の区域について行うべきものであり、施設整備が具体化した段階で行うことが適当である。

これらの場合において、農用地区域からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「農振法施行令」という。）第８条第１項第３号柱書に規定する要件を満たしているものとして、都道府県知事の同意を得なければすることができない。

また、農地転用許可については、農地法第４条第６項第３号から第５号まで並びに第５条第２項第３号から第５号までに規定する不許可事由に該当しないものでなければ、農地転用許可権者は行うことができない。

このため、市町村農業担当機関は、事業者による施設整備の円滑な実施の観点から、市町村の農村産業法担当部局と連携し、実施計画の作成又は変更に当たり市町村と事業者が調整した立地スケジュール等を踏まえ、事業者が施設を整備するための事業計画等について検討を開始する段階から、施設整備の構想に係る事業者からのヒアリング等を通じて、事業計画等の内容が農用地区域からの除外及び農地転用許可の要件を満たしたものなるよう、次のように調整することが望ましい。

(1) 市町村農業担当機関は、当該施設を整備することにより、日照、排水等に関して周辺の土地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと、土砂の流出又は崩壊その他の周辺の農地に係る災害を発生させるおそれがないこと、土砂等の流入による用排水の停滞、汚濁水の発生等により土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと等を確認するため、事業者が当該産業導入地区での施設整備に向けて検討している施設の種類及び規模、道路及び水路の計画幅員及び延長、施設ごとの取水排水計画等に係る構想の内容を確認の上、事業者と必要な調整を行う。

また、当該施設用地に係る農地転用が確実に行われると認められるか否かについて、事業者が当該産業導入地区で施設を整備するに当たり作成している資金計画等により確認する。

(2) (1)による事業者との調整等を行った上で、市町村農業担当機関は、農用地区域からの除外及び農地転用許可を行うことが適当と判断した根拠を示す資料等を都道府県農業担当部局に送付し、当該施設の用に供する土地が農振法施行令第８条第１項第３号柱書に規定する要件を満たしていること並びに施設整備の内容が農地法第４条第６項第３号から第５号まで並びに第５条第２項第３号から第５号までに規定する不許可事由に該当しないことについて確認を求め、必要な調整を行う。ただし、指定市町村の農業担当機関にあっては、農地転用許可に係る都道府県農業担当部局との調整は要しない。

２　都道府県知事は、市町村から同意実施計画に基づく施設の整備に係る農業振興地域整備計画の変更の協議があった場合において、１により既に調整を了しているときは、その内容が同意実施計画及び１により行った調整の結果に即していることを確認した上で、速やかに同意の回答を行うことが望ましい。

３　農地転用許可権者及び農業委員会は、事業者から同意実施計画に基づく施設の整備に係る農地転用許可申請があった場合において、１により既に調整を了しているときは、その内容が同意実施計画及び１により行った調整の結果に即していることを確認した上で、農地転用許可に係る事務処理を特に速やかに行うことが望ましい。

42　遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について

（令和３年６月14日付け３経営第823号・３農振第713号各都道府県担当部長あて
農林水産省経営局農地政策課長・農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長通知）
最終改正：令和７年３月21日付け６経営第3123号

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）に基づく遊休農地の解消に向けた措置については、遊休農地に関する措置の計画的な実施について（平成27年12月25日付け27経営第2479号農林水産省経営局農地政策課長通知。以下「遊休農地調査通知」という。）において、その実績等の報告を求めてきたところです。

また、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を進めるため、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査（平成20年４月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知。）を実施してきたところです。

今般、現場段階での負担軽減及び調査の効率化、地域の状況に応じた遊休農地の解消の目標設定、荒廃農地の発生防止・解消に必要な有効かつ持続的な荒廃農地対策の検討及び詳細な発生要因分析等に資するものとする観点から、調査内容の見直しを行うとともに、両調査を統合し一本化しました。

つきましては、下記事項に御留意し本調査の実施に御協力いただくとともに、貴管下農業委員会（農業委員会が設置されていない市町村にあっては市町村。以下「農業委員会等」という。）に対して本調査の徹底をお願いします。

なお、本通知の施行に伴い、遊休農地調査通知は、廃止いたします。

記

１　調査に関する基本的な考え方

農業委員会等は、法第４章の遊休農地に関する措置を必ず講じなければならないことに留意すること。また、本調査の実施に当たっては、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第３及び第４に留意すること。

２　記入事項

調査様式へは、次の事項に留意して記入すること。

(1) 様式１

遊休農地等（法第30条第１項に規定する利用状況調査（以下単に「利用状況調査」という。）により判定された法第32条第１項第１号の遊休農地（再生利用が可能な荒廃農地）、法第32条第１項第２号の遊休農地及び法第33条第１項に規定する農地並びに再生利用が困難な農地（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）をいう。）を報告対象とし、１筆ごとに３の報告方法に従って報告するものとする。また、遊休農地等が遊休農地等でなくなった場合は、当年度の報告において解消等の確認の報告を行うものとし、翌年度の報告対象外とするとともに、翌年度の様式から行を削除する。様式から行を削除した農地の所在及び面積については、削除データとして管理するものとする。

前年度から継続して遊休農地等である場合は、前年度調査時に報告した「本年度の状況」の「調査年月」、「遊休農地（荒廃農地）の区分」及び「利用意向調査の発出状況」を当年度の様式１の「前年度の状況」欄へ記載する。

なお、令和３年度の報告は、様式の移行期間であるため、「前年度の状況」は空白とし、それ以外の箇所について記入するものとする。

ア　様式右上の欄は、調査年、都道府県名、市町村名及び農業委員会名を記入する。

イ　「通し番号」欄は、１から順に１筆ごとに付番する。遊休農地等でなくなったことにより行が削除された筆に付されていた番号については、以後欠番とし、新たに遊休農地等の判定を行った筆は、新たな通し番号を付する。

ウ　「旧市町村」欄は、昭和25年２月１日時点の市区町村名を記入する。

エ　「所在」欄は、当該農地の所在する地番を入力する。

オ　「地目」欄は、農地台帳上の地目（現況の地目として農地台帳に登録されている地目）を次から選択して記入する。

田：田

畑：畑

他：田・畑以外のもの（樹園地等）

カ　「他の地目」欄は、オで【他】を選択した場合に、農地台帳上の地目（現況の地目として農地台帳に登録されている地目）を記入する。

キ　「面積」欄は、農地台帳上の面積（現況の面積として農地台帳に登録されている面積）を記入する。前年度と比べて面積の増減があった場合は、現在の面積を記入する。

ク　「地域区分農振法」欄は、当該農地が農業振興地域、農用地区域の該当の有無について次から選択して記入する。農業振興地域内に該当する場合は、１又は２を選択して記入する。

1：農用地区域内（農振青地）

2：農用地区域外（農振白地）

3：農業振興地域外

ケ　「地域計画」欄は、当該農地が地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第１項に規定する地域計画をいう。）の区域内の該当の有無について次から選択して記入する。

1：地域計画の区域内

2：地域計画の区域外

コ　「農業地域類型区分」欄は、農林統計における農業地域類型の区分を次から選択して記入する（「農業地域類型区分」の記入は任意とするが、可能な限り記入する。）。

1：都市的地域

2：平地農業地域

3：中間農業地域

サ　「調査年月」欄は、利用状況調査を実施した年月を記入する（年は西暦で記入する。以下同じ。）。

シ　「解消の確認」欄は、当該年度に遊休農地等でなくなった筆について、解消等の理由について次から選択して記入する。

1：営農再開（営農再開に向けた基盤整備等の実施を含む）

2：農地中間管理機構への貸付け

3：転用

4：非農地判断の結果、農地台帳から削除

ス　「遊休農地（荒廃農地）の区分」欄について

(ｱ)　「区分」欄は、遊休農地等の区分について、次から選択して記入する。

1：法第32条第１項第１号の遊休農地のうち、草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地（運用通知第３の１の(3)のアの(ｳ)のａの農地）

2：法第32条第１項第１号の遊休農地のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地（運用通知第３の１の(3)のアの(ｳ)のｂの農地）

3：法第32条第１項第２号の遊休農地（運用通知第３の１の(3)のイの農地）

4：法第33条第１項に規定する、耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）第78条各号に掲げる農地

5：再生利用が困難な農地（運用通知第３の１の(3)のウの農地）

なお、違反転用の農地については、違反事業者が意図的に当該農地に直接転用行為を実施しており、現況に戻すことが前提であることを踏まえ、報告の対象としない。

(ｲ)　「新旧の別」欄は、新たに発生したものであるかの別について、遊休農地等でなくなったことにより作成した削除データを参照し、次から選択して記入する。

1：新規発生（過去に実施した調査では発生が認められなかった農地について、新たに

遊休農地等の発生が認められた場合で、削除データに記載されていないもの）
2：再発生（一度、耕作の放棄が解消された農地が再度遊休農地等となった場合で、削除データに記載されているもの）
3：継続（前年度調査から継続して遊休農地等の状態であることが認められた場合）

(ｳ)「現況１」欄及び「現況２」欄は、当該農地が遊休農地等になり得る現況について、該当する現況を次から選択して記入する。また、そのうち【7：その他】を選択した場合、「その他現況」欄に詳細を記入する。
1：傾斜地
2：不整形地
3：狭小地
4：湿田
5：囲繞地（接道がない）
6：連担が困難
7：その他（上記1～6以外の事由で遊休農地等になりうる現況を有する）
8：遊休農地等になりうる現況は有していない

(ｴ)「発生場所の区分」欄は、当該農地が発生している場所について、次から選択して記入する。
1：山間（山の中の地域）
2：平地（起伏が極めて小さく、ほとんど平らで広く低い地域）
3：山麓（山と平地の境目、山のふもと）
4：崖地（急斜面の土地）

(ｵ)「基盤整備の予定」欄は、今後、当該農地へ基盤整備の実施が具体的に予定されているかについて、「○」又は「×」を記入する。
○：予定されている
×：予定されていない

(ｶ)「区分整理年月」欄は、スの(ｱ)～(ｵ)の判断を行った年月について記入する。

(ｷ)「非農地通知発出（予定）日」欄は、シで【4：非農地判断の結果、農地台帳から削除】を選択した場合、非農地通知を発出した年月日について記入する。
また、(ｱ)で【5：再生利用困難な農地】を選択した場合、今後非農地通知を発出する予定の年月日について記入する。

(ｸ)「非農地通知未了理由」欄は、(ｱ)で【5：再生利用困難な農地】を選択した場合、非農地通知を発出できていない理由について次から選択して記入する。
そのうち、【4：その他】を選択した場合は、「その他非農地通知未了理由」欄に詳細を記入する。
1：非農地判断を行った場合には農地法に基づく規制の対象外となることから、周辺地域及び地域環境への影響を生じる可能性を考慮し、慎重に判断。
2：所有者等が意図的に農地を荒廃させ、非農地判断を求めることが懸念されるため非農地判断を行っていない。
3：現地確認が困難な農地で非農地判断が進まない。
4：その他

セ　「利用意向調査の発出状況」欄は、利用意向調査の状況について、次から選択して記入する。また、そのうち【7：意向調査発出済】を選択した場合、「発出年月」欄に利用意向調査を発出した年月を記入する。
1：措置継続中（農地中間管理機構との借受協議の継続中等）
2：意向調査の対象外（法第４条第１項又は第５条第１項に該当するもの）
3：意向調査の対象外（則第77条第１号に該当するもの）
4：意向調査の対象外（則第77条第２号に該当するもの）
5：所有者等が不明（公示済）（法第32条第３項の公示を行ったもの（法第33条第２項による準用を含む。））
6：所有者等が不明（公示未了）（法第32条第３項の公示を行っていないもの（法第33条

第２項により準用する場合を含む。））

7：意向調査発出済（法第32条第１項又は法第33条第１項に基づく利用意向調査を実施しているもの）

8：意向調査発出未了（法第32条第１項又は法第33条第１項に基づく利用意向調査を実施していないもの）

ソ　「利用意向調査の結果」欄のうち、「利用意向調査の回答」欄は、調査年に発出した利用意向調査の回答について、次から選択して記入する。

なお、令和３年度の報告については、令和２年に発出した利用意向調査の回答について、「前年度の状況」の「昨年の利用意向調査の回答」欄に次から選択して記入する。

1：農地中間管理機構を利用

2：自ら賃借権等を設定

3：自ら耕作

4：その他（農業上の利用を行う意思がない旨記載があったものを除く）

5：農業上の利用を行う意思がない

6：未回答

タ　「勧告の実施状況」欄は、法第36条第１項に規定する勧告の実施状況について、次から選択して記入する。

1：実施済

2：未実施

3：勧告撤回

4：対象外

チ　「農業委員会による指導・斡旋の有無」欄は、法第34条に規定する必要なあっせんその他農業上の利用関係の調整の実施について、次から選択して記入する。

1：実施

2：未実施

ツ　「当該農地の現状」欄のうち、「区分」欄は、農地の状況について当てはまるものについて、次から選択して記入する。また、そのうちa6：【解消】その他の事由、b3：【継続】その他の事由、c3：【減少】その他の事由のいずれかを選択した場合、「その他の事由」欄に農地の状況について記入する。

a1：【解消】自ら耕作

a2：【解消】農地中間管理機構による中間保有

a3：【解消】農地中間管理機構による貸付け

a4：【解消】農地中間管理機構以外による貸付け

a5：【解消】基盤整備後営農再開

a6：【解消】その他の事由

b1：【継続】措置継続中（借受協議の継続中、利用意向調査の回答待ち等）

b2：【継続】農地中間管理機構の借受基準不適合

b3：【継続】その他の事由

c1：【減少】非農地判断

c2：【減少】転用

c3：【減少】その他の事由

「区分整理年月」欄は、【解消】又は【減少】の区分を選択した場合、区分に記入した農地の状況になった年月を記入し、【継続】の区分を選択した場合、記入した時点での年月を記入する。

テ　「農地中間管理事業の利用希望の処理実績」欄は、ソで【1：農地中間管理機構を利用】を選択した等の、所有者から農地中間管理事業を利用する意思表明があった場合、法第35条に規定する農地中間管理機構による協議の申入れの状況について、次から選択して記入する。

1：農地中間管理機構へ利用希望の通知済（法第35条第１項に基づき通知されたもの）

2：農地中間管理機構による協議申入れ済（法第35条第２項に基づき農地中間管理機構に

よる協議申入れがされたもの）
3：協議後、農地中間管理機構が借受済（2による協議申入れ後、借受されたもの）
4：農地中間管理機構の借受基準に適合しない旨の通知発出済（法第35条第２項ただし書に基づき農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨通知されたもの）

ト　「裁定の処理実績」欄は、法第37条又は法第41条に基づき、裁定申請が行われた場合の裁定による現在の状況について、次から選択して記入する。
1：裁定の申請済（法第37条）
2：裁定により農地中間管理権設定済（法第39条）
3：所有者等を確知できないときの裁定の申請済（法第41条第１項）
4：裁定により農地中間管理機構が利用権を取得（法第41条第２項）

(2) 様式２

様式２に記載のある調査対象及び調査要領を参照し、番号［1］～［24］について回答する。調査要領を設けていない項目については、項目に記載されていることについて、回答を行うものとする。

３　報告方法

農業委員会等は、本調査の結果を別紙様式１及び別紙様式２に取りまとめた上で、毎年３月末時点での措置状況を４月末までに都道府県に報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、管内の農業委員会等の報告内容を取りまとめ、毎年５月末までに地方農政局等（北海道にあっては経営局農地政策課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）に報告すること。

地方農政局等は取りまとめの上、速やかに農林水産省経営局農地政策課へ提出するものとする。

４　遊休農地に関する措置を適切に実施していない農業委員会等への指導

都道府県は、上記の報告の結果、遊休農地に関する措置を適切に実施していない農業委員会等が確認された場合には、当該農業委員会等に対し、早急に改善するよう、厳しく指導すること。

なお、国は、農業委員会等が遊休農地に関する措置を適切に実施していない場合には、
(1) その農業委員会等の名称・実施状況・実施しない理由等の公表
(2) 地方自治法に基づく是正の要求
(3) 農業委員会交付金等の配分への反映
等を行う可能性があるので、農業委員会等はそのような事態を招かないよう、法に従って適切に事務を実行すること。

（様式1）

遊休農地（荒廃農地）の発生・解消状況に関する調査表（市町村用）

遊休農地（荒廃農地）の所在等を農地台帳に基づき一筆毎に記入（各調査年で新たに把握したものは加筆）
※調査年の年度末時点（3月末時点）で取りまとめ

凡例
- ：該当する欄に回答すべき項目がある場合回答を行う。（必須項目）
- ：該当する欄へ記入が可能な場合に記入を行う。（任意項目）

「翌年から削除」となった農地は、次年度報告において削除し、所在及び面積を削除済みデータとして整理する。

市町村・農業委員会用

調査年	○○年
都道府県名	●●県
市町村名	△△市
農業委員会名	△△農業委員会

| 通し番号 | 遊休農地（荒廃農地）の情報 | | | | | | | | | | | | □□年度（前年度）の状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○○年度（本年度）の状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（様式１）　－記入例－

行、列、タイトル等の削除、追加を行わないでください。

遊休農地（荒廃農地）の発生・解消状況に関する調査表（市町村用）

遊休農地（荒廃農地）の所在等を農地台帳に基づき一筆毎に記入（各調査年で新たに把握したものは加筆）

※調査年の年度末時点（3月末時点）で取りまとめ

凡例　　・・・該当する欄に回答すべき項目がある場合回答を行う。（必須項目）

　　・・・該当する欄へ記入が可能な場合に記入を行う。（任意項目）

各日付を適切に入力してください。

現地確認を行った年月

区分（AM列）～基盤整備の予定（AS列）を記入した時点での年月
※調査年月と同じ
または調査年月以降の日

区分欄（BG列）に
・【解消】a1～a6または【減少】c1～c3を記入した場合は、「農地がその状況になった年月」を記入するとともに、AL列に記入がない場合は、BG列に対応した番号をAL列に記入すること
・【継続】b1～b3を記入した場合は、記入した時点での年月
※調査年月と同じまたは調査年月以降の日

「翌年から削除」となった農地は、次年度報告において削除し、所在及び面積を削除済みデータとして整理する。

市町村・農業委員会用

調査年	○○年
都道府県名	●●県
市町村名	△△市
農業委員会名	△△農業委員会

遊休農地（荒廃農地）の情報 ／ □□年度（前年度）の状況 ／ ○○年度（本年度）の状況

通し番号 ／ 旧市町村 ／ 所在：大字、字、本番、枝番、藩番 ／ 地目 ／ 他の地目 ／ 面積（㎡） ／ 地域区分：条無し ／ 地域計画 ／ 農業型地域分類

調査年月 ／ 遊休農地（荒廃農地）の区分：区分、新旧の別、現況1、現況2、その他の現況 ／ 所有分の生区場 ／ 借基定の賃予整 ／ 区分整理年月 ／ 非農地通知発出（予定）日 ／ 了通非理知由未地 ／ 了判非そ理断意の由未地他 ／ 利用意向調査の発出状況：区分、発出年月 ／ 利用意向調査の結果

調査年月 ／ 解消の確認 ／ 遊休農地（荒廃農地）の区分：区分、新旧の別、現況1、現況2、その他の現況 ／ 所有分の生区場 ／ 借基定の賃予整 ／ 区分整理年月 ／ 非農地通知発出（予定）日 ／ 了通非理知由未地 ／ 了判非そ理断意の由未地他 ／ 利用意向調査の発出状況：区分、発出年月 ／ 利用意向調査の結果 ／ 動きの実施状況 ／ 農業委員会による令和○年度前の意見 ／ 当該農地の現状：区分、その他の事由 ／ 区分整理年月 ／ 農地中間管理事業の利用希望の結果実績：区分 ／ 裁定の処理実績：区分

通し番号	旧市町村	大字	字	本番	枝番	藩番	地目	他の地目	面積（㎡）	地域区分：条無し	地域計画	農業型地域分類	調査年	月	区分	新旧の別	現況1	現況2	その他の現況	所有分の生区場	借基定の賃予整	区分整理年月	非農地通知発出（予定）日	了通非理知由未地	了判非そ理断意の由未地他	利用意向調査の発出状況：区分	発出年月	利用意向調査の結果	解消の確認	調査年	月	区分	新旧の別	現況1	現況2	その他の現況	所有分の生区場	借基定の賃予整	区分整理年月	非農地通知発出（予定）日	了通非理知由未地	了判非そ理断意の由未地他	利用意向調査の発出状況：区分	発出年月	利用意向調査の結果	動きの実施状況	農業委員会による令和○年度前の意見	当該農地の現状：区分	その他の事由	区分整理年月	農地中間管理事業の利用希望の結果実績：区分	裁定の処理実績：区分	
D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ	AK	AL	AM	AN	AO	AP	AQ	AR	AS	AT	AU	AV	AW	AX	AY	AZ	BA	BB	BC	BD	BE	BF	BG	BH	BI	BJ	BK	BL	
1							田		400	1	1	3	2020	8	1	1	8			3	×										2021	8		1		8					2 ×																a1		2021	8			
2				1			田		100	1	1	3	2020	8	1	1	8			3	×										2021	8		2	1	3	8					3 ×		2020	8							1							a3		2021	10			
3							田		125	1	2	4	2020	8	2	1	2			1	×										2021	8			2	3	2					1 ×		2020	8							7	2021	9	1		4	1	b2		2021	11		4	
4							畑		200	1	2	4	2020	8	2	1	2			1	×	2020	8				7	2020	9	1	2021	8	4	5	3	2					1 ×		2021	8	2021	10	20								c1		2021	10		4	
5	○○市	□□		5	5		田		250	1	2	4	2020	8	2	1	2			1	×	2020	8				7	2020	9	1	2021	8		5	3	2					1 ×		2021	8	2022	4	30	1						b1		2022	3		4	
6	○○市	□□		6			畑		300	1	1	2	2020	8	4	1	8			2	×	2020	8				5				2021	8	2			8					2 ×														a3		2021	6			4
7	○○市	□□		7			他	樹園地	330	1	1	2																			2021	8	1	1	1	8					2 ×		2021	8							7	2021	9	3			1	a1		2021	8			
8	○○市	□□		8			畑		500	1	1	2																			2021	8	1	1	8						2 ×		2021	8							3							b1		2021	8			
合　計									1,805																																																					

昭和25年2月1日時点の市区町村を、農業地域類型一覧表（29年改定）シートに基づき入力してください。

当該年度中に遊休農地状態が解消された場合に記載

1：営農再開（営農再開に向けた基盤整備等の実施を含む）
2：農地中間管理機構への貸付け
3：転用
4：非農地判断の結果、農地台帳から削除

「解消の確認」（AL列）と「当該農地の現状」区分（BG列）の内容が一致するようにしてください。
①AL列が1の場合　→BG列はa1、a4、a5、a6の中から選択
②AL列が2の場合　→BG列はa2、a3、a6の中から選択
③AL列が3の場合　→BG列はc2、c3の中から選択
④AL列が4の場合　→BG列はc1、c3の中から選択
⑤AL列が空欄の場合　→BG列がb1、b2、b3の中から選択

農地台帳に基づき記入
1：農用地区域内（農振青地）
2：農用地区域外（農振白地）
3：農業振興地域外

農地台帳に基づき記入
田：田
畑：畑
他：田・畑以外のもの（樹園地等）

農林統計における農業地域類型区分を記入（任意記入）
1：都市的地域
2：平地農業地域
3：中間農業地域
4：山間農業地域

地目で他を選択した際に、農地台帳に登載されている地目を記入

農地台帳に基づき記入
面積は極力、実測面積を記入
面積の増減があった場合、現在の面積を記入
※単位は（㎡）
※スペース入力は不可

農地台帳に基づき記入
1：地域計画の区域内
2：地域計画の区域外

D列～BL列の18行以降は、フィルターをかけるようお願いいたします

利用状況調査の結果による区分を記入
（解消の確認が空欄の場合は必須）
1：法第32条第1項第1号の遊休農地のうち、草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地（運用通知第3の1の(3)のアの(ｳ)のa)の農地）
2：法第32条第1項第1号の遊休農地のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業の利用を図るための条件整備が計画されている農地（運用通知第3の1の(3)のアの(ｳ)のb)の農地）
3：法第32条第1項第1号の遊休農地（運用通知第3の1の(3)のイの農地）
4：法第33条第1項に規定する、耕作の事業に従事するものが不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして、則第78条各号に規定す

「新旧の別」欄については、以下のとおり記入する。
（遊休農地（荒廃農地）の区分が1～5の場合は必須）
1：新規発生
2：再発生
3：継続
注）1.「新規発生」とは、過去に実施した調査では発生が認められなかった農地について、新たに遊休農地等の発生が認められた場合で、削除データに記載されていないものをいう。
2.「再発生」とは、一度、耕作の放棄が解消された農地が再度遊休農地等となった場合で、削除データに記載されているものをいう。
3.「継続」とは、前年調査から継続して遊休農地等の状態であることが認められた場合をいう。

当該農地が遊休農地等になりうる現況について、該当する現況を次から選択して記入する。
1：傾斜地
2：不整形地
3：狭小地
4：湿田
5：囲繞地（接道がない）
6：連担が困難
7：その他（上記1～6以外の事由で遊休農地等になりうる現況を有する）
8：遊休農地等になりうる現況は有していない

現況1又は現況2でその他を選択した際に記入

今後基盤整備が予定されている農地であるかの区分
○
×

発生場所の区分を入力
1：山間（山の中の地域）
2：平地（起伏が極めて小さく、ほとんど平らで広く低い地域）
3：山麓（山と平地の境目、山のふもと）
4：里地（急斜面の土地）

「遊休農地（荒廃農地）の区分」が、B分類の場合、今後非農地通知を発出する予定日を記入。

非農地判断を年内に行えなかった理由を記入
（遊休農地（荒廃農地）の区分が5の場合のみ記入）
1：非農地判断を行った場合には農地法に基づく規制の対象外となることから、周辺地域及び地域環境への影響を生じる可能性を考慮し、慎重に判断。
2：所有者等が意図的に農地を荒廃させ、非農地判断を求めることが懸念されるため、非農地判断を行っていない。
3：現地確認が困難な農地で非農地判断が進まない。
4：その他
その他を選択した場合、その他非農地判断未了欄へ具体的な内容を記入。

利用意向調査の発出状況の区分を記入
（遊休農地（荒廃農地）の区分が1～4かつ解消の確認が空欄の場合は必須）
1：指置継続中
2：意向調査の対象外（法第4条第1項又は第5条第1項）
3：意向調査の対象外（省令第77条第1号）
4：意向調査の対象外（省令第77条第2号）
5：所有者等が不明（公示済）
6：所有者等が不明（公示未了）
7：意向調査発出済
8：意向調査発出未了
注）選択肢3及び4の、省令第77条第1号及び省令第77条第2号については、令和3年4月1日改正後の農地法施行規則第77条各号に該当する場合とする。

利用意向調査の回答の区分を記入
（利用意向調査の発出状況の区分で7を選択した場合のみ記入）
1：農地中間管理機構を利用
2：自ら賃借権等の設定
3：自ら耕作
4：その他
5：農業上の利用を行う意思がない
6：未回答

当該農地の現状についての区分を記入
a1：【解消】自ら耕作
a2：【解消】農地中間管理機構による中間保有
a3：【解消】農地中間管理機構による貸付け
a4：【解消】農地中間管理機構以外による貸付け
a5：【解消】基盤整備後営農再開
a6：【解消】その他の事由
b1：【継続】措置継続中（借受協議の継続中、利用意向調査の回答待ち等）
b2：【継続】農地中間管理機構の借受基準不適合
b3：【継続】その他の事由
c1：【減少】非農地判断
c2：【減少】転用
c3：【減少】その他の事由

動きの実施状況についての区分を記入
1：実施済
2：未実施
3：動き撤回
4：対象外

当該農地について、農業委員会が指導又はあっせんを行ったかの区分を記入
1：実施
2：未実施

裁定に対する処理区分を記入
1：裁定の申請済（法第37条）
2：裁定により農地中間管理権設定済（法第39条）
3：所有者等を覚知できないときの裁定の申請済（法第41条）
4：裁定により農地中間管理機構が利用権を取得（法第41条）

農地中間管理機構の利用希望に対する処理区分を記入
（利用意向調査の結果で1を選択した場合のみ記入）
1：農地中間管理機構へ利用希望の通知済
2：農地中間管理機構による協議申し入れ済
3：協議後、農地中間管理機構が借受済
4：農地中間管理機構の借受基準に適合しない旨の通知発出済

当該農地の現状についての区分そその他の事由を選択した際に記入

翌年から削除

通し番号	記入例の想定事例
1	前年度遊休農地であったが、本年度の利用状況調査で解消が確認された場合。
2	前年度遊休農地であり、本年度の利用状況調査でも遊休農地であったため、勧告を実施し解消された場合。
3	前年度遊休農地であり、本年度の利用状況調査でも遊休農地であったが、農地中間管理機構の借受基準に不適合であり、遊休農地の解消が確認できていない場合。
4	前年度遊休農地であり、本年度の利用状況調査で再生利用が困難な農地と判定し、非農地判断を行った場合。
5	前年度遊休農地であり、本年度の利用状況調査で再生利用が困難な農地と判定したものの、非農地判断が完了していない場合。
6	耕作者が不在となる農地について、所有者不明の公示を実施し、農地中間管理機構への利用権設定を行った場合。
7	本年度の利用状況調査で遊休農地であったが、報告時期までに解消が確認された場合。
8	本年度の利用状況調査で遊休農地であり、報告時期までに解消が確認されない場合。

様式２　〇〇年利用状況調査等の実績

△△年3月末日時点

[調査対象]

・〇〇年に各農業委員会（農業委員会が設置されていない場合は市町村）が行った農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第30条第1項に基づく利用状況調査の状況

・様式１の内容に基づく補足事項及び遊休農地（荒廃農地）の増減理由

・農地法第42条第1項、第3項に基づく措置命令等の実績

・粗放的管理（利用）に関する取組の実績

[留意事項]

・項目における「農業振興地域内」とは、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農用地区域をいう。以下同じ。）内農地（いわゆる青地）のみならず、農業振興地域内の全ての農地（いわゆる白地を含む。）であることに留意してください。

[調査様式への記入方法等]

・調査様式の変更（セルの結合、列の追加・削除など）をしないでください。

・面積を記入する場合の単位は、すべて「㎡」としますので、注意してください。

・マイナスの値が出ないようにしてください。

・　　及び　　の欄は記入しないこと。

[各調査事項の記入内容]

番号	項　目	回　答　欄		調査要領
[1]	都道府県名			都道府県名を記入。
[2]	市町村名	市町村名	コード	市町村名及び総務省の全国地方公共団体コード（6ケタ）を記入。
[3]	農業委員会名			農業委員会名を記入。「□□農業委員会」※農業委員会が設置されていない市町村は、担当部局名を記入。

1　利用状況調査の実績

番号	項　目	面積（㎡）	筆数	調査要領
[4]	管内農地面積			法第52条の2の農地台帳で管理している管内の農地の面積及び筆数を記入。なお、非農地判断を行った農地は含まれない。
[5]	うち農業振興地域内の面積			農業振興地域内の農地（いわゆる白地を含む。）の面積を記入。なお、非農地判断を行った農地は含まれない。
[6]	利用状況調査実施面積			〇〇年に法第30条第１項により実施した利用状況調査の面積を記入。
[7]	うち農業振興地域内の面積			
[8]	立入困難等外因的理由で調査できなかった面積			被災して農業利用ができなくなっている農地又は災害や草木類の繁茂等により進入路が荒廃するなど、立入困難なために利用状況調査が実施できなかった農地の面積を記入。なお、当該農地に関しては、進入路の復旧等により立入が可能となるまでの間、法第32条（利用意向調査）以降の遊休農地措置が留保されるものである。当該欄に数値がある場合は、[12]にその理由（理由ごとの面積及び筆数）を記入すること。
[9]	うち農業振興地域内の面積			
[10]	調査未了の面積			〇〇年に一度も現地の利用状況確認を行っていない面積。これについては、[4]～[9]を基に自動計算するため、記入不要。当該欄に数値がある場合は、[13]にその理由（理由ごとの面積及び筆数）を記入すること。
[11]	うち農業振興地域内の面積			
[12]	立入困難等外因的理由で調査できなかった面積がある場合、その理由（右欄に直接記入）			
[13]	利用状況調査未了の面積がある場合、その理由（右欄に直接記入）			

2　様式１の補足事項

[14]	利用意向調査が未実施の面積がある理由（右欄に直接記入）	
[15]	所有者不明の農地で公示を実施しない農地がある場合、その理由（右欄に直接記入）	
[16]	利用意向調査で未回答のものがある場合、そのうち明らかである理由（右欄に直接記入）	
[17]	勧告の対象となる農地があるにもかかわらず勧告を行わなかった理由（右欄に直接記入）	

3　遊休農地（荒廃農地）の増減理由について

[18]	１号遊休農地がこの１年間に増減した理由（右欄に直接記入）	
[19]	２号遊休農地がこの１年間に増減した理由（右欄に直接記入）	
[20]	再生利用が困難な農地がこの１年間に増減した理由（右欄に直接記入）	

4　措置命令等の実績

番号	項　目	面積（㎡）	筆数	件数	調査要領
[21]	支障の除去等の措置を講ずべきことの措置命令				この１年間に、法第42条第１項に基づき、市町村長が支障の除去等の措置を講ずべきことを命じた面積、筆数及び件数
[22]	支障の除去等の措置の実績				この１年間に、法第42条第３項に基づき、市町村長が自らその支障の除去等の措置を講じた面積、筆数及び件数

5　粗放的管理（利用）に関する事項

番号	項　目	回答欄	調査要領
[23]	粗放的管理（利用）の取組の有無		粗放的管理（利用）の取組を市町村内で実施又は予定している場合には「○」を記入してください。 ※粗放的管理（利用）とは地域の取決めや合意により、低コストな肥培管理が可能な作物等による農地利用をいう。
[24]	粗放的管理（利用）の取組（予定）面積		その実施又は予定している面積（㎡）を記入してください。

43　農地中間管理権の取得に係る基準に適合しない遊休農地の取扱いについて

（令和７年３月21日付け農林水産省経営局農地政策課事務連絡）

農地法に基づく遊休農地に関する措置において、農業委員会は、農地の利用意向調査の結果、所有者等から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったときは、その旨を農地中間管理機構に通知することとされています（農地法（昭和27年法律第229号）第35条第１項）。

当該通知を受けた農地中間管理機構は、その農地が、農地中間管理事業規程に定める農地中間管理権の取得に係る基準（以下、単に「基準」という。）に適合しない場合（以下、基準に適合しない農地を「不適合遊休農地」という。）には、その旨を農業委員会及び所有者等に通知することとされています（同条第２項）。

このような運用の中、不適合遊休農地の利用の状況が変わっていないにもかかわらず、農業委員会は、前年の不適合遊休農地について利用意向調査を行い、再び、所有者等から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明を受け、前年と同様の手続きを繰り返すなど、農業委員会及び農地中間管理機構における事務は、それぞれの大きな負担となっています。

また、所有者等からも、農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明を行っても、基準に適合しない旨の通知を再び受け取っており、農地中間管理機構への不信感につながっているとの意見もあります。

このため、遊休農地に関する措置の実効性を確保しつつ、農業委員会及び農地中間管理機構の事務の負担軽減に有効である下記の取組について参考としていただくことも考えられますので、お知らせします。

いずれにしましても、遊休農地に関する措置については、農業委員会及び農地中間管理機構における事務の負担軽減に向け、それぞれの体制等を踏まえ、その取扱いについて相互で調整していただきますようお願いします。

記

１　基準に適合しない旨の通知を受けた時から次の利用意向調査までの取組

農業委員会は、

(1)　不適合遊休農地について、次の利用状況調査までの間に、必ず、農地に該当するか、非農地に該当するかの判断を行います。

(2)　(1)の不適合遊休農地（農地と判断したものに限る。）について、農地中間管理機構の協力を得て、基準に適合するか否かを確認します。

基準に適合しない旨を確認した場合、その理由も農地中間管理機構から聞き取ります。

(3)　(2)で基準に適合しない旨を確認した不適合遊休農地について、その所有者等に対し、その旨及びその理由を説明します。

併せて、不適合遊休農地を適切に保全管理するよう指導します。

２　利用意向調査における取組

農業委員会は、上記１の(3)の不適合遊休農地に係る利用意向調査に当たり、所有者等に対し、

①　基準に適合しないため農地中間管理事業を利用できないこと、

②　利用の意向としては、「自ら耕作する」、「自ら売却先、貸付先を探す」、「その他」から選択することとなること

を説明し、ご理解を得るものとします。これらのご理解を得た場合には、農地法第35条第１項に基づく農地中間管理機構への通知及び同条第２項に基づく基準に適合しない旨の農業委員会及び所有者等への通知は不要となります。

３　その他

農業委員会は、農地中間管理機構などの関係機関と連携して、地域内外からの不適合遊休農地（農地と判断したものに限る。）の借受希望者の掘り起こしを継続して行うものとします。

掘り起こしの結果、借受希望者が現われた場合には、速やかに農地中間管理機構にその旨を連

絡するとともに、農地中間管理事業の利用も含め、所有者等及び借受希望者の意向を確認し、農地の貸借に係る手続きを行うよう促すものとします。一方、借受希望者が現われるまでの間、所有者等に対し、適切に保全管理するよう指導します。

44　農地台帳に記録されている土地所有者等関連情報の提供について

（平成30年11月21日付け30経営第1823号岐阜県担当部長あて
農林水産省経営局農地政策課長通知）

社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法（昭和26年法律第219号）の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」といいます。）が平成30年11月15日より一部施行されました。

法の施行により、国の行政機関の長及び地方公共団体の長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業（以下「地域福利増進事業等」といいます。）の実施の準備のため、当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域（以下「事業区域」といいます。）内の土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該土地に工作物を設置している者その他の者に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めることができることとなります（同法第39条第５項）。また、都道府県知事及び市町村長は、事業区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、土地所有者等関連情報を、内部で利用し、又は地域福利増進事業等を実施しようとする者に対して提供することができることとなります（同条第１項及び第２項）。

その結果、農業委員会は、「当該土地に工作物を設置している者その他の者」に該当するものとして、地域福利増進事業等を実施しようとする者に対して土地所有者等関連情報を提供する市町村の部局（以下「情報提供担当部局」といいます。）に対し、地域福利増進事業等の事業区域内の土地の土地所有者等の探索に必要な限度で、農地台帳に記録されている土地所有者等関連情報（具体的には、氏名又は名称、住所といった事項に限られる。）を提供したとしても、個人情報保護条例の提供の制限等に抵触しないものと解されるところです。

したがって、今後、市町村の情報提供担当部局より、事業区域内の土地所有者等に関する農地台帳の一定の情報について提供の依頼がなされることがあると考えられますが、その実務的な取扱いについては、国土交通省土地・建設産業局企画課長から各都道府県の所有者不明土地法担当部局長に別添のとおり通知されていますので、農業委員会におかれては、当該通知を踏まえ、情報提供担当部局からの当該情報の提供等の依頼について、適切に対応いただくよう、貴管下農業委員会に通知していただくとともに、適切に指導いただきますようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づき、国の考え方、事務処理上の留意点等を示す技術的助言として通知するものです。

別添（略）

45　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴う固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地の所有者等に関する情報の取扱い等について

（平成30年11月15日付け総税固第73号各都道府県総務部長（市町村税担当課扱い）あて
総務省自治税務局固定資産税課長通知）

社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法（昭和26年法律第219号）の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「特措法」という。）が平成30年11月15日より一部施行されます。

特措法の施行に伴う固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地の所有者等に関する情報の取扱いについては、下記にご留意いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４（技術的な助言）に基づくものです。

記

１　特措法第39条第１項の規定に基づく土地所有者等関連情報の内部利用について

特措法の施行に伴い、平成30年11月15日以降、都道府県知事及び市町村長は、特措法第39条第１項に規定する地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する同項に規定する土地所有者等関連情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができることとなります（特措法第39条第１項）。その結果、同項に規定する土地所有者等関連情報であって当該土地所有者等の探索に必要な限度の情報（具体的には、当該土地所有者等の氏名又は名称、住所及び電話番号といった事項に限られる。）を、地方団体の税務部局が、当該土地所有者等の探索に必要な限度において、市町村（当該土地が特別区の存する区域内に所在する場合は東京都）の地域福利増進事業等を実施しようとする部局（以下「事業部局」という。）又は地域福利増進事業等を実施しようとする者に対し情報を提供する部局（以下「情報提供担当部局」という。）が地域福利増進事業等の実施を準備する目的のために提供したとしても、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の守秘義務に抵触しないものと解されるところです。

今後、事業部局又は情報提供担当部局から、当該土地所有者等に関する一定の情報について提供の依頼がなされることがあると考えられますが、その実務的な取扱いについては、国土交通省土地・建設産業局企画課長から各都道府県の所有者不明土地法担当部局長宛てに別添１のとおり通知されています。各地方団体の税務部局におかれましては、この通知を踏まえ、事業部局又は情報提供担当部局からの当該情報の内部利用の依頼について、適切に対応いただきますようお願いいたします。

２　特措法第40条第３項の規定に基づく登記官への情報提供等について

特措法の施行に伴い、平成30年11月15日以降、登記官は、特措法第40条第１項及び第２項の規定の施行に必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の者に対し、同条第１項の土地の所有権の登記名義人に係る死亡の事実その他当該土地の所有権の登記名義人となり得る者に関する情報の提供を求めることができることとなります（特措法第40条第３項）。その結果、当該土地の所有権の登記名義人となり得る者に関する情報であって同条第１項の規定の施行に必要な限度の情報（具体的には、当該土地の所有者の氏名又は名称及び住所といった事項に限られる。）を、地方団体の税務部局が、同項の規定の施行のために必要な限度において、登記官が同項に基づく調査又は探索を実施する目的のために提供したとしても、地方税法第22条の守秘義務に抵触しないものと解されるところです。

今後、登記官から、当該土地の所有者に関する一定の情報について提供の依頼がなされることが

あると考えられますが、その実務的な取扱いについては、法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長宛てに別添２のとおり通知されています。各地方団体の税務部局におかれましては、この通知を踏まえ、登記官からの当該情報の提供依頼について、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、この通知の「４　調査結果の提供」において、当該土地の所在する地方団体の税務部局が登記所に備え付けられる法定相続人情報の閲覧を求めた場合、登記官はこれに協力すること等が記載されていますので、必要に応じご活用いただきますようお願いいたします。

（別添１）

国土企第38号
平成30年11月15日

各都道府県　所有者不明土地法担当部局長　殿

国土交通省土地・建設産業局企画課長

固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用について

社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法（昭和26年法律第219号）の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）が平成30年11月15日より一部施行されます。

法の施行により、都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業（以下「地域福利増進事業等」という。）の実施の準備のため、当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域（以下「事業区域」という。）内の土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、土地所有者等関連情報を内部で利用することができることとなり、又は提供することとなります。これを受け、今後、地域福利増進事業等を実施しようとする部局（以下「事業部局」という。）又は地域福利増進事業等を実施しようとする者に対し情報を提供する部局（以下「情報提供担当部局」という。）が行う固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用の取扱いについては、その適切かつ円滑な実施に向け、下記事項にご配慮いただくとともに、貴管内市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、このことについては総務省自治税務局とも協議済みであることを申し添えます。

記

１　内部で利用することが可能な情報について

都知事及び市町村長は、法第39条第１項の規定に基づき、都及び市町村の税務部局が地方税に関する調査等に関する事務に関して知り得た情報のうち、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報であって同項に規定する土地所有者等関連情報（具体的には、事業区域内の土地の土地所有者等（納税義務者）の氏名又は名称、住所及び電話番号といった事項に限られる。）のうち不動産登記簿情報等として一般に公開されていないもの（以下「固定資産税関係土地所有者等関連情報」という。）について、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の守秘義務に抵触することなく、事業区域内の土地の土地所有者等の探索に必要な限度で、内部で利用することが可能である。

なお、不動産登記簿情報等、一般に公開されている情報については、従前どおり、地方税法第22条の守秘義務に抵触することなく、利用することが可能である。

２　内部で利用するに当たっての手続

都又は市町村の事業部局又は情報提供担当部局が固定資産税関係土地所有者等関連情報の提供を求める際には、書面により、事業区域内の土地の地番その他当該土地の所在地を確認できる情報を税務部局に提供した上で提供を求めるなど、照会の方法を事前に税務部局と調整の上、行うものとする。

３　把握した情報の活用

１により土地所有者等関連情報を事業部局及び情報提供担当部局が利用することができるのは、事業区域内の土地の土地所有者等の探索に必要な限度においてである。

例えば、事業部局又は情報提供担当部局が、事業区域内の土地に係る固定資産税の納税義務者本人に対し、当該土地の所有者を特定するため又は法第39条第２項に基づく情報提供の求めがあった場合に情報提供に係る同意を取得するための書面の送付等を行うために固定資産税関係土地所有者等関連情報を活用することは可能であるが、国又は地方公共団体以外の者に対し納税義務者本人の同意を得ずに納税義務者本人以外に固定資産税関係土地所有者等関連情報を漏らす行為は、土地所有者等の探索に必要な限度においての利用とは解されない。なお、正当な理由なく固定資産税関係土地所有者等関連情報を漏らす行為は、地方公務員法第34条第１項の守秘義務に違反することにも留意が必要である。

（別添２）

法務省民二第609号
平成30年11月15日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長

固定資産課税台帳に記載されている情報の取扱いについて（通知）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「特措法」という。）の一部が本日施行されましたが，これにより，特措法第40条第３項の規定に基づき登記官は，同条第１項及び第２項の規定の施行に必要な限度で，関係地方公共団体の長その他の者に対し，同条第１項の土地の所有権の登記名義人に係る死亡の事実その他当該土地の所有権の登記名義人となり得る者に関する情報の提供を求めることができることとなったところ，地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第１項第９号に規定する固定資産課税台帳（以下「台帳」という。）の情報の取扱いについては，下記の事項に留意するよう，貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお，本件取扱いについては総務省自治税務局とも協議済みであることを申し添えます。

記

１　提供を受けることが可能な情報について

登記官は，特措法第40条第３項が施行される本日以降，同項に基づき，同条第１項の規定の施行に必要な限度で，地方税法第22条の守秘義務に抵触することなく，地方公共団体の税務部局から台帳記載情報の提供を受けることが可能となる。

この提供を受けることが可能な台帳記載情報とは，土地の所有者の氏名又は名称及び住所に限られる。

２　提供を受けるに当たっての手続

登記官は，特措法第40条第１項の所有権の登記名義人に係る死亡の事実の有無の調査において，住民票又はその除票を取得するなどの調査を尽くしても当該事実の有無を確認することができなかった場合には，同条第３項の規定に基づき，１に関する情報の提供を別添様式により求めることとし，その際には，事前に地方公共団体の税務部局との間で，照会の方法，照会時期などについて，十分調整の上，実施する。

３　登記記録と異なる台帳記載情報の活用

登記官が，１により提供を受けた情報を利用することができるのは，特措法第40条第１項の規定の施行のために必要な限度においてであり，登記官が台帳上の所有者本人に対する調査に当該情報

を活用することは可能であるが，台帳上の所有者本人以外の第三者に当該情報を漏らす行為は，同項の規定の施行のために必要な限度においての利用とは解されない。

４　調査結果の提供

登記官は，特措法第40条第１項の付記をしたときは，地方税法第382条の規定に準じた扱いとして，その付記をしたことを当該土地の所在地の市町村長（特別区の存する区域内においては都知事）に通知することとする。

また，登記所に備え付ける所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例等に関する省令（平成30年法務省令第28号）第１条の法定相続人情報については，所有権の登記名義人となり得る者を調査するため，当該土地の所在する地方公共団体の税務部局から，地方税法第20条の11の規定に基づき，閲覧の求めがあった場合には，これに協力するものとする。

（別添様式）

文書第　　号
年　　月　　日

市区町村長　殿

何市名区何町何丁目何番何号
法務局　　出張所
登記官　　職印

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第40条第３項の規定に基づく固定資産課税台帳に関する情報の提供依頼について（依頼）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第40条第３項の規定に基づき，別添の調査対象土地について，固定資産課税台帳に記載された土地の所有者の氏名又は名称及び住所の情報の提供を依頼しますので，よろしくお取り計らい願います。

（別添）
【調査対象土地一覧】
１　○○県○○市○○町一丁目１番
２　同市○○町大字○○字○○１番

46　固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の取扱いについて

（平成26年３月31日付け総税固第23号各都道府県総務部長（市町村税担当課扱い）あて
総務省自治税務局固定資産税課長通知）

農業の生産性向上に向けて、担い手への農地集積・農地の集約化の更なる加速等を図るため、遊休農地に関する措置の強化や農地台帳等の法定化などを盛り込んだ農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号、以下「改正法」という。）及び農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成26年農林水産省令第24号）が平成26年４月１日から施行されます。

改正法の施行に伴い、同日以降、農業委員会はその所掌事務の遂行に必要な限度で、関係行政機関に農地に関する情報の提供を請求することができることとなります（農地法（昭和27年法律第229号）第51条の２第２項）。その結果、農地法第３条第１項に基づき農業委員会の許可を受けなければならない農地や同法第３条の３第１項に基づき農業委員会に届け出なければならない農地に関する固定資産課税台帳の一定の情報を地方団体の税務部局が農業委員会（農業委員会の非設置市町村においては市町村農政部局、以下同じ。）に提供したとしても、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の守秘義務に抵触しないものと解されるところです。

今後、農業委員会より、権利移動の許可や権利取得の届出の義務がある農地に関する固定資産課税台帳の一定の情報について提供依頼がなされることがあると考えられますが、その実務的な取扱いについては、農林水産省経営局農地政策課長から各地方農政局経営・事業支援部長、内閣府沖縄総合事務局農林水産部長及び北海道農政部長に別添のとおり通知されています。各地方団体の税務部局におかれましては、この通知を踏まえ、農業委員会からの当該情報の提供依頼について、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４（技術的な助言）に基づくものです。

（注）　農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第102条では、農業委員会は、地方税法第22条の規定に違反しない範囲内で農地台帳について固定資産課税台帳との照合を行うものとされていますが、具体的には、農業委員会において、地方団体の税務部局から提供を受けた情報を、農業委員会が保有する農地台帳の記録と照らし合わせることをいうものとされています。

（別添）

25経営第3968号
平成26年３月31日

各地方農政局経営・事業支援部長　殿

経営局農地政策課長

固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の取扱いについて

農業の生産性向上に向けて、担い手への農地集積・農地の集約化の更なる加速等を図るため、遊休農地に関する措置の強化や農地台帳等の法定化などを盛り込んだ農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）が平成25年12月13日に公布され、農地法（昭和27年法律第229号）第51条の２の規定に基づき、農業委員会は、農地に関する情報について、行政機関内部での内部利用・相互提供や他の機関に対する情報提供依頼ができることとされたところです。

また、本日付けで農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成26年農林水産省令第24号）が公布され、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第102条の規定に基づき、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年１回以上、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に違反しない範囲内で、農地台帳について固定資産課税台帳との照合を行うこととされたところです。

いずれも平成26年４月１日から施行されることとされていますが、これを受け、今後、農業委員会（農業委員会の非設置市町村においては市町村農政部局、以下同じ。）から地方団体の税務部局に対して行う固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の提供依頼の取扱いについては、その適切かつ円滑な実施に向け、下記事項に御配慮いただくとともに、貴管下の県を通じて市町村に周知いただくようお願いします。

なお、このことについては総務省とも協議済みであることを申し添えます。

記

１　提供を受けることが可能な情報について

地方税法第341条第１項第９号に規定する固定資産課税台帳（以下「台帳」という。）に記載されている農地法第２条第１項に規定する農地に関する情報のうち、地方団体の税務部局が調査した結果知り得た情報（以下「登記簿と異なる台帳記載情報」という。）であって一定のものについては、農業委員会は、農地法第51条の２第２項の規定に基づき、農業委員会の所掌事務の遂行に必要な限度で情報提供を求めることで、地方税法第22条の守秘義務に抵触することなく、地方団体の税務部局から当該登記簿と異なる台帳記載情報の提供を受けることが可能であること。この提供を受けることが可能な登記簿と異なる台帳記載情報であって一定のものとは、農地法第３条の規定に基づく権利移動の許可を受ける際又は同法第３条の３の規定に基づく権利取得の届出を行う際に農業委員会への提出が義務付けられている事項のうち農地台帳への記載が必要な事項に限られること。具体的には、農地の所有者の氏名又は名称及び住所、農地の所在、農地の面積といった事項に限られること（したがって、農業委員会への届出義務が無い事項、例えば、所有権を移転せず変更された所有者の住所は、提供を受けることができる登記簿と異なる台帳記載情報に含まれない。）。

なお、農業委員会が、地方団体の税務部局から台帳に記載されている農地に関する情報で一般に公開されているものの提供を受けることは、従前どおり、可能であること。

２　提供を受けるに当たっての手続

農業委員会が、１により提供を受けることが可能な情報の提供を求める際には、あくまでも事務取扱が可能な範囲での連携協力となることから、事前に税務部局との間で、その照会時期、照会対象の範囲、照会の方法などについて、十分調整の上、実施すること。

３　把握した情報の活用

農業委員会は、　１により提供を受けた情報を、農地法第51条の２第１項の規定に基づきその所掌事務の遂行に必要な限度で内部利用することが可能であることから、例えば、農地台帳の記録の修正や農地法等に基づく他の法令業務などに積極的に活用することが適当であること。

４　その他

農地法施行規則第102条の規定に基づき、農業委員会は、地方税法第22条の規定に違反しない範囲内で農地台帳について固定資産課税台帳との照合を行うものとされているが、具体的には、農業委員会において、地方団体の税務部局から１により提供を受けた情報を、農業委員会が保有する農地台帳の記録と照らし合わせることをいうものであること。

25経営第3979号
平成26年３月31日

各地方農政局経営・事業支援部長　殿

経営局農地政策課長

農地に関する情報に係る個人情報保護条例の取扱いについて

農業の生産性向上に向けて、担い手への農地集積・農地の集約化の更なる加速等を図るため、遊休農地に関する措置の強化や農地台帳等の法定化などを盛り込んだ農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）が平成26年４月１日に施行されることとなっていますが、この法律により改正された農地法（昭和27年法律第229号）では、第51条の２の規定により、農業委員会は、農地に関する情報について、行政機関内部での内部利用・相互提供や他の機関に対する情報提供依頼ができることとされました。

また、本日付けで農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成26年農林水産省令第24号）が公布され、法律と同様に平成26年４月１日に施行されることとなっていますが、改正された農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）では、第102条の規定に基づき、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年１回以上、住民基本台帳との照合を行うこととされました。

一方、現在、全国の全ての市町村で個人情報保護条例が制定され、そこでは本人以外からの個人情報の収集、市町村が保有する個人情報の目的外利用及び外部提供を一般的に禁止しつつ、一定の場合に限り例外的にこれらの行為を行うことを許容するという規定となっています。その際、この個人情報の提供を許容する例外類型の一つとして「法令に定めがある場合」を規定しているのが一般的であり、農地法第51条の２の規定は市町村内部において個人情報を目的外利用するに当たっての条例上の根拠を設けるものです。このため、今後農業委員会（農業委員会の非設置市町村においては市町村農政部局）から住民基本台帳に記載されている農地に関する情報の提供依頼があった場合の取扱いについてはその適切かつ円滑な実施に向け、御配慮いただくとともに、貴管下の県を通じて市町村に周知いただくようお願いします。

47　非農地判断の徹底について

（令和３年４月１日付け２経営第3505号各都道府県担当部長あて
農林水産省経営局農地政策課長通知）

農林水産省としては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第４条に基づき策定した「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成26年農林水産省・経済産業省・環境省告示第２号。以下「基本方針」という。）」にて、市町村が同法第５条に基づき策定する基本計画において、基本方針に基づき再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域に含めることを推進するとされており、再生可能エネルギーの導入を促進していくこととしているところである。

ついては、農業委員会は、下記に留意の上、非農地判断に係る事務処理について迅速かつ適切に遂行いただきたい。

なお、貴管下農業委員会に対しては、貴職においてよろしく御指導いただきたい。

記

１　非農地判断の手続の迅速化

農業委員会は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第30条に基づく利用状況調査の結果、調査した農地が次のいずれかに該当する農地（以下「再生利用が困難な農地」という。）である場合には、原則として、当該調査を行った年内に、非農地判断を行うこととなっている。

①　土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること

②　周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれること

非農地判断の徹底については、これまで「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について」（平成30年３月12日付け29経営第3242号農林水産省経営局農地政策課長通知）により、農業委員会の事務の適正かつ円滑な運用が図られるよう通知したところである。

しかしながら、以下の理由により、農業委員会が非農地判断を行うことが相当でありながら、放置されている農地がいまだ存在している。

①　非農地判断しても、土地所有者が不動産登記法（平成16年法律第123号）第37条に基づく地目変更登記（以下単に「地目変更登記」という。）の申請をしないことが多い

②　農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第８条第２項第１号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）から除外されることで乱開発されるという農村現場の懸念

③　国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われていないため、現地確認が困難

このような状況を放置すれば、法第52条の２第１項に基づき農業委員会が作成する農地台帳の正確な記録の確保が図られず、円滑な事務手続きを阻害する要因になりかねない。

このため、農地利用最適化推進委員及び農業委員（以下「推進委員等」という。）が３人以上で利用状況調査を実施し、その結果に基づき、再生利用が困難な農地と判断された場合は、農業委員会は、地目変更登記の有無にかかわらず、当該調査後直ちに、非農地として農地台帳から除外するものとする。

２　非農地判断した農地の地目変更登記について

地目変更登記は、所有者が申請することとされている。

他方、農業委員会から非農地である旨の通知を受けた所有者が当該申請を行っていない事例が多数見受けられるところ。

このような中、一部の市町村では、市町村の農業委員会及び固定資産課税部局と法務局とが連携し、農業委員会が非農地とした土地について、地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第７項の規定に基づき、市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申出を行い、法務局が

地目変更登記を行っている。

このような事例は、農地台帳と固定資産課税台帳との登記地目が合致し、以後の現況確認の事務負担の軽減にも繋がることから、農業委員会においては、当該事例を積極的に活用されることが望ましい。当該事例の活用を検討するに当たっては、固定資産課税部局及び法務局と十分に協議するものとする。

なお、このことについては、法務省と協議済みであることを申し添える。

３　非農地判断した土地の農用地区域からの除外について

非農地判断した土地の農用地区域内からの除外については、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年４月１日付け12構改Ｃ第261号農林水産省構造改善局長通知）第16の１の(1)の④のイにより対応するものとする。

４　現地確認が困難な農地について

利用状況調査は、推進委員等が農地一筆ごとに現地確認することとなっているが、複数の筆で既に森林の様相を呈していること等を目視により確認したときは、境界が確定しない場合であっても、農業委員会は非農地判断を行った上で、まとめて農地台帳から除外することは可能であることから、これらを適切に実施することが適当である。

なお、その際は、当該土地の現況写真を撮影し、適切に保存するものとする。

５　フォローアップについて

農業委員会は、再生利用が困難な農地について、毎月末時点の非農地判断の実施状況（実施されていない場合にはその理由）を別添報告様式により、翌月の10日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は各市町村ごとの報告を取りまとめの上、翌月末までに地方農政局長等（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

地方農政局長等は、農業委員会が非農地判断を実施していない場合には、農業委員会からその理由を聞き取り、必要な助言を行うものとする。また、地方農政局長等は農業委員会が助言を行っても非農地判断を行わない場合には、法第58条に基づき速やかに非農地判断を行うよう指示を行うものとする。

48　非農地判断した土地の地目変更登記の申出について

（令和３年６月11日付け３経営第882号各都道府県担当部長あて
農林水産省経営局農地政策課長通知）

農業委員会が行う非農地判断の促進については、「非農地判断の徹底について」（令和３年４月１日付け２経営第3505号農林水産省経営局農地政策課長通知。以下「非農地判断通知」という。）（別紙１）において周知しているところです。

本通知を踏まえ、法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長宛てに、「地方税法第381条第７項の申出に基づく登記官の職権による地目変更の登記の取扱いについて」（令和３年６月11日付け法務省民二第839号法務省民事局民事第二課長通知。）（別紙２）が発出されました。

つきましては、非農地判断通知の２の市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申出を行う場合には、下記事項に留意の上、地目変更の申出に係る事務処理が迅速かつ適切に実施されるよう、貴管下農業委員会に対して周知をお願いします。

記

１　法務局との協議

市町村（農業委員会を含む。）は、地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第７項の規定に基づき、市町村長が登記所に対して地目変更の申出を行う前に、非農地判断を行った土地を管轄する登記所と協議し、処理方法について調整することとなっています。

農業委員会におかれては、登記所との協議を実務上担っていただいておりますが、登記所と協議する場合には、地目の変更があったことが確認できる資料を地目変更の申出書に添付して頂きますようお願いします。

具体的には、登記所から依頼のあったもので対応して頂くこととなりますが、次のような資料が想定されています。

（１）非農地通知一覧（所在、地番、地積、地目、所有者等の情報が記載されたもの）
（２）現地を調査したことが分かる資料
（３）位置図、現況写真等の土地の場所が確認できるもの（どこを撮影したかがわかるレベルのものであれば可）
（４）その他地目の変更に関し，登記官の認定に資するもの

２　土地所有者等への通知

農業委員会は、非農地判断を行った土地について、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第４の(3)のウに基づき、所有者等に通知することとなっています。

その際、地目変更登記の円滑な事務処理を行う観点から、市町村長が登記所へ地目変更の申出を行う旨、農業委員会から土地所有者に対して通知するよう努めてください。

○別紙１　「非農地判断の徹底について」　（略）
○別紙２　「地方税法第381条第７項の申出に基づく登記官の職権による地目変更の登記の取扱いについて」　（略）

49　地方税法第381条第７項の申出に基づく登記官の職権による地目の変更の登記の取扱いについて

（令和３年６月11日付け法務省民二第839号法務局民事行政部長・地方法務局長あて
法務省民事局民事第二課長通知）

本年４月１日付けで，農林水産省経営局農地政策課長から各都道府県宛て別添の通知（以下「農水省通知」という。）が発出されたところですが，同通知中の記２においては，農業委員会が非農地と判断した土地について，地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第７項の規定に基づき，市町村長が法務局に対して地目変更の申出（以下「第381条申出」という。）を行う取扱いに言及されています。

不動産登記制度においては，当事者の申請によって登記をするのが原則であり，登記官の職権発動は飽くまでも補充的な取扱いとして位置付けられているところですが，他方で，所有者による申請を期待することができない場合，第381条申出に基づき，登記官の職権による地目の変更の登記を行うことは，一括して多くの土地の現況地目を登記簿に反映することにつながり，これは不動産の物理的状況を登記記録上明らかにするという表示に関する登記の制度趣旨に合致するものであると考えられます。

このような観点から，各局におかれては，第381条申出に基づく登記官の職権による地目の変更の登記に係る取扱いの円滑な実施に資するとともに，同取扱いの標準化を図るため，農業委員会等から協議があったときは積極的にこれに応ずるとともに，当該取扱いについての実施要領を定める等必要な措置を講ずるよう，よろしくお取り計らい願います。

50　農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について

（平成30年３月12日付け29経営第3242号農林水産省経営局農地政策課長通知）

農業委員会は、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第３の１の(3)のウ及び第４の規定に基づき、利用状況調査や荒廃農地の発生解消状況に関する調査（「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年４月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づく調査をいう。）の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、原則として当該調査を行った年内に、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされています。

しかしながら、これらの調査によって農地に該当しない旨が判明した土地について、農地台帳から除外されていないものが多数見受けられます。

このような状況を踏まえ、農業委員会の事務の適正かつ円滑な運用が図られるよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づき、国の考え方、事務処理上の留意点等を示す技術的助言として、下記のとおり通知しますので、貴管下農業委員会に通知していただくとともに、適切に指導いただきますようお願いします。

記

農地が森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況となっている場合には、農地（農地法（昭和27年法律第229号）第２条第１項に規定する農地をいう。以下同じ。）に該当しないものであり、このような土地を農地台帳に記載し続けることは農地台帳の正確な記録の確保が図られず、農業委員会の事務の的確な執行に支障を及ぼすおそれがある。

このため、農業委員会は、運用通知第３の１の(3)のウ及び第４の規定に基づき、既に森林の様相を呈しているなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、

① 運用通知第４の(4)の基準に従って対象地が農地に該当するか否かについて判断を行い（運用通知第４の(3)のア）、

② その結果、対象地が農地に該当しない旨の判断（以下「非農地判断」という。）をした場合は、対象地について、農地台帳の整理等を行うこととされている（運用通知第４の(3)のウ）

ことから、これらを適切に実施すること。

併せて、この非農地判断に関して、現場から様々な意見が寄せられていることから、今般、別紙のとおりこうした意見についての国の考え方を示すので、これを十分踏まえることとされたい。

（別紙）

非農地判断に関する現場からの意見について

1　現場からの意見について

非農地判断に関する現場からの意見についての考え方を、それぞれ次のとおり示すので、留意されたい。

① 森林の様相を呈しているものの、所有者の意向によらず一方的に非農地判断を行うことに対する懸念があるとの意見

② 将来的には農地として再生される可能性があることから、非農地判断を行うことができないとの意見

【運用通知第４】

(3) 農業委員会は、農地に該当するか否かの判断を行う場合は、次に掲げる手続により行うこと。

ア 法第30条の利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査（「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年４月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づく調査をいう。）等を踏まえ、(4)の基準に従って対象地が農地に該当するか否かについて判断を行うこと。

イ 対象地が法第４条第１項若しくは第５条第１項の規定に違反すると認められる場合又は法第４条第１項若しくは第５条第１項の許可に付された条件に違反すると認められる場合は、農地に該当するか否かの判断を行わないものとすること。

ウ アにより、対象地が農地に該当しない旨の判断をした場合は、対象地の所有者等及び都道府県、市町村、法務局等の関係機関に対してその旨を通知する（所在が分からない所有者等に対してはこの限りではない。）とともに、対象地について、農地台帳の整理等を行うこと。

(4) 農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものとする。

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

⇒ ①の意見については、運用通知第４の(3)及び(4)のとおり、非農地判断は所有者等の意向で判断するものではなく、農業委員会が土地の現況を客観的に判断するものとしている。

⇒ ②の意見については、運用通知第４の(4)の「農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地」とは、基盤整備事業等の具体的な計画が策定されていない場合のほか、当該土地が農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第８条第１項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において基盤整備等の対象地として定められていない場合であり、これらの計画の位置付けがない場合は、農地として再生される可能性がないものとなる。

③　農業振興地域（農振法第６条第１項に規定する農業振興地域をいう。）内や農用地区域（農振法第８条第２項第１号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内にある土地は、農業の振興を図るべきであり、たとえ森林の様相を呈していたとしても非農地判断ができないとの意見

④　農用地区域内にある土地が自由に開発されてしまい、一体的な土地利用に支障を及ぼしたり、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすのではないかとの意見

【農業振興地域制度に関するガイドライン第16の２の(1)の①】

ウ　「「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「農地法の運用」という。）第４の(2)に基づき、農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当しないと判断された農用地区域内の土地が直ちに農用地区域から除外されることとなると、周辺の土地において営農活動を行っている農業者が不利益を被るだけでなく、農業振興施策を効率的に実施することができなくなるおそれがある。

このため、農地法の運用において「農地」に該当しないと判断された土地については、次のいずれにも該当する場合を除き農用地区域から除外せず、法第10条第３項に規定する「農用地等とすることが適当な土地」に該当するものとして、農用地区域に残置しておくことが適当であること。

a　農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地

b　当該土地を除外（除外後の開発行為を含む。）しても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがない土地（具体的には以下の(a)及び(b)のいずれにも該当する土地）

(a)　周辺の農業用用排水施設等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない土地

(b)　周辺の農用地等において、土砂の流出・崩壊等の災害を発生させるおそれがない土地

⇒　③の意見については、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年４月１日付け12構改Ｃ第261号農林水産省構造改善局長通知。以下「ガイドライン」という。）第16の２の(1)の①のウにおいて、農用地区域内の農地であっても非農地判断され得ることを前提に、その場合の留意事項が規定されているところであり、農用地区域内であっても非農地判断は行うものである。

⇒　④の意見については、ガイドラインにより、農用地区域内で非農地判断を行った土地については、一体的な土地利用に支障を及ぼしたり周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、農用地区域に残置することとされており、非農地判断を行った土地が必ずしも農用地区域から除外されるものではない。農用地区域から除外されなかった場合は、非農地判断された土地であっても、農振法第15条の２に基づく開発行為の制限の対象となることから、すべからく開発行為が可能となるものではない。

⑤　農地転用許可がなくても農地以外に利用することが可能になることから、非農地判断ができない。特に、過去に農地転用許可がなされなかった土地を非農地判断を行うことについて整合性がとれないとの意見

⇒　⑤の意見については、非農地判断は、人為的に農地を農地以外のものにしようとすることを規制する転用許可制度とは趣旨及び目的が異なるものである。また、農地法に遊休農地に関する措置が設けられたことにより、農地として利用せず、遊休化している場合には、利用意向調査や農業委員会による勧告等が制度化されており、意図的に管理を放置して森林の様相を呈するなど非農地と判断される状態へ至らせることは制度上防止し得ることから、非農地判断との整合性は問題とならない。

２　都道府県等による独自の運用等について

都道府県や市町村等において、非農地判断に関して独自の要領を定めて運用を行っている場合等においては、運用通知及び本通知と矛盾が生じないよう留意すること。

51　【県通知】農地に該当しない旨の証明書等の取扱いについて

（令和７年３月14日付け農村第1026号岐阜地方法務局長あて岐阜県農政部農村振興課長通知）

農地法の適正な運用を図るため、このたび農業委員会その他の関係機関に対して、「農地法の適正な運用に係る留意事項について」別添（写し）のとおり通知しましたが、これらの措置のうち特に岐阜県知事許可に係る農地転用等された土地の取扱いについては、その実行性を確保するため下記事項について貴管下各登記官の格別の御配慮を賜りたくお願いします。

なお、「農地転用後の土地の現況確認の実施について」（昭和49年６月13日付け農政第371号岐阜地方法務局長あて岐阜県農政部長通知）については、本通知の発出をもって廃止します。

記

１　農業委員会は、農地法第４条又は第５条の許可（同法第４条又は第５条の届出を含む。また、農地転用事業計画変更承認を含む。以下「転用許可」という。）後、当該許可等に係る転用の目的を達成した者の申請に基づき、現地について調査し、土地現況確認書を交付すること。

２　県、農業委員会その他の関係機関は、地目変更に係る土地の表示に関する登記申請に当たっては、以下の書面を添付するよう土地所有者等に対して周知を図り指導することとしたこと。

(1) 土地現況確認書
(2) 非農地通知書
(3) 農地台帳非登載確認書

３　上記２に掲げる書面が添付されない地目変更に係る土地の表示に関する登記申請があった場合には、「登記簿上の地目が農地である土地について農地以外の地目への地目の変更の登記申請があった場合の取扱いについて」（昭和56年８月28日法務省民三第5402号法務省民事局長通知）に基づき、その土地の地目の認定について、関係農業委員会に対し、当該登記申請に係る土地（以下「対象土地」という。）についての転用許可の有無、対象土地の現況その他の農地の転用に関する事実について照会願いたいこと。

４　農地法第２条第１項に規定する農地又は採草放牧地でないことの確認については、従来「土地現況確認書」により処理してきたが、このたびの土地現況確認制度の一環としての様式、手続等を整備することとしたこと。

52　登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて

（昭和56年８月28日・56構改Ｂ第1345号農林水産省構造改善局長通知）
最終改正：平成28年３月・27農振第2452号

不動産登記法による地目認定と農地法の統制規定との相互の運用の円滑化を図るための調整措置については、これまで「登記官吏が地目を認定する場合における農地法との関連について」（昭和38年７月８日付け38農地第2708号（農）、農林省農地局長通達）及び「登記官が地目を認定する場合における農地法との関連について」（昭和49年２月９日付け49構改Ｂ第250号、農林省構造改善局長通達）により運用してきたところであるが、最近一部の地域において、農地につき農地法の許可なく転用し、登記簿上の地目を農地以外の地目に変更登記した上譲渡する等の事態が生じている。

このような事態は、優良農用地を確保し、良好な農業環境を保持することを目的とする転用規制等農地法の励行確保を期する上で看過することができないものであり、その未然防止を図るためには、基本的には農地担当部局等において、不断に農地事情の迅速的確な把握に努めるとともに、適切な是正措置を適時に講じていく必要があることは当然である。しかし、違法な転用行為の防止や適時の是正措置の実施等転用規制の厳正な執行に万全を期するためには、併せて不動産登記制度と農地制度との相互の運用の整合性を可能な限り確保していくことが肝要であり、このため、法務省民事局長と登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更の登記申請があった場合の取扱いについて協議を行ってきたところである。

その結果、登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記の取扱いに関し、登記官は、地目変更登記申請に農地法の転用許可証等又は都道府県知事若しくは農業委員会の農地に該当しない旨の証明書が添付されていないものについては、必ず農業委員会に農地法の転用許可等の有無、現況が農地であるか否か等について照会するとともに、農業委員会の回答をまって登記事案の処理が行われることとなった。また、違法転用に係る事案で、都道府県知事が農地の状態に回復すべき旨の命令（以下「原状回復命令」という。）を発する見込みであるものについては、登記官は、原状回復命令が発せられるまで登記事案の処理を更に留保し、原状回復命令が発せられたときは登記申請を却下することとされ、別添（「登記簿上の地目が農地である土地について農地以外の地目への変更の登記申請があった場合の取扱いについて」昭和56年８月28日付け法務省民三第5402号法務省民事局長通知。添付省略。）のとおり法務省民事局長より通達されたところである。

ついては、登記官からの照会に係る事務の処理についてその取扱いを下記のとおり定めたので、これが処理に当たっては迅速に対処し、登記官に対する回答期限の厳守については特に配慮し、遺憾なきを期するとともに、登記官からの照会により違法転用の事実又はその可能性が明らかになった事案については、適時適切に違法行為の防止又は是正のための措置が講じられるよう措置されたい。

なお、「登記官吏が地目を認定する場合における農地法との関連について」（昭和38年７月８日付け38農地第2708号（農）、農林省農地局長通達）及び「登記官が地目を認定する場合における農地法との関連について」（昭和49年２月９日付け49構改Ｂ第250号、農林省構造改善局長通達）は、廃止する。

おって、貴管下農業委員会に対しては、貴職からこの旨通達されたい。

記

１　農業委員会の処理

(1)　農業委員会は、登記官から標記照会を受けたときは、照会に係る土地について農地法第４条第１項又は第５条第１項の許可（同法第４条第１項第７号又は第５条第１項第６号の規定による届出及び同法第４条第８項又は第５条第４項の協議を含む。以下「転用許可」という。）を受けているか否かを確認し、更に転用許可を受けていない事案については転用許可を要しないものであるか否かを確認するとともに、原則として農業委員又は農地利用最適化推進委員３人以上と農業委員会事務局職員により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認するものとする。この場合において、転用許可を要しない事案には、転用許可の適用が除外されているもののほか、災害によって農地以外の土地に転換しているもの等が含まれるので、留意するものとする。

(2)　農業委員会は、(1)の調査の結果、転用許可を要する事案で、かつ、転用許可を受けないで農地転用行為が行われているものがあった場合には、直ちに当該事案について都道府県農地担当部局（農地法第４条第１項に規定する指定市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあ

っては、当該指定市町村の農地担当部局。以下「都道府県等農地担当部局」という。）に報告し、原状回復命令を発する予定があるか否かについて適宜の方法により同部局に確認するものとする。

(3)　農業委員会は、登記官が標記照会をした日から２週間以内に、別紙様式第１号により登記官に回答するものとする。

(4)　農業委員会は、(3)により近く原状回復命令が発せられる見込みである旨の回答をした事案について次の事項を確認したときは、速やかに別紙様式第２号又は第３号により登記官に通知するものとする。この場合において、当該通知は(3)の回答の日から２週間以内に行うものとする。
ア　都道府県知事又は指定市町村の長が原状回復命令を発したとき
イ　原状回復命令を発する見込みがなくなったとき

(5)　農業委員会の総会又は部会の開催の都合等により農業委員会が(2)の報告、(3)の回答又は(4)の通知を適時に行うことができないときは、農業委員会事務局長が(2)の報告若しくは(4)の通知をし、又は(3)の回答に代わる調査結果の報告をするものとする。

(6)　農業委員会は、(3)又は(4)による回答又は通知の期限が差し迫っている事案については、適宜の方法によりあらかじめ登記官と連絡調整し、事案の適確な処理が図られるよう努めるものとする。

２　都道府県等農地担当部局の処理

(1)　都道府県等農地担当部局は、１の(2)により農業委員会から報告を受けたときは、遅滞なく現地調査を行い、原状回復命令を発する予定があるか否かについて、適宜の方法により農業委員会に通知するものとする。

(2)　都道府県等農地担当部局は、農業委員会が１の(3)又は(4)による登記官への回答又は通知をそれぞれ所定の期限内に行い得るよう、事務処理の迅速化に努めるものとする。

(3)　都道府県等農地担当部局は、農業委員会の回答に係る農地の地目の認定に疑義が生じた場合において、法務局又は地方法務局から協議を受けたときは、農業委員会から当該協議に係る地目の認定の経緯、認定の理由等を聴取するとともに、現地調査をした上、法務局又は地方法務局と協議し、その結果を農業委員会に通知するものとする。

３　その他

(1)　農業委員会及び都道府県等農地担当部局は、１の(3)又は(4)の回答又は通知がそれぞれ所定の期限内に行われない場合には、登記官は照会に係る事案の登記申請を処理することになることに留意し、照会に係る事務の迅速かつ適正な処理に努めるものとする。
　なお、農業委員会又は都道府県等農地担当部局は、農地を違法転用し、あるいは違法転用に係る農地の登記簿上の地目を農地以外の地目に変更している事案については、既に第三者に譲渡されているものを含め、その実態に即し、その所有者又は行為者等に対し、土盛その他の転用行為の中止、原状回復等の勧告を行い、現状に回復されたときは登記簿上の地目の農地への変更登記申請等の指導を行うものとし、当該勧告及び指導に従わない者に対しては、農地法第51条第1項の規定に基づく措置命令を発する等の措置を講じ、更に当該命令等に従わない者については行政代執行の検討及び捜査機関に対する農地法違反の告発を行うことを考慮する等により農地法の厳正な励行確保を期するものとする。

(2)　農業委員会及び都道府県等農地担当部局は、１の(2)並びに２の(1)及び(2)により事務の処理をすることが農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）別紙１の第４の６に定める事務処理手続と異なる場合には、事務処理の迅速化を図る観点からこの通知の定めるところにより処理すること

とし、原状回復命令を発するに際しての書面による農業委員会に対する意見の聴取を省略して差し支えない。

様式第１号

地目変更登記に係る照会に対する照会書（又は調査結果）

年　　月　　日

○○○登記官　　殿

○○○農業委員会会長(○○○農業委員会事務局長)

年　　月　　日付け第　　号をもって（当農業委員会に）照会のあった件につき、下記のとおり回答（調査結果を報告）します。

記

<table>
<tr><td>1 現地調査年月日</td><td colspan="11">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2 土地の表示と現況地目</td><td>所　　在</td><td>地　　番</td><td>登記簿地　目</td><td>面　積（㎡）</td><td colspan="2">土地所有者の氏名・住所</td><td rowspan="2">現況地目</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>氏　名</td><td>住　　所</td></tr>
<tr><td rowspan="3">3 転用許可等の有無とその内容</td><td rowspan="2">有</td><td>許可等年月日</td><td colspan="2">許可条項</td><td>転用目的</td><td colspan="3">許可等を受けた者の氏名・住所</td></tr>
<tr><td>年　月　日</td><td colspan="2">農地法第　条</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>無</td><td>該当に○</td><td></td><td colspan="7">許可を得ることが必要であるが許可を得ていない</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="7">許可を得る必要がない案件である</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4 都道府県からの指示事項</td><td rowspan="2">該当に○</td><td></td><td colspan="8">原状回復命令を行わない</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="8">近く原状回復命令を行う</td></tr>
<tr><td rowspan="3">5 その他参　考</td><td colspan="4">都　市　計　画　法　関　係</td><td colspan="4">農　振　法　関　係</td><td>そ　の　他</td></tr>
<tr><td colspan="2">線引都市計画</td><td colspan="2">未線引都市計画</td><td colspan="2">農振地域内</td><td rowspan="2">農　振地域外</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>市街化区　域</td><td>市 街 化調整区域</td><td>用途地域</td><td>用　途地域外</td><td>農用地区域内</td><td>農用地区域外</td></tr>
</table>

記載注意

(1) ２の「現況」欄は「農地」又は「非農地」と記入し、「農地」と記入されたものは４の欄の記入は行わない。

(2) ３の「許可等」とは許可及び届出の受理であり、「許可等を受けた者の氏名・住所」欄の記入は、権利の設定、移転に係る許可等の案件については権利の取得者とする。

(3) ４の「原状回復命令」は、対象土地を農地の状態に回復すべきことを命ずるものをいう。また、４の欄は、許可条件違反により非農地化されている場合にも記入する。

(4) ５の欄は、該当箇所に○印を付す。「その他」欄には、条件違反転用の内容その他参考となる事項を記載する。

様式第２号

原 状 回 復 命 令 措 置 の 通 知 書

年　　月　　日

○○○登記官　　殿

○○○農業委員会会長（○○○農業委員会事務局長）

貴職からの　　年　　月　　日付け照会に対する、　　年　　月　　日付け回答

（農業委員会事務局長が調査結果を提出／調査結果を提出）した下記土地については、別添「処分書」（又は「命令書」）写しのとおり、原状回復命令が発せられたので通知します。

記

土地の表示　　○○○○○

（注）

(1)　別添「処分書」（又は「命令書」）写しには、農地法関係事務処理要領（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）別紙１の第４の６の(1)のイの(ｳ)の規定により送付された書面（様式例第４号の 13 又は第４号の 14）の写しを添付するものとする。

(2)　通知の記の１の(3)の回答を同(5)により農業委員会事務局長が行ったものについて、農業委員会会長がこの通知を行う場合には「回答」に代えて「農業委員会事務局長が調査結果を提出」と、農業委員会事務局長がこの通知を行う場合には「回答」に代えて「調査結果を提出」と記載する。

様式第３号

農地への原状回復命令を行わないこととされた事案についての通知書

年　　月　　日

○○○登記官　　殿

○○○農業委員会会長（○○○農業委員会事務局長）

貴職からの　　年　　月　　日付け照会があり、　　年　　月　　日付け回答

（農業委員会事務局長が調査結果を提出／調査結果を提出）した下記土地については、

のための原状回復命令を行わないこととされたので通知します。

記

土地の表示　　○○○○○

（注）

(1)　「農業委員会事務局長が調査結果を提出」又は「調査結果を提出」と記載する場合とは、様式第２号の（注）の(2)のとおりである。

(2)　空欄には、原状回復命令を行わないこととされた理由を記載することとするが、その例としては、①違法転用者の弁明内容を容認した。②勧告指導段階で原状回復が行われた。等が考えられる。

53　農地法及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律に係る農地関係事務の取扱いの留意点について

（令和６年４月16日付け６経営第164号各地方農政局経営・事業支援部長ほかあて
農林水産省経営局農地政策課長通知）

農地法（昭和27年法律第229号）及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和３年法律第25号。以下「相続土地国庫帰属法」という。）に係る農地関係事務の取扱いについて、下記のとおり、留意事項を整理しましたので、御了知の上、（貴管内都府県を通じて）農業委員会（都道府県農業委員会ネットワーク機構）に貴職から周知願います。

記

１　農地転用等された土地の取扱い

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第４条又は第５条の許可（以下「農地転用許可」という。）を受け建物用地等に転用された土地や農業委員会が「「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第４の(4)の基準（以下「非農地判断の基準」という。）に基づき農地に該当しないものと判断した土地など適法に非農地化された土地（以下単に「非農地化された土地」という。）については、その後、建物の撤去等により更地状態となった場合であっても、当該非農地化された土地は、再び耕作又は養畜の事業に供されない限り、登記地目や課税地目にかかわらず、農地法上の農地又は採草放牧地（以下「農用地」という。）に該当しないことに留意すること。

(2) また、非農地化された土地について、非農地判断の基準に照らし、農業用機械を用いて耕起・整地が可能である等として、農地と判断される事案が見受けられるが、非農地判断の基準は農地について適用されるものであり、非農地化された土地について適用すべきではないことに留意すること。

(3) このため、例えば、次に掲げる土地についても、上記の取扱いのとおり非農地化された土地として判断することが適当であるため、留意すること。

ア　農地転用を行ったものの、登記地目の変更が行われず、田・畑のままの土地

イ　非農地判断の基準に従って農地に該当しない旨の判断をしたものの、農地法第52条の２の農地台帳から除外（農業委員会サポートシステムにおいて、当該土地情報の削除又は現況地目を宅地・山林など非農地に変更することを含む。以下同じ。）される前に、樹木伐採等が行われ、更地化した土地

(4) なお、非農地化された土地は、直ちに農地台帳から除外する必要があることに留意すること。

２　農地台帳と農業委員会サポートシステムの違い及びそれを踏まえた相続土地国庫帰属制度に係る事務処理について

(1) 農地法上、農地台帳とは、農業委員会が管内の農地の情報を一筆毎に記録する台帳であり、現況地目が農地の土地のみが対象である。

一方、農業委員会サポートシステムでは、市町村関係部局からの照会等に対応するため、現況地目が農地の土地のほか、農地転用等により非農地化された土地の情報についても記録することを可能としている。

(2) このように、農地台帳とは、農業委員会サポートシステムに記録されている土地のうち現況地目が農地のものの総体をいい、農地台帳は農業委員会サポートシステムの一部に当たることに留意すること。

(3) 一方、相続土地国庫帰属制度においては、「農地台帳に登載されている土地」（農業委員会等において再生利用が困難な農地と判断される土地、農地転用許可を受け農地以外に転用された土地を除く。）は、農用地と判断される。

(4) このため、法務局から、農業委員会に対して、国庫帰属の申請のあった土地に係る農地台帳への登載の有無について照会がなされるが、農業委員会は、(1)及び(2)を踏まえ、当該照会に対する回答に当たっては、次について留意すること。

ア　照会のあった土地が農業委員会サポートシステムに記録されているかを確認し、当該システムに記録されている場合には、現況地目が農地として記録されているか否かを確認すること。

イ　当該システムに記録があったとしても、現況地目が非農地として記録されている場合には、農地法上の農地に該当せず、農地台帳から除外されていることから、法務局等に対して「農地台帳に登載なし」と回答することが適当であること。

3　国庫帰属された農用地に関する対応

(1) 台帳登載価格の算定方法

地方農政局等は、相続土地国庫帰属法第11条に基づき、主に農用地として利用されている土地が国庫に帰属された場合には、速やかに、国有財産法施行令第21条に基づき、具体的には「財産評価基本通達」（昭和39年４月25日付け直視56直審（資）17）により台帳価格の算定を行う必要があることに留意すること。

(2) 国庫帰属された農用地の境界確定について

国庫帰属された農用地については、その審査過程において、当該土地の境界（所有権界）が当該土地の旧所有者と隣接地所有者が認識しているものと相違がなく、争いがないことについて確認が行われた上で国庫帰属されていることに鑑み、地方農政局等は、売払い等を行う上で境界確定が必要と認められる場合には、国庫帰属後、速やかに測量を行い、境界確定を行うことが望ましい。

特に、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第７条第１項）又は用途地域（同法第８条第１項第１号）内にある農用地のうち、農業上の利用の増進の目的に供することが難しいと認められる土地については、農地法第47条の対象となり得るものであることから、国庫帰属後、直ちに測量・境界確定を行うことが適当であることから、計画的に実施するものとする。

54　農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱いについて（抜すい）

（昭和51年７月７日付け51構改Ｂ第1254号農林省構造改善局長通知）
最終改正：令和７年３月25日付け６経営第3153号

租税特別措置法（以下「措置法」という。）第70条の４及び第70条の６の規定による農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予の制度の適用に関し農業委員会等が行う証明事務等の取扱いについては、下記によることとしたので、その運用に遺憾のないようにされるとともに、適正かつ円滑にその事務処理が行われるよう管下都道府県知事を指導されたい。

なお、この取扱いについては、別途本日付けで都道府県知事あて通達済みであるので申し添える。

おって、「農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けるための農業委員会の証明事務について」（昭和50年７月14日付け50－65、農林省構造改善局農政部農政課長通達）は廃止する。

記

第１　農業委員会等の証明等を要する事項

租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）第70条の４、第70条の４の２、第70条の６、第70条の６の２、第70条の６の３、第70条の６の４又は第70条の６の５の規定による農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の制度の適用に関し農業委員会（農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）、市町村長、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第２条第４項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）、農業協同組合、都道府県知事又は農林水産大臣が証明等を行うことを必要とする事項は、次のとおりである。

１　農業委員会が行うべき証明等

(1) 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係るもの

ア　農地等（農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第２条第１項に規定する農地（以下「高度化施設用地」という。）を含む。以下同じ。）、採草放牧地及び準農地（農用地区域内にある農地及び採草放牧地以外の土地で、市町村が定める農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、受贈者が贈与を受けたもののうち、開発して農地又は採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供することが適当であるものとして市町村長が証明したものをいう。以下１の(1)のチ、第２の１の(11)及び(15)並びに第２の２の(1)において同じ。）をいう。以下同じ。）の贈与をした贈与者が農地等の贈与をした日まで引き続き３年以上農業を営んでいた個人に該当する者である旨の証明（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「措置令」という。）第40条の６第１項、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「措置規則」という。）第23条の７第３項第３号）

イ　受贈者が贈与者から贈与により農地等を取得した日における年齢が18歳以上であること等措置令第40条の６第６項各号に掲げる要件に該当する個人であることの証明（措置令第40条の６第６項、措置規則第23条の７第２項）

ウ　受贈者が贈与者から贈与により取得した農地等のうち高度化施設用地がある場合には、当該土地が同法第43条第２項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供されているものである旨の証明（措置規則第23条の７第３項第６号イ）

エ　受贈者が所有する農地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第６条第１項の規定により指定された農業振興地域の区域外のものに限る。）が農地法第36条第１項各号に該当する旨の所轄税務署長に対する通知（措置法第70条の４第１項第１号、措置令第40条の６第10項、措置規則第23条の７第４項）

オ　受贈者が農地等を農地所有適格法人に出資をした旨及び受贈者が当該農地所有適格法人の常時従事者になると認められる旨の証明（措置法第70条の４第１項第１号、措置令第40条の

６第11項第２号、措置規則第23条の７第５項第２号）

カ　受贈者の推定相続人が受贈者から使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が18歳以上であること等措置令第40条の６第15項各号に掲げる要件に該当する個人であることの証明（措置法第70条の４第６項、措置令第40条の６第15項、措置規則第23条の７第７項及び第10項第１号）

キ　推定相続人に対し使用貸借による権利を設定した受贈者が当該権利の設定に係る農地等につき当該推定相続人が営むこととなる農業に従事する見込みであることの証明（措置法第70条の４第６項、措置令第40条の６第17項第２号、措置規則第23条の７第10項第３号）

ク　措置令第40条の６第18項第２号に規定する他の推定相続人等が受贈者から使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が18歳以上であること等措置令第40条の６第15項各号に掲げる要件に準ずる要件の全てに該当することの証明（措置令第40条の６第18項第２号、措置規則第23条の７第11項）

ケ　措置令第40条の６第18項第３号の規定の適用を受けようとする受贈者が推定相続人の使用していた農地等につき農業経営を開始したと認められることの証明（措置令第40条の６第18項第３号、措置規則第23条の７第14項）

コ　措置法第70条の４第８項に規定する借受代替農地等のうち措置規則第23条の７第19項第３号の異動により高度化施設用地に該当することとなった土地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明（措置令第40条の６第25項、措置規則第23条の７第20項第３号）

サ　措置法第70条の４第15項第３号に規定する農地のうち高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明（措置規則第23条の７第23項第２号）

シ　措置法第70条の４第16項第３号に規定する代替農地等のうち高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されるものである旨の証明（措置規則第23条の７第24項第２号）

ス　措置法第70条の４第17項第３号に規定する農地のうち高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明（措置規則第23条の７第25項第２号）

セ　受贈者が贈与により取得した農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付け（措置法第70条の４第22項に規定する営農困難時貸付けをいう。以下(1)、２の(1)、第２の１の(1)及び(8)から(15)まで並びに第２の２の(6)から(11)までにおいて同じ。）若しくは特定貸付け（措置法第70条の４の２第１項に規定する貸付けをいう。以下(1)、２の(1)、第２の１の(8)から(16)まで及び第２の２の(12)から(14)までにおいて同じ。）を引き続き行っている旨及び当該農地等につき措置規則第23条の７第42項第２号に規定する異動により高度化施設用地に該当することとなった土地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明（措置法第70条の４第27項、措置令第40条の６第63項、措置規則第23条の７第42項第１号、第２号及び第４号並びに第23条の７の２第10項）

ソ　受贈者が措置法第70条の４第６項の規定の適用を受けた者で同項の農地等について使用貸借による権利の設定後当該農地等を引き続きその推定相続人（措置令第40条の６第18項第２号に規定する他の推定相続人等を含む。以下ソにおいて同じ。）に使用させている場合において、当該推定相続人が当該権利が設定されている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨及び当該受贈者が当該推定相続人が営む当該農地等に係る農業に従事している旨の証明（措置法第70条の４第27項、措置令第40条の６第63項、措置規則第23条の７第42項第１号）

タ　贈与により取得した農地等について、農地法その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、通知、届出の受理等の行為をしたことにより、当該農地等について所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定、移転若しくは消滅、転用又は耕作の放棄（農地法第36条第１項の規定による協議の勧告（当該農地が農業振興地域の区域外に所在する場合には、措置令第40条の６第10項の規定による通知）があったことをいう。以下同じ。）があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長への通知。

なお、エの規定による通知を行った場合は、本通知は不要とする（措置法第70条の４第36項、措置規則第23条の７第43項）

チ　準農地について、当該準農地に係る贈与税の申告書の提出期限後10年を経過した日におけるその利用の形態その他の現況についての所轄税務署長への通知（措置法第70条の４第37項、措置規則第23条の７第44項）

ツ　受贈者が営農困難時貸付け（営農困難時貸付けを行っていた農地等（以下(1)、２の(1)、第２の１の(12)、(14)及び(15)並びに第２の２の(8)から(11)までにおいて「営農困難時貸付農地等」という。）に耕作の放棄又は権利消滅（措置法第70条の４第23項に規定する権利消滅をいう。以下同じ。）があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）を行った場合には、当該貸付けを行った受贈者が農地法第３条第１項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日の証明（当該貸付けにつき同項の許可を受けることを要しない場合には、その旨。）（措置法第70条の４第22項、第23項第２号又は第４号、措置令第40条の６第53項、第54項及び第57項、措置規則第23条の７第35項第３号、第37項第１号イ及び第40項）

テ　営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けが、農地中間管理事業（機構法第２条第３項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）のために行われたものである場合（機構法第18条第１項に規定する農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の25第１項に規定する農用地利用集積等促進計画（以下「福島特措促進計画」という。）の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、当該営農困難時貸付けにつき農地法第３条第１項第14号の２の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日の証明（措置法第70条の４第22項、第23項第２号又は第４号、措置令第40条の６第53項、第54項及び第57項、措置規則第23条の７第37項第２号ロ(3)及び第40項）

ト　営農困難時貸付農地等について耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、受贈者が当該営農困難時貸付農地等について自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明（措置法第70条の４第23項第２号及び第４号、措置令第40条の６第54項及び第57項、措置規則第23条の７第37項第３号及び第40項）

ナ　受贈者の行った特定貸付け（特定貸付けを行っていた農地等（以下(1)、２の(1)及び第２の２の(14)において「特定貸付農地等」という。）に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。）が、農地中間管理事業のために行われたものである場合（当該貸付けが促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、当該特定貸付けにつき農地法第３条第１項第14号の２の届出を受理した旨及び当該届出の受理年月日の証明（措置法第70条の４の２第１項、第３項及び第５項、措置令第40条の６の２第１項、第２項及び第５項、措置規則第23条の７の２第２項第１号、第４項第１号及び第７項）

ニ　特定貸付農地等について耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、受贈者が当該特定貸付農地等について自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明（措置法第70条の４の２第３項及び第５項、措置令第40条の６の２第２項及び第５項、措置規則第23条の７の２第４項第２号及び第７項）

ヌ　受贈者が、農用地区域内にある農地等について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第７条第１号に規定する事業（以下「特例事業」という。）のために譲渡した場合（促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより譲渡した場合を除く。）には、当該譲渡につき農地法第３条第１項第13号の届出を受理した旨の証明（措置法第70条の４第１項第１号、措置令第40条の６第11項第４号、措置規則第23条の７第５項第４号イ）

ネ　平成17年４月１日から平成23年６月30日までの間に受贈者から使用貸借による権利の設定を受け、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号。以下「平成17年改正措置令」という。）附則第33条第３項各号に掲げる要件の全てに該当する農地所有適格法人（以下「特定農地所有適格法人」という。）が合併により消滅し、又は分割をした場合における法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第12号に規定する合併法人（以下「合併法人」という。）又は同条第12号の３に規定する分割承継法人（以下「分割承継法人」と

いう。）である農地所有適格法人が平成17年改正措置令附則第33条第３項各号に掲げる要件の全てに該当する特定農地所有適格法人であることの証明（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第９項、平成17年改正措置令附則第33条第３項各号、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務省令第37号。以下「平成17年改正措置規則」という。）附則第14条第21項第２号）

ノ　平成７年４月１日から平成14年３月31日までの間に受贈者から使用貸借による権利の設定を受け、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号。以下「平成７年改正措置令」という。）附則第28条第３項各号に掲げる要件に該当した農地所有適格法人（以下「旧特定農地所有適格法人」という。）が合併により消滅し、又は分割をした場合における合併法人又は分割承継法人である農地所有適格法人が平成７年改正措置令附則第28条第３項各号に掲げる要件の全てに該当する旧特定農地所有適格法人であることの証明（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号。以下「平成７年改正法」という。）附則第36条第４項、平成７年改正措置令附則第28条第３項各号、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成７年大蔵省令第33号。以下「平成７年改正措置規則」という。）附則第14条第６項第２号）

(2) 特例農地等についての相続税の納税猶予に係るもの

ア　特例農地等（相続又は遺贈により取得した農地、採草放牧地及び準農地（農用地区域内にある農地及び採草放牧地以外の土地で、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、相続人が相続又は遺贈により取得をしたもののうち、開発して農地又は採草放牧地として当該相続人の農業の用に供することが適当であるものとして市町村長が証明したものをいう。以下ア及びソにおいて同じ。）のうち相続税の申告書に納税猶予の規定の適用を受けようとする旨の記載があるものをいう。以下同じ。）とされた農地、採草放牧地及び準農地を有していた被相続人が、当該農地及び採草放牧地につきその死亡の日まで農業を営んでいた個人に該当するものである旨の証明（措置令第40条の７第１項第１号、措置規則第23条の８第３項第３号）

イ　相続人が被相続人からの相続等に係る相続税の申告書の提出期限までに当該相続等により取得した農地及び採草放牧地について農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者等措置令第40条の７第２項各号に掲げる者のいずれかに該当する者である旨の証明（相続人が被相続人からの相続等に係る相続税の申告書の提出期限までに当該相続等により取得した農地又は採草放牧地の全てについて特定貸付け（措置法第70条の６の２第１項に規定する貸付けをいう。以下(2)、２の(2)、第２の１の(20)、(26)、(30)及び(33)並びに第２の２の(30)、(31)及び(33)において同じ。）又は認定都市農地貸付け等（措置法第70条の６の４第２項２号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第３号に規定する農園用地貸付けをいう。以下(2)、２の(2)、第２の１の(26)、(28)、(33)、(36)及び(37)並びに及び第２の２の(22)、(38)及び(39)において同じ。）を行っている場合には、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っていると認められる者である旨の証明）（措置令第40条の７第２項、第40条の７の３第４項及び第40条の７の５第５項、措置規則第23条の８第１項）

ウ　特例農地等のうち高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明（措置規則第23条の８第３項第８号イ）

エ　農業相続人（イの証明を受けた者をいう。以下同じ。）が所有する農地（農業振興地域の区域外のものに限る。）が農地法第36条第１項各号に該当する旨の所轄税務署長に対する通知（措置法第70条の６第１項第１号、措置令第40条の７第９項、措置規則第23条の８第４項）

オ　農業相続人が特例農地等を農地所有適格法人に出資をした旨及び農業相続人が当該農地所有適格法人の常時従事者になると認められる旨の証明（措置法第70条の６第１項第１号、措置令第40条の７第10項、措置規則第23条の８第５項第１号）

カ　措置令第40条の７第19項第２号に規定する他の推定相続人等が農業相続人から使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が18歳以上であること等措置令第40条の６第15項各号に掲げる要件に準ずる要件の全てに該当することの証明（措置令第40条の７第19項第２号、

措置規則第23条の８第７項）

キ　措置令第40条の７第19項第３号の規定の適用を受けようとする農業相続人が、推定相続人が使用していた農地等につき農業経営を開始したと認められることの証明（措置令第40条の７第19項第３号、措置規則第23条の８第９項）

ク　措置法第70条の６第10項に規定する借受代替農地等のうち措置規則第23条の８第14項において準用する同規則23条の７第19項第３号の異動により高度化施設用地に該当することとなった土地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明（措置令第40条の７第25項、措置規則第23条の８第15項）

ケ　措置法第70条の６第19項において準用する同法第70条の４第15項第３号に規定する農地のうち高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明（措置規則第23条の８第18項）

コ　措置法第70条の６第20項第３号に規定する代替特例農地等のうち高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されるものである旨の証明（措置規則第23条の８第19項）

サ　措置法第70条の６第21項において準用する措置法第70条の４第17項第３号に規定する農地のうち高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明（措置規則第23条の８第20項）

シ　農業相続人が相続又は遺贈により取得した特例農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付け（措置法第70条の６第28項に規定する営農困難時貸付けをいう。以下(2)、２の(2)、第２の１の(20)、(26)、(30)及び(31)並びに第２の２の(24)、(26)及び(28)において同じ。）、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を引き続き行っている旨及び当該特例農地等につき措置規則第23条の８第32項第２号に規定する異動により高度化施設用地に該当することとなった特例農地等がある場合には、当該特例農地等が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明（措置法第70条の６第32項、措置令第40条の７第63項、措置規則第23条の８第32項第１号、第２号及び第４号、第23条の８の２第４項並びに第23条の８の４第９項）

ス　農業相続人が措置令第40条の７第２項第２号に該当する者で同号の農地等について使用貸借による権利の設定後当該農地等を引き続き同号に規定する推定相続人に使用させている場合において、当該推定相続人が当該権利が設定されている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨及び当該農業相続人が当該推定相続人が営む当該農地等に係る農業に従事している旨の証明（措置法第70条の６第32項、措置令第40条の７第63項、措置規則第23条の８第32項第１号）

セ　特例農地等について、農地法その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、通知、届出の受理等の行為をしたことにより、当該特例農地等につき所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定、移転若しくは消滅、転用又は耕作の放棄等があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長への通知（措置法第70条の６第41項、措置規則第23条の８第33項）

ソ　準農地について、当該準農地に係る相続税の申告書の提出期限後10年を経過した日におけるその利用の形態その他の現況についての所轄税務署長への通知（措置法第70条の６第42項、措置規則第23条の８第34項）

タ　農業相続人が営農困難時貸付け（営農困難時貸付けを行っていた農地（以下(2)、２の(2)、第２の１の(31)並びに第２の２の(24)、(25)、(28)及び(29)において「営農困難時貸付農地等」という。）に耕作の放棄又は権利消滅があったため新たに行った営農困難時貸付けを含む。）を行った場合には、当該営農困難時貸付けを行った農業相続人が農地法第３条第１項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日の証明（当該営農困難時貸付けにつき同項の許可を受けることを要しない場合には、その旨。）（措置法第70条の６第28項、措置令第40条の７第57項、措置規則第23条の８第28項。以下チ及びツにおいて同じ。）

チ　営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、農業相続人が新たに行った営農困難時貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものである場合（当該貸付けが促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われたものである場

合を除く。）には、当該営農困難時貸付けにつき農地法第３条第１項同項第14号の２の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日の証明

ツ　営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、農業相続人が当該営農困難時貸付農地等について自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明

テ　農業相続人の行った特定貸付け（特定貸付けを行っている農地等（以下(2)、２の(2)、第２の１の(20)及び第２の２の(33)において「特定貸付農地等」という。）に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。）が、農地中間管理事業のために行われたものである場合（当該貸付けが促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、当該特定貸付けにつき農地法第３条第１項第14号の２の届出を受理した旨及び当該届出の受理年月日の証明（措置法第70条の６の２第１項及び第３項、措置令第40条の７の２第１項、第４項及び第５項、措置規則第23条の８の２第２項第１号イ及び第３項）

ト　特定貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、農業相続人が当該特定貸付農地等について自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明（措置法第70条の６の２第３項、措置令第40条の７の２第４項及び第５項、措置規則第23条の８の２第３項）

ナ　農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、特例事業のために譲渡した場合（促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより譲渡した場合を除く。）には、当該譲渡につき農地法第３条第１項第13号の届出を受理した旨の証明（措置法第70条の６第１項第１号、措置令第40条の７第10項、措置規則第23条の８第５項第２号イ）

ニ　農業相続人が措置法第70条の６の４第２項第３号に規定する農園用地貸付け（市民農園整備促進法（平成２年法律第44号）第７条第１項又は第５項の規定による認定に係るものを除き、認定都市農地貸付け等を行っている農地（以下ヌ、２の(2)ト及びナ、第２の１の(36)及び(37)並びに第２の２の(38)及び(39)において「貸付都市農地等」という。）に耕作の放棄（措置法第70条の６の４第３項に規定する認定の取消しを含む。以下ヌ、２の(2)のト及びナ、第２の１の(36)並びに第２の２の(38)及び(39)において同じ。）、権利消滅（措置法第70条の６の４第２項第３号ロに掲げる貸付けにあっては、当該農園用地貸付けを行っている農地における同号に規定する貸付規程に基づく最後の貸付けに係る権利消滅。以下ヌ、２の(2)のト及びナ、第２の１の(36)並びに第２の２の(38)及び(39)において同じ。）又は同条第５項第１号に規定する契約の解除、同項第２号に規定する承認の取消し及び認定の取消し、同項第３号に規定する事由の発生若しくは協定の廃止（以下ヌ、２の(2)のト及びナ、第２の１の(36)並びに第２の２の(38)及び(39)において「契約の解除等」という。）があったために、新たに行った農園用地貸付けを含む。以下ヌまでにおいて同じ。）を行った場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める証明（措置法第70条の６の４第１項、第４項及び第６項、措置令第40条の７の４第１項、第４項、第５項、第６項及び第７項、措置規則第23条の８の４第２項第１号ロ(1)、(2)若しくは(3)及び第７項）

(ｱ)　当該農園用地貸付けが、措置法第70条の６の４第２項第３号イに掲げるものである場合には、同号イの地方公共団体又は農業協同組合が農園用地貸付けを行っている農地（以下(ｲ)及び(ｳ)において「農園用地貸付農地」という。）における特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号。以下「特定農地貸付法」という。）第３条第３項の承認を受けた旨及び当該承認を受けた年月日並びに当該農業相続人が当該農園用地貸付けを行った年月日

(ｲ)　当該農園用地貸付けが、措置法第70条の６の４第２項第３号ロに掲げるものである場合には、農業相続人が当該農園用地貸付農地における特定農地貸付法第３条第３項の承認を受けた旨及び当該承認を受けた年月日並びに当該承認の申請書に特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第36号）第１条第２項各号に掲げる事項が記載された特定農地貸付法第２条第２項第５号イに規定する貸付協定が添付された旨並びに当該農園用地貸付農地における措置法第70条の６の４第２項第３号ロに規定する貸付規程に基づく最初の貸付けを行った年月日

(ｳ)　当該農園用地貸付けが、措置法第70条の６の４第２項第３号ハに掲げるものである場合には、同号ハの地方公共団体又は農業協同組合以外の者が当該農園用地貸付農地にお

ける都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「都市農地貸借円滑化法」という。）第11条において準用する特定農地貸付法第３条第３項の承認を受けた旨及び当該承認を受けた年月日並びに当該農業相続人が当該農園用地貸付けを行った年月日

ヌ　貸付都市農地等につき耕作の放棄、権利消滅又は契約の解除等があった場合において、農業相続人が当該貸付都市農地等について自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明（措置法第70条の６の４第３項、第４項及び第６項、措置令第40条の７の４第２項、第３項、第４項、第５項、第６項及び第７項、措置規則第23条の８の４第４項及び第７項）

２　市町村長、農地中間管理機構、農業協同組合、都道府県知事又は農林水産大臣が行うべき証明等

(1) 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係るもの

証明事項等	証明等を行うべき者
ア　受贈者が贈与を受けた農地及び採草放牧地以外の土地のうち当該受贈者から証明申請のあった土地が、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、開発して農地又は採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供することが適当であるものと認められる旨の証明（措置法第70条の４第１項、措置令第40条の６第４項、措置規則第23条の７第１項）	市町村長
イ　贈与により取得した農地等について、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号。以下「改正農地法」という。）附則第７条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第１条の規定による改正前の農地法（以下「旧農地法」という。）の規定に基づき草地利用権の設定に関する承認若しくは裁定又は買い取るべき旨の裁定をした旨の証明（措置令第40条の６第11項第３号、措置規則第23条の７第５項第３号イ）	都道府県知事
ウ　贈与により取得した農地等について、草地利用権の設定を受け、又は当該草地利用権の設定に係る農地等の買取りをした旨及び当該設定又は買取りに係る旧農地法第75条の２第１項に規定する土地所有者等が当該農地等を他の者とともに共同利用する旨の証明（措置令第40条の６第11項第３号、措置規則第23条の７第５項第３号ロ）	当該設定を受け 又は当該買取りをした 市町村長 又は農業協同組合
エ　贈与により取得した農地等について、農地法その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、通知、届出の受理等の行為をしたことにより、当該農地等につき所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定、移転若しくは消滅、転用、耕作の放棄又は買取りの申出等（以下「権利の移転等」という。）があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長又は国税庁長官への通知（措置法第70条の４第36項、措置規則第23条の７第43項）	市町村長 都道府県知事 農林水産大臣
オ　受贈者が農業に従事することを不可能にさせる故障として農林水産大臣が定めるものを有するに至った旨の認定（措置法第70条の４第22項、措置令第40条の６第51項第４号、租税特別措置法施行令の規定に基づき、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める農業に従事することを不可能にさせる故障に係る基準（平成25年４月１日農林水産省告示第803号。以下「告示」という。））	市町村長
カ　営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものである場合（当該貸付けが促進計画又は福島特措促進計画の定	農地中間管理機構

めるところにより行われたものである場合を除く。）には、営農困難時貸付けを行った旨及び当該貸付年月日の証明（措置法第70条の４第23項第２号及び第４号、措置令第40条の６第54項及び第57項、措置規則第23条の７第37項第２号ロ(3)及び第40項）	
キ　営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けが、促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、当該促進計画又は福島特措促進計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明（措置法第70条の４第23項第２号及び第４号、措置令第40条の６第54項及び第57項、措置規則第23条の７第37項第２号ロ(1)、(2)及び第40項）	公告をした者（都道府県知事、市町村長）、福島県知事
ク　受贈者が営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等（農地中間管理事業を実施している地域に存する場合に限る。）について、農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受け、かつ、申込日以後１年間（新たな営農困難時貸付けを行う場合は、１月間）を経過する日まで当該受贈者から引き続き申込みを受けていたことの証明（措置法第70条の４第22項、第23項第２号及び第４号、措置令第40条の６第53項、第54項及び第57項、措置規則第23条の７第35項第４号イ、第37項第１号ロ(1)及び第40項）	農地中間管理機構
ケ　受贈者が営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等が、農地中間管理事業を実施している地域に存しない場合には、その旨の証明（措置法第70条の４第22項、第23項第２号又は第４号、措置令第40条の６第53項、第54項及び第57項、措置規則第23条の７第35項第４号ロ、第37項第１号ロ及び第40項）	市町村長
コ　営農困難時貸付農地等（農地中間管理事業を実施している地域に存する場合に限る。）において耕作の放棄又は権利消滅があり、受贈者が１年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるために申請をする場合は、当該営農困難時貸付農地等について贈与者から農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの（措置法第70条の４第23項第３号、措置令第40条の６第55項、措置規則第23条の７第39項第１号）	農地中間管理機構
サ　営農困難時貸付農地等（農地中間管理事業を実施している地域に存しない場合に限る。）において耕作の放棄又は権利消滅があり、受贈者が１年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるために申請をする場合は、当該営農困難時貸付農地等が農地中間管理事業を実施している地域に存しない旨の証明（措置法第70条の４第23項第３号、措置令第40条の６第55項、措置規則第23条の７第39項第２号）	市町村長
シ　受贈者の行った特定貸付け（特定貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。）が、農地中間管理事業のために行われた貸付けである場合（当該貸付けが促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、当該特定貸付けを行った旨及び当該貸付年月日の証明（措置法第70条の４の２第１項、第３項及び第５項、措置令第40条の	農地中間管理機構

６の２第１項、第２項及び第５項、措置規則第23条の７の２第２項第１号、第４項第１号及び第７項）	
ス　受贈者の行った特定貸付け（特定貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。）が、促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた貸付けである場合には、当該計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明（措置法第70条の４の２第１項、第３項及び第５項、措置令第40条の６の２第１項、第２項及び第５項、措置規則第23条の７の２第２項第２号、第３号、第４項第１号並びに第７項）	公告をした者（都道府県知事、市町村長）、福島県知事
セ　特定貸付農地等において耕作の放棄又は権利消滅があり、受贈者が１年以内に新たな特定貸付けを行う見込みがあることの承認を受けるために税務署長に申請する場合には、当該特定貸付農地等について受贈者から農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの（措置法第70条の４の２第４項及び第８項、措置令第40条の６の２第３項及び第７項、措置規則第23条の７の２第６項及び第８項	農地中間管理機構
ソ　受贈者が、農用地区域内にある農地等について、特例事業のために譲渡した場合（促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより譲渡した場合を除く。）には、当該農地等について、当該事業のために買入れを行った旨及び当該買入れの年月日の証明（措置法第70条の４第１項第１号、措置令第40条の６第11項第４号、措置規則第23条の７第５項第４号イ）	農地中間管理機構
タ　受贈者が、農用地区域内にある農地等について、促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより譲渡した場合には、当該農用地利用集積計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明（措置法第70条の４第１項第１号、措置令第40条の６第11項第４号、措置規則第23条の７第５項第４号ロ及びハ）	公告をした者（都道府県知事、市町村長）、福島県知事
チ　受贈者が、農用地区域内にある農地等について、特例事業のために譲渡した場合には、当該農地等が農用地区域内にある旨の証明（措置法第70条の４第１項第１号、措置令第40条の６第11項第４号、措置規則第23条の７第５項第４号）	市町村長
ツ　認定法人（平成17年改正措置令附則第33条第３項第１号イの「認定法人」をいう。以下同じ。）に係る農業経営改善計画の有効期間が満了した場合において、当該満了の日から２月を経過する日までに、新たに基盤強化法第12条第１項の認定を受けた農業経営改善計画に係る認定法人の名称及び所在地、有効期間が満了した農業経営改善計画に係る当該満了の日並びに新たに認定を受けた農業経営改善計画の当該認定の日及び当該農業経営改善計画の有効期間の満了の日（平成17年改正措置令附則第33条第５項第２号、平成17年改正措置規則附則第14条第７項各号）	市町村長
テ　認定特定農業法人（平成17年改正措置令附則第33条第３項第１号ロの「認定特定農業法人」をいう。以下同じ。）に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了した場合において、当該満了の日から２月を経過する日までに、新たに基盤強化法第23条第１項の認定を受けた特定農用地利用規程に係る認定特定農業法人の名称及び所在地、当該認定特定農業法人が基盤強化法第23条第４項に規定する特定農業法人である	市町村長

旨、有効期間が満了した特定農用地利用規程に係る当該満了の日並びに新たに認定を受けた特定農用地利用規程の当該認定の日及び当該特定農用地利用規程の有効期間の満了の日（平成17年改正措置令附則第33条第５項第３号、平成17年改正措置規則附則第14条第９項各号）	
ト　認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了した場合において、当該満了の日から２月を経過する日までに、新たに基盤強化法第12条第１項の認定を受けた農業経営改善計画に係る認定法人の名称及び所在地、有効期間が満了した特定農用地利用規程に係る当該満了の日並びに新たに認定を受けた農業経営改善計画の当該認定の日及び当該農業経営改善計画の有効期間の満了の日（平成17年改正措置令附則第33条第５項第４号、平成17年改正措置規則附則第14条第11項第１号）	市町村長

(2) 特例農地等についての相続税の納税猶予に係るもの

証明事項等	証明等を行うべき者
ア　相続人が相続又は遺贈により取得した農地及び採草放牧地以外の土地のうち当該相続人から証明申請のあった土地が、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、開発して農地又は採草放牧地として当該相続人の農業の用に供することが適当であるものと認められる旨の証明（措置法第70条の６第１項、措置令第40条の７第５項、措置規則第23条の８第２項）	市町村長
イ　特例農地等について、旧農地法の規定に基づき草地利用権の設定に関する承認若しくは裁定又は買い取るべき旨の裁定をした旨の証明（措置令第40条の７第10項、措置規則第23条の８第５項）	都道府県知事
ウ　特例農地等について、草地利用権の設定を受け、又は当該草地利用権の設定に係る特例農地等の買取りをした旨及び当該設定又は買取りに係る旧農地法第75条の２第１項に規定する土地所有者等が当該特例農地等を他の者とともに共同利用する旨の証明（措置令第40条の７第10項、措置規則第23条の８第５項）	当該設定を受け 又は当該買取りをした 市町村長 又は農業協同組合
エ　特例農地等について、農地法その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、通知、届出の受理等の行為をしたことにより、当該特例農地等につき権利の移転等があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長又は国税庁長官への通知（措置法第70条の６第41項、措置規則第23条の８第33項）	市町村長 都道府県知事 農林水産大臣
オ　農業相続人が農業に従事することを不可能にさせる故障として農林水産大臣が定めるものを有するに至った旨の認定（措置法第70条の６第28項、措置令第40条の７第55項、告示）	市町村長
カ　農業相続人が営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）を行った場合には、営農困難時貸付農地等（農地中間管理事業を実施している地域に存する場合に限る。）について、農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受け、かつ、申込日以後１年間（新たな営農困難時貸付けを行う場合には、１月間）を経過する日まで当該相続人から引き続き申込みを受けていたことを証するもの（措置法第70条の６第28項、措置令第40条の７第57項、措置規則第23条の８第28項。以下キからケまで同じ。）	農地中間管理機構

キ　農業相続人が営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等が農地中間管理事業を実施している地域に存しない場合には、その旨の証明	市町村長
ク　耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等について行う新たな営農困難時貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものである場合（当該貸付けが促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、営農困難時貸付けを行った旨及び当該貸付年月日の証明	農地中間管理機構
ケ　耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等について行う新たな営農困難時貸付けが、促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、当該計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明	公告をした者（都道府県知事、市町村長）、 福島県知事
コ　営農困難時貸付農地等（農地中間管理事業を実施している地域に存する場合に限る。）において耕作の放棄又は権利消滅があり、農業相続人が１年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みがあることにつき税務署長へ承認の申請をする場合は、当該営農困難時貸付農地等について農業相続人から農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの	農地中間管理機構
サ　営農困難時貸付特例農地等（農地中間管理事業を実施している地域に存しない場合に限る。）において耕作の放棄又は権利消滅があり、農業相続人が１年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みがあることにつき税務署長の承認を受けるために申請をする場合は、当該営農困難時貸付特例農地等が農地中間管理事業を実施している地域に存しない旨の証明	市町村長
シ　農業相続人の行った特定貸付け（特定貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。）が、農地中間管理事業のために行われた貸付けである場合（当該貸付けが促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、当該特定貸付けを行った旨及び当該貸付年月日の証明（措置法第70条の６の２第１項及び第３項、措置令第40条の７の２第１項、第４項及び第５項、措置規則第23条の８の２第２項第１号イ及び第３項）	農地中間管理機構
ス　農業相続人の行った特定貸付け（特定貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。）が、促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた貸付けである場合には、当該計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明（措置法第70条の６の２第１項及び第３項、措置令第40条の７の２第１項、第４項及び第５項、措置規則第23条の８の２第２項第１号ロ、ハ及び第３項）	公告をした者（都道府県知事、市町村長）、 福島県知事
セ　措置法第70条の６の２第２項に規定する旧法猶予適用者（特例農地等のうちに相続等により取得をした日において都市営農農地等（措置法第70条の４第２項第４号に規定する都市営農農地等をいう。以下同じ。）を有しないものに限る。）が措置法第70条の６の２第１項の規定の適用を受けようとする場合であって、その特例農地等のうちに相続	市町村長

等により取得した日において市街化区域内農地等（都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項第14号に掲げる生産緑地地区内にあるものを除く。以下テにおいて「市街化区域内農地等」という。）であるものを有する場合には、その特例農地等が同日において当該市街化区域内農地等である旨及び当該特例農地等の明細を記載した書類（措置法第70条の６の２第１項、措置令第40条の７の２第１項、措置規則第23条の８の２第２項第２号）	
ソ　特定貸付農地等において耕作の放棄又は権利消滅があり、農業相続人が１年以内に新たな特定貸付けを行う見込みがあることにつき税務署長の承認を受けるために申請をする場合は、当該特定貸付農地等について農業相続人から農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの（措置法第70条の６の２第３項、措置令第40条の７の２第４項及び第５項、措置規則第23条の８の２第３項）	農地中間管理機構
タ　農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、特例事業のために譲渡した場合（促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより譲渡した場合を除く。）には、当該特例農地等について、当該事業のために買入れ又は譲渡を行った旨及び当該買入れ又は譲渡の年月日の証明（措置法第70条の６第１項第１号、措置令第40条の７第10項、措置規則第23条の８第５項第２号イ）	農地中間管理機構
チ　農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより譲渡した場合には、当該計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明（措置法第70条の６第１項第１号、措置令第40条の７第10項、措置規則第23条の８第５項第２号ロ及びハ）	公告をした者（都道府県知事、市町村長）、福島県知事
ツ　農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、特例事業のために譲渡した場合には、当該特例農地等が農用地区域内にある旨の証明（措置法第70条の６第１項第１号、措置令第40条の７第10項、措置規則第23条の８第５項第２号）	市町村長
テ　農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しないものに限る。）が有する特例農地等のうちに市街化区域内農地等がある場合には、当該農地等が当該市街化区域内農地等である旨の証明（措置法第70条の６第31項、措置規則第23の８第３項第８号ハ）	市町村長
ト　農業相続人が措置法第70条の６の４第２項第２号に規定する認定都市農地貸付け（貸付都市農地等に耕作の放棄、権利消滅又は契約の解除等があったために、新たに行った認定都市農地貸付けを含む。）を行った場合には、都市農地貸借円滑化法第４条第１項に規定する申請者が認定都市農地貸付けを行っている農地に係る同項に規定する事業計画につき同項の認定を受けた旨及び当該認定を受けた年月日並びに当該農業相続人が当該認定都市農地貸付けを行った年月日の証明（措置法第70条の６の４第１項及び第３項、措置令第40条の７の４第１項、第２項及び第３項、措置規則第23条の８の４第２項第１号イ及び第４項）	市町村長
ナ　農業相続人が措置法第70条の６の４第２項第３号に規定する農園用地貸付け（市民農園整備促進法第７条第１項又は第５項の規定による認定を受け、同法第11条第１項の規定により、特定農地貸付法第３条	市町村長

第３項の承認を受けたものとみなされる場合に限り、貸付都市農地等に耕作の放棄、権利消滅又は契約の解除等があったために、新たに行った農園用地貸付けを含む。）を行った場合には、次に掲げる貸付けの区分に応じそれぞれ次に定める証明（措置法第70条の６の４第１項、第４項及び第６項、措置令第40条の７の４第１項、第４項、第５項、第６項及び第７項、措置規則第23条の８の４第２項第１号ロ(4)及び第７項） (ｱ)　措置法第70条の６の４第２項第３号イ又はハの貸付け 当該農園用地貸付けを行っている農地を借り受けた者が当該認定を受けた旨及び当該認定を受けた年月日並びに当該農業相続人が当該農園用地貸付けを行った年月日の証明 (ｲ)　措置法第70条の６の４第２項第３号ロの貸付け 農業相続人が当該認定を受けた旨及び当該認定を受けた年月日並びに当該貸付けにつき特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則第１条第２項各号に掲げる事項が記載された特定農地貸付法第２条第２項第５号イに規定する貸付協定を当該貸付都市農地等の所在地の市町村と締結している旨並びに当該農業相続人が当該農園用地貸付けを行っている農地における措置法第70条の６の４第２項第３号ロに規定する貸付規程に基づく最初の貸付けを行った年月日の証明	
ニ　旧法猶予適用者（都市農地貸借円滑化法の施行日前に措置法第70条の６第１項の規定の適用を受けている者をいい、特例農地等のうちに相続等により取得をした日において都市営農農地等を有しないものに限る。）が、措置法第70条の６の４第１項の規定の適用を受けようとする場合であって、その特例農地等のうちに相続等により取得した日において市街化区域内農地等（都市計画法第８条第１項第14号に掲げる生産緑地地区内にあるものを除く。）であるものを有する場合には、その特例農地等が同日において当該市街化区域内農地等である旨及び当該特例農地等の明細を記載した書類（措置法第70条の６の４第１項、措置令第40条の７の４第１項、措置規則第23条の８の４第２項第２号）	市町村長

第２　証明等の事務処理に当たって留意すべき事項

１　農業委員会が行うべき証明等関係

(1) 第１の１の(1)のア、イ及びウの証明関係

ア　贈与者が措置法第70条の４第１項に規定する「農業を営む個人」に該当するか否か及び受贈者が措置令第40条の６第６項第３号の規定による農業経営を行うと認められる者に該当するか否かについては、「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」（昭和50年11月４日付け直資2-224、直審5-32、徴管2-65国税庁長官通達（以下「国税庁長官通達」という。））の記の70の４－６に留意するとともに、贈与者が贈与の日まで引き続き３年以上農業を営んでいたか否か及び受贈者が引き続き３年以上農業に従事していたか否かを判断するに当たっては、国税庁長官通達の記の70の４－７及び70の４－11に留意すること。

イ　農地等の確認に当たっては、国税庁長官通達の記の70の４－１及び70の４－12に留意するとともに、国税庁長官通達の記の70の４－７に規定する経営移譲を受けた者に農地を贈与する場合には、その農地の取扱いについて、国税庁長官通達の記の70の４－12の２に留意すること。

ウ　受贈者が「租税特別措置法施行令第40条の６第６項第４号の効率的かつ安定的な農業経営の基準として農林水産大臣が定めるものを定める件」（平成28年３月31日農林水産省告示第897号。以下「基準告示」という。）第１号及び第２号に掲げる要件を満たしている

ことを証明する際、受贈者が贈与を受けた農地等が所在する市町村と受贈者が基準告示第１号に規定する農業経営改善計画の認定又は基準告示第２号に規定する青年等就農計画の認定を行った市町村が異なる場合は、これらの認定を行った市町村からこれらの認定に関する情報の提供を受け、証明することとする。

また、受贈者が基準告示第３号に掲げる要件を満たしていることを証明する際、受贈者が受贈した農地等が存する市町村以外でも農業経営を行っている場合、他の農業委員会から受贈者が経営する農地の面積等の必要な情報の提供を受けることとする。

エ　第１の１の(1)のア及びイの証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式１号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書」によること。

オ　第１の１の(1)のア及びイの証明の際、現に受贈者が告示に定める障害又は事由のいずれかに該当している場合については、(12)のエに留意し、受贈者が心身に何らかの障害を有している場合には、本人又はその家族等からその障害又は事由に係る事情を聴取する等して、当該受贈者が農地等の取得後に農業に継続的に従事することができるか否かを判断する必要があること。

なお、告示に定める障害又は事由のいずれかに該当する可能性がある場合には、身体障害者手帳の写し、医師の診断書その他その障害又は事由の具体的な内容を確認できる書類の提示や提出を求め、営農困難時貸付けに係る故障の認定に関して、後日市町村長から照会があった場合に備え、第１の１の(1)のア及びイの証明に係る書類とともに適切に保管すること。

カ　第１の１の(1)のウの証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われていることを確認の上、別紙様式２号「農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明書」により証明を行うこと。

なお、農地法第43条第１項の届出が受理されているものの農作物栽培高度化施設の設置に係る工事に着手していない場合にも当該証明を要することに留意すること。

(2) 第１の１の(1)のエの通知関係

第１の１の(1)のエの通知を行う場合には、別紙様式３号「農地法第36条第１項各号に該当する旨の通知書」によること。

また、税務署長に対して通知した場合には、適用者に対してその旨通知すること。

(3) 第１の１の(1)のオの証明関係

この証明を行うに当たっては、受贈者が農地所有適格法人に出資をするための農地法第３条の許可があったこと及び当該受贈者がその年齢、就業状態等からみて、当該農地所有適格法人の常時従事者となると認められるか否かを確認の上、別紙様式４号「農地等の出資等に係る証明書」により証明を行うこと。

(4) 第１の１の(1)のカ及びキの証明関係

ア　第１の１の(1)のカの証明を行う場合において、推定相続人が使用貸借による権利の設定を受けた日まで引き続き３年以上農業に従事していたか否かを判断するに当たっては、国税庁長官通達の記の70の４－42に留意するとともに、推定相続人が措置令第40条の６第15項第３号の規定による農業経営を行うと認められる者に該当するか否かについては、国税庁長官通達の記の70の４－６に留意すること。

イ　第１の１の(1)のキの証明を行うに当たっては、受贈者がその年齢、就業状態等からみて、推定相続人が営むこととなる農業に従事する見込みであるか否かを確認の上、証明を行うこと。

ウ　証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式５号「推定相続人等に関する適格者証明書」によること。

(5) 第１の１の(1)のクの証明関係

(4)のアに準じて取り扱うこととし、証明書の様式は別紙様式６号「贈与税・相続税の納税猶予に係る他の推定相続人等に関する適格者証明書」によること。

(6) 第１の１の(1)のケの証明関係

この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該受贈者が推定相続人が使用していた農地等につき農業経営を開始したことを確認の上、別紙様式７号「農業経営を開始したと認められる旨の証明書」により証明を行うこと。

(7) 第１の１の(1)のコからスまでの証明関係

(1)のカに準じて取り扱うこと。

(8) 第１の１の(1)のセの証明関係

ア　この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該受贈者が納税猶予の特例の適用を受けている農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを引き続き行っていることを確認の上、別紙様式８号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」、別紙様式９号「引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明書」又は別紙様式19号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書」により証明を行い、農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明を行うに当たっては、(1)のカに準じて取り扱うこと。

イ　措置法第70条の４第１項に規定する受贈者の贈与により取得した農地等が災害、疾病等のためやむを得ず一時的に農業の用に供されていない土地に該当することとなった場合にあっては、その土地は、その者の農業の用に供している農地等に該当するものとして取り扱うことに留意すること（国税庁長官通達の記の70の４－12）。

(9) 第１の１の(1)のソの証明関係

この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該推定相続人が使用貸借による権利が設定されている農地等に係る農業経営を引き続き行っていること及び当該受贈者が当該推定相続人の営む当該農地等に係る農業に従事していることを確認の上、別紙様式10号「引き続き農業経営を行っている等の証明書」により証明を行うこと。

(10) 第１の１の(1)のタの通知関係

ア　措置法第70条の４第36項の「法令の規定に基づき許可、あつせん、通知、届出の受理その他の行為をしたことにより……を知つた場合」とは、受贈者が贈与により取得した農地等につき農業委員会が、例えば次の行為をしたことにより権利の移転等があったことを知ったときであること。

(ｱ) 農地法第３条第１項の規定による許可

(ｲ) 農地法第４条第１項又は第５条第１項の規定による届出の受理

(ｳ) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第６条第１項第１号に基づく農地等の利用関係の調整

(ｴ) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第97条による交換分合

なお、農地法第４条第１項又は第５条第１項の許可（市街化区域内にあっては届出）なく転用又は転用のための権利移動を行ったことを知った場合にあっても、この通知を行うことに留意すること。

イ　農業委員会は、この通知事務の的確な処理を図るため別紙様式１号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書」の控えをもって年次別に「贈与税の納税猶予に係る農地等整理台帳」を作成し保管するものとし、アに掲げる行為をしたことにより当該納税猶予に係る農地等につき権利の移転等があったことを知った場合及び所轄税務署から次の通知があった場合には、その都度補正を行うこと。

なお、事務処理の便宜に資するため別紙様式11号による索引簿を備え付けることが望ま

しい。

(ｱ) 納税猶予の申告に係る農地等のうちに納税猶予の適用のある農地等に該当しないものがある旨の通知

(ｲ) 納税猶予の申告に係る事案が、納税猶予の規定に該当しない旨の通知

(ｳ) 受贈者が納税猶予の規定の適用を受ける農地等の譲渡等をした後、代替農地等を取得した旨の通知

(ｴ) 納税猶予に係る贈与税の額の全部について猶予期限が確定した旨の通知

(ｵ) 納税猶予の規定の適用を受けることとなった受贈者に関する事項についての通知

(ｶ) 営農困難時貸付けの規定の適用を受けることとなった又は受けないこととなった受贈者に関する事項についての通知

(ｷ) 特定貸付けの規定の適用を受けることとなった又は受けないこととなった受贈者に関する事項についての通知

ウ　農業委員会は、アに掲げる行為をした場合には、イの台帳により当該行為に係る農地等が納税猶予の規定の適用を受ける農地等であるか否かを確認の上、納税猶予の規定の適用を受ける農地等であるときは、別紙様式12号「農地等の異動事実の通知書」により所轄税務署長に通知すること。

なお、当該通知に係る事案が次のいずれかに該当するか否かを確認の上、該当する場合には、それぞれ、その旨（(ｴ)に該当する場合には、その旨並びに当該地上権の範囲及び目的）を通知書の摘要欄に記載すること。

(ｱ) 農地法第２条第２項各号に掲げる事由により行う一時貸付け

(ｲ) 水田の裏作の目的に供するために行う貸付け

(ｳ) 権利の設定又は移転の効力の発生時期が許可等の日の翌日以後の日に定められているもの

(ｴ) 民法（明治29年法律第89号）第269条の２第１項の地上権の設定があった場合において当該農地等が引き続き耕作（農地法第43条第１項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）又は養畜の用に供されているもの

(ｵ) 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第６条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）の規定に基づく経営移譲年金（以下単に「経営移譲年金」という。）又は独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金（以下単に「特例付加年金」という。）の支給を受けるための、受贈者の推定相続人に対する使用貸借による権利の設定に係る農地法第３条第１項の規定による許可をした場合において、当該受贈者が農地等の所在の関係から他の農業委員会にも、同項の規定による許可の申請をしており、又はしようとしているとき。

(ｶ) 営農困難時貸付け又は特定貸付けに係るもの

(11) 第１の１の(1)のチの通知関係

納税猶予の規定の適用を受ける準農地に係る贈与税の申告書の提出期限後10年を経過することとなる場合は、所轄税務署長からあらかじめ農業委員会に対し、当該準農地の明細及び当該準農地の受贈者について連絡があるので、当該連絡を受けた農業委員会は、速やかに、現地調査を実施して当該準農地の利用の形態その他の現況を確認の上、当該10年を経過する日から１月を経過する日までに、別紙様式13号「準農地の現況等に関する通知書」により所轄税務署長に通知すること。

(12) 第１の１の(1)のツの証明関係

ア　受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の４第22項に規定する営農困難時貸付けに該当するためには、次の全てを満たす必要があることに留意すること（措置法第70条の４第22項、措置令第40条の６第51項及び第52項）。

(ｱ) 受贈者が、措置法第70条の４第１項の規定の適用を受ける農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態であること

(ｲ) 措置法第70条の４第１項の規定の適用を受ける農地等について次のａ又はｂの地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（民法第269条の２第１項の地上権の設定を除く。）に基づく貸付けを行ったこと

ａ　措置法第70条の４第１項の規定の適用を受ける農地等が、農地中間管理事業を実施している地域に存しない場合における貸付け

ｂ　受贈者が、措置法第70条の４の２第１項に規定する貸付けの申込みを行った日後１年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合（当該貸付けの申込みを当該１年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。）における貸付け

イ　アの(ｱ)に規定する「当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態」とは、贈与税の申告書の提出期限後において、受贈者に次のいずれかの事由が生じている状態をいう（措置令第40条の６第51項）。

(ｱ) 精神障害者保健福祉手帳（障害等級が１級であるもの）の交付を受けていること

(ｲ) 身体障害者手帳（身体上の障害の程度が１級又は２級であるもの）の交付を受けていること

(ｳ) 要介護認定（要介護状態区分が５のもの）を受けていること

(ｴ) (ｱ)から(ｳ)までに掲げるものを除くほか、贈与税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として農林水産大臣が定めるもの（以下「告示に定める故障」という。）を有するに至ったことについて、市町村長の認定を受けていること

ウ　贈与税の申告書の期限において既にイの(ｱ)、(ｲ)又は(ｳ)に該当している者は、贈与税の申告書の提出期限後において、受贈者に次のいずれかの事由が生じた場合に営農困難時貸付けを行うことができることに留意すること。

(ｱ) 既に身体障害者手帳（身体上の障害の程度が２級であるもの）の交付を受けていた者が、当該贈与税の申告書の提出期限後に、当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が１級に変更された場合

(ｲ) 既に身体障害者手帳（身体上の障害の程度が１級又は２級であるもの）の交付を受けていた者が、当該贈与税の申告書の提出期限後に、当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに記載された場合

(ｳ) 既にイに該当している者が、当該贈与税の申告書の提出期限後に、新たに当該受贈者にイに掲げる事由が生じた場合

エ　贈与税の申告期限において既に告示に定める障害又は事由を有している者については、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限後に、その該当している障害の程度が重くなった場合、告示に定める他の障害若しくは事由が新たに生じた場合又はイの(ｱ)、(ｲ)若しくは(ｳ)に該当することとなった場合を除き、営農困難時貸付けを行うことはできないことに留意すること。

オ　「農地法第３条第１項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日」の証明は、当該許可の申請者に対して交付する当該許可に係る指令書又はその写し（以下「農地法第３条許可書等」という。）により行うこととし、また、「当該営農困難時貸付けにつき農地法第３条第１項の許可を受けることを要しない旨」の証明は、別紙様式14号「農地法第３条第１項の許可不要である旨の証明書」により行うこと。

カ　アの(ｱ)の状態にある受贈者が措置法第70条の４の２第１項に規定する貸付けの申込みを行った日後１年を経過する日までに当該貸付けを行った場合については、特定貸付けの特例が適用されることとなることに留意すること。

キ　この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の６第53）。

ク　アの(ｲ)のａに規定する場合は、ケに規定する貸付けの申込みを行うことなく、措置法第70条の４の２第１項に規定する貸付け以外の貸付けを行うことができる。

ケ　アの(ｲ)のｂに規定する場合とは、農地中間管理機構に対して、措置法第70条の４第１項の規定の適用を受ける農地等に係る措置法第70条の４の２第１項に規定する貸付けの申込みが当該申込みを行った日後１年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けができない場合（措置令第40条の６第52項第２号）。

コ　営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、当該営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行う場合には、ケに規定する貸付けの申込みを継続して行う期間が、「当該申込みを行った日後１月を経過する日まで」に短縮されることに留意すること（措置令第40条の６第62項）。

(13) 第１の１の(1)のテの証明関係

この証明は、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第14条第１項に定める受理通知書又はその写し（以下「農地法第３条届出受理通知書」という。）によるものとする。

当該営農困難時貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものであっても、当該貸付けが促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第１の２の(1)のキに定める当該計画につき公告をした者（福島特措促進計画の場合は福島県知事）の証明が必要となることに留意すること。

(14) 第１の１の(1)のトの証明関係

この証明を行うに当たっては、現地調査により申請者が営農困難時貸付農地等の用に供されていた農地等について自ら営農を開始していることを確認の上、証明書の様式は、別紙様式15号「農業の用に供した旨の証明書（営農困難時貸付け）」により証明を行うこと。

(15) 第１の１の(1)のナの証明関係

ア　特定貸付けの対象となる農地又は採草放牧地とは、農地中間管理事業を実施している地域に存する農地又は採草放牧地に限られることに留意すること。また、次に掲げる農地等は特定貸付けの対象とはならないことに留意すること。

(ｱ) 準農地である農地等

(ｲ) 措置令第40条の６第66項第２号又は第３号に掲げる敷地又は用地である農地等

(ｳ) 措置法第70条の４第６項（年金特例）の規定の適用を受ける農地等

(ｴ) 措置法第70条の４第８項（借換特例）に規定する貸付特例適用農地等

(ｵ) 措置法第70条の４第18項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定等に基づく貸付けの対象となっている農地等

(ｶ) 措置法第70条の４第22項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている農地等

イ　営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった場合に、受贈者が、当該営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の４の２第１項に規定する貸付けにより行った場合であっても、当該貸付けは措置法第70条の４第22項の規定が適用される営農困難時貸付けであり、措置法第70条の４の２の規定の適用はないことに留意すること。

ウ　この証明を行うに当たっては、農地法第３条届出受理通知書により行うものとする。

エ　当該特定貸付けが、促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第１の２の(1)のスに定める当該計画につき公告をした者（福島特措促進計画の場合は福島県知事）の証明が必要となることに留意すること。

オ　この証明を行うに当たっては、受贈者が行った特定貸付けごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の６の２第２項。(16)において同じ。）

(16) 第１の１の(1)のニの証明関係

この証明を行うに当たっては、(6)に準じて取り扱うこととし、証明書の様式は、別紙様式20号「農業の用に供した旨の証明書（特定貸付け）」により証明を行うこと。

(17) 第１の１の(1)のヌの証明関係

ア　この証明を行うに当たっては、農地法第３条届出受理通知書により行うものとする。

イ　当該譲渡が、特例事業のために行われたものであっても、当該譲渡が促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第１の２の(1)のタに定める当該計画につき公告をした者（福島特措促進計画の場合は福島県知事）

の証明が必要となることに留意すること。

(18) 第１の１の(1)のネの証明関係

ア　この証明を行う場合において、農地法第２条第３項に規定する農地所有適格法人と認められるか否かを判断するに当たっては、「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。）の別紙１の様式例第１号の１の別紙「農地所有適格法人としての事業等の状況」又は事務処理要領の別紙１の様式例第５号の１「農地所有適格法人要件報告書」により確認するとともに、特定農地所有適格法人に該当するか否かの判断については、次により確認を行うこと。

(ｱ) 特定農地所有適格法人が認定法人又は認定特定農業法人に該当しているか否か。

(ｲ) 受贈者が農地所有適格法人の理事、業務執行権を有する社員又は取締役（当該農地所有適格法人が認定法人である場合にあっては、代表権を有する者であること）となっているか否か（平成17年改正措置令附則第33条第３項第２号）。

(ｳ) 受贈者が農地所有適格法人の農地法第２条第３項第２号ホに規定する常時従事者である組合員、社員又は株主であって、次に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各区分に定める要件を満たすものであるか否か（平成17年改正措置令附則第33条第３項第３号）。

(i) 認定法人の組合員、社員又は株主である場合

当該認定法人の行う農地法第２条第３項第１号に規定する農業に従事する日数が１年間のうち150日以上であり、かつ、その農業に必要な農作業に従事する日数が１年間のうち60日以上であること（平成17年改正措置令附則第33条第３項第３号イ）。

(ii) 認定特定農業法人の組合員、社員又は株主である場合

当該認定特定農業法人の行う農地法第２条第３項第１号に規定する農業に従事する日数が１年間のうち別紙様式14号の別紙により算出した日数（最短で60日最長で150日）以上であり、かつ、その農業に必要な農作業に従事する日数が１年間のうち60日以上であること（平成17年改正措置令附則第33条第３号ロ）。

イ　証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式16号「特定農地所有適格法人に関する証明書」によること。

(19) 第１の１の(1)のノの証明関係

ア　この証明を行う場合において、農地法第２条第３項に規定する農地所有適格法人と認められるか否かを判断するに当たっては、事務処理要領の別紙１の様式例第１号の１の別紙「農地所有適格法人としての事業等の状況」又は事務処理要領の別紙１の様式例第５号の１「農地所有適格法人要件報告書」により確認するとともに、旧特定農地所有適格法人に該当するか否かの判断については、次により確認を行うこと。

(ｱ) 受贈者が農地所有適格法人の理事、業務執行権を有する社員又は取締役となっており、かつ、代表権を有すること（平成７年改正措置令附則第28条第３項第１号）。

(ｲ) 受贈者が、１年間のうちに農地所有適格法人の行う農地法第２条第３項第１号に規定する農業に従事する日数が150日以上であり、かつ、その農業に必要な農作業に主として従事すると認められる農地所有適格法人の常時従事者である組合員、社員又は株主となっていること（平成７年改正措置令附則第28条第３項第２号）。

イ　証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式17号「旧特定農地所有適格法人に関する証明書」によること。

(20) 第１の１の(2)のア、イ及びウの証明関係

ア　「農業を営んでいた個人」及び「農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者」については、国税庁長官通達の記の70の６－４、70の６－５、70の６－６、70の６－８及び70の６－10に留意するとともに、特に次に留意すること。

(ｱ) 「農業を営んでいた個人」には措置令第40条の７第１項に規定する者のほか、次のａ

からｄまでに掲げる者を含むことに留意すること。

ａ　措置法第70条の４第22項に規定する営農困難時貸付けを行っていた受贈者

ｂ　措置法第70条の６第28項に規定する営農困難時貸付けを行っていた農業相続人

ｃ　措置法第70条の６の３第１項に規定する特定貸付けを行っていた者

ｄ　措置法第70条の６の５第１項に規定する認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行っていた者

(ｲ)　「農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者」には、措置令第40条の７第２項に規定する者のほか、次のａからｃまでに掲げる者を含むことに留意すること。

ａ　措置法第70条の４第22項に規定する営農困難時貸付けを行っていた受贈者であって、贈与者の死亡により、特例農地等が措置法第70条の５第１項の規定により当該贈与者から相続等により取得した者とみなされる者

ｂ　相続等により取得した農地等について、相続税の申告期限までに措置法第70条の６の３第１項に規定する特定貸付けにより貸付けを行っている農業相続人

なお、特定貸付農地等を相続等により取得し、相続後においても当該特定貸付けを継続させる場合には、農業相続人と当該特定貸付農地等の借受者との間で新たに特定貸付けを行い直す必要はない。

ｃ　相続等により取得した農地について、相続税の申告期限までに措置法第70条の６の５第１項に規定する認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行っている農業相続人

イ　相続人が被相続人からの相続又は遺贈により取得した農地及び採草放牧地につき、相続税の申告書の提出期限（相続の開始を知った日の翌日から10ヶ月）までに農業経営を開始しその後引き続き当該農業経営を行うと認められるか否かの判断は次により行うこと。

(ｱ)　相続人が相続開始前から農業に従事していた場合には、それまでの農業に従事した実績、その農業経営の状況、農業経営に対する意欲及び能力等からみて引き続き農業経営を行うものと認められるか否か。

(ｲ)　相続人が相続開始前から継続して農業に従事していなかった場合には、農地及び採草放牧地につき農業経営を開始し、現に耕作又は養畜の事業を行っているか否か、又は相続税の申告期限までに住居を移転し、若しくは職業を転換する等農業経営を開始し、かつ継続するために必要となる措置を講じ若しくは講ずる見込みがあると認められるか否か並びに農業経営に対する意欲及び能力等からみて引き続き農業経営を行うものと認められるか否か。

(ｳ)　措置令第40条の７第２項に規定する「農業経営」とは、経営規模の大小、経営形態にかかわりなく被相続人からの相続又は遺贈により取得した農地及び採草放牧地につき耕作又は養畜の事業を営むことをもって足りるものであり、相続人が専業であると兼業であるとを問わないものであること。

ウ　農地等の確認に当たっては、国税庁長官通達の記の70の６－１及び70の６－13に留意するとともに、被相続人の死亡の日前に、当該被相続人が所有する農地等に関し当該被相続人の親族に農業経営が移譲されている場合には、その農地の取扱いについて、国税庁長官通達の記の70の６－13の２に留意すること。

エ　第１の１の(2)のア及びイの証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式18号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」によること。

オ　第１の１の(2)のウの証明を行うに当たっては、(1)のカに準じて取り扱うこと。

(21)　第１の１の(2)のエの証明関係

(2)に準じて取り扱うこと。

(22)　第１の１の(2)のオの証明関係

(3)に準じて取り扱うこと。

(23)　第１の１の(2)のカの証明関係

(5)に準じて取り扱うこと。

(24) 第１の１の(2)のキの証明関係

(6)に準じて取り扱うこと。

(25) 第１の１の(2)のクからサまでの証明関係

(7)に準じて取り扱うこと。

(26) 第１の１の(2)のシの証明関係

ア　この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該農業相続人が納税猶予の特例の適用を受けている農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を引き続き行っていることを確認の上、別紙様式８号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」又は別紙様式９号「引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明書」、別紙様式19号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書」若しくは別紙様式21号「引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明書」により証明を行い、農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明を行うに当たっては、(1)のカに準じて取り扱うこと。

イ　措置法第70条の６第１項に規定する農業相続人の相続により取得した農地等が災害、疾病等のためやむを得ず一時的に農業の用に供されていない土地に該当することとなった場合にあっては、その土地は、その者の農業の用に供している農地等に該当するものとして取り扱うことに留意すること（国税庁長官通達の記の70の６－13の３）。

(27) 第１の１の(2)のスの証明関係

(9)に準じて取り扱うこと。

(28) 第１の１の(2)のセの証明関係

ア　(10)に準じて取り扱うこと。

イ　所轄税務署長から認定都市農地貸付け等の規定の適用を受けることとなった又は受けないこととなった相続人に関する事項についての通知があった場合にも、その都度、「相続税の納税猶予に係る農地等整理台帳」の補正を行うこと。

ウ　当該通知に係る事案が認定都市農地貸付け等に係るものである場合にも、その旨を通知書の摘要欄に記載すること。

(29) 第１の１の(2)のソの証明関係

(11)に準じて取り扱うこと。

(30) 第１の１の(2)のタの証明関係

ア　農業相続人の行った貸付けが、措置法第70条の６第28項に規定する営農困難時貸付けに該当するためには、次の全てを満たす必要があることに留意すること（措置法第70条の６第28項、措置令第40条の７第55項及び第56項）。

(ｱ) 農業相続人が、特例農地等について当該農業相続人の農業の用に供することが困難な状態であること

(ｲ) 特例農地等について、次のａ又はｂの地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付けを行ったこと

ａ　特例農地等が、農地中間管理事業を実施している地域に存しない場合の貸付け

ｂ　特定貸付けの申込みを行った日後１年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合（当該貸付けの申込みを当該１年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。）における貸付け

イ　アの(ｱ)に規定する「当該農業相続人の農業の用に供することが困難な状態」は、(12)のイからエまでに準じて取り扱うこと。

ウ　農業相続人がアの(ｱ)の状態である場合にあっても、特例農地等について措置法第70条の６の２第１項に規定する貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けに位置付けられ、営農困難時貸付けには当たらないことに留意すること。

エ　アの(ｲ)のａに規定する「特例農地等が、農地中間管理事業を実施している地域に存しない場合」は、(12)のクに準じて取り扱うこと（措置令第40条の７第56項）。

オ　アの(ｲ)のｂに規定する「措置法第70条の６の２第１項に規定する貸付けの申込みを行った日後１年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」は、(12)のケ及びコに準じて取り扱うこと（措置令第40条の７第56項及び第62項）。

カ　「農地法第３条第１項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日」の証明は、農地法第３条許可書等により行うこととし、また「当該営農困難時貸付けにつき農地法第３条第１項の許可を受けることを要しない旨」の証明は、別紙様式14号「農地法第３条第１項の許可不要である旨の証明書」により行うこと。

キ　この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の７第57項。以下(32)までにおいて同じ。）。

(31) 第１の１の(2)のチの証明関係

ア　農業相続人の行った貸付けが、措置法第70条の６第28項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、(30)のアからオまでに準じて判断すること。

イ　営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった場合には、当該営農困難時農地等に係る新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の６の２第１項に規定する貸付けにより行った場合であっても、当該貸付けは措置法第70条の６第28項の規定が適用される営農困難時貸付けとして取り扱われることに留意すること。

ウ　この証明を行うに当たっては、農地法第３条届出受理通知書により行うものとする。

エ　当該営農困難時貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものであっても、当該貸付けが促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第１の２の(2)のケに定める当該計画につき公告をした者（福島特措促進計画の場合は福島県知事）の証明が必要となることに留意すること。

(32) 第１の１の(2)のツの証明関係

(14)に準じて取り扱うこと。

(33) 第１の１の(2)のテの証明関係

ア　措置法第70条の６の２第１項に規定する特定貸付けの対象となる農地又は採草放牧地とは、農地中間管理事業を実施している地域に存する農地又は採草放牧地に限られることに留意すること。また、次に掲げる特例農地等は特定貸付けの対象とはならないことに留意すること。

(ｱ) 準農地である特例農地等

(ｲ) 措置令第40条の７第72項第２号又は第３号に掲げる敷地又は用地である特例農地等

(ｳ) 措置法第70条の６第９項（年金特例）の規定の適用を受ける特例農地等

(ｴ) 措置法第70条の６第10項（借換特例）に規定する貸付特例適用農地等

(ｵ) 措置法第70条の６第22項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定等に基づく貸付けの対象となっている特例農地等

(ｶ) 措置法第70条の６第28項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている特例農地等

(ｷ) 認定都市農地貸付け等の対象となっている特例農地等

イ　営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった場合に、当該営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の６の２第１項に規定する貸付けにより行った場合であっても、当該貸付けは措置法第70条の６第28項の規定が適用される営農困難時貸付けであり、措置法第70条の６の２の規定の適用はないことに留意すること。

ウ　この証明を行うに当たっては、農地法第３条届出受理通知書により行うものとする。

エ　当該特定貸付けが、促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第１の２の(2)のスに定める当該計画につき公告をした者（福島特

措促進計画の場合は福島県知事）の証明が必要となることに留意すること。

オ　この証明を行うに当たっては、特定貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の７の２第４項及び第５項。(34)において同じ。）。

(34) 第１の１の(2)のトの証明関係

この証明を行うに当たっては、(6)に準じて取り扱うこととし、証明書の様式は、別紙様式20号「農業の用に供した旨の証明書（特定貸付け）」により証明を行うこと。

(35) 第１の１の(2)のナの証明関係

ア　この証明を行うに当たっては、農地法第３条届出受理通知書により行うものとする。

イ　当該譲渡が、特例事業のために行われたものであっても、当該譲渡が促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第１の２の(2)のチに定める当該計画につき公告をした者（福島特措促進計画の場合は福島県知事）の証明が必要となることに留意すること。

(36) 第１の１の(2)のニの証明関係

ア　認定都市農地貸付け等の対象となる農地とは、生産緑地地区内に所在するもので、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条（同法第10条の５の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第15条第１項の規定による買取りの申出がされていないもの、かつ、同法第10条の６第１項の規定による指定の解除がされていないものに限られることに留意すること。また、次に掲げる特例農地等は認定都市農地貸付け等の対象とはならないことに留意すること。

(ｱ) 採草放牧地又は準農地である特例農地等

(ｲ) 措置令第40条の７第71項第２号又は第３号（措置令第40条の７の４第10項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる敷地又は用地である特例農地等

(ｳ) 措置法第70条の６第９項（年金特例）の規定の適用を受ける特例農地等

(ｴ) 措置法第70条の６第10項（借換特例）に規定する貸付特例適用農地等

(ｵ) 措置法第70条の６第22項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例農地等

(ｶ) 措置法第70条の６第28項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている特例農地等

(ｷ) 措置法第70条の６の２第１項に規定する特定貸付けの対象となっている特例農地等

イ　別紙様式22号「農園用地貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。また、証明を行うに当たっては、契約書の写し等により事実確認を行うこととし、措置法第70条の６の４第２項第３号ロの貸付けである場合には、特定農地貸付法第３条第３項の承認（都市農地貸借円滑化法第11条において準用する特定農地貸付法第３条第３項の承認を含む。）の申請書に同号ロに規定する貸付協定が添付されたものであることの確認を行うこと。

ウ　農園用地貸付けが市民農園整備促進法第７条第１項又は第５項の規定による認定を受けたものである場合には、この証明ではなく、第１の２の（2）のナに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

エ　この証明を行うに当たっては、行った貸付けごと（措置法第70条の６の４第２項第３号ロに掲げる貸付けを行った場合には、同号ロに規定する貸付規程ごと）に行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の７の４第１項、第４項、第５項、第６項及び第７項。(37)において同じ。）。

オ　農業委員会は、耕作の放棄、権利消滅又は契約の解除等があった貸付都市農地等について農業相続人から新たな農園用地貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式23号「貸付申込書（農園用地貸付け）」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとし、提出された貸付申込書に収受印を押印したものを農業相続人の控えとして返却すること。なお、当該農園用地貸付けが市民農園整備促進法第７条第１項又は第５項の規定による認定に係るものである場合には、この貸付申込書ではなく、第２の２の（34）のエに定める市町村長への貸付申込書が必要となることに留意すること。

(37) 第１の１の(2)のヌの証明関係

この証明を行うに当たっては、(6) に準じて取り扱うこととし、証明書の様式は、別紙様式24号「農業の用に供した旨の証明書（貸付都市農地等）」により証明を行うこと。

その他処理上の留意事項

ア　農業委員会の開催日等との関連をも考慮して、証明書の交付が贈与税若しくは相続税の申告書又は納税猶予を継続するための届出書の提出期限内に行われるよう処理の迅速化に努めること。

イ　農地等の所在の関係から２以上の農業委員会に証明申請書が提出されている場合は、これらの農業委員会における証明に当たっては、相互に連絡を取りつつ処理すること。

ウ　農業委員会は、措置法第70条の４第６項の規定の適用を受けようとする者について、経営移譲年金又は特例付加年金を受給するための裁定が行われた場合には、裁定通知書（裁定が却下された場合にあっては、却下の通知書）の写しをその者の住所地を管轄する所轄税務署長に裁定又は却下の日の属する年の翌年１月31日までに送付すること。

エ　昭和50年における措置法の一部改正前に規定されていた贈与税の納期限の特例措置の適用を受けていた農地等については、当該納期限の特例措置は、それ以後も効力を有することとされているが、その場合の事務の取扱いは、贈与税の納税猶予の特例措置の事務の取扱いに準ずるものとするので留意すること。

オ　昭和50年における措置法の一部改正前に贈与税の納期限の特例措置の適用を受けていた農地等について、経営移譲年金を受給するため、贈与者の死亡の日前に推定相続人に対し、使用貸借による権利を設定した者についても、当該措置が継続されることとなっているが、その場合の事務の取扱いは、贈与税の納税猶予の特例措置の事務の取扱いに準ずるものとするので留意すること。

カ　改正農地法の施行日前に改正農地法第２条による改正前の基盤強化法（以下「旧基盤強化法」という。）に基づき行っていた次に掲げる貸付けは、措置法第70条の６の３第１項に規定する特定貸付けに該当することに留意すること。

(ｱ) 旧基盤強化法第４条第２項に規定する農地保有合理化事業のために都道府県農地保有合理化法人（同法第７条第１項の承認を受けた法人（同法第５条第２項第４号ロの規定により農業経営基盤強化促進基本方針に定められた者に限る。）をいう。）に対し行っていた貸付け（(ｳ)に該当するものを除く。）

(ｲ) 旧基盤強化法第４条第２項に規定する農地保有合理化事業のために旧市町村農地保有合理化法人（同法第７条第１項の承認を受けた法人（同法第６条第３項の規定により農業経営基盤強化促進基本構想に定められた者に限る。）をいう。以下同じ。）に対し行っていた貸付けのうち、次のいずれかに該当するもの（(ｳ)に該当するものを除く。）

ａ　旧市町村農地保有合理化法人が、改正農地法附則第12条第１項の規定によりなお従前の例によるものとされている旧農地売買等事業（旧基盤強化法第４条第２項第１号に規定する農地売買等事業をいう。）を実施している場合における当該貸付け

ｂ　旧市町村農地保有合理化法人が、基盤強化法第11条の９第１項の規定により農地利用集積円滑化事業規程（同項に規定する農地利用集積円滑化事業規程をいう。）の承認を受けている場合における当該貸付け

(ｳ) 旧基盤強化法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行っていた貸付け

キ　農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）の第１条による改正前の基盤強化法に基づき、同法第４条第２項に規定する農地保有合理化事業のために農地保有合理化法人（同法第７条第１項の承認を受けた法人（同法第５条第２項第４号ロの規定により農業経営基盤強化促進基本方針に定められた者に限る。）をいう。）に対し行っていた貸し付けは、措置法第70条の６の３第１項に規定する特定貸付けに該当することに留意すること。

ク　改正農地法の施行日前に相続税の納税猶予制度の適用を受けていた農業相続人（以下このクにおいて「旧法猶予適用者」という。）についても、当該適用を受ける特例農地等について特定貸付けを行った場合には納税猶予の期限が確定しないことに留意すること。ただし、特定貸付けを行った旧法猶予適用者については、それぞれの相続開始時点における租税特別措置法の関係規定ではなく、その特定貸付けを行った時点における租税特別措置法（以下このクにおいて「改正後の租税特別措置法」という。）が適用されることにより、特例農地等に係る猶予税額の免除事由等は全て改正後の租税特別措置法の規定によることに留意すること。

ケ　都市農地貸借円滑化法の施行日前に相続税の納税猶予制度の適用を受けていた農業相続人（以下このケにおいて「旧法猶予適用者」という。）についても、当該適用を受ける特例農地等について認定都市農地貸付け等を行った場合には納税猶予の期限が確定しないことに留意すること。ただし、認定都市農地貸付け等を行った旧法猶予適用者については、それぞれの相続開始時点における租税特別措置法の関係規定ではなく、その認定都市農地貸付け等を行った時点における租税特別措置法（以下このケにおいて「改正後の租税特別措置法」という。）が適用されることにより、特例農地等に係る猶予税額の免除事由等は全て改正後の租税特別措置法の規定によることに留意すること。

コ　基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）の施行日前に相続税の納税猶予制度の適用を受けていた農業相続人（以下このコにおいて「旧法猶予適用者」という。）についても、当該適用を受ける特例農地等について特定貸付けを行った場合には納税猶予の期限が確定しないことに留意すること。ただし、特定貸付けを行った旧法猶予適用者については、それぞれの相続開始時点における租税特別措置法の関係規定ではなく、その特定貸付けを行った時点における租税特別措置法（以下このコ及びサにおいて「改正後の租税特別措置法」という。）が適用されることにより、特例農地等に係る猶予税額の免除事由等は全て改正後の租税特別措置法の規定によることに留意すること。

サ　基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）の施行日以後に同法附則第５条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられた場合には、特定貸付けが行われたものとみなして、改正後の租税特別措置法第70条の４の２、第70条の６の２又は第70条の６の３の規定が適用されることに留意すること（所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）附則51条第10項及び第15項）。

２　市町村長、農地中間管理機構、農業協同組合又は都道府県知事が行うべき証明等関係

(1) 第１の２の(1)のアの証明関係

この証明の申請に係る土地が、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされている土地であるか否かを当該市町村整備計画書により確認するとともに、当該土地を開発して農地又は採草放牧地として贈与を受けた者の農業の用に供することが適当であるものと認められるか否かを確認の上、別紙様式25号「贈与税・相続税の納税猶予の特例適用の準農地該当証明書」により証明を行うこと。

(2) 第１の２の(1)のイの証明関係

原則として、別紙様式26号「草地利用権の設定等に関する承認・裁定に係る証明書」により証明を行うものとするが、旧農地法第75条の２第５項（同法第75条の７第２項において準用する場合を含む。）の規定による通知書又は同法第75条の６第１項（同法第75条の８第４項において準用する場合を含む。）の規定による通知書の写しをもって代えることができるものであること。

(3) 第１の２の(1)のウの証明関係

別紙様式27号「草地利用権の設定等に係る証明書」により証明を行うこと。

(4) 第１の２の(1)のエの通知関係

ア　措置法第70条の４第36項の「法令の規定に基づき許可、あつせん、通知、届出の受理その他の行為をしたことにより……を知つた場合」とは、受贈者が贈与により取得した農地等につき、例えば、市町村長にあっては次の(ｶ)及び(ｷ)に掲げる行為（当該市町村が農地法第４条第１項に規定する指定市町村であるときは、(ｱ)、(ｶ)及び(ｷ)に係る行為、当該市町村が農振法第15条の２第１項に規定する指定市町村であるときは、(ｴ)、(ｶ)及び(ｷ)に係る行為）、都道府県知事にあっては次の(ｱ)から(ｵ)に掲げる行為をしたことにより権利の移転等があったことを知ったときであること。

(ｱ) 農地法第４条第１項又は第５条第１項の規定による許可

(ｲ) 旧農地法第75条の５第１項又は第75条の８第１項の規定による裁定

(ｳ) 機構法第18条第８項の規定による公告

(ｴ) 農振法第15条の２第１項の規定による許可

(ｵ) 土地改良法第99条第１項又は第100条第１項の規定による交換分合に係る交換分合計画の認可

(ｶ) 土地改良法第100条の２第１項又は農振法第13条の２第１項の規定による交換分合

(ｷ) 基盤強化法第12条第１項の規定による認定（同法第14条各項に規定する農地法第４条第１項又は第５条第１項の規定による許可があったものとみなされるものに限る。）

イ　農村振興局長、地方農政局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事及び市町村長は、国税庁長官、所轄国税局長又は所轄税務署長から送付を受けた「贈与税の納税猶予の対象者等に関する通知書」により納税猶予の規定の適用を受ける者について、年次別（地方農政局長にあっては年次別及び都道府県別、都道府県知事にあっては年次別及び市町村別）に「納税猶予対象者名簿」を作成し保管するものとし、国税庁長官、所轄国税局長又は所轄税務署長から納税猶予に係る贈与税の額の全部について猶予期限が確定した旨の通知があった場合には、その都度補正を行うこと。

なお、事務処理の便宜に資するため別紙様式11号による索引簿を備え付けることが望ましい。

ウ　農村振興局長、地方農政局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事及び市町村長は、それぞれアに掲げる行為をした場合には、イの名簿により当該行為に係る農地等の権利を有する者が納税猶予の規定の適用を受ける者であるか否かを確認の上、納税猶予の規定の適用を受ける者であるときは、農村振興局長にあっては国税庁長官に、地方農政局長にあっては所轄国税局長に、沖縄総合事務局長にあっては沖縄国税事務所長に、都道府県知事及び市町村長にあっては所轄税務署長に別紙様式12号「農地等の異動事実の通知書」により通知すること。

なお、当該通知に係る事案が次のいずれかに該当するか否か確認の上、該当する場合には、それぞれ、その旨を通知書の摘要欄に記載すること。

(ｱ) 農地法第２条第２項各号に掲げる事由により行う一時貸付け

(ｲ) 水田の裏作の目的に供するために行う貸付け

(ｳ) 措置令第40条の６第９項に掲げる施設又は宿舎の敷地にするために行う転用

(ｴ) 措置令第40条の６第13項に掲げる施設の用に供するために行う開発行為

(ｵ) 砂利採取のために行う一時転用

(ｶ) 権利の設定又は移転の効力の発生時期が許可等の日の翌日以後の日に定められているもの

(ｷ) 経営移譲年金又は特例付加年金の支給を受けるための、受贈者の推定相続人に対する使用貸借による権利の設定に係る農地法第３条第１項の規定による許可をした場合において、当該受贈者が農地等の所在の関係から他の農業委員会にも、同項の規定による許可の申請をしており、又はしようとしているとき。

(ｸ) 措置法第70条の４第８項から第14項までに規定する借換特例に係るもの

(ｹ) 営農困難時貸付け又は特定貸付けに係るもの

(5) 第１の２の(1)のオの認定関係

ア　別紙様式28号「農業に従事することができなくなる故障を有するに至った旨の認定書」に

より認定を行うこと。

イ　告示に定める障害又は事由に該当するか否かの判断については、医師の診断書、身体障害者手帳、入所している施設の長の証明書等、告示に定める障害又は事由に該当していることが客観的に確認できる書類により行うこと。

また、必要に応じ、本人若しくはその家族又は診断書を作成した医師等から事情を聴取する等、事実確認を行った上で、認定を行うこと。

ウ　告示の一に掲げる障害に該当するか否かの判断については、別添「障害に係る認定基準」に留意して行うものとすること。

エ　故障の認定に当たっては、告示に定める障害又は事由に関する事実関係のほか、本人及びその世帯員の生活の状況、農業経営の規模や営農類型、農業従事の状況、農地の利用状況等も踏まえて判断すること。

オ　認定は、その認定の対象となる者が農業経営を行う主たる農地が所在する市町村長又は特別区の区長が行うこととすること。なお、居住地とその農地とで所在する市町村又は特別区の区域が異なる場合には、その居住地の市町村長に当該者の生活状況等を照会するなどして認定を行うこと。

カ　市町村長は、農業委員会が保管している別紙様式１号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書」の別表２及び当該様式の添付資料を確認するものとし、受贈者が贈与税の申告期限において既に告示に定める障害又は事由を有している場合には、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限後に、その該当している障害の程度が重くなった場合又は告示に定める他の障害若しくは事由が新たに生じた場合を除き、認定を行わないこと

(6) 第１の２の(1)のカの証明関係

ア　受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の４第22項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、１の(12)のアからエまでに準じて判断すること。

イ　農地中間管理機構は、措置法第70条の４第１項の適用を受ける受贈者から営農困難時貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式29号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

ウ　別紙様式30号「営農困難時貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。

エ　この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の６第53項。以下(11)までにおいて同じ。）。

(7) 第１の２の(1)のキの証明関係

ア　受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の４第22項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、１の(12)のアからエまでに準じて判断すること。

イ　農地中間管理機構は、措置法第70条の４第１項の適用を受ける受贈者から営農困難時貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式29号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

ウ　別紙様式第31号「農用地利用集積等促進計画を公告した旨の証明書（貸付）」により証明を行うこと。

(8) 第１の２の(1)のクの証明関係

ア　受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の４第22項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、１の(12)のアからエまでに準じて判断すること。

イ　この証明を行うに当たっては、次により行うものとする。

(ｱ) 営農困難時貸付けを行った場合（(ｲ)の場合を除く。）は、(6)のイ又は(7)のイの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後１年を経過していることを確認の上、別紙様式32号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書（１年）」により行う。

(ｲ) 耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行った場合は、(6)のイ又は(7)のイの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後１月を経過していることを確認の上、別紙様式33号「営農困難時貸付農地等に係る

貸付申込証明書（１月）」により行う。

(9) 第１の２の(1)のケの証明関係

ア　受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の４第22項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、１の(12)のアからエまでに準じて判断すること。

イ　別紙様式34号「営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(10) 第１の２の(1)のコの証明関係

ア　受贈者の行う貸付けが、措置法第70条の４第22項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、１の(12)のアからエまでに準じて判断すること。

イ　この証明に行うに当たっては、新たな営農困難時貸付けを行う見込みである受贈者から(6)のイ又は(7)のイの貸付申込書等又は委任契約書の提出を受けていることを確認の上、別紙様式35号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書」により行うものとする。

(11) 第１の２の(1)のサの証明関係

ア　受贈者の行う貸付けが、措置法第70条の４第22項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、１の(12)のアからエまでに準じて判断すること。

イ　別紙様式34号「営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(12) 第１の２の(1)のシの証明関係

ア　受贈者の行った農地等の貸付けについて措置法第70条の４の２第１項に規定する特定貸付けの特例が適用されるか否かは、１の（15)のアに準じて判断すること（以下(13)までにおいて同じ。）。

イ　農地中間管理機構は、措置法第70条の４第１項の適用を受ける受贈者から特定貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式29号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

ウ　別紙様式37号「特定貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。

エ　当該特定貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものであり、かつ、農業委員会に農地法第３条第１項第14号の２の届出をすることにより貸付けが行われた場合には、この証明及び第２の１の(13)に定める農地法第３条届出受理通知書が必要となることに留意すること。

(13) 第１の２の(1)のスの証明関係

ア　農地中間管理機構は、措置法第70条の４第１項の適用を受ける受贈者から特定貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式29号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

イ　別紙様式31号「農用地利用集積等促進計画を公告した旨の証明書（貸付）」により証明を行うこと。

(14) 第１の２の(1)のセの証明関係

この証明に行うに当たっては、新たな特定貸付けを行う見込みである受贈者から(12)のイ又は(13)のアの貸付申込書等の提出を受けていることを確認の上、別紙様式39号「特定貸付農地等に係る貸付申込証明書」により行うものとする。

(15) 第１の２の(1)のソの証明関係

ア　別紙様式40号「特例事業のために譲渡した旨の証明書」により証明を行うこと。

イ　当該譲渡が、特例事業のために行われたものであっても、当該譲渡が促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第１の２の(1)の

タに定める当該計画につき公告をした者（福島特措促進計画の場合は福島県知事）の証明が必要となることに留意すること。

(16) 第１の２の(1)のタの証明関係

別紙様式41号「農用地利用集積等促進計画を公告した旨の証明書（譲渡）」により証明を行うこと。

(17) 第１の２の(1)のチの証明関係

別紙様式42号「特例農地等が農用地区域にある旨の証明書」により証明を行うこと。

(18) 第１の２の(1)のツ、テ及びトの証明関係

別紙様式36号「新たな農業経営改善計画・特定農用地利用規程の認定日等に関する証明書」により証明を行うこと。

(19) 第１の２の(2)のアの証明関係

(1)に準じて取り扱うこと。

(20) 第１の２の(2)のイの証明関係

(2)に準じて取り扱うこと。

(21) 第１の２の(2)のウの証明関係

(3)に準じて取り扱うこと。

(22) 第１の２の(2)のエの通知関係

ア　(4)に準じて取り扱うこと。

イ　当該通知に係る事案が次のいずれかに該当する場合にも、その旨を通知書の摘要欄に記載すること。

(ｱ) 認定都市農地貸付け等に係るもの

(ｲ) 措置令第40条の７の４第10項の規定により読み替えて適用する第40条の７第８項に掲げる施設若しくは宿舎又は市民農園整備促進法第２条第２項第２号に規定する市民農園施設（同法第９条に規定する認定計画に記載されたものに限る。）の敷地にするために行う転用

(23) 第１の２の(2)のオの証明関係

(5)に準じて取り扱うこと。

(24) 第１の２の(2)のカの証明関係

ア　農業相続人の行った貸付けが、措置法第70条の６第28項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、１の(30)のアからオまでに準じて判断すること（以下(27)までにおいて同じ。）。

イ　農地中間管理機構は、措置法第70条の６第１項の適用を受ける農業相続人から営農困難時貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式29号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

ウ　この証明を行うに当たっては、次により行うものとする。

(ｱ) 営農困難時貸付けを行った場合（(ｲ)の場合を除く。）は、イの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後１年を経過していることを確認の上、別紙様式32号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書（１年）」により行う。

(ｲ) 耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行った場合は、イの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後１月を経過していることを確認の上、別紙様式33号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書

（１月）」により行う。

エ　この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の７第57項。以下(27)までにおいて同じ。）

(25) 第１の２の(2)のキの証明関係

この証明に行うに当たっては、別紙様式34号「営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(26) 第１の２の(2)のクの証明関係

ア　別紙様式30号「営農困難時貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。

イ　当該営農困難時貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものであっても、当該貸付けが促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第１の２の(2)のケに定める当該計画につき公告をした者（福島特措促進計画の場合は福島県知事）の証明が必要となることに留意すること。

(27) 第１の２の(2)のケの証明関係

別紙様式第31号「農用地利用集積等促進計画を公告した旨の証明書（貸付）」により証明を行うこと。

(28) 第１の２の(2)のコの証明関係

ア　農地中間管理機構は、措置法第70条の６第１項の適用を受ける農業相続人から、耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式29号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

イ　この証明に行うに当たっては、新たな営農困難時貸付けを行う見込みである農業相続人からアの貸付申込書等の提出を受けていることを確認の上、別紙様式35号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書」により行うものとする。

(29) 第１の２の(2)のサの証明関係

別紙様式34号「営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(30) 第１の２の(2)のシの証明関係

ア　農業相続人の行った貸付けが、措置法第70条の６の２第１項に規定する特定貸付けに該当するか否かは、１の(33)のア及びイに準じて判断すること（以下(31)までにおいて同じ。）。

イ　農地中間管理機構は、措置法第70条の６第１項の適用を受ける農業相続人から特定貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式29号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

ウ　別紙様式37号「特定貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。

(31) 第１の２の(2)のスの証明関係

ア　農地中間管理機構は、措置法第70条の６第１項の適用を受ける農業相続人から特定貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式29号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

イ　別紙様式31号「農用地利用集積等促進計画を公告した旨の証明書（貸付）」により証明を行うこと。

(32) 第１の２の(2)のセの書類関係

別紙様式38号「市街化区域内農地等の明細書」又はこれに準ずるものにより作成すること。

(33) 第１の２の(2)のソの証明関係

この証明に行うに当たっては、新たな特定貸付けを行う見込みである農業相続人から(30)のイ又は(31)のアの貸付申込書等又は委任契約書の提出を受けていることを確認の上、別紙様式39号「特定貸付農地等に係る貸付申込証明書」により行うものとする。

(34) 第１の２の(2)のタの証明関係

ア　別紙様式40号「特例事業のために譲渡した旨の証明書」により証明を行うこと。

イ　当該譲渡が、特例事業のために行われたものであっても、当該譲渡が促進計画又は福島特措促進計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第１の２の(2)のチに定める当該計画につき公告をした者（福島特措促進計画の場合は福島県知事）の証明が必要となることに留意すること。

(35) 第１の２の(2)のチの証明関係

別紙様式41号「農用地利用集積等促進計画を公告した旨の証明書（譲渡）」により証明を行うこと。

(36) 第１の２の(2)のツの証明関係

別紙様式42号「特例農地等が農用地区域にある旨の証明書」により証明を行うこと。

(37) 第１の２の(2)のテの証明関係

別紙様式43号「特例農地等が市街化区域内農地等である旨の証明書」により証明を行うこと。

(38) 第１の２の(2)のトの証明関係

ア　農業相続人の行った貸付けが、認定都市農地貸付け等に該当するか否かは、１の（36）のアに準じて判断すること（以下（39）までにおいて同じ。）。

イ　別紙様式44号「認定都市農地貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。また、証明を行うに当たっては、契約書の写し等により事実確認を行うこと。

ウ　この証明を行うに当たっては、行った貸付けごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の７の４第１項、第２項及び第３項）。

エ　市町村長は、耕作の放棄、権利消滅又は契約の解除等があった貸付都市農地等について農業相続人から新たな認定都市農地貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式46号「貸付申込書（認定都市農地貸付け等）」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとし、提出された貸付申込書に収受印を押印したものを農業相続人の控えとして返却すること。

(39) 第１の２の(2)のナの証明関係

ア　別紙様式45号「農園用地貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。また、証明を行うに当たっては、契約書の写し等により事実確認を行うこととし、措置法第70条の６の４第２項第３号ロの貸付けである場合には、同号ロに規定する貸付協定を当該貸付都市農地等の所在地の市町村と締結していることの確認を行うこと。

イ　農園用地貸付けが特定農地貸付法第３条第３項の規定による承認を受けたもの（都市農地貸借円滑化法第11条において準用する特定農地貸付法第３条第３項の規定による承認を受けたものを含む。）である場合には、この証明ではなく、第１の１の（2）のニに定める農業委員会の証明が必要となることに留意すること。

ウ　この証明を行うに当たっては、行った貸付けごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の７の４第１項、第４項、第５項、第６項及び第７項）。

エ　市町村長は、耕作の放棄、権利消滅又は契約の解除等があった貸付都市農地等について農業相続人から新たな農園用地貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式46号「貸付申込書（認定都市農地貸付け等）」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとし、提出された貸付申込書に収受印を押印したものを農業相続人の控えとして返却すること。なお、当該農園用地貸付けが特定農地貸付法第３条第３項の規定による承認を受けようとするもの（都市農地貸借円滑化法第11条において準用する特定農地貸付法第３条第３項の規定による承認を受

けようとするものを含む。）である場合には、この貸付申込書ではなく、第２の１の（36）のオに定める農業委員会への貸付申込書が必要となることに留意すること。

(40) 第１の２の(2)のニの書類関係

別紙様式47号「都市農地の貸付けの特例に係る市街化区域内農地等の明細書」又はこれに準ずるものにより作成すること。

附　則　（略）

別紙様式（略）

55　遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について（抜すい）

（平成26年９月30日付け26経営第948号農林水産省経営局長通知）
最終改正：令和５年３月31日付け４経営第3258号

第２　納税猶予制度の適正化に向けた取組について

３　適正化の状況の報告等

(1) 適正化の状況の報告

ア　農業委員会から都道府県知事への報告

農業委員会は、遊休農地に関する措置の実施等について、適正化管理台帳（農地台帳を活用して適正化対象地を管理する場合は、農地台帳）に処理の経過を記録するとともに、３月、６月、９月及び12月の各月末日における状況を取りまとめて、当該各月の翌月15日までに別紙様式２により都道府県知事に報告するものとする。

なお、６月末日及び12月末日における状況については、直近の報告内容と変更がない場合には、別紙様式２による報告に代え、変更がない旨を都道府県知事に報告することとして差し支えない。

イ　都道府県知事から地方農政局長等への報告

アの報告を受けた都道府県知事は、３月、６月、９月及び12月の各月末日における状況を取りまとめ、それぞれ、当該各月の翌月末日までに別紙様式３により地方農政局長（北海道知事にあっては経営局長、沖縄県知事にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という）に報告するものとする。

別紙様式（略）

56　農地法の規定に基づく報告について

（令和５年９月７日付け各地方農政局経営・事業支援部長ほかあて
５経営第1407号農林水産省経営局農地政策課長通知）

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）の規定に基づき、農地所有適格法人及び農地所有適格法人以外の者は、毎年、事業の状況等を、農業委員会に報告しなければならないこととされています（同法第６条第１項、第６条の２第１項）。また、法第６条第１項の規定に違反して、報告をしない者は、過料に処することとされています（同法第68条）。

つきましては、農地所有適格法人及び農地所有適格法人以外の法人が、法令に基づく報告を確実に行うため、別添の実施要領に基づく取組を実施するよう、都府県を通じて管下の農業委員会に対し、通知いただきますようお願いします。

（別添）

実施要領

１　概要

農地を所有等する農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第２条第３項）及び第３条第３項の規定により同条第１項の許可を受けて権利の設定を受けた者は、法第６条第１項又は第６条の２第１項の規定に基づき、毎年、事業の状況等を農業委員会に報告しなければならない。

当該報告は、毎事業年度の終了後３月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会に提出してしなければならない（農地法施行規則（昭和27年農林省令第445号）第58条から第60条の２まで）。

このことは、農地所有適格法人による報告を義務付けた「農地法の一部を改正する法律（平成12年法律第143号）」及び法第３条第３項の規定により同条第１項の許可を受けて権利の設定を受けた者による報告を義務付けた「農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）」の改正から変更はなく、農業委員会は、これらの者による報告書を、確実に提出させる必要がある。

２　対象法人

令和４年１月１日～令和４年12月31日の間に事業年度が終了した次に掲げる法人

・農地所有適格法人であって、農地を所有し又は使用及び収益を目的とする権利（所有権を除く。）に基づき農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているもの（法第６条第１項）
・法第３条第３項の規定により同条第１項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた法人（法第６条の２第１項）
・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）の附則第５条の規定により、なお従前の例によるとされた次の規定による法人
　①　改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた同法第18条第２項第６号に規定する法人
　②　改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第７項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた同条第５項第４号に規定する法人

３　取組内容

農業委員会は、以下の取組を実施する。

(1) 全ての法人に対する取組

①　所管する全ての法人のリストを作成し、それぞれの者の事業年度を把握する。
②　①のリストに掲載した全ての法人に対し、農地法の規定に基づく報告が必要である旨を、

令和５年９月末日までに、書面で通知する。

※既に全ての法人に対し通知を行っている場合又は既に令和４年１月１日～令和４年12月31日の間の事業の状況等の報告を行った法人に対しては、改めて通知を行う必要はない。

③　①のリストに掲載した全ての法人の提出状況（受領年月日等）を、随時、記録する。

※当該リストは、「農地所有適格法人の活動状況等に関する調査の実施について（令和５年３月20日付け４経営第3100号経営局農地政策課長通知）」農地所有適格法人の活動状況等に関する調査（実施要領）２調査項目に掲げる様式１～様式４又は「農地法第６条の２第１項に規定する報告等に関する調査の実施について（令和５年９月７日付け５経営第1399号経営局農地政策課長通知）」農地法第６条の２第１項に規定する報告等に関する調査（実施要領）２調査項目に掲げる様式１～様式４に基づくリストをもって代えることができる。

(2) 未提出の法人に対する取組

①　(1)③の提出状況から、報告書を提出しない法人のリストを別添様式により作成する。当該リストに基づき、法の規定に基づく報告を速やかに行うべき旨を、令和５年10月末日までに、書面で通知する。

※法第６条第１項に規定する報告を行わない場合には、過料に処される可能性がある旨を併せて記載する。

（以降、報告を行わない者に対して、四半期（３月、６月、９月及び12月）ごとに通知を行う。）

②　①の者に対する対応状況及びその後の提出状況を別添様式に記録（四半期末日時点）し、その翌月の10日までに、（都道府県を経由して）地方農政局等（北海道にあっては本省経営局農地政策課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部経営課。以下同じ）に提出する。

③　①の者であって、農地所有適格法人である場合については、督促によっても提出の見込みがないと判断した上で、その法人を所管する地方裁判所を調査する。

④　③の地方裁判所に対して、法第68条に規定する過料事件として通知する。

４　留意事項

令和５年１月１日～令和５年12月31日の間に事業の状況等の報告を行った場合であっても、令和４年１月１日～令和４年12月31日の間に事業の状況等の報告を行っていない場合には、そのことにつき、３(2)に基づく取組を行う必要がある。

なお、それ以降の事業の状況等の報告があった場合も同様である。

別添様式　（略）

57　農地法の規定に基づく罰則に係る事務取扱いについて（周知）

（令和６年12月18日付け東海農政局経営・事業支援部長あて
６経営第2144号農林水産省経営局農地政策課長通知）

農業委員会におかれましては、「農地法の規定に基づく報告について（周知）」（令和５年９月７日付け５経営第1407号経営局農地政策課長通知。以下「課長通知」という。）等に基づき、令和４年中に事業年度が終了した農地所有適格法人及び農地所有適格法人以外の者を対象に、当該法人等が法令に基づく報告を確実に行うための取組を実施していることと承知しておりますが、当該取組を実施してもなお、報告書を提出しない農地所有適格法人及び農地所有適格法人以外の者が散見されるところです。

つきましては、課長通知別添実施要領３(2)③及び④の取組の実施の参考として、下記のとおり事務取扱いを示しますので、都府県を通じて管下の農業委員会に対し、周知いただきますようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

１　過料の手続きについて

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に違反して、報告をしない者（以下「違反者」という。）は、過料に処することとされています（法第68条）。当該罰則の適用に当たっては、基本的な考え方として、違反等を確認した場合は、まずは違反者に対して適切に助言、指導等を中心に行うことを通じて是正を促していくことが望ましいものであることに十分留意するものとします。

その上で、当該罰則に係る手続きについては、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）の過料事件の規定に基づき行われることとなります。農業委員会は、管轄裁判所に対し、違反者を過料に処すべきものと思料される旨を通知（以下「過料事件通知」という。）する必要があります。

２　過料事件通知の対象となる法人について

過料事件通知の対象となる法人については、課長通知別添実施要領３(2)①及び②において四半期ごとに通知及び記録することとしている法人のうち、農地所有適格法人であって、令和６年12月末時点で報告書が提出されていない法人（清算結了や破産手続終結等により法人格が消滅した法人を除く。以下「過料対象法人」という。）を対象とします。

３　管轄裁判所について

過料事件通知の通知先は、原則として非訟事件手続法第119条に規定する管轄裁判所であり、具体的には、過料対象法人の主たる事務所の所在地（普通裁判籍）を管轄する地方裁判所となります。

また、過料事件通知を行う際には、事前に管轄裁判所へ相談することが適当です。

４　過料事件通知の記載内容について

過料事件通知は、別添様式例を参考とし、「違反者の名称及び主たる事務所の所在地」及び「事件の概要」を記載するとともに、「事件の概要」に記載する事実を裏付ける記録等、過料対象法人を過料に処すべき理由となる事実を管轄裁判所において認定することができる資料を添付するものとします。具体的には、過料対象法人の定款の写し、登記事項証明書及び所有農地の一覧表のほか、根拠規定（法第６条、第68条等）の抜粋等が考えられます。また、管轄裁判所から必要な書類等について別途指示や依頼があった場合には、上記にかかわらず、当該指示及び依頼に適切に対応するものとします。

（別添）
様式例

番　　号
年　　月　　日

管轄の地方裁判所　御中

農業委員会会長

過料事件通知書

下記の者については、農地法（昭和27年法律第229号）第68条の規定に掲げる事実があったため、同条により、30万円以下の過料に処すべきものと思料されるので、関係書類を添えて通知いたします。

記

１　違反者の名称及び主たる事務所の所在地

２　事件の概要

３　添付資料

（記載要領）
１　「管轄の地方裁判所」には、法人の主たる事務所を管轄する地方裁判所を記載してください。
２　「２　事件の概要」には、違反者を過料に処すべき理由となる事実を管轄の地方裁判所において認定することができるよう、以下の記載例を参考として明確に記載してください。
（記載例）
農地法第２条第３項に定義する農地所有適格法人は、農地法第６条第１項及び農地法施行規則第58条第１項の規定により、毎事業年度終了後３月以内に、事業の状況等を記載した報告書を農業委員会へ提出する必要がある。
農地所有適格法人である株式会社○○○は、現に農地を所有し、又は当該法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を当該法人の耕作若しくは養畜の事業に供している。また、定款において事業年度を毎年○月○日から○月○日までと規定しており、令和○年○月○日が当該報告書の提出期限となるが、令和○年○月○日時点において当該報告書を提出していない。
なお、当農業委員会では、令和○年○月○日及び令和○年○月○日に文書により提出に係る行政指導を行っているが、未だ提出に至っていない。
これらのことを踏まえれば、株式会社○○○は、農地法第68条に規定する過料に処すべきものと考える。
３　「３　添付資料」については、「２　事件の概要」に記載の事実を裏付ける記録等、違反者を過料に処すべき理由となる事実を管轄の地方裁判所において認定することができる資料である必要があります。具体的には、違反者の定款の写し、登記事項証明書及び所有農地の一覧表のほか、根拠規定（法第６条、第68条）の抜粋等が考えられます。

○農地法の規定に基づく罰則に係る事務取扱いについて（事務連絡）

（令和６年12月20日付け高等裁判所事務局長・地方裁判所事務局長あて
最高裁判所事務総局民事局第三課長事務連絡）

この度、農林水産省において、別紙１のとおり、農地法の規定に基づく罰則に係る事務取扱いに関する通知を発出したとの情報に接しました。

この通知は、農地法第６条第１項及び同法施行規則第58条第１項の規定に違反して、毎事業年度の終了後３月以内に事業の状況等を記載した報告書を農業委員会に提出しない農地所有適格法人について、同法第68条の規定による過料に処すべき旨の通知を地方裁判所に行う際の留意事項を周知するものです。

今後、別紙１の通知を受けて、各市町村に属する農業委員会から各地の地方裁判所に対し、農地法に基づく過料事件の通知がされることが想定されますので、情報提供します。

なお、別紙１の通知中に引用されている「農地法の規定に基づく報告について（周知）（令和５年９月７日付け５経営第1407号経営局農地政策課長通知）」は、別紙２のとおりです。

・別紙１

「農地法の規定に基づく罰則に係る事務取扱いについて（周知）（令和６年12月18日付け地方農政局経営・事業支援部長ほかあて６経営第2144号農林水産省経営局農地政策課長通知）」（略）

・別紙２

「農地法の規定に基づく報告について（周知）（令和５年９月７日付け５経営第1407号経営局農地政策課長通知）」（略）

58　農地法第３条第１項の許可事務の迅速化及び簡素化について（抜すい）

（令和３年８月10日付け各地方農政局経営・事業支援部長ほかあて
３経営第1330号農林水産省経営局農地政策課長通知）

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第３条第１項に基づく許可事務については、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。）において、適正な処理をお願いしてきたところです。

また、令和３年５月25日に農林水産省として取りまとめた「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」において、「地方自治体や地域の農業者等の事務負担の軽減を図るため、事務手続書類の簡素化、デジタル技術の活用等を図る」としたところです。

これらを踏まえ、法第３条第１項の許可事務の迅速化及び申請書類の簡素化について、下記の内容を管内農業委員会等に通知するよう県に通知願います。

記

１　法第３条第１項の許可事務の迅速化

法第３条第１項の許可事務については、事務処理要領別紙１の第１の３において、標準的な事務処理期間を４週間と定めているが、農地の権利取得の円滑化を図る観点から、許可事務の更なる迅速化に努めていただくことが重要である。

この点、法第３条第１項の許可申請書の提出期限を毎月25日、その許可の可否を審議する総会を翌月５日と設定し、あらかじめホームページで周知徹底した結果、提出期限日から10日程度の期間で許可事務を行っている農業委員会も見受けられる。

これらのことを踏まえ、農業委員会においては、管内における法第３条第１項の許可申請件数及び許可事務の状況等を勘案し、以下の①及び②も参考に許可事務の迅速化に取り組んでいただきたい。

① 総会の開催日を明確にした上で、過去の月ごとの申請件数を踏まえ、当該開催日から逆算した許可申請書の提出期限を設定し、広報誌やホームページに掲載するなど、その周知徹底を図ること。

② 法令（条例含む。）によりその権限に属せられた事項を処理する場合その他その区域内の農地等の利用の最適化の推進に関する事項等に関する事務を行う場合において、各事務の事務処理量の多寡に応じて、申請書等の提出書類について、異なる提出期限日を設定すること。

２　許可申請書の添付書類の簡素化

法第３条第１項の許可申請書の添付書類については、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第10条第２項に定められているところであるが、同項第10号の「その他参考となるべき書類」について、一律に書類の添付を求めることがないようにするとともに、同項第１号から第９号までに掲げる書類以外の書類の添付を求める場合には、その理由を明らかにすること。

３　許可事務の期間等の報告について

農業委員会は、法第３条第１項の許可事務の期間等について、別添報告様式により、毎年４月における許可に関し、その状況を５月末日までに都道府県に報告し、都道府県は農業委員会ごとの報告を取りまとめの上、６月10日までに地方農政局等（北海道にあっては経営局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に報告するものとする。ただし、令和３年４月におけるその状況については、９月10日までに都道府県に報告し、都道府県は農業委員会ごとの報告を取りまとめの上、９月22日までに地方農政局等に報告するものとする。

報告を受けた地方農政局等は、総会の開催日及び当該開催日ごとの許可申請書の提出期限が従来通りであると認められる場合には、提出期限日について再設定を働きかけるとともに、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第１項に規定する都道府県機構（以下同じ。）に対し、情報の共有を行うものとする。

また、都道府県機構は、効率的かつ効果的に事務を実施されている農業委員会の取組を公表する

こと等により、他の農業委員会が、許可事務を迅速に行うことができるよう支援を行うものとする。

【報告様式】（略）

59　農地法第３条の３の規定に基づく届出の事務処理の適正化について（抜すい）

（令和７年３月４日付け地方農政局経営・事業支援部農地政策推進課長ほかあて
農林水産省経営局農地政策課事務連絡）
※編者注.別添資料は省略

農地法関係事務の適正かつ円滑な執行につきましては、平素より御協力いただき感謝申し上げます。

さて、本日、近畿管区行政評価局において、別添※のとおり「相続等により取得した農地の届出時における添付書類に関する実態把握の結果」が公表されました。

つきましては、貴管下農業委員会に対して、下記に御留意の上、農地法第３条の３の規定に基づく届出に係る事務処理について適切に遂行いただくよう、貴職から通知及び御指導いただきますようお願いいたします。

記

１　農地法第３条の３について

農地等についての権利取得の届出は、平成21年の農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）の改正において、農業委員会が許可等によっては把握できない農地等についての権利の移動があった場合にあっても、農業委員会がこれを知り、その機会を捉えて、農地等の適正かつ効率的な利用のために必要な措置を講ずることができるように措置されたものです。

また、届出の方法については、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「規則」という。）第19条において、同条各号に掲げる事項を記載した書面を提出してすることとされており、添付書類を求める規定はありません。

このため、記載内容に疑義がある場合など必要に応じて証明書類の提示を求めることは考えられますが、不要な添付書類の提出を求めることのないよう徹底するとともに、農業委員会ＨＰ等において添付資料を求めることを周知している場合は、その修正を行ってください。

２　農地台帳の情報更新について

農地台帳は、農業委員会の所掌事務を的確に行うために作成するものとされ（法第52条の２）、その正確な記録を確保するための措置として、毎年１回以上、固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合を行うものとされています（規則第102条）。

また、都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を内部で利用し、又は相互に提供することができ、加えて、関係する地方公共団体、農地中間管理機構その他の者に対して、農地に関する情報の提供を求めることができます（法第51条の２）。

なお、農地台帳の正確かつ最新な状態の確保については、届出者に不要な負担を強いるのではなく、正確な記録を確保するための措置の適切な実施や関係機関から入手可能な情報の活用等により確実に行っていただく必要があります。

近畿管区行政評価局の公表資料によると、添付資料を求めていない農業委員会の中には、届出時に登記事項証明書等の提出を求めず、税務部局の協力のもと、毎週など定期に、登記済通知に記載されている農地に関する情報の提供を受け、届出に係る農地情報の確認並びに農地台帳の正確な記録及び最新性の確保に努めている農業委員会もありました。

登記済通知は、地方税法（昭和25年法律第226号）第382条に基づき、登記所が土地又は建物の表示に関する登記をしたとき等に市町村長に通知するものであり、届出書に記載される農地に関する情報を確認することができます。農業委員会が税務部局と連携し、登記済通知の情報を活用することは、届出に不要な添付書類の提出を求めるといった誤った運用の解消、届出書に記載された農地情報の速やかな確認及び農地台帳の正確な記録の確保のために有効な手段と考えられます。

この登記済通知に記載されている農地に関する情報については、上述のとおり、法第51条の２第２項に基づき、農業委員会は、税務部局を介さず、直接、必要な登記情報の提供を求めることも可能となっています。

また、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の長が登記所に対して情報の提供を求めた場合には、登記所からオンラインにより情報の提供を受けることが可能となっており、

「令和６年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項について」（令和６年１月18日付け総務省自治税務局事務連絡）においても、市町村と管轄登記所との間で協議を行い、積極的にオンラインによる受渡しを行うよう努めていただきたいこととされていることを申し添えます。

60　農地転用許可及び農用地区域内の開発許可の権限に係る指定市町村の指定等について

（平成28年３月31日付け27農振第2486号各地方農政局長他あて農林水産省農村振興局長通知）
最終改正：令和３年６月14日３農振第714号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）による改正後の農地法（昭和27年法律第229号）第４条第１項及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第15条の２第１項に規定する指定市町村の指定等については、下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知願いたい。

なお、都道府県知事に対しては、当職から通知していることを申し添える。

記

第１　農地法施行令第９条第２項第１号及び農業振興地域の整備に関する法律施行令第13条の３第２項第１号関係（優良農地を確保する目標を定めること）

農地法施行令（昭和27年政令第445号）第９条第２項第１号に掲げる要件を満たすか否かの判断については、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項によるほか、以下によるものとする。

なお、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「農振法施行令」という。）第13条の３第２項第１号についても同様とする。

１　農業振興地域整備計画を定めている市町村について

(1) 申請に係る市町村（以下「申請市町村」という。）における確保すべき農地又は採草放牧地（以下「農用地」という。）の面積の目標（以下「面積目標」という。）が、農振法第３条の２第１項の規定により農林水産大臣が定める農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び農振法第４条第１項の規定により都道府県知事が定める農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）に沿ったものであり、かつ、一定の水準以上のものであることを基本とする。

なお、申請市町村が面積目標を地域の農用地の利用状況を基にして、独自の考え方に基づき設定する場合には、基本指針の現況面積に対する面積目標の割合との整合性が図られていることを基本としつつ、当該市町村の事情を考慮する。

また、農地法第４条第１項又は農振法第15条の２第１項の規定により指定を受けた市町村（以下「指定市町村」という。）は、基本方針が変更された場合には、変更後の基本方針に沿った面積目標に変更すべきであることに留意するものとする。

(2) 農地法施行規則第49 条第１項第１号に掲げる要件を満たすか否かの判断については、以下によるものとする。

① 「農地若しくは採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の効果を適切に勘案していること」とは、

ア　集団的に存在する農用地の農用地区域への編入の取組の効果

イ　農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第２条第４項に規定する農地中間管理機構をいう。）を通じた認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第１項に規定する認定農業者をいう。）等の農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、多面的機能発揮促進事業（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第３条第３項に規定する多面的機能発揮促進事業をいう。）の実施による共同活動への支援、農業生産活動に向けた取組の推進、農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保等による荒廃農地の発生防止及び解消の効果等を適切に勘案し、申請市町村におけるこれらの施策の実施状況及び今後の取組方針からみて適切にその効果が見込まれていることをいう。

② 申請市町村の面積目標の現況面積に対する割合が、基本指針の面積目標の現況面積に対する割合を下回っている場合であっても、基本方針の面積目標の達成に支障が生じず、当該面積目標とすることがやむを得ないと認められるときは、この要件を満たすものとする。

(3) 農地法施行規則第49条第１項第２号に規定する「指定市町村として考慮すべき事情」とは、例えば、都市計画マスタープラン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の２に規定す

る市町村の都市計画に関する基本的な方針をいう。）等の計画に沿って地方公共団体が策定した土地利用計画に基づく具体的な開発予定等、農用地の面積のすう勢には含まれない計画的な開発プロジェクト（単なる需要見通しによる構想は除く。）をいう。

２　農業振興地域整備計画を定めていない市町村について

申請市町村の面積目標が上記１の考え方に準じて定められていることとする。

第２　農地法施行令第９条第２項第２号及び農振法施行令第13条の３第２項第２号関係（農地転用許可等を許可基準に従って適正に運用すると認められること及び農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること）

農地法施行令第９条第２項第２号に掲げる要件を満たすか否かの判断については、農地法施行規則第49条第２項によるほか、以下によるものとする。また、農振法施行令第13条の３第２項第２号についても同様とする。

１　農地転用許可等を許可基準に従って適正に運用すると認められることについて

(1) 農地法施行規則第49条第２項第１号の「当該事務の処理若しくは行為が当該要件を満たしていない場合には、申請市町村が当該事務の処理若しくは行為について違反の是正若しくは改善を図っており、かつ、面積目標の達成に向けて農地若しくは採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められる」とは、過去５年間に、農林水産省が行う農地転用許可事務実態調査（農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）別紙１の第４の７の(1)の農地転用許可事務実態調査をいう。以下同じ。）等において改善が必要な事案があった申請市町村が、農林水産大臣又は都道府県知事の技術的助言（地方自治法（昭和22年法律67号）第245条の４第１項に規定する技術的助言をいう。以下同じ。）等に基づき違反の是正又は改善を図っており、面積目標の達成に向けて農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められることをいう。

(2) 農地法施行規則第49条第２項第１号ニに掲げる要件を満たすか否かについては、申請市町村が行った道路、公園等の公共施設の設置に係る行為（農地転用許可が不要な行為）について、集団的に存在する農地及び土地改良事業を実施した農地等の優良農地の中央に設置される等の事案であって、施設の公益性を考慮してもなお、土地の農業上の利用の確保の観点から著しく適正を欠いていると認められるものがないことを確認して判断する。

(3) 農地法施行規則第49条第２項第１号ホに掲げる要件を満たすか否かについては、市町村が地方自治法第252条の17の２第１項の条例に定めるところにより処理することとされている事務について、以下の事項を確認して判断する。

① 農地法第51条第１項の規定による処分又は命令に係る事案について、正当な理由なく違反を是正するための違反者への指導等を行わないなど、著しく適正を欠いていたと認められるものがないこと又はこれらの措置に関する農林水産大臣若しくは都道府県知事による技術的助言に反したものがないこと。

② 農振法第15条の３の規定による命令に係る事案について、正当な理由なく違反を是正するための違反者への指導等を行わないなど、著しく適正を欠いていたと認められるものがないこと又はこれらの措置に関する農林水産大臣若しくは都道府県知事による技術的助言に反したものがないこと。

(4) 農林水産省、都道府県及び申請市町村の間で農地法、同法施行令及び同法施行規則の解釈について見解が相違する場合においても、そのことだけをもって指定（農地法第４条第１項の規定による指定をいう。以下同じ。）の可否の判断は行わないこととする。

なお、農林水産省は、申請市町村と見解に相違があった事案について、事実関係、法令の趣旨及び目的等を精査し、申請市町村と十分調整した上で、どのような判断が適当であったかにつき、双方の見解の一致を見出すよう努めるものとする。また、農林水産省は、その事例を基に、国と地方の意見交換の場の開催、事例集の作成及び充実並びに研修等の活用により、取扱いの明確化を図り、その後の事務において、農林水産省の解釈と市町村等のそれとの間に相違が生じないように努めるものとする。

２　農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められることについて

(1) 農地法施行規則第49条第２項第２号イの「農地転用許可事務に従事する職員」には、農地転用許可事務に常時従事する職員のほか、農地転用許可事務に常時従事する職員以外の者であって、農地転用許可事務等の従事経験（同号ロに規定する従事経験をいう。以下同じ。）を有しており、必要に応じて、農地転用許可事務に常時従事する職員の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う等、常時従事する職員の事務を補助するもの（以下「サポート職員」という。）を含むものとする。

このため、事務処理体制が整っていると認められるか否かの判断においては、農地転用許可事務に従事する職員として、従事経験を有する職員を２名以上配置することを基本とするが、例えば、

① 従事経験を有する職員（以下「従事経験職員」という。）１名及び研修を受けることにより、従事経験職員と同等の農地転用許可制度等に関する理解を有すると認められる職員（以下「研修受講職員」という。）１名

② 従事経験職員１名及びサポート職員１名

③ 研修受講職員１名及びサポート職員１名

を配置する場合についても、農地法施行規則第49 条第２項第２号の要件を満たすものとする。

(2) 農地法施行規則第49条第２項第２号ハに掲げる要件を満たすか否かについては、農地法施行規則第48条第３号の組織図及び体制図をもって確認する。

第３　指定手続等

１　指定の申請について

(1) 農林水産省は、あらかじめ時間的余裕をもって、農地法施行令第９条第１項又は農振法施行令第13条の３第１項の規定による申請（以下「申請」という。）の受付期間等を別に定め、市町村及び都道府県に周知するものとする。また、市町村の申請状況等を取りまとめて公表する。

(2) 市町村の申請は、申請書に農地法施行規則第48条各号及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45 号。以下「農振法施行規則」という。）第37条の２各号の書類（添付書類）を添えて行うものとする。

なお、申請は、別紙様式例１によるものとする。

２　都道府県知事の意見聴取について

(1) 農地法施行令第９条第３項及び農振法施行令第13条の３第３項の規定による都道府県知事の意見聴取は、原則として、指定の基準に係る以下の事項について聴くものとする。

なお、意見の提出は、別紙様式例２によるものとする。

① 農地法施行規則第49条第２項第１号及び農振法施行規則第37条の３第２項第１号に規定する事務の処理及び行為の状況

② 基本方針との整合

(2) 農林水産省は、指定の状況等と併せ、必要に応じて、提出された都道府県知事の意見の概要を公表する。

３　農地転用許可等に係る事務処理及び面積目標の達成状況の報告について

指定市町村は、農地法施行令第９条第７項又は農振法施行令第13条の３第７項の規定に基づき、農地転用許可等を行った年度の翌年４月１日から30 日までに、別紙様式例３による報告書を農林水産大臣に提出するものとする。

なお、指定市町村が面積目標を変更した場合には、別紙様式例４による報告書を速やかに農林水産大臣に報告するものとする。

４　農地転用許可等の事務の実態調査等について

農林水産省は、指定市町村における個別の農地転用許可等の事務の処理状況を把握するため、指定市町村に対する農地転用許可事務実態調査を重点的に実施し、その結果に基づき、指定市町村における事務の改善が必要と認められる事案について技術的助言等を行うものとする。また、指定市町村に対して地方自治法第245条の５に規定する是正の要求又は同法第245条の７に規定する是正の指示を行った場合は、当該指定市町村名及びその事案の内容を公表する。

５　指定の取消しについて

指定市町村に対して、上記４の是正の要求又は指示を行ってもなお指定市町村がこれに従わな

いときには、指定の基準に適合しなくなったものとして、その指定を取り消すものとする。また、指定市町村が上記３の報告を行わない場合も、同様とする。

第４　制度の適切な運用のための支援

１　農林水産省は、農地転用許可等の基準の明確化、事例集の作成及び研修の充実並びに国と地方との意見交換の場の活用を図るとともに、日頃の相談に適時適切に対応することにより、指定市町村における農地転用許可等の適切な運用が図られるよう努めるものとする。

２　農林水産省は、４ヘクタールを超える農地転用許可事案については、指定市町村等の求めに応じて、事前に農林水産省、都道府県及び指定市町村の担当者による打合せを行うなど、その後の事務の処理が迅速に行われるよう努めるものとする。

※別添（略）

※別紙様式例（略）

61　農地移動適正化あっせん事業実施要領

（昭和45年１月12日44農地Ｂ第3712号農林事務次官通知）
最終改正：令和５年３月30日４経営第3245号

（趣旨）

１　農業委員会が農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農委法」という。）第６条第２項の規定に基づき農業振興地域内の農用地等について行う農地保有の合理化のための権利移動のあっせんの事業（以下「農地移動適正化あっせん事業」という。）及びこれに対する都道府県の指導事業は、この要領の定めるところによるものとする。

（農地移動適正化あっせん基準）

２　農業委員会は、農地移動適正化あっせん事業を行おうとするときは、あらかじめ、農地移動適正化あっせん基準（以下「あっせん基準」という。）を定めて、都道府県知事の認定をうけるものとする。

３　あっせん基準は、当該地域における農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第８条第１項及び第９条第１項の規定に基づき定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に即して、次に掲げる事項を定めているものでなければならないものとする。

(1) 農用地等の権利を取得させるべき者及びその者のうちの農業を営む者についての要件

(2) 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位

(3) 農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が２人以上いる場合におけるあっせんの順位の定め方

(4) 農業農村整備事業等との関連上必要と認められる事項

４　都道府県知事は、あっせん基準の認定の申請があったときは、これを審査しそのあっせん基準が農業振興地域整備計画に適合し、かつ、農業によって自立しようとする意欲と能力を有する農業生産の中核的担い手となることを志向する農業を営む者（農地所有適格法人、農地法（昭和27年法律第229号）第３条第３項各号に掲げる要件をすべて満たす者、農業後継者及び新規就農希望者（新たに農業経営を行おうとする者（その世帯主の農業経営の移譲により新たに農業経営を行おうとする者を除く。）をいう。）を含む。以下同じ。）の農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を図るために有効かつ適当であると認められるときに限り認定するものとする。また、都道府県知事は、既に認定したあっせん基準につき随時審査し、農業振興地域整備計画との整合性の確保に努めるものとする。

（あっせん基準作成協議会）

５　農業委員会はあっせん基準を作成するに当たっては、市町村、地域農業改良普及センター等の関係機関及び農業協同組合、土地改良区等の関係団体並びに学識経験者で構成する協議会を開催し、その意見を聴くものとする。

（都道府県の協力指導）

６　農業委員会はあっせん基準を作成するため必要があるときは、都道府県に対し必要な協力を求めることができるものとする。

７　都道府県知事は、農業委員会があっせん基準を作成する場合には、その求めに応じて必要な協力援助をするほか、あっせん基準が次に掲げる要件をみたすものとなるよう指導助言に努めるものとする。

(1) 農用地等の権利を取得させるべき者は、農業を営む者とし、農業を営む者の要件については、次のアからウまでに掲げる要件をそなえている者に限られる旨が定められているほか、農業振興地域整備計画において育成しようとする作目及び農業経営の形態に対応して必要と認められる要件が定められているものであること。

ア　その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農地所有適格法人の営む経営に供される場合にあっては、その経営面積をその常時従事者たる構

成員に属する世帯の数で除した面積。その経営面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営又は肉用牛肥育経営に供される場合にあっては、飼養規模。以下同じ。）が、別に定める場合を除き、当該地域における作目及び経営形態別に当該地域における農家の平均の経営面積以上で農業委員会が定める基準面積（その基準面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営又は肉用牛肥育経営に供される場合にあっては基準飼養規模。）を超えるものであること。

イ　その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。

ウ　その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。

(2) 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんについては、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第１項の規定により認定を受けた者をいう。）又は認定就農者（同法第14条の４第１項の規定により認定を受けた者をいう。）を優先してあっせんすること。

(3) 農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が２人以上いる場合におけるあっせんの順位については、次に掲げる基準及び３の(4)に掲げる事項を総合勘案してあっせんにより権利を取得させるべき者を定める旨が定められているものであること。

ア　農用地等の権利の取得後における経営面積と経営規模拡大の目標として農業委員会が定める経営面積との格差が小さい者に対して優先的にあっせんすること。

イ　農業振興地域整備計画等において育成しようとする農業経営を行おうとする者に対して優先的にあっせんすること。

ウ　あっせんすべき農用地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができると認められる者に対して優先的にあっせんすること。

エ　農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められる者に対して優先的にあっせんすること。

オ　地域農業の中核的な担い手の育成、確保を図るため最も適当と認められる者に対して優先的にあっせんすること。

(4) 農業農村整備事業等との関連上必要であると認められる事項については、当該地域の農業者の大多数の意思に基づいて実施される農業振興施策等がある場合であって、この農業振興施策等との関連において(1)、(2)及び(3)のあっせん基準にかかわらず特別の基準によりあっせんをする必要があると認められるときは、その特別の基準が定められているものであること。

(5) 基盤強化法第19条第１項に規定する地域計画（以下単に「地域計画」という。）の区域内においては、(2)から(4)までの規定にかかわらず、次に掲げる基準を勘案してあっせんにより権利を取得させるべき者を定める旨が定められているものであること。

ア　地域計画の区域内の農用地等に基盤強化法第19条第３項に規定する農業を担う者（以下「農業を担う者」という。）が位置付けられている場合には、その者にあっせんすること。

イ　市町村が地域計画を変更することが見込まれる場合であって、変更後の地域計画において、当該農用地等に新たな農業を担う者が位置付けられるときには、その者にあっせんすること。

ウ　地域計画において、当該農用地等に農業を担う者が位置付けられていない場合、農業を担う者が直ちに農用地等を引き受けられない場合その他農業を担う者にあっせんすることが適当でない場合には、地域計画の達成に資する者へあっせんすること。

（あっせん譲受け等候補者名簿の作成）

8　農業委員会は、あっせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の相手方として適当と認められる候補者（あっせん基準に適合し、農業生産の中核的担い手になると見込まれる農業を営む者に限る。）を登録したあっせん譲受け等候補者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

なお、農業を担う者として地域計画に位置付けられている者は、名簿に登録されている者とみなす。

（あっせん）

9　農業委員会は、次のアからウまでに掲げる場合に、10から15までに定めるところによりあっせん

を行うものとする。

なお、地域計画の区域内において、農用地等の所有者から当該農用地等の利用権の設定等（基盤強化法第４条第３項第１号に規定する利用権の設定等をいう。以下同じ。）についてのあっせんの申出があった場合及び名簿に登録されている者から農用地等の利用権の設定等についてのあっせんの申出があった場合は、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業（機構法第２条第３項に規定する農地中間管理事業）及び基盤強化法第７条各号に掲げる事業の活用を促すこととし、申出者の同意が得られない場合において農業委員会によるあっせんを行うこととする。

ア　農用地等の所有者から農用地等の売渡し、貸付け又は交換についてのあっせんの申出があった場合

イ　名簿に登録されている者から農用地等の買受け又は借受けについてのあっせんの申出があった場合

ウ　ア又はイのあっせんに直接関連して他の農用地等を譲渡し、貸付け又は交換のあっせんを行うことが必要と認められた場合

10

(1) 農業委員会は、９にかかわらず、９のアの農用地等の所有者からのあっせんの申出で、その売渡し若しくは貸付けの相手方を指定している場合等農地移動適正化あっせん事業の対象として不適当な場合又はあっせんの申出以前に既に実質的に契約を締結していると認められる場合、不動産業者等が介入していると認められる場合等農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実があると認められる場合には、あっせんを行わないものとする。

(2) 農業委員会は、９のアのあっせんについては、農用地等の権利移動の相手方となるべき者の候補者を名簿の登録者の中から１名以上選定し、その者があっせん基準に適合することを確認の上、その者を当該農用地等の権利移動の相手方となるべき者として選定するものとする。

(3) 農業委員会は、９のイのあっせんについては、当該申出者があっせん基準に適合することを確認の上、農用地等の権利移動の相手方となるべき者を選定するものとする。

(4) 農業委員会は、９のウのあっせんについては、あっせん基準に基づいて農用地等の権利移動の相手方となるべき者を選定するものとする。

(5) 農業委員会は、(1)の農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実の有無の確認及び(2)から(4)までによる農用地等の権利移動の相手方となるべき者の選定の経過を記載した選定調書を作成するものとする。

11　農業委員会は、10により農用地等の権利移動の相手方となるべき候補者を選定した場合には、農地利用最適化推進委員（農地利用最適化推進委員を委嘱していない農業委員会にあっては、農業委員会の委員）の中からあっせん委員１人以上を指名し、当該あっせん委員をして農用地等の権利移動のあっせんを行わせるものとする。この場合には、農業委員会は、あっせんの申出をした者及び農用地等の権利移動の相手方となるべき者にあっせんを行う旨及びあっせん委員の氏名を通知するものとする。

12　あっせん委員は、あっせんにより農用地等の売買、貸借又は交換が成立したときは、あっせん調書を作成し、農業委員会に報告するものとする。

13

(1) 農業委員会は、12のあっせんが成立した旨の報告があった場合において、農用地等の権利移動の当事者の一方又は双方から、あっせん証明書の交付の申請があったときは、その者から契約書を提示させ、当該契約内容とあっせん調書との照合を行い、当該契約が当該あっせんに基づき成立したものであることを確認の上、あっせん証明書を交付するものとする。

(2) 農業委員会は、(1)のあっせん証明書の交付後10の(1)の農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実が判明したときは、あっせん証明書の交付の取消しを行うものとし、関係機関にはその旨通知するものとする。

14

(1) あっせん委員は、次に掲げる場合には、当該あっせんを打ち切るものとする。

ア　あっせんにより農用地等の売買、貸借又は交換が成立する見込みがないと認めたとき

イ　あっせんの過程で10の(1)の農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実があると認めたとき

(2) (1)の場合には、あっせん委員は、あっせんてんまつ書を作成し、農業委員会に報告するものとする。

15

(1) 農業委員会は、14の(1)のアによりあっせんを打ち切った旨の報告を受けたときは、新たなあっせんの相手方を選定してあっせんを行うか、又は、あっせんをしないこととするかを決定し、あっせんをしない旨の決定をした場合には、その旨をあっせんの申出をした者に通知するものとする。

(2) 農業委員会は、14の(1)のイによりあっせんを打ち切った旨の報告を受けたときは、あっせんをしない旨の決定をし、その旨をあっせんの申出をした者に通知するものとする。

（農地移動適正化あっせん台帳）

16　農業委員会は、この要領に基づく農用地等の売買、貸借又は交換についてのあっせんの結果を記載した農地移動適正化あっせん台帳を備え置くものとする。

（事前届出の勧奨）

17　農業委員会は、当該地域内の農業者等に対し、農地移動適正化あっせん事業の趣旨、あっせん基準等の周知徹底に努めるとともに農業者等が農用地等の売渡し、貸付け、買受け、借受け、又は交換をしようとするときは、あらかじめ農業委員会に届け出るように指導するものとする。

（農業委員会ネットワーク機構）

18

(1) 農委法第42条第１項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構（以下「都道府県農業委員会ネットワーク機構」という。）は、農地移動適正化あっせん事業が適正かつ円滑に実施されるよう必要な農業委員等の講習及び研修を行うとともに、農業委員会に協力するものとする。

(2) 農委法第42条第１項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構は、農地移動適正化あっせん事業が適正かつ円滑に実施されるよう都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う(1)の業務につき指導を行うものとする。

（都道府県知事及び地方農政局長）

19

(1) 農地移動適正化あっせん事業を行う農業委員会は、毎年度農地移動適正化あっせん事業計画を定め、前年度の農地移動適正化あっせん事業実績と併せて５月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、農業委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業が適正かつ円滑に行われることを確保するため、必要なあっせん状況の報告を行わせるものとする。

(3) 都道府県知事は、随時、農業委員会のあっせん状況の実態調査を行い、その結果農地移動適正化あっせん事業として不適正なもの又は、あっせん証明事務が不適正なものがあることが明らかになった場合には、あっせん証明書の交付の取消し等所要の是正措置をとるよう農業委員会を指導するものとする。

(4) 都道府県知事は、(1)の報告を受けた場合は、当該都道府県のあっせん計画及び実績の取りまとめ結果を６月末日までに、(2)のあっせん状況の報告を受けた場合は、当該都道府県のあっせん状況の取りまとめ結果並びに(3)の調査結果及び農業委員会に対する指導内容を翌年度の６月末日までに地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。

(5) 地方農政局長は、必要と認める場合には都道府県知事に対し、農地移動適正化あっせん事業の実施状況についての報告を求めることができるものとする。

附　則（令和２年４月１日付け元経営第3054号）

１　この通知は、令和２年４月１日から施行する。

2　この通知による改正前の農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定に基づき、令和元年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（令和５年３月30日付け４経営第3245号）

1　この通知は、令和５年４月１日から施行する。

2　この通知の改正前の規定に基づいて実施された事業の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

62　農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について

（昭和45年４月30日45農地Ｂ第953号農林省農地局長通知）
最終改正：令和５年３月30日４経営第3248号

１　農業委員会に対し農地移動適正化あっせん事業の指導をするに当たっては都道府県は、あらかじめ農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第１項の規定よる都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構と連絡を緊密にし、その徹底を図ること。

２　農地移動適正化あっせん事業の対象となる「農用地等」には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第３条に定める農用地等のほか、そのような農用地等とすることが適当な土地が含まれるものであること。

３　農業委員会が農地移動適正化あっせん基準を変更する場合にも、都道府県知事の認定を受ける必要があるものであること。

４　要領４の都道府県知事による既に認定したあっせん基準の「随時審査」は、５年ごとに行う農林業センサスの結果を反映するほか、農業・農地事情の変動等を勘案して実施するものとする。

５　農業委員会がそのあっせん基準に要領３の(1)、(2)及び(3)に掲げる事項を定めるに当たっては、あっせん事業が円滑に行われるようにするため、要領７の(1)、(2)、(3) 及び(5)に掲げる要件の趣旨に即し、当該地域の実情に応じて要領７の(1)、(2)、(3)及び(5)の各号に掲げる要件を更に細分した形で定めることはさしつかえないから、６から10までの事項をも考慮し、農業委員会に対して適切な指導をすること。

６　農用地等の交換で、そのいずれか一方の農用地等が農用地区域外に存する場合には、要領７の要件は、農用地区域内に存する農用地等の権利を取得させるべき者についてのみ適用されるものであること。

７　要領７の(1)のアの「当該地域における作目及び経営形態別に当該地域における農家の平均の経営面積以上で農業委員会が定める基準面積」については、次のことを留意すること。

(1) 「当該地域」とは、あっせんに係る農用地等の所在地をその区域に含んでいる農業委員会の区域であること。

(2) あっせんの適正な実施を期するため具体的な数値をもって基準を定めるとともに、関係者に周知させること。

(3) 営農の諸条件からみて当該地域について基準面積を一律に定めることが困難又は不適当であると認められるときは、当該地域を２以上の区域に区分して定め、あっせんが円滑に行われるように配慮すること。

８　要領７の(1)のアの「別に定める場合」とは、農用地等を交換する場合であって、その一方の当事者の経営面積が当該地域における基準面積に達していないが、他方の当事者の経営面積が当該地域の基準面積を超えているか若しくはその交換の結果超えることとなり、かつ、その耕作農地の集団化に著しく寄与する場合、経営規模拡大の目標として農業委員会が定める経営面積を超えている農業を営む者が多いため、当該地域における農家の平均の経営面積を基礎として基準面積を定めることが適当でない場合又は権利を取得させるべき者が新規就農希望者（要領４に規定する新規就農希望者をいう。以下同じ。）である場合等当該地域における基準面積によることが相当でないと認められる場合であるから、あっせん基準の作成に当たってそのような場合が想定されるときは、例示しておくこと。

９　要領７の(3)のアの「経営規模拡大の目標として農業委員会が定める経営面積」については、農振法第８条第１項又は第９条第１項の規定による農業振興地域整備計画において定められた経営の目標に即して作目及び経営形態別に具体的な数値をもって定めるものとするが、当面、当該目標に即して定めることが相当でないと考えられるときは、年次別計画に基づき段階的な目標を定めてもさしつかえないものとすること。

なお、要すれば、当該地域を２以上の区域に区分して定めるものとすること。

10　要領７の(4)の「特別の基準」を定めるに当たっては、交換分合事業、圃場整備事業等の実施計画があるときは、これらの事業別にその遂行に支障を生じることのないように十分配慮すること。

11　要領８の「あっせん譲受け等候補者名簿」は、農業を営む者からの名簿登録の申出、農業委員会の日常活動によるは握等を基礎とし、特に、新規就農希望者については、全国新規就農相談センタ

一及び都道府県新規就農相談センターとの連携を密にして、別紙様式例１により作成するものとし、必要な都度見直しを行うものとすること。

12　農業委員会は、要領９のア又はイのあっせんの申出に当たっては、あっせんの申出者に別紙様式例２による「あっせん申出書」を提出させるものとすること。

13

(1) 農用地等の権利を取得させるべき者からあらかじめ所有権を取得したい農用地等又は当該農用地等の権利を有する者を指定して所有権取得のあっせんを受けたい旨の申出があった場合等には、あっせんを行う以前に当事者相互間で農用地等の取引が実質的に成立していること等も予想されるので、十分に調査し、実質的に契約が成立していない場合に限りあっせんを行うこと。

(2) 要領10の(5)の「選定調書」は、別紙様式例３により作成し、12の「あっせん申出書」を添付すること。

14　当該地区における通常の農用地等の売買価格を上廻る額でのあっせんは、農業経営を圧迫するとともに、一般に農用地等の価格の高騰をまねくこととなるので、このようなあっせんは行わないよう農業委員会を指導すること。

15　要領12の「あっせん調書」は、別紙様式例４によること。

16　要領13の(1)の確認は、特にあっせん調書記載のあっせん終了年月日及び売買価格と契約書上の契約年月日及び売買価格とを照合して行うこと。

17　要領14の(2)の「あっせんてんまつ書」は別紙様式例５によること。

18　要領16の「農地移動適正化あっせん台帳」は、15の「あっせん調書」（選定調書を添付）と17の「あっせんてんまつ書」（選定調書を添付）とを時系列的に整理して綴じ込んだものとすること。

19　要領19の(1)の「農地移動適正化あっせん事業計画」及び「農地移動適正化あっせん事業実績」は別紙様式例６によること。

20　要領19の(2)の「必要なあっせん状況の報告」は、19の「農地移動適正化あっせん事業実績」の実績報告（以下「実績報告」という。）に、売買価格が都府県にあっては700万円以上、北海道にあっては1,000万円以上の売買のあっせんに係るあっせん調書（選定調書を添付。）を添付して行わせるものとすること。

21　要領19の(3)に基づき行うあっせん事業の実施状況の実態調査は、20の実績報告に添付されるあっせん調書等からみて、農地移動適正化あっせん事業として不適正のおそれがあると認められる場合には必ず行うものとすること。

22　要領19の(4)の地方農政局長への報告は、20の実績報告を取りまとめたものに21の実態調査の結果及び農業委員会に対する指導内容を添付して行うこと。

附則（令和２年４月１日付け元経営第3054号）

この通知は、令和２年４月１日から施行する。

附則（令和５年３月31日付け４経営第3248号）

この通知は、令和５年４月１日から施行する。

※別紙様式例（略）

農地転用許可基準の判断事例集

（農地の集団性の判断）

～目　次～

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い（考え方）・・・・１

参考事例①　基本形①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

参考事例②　基本形②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

参考事例③　河川で囲まれている場合①・・・・・・・・・・・・・・・４

参考事例④　河川で囲まれている場合②・・・・・・・・・・・・・・・５

参考事例⑤　農業用用排水路の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・６

参考事例⑥　農地の集団を道路で往来できる場合・・・・・・・・・・・７

参考事例⑦　周辺を宅地等で囲まれている場合①・・・・・・・・・・・８

参考事例⑧　周辺を宅地等で囲まれている場合②・・・・・・・・・・・９

参考事例⑨　鉄道による分断①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

参考事例⑩　鉄道による分断②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

参考事例⑪　道路による分断①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

参考事例⑫　道路による分断②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

参考事例⑬　10ヘクタールの算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

参考事例⑭　段差による分断①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

参考事例⑮　段差による分断②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

参考事例⑯　平坦地と傾斜地の農地の集団が連続・・・・・・・・・・・17

参考事例⑰　田畑が混在する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

参考事例⑱　整形・不整形の区画が混在する場合・・・・・・・・・・・19

集団性（第1種）

法第４条第６項第１号ロ、第５条第２項第１号ロ　令第５条第1号、第12条第1号

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い

１ 法令の規定

○　農地法（昭和27年法律第229号）

第４条

６　前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第１号及び第２号に掲げる場合において、（略）相当の事由があるときは、この限りでない。

ー　次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合

ロ　イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの（略）

○　農地法施行令（昭和27年政令第445号）

第５条　法第４条第６項第１号ロの良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるものは、次に掲げる農地とする。

ー　おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地

２ 通知の規定（法令の規定の意味や法令の目的等から求められるもの）

○　農地法の運用について

イ　良好な営農条件を備えている農地（第１種農地。法第４条第６項第１号ロ）

㈠ 要件

ａ　おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（令第５条第１号）

「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいう。

なお、農業用道路、農業用用排水施設、防風林等により分断されている場合や農業用施設等が点在している場合であっても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地として取り扱うことが適当と考えられる。

また、傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わないことが適当と考えられる。

３ 判断に当たっての考え方

◎　「一団の農地」を優良農地と位置付けているのは、農地がまとまって存在することによって、①農業機械による営農が可能になり、労働生産性が高まること、②農道等の維持管理や防除作業を効率的に行うことができること等、スケールメリットが活かせることによります。

このため、段々畑のような傾斜地や谷地田の農地の集団と、平坦地の農地の集団が連続して一団の農地を形成している場合には、両者の間でスケールメリットを活かすことは困難と考えられることから、それぞれ別の「一団の農地」と判断することが適当です。

ただし、傾斜地の農地の集団に農道が整備されており、かつ、ほ場の傾斜が農業機械を効率的に利用するのに支障がないと認められる場合には、両者の間でスケールメリットを活かすことは可能と考えられるため、同じ「一団の農地」と判断することが適当です。

◎　「農業用道路、農業用用排水施設、防風林等」には、道路法上の道路や河川であっても、農業機械が容易に横断できるなど農作業に支障がないものを含みます。また、「農業用施設等が点在している場合」については、農業用ハウス等の農業用施設のほか、農家住宅等が点在している場合も含みます。

◎　「容易に横断することができる」か否かについては、道路については交通量や農業機械が容易に乗り入れし、横断することができる構造か等により判断することが適当です。

◎　「迂回することができる」か否かについては、「一団の農地」の内部に数メートルの段差があっても、段差の周囲に農業機械が容易に迂回できる道路が存在するかにより判断することが適当です。

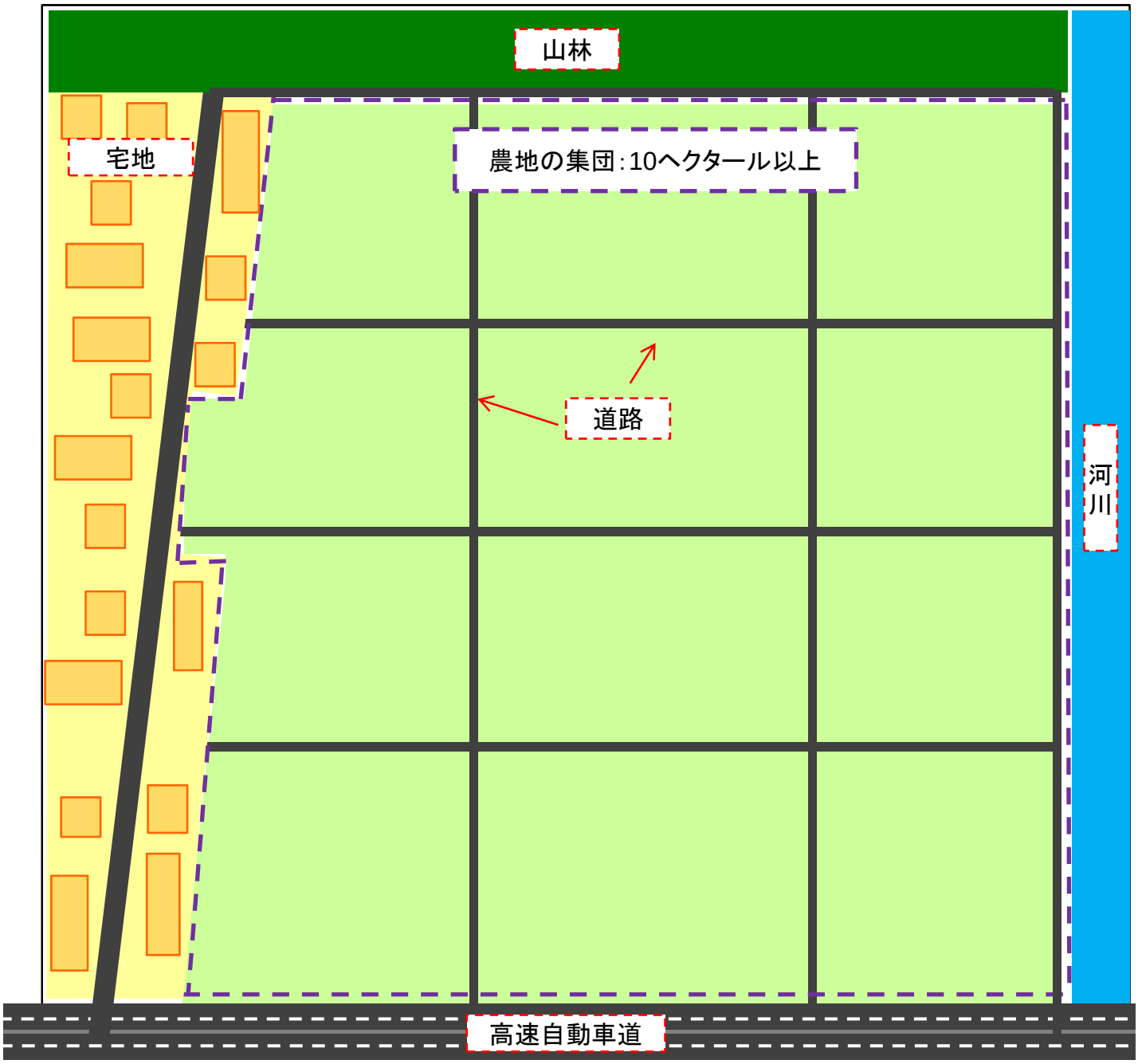
◎　複数の地目（田、畑、果樹園）や土地改良事業を実施している農地と実施していない農地が混在している場合であっても「一団の農地」として取り扱うことが適当です。

1

法第４条第６項第１号ロ、第５条第２項第１号ロ　令第５条第1号、第12条第1号

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【一団の農地と判断】

①　参考事例　農地の集団性（基本形①）



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例は、周囲を山林、河川、宅地、高速自動車道に囲まれた10ヘクタール以上の一団の農地であり、区域内に道路等がある場合であっても、実際に農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地と判断します。

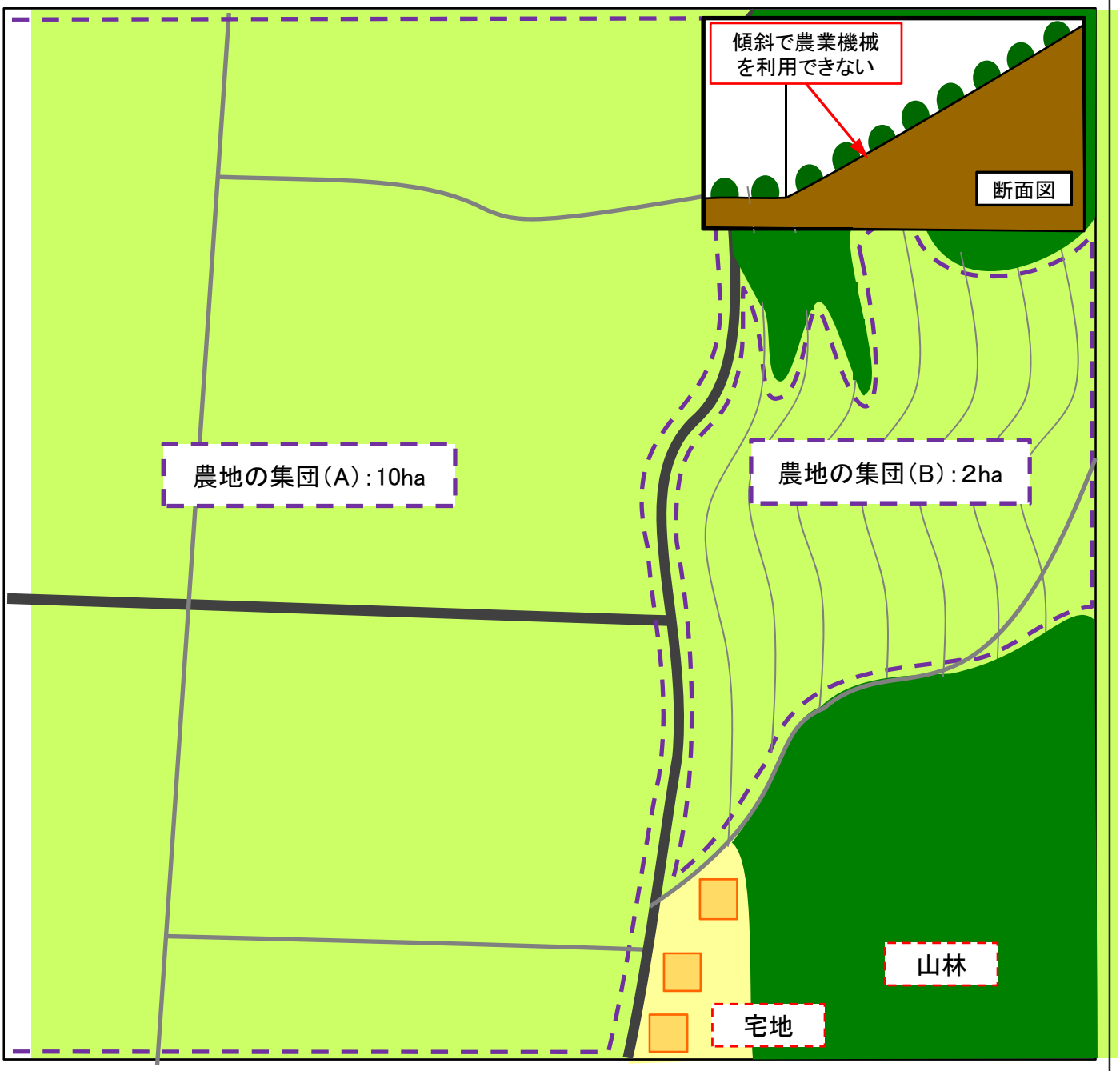
【凡例】
- ：一団の農地
- ：宅地
- ：山林
- ：河川
- ：道路

2

法第４条第６項第１号ロ、第５条第２項第１号ロ　令第５条第1号、第12条第1号

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団（A）と（B）はそれぞれ別の一団の農地と判断】

②　参考事例　農地の集団性について（基本形②）



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例は、平坦地の農地の集団（A）と傾斜地の農地の集団（B）が連続して存在しています。

傾斜地で農業機械による農作業ができず労働生産性の向上が図れない農地の集団については、平坦地の農地の集団に隣接している場合であっても、農業機械による一体的な営農が図れないことから、それぞれ別の一団の農地と判断し、（B）は第１種農地以外の農地に区分されます。

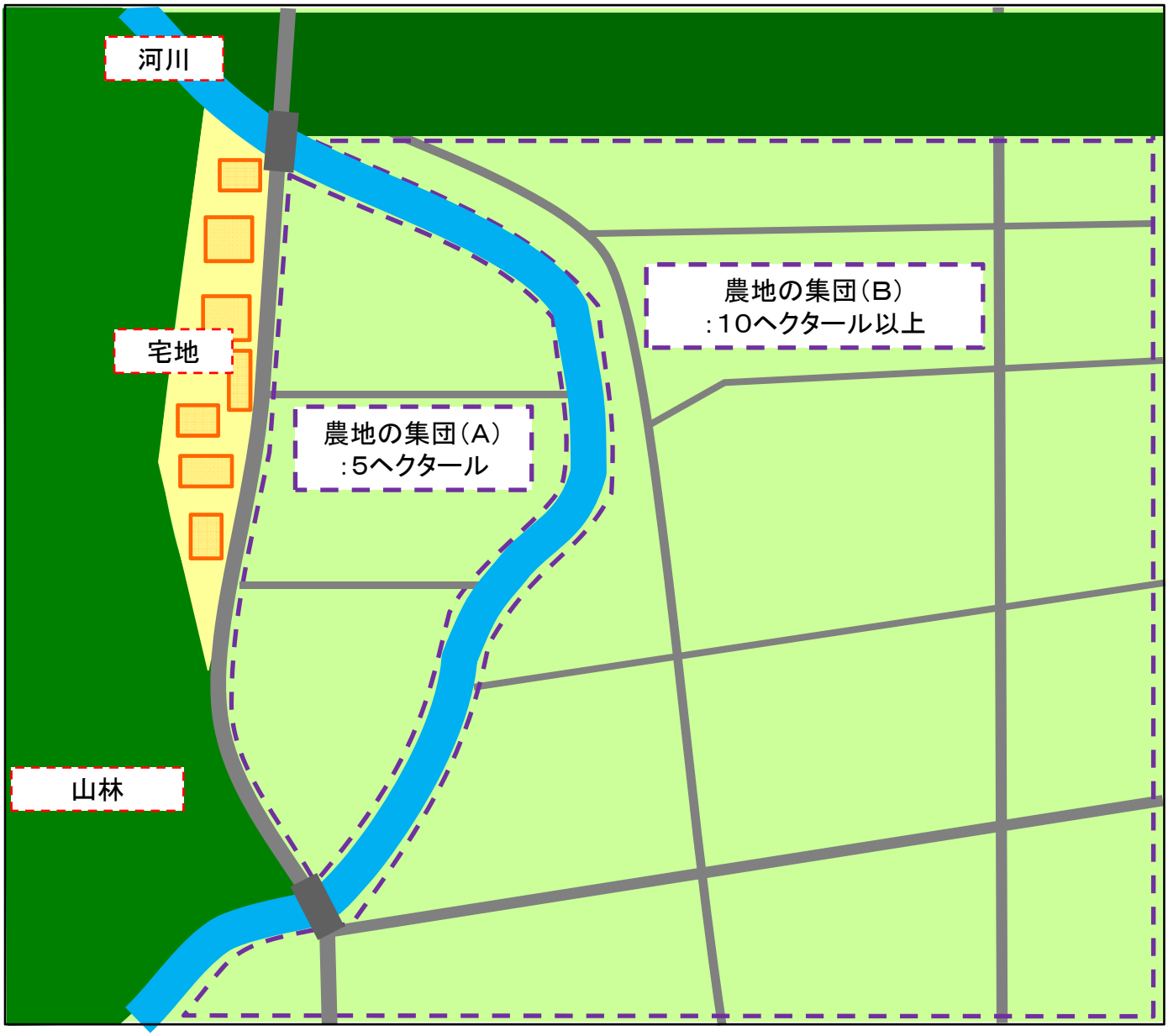
【凡例】
- ：一団の農地
- ：宅地
- ：山林
- ：道路

3

法第４条第６項第１号ロ、第５条第２項第１号ロ　令第５条第1号、第12条第1号

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団（A）と（B）はそれぞれ別の一団の農地と判断】

③　参考事例　農地の集団性について（河川で囲まれている場合①）



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団（A）は、周囲を山林、河川、宅地に囲まれており、農地の集団（B）と分断されていますので、（A）と（B）は、それぞれ別の一団の農地を形成しており、（A）については、第１種農地以外の農地に区分されます。

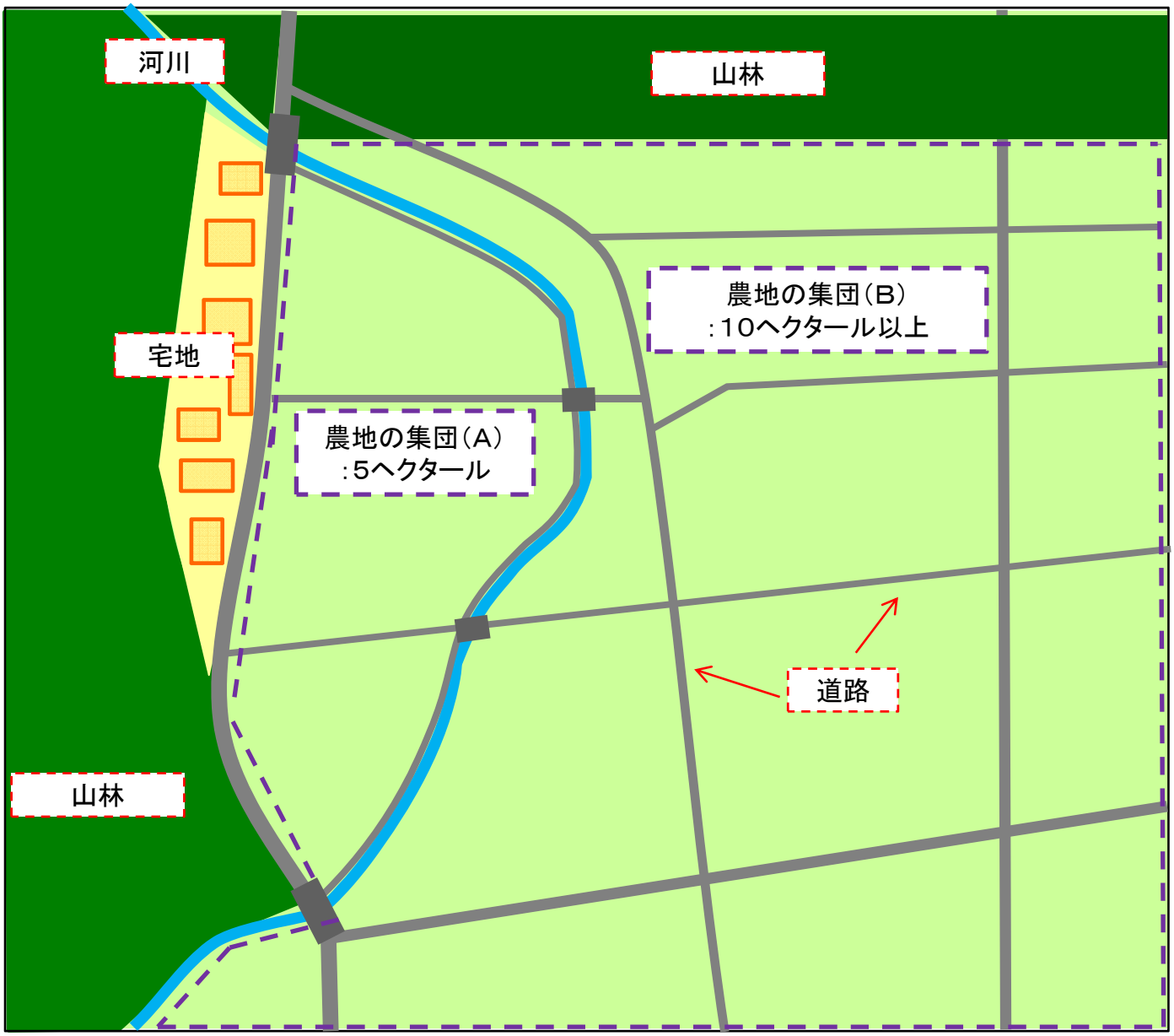
【凡例】
- ：一団の農地
- ：宅地
- ：山林
- ：河川
- ：道路

4

法第４条第６項第１号ロ、第５条第２項第１号ロ　令第５条第1号、第12条第1号

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団（A）と（B）は一団の農地と判断】

④　参考事例　農地の集団性について（河川で囲まれている場合②）



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団（A）は、山林、河川、宅地に囲まれています。
また、農地の集団（B）は、山林、河川等に囲まれていますが、河川を横断して道路が存在しており、河川を農業機械が容易に横断することができ、農業機械による農作業が可能であることから、（A）と（B）は一団の農地と判断します。

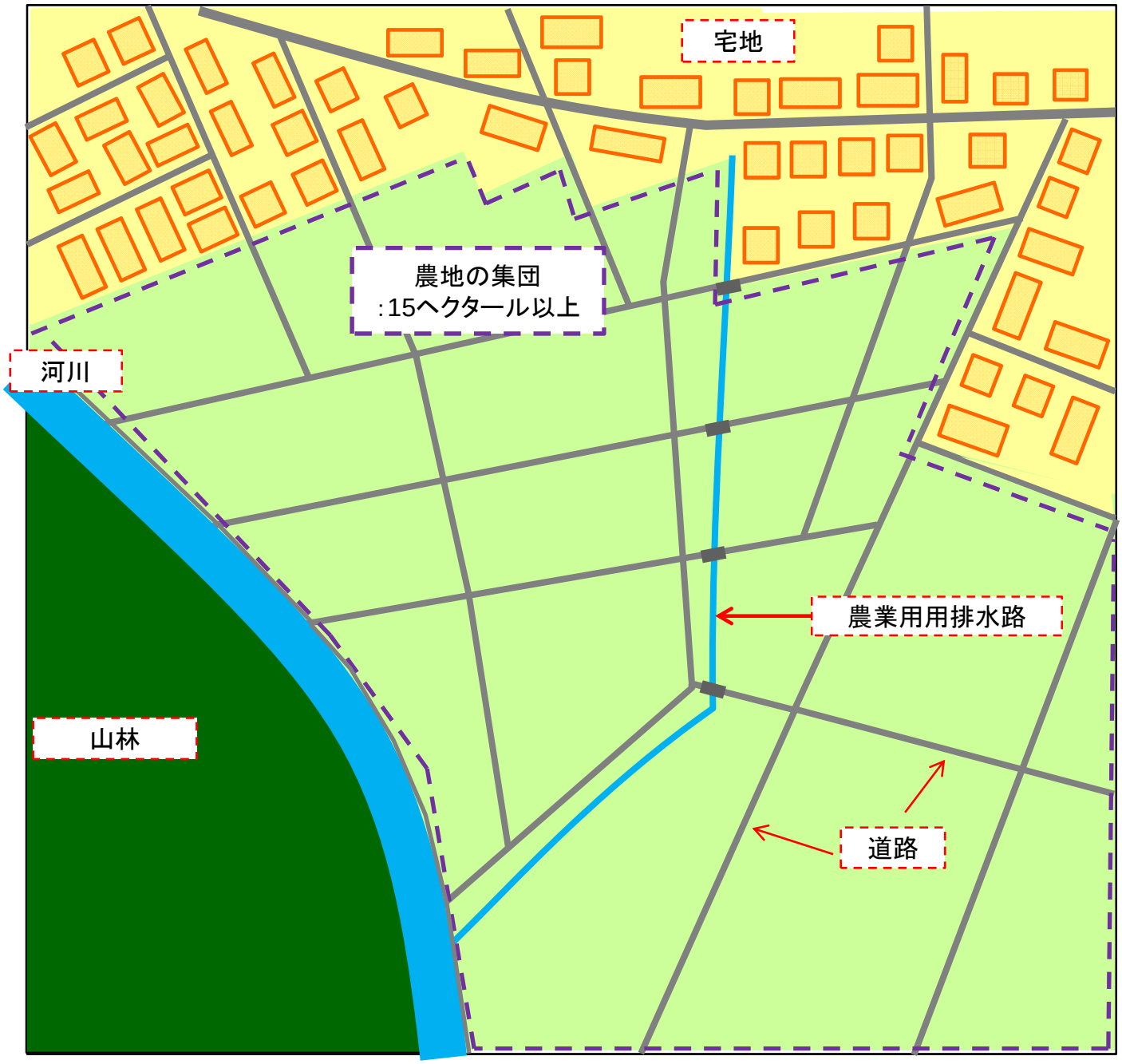
【凡例】
：一団の農地
：宅地
：山林
：河川
：道路

5

法第４条第６項第１号ロ、第５条第２項第１号ロ　令第５条第1号、第12条第1号

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【一団の農地と判断】

⑤　参 考 事 例　農地の集団性について（農業用用排水路の考え方）



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団の区域内に農業用用排水路が設置されていますが、農業機械が容易に横断することができ、農作業に支障が生じないため、一団の農地と判断します。

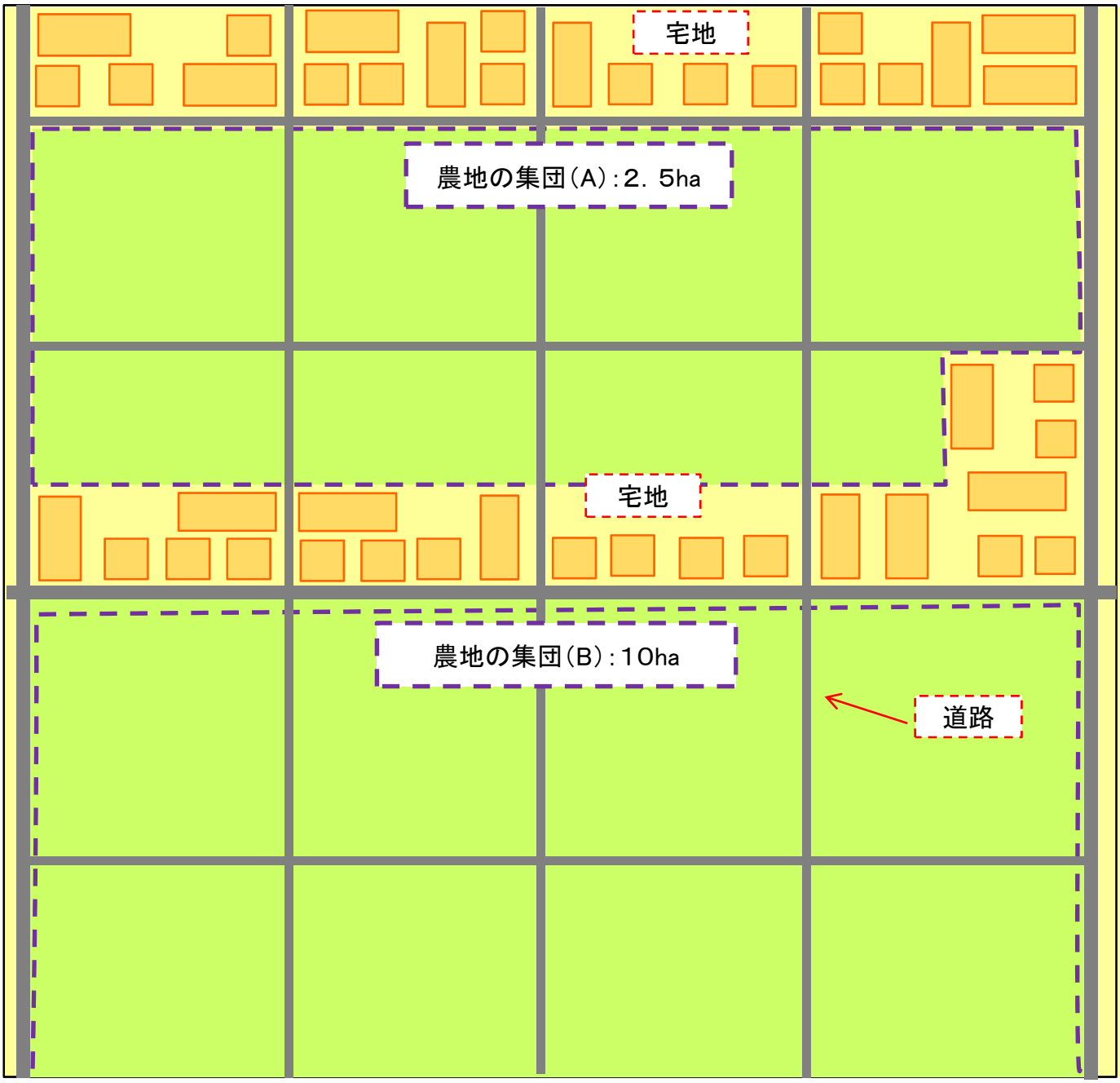
【凡例】
- ：一団の農地
- ：宅地
- ：山林
- ：河川
- ：道路

6

法第４条第６項第１号ロ、第５条第２項第１号ロ　令第５条第1号、第12条第1号

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団（A）と（B）はそれぞれ別の一団の農地と判断】

⑥　参 考 事 例　農地の集団性について（農地の集団を道路で往来できる場合）



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団（Ａ）と農地の集団（Ｂ）との間の道路により農業機械が容易に迂回できるように見えますが、このような場合であっても、宅地という面的な施設が存在することから、それぞれ別の一団の農地を形成しており、（Ａ）は、第１種農地以外の農地に区分されます。

【凡例】
：一団の農地
：宅地
：道路

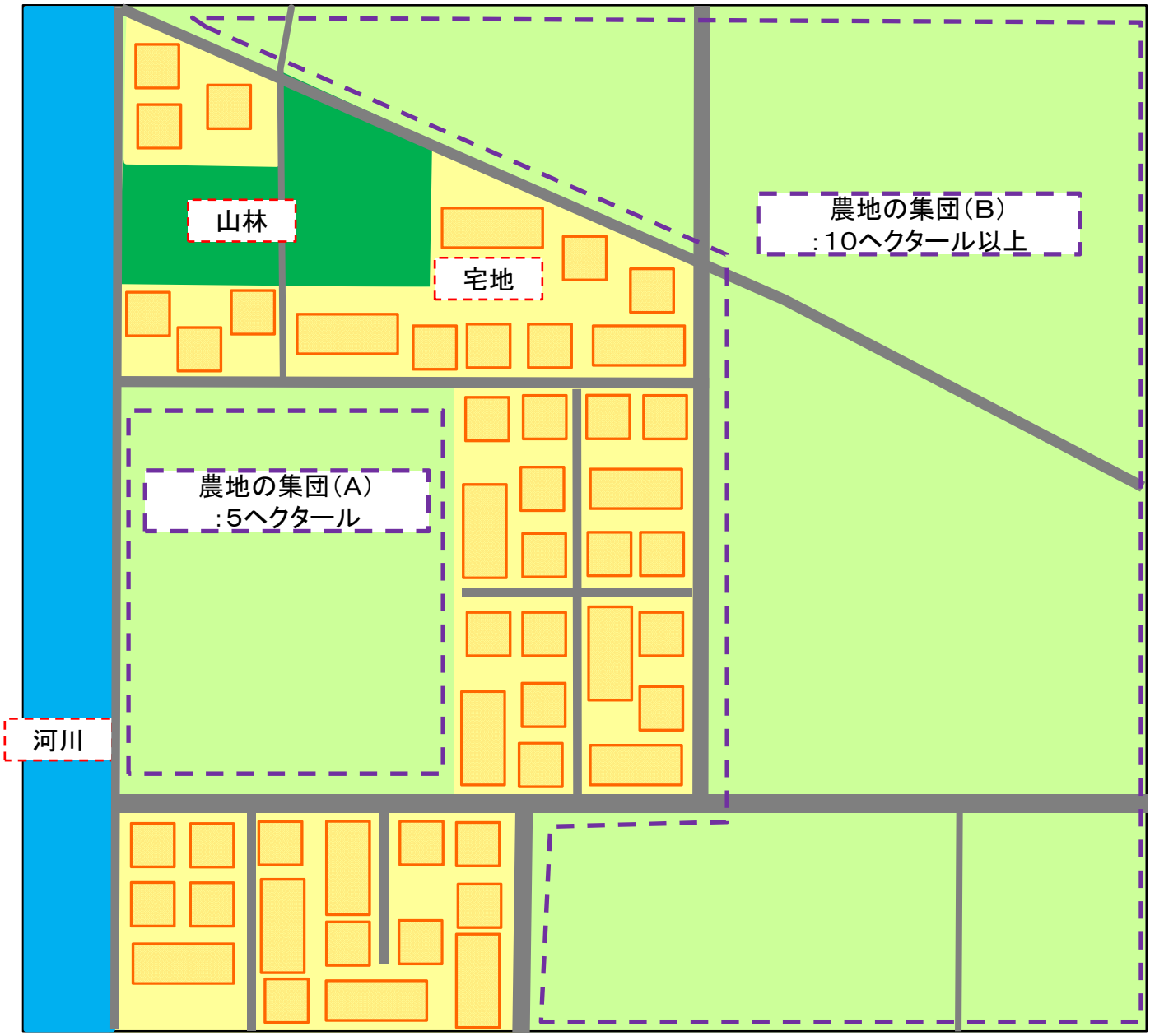
7

法第４条第６項第１号ロ、第５条第２項第１号ロ　令第５条第1号、第12条第1号

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い

【農地の集団（A）と（B）はそれぞれ別の一団の農地と判断】

⑦　参 考 事 例　農地の集団性について（周辺を宅地等で囲まれている場合①）



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団（A）と農地の集団（B）は道路で農業機械が容易に迂回できるように見えますが、周囲を宅地、河川で囲まれていることから、（A）と（B）は、それぞれ別の一団の農地を形成しており、（A）は、第１種農地以外の農地に区分されます。

【凡例】
- ：一団の農地
- ：宅地
- ：山林
- ：河川
- ：道路

8

法第４条第６項第１号ロ、第５条第２項第１号ロ　令第５条第1号、第12条第1号

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団（A）と（B）は一団の農地と判断】

⑧　参 考 事 例　農地の集団性について（周辺を宅地等で囲まれている場合②）



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団（A）は、周囲を宅地、河川等に囲まれているように見えますが、道路を農業機械が容易に横断することができ、農業機械による一体的な営農が可能であることから、（A）と（B）は一団の農地と判断します。

【凡例】
- ：一団の農地
- ：宅地
- ：河川
- ：道路

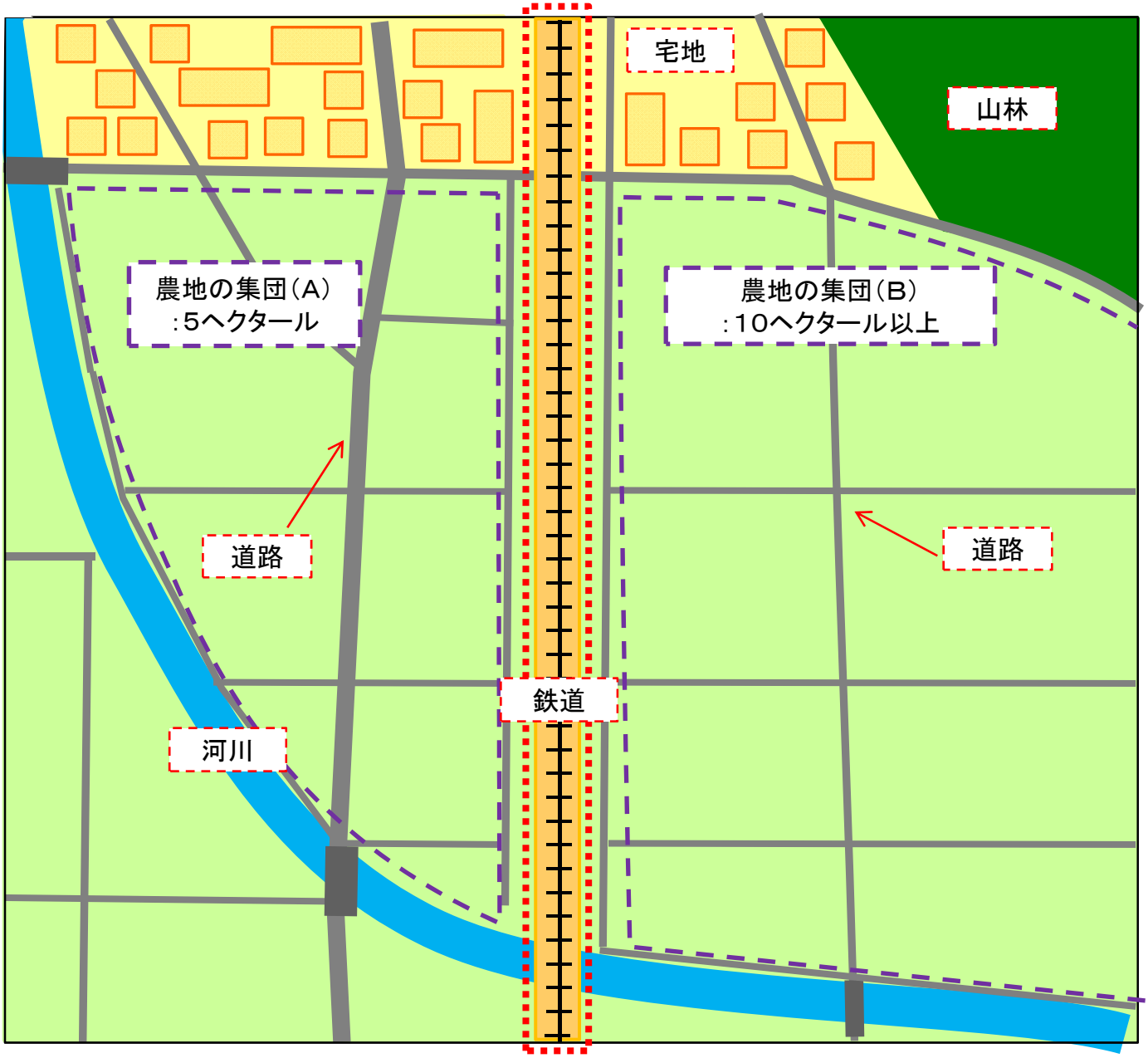
9

法第４条第６項第１号ロ、第５条第２項第１号ロ　令第５条第1号、第12条第1号

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い

【農地の集団（A）と（B）はそれぞれ別の一団の農地と判断】

⑨　参 考 事 例　農地の集団性について（鉄道による分断①）



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団（A）は、周囲を宅地、河川、鉄道に囲まれており、農地の集団（B）と分断されていますので、（A）は、第１種農地以外の農地に区分されます。

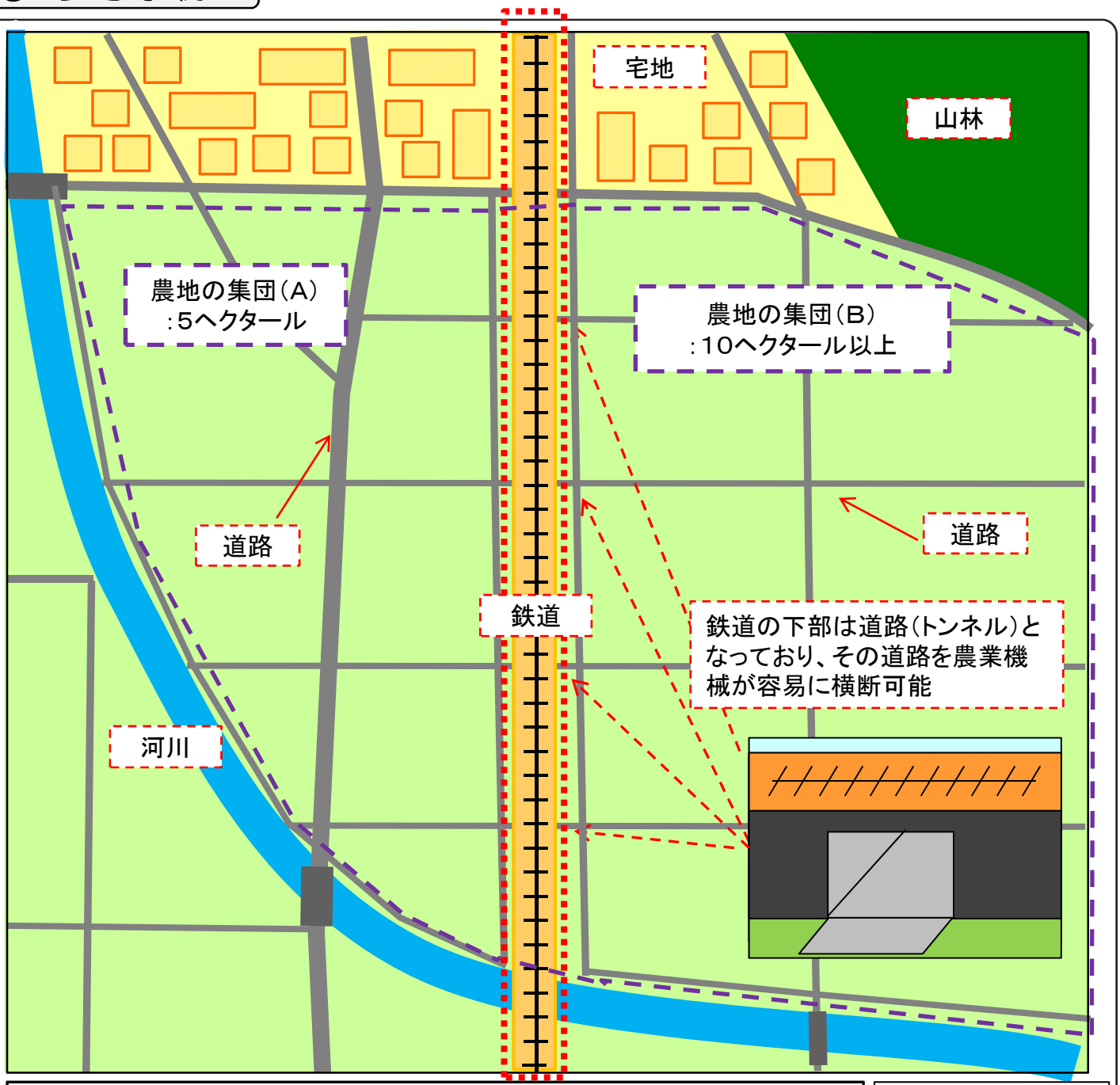
【凡例】
- ：一団の農地
- ：宅地
- ：山林
- ：河川
- ：道路
- ：鉄道

10

法第４条第６項第１号ロ、第５条第２項第１号ロ　令第５条第1号、第12条第1号

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団（A）と（B）は一団の農地と判断】

⑩　参 考 事 例　農地の集団性について（鉄道による分断②）



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団（A）と農地の集団（B）は、鉄道によって分断されていますが、鉄道敷の下を農業機械がトンネルで容易に横断することができることから、一体として利用することに支障があると認められず、一団の農地と判断します。

なお、鉄道敷の下のトンネルの高さ、幅等によって、農業機械が容易に横断できるか否かを判断します。

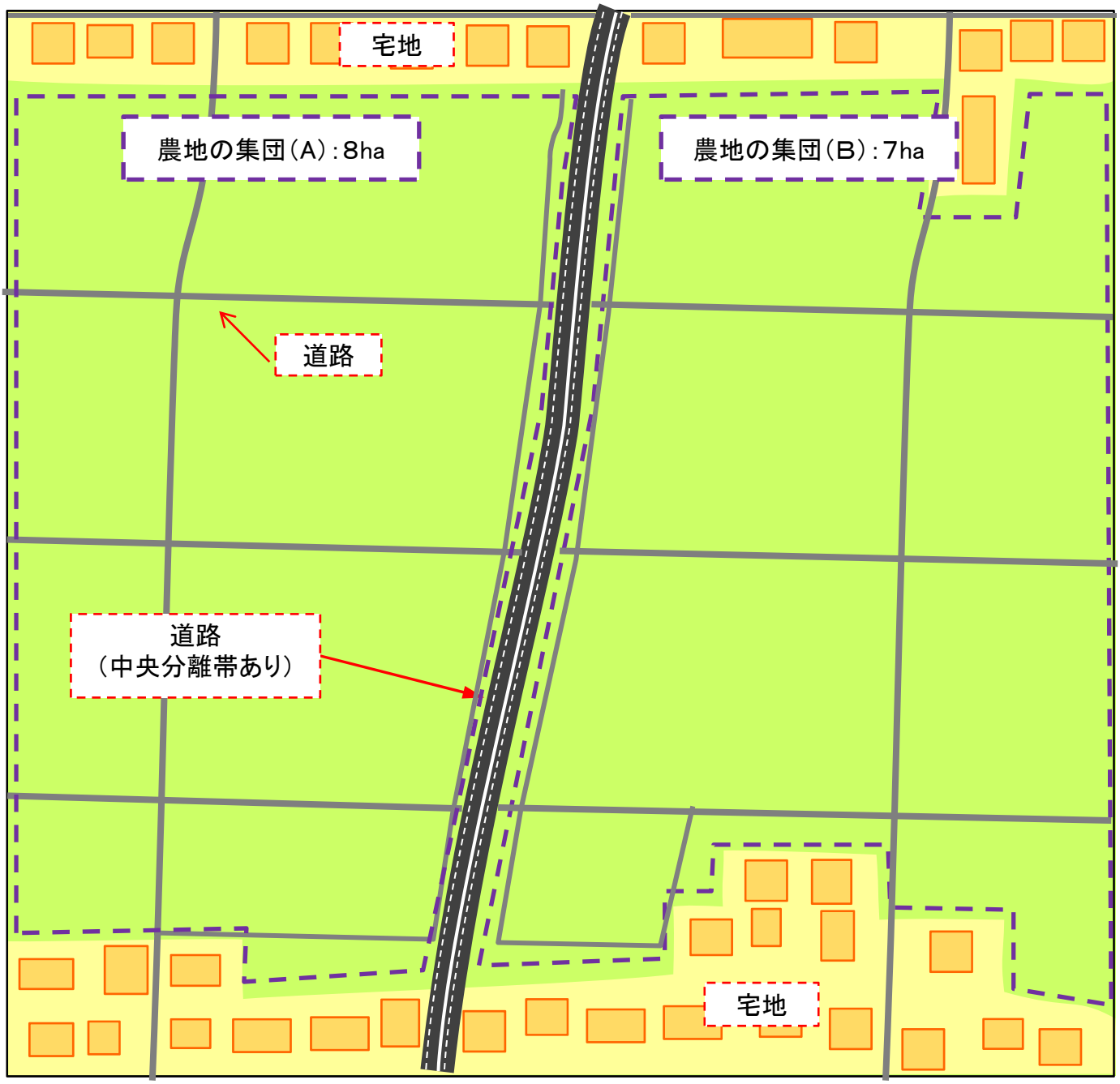
【凡例】
- ：一団の農地
- ：宅地
- ：山林
- ：河川
- ：道路
- ：鉄道

11

法第４条第６項第１号ロ、第５条第２項第１号ロ　令第５条第1号、第12条第1号

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団（A）と（B）はそれぞれ別の一団の農地と判断】

⑪　参 考 事 例　農地の集団性について（道路による分断①）



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、一団の農地の区域内に農業機械が容易に横断し又は迂回することができないと認められる道路（中央分離帯が設置された道路）が存在していることから、農地の集団（A）と農地の集団（B）は、それぞれ別の一団の農地を形成しており、それぞれ第１種農地以外の農地に区分されます。

なお、道路の構造（中央分離帯や信号機の有無）、交通量等によって、農業機械が容易に横断できるか否かを判断します。

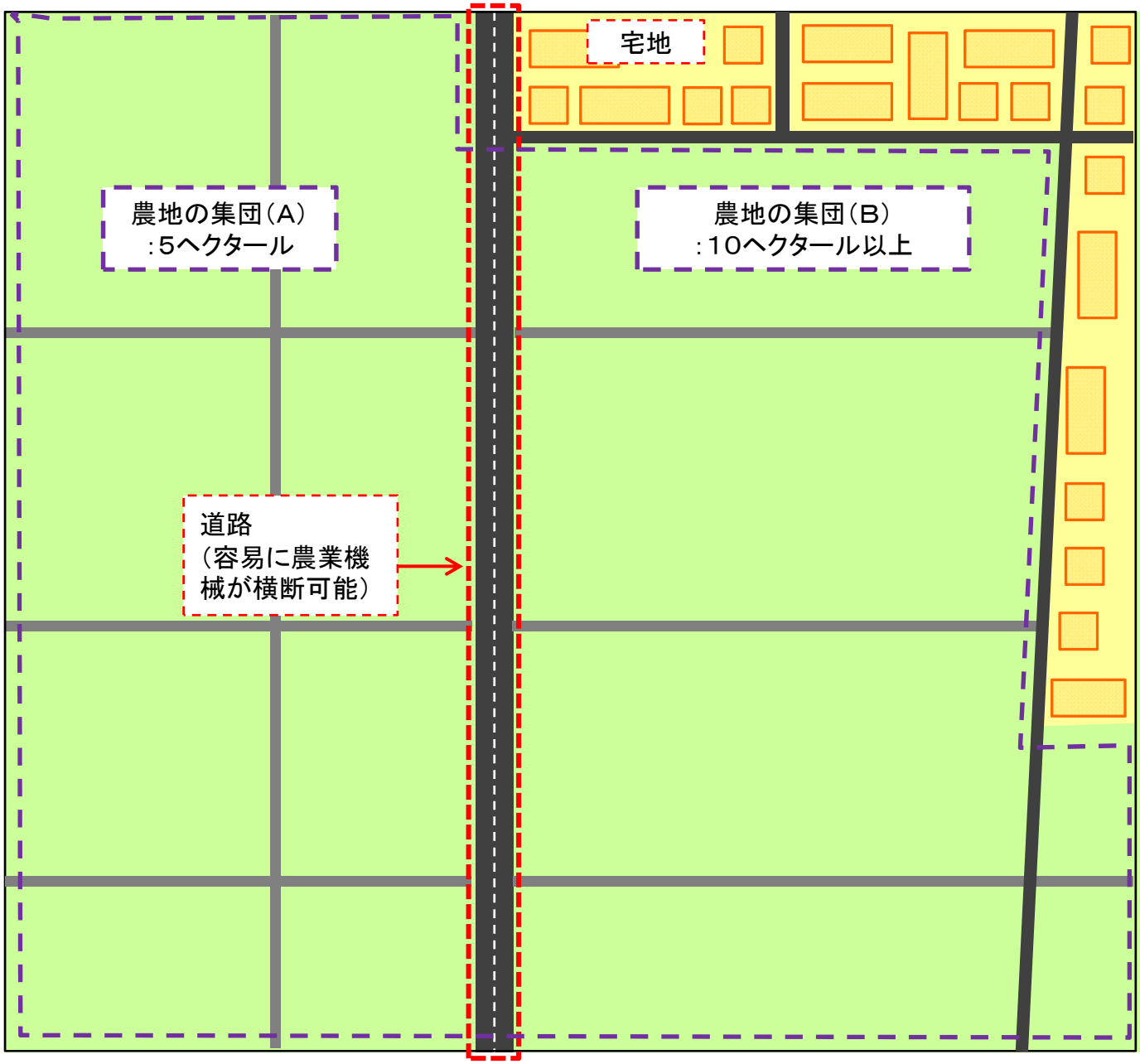
【凡例】
：一団の農地
：宅地
：道路

12

法第４条第６項第１号ロ、第５条第２項第１号ロ　令第５条第1号、第12条第1号

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団（A）と（B）は一団の農地と判断】

⑫　参 考 事 例　　農地の集団性について（道路による分断②）



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、一団の農地の区域内に道路（中央分離帯がない道路）が存在していますが、農業機械が容易に横断することができるものであることから、一体として利用することに支障があると認められないため、農地の集団（A）と農地の集団（B）は、一団の農地と判断します。

なお、道路の構造（中央分離帯や信号機の有無）、交通量等によって、農業機械が容易に横断できるか否かを判断します。

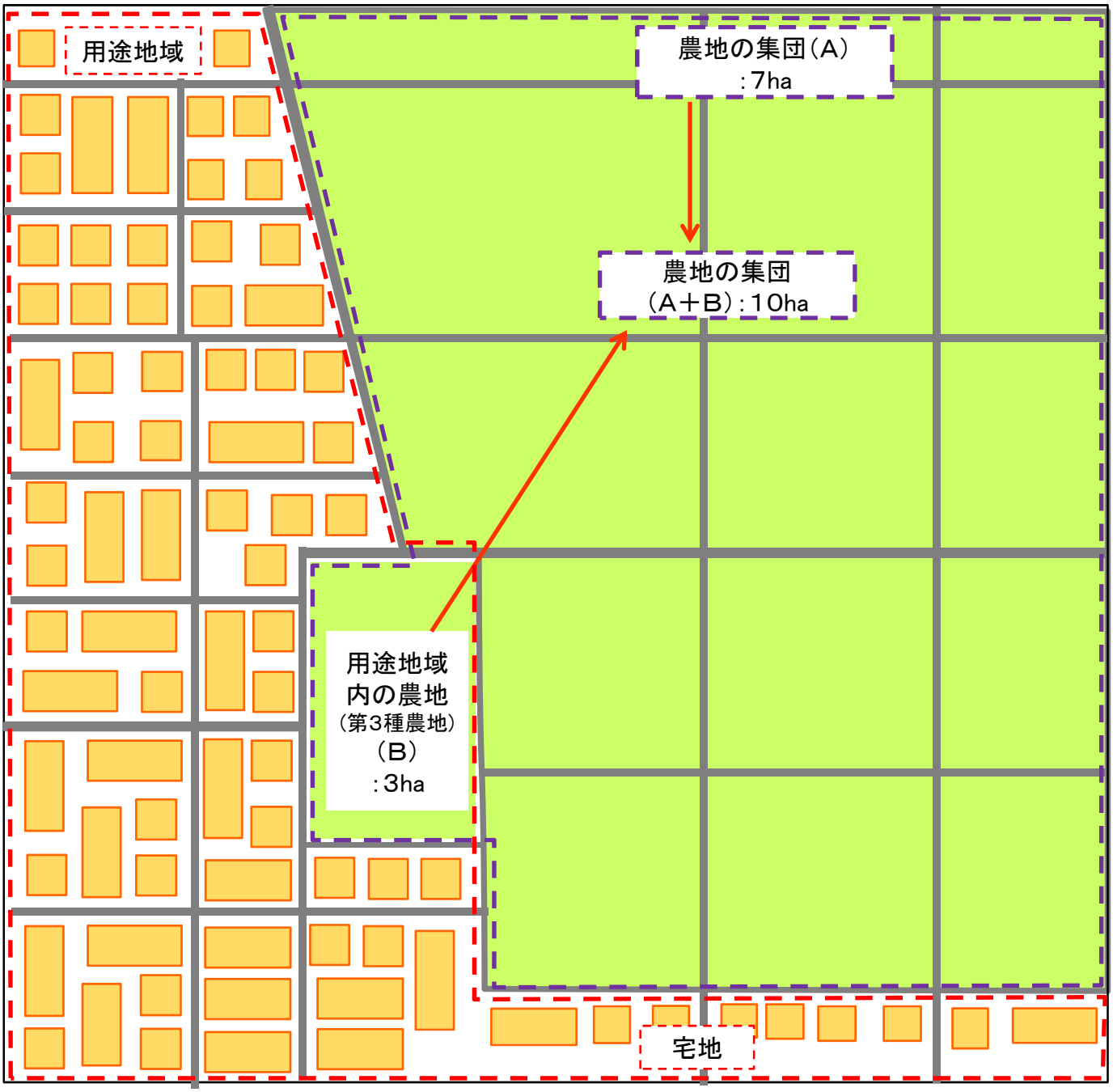
【凡例】
：一団の農地
：宅地
：道路

13

法第４条第６項第１号ロ、第５条第２項第１号ロ　令第５条第1号、第12条第1号

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団（A）と（B）は一団の農地と判断】

⑬　参 考 事 例　農地の集団性について（10ヘクタールの算定）



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団（Ａ）と用途地域内の農地（Ｂ）が一団の農地を形成していますが、10ヘクタール以上の規模の一団の農地に該当するか否かについては、（Ａ）と（Ｂ）の面積の合計で判断することとなります。

このため、（Ａ）は、（Ｂ）の面積を合計すると10ヘクタール以上の規模となりますので、第１種農地と判断します。

なお、（Ｂ）は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですが、都市計画法に基づき用途地域に指定されているため、「第３種農地」と判断します。

【凡例】
：一団の農地
：宅地
：道路
：用途地域

法第４条第６項第１号ロ、第５条第２項第１号ロ　令第５条第1号、第12条第1号

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団（A）と（B）はそれぞれ別の一団の農地と判断】

⑭　参 考 事 例　農地の集団性について（段差による分断①）



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団（B）は、周囲を宅地、山林に囲まれています。

農地の集団（A）と（B）との間には、２メートルの高低差（段差）があり、（A）からはなれた道路を迂回しなければ一体として利用することが困難であることから、（A）と（B）は、それぞれ別の一団の農地となり、（B）は、第１種農地以外の農地に区分されます。

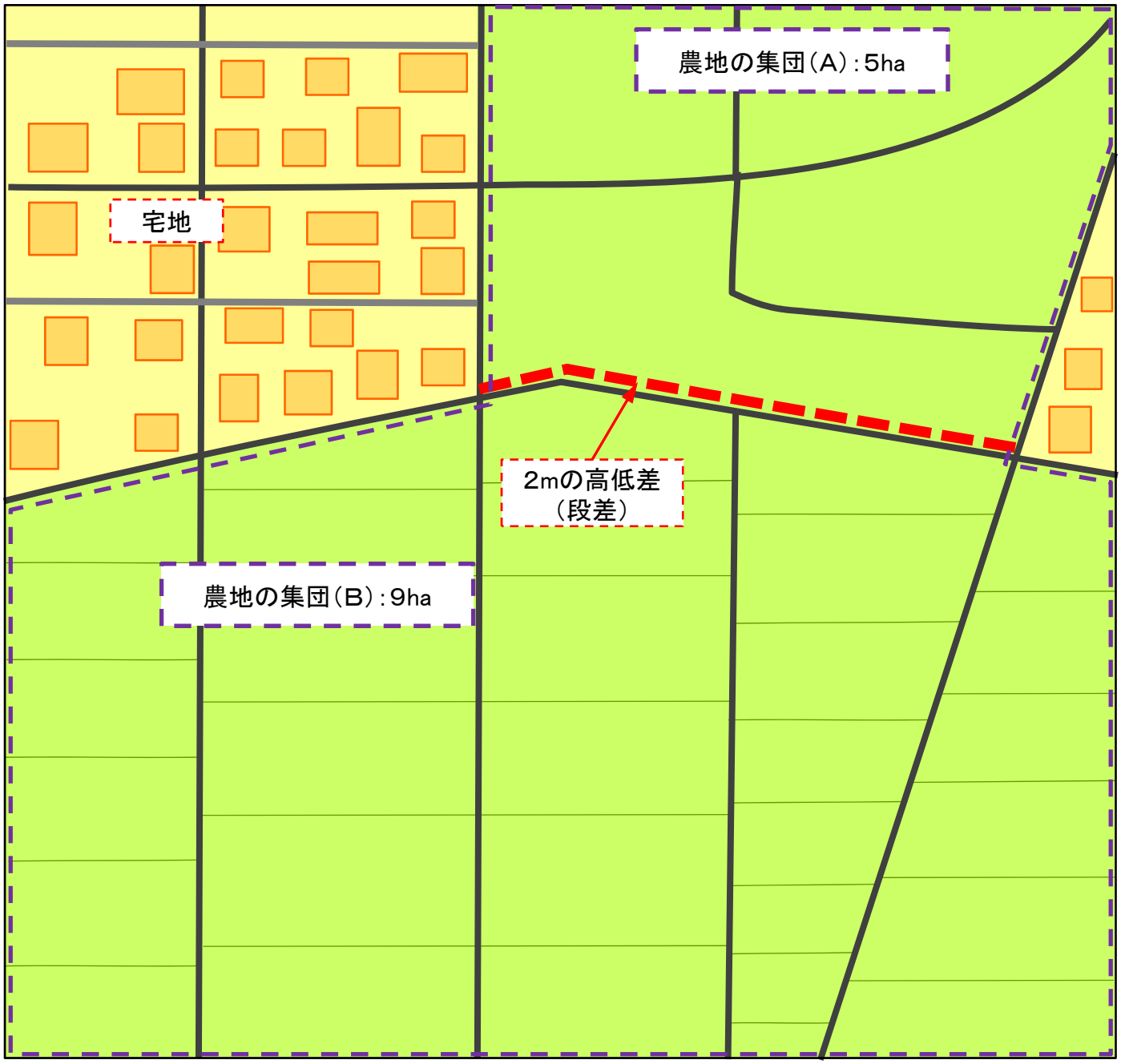
【凡例】
- ：一団の農地
- ：宅地
- ：山林
- ：道路

15

法第４条第６項第１号ロ、第５条第２項第１号ロ　令第５条第1号、第12条第1号

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団（A）と（B）は一団の農地と判断】

⑮　参 考 事 例　農地の集団性について（段差による分断②）



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団（A）は、周囲を宅地に囲まれ、農地の集団（B）との間に２メートルの高低差（段差）がありますが、周辺の道路により農業機械が容易に横断することができ、一体として利用することに支障があると認められないことから、（A）と（B）は、一団の農地と判断します。

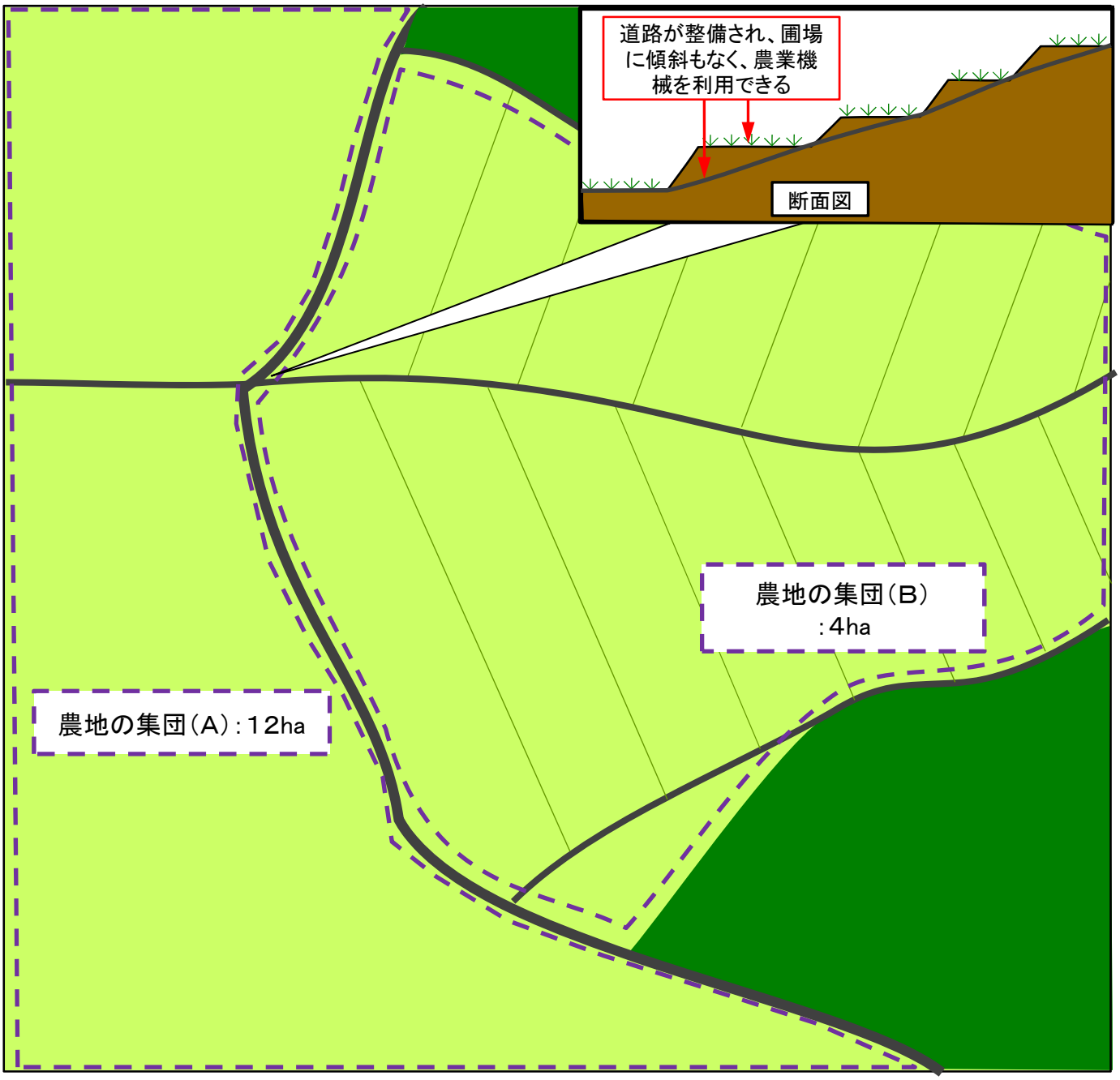
【凡例】
- ：一団の農地
- ：宅地
- ：道路

16

法第４条第６項第１号ロ、第５条第２項第１号ロ　令第５条第1号、第12条第1号

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団（A）と（B）は一団の農地と判断】

⑯　参考事例　農地の集団性について（平坦地と傾斜地の農地の集団が連続）



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

平坦地の農地の集団（A）と傾斜地の農地の集団（B）が連続して存在している場合、基本的には、それぞれ別の一団の農地と判断します。

この事例では、（B）は、道路が整備され、かつ、圃場に傾斜もないことから、（A）と（B）において、農業機械による一体的な営農が可能と認められますので、一団の農地と判断します。

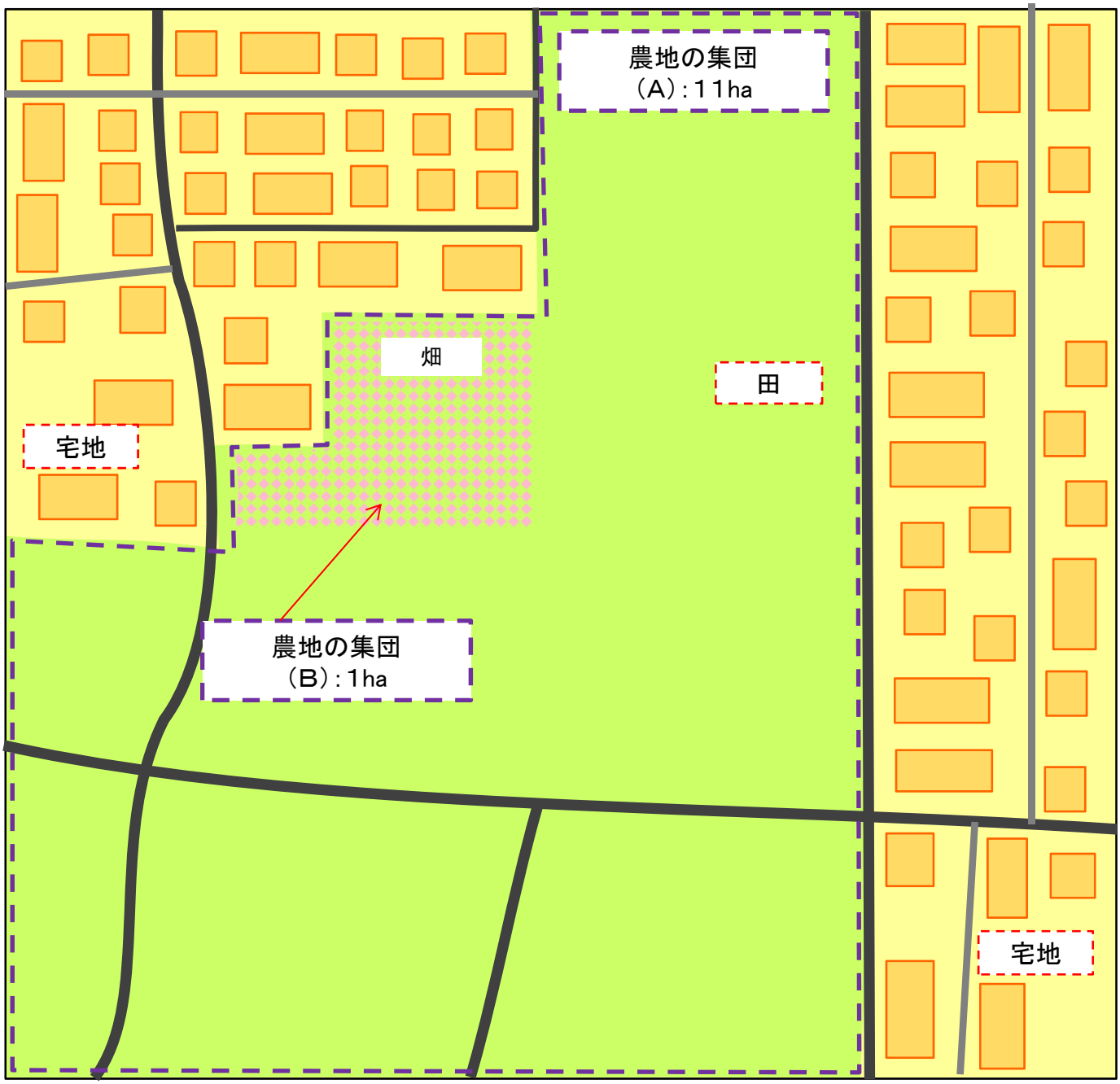
【凡例】
- ：一団の農地
- ：山林
- ：道路

17

法第４条第６項第１号ロ、第５条第２項第１号ロ　令第５条第1号、第12条第1号

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団（A）と（B）は一団の農地と判断】

⑰　参 考 事 例　農地の集団性について（田畑が混在する場合）



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、複数の地目の農地（田と畑）の集団が混在していますが、このような場合であっても、一体として利用することに支障があるものと認められないことから、一団の農地と判断します。

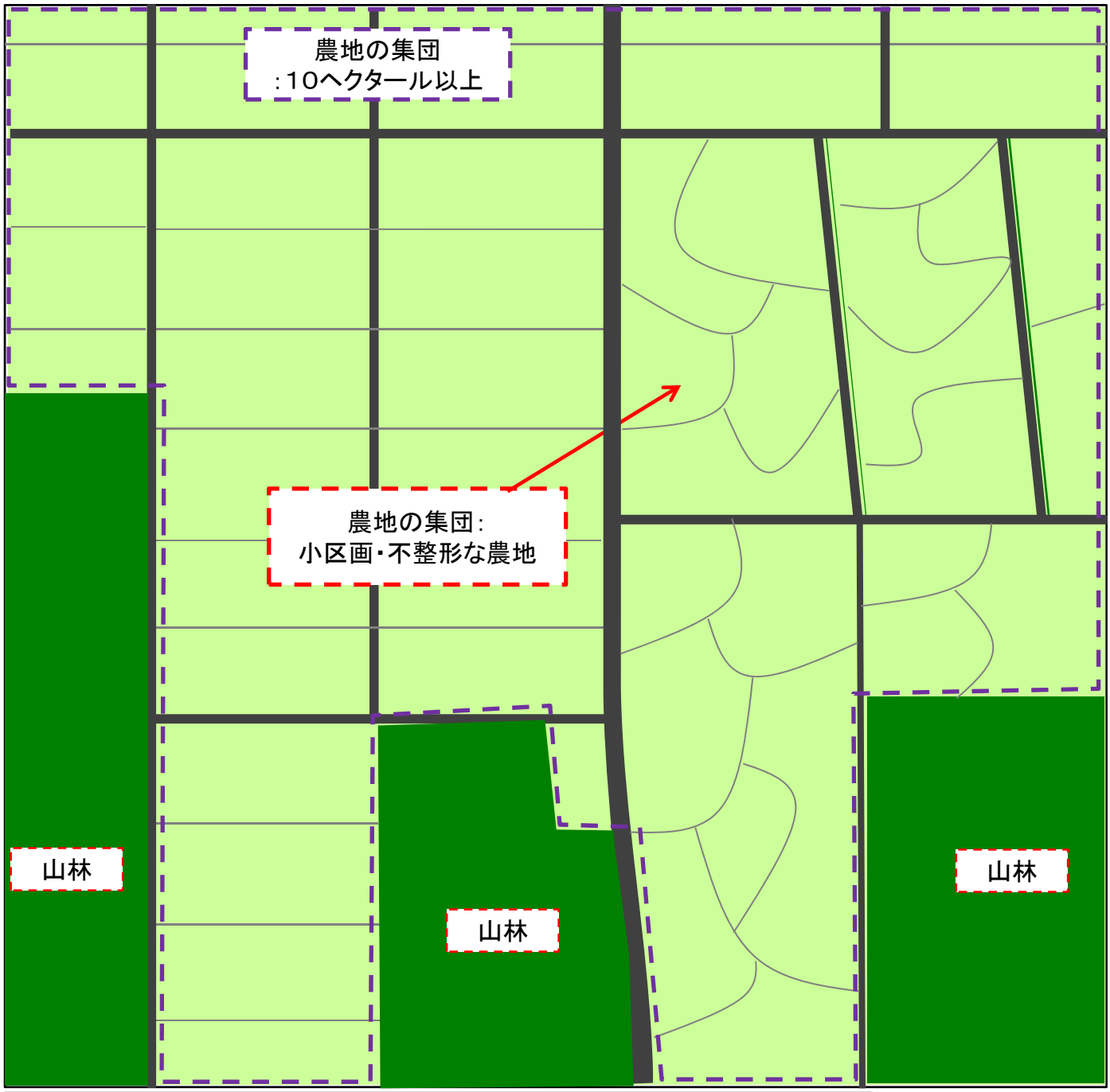
【凡例】
- ：一団の農地
- ：畑
- ：宅地
- ：道路

18

法第４条第６項第１号ロ、第５条第２項第１号ロ　令第５条第1号、第12条第1号

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【一団の農地と判断】

⑱　参 考 事 例　農地の集団性について（整形・不整形の区画が混在する場合）



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、圃場整備された農地と未整備の農地が存在していますが、このような場合であっても、これらの農地を一体として利用することに支障があると認められるものではないことから、一団の農地と判断します。

【凡例】
：一団の農地
：山林
：道路

19

営農型太陽光発電の実務用Ｑ＆Ａ

（都道府県、市町村及び農業委員会担当者向け）

※　このＱ＆Ａは、営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関して、整理したものです。今後、更に運用実態を踏まえて本Ｑ＆Ａを充実していきます。

令和７年４月（改訂版）

農林水産省

○改訂履歴

改訂年月日	改訂箇所	改訂内容
R6.5.15	問 68	9 行目「また書き」の協議の場のとりまとめの記載箇所を修正するとともに、記載例を追記。
R7.4.14	問 7	支柱及び基礎の構造について実情を踏まえた記載の適正化。
	問 52	現場での支障事例を踏まえ問を追加。
	問 58	遮光率の考え方の問を追加。
	問 66	協議の場の開催方法の実情を踏まえた記載の適正化。

営農型太陽光発電の実務用Ｑ＆Ａ（担当者向け）　目次

※ 問の末尾のかっこ書きの「ガイドライン〇〇の××関係」とは、その問に関連する「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインの〇〇の××」を意味しています。

【用語の意義】・・・

ン２の（2）のア及び別表関係）
問15　担い手とは、どのような経営体なのか。（ガイドライン２の(2)のア及び別表関係）
問16　農用地区域内農地の一時転用許可期間は一般的に３年以内となっているが、担い手が下部の農地で営農する場合等の一時転用許可期間を10年以内とすることは、これと矛盾するのではないか。（ガイドライン２の(2)のア及び別表関係）
問17　一時転用許可を受けた期間中に、許可を受けた者の農業経営改善計画や青年等就農計画の認定期間が満了した場合は、どのような対応をすればよいのか。（ガイドライン２の(2)のア及び別表関係）
問18　遊休農地で営農型発電設備を設置する場合、一時転用許可申請を行う時点で、既に遊休農地が再生され、営農が再開されている必要があるのか。（ガイドライン２の(2)のア及び別表関係）
問19　集落営農が営農することで10年以内の一時転用許可を行うときに、その集落営農が任意組織の場合は、農地の使用及び収益を目的とする権利を取得する主体になることができないため、農作業を受託する立場になるが、その農作業は一部でもよいのか。また、農作業受委託契約の期間は10年以上であることが必要なのか。（ガイドライン２の(2)のア及び別表関係）
問20　営農型発電設備の下部の農地で任意組織の集落営農以外の担い手が営農する場合に、当該担い手が農作業受託によって営農する場合も10年以内の一時転用許可の対象となるのか。（ガイドライン２の(2)のア及び別表関係）
問21　営農型発電設備の下部の農地が複数の筆にまたがる場合に、当該農地の一部の筆だけを担い手が営農する場合や一部の筆だけで遊休農地を再生利用する場合、一部の筆だけが第２種農地又は第３種農地であった場合は、当該計画全体が10年以内の一時転用許可の対象となるのか。（ガイドライン２の(2)のア及び別表関係）

３　一時転用許可の再許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

問22　一時転用許可の期間が満了した場合の再許可はどのように判断するのか。（ガイドライン５関係）
問23　既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、再度許可時に10年以内の一時転用許可期間となる要件を満たしていれば10年以内とすることができるのか。（ガイドライン５関係）
問24　既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、当該営農型発電設備を設置した農地が遊休農地を再生利用したものであったときには、再度許可の際に営農者が担い手でない場合及び第２種農地又は第３種農地でない場合であっても一時転用許可の期間を10年以内とすることができるのか。（ガイドライン５関係）
問25　一時転用許可の期間満了後、再度一時転用許可を受けたい場合には、いつ頃までに申請を行う必要があるのか。（ガイドライン５関係）
問26　既に３年以内の期間の一時転用許可を行っている場合に、当該許可の期間満了までに時間

的余裕がある場合でも、10年以内の期間の許可に切り替えるために、改めて一時転用許可を行うことは可能なのか。
問27　現在、３年以内の期間の一時転用許可を受けて、担い手が下部の農地で営農している場合、事業計画を変更することで10年以内の期間に延長することができるのか。

４　一時転用許可の対象範囲・・・

問41　営農型発電設備は、建築基準法上の建築物に当たるのか。
問42　営農型発電設備を設置する場合、都市計画法に基づく開発許可は必要なのか。
問43　営農型発電設備を設置する場合、電気事業法及び電気工事士法の取扱いはどうなるのか。
（参考）地方産業保安監督部電力安全課の連絡先等
問44　農地転用許可権者が営農型発電設備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管することとされているが、台帳作成等に際しての留意点は何か。（ガイドライン４の(8)関係）

Ⅱ　各論

1　一時転用許可要件の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
問45　10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「効率的かつ安定的な農業経営」に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。（ガイドライン２の(2)のア及び別表関係）
問46　10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農」に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。（ガイドライン２の(2)のア及び別表関係）
問47　10年以内の一時転用許可の対象となる「遊休農地を再生利用する場合」の遊休農地に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。（ガイドライン２の(2)のア及び別表関係）
問48　「申請に係る面積が必要最小限で適正」とは、具体的にどのように判断するのか（ガイドライン２の（2）のイ関係）
問49　「変電設備等」の「等」には何が含まれるのか。また、「原則農地以外から選定すること」とされているが、この場合、記載にある「適正な規模及び位置」はどのように判断するのか。
問50　市町村で栽培されていない作物や生産に時間を要する農作物を栽培しようとする申請の場合、審査はどのように行えばよいか。
問51　知見を有する者の意見書の内容が適切であることをどのように判断すればよいか。
問52　管内の普及指導員から、知見を有していない作物について「知見を有する者の意見書」の作成を求められ、対応に苦慮しているとの相談があった。この場合どのように対応すればよいか。
問53　下部農地における収支の見込みの記載内容が適切であることをどのように判断すればよいか。
問54　「農地法第32条第１項各号に掲げる農地」とはどのような農地か。（ガイドライン２の（2）のウ関係）
問55　営農型発電設備の下部の農地で果樹等生産に時間を要する作物を栽培する場合で、一時転用許可期間中に収穫が見込めない場合には、どのように判断するのか。（ガイドラインの（2）のウ関係）
問56　「農地転用許可権者への毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われる」ことは、どの

ように判断するのか。

問57　「農作物の生育に適した日照量を保つための設計」とは、具体的にどのように判断するのか。（ガイドライン２の（2）のオ関係）

問58　営農計画書に記載する遮光率について、決められた算定方法はあるか。どのように計算すればよいか教えてほしい。

問59　支柱の高さが最低地上高２メートル以上となっているのはなぜか。（ガイドライン２の（2）のカ関係）

問60　農地に垂直に太陽光発電設備を設置する場合であっても、支柱の高さは最低地上高おおむね２メートル以上とする必要があるのか。（ガイドライン２の（2）のカ関係）

問61　「営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」とは、具体的にどのように判断するのか。（ガイドライン２の（2）のオ関係）

問62　農用地区域内農地での一時転用許可に当たって「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」とは、具体的にどのように判断するのか。（ガイドライン２の（2）のキ関係）

問63　地域計画の区域内で営農型太陽光発電を実施する場合、なぜ協議の場で合意を得る必要があるのか。

問64　地域計画が未策定の場合は協議の場で合意を得る必要はないということでよいか。

問65　地域計画が作成される前から設置されている営農型太陽光発電設備の取扱いはどのようになるのか。

問66　営農型太陽光発電の実施に係る要望があった都度、協議の場を開催しなければならないのか。

問67　農業委員会は、営農型太陽光発電設備の設置者から相談があった場合、どのように対応すればよいか。

問68　協議の場を進めるに当たりどのようなことに留意したらよいか。また、協議の場の取りまとめにはどのように記載したらよいか。

問69　地域計画が策定された区域内の農地において営農型発電設備を設置するための許可申請があった場合に、協議の場で協議を行わなかったときは、一時転用許可は認められないのか。（ガイドライン２の（2）のク関係）

問70　「営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること」とは、具体的にはどのように判断するのか。（ガイドライン２の（2）のケ関係）

問71　再エネ特措法に基づき撤去費用として積み立てた金額とはどのようなものか

問72　申請者が法第51条の規定による原状回復等の措置を現に命じられていないことについて、どのように判断すればよいのか。

問73　営農型発電設備の下部の農地で営農がなされていない場合、同じ事業者から別の場所で営農型発電設備の設置のための一時転用許可申請があったときに許可は可能なのか。

問74　同一の発電事業者が複数箇所（例えば、Ａ地区、Ｂ地区）で営農型発電設備を設置している場合、例えば、Ａ地区で農地転用許可権者が改善指導等を行っても指導に従わず適切な営農が継続されていないと判断し、許可の取り消しを行うときに、Ｂ地区に係る許可も取り消すべきなのか。
問75　通常の一時転用の場合、他の土地での代替可能性を検討しなければならないが、営農型発電設備の場合も代替性の検討が必要となるのか。
問76　ＦＩＴ法とはどのように連携していけばよいのか。
問77　なぜ原状回復等の措置を現に命じられていないことが許可の要件になっているのか。（ガイドライン２の（２）のサ関係）

**２　一時転用許可条件・・・

部の農地で生産された農作物の単収が地域の同じ作物の単収と比較して２割以上減少した場合に、農業委員会等はどのように改善指導を行えばよいのか。（ガイドライン４の(2)関係）

５　進捗状況の把握と指導・・・

【用語の意義】

本Ｑ＆Ａで使用している以下の用語の意義は、以下のとおりです。

用　　語	意　　義
農地法	「農地法」（昭和27年法律第229号）をいう。
農振法	「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）をいう。
基盤強化法	「農業経営基盤強化促進法」（昭和55年法律第65号）をいう。
処理基準	「農地法関係事務に係る処理基準」（平成12年６月１日付け12構改Ｂ第404号農林水産事務次官通知）をいう。
処理要領	「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）をいう。
ＦＩＴ法	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）をいう。
平成30年通知	「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）をいう。
平成25年通知	「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成25年３月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知）をいう。

用　　語	意　　義
営農型発電設備	農地に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱について農地法第４条第１項又は第５条第１項の許可が必要となる。この場合の発電設備を「営農型発電設備」という（平成25年通知の記の１の⑴及び平成30年通知の記の１に規定する営農型発電設備と同じ。）
担い手	問15のとおり。
下部の農地	営農型発電設備の下部の農地をいう（平成30年通知の記の１。）
営農の適切な継続	下部の農地における営農の適切な継続とは、次に掲げる場合に該当しないことをいう（ガイドラインの２の⑵のウ） ①　下部の農地における単収が、同じ年産の市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね２割以上減少している場合（当該市町村の区域内で作付けされていない農作物や生産に時間を要する農作物の場合は試験栽培実績又は栽培理由書に記載の単収より減少している場合） ② 遊休農地を再生利用する場合に、下部の農地の全部又は一部が農地法第32条第１項各号に掲げる遊休農地に該当することとなる場合 ③ 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合

Ⅰ　総論

１　趣旨・定義

問１　農地の上部空間を利用した太陽光発電設備等の設置に係る農地転用許可制度の取扱いを明確にした趣旨は何か。

営農型発電設備を設置する技術が確立し、営農型発電設備に対するニーズが高まってきたことを踏まえて、平成 25 年３月に農地転用許可制度における取扱いを明確にする通知（平成 25 年通知）を発出したものです。

問２　平成 30 年５月に営農型発電設備の設置に係る農地転用許可制度上の取扱いを変更し、改めて通知を発出した趣旨は何か。

平成 28 年３月までの営農型発電設備に係る取組を検証した結果、担い手の経営改善や荒廃農地の再生利用に資するものが見られました。その一方で、下部の農地での農業生産が適切に行われていないケースも見られましたが、農地転用許可権者等の改善指導等により改善が図られていたところです。

こうしたことを踏まえ、担い手が所有又は利用する農地を活用する場合、荒廃農地を再生利用する場合等においては、一時転用許可期間を従来の３年以内から 10 年以内に延長することとしました。この運用改善を行うため、平成 25 年通知を廃止し、改めて平成 30 年通知を発出しました。

問３　平成 30 年通知では、一時転用許可の期間を延長したこと以外に変更点はあるのか。

ありません。

平成 30 年通知による運用改善は、担い手の経営発展や荒廃農地の再生等を後押しする観点から一時転用許可の期間を延長したものであり、①営農型発電設備の構造、②営農が適切に継続していると認められる収量や品質、③周辺農地の営農上の支障、④毎年１回の営農状況の報告等に係る取扱いを含め、一時転用許可の期間以外の事項に係る運用は、従前から変更はありません。

問４　令和３年３月に通知改正を行った趣旨は何か。

第 203 回臨時国会における総理所信表明演説（令和２年 10 月）においては、2050 年カーボンニュートラル社会の実現が宣言されるとともに、規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めること等が表明され、政府として再生可能エネルギーの導入を一層促進することとされました。

この方針を踏まえ、内閣府において、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスク

フォース」が開催され、当該タスクフォースに寄せられた意見・要望等を踏まえ、農業振興地域制度及び農地転用許可制度についても議論が行われました。

このため、農林水産省としても、2050 年カーボンニュートラルに向けて、農山漁村地域において再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるスタンスに立ち、優良農地を確保しつつ、荒廃農地に再生可能エネルギー設備を設置しやすくするために農地転用許可規制等を見直すとの方針を示した上で検討を行い、必要な措置を講ずることとしたところです。

こうした背景の下、荒廃農地を再生利用する営農型発電の取組は、荒廃農地の再生に資する一方で、他の農地と同様の単収要件を達成することが困難なケースもあることから、令和３年 ３月に通知改正を行い、荒廃農地を再生利用する場合の要件については、２割以上単収が減収しないことに代えて、下部の農地が農地法第 32 条第１項各号のいずれにも該当しないこと（遊休農地ではないこと）としたものです

問５　令和６年４月に省令改正およびガイドライン制定を行った趣旨は何か。

営農型太陽光発電の取組は、再生可能エネルギーの発電と下部農地での営農を両立させる取組であり、荒廃農地の発生防止や解消、農業者の所得向上等に寄与するものですが、一方で、近年においては、発電に重きを置き営農がおろそかにされ、営農型太陽光発電設備の下部の農地の利用に支障が生じている事例が散見されておりました。

このようなことから、営農が適切に継続されない事例を排除し、農業生産と発電を両立するという営農型太陽光発電の本来あるべき姿とするため、これまで通知で定めていた営農型太陽光発電の許可基準および必要な申請書類を農地法施行規則で明確化するとともに、農地法施行規則で定められた内容や実施に係る具体的な考え方や取扱いについて、ガイドラインに定めることとしたものです。

問６　営農型発電設備はどのような設備か。（ガイドライン１関係）

営農型発電設備とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備（以下「営農型太陽光発電設備」という。）を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業をいいます。

問７　営農型発電設備を支える支柱は、簡易な構造で容易に撤去できるものとされているが、具体的にどのような構造のものか。（ガイドライン１関係）

営農型発電設備を安全に支える支柱として必要最小限の構造のものであり、支柱や摩擦杭（スクリュー杭、スパイラル杭など）等を地面に打ち込むだけの施工方法によるものを想定しています（ベタ基礎や布基礎などの容易に撤去できないものは含まれません）。

なお、架台・基礎の構造の検討に当たっては、「営農型太陽光発電システムの設計・施行ガイドライン(2023 年版)」(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO))「10.基礎の

設計」をご参考にしてください。

問８　農地転用許可権者は誰になるのか。（ガイドライン２の（2）関係）

農地転用許可権者は、都道府県知事又は指定市町村の長（※）となります。

※「指定市町村」とは、農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているものとして、農林水産大臣が指定する市町村のことをいいます。指定市町村は、農地転用許可制度において、都道府県と同様の権限を有することになります。

問９　下部農地はこれまでの局長通知の運用において、太陽光発電設備の日影が生じる箇所とされていたが、この度、設備の存する区域全体の農地とした理由は何か。

農地について権利を有する者には、その全てを適正かつ効率的な利用を確保しなければならない責務がありますが、下部農地の面積を「設備の直下の農地及び当該施設により日陰が生じる農地の面積」として運用した結果、パネル直下の農地のみで栽培を行い、その他の農地では栽培を行わないなど不適切な事例が散見されましたので、設備の存する区域全体の農地とすることとしました。

問 10　設備の存する区域全体とは、具体的にどの範囲のことをいうのか。

発電設備の設置された農地の１区画（畦畔や法面で区分けされた区画）全体のことをいいます。

問 11　発電設備の下部農地は全て耕作する必要があるのか。例えば、農業用機械の通路や発電設備の保守点検用の通路部分については、作付けできないことから、下部農地の面積から除外することは可能なのか。

基本的に設備の存する農地の区画全体を耕作していただく必要がありますが、営農のための管理用通路や畦畔、雨水処理のための排水路等、耕作の事業のために必要な施設については、下部農地の面積から除外して差し支えないと考えます。

他方、発電設備の点検用機械の通路については、耕作の事業のために必要な施設ではないことから、通年で必要でない場合は、農閑期に点検を行う等により営農に支障がないよう配慮する必要があると考えております。（通年で必要な場合には一時転用許可を受ける必要があると考えます。）

問 12　農地の一区画の僅かな部分に営農型太陽光発電設備を設置する場合であっても、一区画全体を下部農地とする必要があるのか。

農地の一区画の大半において、通常の条件下での耕作を行い、その区画の一部分のみに営農型

太陽光発電設備を設置する場合で、通常の条件下での耕作を行う部分と明確に区分できる場合は、区分した部分のみ下部農地とすることも可能と考えられます。

問 13　令和６年４月の改正により、収支の見込みを求めることとした趣旨は何か。

「収支の見込み」は、営農が適切に行われることを示す資料の一つとして求めるものであり、収量８割の達成を担保するものとなります。収支の内容自体は許可の可否に直接影響を及ぼすものではありませんが、そもそも農作物の販売収入を見込んでいないような計画では、営農を適切に行う意志があるとは考えられないことから、このようなものを防止し、適切な営農に向けて取り組んでいただく目的として提出を求めることとしました。

２　一時転用許可の期間

問 14　営農型発電設備の設置に係る一時転用許可の期間は、何年間認められるのか。（ガイドライン２の（2）のア及び別表関係）

営農型発電設備の設置に伴う一時転用許可の期間は、下部の農地での営農の適切な継続が見込まれる等の条件を満たしている場合であって、次のいずれかに該当する場合には 10 年以内となります。それ以外の場合については３年以内となります。

① 担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合
② 遊休農地を再生利用する場合（再許可時を除く）
③ 第２種農地又は第３種農地を利用する場合

問 15　担い手とは、どのような経営体なのか。（ガイドライン２の⑵のア及び別表関係）

「担い手」とは、以下の者をいいます。

① 効率的かつ安定的な農業経営
→ 基盤強化法第６条第１項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「市町村基本構想」といいます。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標（所得等）の水準に達している経営体

② 認定農業者
→ 基盤強化法第 12 条第１項に規定する農業経営改善計画の市町村認定を受けた者（基盤強化法第 23 条第７項の規定により認定農業者とみなされる特定農業法人を含む。）

③ 認定新規就農者
→ 基盤強化法第 14 条の４第１項に規定する青年等就農計画の市町村認定を受けた者

④ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農
→　基盤強化法第 23 条第４項に規定する特定農業団体又はこれに準ずる組織として、組織の規

約を定め、生産・販売について共同販売経理を行っており、将来法人化して認定農業者となることが見込まれる集落営農

問 16　農用地区域内農地の一時転用許可期間は一般的に３年以内となっているが、担い手が下部の農地で営農する場合等の一時転用許可期間を 10 年以内とすることは、これと矛盾するのではないか。（ガイドライン２の(2)のア及び別表関係）

農用地区域内農地の一時転用許可期間は、一時転用の目的を達成することができる必要最小限の期間としており、具体的には、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から、３年以内としています（処理基準第６の１の（１）の①のアを参照)。

一方、

① 担い手が下部の農地を利用する場合は、営農が適切に継続される蓋然性が高いこと

② 荒廃農地を再生利用する場合は、営農型発電設備の設置によって荒廃農地の再生利用の促進が期待できること

から、特例的に一時転用許可期間を 10 年以内としております。

なお、農用地区域内農地に係る取扱いではありませんが、第２種農地及び第３種農地の場合は、営農型発電設備を設置する場合に限らず、基本的に農地転用が可能であることから、これらの場合についても一時転用許可期間を 10 年以内としております。

問 17　一時転用許可を受けた期間中に、許可を受けた者の農業経営改善計画や青年等就農計画の認定期間が満了した場合は、どのような対応をすればよいのか。（ガイドライン２の(2)のア及び別表関係）

一時転用許可期間中に認定農業者や認定新規就農者としての認定期間が満了した場合でも、一時転用許可を取り消したり一時転用期間の変更を行う必要はありませんが、引き続き下部の農地が担い手により耕作されることを確保するように努めることが望ましいと考えます。

【認定農業者の場合】

農業経営改善計画の認定期間は認定から５年間（認定期間中に変更した場合でも当初の認定から５年間）となっていますので、一時転用許可期間中に認定期間が満了する際には、下部の農地で営農している農業者に対して、改めて農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けていただくよう促してください。

【認定新規就農者の場合】

青年等就農計画の認定期間は５年間となっており、終期を迎える認定新規就農者は継続的に自らの経営の改善に取り組むことが重要ですので、認定農業者制度の目的・意義等を周知した上で、農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けていただくよう促してください。

問 18　遊休農地で営農型発電設備を設置する場合、一時転用許可申請を行う時点で、既に遊休農地が再生され、営農が再開されている必要があるのか。（ガイドライン２の⑵のア及び別表関係）

申請時点で遊休農地を再生し、営農を再開している必要はありません。

なお、当然のことながら、一時転用許可後は、遊休農地を再生して営農を開始し、その後は営農の適切な継続を行う必要があります。

問 19　集落営農が営農することで 10 年以内の一時転用許可を行うときに、その集落営農が任意組織の場合は、農地の使用及び収益を目的とする権利を取得する主体になることができないため、農作業を受託する立場になるが、その農作業は一部でもよいのか。また、農作業受委託契約の期間は 10 年以上であることが必要なのか。（ガイドライン２の⑵のア及び別表関係）

受託する農作業は、田植えや稲刈り、播種又は収穫等の農作物の生産に関わるものであれば全作業か一部作業かは問いません。ただし、当該農地での営農の適切な継続が図られる必要があることから、当該集落営農が法人化する際に、当該農地を借り受け、又は買い受けて、引き続き営農する見込みがあることを確認する必要があります。

また、個々の農作業受委託契約の期間は 10 年以上である必要はありませんが、一時転用許可期間中は、継続して農作業受委託契約を締結し、営農を継続する必要があります。

なお、集落営農が農作業の受託を行っている農地であるかどうかについては、当該集落営農の農作業受託契約書等の書類で確認しておく必要があります。

問 20　営農型発電設備の下部の農地で任意組織の集落営農以外の担い手が営農する場合に、当該担い手が農作業受託によって営農する場合も10年以内の一時転用許可の対象となるのか。（ガイドライン２の⑵のア及び別表関係）

対象となりません。

個人や法人の場合には、任意組織の集落営農の場合とは異なり、農地の使用及び収益を目的とする権利を取得する主体になることが可能であり、所有権の移転、賃借権の設定等を受けることで当該農地での農業上の適正かつ効率的な利用を確保することにより、下部の農地での営農の適切な継続が期待できます。このため、農作業受託ではなく、担い手自ら所有している農地又は利用権等が設定されている農地で営農する場合に限ります。

問 21　営農型発電設備の下部の農地が複数の筆にまたがる場合に、当該農地の一部の筆だけを担い手が営農する場合や一部の筆だけで遊休農地を再生利用する場合、一部の筆だけが第２種農地又は第３種農地であった場合は、当該計画全体が 10 年以内の一時転用許可の対象となるのか。（ガイドライン２の⑵のア及び別表関係）

対象となりません。

なお、許可申請を筆ごとに分けることにより、①下部の農地を担い手が営農する筆、②遊休農地を再生利用する筆、③第２種農地又は第３種農地である筆のいずれかに該当する筆のみについて 10 年以内の一時転用許可を行うことは可能です。

３　一時転用許可の再許可

問 22　一時転用許可の期間が満了した場合の再許可はどのように判断するのか。（ガイドライン５関係）

一時転用許可の再許可については、それまでの転用期間における、下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断します。具体的には、

① 下部の農地での単収が同じ年の市町村の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね２割以上減収していなかった（市町村において栽培されていない又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合は、試験栽培実績書又は栽培理由書に記載した単収を下回らなかった）

② 遊休農地を再生利用していた場合は、下部の農地の全部又は一部が農地法第 32 条第１項各号のいずれにも該当していなかった

③ 生産された農作物の品質に著しい劣化が認められなかった

等、営農が適切に行われていたのであれば、再度一時転用許可を行うことが可能です。

なお、それまでの期間において、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地の利用の程度が著しく劣っていることや下部の農地において単収が減少していること等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断する必要があります。

問 23　既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、再度許可時に 10 年以内の一時転用許可期間となる要件を満たしていれば 10 年以内とすることができるのか。（ガイドライン５関係）

できます。

問 24　既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、当該営農型発電設備を設置した農地が遊休農地を再生利用したものであったときには、再度許可の際に営農者が担い手でない場合及び第２種農地又は第３種農地でない場合であっても一時転用許可の期間を 10 年以内とすることができるのか。（ガイドライン５関係）

できません。

遊休農地を活用して営農型太陽光発電を行う場合、当初の一時転用許可期間中に遊休状態は解消していることから、再許可の際には遊休農地として 10 年以内の一時転用許可期間とすることはできません。

問 25　一時転用許可の期間満了後、再度一時転用許可を受けたい場合には、いつ頃までに申請を行う必要があるのか。（ガイドライン５関係）

営農型発電設備の設置のための一時転用許可については、営農の適切な継続が確保されている場合には再度一時転用許可を行うことが可能となっています。一方で、再度一時転用許可を行うことができない場合には、一時転用許可の期限が到来する日までに農地に復元する必要があります。

このため、期限到来後も事業を継続したい場合には、期限が到来する日までに再度許可を行う必要がありますが、再度一時転用許可が可能かどうかの判断をする期間が必要となりますので、地元の農業委員会に早めに御相談されるよう促してください。

問 26　既に３年以内の期間の一時転用許可を行っている場合に、当該許可の期間満了までに時間的余裕がある場合でも、10 年以内の期間の許可に切り替えるために、改めて一時転用許可を行うことは可能なのか。

可能です。

ただし、ＦＩＴ事業の認定期間は 20 年なので、いずれにしろ、認定期間中に何度か再許可手続を行う必要があると考えられますので、タイミングについてはよく御検討ください。

問 27　現在、３年以内の期間の一時転用許可を受けて、担い手が下部の農地で営農している場合、事業計画を変更することで 10 年以内の期間に延長することができるのか。

できません。

改めて一時転用許可を受ける必要があります。

４　一時転用許可の対象範囲

問 28　営農型発電設備は、太陽光発電設備のみが対象となるのか。（ガイドライン１関係）

太陽光発電設備以外にも簡易な構造で支えられる小型の風力発電設備等農地に支柱を立ててその下部の農地で営農を継続する場合については、営農型太陽光発電と同様に取り扱って差支えないと考えております。

問 29　営農型発電設備の設置に必要なものについても一時転用許可の対象となるのか。（ガイドライン１関係）

営農型発電設備の周辺機器（パワーコンディショナーや電柱等）も対象になります。

なお、変電設備等については、原則として近隣の農地以外の土地から選定するものとし、これらの土地がないなどやむを得ず農地を一時転用して設置する場合には、規模と位置が適正である必要があります。

問 30　第三者の進入を防ぐためのフェンス等は一時転用許可の対象となるのか。（ガイドライン１関係）

第三者が発電設備に容易に触れないようにするために設置する柵塀等（以下「フェンス等」といいます。）については、簡易な構造で容易に撤去できるもの（問７を参照）であれば対象となります。

問 31　ＦＩＴ法の事業計画の認定基準では、事業に関係ない者がみだりに近づくことがないよう、フェンス等の設置など適切な措置を講ずることとなっているが、下部の農地での営農に支障がある場合には、フェンス等を設置しなくてもよいのか。（ガイドライン１関係）

資源エネルギー庁が作成した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」第２章第２節の４において、「出力 10kW 以上 50kW 未満の営農型太陽光発電等を実施し、柵塀等の設置により営農上支障が生じると判断される場合には、柵塀等の設置を省略することができることとする。ただし、この場合において、容易に第三者が近づき事故等が起こることを防ぐため、発電設備が設置されていることについて注意喚起を促す標識を※②の標識に併せて掲示すること。」とされています。フェンス等の設置を省略しようとする場合には、理由等を明らかにした上で地方経済産業局（下記地方経済産業局の連絡先等を参照）のＦＩＴ法担当部局と相談をお願いします。

※②の標識⇒発電設備の区分、名称、設備 ID、設置場所、出力、事業者名、連絡先等が記入された標識

（参考）地方経済産業局の連絡先等

組織名	管轄都道府県	電話番号
北海道経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	北海道	011-709-2311
東北経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-221-4932
関東経済産業局（資源エネルギー環境部新エネルギー対策課）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県	048-600-0361
中部経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県	052-951-2775
近畿経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06-6966-6043
中国経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082-224-5741
四国経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	087-811-8535
九州経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	092-482-5473
内閣府沖縄総合事務局（経済産業部エネルギー対策課）	沖縄県	098-866-1759

問 32　売電を目的とした営農型発電設備の設置は可能なのか。（ガイドライン１関係）

可能です。

５　農振法に基づく開発許可

問 33　農用地区域内農地において、営農型発電設備を設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

農用地区域内農地を含め、農地に営農型発電設備を設置する場合には、農地法に基づく一時転用許可を受ける必要があり、当該一時転用許可を受けた場合には、改めて農振法に基づく開発許可を受ける必要はありません（農振法第 15 条の２第１項第３号に該当します)。

問 34　農用地区域内の農業用施設の屋根に太陽光パネルを設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

農業用施設の屋根に、柱を他の柱に取り替える等施設の補強を行わないで太陽光パネルを設置する場合には、農振法に基づく開発許可は必要ありませんが、これ以外の場合の開発許可の取扱いについては、各市町村に御相談ください。

６　下部の農地での営農の適切な継続

問 35 下部の農地で栽培する農作物の制限はあるのか。

農作物の制限はありません。

ただし、営農型発電設備の設置は、営農の適切な継続を前提とするものであり、

① 当該地域で栽培されていない農作物の栽培を計画している場合

② 生産までに時間を要する作物を栽培しようとする場合

等は、当該農作物の栽培に知見を有する者による所見において、適切な営農の継続が確保が見込まれるものとなっているか、営農指導を受ける態勢が整っているかを確認する等により、営農が適切に継続できるかどうかを慎重に判断していくことが望ましいと考えます。

問 36 栽培する農作物を転換することは可能なのか。（ガイドライン６の(2)関係）

営農型発電設備は、下部の農地において営農を適切に継続しながら、これに支障を与えないよう発電事業を行うものであり、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような農作物の転換等は望ましくありません。

このため、農作物を転換する場合には、当該農作物の栽培に関する技術・経験の有無等を確認し、営農の適切な継続が確保されること（例えば、当該設備の下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね２割以上減収するおそれがないと認められること等）等を確認した上で計画変更の可否を判断することが適当です。

問 37　下部農地で複数の作物を栽培することは可能か。その場合、同一市町村の単収８割の要件はどのように考えればよいか。

複数の作物を栽培することは可能ですが、それぞれ栽培作物毎に、同じ年産の市町村の平均的な単収の８割以上を確保する必要があります。

問 38　天災等によりおおむね２割以上減収した場合には、営農が適切に行われていると判断されないのか。（ガイドライン４関係）

一時転用期間中に、台風や冷害等の天災など、営農型発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地における単収の減少等がみられる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断します。

問 39　令和６年４月の省令改正及びガイドラインの制定前に一時転用許可を受けて遊休農地を再生利用している場合、今後の営農の適切な継続の確認の扱いはどうなるのか。

現行制度による一時転用許可期間が満了するまでの間は、これまでと扱いは変わりません。

但し、一時転用許可期間が満了し、再度、一時転用許可を受けようとする場合、下部農地は遊休農地ではなくなっていることから、通常の農地と同様、栽培する作物について、当該市町村の収量の８割以上を確保すること等の要件を満たす必要があります。

７　その他

問 40　　第１種農地に営農型発電設備以外の太陽光発電設備の設置は可能なのか。

「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（平成 25 年法律第 81 号）では、優良農地の確保と再生可能エネルギーの活用促進の両立という観点から、農業上の再生利用が困難な荒廃農地等に再生可能エネルギー発電設備の整備を誘導するなど適正な土地利用調整を行うことにより、優良農地を確保しながら地域において再生可能エネルギー発電を促進することで、農山漁村の活性化を図る仕組みとなっています。

同法を活用することにより、第１種農地（再生利用が困難な荒廃農地等に該当する場合に限る。）に太陽光発電設備を設置することが可能です。

問 41　営農型発電設備は、建築基準法上の建築物に当たるのか。

「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）上においては、営農型発電設備は、

① 特定の者が使用する営農を継続する農地に設けるものであること

② 支柱及び太陽光発電設備からなる空間には壁を設けず、かつ、太陽光発電設備のパネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっていること

に該当するものは、建築基準法第２条第１号に規定する建築物に該当しないこととされています（「農地に支柱を立てて設置する太陽光発電設備の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」（平成 26 年１月 28 日付け国住指第 3762 号国土交通省住宅局建築指導課長通知））。

問 42　営農型発電設備を設置する場合、都市計画法に基づく開発許可は必要なのか。

営農型発電設備については、建築基準法上の建築物に当たらないため、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）上の開発許可は不要とされています。

また、当該設備の付属施設に係る開発許可についても、当該設備の用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者（※）が判断した際には、都市計画法第 29 条の開発許可は不要となっています（「開発許可制度運用指針」（平成 26 年８月１日国都計第 67 号）Ⅰ－１－２（５）参照）。

この場合、「主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為」に当たるかどうかについては、市町村又は都道府県の都市計画担当部局に相談をお願いします。

※ 都市計画法上の開発許可権者は、都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の長、中核市にあっては中核市の長）となっています。

問 43　営農型発電設備を設置する場合、電気事業法及び電気工事士法の取扱いはどうなるのか。

営農型発電設備は、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）上の電気工作物であり、感電、火災等の防止等電気工作物の保安上の観点から、電気設備に関する技術基準に適合するように設置する必要があります（電気事業法第 39 条、第 56 条、「電気工事士法」（昭和 35 年法律第 139 号）第５条、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成９年通商産業省令第 52 号））。

上記基準への適合性を担保するため、営農型発電設備の設置に係る電気工事においても、電気工事士資格を持つ者（第１種電気工事士等）により行われなければならないこととされています（電気工事士法第３条、第５条）。

また、電圧 600V 超又は出力 50kW 以上の太陽光発電設備を設置する場合には、電気事業法上の事業用電気工作物に当たるため、上記の技術基準適合義務に加えて、保安規程の提出義務や電気主任技術者の選任・届出義務など電気事業法に基づく電気保安に係る規制の対象となります（電気事業法第 42 条、第 43 条等）。

このように、営農型発電設備を設置する場合には、電気事業法及び電気工事士法の規制を受けるので、営農型発電設備の設置者は、あらかじめ市町村若しくは都道府県の電気保安担当部局又

は各地域を所管している経済産業省地方産業保安監督部電力安全課に相談をお願いします。

（なお、このことは、経済産業省商務流通保安グループ電力安全課と調整済みであることを申し添えます。）

（参考）地方産業保安監督部電力安全課の連絡先等

組織名	管轄地域	電話番号
北海道産業保安監督部	北海道	011-709-1725
関東東北産業保安監督部東北支部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	022-221-4952
関東東北産業保安監督部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部	048-600-0387
中部近畿産業保安監督部	愛知県、長野県、岐阜県の一部、三重県の一部、静岡県の一部	052-951-2817
中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署	富山県、石川県、福井県の一部、岐阜県の一部	076-432-5580
中部近畿産業保安監督部近畿支部	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県の一部、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部	06-6966-6047
中国四国産業保安監督部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、 香川県の一部、愛媛県の一部	082-224-5742
中国四国産業保安監督部四国支部	徳島県、香川県の一部、愛媛県の一部、高知県	087-811-8587
九州産業保安監督部	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	092-482-5521
那覇産業保安監督事務所	沖縄県	098-866-6474

問 44　農地転用許可権者が営農型発電設備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管することとされているが、台帳作成等に際しての留意点は何か。（ガイドライン４の(8)関係）

農地転用許可権者による転用事業の進捗状況を把握するとともに、営農の適切な継続が確保されなくなった場合の改善指導等の事務を的確に行うため、農地転用許可権者による台帳を作成し、保管することとしております。

具体的には、一時転用許可申請の内容や毎年の農作物の状況報告を基にした基本的な情報を記載することとしていますが、改善指導や是正処分、FIT 認定部局への報告等を行った場合はその内容も併せて作成・記録してください。

なお、別途農林水産省農村振興局が実施している「営農型発電設備設置状況詳細調査」の調査様式（営農型発電設備設置状況詳細調査一覧表）を台帳として活用することができます。

Ⅱ　各論

１．一時転用許可要件の判断

問 45　10 年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「効率的かつ安定的な農業経営」に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。（ガイドライン２の(2)のア及び別表関係）

「効率的かつ安定的な農業経営」とは、市町村基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している農業経営のことであり、当該水準に達しているかについては、例えば、直近の青色申告等により判断することが望ましいと考えます。

問 46　10 年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農」に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。（ガイドライン２の(2)のア及び別表関係）

「将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農」とは、基盤強化法第 23 条第４項に規定する特定農業団体又はこれに準ずる組織として、組織の規約を定め、生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農のことです。これに該当するかについては、①畑作物の直接支払交付金若しくは収入減少影響緩和交付金の加入実績又は②当該組織の規約や経理書類、法人化計画書等（規約の中で法人化方針について記載されていればそれでも可）により確認することができると考えます。

問 47　10 年以内の一時転用許可の対象となる「遊休農地を再生利用する場合」の遊休農地に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。（ガイドライン２の⑵のア及び別表関係）

10 年以内の一時転用許可の対象となる「遊休農地」とは、「農地法の運用について」の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」といいます。）の第３の１の（３）のア（農地法第 32 条第１項第 １号の遊休農地）と判定された遊休農地等のことです。この遊休農地に該当するかどうかについては、農業委員会が毎年実施する農地の利用状況調査によって、あらかじめ判断されています。

問 48　「申請に係る面積が必要最小限で適正」とは、具体的にどのように判断するのか。（ガイドライン２の（2）のイ関係）

一時転用許可申請書及び当該申請書に添付されている「営農型発電設備の設計図」において、

① 簡易な構造で容易に撤去できるものとなっているか

② 申請に係る転用面積が、営農型発電設備の支柱や周辺機器の部分のみに係るものであるか

③ 営農型発電設備の支柱の本数や太さが過多・過大でないか

を確認した上で、許可の可否を判断することが適当です。

問 49　「変電設備等」の「等」には何が含まれるのか。また、「原則農地以外から選定すること」とされているが、この場合、記載にある「適正な規模及び位置」はどのように判断するのか。

太陽光発電設備に附随する設備を設置する場合、高圧の太陽光発電設備に必要な変電設備等（キュービクル等）の設備を設置する場合は、農地の効率的な利用の観点から、原則として、農地以外の土地から選定する必要があると考えております。

また、変電設備等の設置を要するような大規模な営農型発電設備の場合は、周辺の土地も広範囲に及び、農地以外の土地の選定が可能であることも十分考えられることから、土地の代替性の確認をしっかり行う必要があるものと考えます。

なお、小規模なパワーコンディショナー等太陽光パネルの支柱に併せて設置することが可能であるような場合については、この限りではありません。

〔※関連問 29〕

問 50　市町村で栽培されていない作物や生産に時間を要する農作物を栽培しようとする申請の場合、審査はどのように行えばよいか。

市町村で栽培されていない作物や生産に時間を要する農作物を栽培しようとする場合は、当該市町村の区域内で試験栽培を行った実績又は栽培理由書のいずれかを提出していただく必要があります。この場合、

① 試験栽培の実績については、当該市町村の遮光設備下（屋根か太陽光パネルかは問いません）における収量の実績

② 栽培理由書については、当該理由書の単収見込欄において、当該作物の収量に関する調査研究データや統計データ、自然条件に類似性のある他地域のデータ等に基づいて記入していただくこととしております。

また、これに加えて別途、知見を有する者による意見書を提出していただくこととしておりますので、その意見の内容が下部農地の営農の適切な継続が可能であるものになっているか確認の上、判断することとしてください。

なお、①により試験栽培を行う場合は、適切な単収が得られるよう、試験栽培段階から知見を有する者と連携し助言等を求めながら、実施することが適当と考えます。

問 51　知見を有する者の意見書の内容が適切であることをどのように判断すればよいか。

今般、ガイドラインにおいて、知見を有する者の意見書の様式（別紙様式例第３号）を設けており、当該申請に係る下部農地で栽培する作物について、知見を有していることを確認するため「知見を有する者の当該作物への関わり」を記載していただくこととしました。

具体的には知見を有する者の当該作物に係るこれまでの試験研究実績や栽培実績等を記載していただき、記載内容及び添付された研究データから、知見を有する者としての適格性を判断いただくこととしております。

許可権者においては、知見を有する者の意見書の記載内容が、これまでの試験研究実績等を踏まえた内容となっており齟齬が生じていないか、妥当な内容となっているかを確認いただき、必要に応じて、申請者や知見を有する者に説明等を求め、判断することとしてください。

問 52　管内の普及指導員から、知見を有していない作物について「知見を有する者の意見書」の作成を求められ、対応に苦慮しているとの相談があった。この場合どのように対応すればよいか。

知見を有する者の意見書は、営農型太陽光発電を実施しようとする事業者において、作付しようとする作物の知見を有する者を探していただき、提出いただくものです。

ガイドラインでは、下部の農地において栽培する農作物について知見を有する者の例示として普及指導員を記載しておりますが、当該農作物の知見を有していなければ知見を有する者には当たらないことから、事業者等から意見書の提出を求められても対応いただく必要はありません。

問 53　下部農地における収支の見込みの記載内容が適切であることをどのように判断すればよいか。

営農計画書の「下部農地における収支の見込み」は、営農型太陽光発電設備に係る下部農地の適切な営農の継続が確実であることを確認するための参考情報であり、この内容が適切か否かによって許可の可否に直接影響するものではありませんが、例えば、農業の収支において収入がゼロで計上されているなど、適切な営農の継続に疑義が生じる場合においては、事業者から理由等を確認し、適切な取組となるよう誘導する必要があると考えます。

問 54　「農地法第 32 条第１項各号に掲げる遊休農地」とはどのような農地か。（ガイドライン２の（2）のウ関係）

農地法第 32 条第１項各号に掲げる農地とは、次の農地が該当します。

① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法第 32 条第１項第１号）

② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度と比べて著しく劣っていると認められる農地（農地法第 32 条第１項第２号）

これらの規定の判断は、毎年、農業委員会が行っている農地の利用状況調査における遊休農地の判断基準と同様ですが、①・②に該当しない場合であっても、草刈りなどの保全管理のみを行うなど営農が行われていない場合には、「下部の農地における営農の適切な継続が確実」とは判断されません。

なお、①・②の詳細については、運用通知第３の１の（３）に下記のとおり規定されています。

【「農地法の運用について」の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の第３の１の（３）抜粋】

ア 法第 32 条第１項第１号の遊休農地

(ｱ) 「現に耕作の目的に供されておらず」とは、過去１年以上作物の栽培が行われていないことをいう。

(ｲ) 「引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる」については、今後の耕作に向けて草刈り、耕起等農地を常に耕作し得る状態に保つ行為（以下「維持管理」という。）が行われているかにより判断すること。

(ｳ) （略）

イ 法第 32 条第１項第２号の遊休農地

「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣つていると認められる農地」については、近傍類似の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の態様と比較して判断すること。

この場合、作物（ウメ、クリ等を含む。）がまばらに又は農地内で偏って栽培されていないか、栽培に必要な管理が適切に行われているか等に留意して判断すること。

問 55　営農型発電設備の下部の農地で果樹等生産に時間を要する作物を栽培する場合で、一時転用許可期間中に収穫が見込めない場合には、どのように判断するのか。（ガイドラインの（2）のウ関係）

果樹等を栽培する場合には、当初の数年間は収穫が見込まれない場合がありますので、営農計画書の「生長の指標」欄に記載された生育状況が適当か、また、整枝・剪定、施肥、摘果等の栽培管理が計画的に行われるか確認を行い、「営農の適切な継続が確実」であるかどうか判断してください。また、その際には、知見を有する者による意見も踏まえて判断してください。

問 56　「農地転用許可権者への毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われる」ことは、どのように判断するのか。

施行規則第 30 条第２項５号の、毎年の栽培実績及び収支の報告を提出する旨の誓約書（ガイドライン別紙様式例第６号）の提出の有無により判断してください。

問 57　「農作物の生育に適した日照量を保つための設計」とは、具体的にどのように判断するのか。（ガイドライン２の（2）のオ関係）

一時転用許可申請書に添付されている営農型太陽光発電設備の設置による下部農地における営農への影響の見込み（ガイドライン別紙様式例第２号）及びに設計図により

① 生産する農作物の生育に適した日照量が示されており、

② 当該日照量を保つための設計（パネルの角度、間隔、枚数等）になっていることを確認して判断してください。

問 58　営農計画書に記載する遮光率について、決められた算定方法はあるか。どのように計算すればよいか教えてほしい。

営農型太陽光発電設備の一時転用許可の要件においては、営農型太陽光発電設備の角度、間隔等について、下部の農地において栽培される農作物の生育に必要な日照に影響を及ぼすおそれがないこと（農地法施行規則第 47 条第６号）としており、作物毎の遮光率の要件等を定めているものではないことから、その計算方法や定義を規定しておりません。

なお、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー産業技術総合開発機構）が作成している、「営農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン（2023 年版）」においては、以下のとおり定義されているため、ご参考にしてください。

遮光率＝（太陽電池モジュールの平面積の総和＋支持物等の平面積の総和）／アレイの外郭平面

問 59　支柱の高さが最低地上高２メートル以上となっているのはなぜか。（ガイドライン２の（2）のカ関係）

営農型発電設備を支える支柱の高さについては、

① 農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用が可能な高さ

② 仮に、農業機械による作業を必要としない場合であっても、農業者が立って農作業を行うことができる高さ

を確保する観点から、最低地上高おおむね２メートル以上としたものです。

問 60　農地に垂直に太陽光発電設備を設置する場合であっても、支柱の高さは最低地上高おおむね２メートル以上とする必要があるのか。（ガイドライン２の（2）のカ関係）

農地に垂直に太陽光発電設備等を設置するものなど、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、設備等の設置間隔や規模等から農地の営農条件が維持される場合については、支柱の高さがおおむね２メートル以上に達しなくても差し支えありません。（この場合、設備直下全体を一時転用許可の対象とすることが可能と解されます。）

この「設備等の設置間隔や規模等から農地の営農条件が維持される場合」については、

① 設備間の設置間隔が狭小であることや、設備の設置により耕作できなくなる面積が大きいこと

② 設備の構造上、効率的な農業機械等の利用に支障を及ぼすこと

③ 設備の日陰により、農作物の生育に適した日照量を保っていないこと

等に該当しないことを確認し、営農条件に支障を及ぼさないことを判断する必要があります。

問 61　「営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」とは、具体的にどのように判断するのか。（ガイドライン２の（2）のオ関係）

営農型発電設備は、農業上の土地利用との調和を図りながら、農地における営農の適切な継続を前提とするものであり、周辺農地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすることが必要です。

例えば、営農型発電設備の設置予定の農地が、

① 集団農地の真ん中である

② 担い手に集積する予定がある

③ ほ場整備等の基盤整備事業が予定されている

④ 水路の管理に支障が生じる

等の場合には、支障を及ぼすおそれがあると判断します。

問 62　農用地区域内農地での一時転用許可に当たって「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」とは、具体的にどのように判断するのか。（ガイドライン２の（2）のキ関係）

農地転用許可権者は、農用地区域内農地に営農型発電設備を設置するための一時転用許可申請があった場合には、設置の時期、場所等からみて、土地改良事業等の事業、担い手への農地の利用集積等を通じた農業振興地域整備計画の達成に支障がないかを市町村の農業振興地域制度担当部局に確認の上、判断してください。

問 63　地域計画の区域内で営農型太陽光発電を実施する場合、なぜ協議の場で合意を得る必要があるのか。

農地転用許可基準の一般基準においては、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は許可ができないこととなっています（農地法第４条第６項第５号、農地法施行規則第 47 条の３第２号)。

地域計画は、農地の集積・集約化など、地域の農地の効率的かつ総合的な利用方針について記載し、地域農業の在り方を定めるものでありますが、営農型太陽光発電の取組は、営農と発電を両立するという特殊な取組であるところ、地域の協議によって作成されている地域計画区域内において行うためには、特別に関係者間で協議を行って進めることが適当と考えられることから、協議の場で合意を得て取り組むこととしたものです（この具体的な考え方については、「農地法の運用について」第２の１の(2)のウに記載されております。)。

なお、この場合の協議の場は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認することが目的であるため、地域計画に位置付けることまでを求めるものではありません（地域の実情に応じて、地域計画に係る目標の達成に必要な措置として、任意記載事項に位置付けることは可能です。)。

問 64　地域計画が未策定の場合は協議の場で合意を得る必要はないということでよいか。

地域計画が未策定の場合であっても、地域計画を策定するための協議の場の開催が決まっている場合（具体的には農業経営基盤強化促進法施行規則第 16 条第２項の公表がなされたとき）において、当該地域計画を予定している区域内で営農型太陽光発電の実施について相談がなされている場合は、当該営農型太陽光発電についても協議し、合意を得ることが適当です。

なお、地域計画が未策定であり、かつ、協議の場の開催が予定されていない場合は、地域計画に関わる取組において、合意を得る必要はありません。

問 65　地域計画が作成される前から設置されている営農型太陽光発電設備の取扱いはどのようになるのか。

地域計画が策定される前から設置されている営農型太陽光発電設備に係る農地について、地域計画の区域内に含めることを検討することとされた場合には、一時転用許可の期間満了における再許可時に、協議の場において、当該設備の設置の継続について協議することとなります。

なお、市町村の判断により、再許可時を待たずに協議の場で協議を行うことも可能です。

問 66　営農型太陽光発電の実施に係る要望があった都度、協議の場を開催しなければならないのか。

営農型太陽光発電に係る協議の場は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認する目的で開催するものであることから、地域計画の区域内において営農型太陽光発電の相談があった場合は、適宜、協議の場を開催していただくこととなります。

なお、この場合の協議の場については、地域の実情に応じて、市町村、農業委員会、土地改良区、営農型太陽光発電設備の設置者及び営農者、設備設置予定地周辺の農地の地権者等に限定して開催することとしても差し支えないと考えます。

また、協議の場を定期的に開催することとしている場合はそれに沿って、また、営農型太陽光発電のほか複数の協議事案が積み上がった段階で開催することも考えられますが、このような場合は、事前に営農型太陽光発電の設置者等と事業実施に向けたスケジュールについて十分に調整しておく必要があります。このため、設置者等においても、十分な時間的余裕を持って、事前に農業委員会に相談していただくことが適当です。

なお、協議の場は対面のほか、状況に応じてオンラインや書面等により開催することも可能です。

問 67　農業委員会は、営農型太陽光発電設備の設置者から相談があった場合、どのように対応すればよいか。

農業委員会は、営農型太陽光発電設備の設置者から相談があった場合、許可基準への適合性について確認を行い、特に農地法第４条第６項第４号及び第５号（農地法第５条第２項第４号及び第５号）の適合性については、協議の場で情報提供することを念頭に要点等を整理いただくことが適当です。

また、農地転用許可基準の適合性の確認と併せて、営農型太陽光発電設備の設置に係る相談があった旨を市町村の地域計画担当部局に連絡し、協議の場の開催スケジュールについて相談を行ってください。

当該事案の農地転用許可基準の適合性の確認や協議の場の開催準備等が整った段階で、協議の場を開催し、当該営農型太陽光発電の実施について協議を行います。

問 68　協議の場を進めるに当たりどのようなことに留意したらよいか。また、協議の場の取りまとめにはどのように記載したらよいか。

営農型太陽光発電の実施に係る協議の場の流れについては、ガイドライン２の（２）のクのａからｃに記載のとおりですが、具体的な進め方や意見の集約方法については、協議の場を主催する市町村と地域の関係者において、地域の実情を踏まえて取り扱うことにご留意いただきたい。

あわせて、営農型太陽光発電の実施に係る協議の場は、農地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないかを確認することが主な目的であることから、農業委員会及び市町村の地域計画担当部局は、これらの目的に沿って協議が進められるよう留意する必要があります（例えば景観や地域住民の感情への配慮といった観点からの議論は趣旨にそぐわないものと考えられます）。

また、協議の場の取りまとめ（基盤法基本要綱参考様式５－１号）への記載内容については、「２農業上の利用が行われる農用地等の区域」の「（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方」の欄に、営農型太陽光発電事業の実施に問題がない旨を記載していただき、合意を得た土地の地番を記載してください。

加えて、添付する地図に該当箇所を表記してください。

（記載例）

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場（○年○月○日開催）において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

・○○市××町△△番地　○○㎡　地図 No１
・○○市◆◆町□□番地　○○㎡　地図 No２

問 69　地域計画が策定された区域内の農地において営農型発電設備を設置するための許可申請があった場合に、協議の場で協議を行わなかったときは、一時転用許可は認められないのか。（ガイドライン２の（2）のク関係）

営農型太陽光発電の実施に当たり協議の場で協議を行わなかった場合は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認していないこととなるため、一般基準を満たさないこととなる可能性があります。

問 70　「営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること」とは、具体的にはどのように判断するのか。（ガイドライン２の（2）のケ関係）

営農型発電設備の下部の農地での営農が中止された場合や、発電事業が廃止された場合には、営農型発電設備の撤去を行う必要があります。このため、一時転用許可申請書の「資金調達についての計画」において、営農型発電設備の撤去に要する費用が見込まれており、その費用の全額を申請者が有していることを確認してください。

問 71　再エネ特措法に基づき撤去費用として積み立てた金額とはどのようなものか

再エネ特措法に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）を活用するものである場合は、再エネ特措法の中で、交付期間終了前の 10 年間、撤去費用分が源泉徴収され外部機関（電力広域的運営推進機関）へ積み立てる仕組みが設けられております。

これにより積み立てられた金額は、事業者が任意に取り崩すことができないため、撤去費用の資力の一部として考慮することとしたものです。

なお、積み立てた金額の証明に際しては、広域機関のシステムから事業者の操作により「残高確認書」を取得することが可能ですので、残高確認書の提出を求めることとしてください。

問 72　申請者が法第 51 条の規定による原状回復等の措置を現に命じられていないことについて、どのように判断すればよいのか。

ガイドライン別紙様式例第 13 号（違反状況一覧表）により、自治体における原状回復等の措置の状況報告を求めた上で、共有することとしておりますので、当該一覧表を参考に判断してください。

問 73　営農型発電設備の下部の農地で営農がなされていない場合、同じ事業者から別の場所で営農型発電設備の設置のための一時転用許可申請があったときに許可は可能なのか。

営農型発電設備の下部の農地で営農が行われておらず、農地転用許可権者が改善指導等を行ってもなお営農の適切な継続が行われない場合には、一時転用許可に付した条件に違反しており、「遅滞なく申請に係る農地　を申請に係る用途に供する見込みがない」ことに該当することから、その事業者が別の場所で営農型発電設備を設置するための一時転用許可申請が行われたとしても、営農の適切な継続が確保されると見込むことができないので、許可することはできません。

当然のことですが、農地転用許可権者が指導等を行っても営農の適切な継続が確保されない場合には、農地法第 51 条に基づき許可条件に付した条件に違反したとして、許可の取消しとともに、期限を定めて営農型発電設備の撤去命令を行ってください。

この場合、地方経済産業局（12 ページの経済産業局の連絡先等を参照）に許可を取り消した旨を報告（報告様式例は別紙様式例第 12 号参照。再エネ特措法認定システムから直接入力することも可能。）してください。なお、併せて地方農政局等にもその写しを添えて報告してください。

問 74　同一の発電事業者が複数箇所（例えば、Ａ地区、Ｂ地区）で営農型発電設備を設置している場合、例えば、Ａ地区で農地転用許可権者が改善指導等を行っても指導に従わず適切な営農が継続されていないと判断し、許可の取り消しを行うときに、Ｂ地区に係る許可も取り消すべきなのか。

設問の例の場合、Ｂ地区まで許可を取り消す必要はありません。

問 75　通常の一時転用の場合、他の土地での代替可能性を検討しなければならないが、営農型発電設備の場合も代替性の検討が必要となるのか。

通常の一時転用許可と同様に代替性の検討が必要となります。一時転用許可申請書等において、土地の選定理由（例えば、送配電用の電気工作物との距離）や農用地区域や第１種農地に設置しようとする場合は、第３種農地・第２種農地に設置可能な農地がないか等が検討されていることを確認した上で、判断してください。

問 76　ＦＩＴ法とはどのように連携していけばよいのか。

ＦＩＴ法では、事業計画認定を行うに当たり、事業の適切性や実施可能性を審査することとなっており、農地法など関係法令の遵守も求められているところです。農地転用許可の審査においても、ＦＩＴ法との整合を図りつつ行うことが望ましいことから、FIT 認定を前提とした取組である場合は、ＦＩＴ申請の事実を証明する書類により、転用行為の確実性を確認することが望ましいと考えます。なお、農地転用許可権者等は、申請時点においては当該書類が添付されていない場合があることから、転用許可を行う前までに申請者に補正を命じ、提出させるなど柔軟な対応が必要となります。

問 77　なぜ原状回復等の措置を現に命じられていないことが許可の要件になっているのか。（ガイドライン２の（２）のサ関係）

営農型発電設備の設置者が農地法第 51 条の違反転用者に該当し、農地転用許可権者から原状回復等の措置を現に命じられている場合には、営農の適切な継続が行われないほか、発電事業廃止後に設備を撤去し、農地に復元しないおそれがあるなど、農地の適切な管理・利用に問題があるためです。

２　一時転用許可条件

問 78　一時転用許可に当たって、どのような条件を付したらよいのか。（ガイドライン２の(3)関係）

営農型発電設備の設置のための一時転用許可に当たっては、処理基準及び処理要領の定めによるほか、次に掲げる内容等を許可条件として付すこととなっています。

① 営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。

② 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。

③ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。

④ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合、営農型発電設備による発電事業を廃止する場合又は第三者に承継する場合には、遅滞なく、報告すること。

⑤ 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

３　空中部分を利用するための権利設定の取扱い

問 79　営農型発電設備の設置者が下部の農地の空中に区分地上権等の権利を設定しようとする場合の農地法第３条第１項の許可の判断基準は何か。（ガイドライン６の（4）関係）

営農型発電設備の下部の農地の空中に区分地上権等の権利を設定しようとするための農地法第３条第１項の許可については、農地法第３条第２項ただし書の規定により、同項各号の要件は満たす必要はありませんが、処理基準において、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。このうち、営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、一時転用許可の判断の際に確認することとなっていますので、実質的には賃借人等権利者の同意の有無のみを確認すれば足ります。

問 80　営農型発電設備の下部の農地の空中に設定する区分地上権等の設定期間は、一時転用許可の期間と合わせるべきか。（ガイドライン６の（4）関係）

営農型発電設備の下部の農地の空中に設定する区分地上権等の期間は、支柱部分に対する一時転用許可の期間と同じ期間です。

なお、区分地上権等の設定に係る農地法第３条第１項の許可は、支柱部分に対する一時転用許可と同時に行う必要があります。

４　報告

問 81　指定市町村の長は、一時転用許可を受けた者から「下部の農地における農作物の生産に係る状況」の報告があった場合、地方農政局等に報告することとなっているが、直接送付すればよいのか。（ガイドライン３の(2)関係）

指定市町村の長又は地方自治法に基づき都道府県知事から移譲された市町村の長は、都道府県知事を経由して、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」といいます。）に送付願います。

問 82　都道府県知事は、農地転用許可権者から「下部の農地における農作物の生産に係る状況」の報告があった場合には、いつまでに地方農政局等に報告しなければならないのか。（ガイドライン３の(2)関係）

都道府県知事は、指定市町村の長から送付があった報告書と併せて、報告に係る年の翌年４月末までに地方農政局長等に送付願います。

問 83　作物の収穫時期や収支の決算期は、事業者によって様々であることから「栽培実績及び収支の状況」の報告期限を一律に翌年２月末日までとするのは無理があるのではないか。（ガイドライン３の(1)関係）

作物の収穫時期や収支の決算期は事業者毎に異なりますので、個別事情に合わせて栽培実績書や収支報告書の提出時期を変えると、報告状況等の進捗管理や指導等の対応が複雑になるものと考えます。

このため、報告書の提出時期は作物に拘わらず、一定の時期が適当と考えております。

なお、栽培実績書や収支報告書については、それぞれ直近の収穫期、決算期の実績を報告いただくこととしてください。

問 84　収支報告書の内容が適切であることを確認するため、実績の根拠となる資料（伝票等）を添付するよう義務付けるべきではないか。

栽培実績書(別紙様式例第 10 号）において、備考欄への販売量や売上高の記載や、出荷量を証する書面の写しの添付を求めており、これらにより収支報告書の記載内容を確認することが可能と考えておりますが、必要に応じて根拠資料を求めることは可能と考えます。

問 85　営農型発電設備を設置した土地が元々遊休農地であって、発電設備の下部の農地の全部又は一部が農地法第 32 条第１項各号のいずれかに掲げる農地に該当した場合、農業委員会等はどのような対応が必要となるか。（ガイドライン４の(2)関係）

農業委員会は、毎年一回の営農状況の報告及び毎年行われている利用状況調査等により、下部の農地の利用状況を確認することとなります。

この際、下部の農地の全部又は一部が農地法第 32 条第１項各号のいずれかに掲げる農地に該当する場合には、農業委員会は農地転用許可権者に報告することが必要です。

なお、当該農地については、営農型発電設備に係る措置とは別に、農地法に基づく遊休農地の措置の対象となります。

問 86　これまで、特段の支障なく営農が行われていた農地に営農型発電設備を設置したところ、下部の農地で生産された農作物の単収が地域の同じ作物の単収と比較して２割以上減少した場合に、農業委員会等はどのように改善指導を行えばよいのか。（ガイドライン４の(2)関係）

これまで特段の支障なく営農が行われていた農地であっても、太陽光発電設備を設置することにより、予期しない単収の減少がみられるケースがあります。

これまでの事例では、

① パネルの設置により、陰生植物でありながら日陰の影響で品質の劣化等がみられたものの、パネルの枚数を減らすことや、高さや植付け位置を見直すこと等により改善したもの

② パネルに当たった雨水が下部の農地の一部に集まることで排水不良が生じ、湿害が発生したことにより単収が減少したものの、農作物を適切な位置に植え替えることで改善したもの

等がありますので、参考としてください。

５　進捗状況の把握と指導

問 87　下部農地の営農に支障が生じているかの判断はどのようにすればよいか。

栽培実績書（別紙様式例第 10 号）３の記載により確認することとなります。

当該年度に収穫があったものについては、当該年度の市町村の単収と比較して８割を超えているか（又は栽培理由書等に記載された単収が確保されているか)、生産された農作物に著しい品質の低下が生じていないかによって判断してください。

収穫がなかったものについては、営農計画書に記載した「生育の指標」に沿った生育状態であるか否かにより判断して下さい。

なお、台風等の自然災害や営農者の病気等やむを得ない事情がある場合については、指導の対象から除外しても差支えありませんが、天候不順による収量低下（排水不良による根腐れ、干ばつ、病害等）を理由にしたものについては、営農者の管理不足による場合も考えられますので、具体の管理状況の説明等を求め、判断することとしてください。

問 88　下部農地の営農に支障が生じている場合、農業委員会はどのように是正指導をすればよいか。

栽培実績書において、知見を有する者の所見を記載していただくこととしており、農業委員会はこの記載に基づいて指導することが考えられます。

また、現地調査において、営農型太陽光発電設備の設置者、営農者、知見を有する者にも立ち会いを要請し、収量の低下等下部農地の営農に支障を生じることについての原因の確認や収量改善のための対応方針等について意見交換を行い、是正方針を定めた上で、改善措置が行われるよう事業者を指導することが適当と考えます。

その際、これらの指導に従わず、収量が改善しない状況が継続する場合は、適切な営農の継続に支障があるとして、書面による勧告さらには法第 51 条の許可条件違反として、設備の撤去等を命ずることとなる旨を伝えておくことが適当と考えます。

問 89　収支報告書が収支の見込みと乖離している場合、下部農地の営農に支障が生じているものとして指導の対象となるのか。

収支報告書は、適切な営農の継続が確実であることを確認するために求める参考情報であり、収支が悪化したことをもって、直ちに違反となるものではありません。

他方、許可申請時に収支の見込みを提出いただき、毎年収支報告を提出いただくことで、適切な営農の継続が担保され、単収８割の確保がより確実になるものと考えております。

問 90　農地転用許可権者の指導に従い改善措置は講じているものの、収量が改善せず下部農地での支障が長年継続している場合、どのような対応を行えばよいか。

最終的には、下部農地の栽培作物を、市町村の営農型太陽光発電の条件下で栽培されている作物に変更する等が考えられますが、それでもなお収量が確保できず、今後も確保できないと見込まれる場合は、「下部の農地における営農の適切な継続が確保されない」ものとして、書面による勧告や農地法 51 条の許可条件違反（ガイドライン２（2）ア）として、設備の撤去等の命令を行うことになります。

問 91　栽培実績書や収支報告書の提出が行われないことを理由に、一時転用許可を取り消すことは可能か。

栽培実績書又は収支報告書が提出されない場合は、許可条件違反として、転用許可を取り消すことは可能です。

問 92　パネル設置工事期間中等により、下部農地で栽培が行われなかった場合であっても、栽培実績書及び収支報告書は提出してもらう必要があるのか。

栽培実績書及び収支報告書については、例えば、パネル設置工事等の理由のため、２月の報告書提出時に作物が栽培されていない場合であっても、許可条件に栽培実績の提出を付していることから、提出していただく必要があります。

この場合、栽培実績書（別紙様式例第 10 号）３の(2)のイに、農作物の収穫が行われていない理由を記載することとなります。

問 93　是正の勧告や原状回復命令を行った場合、地方農政局や地方経済産業局に報告することとしている理由は何か。

【地方農政局への報告について】

地方農政局への原状回復命令等の実績を報告した場合、農村振興局でその情報をとりまとめ、その情報が地方公共団体に共有されることとなります。

地方公共団体においては、共有された違反情報により、農地法施行規則第 47 条第 6 号チ（第 57 条第 6 号チ）の要件を確認していただくことになります。

【地方経済産業局への報告について】

再エネ特措法による FIT 認定の対象施設は、他法令の遵守規定が設けられており、農地法に違反した場合、同時に再エネ特措法の違反として、FIT 認定が打ち切られる措置が設けられております。

このため、下部農地での営農が適切に行われずに、是正の勧告や原状回復命令を行った場合は、地方経済産業局に報告し、連携して事業者の指導に当たることが効果的と考えております。

６　その他

問 94　所有者不明農地は、農地法や基盤強化法を活用することにより、農業上の利用を行うことができるが、所有者不明農地に営農型発電設備を設置することは可能なのか。

所有者不明農地については、農地法や基盤強化法を活用することで所有者全員の同意がなくても当該農地の農業上の利用を行うことができますが、農地の転用は土地の用途を変更する処分行為に当たると解されることから、営農型発電設備を設置する場合は所有者全員の同意が必要となります。

問 95　令和２年４月の改正ＦＩＴ法施行規則の施行により、低圧の太陽光発電設備について地域活用要件が設定されることになったが、営農型発電設備でＦＩＴ認定を受けるに当たって何か留意すべき点はあるか。

令和２年４月の改正ＦＩＴ法施行規則の施行により、令和２年度以降の 10kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備に係るＦＩＴ認定については、地域活用要件（①発電電力量の 30%以上を、地域で自家消費する又は電気事業法に基づく特定供給を行うこと、②災害時の非常電源として活用できること）を満たすことが必要となりました。

一方で、営農型発電設備でＦＩＴ認定を受けるに当たっては、担い手が営農する場合等であって、一時転用許可の期間が３年を超えるものについては、①を満たさない場合であっても、

②を満たすことで、地域活用要件を充足するものとして取り扱うことが可能です。(問 14 参照)

なお、この取扱いの適用を受けようとする場合は、FIT 認定の申請において、農業委員会に提出した農地転用許可申請書の写しを添付することとなっています。

問 96　担い手が営農する場合等、一時転用期間を 10 年とすることができる場合であっても、初回の一時転用許可の期間について、10 年より短い期間、例えば一律３年以内とする運用を行っても問題ないか。

一時転用期間を 10 年とすることが可能な要件を満たす場合（問 14 参照）であっても、営農実績を持たない作物を作付けする場合等に適切な営農継続を確保するための手法として、一時転用期間を 10 年より短い期間として許可することも可能です。

ただし、問 93 のとおり、地域活用要件①を充足するものとして取扱うＦＩＴ認定については、一時転用期間が「３年を超えるもの」に限定されたことから、許可期間は一律に３年以内とならないよう、個別に判断することが望ましいと考えます。

問 97　転用事業者や金融機関等から、融資の円滑化の観点から一時転用期間満了後の再許可に関する相談があった場合、どのように対応すればよいか。

一時転用期間中の下部の農地の営農状況に問題がない場合には、再度の一時転用の許可を行うことが可能です。

また、従前の転用期間において、下部の農地での営農に支障が生じた場合であっても、その理由が自然災害による被災や耕作者の病気等の社会通念上やむを得ないものであった場合については、それらの事情を踏まえた上で再許可の可否を判断することとしています。

このため、転用事業者や金融機関等から、融資の円滑化の観点から一時転用期間満了後の再許可について問合せがあった場合には、上記の点を踏まえた上で対応することが適当です。

営農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン

2025 年版

この成果物は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）の委託業務（JPNP20015）「太陽光発電主力電源化推進技術開発／太陽光発電の長期安定電源化技術開発」の結果として得られたものです。

2025 年 4 月 11 日

更新・修正履歴

・2021/11/12 公開：2021 年版

・2023/04/28 内容更新：2023 年版

頁	該当箇所	修正概要	備考
39	3 行目	文言修正	2024/12/24 修正
39	式(7.5)	式の修正，変数説明の修正，式番号の修正	2024/12/24 修正
39	式(7.6)	式の修正，変数説明の修正，式番号の修正	2024/12/24 修正
40	図 7-4	風力の矢印の向きを修正 対象部材の例を追加	2024/12/24 修正
40	表 7-2	表の数値を修正（ガスト影響係数で除した等価風力係数に修正）	2024/12/24 修正
56	8 行目	文章を修正	2024/12/24 修正

・2025/04/11 内容更新：2025 年版

はじめに

2025 年 2 月に閣議決定された第 7 次エネルギー基本計画において、2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、「再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す。」とされ、具体的には「電力市場への統合に取り組み、系統整備や調整力の確保に伴う社会全体での統合コストの最小化を図るとともに、再生可能エネルギーの長期安定電源化に取り組む。また、導入拡大にあたっては、イノベーションの加速とサプライチェーンの構築を戦略的に進め、国産再生可能エネルギーの普及拡大による技術自給率の向上を図るとともに、使用済太陽光パネルへの対応等を講じていく。」との方針が示されました。さらには、2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵略以降、エネルギー安定供給の確保が世界的に大きな課題となる中、GX（グリーントランスフォーメーション）を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の 3 つを同時に実現するべく、2023 年 2 月に「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定され、再生可能エネルギーについては、改めてその重要性が強調されている状況にあります。

こうした中で、特に、太陽光発電については、2012 年の FIT 制度開始後に急速に拡大した一方で、台風、積雪、豪雨など自然事象による被害が少なからず発生しており、太陽光発電設備の安全性に対する地域の懸念が高まっています。

このような状況の下、これまでに国立研究開発法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）では、太陽光発電システムの自然災害や経年劣化に対して安全性と経済性を確保するため「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2017 年版」を作成、その後架台や基礎の強度や腐食の進行に関する実証実験を行い、その結果を基に、より合理的かつ安全性の高い設計方法を盛り込んだ「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2019 年版」（https://www.nedo.go.jp/content/100895022.pdf）を公開してきました。

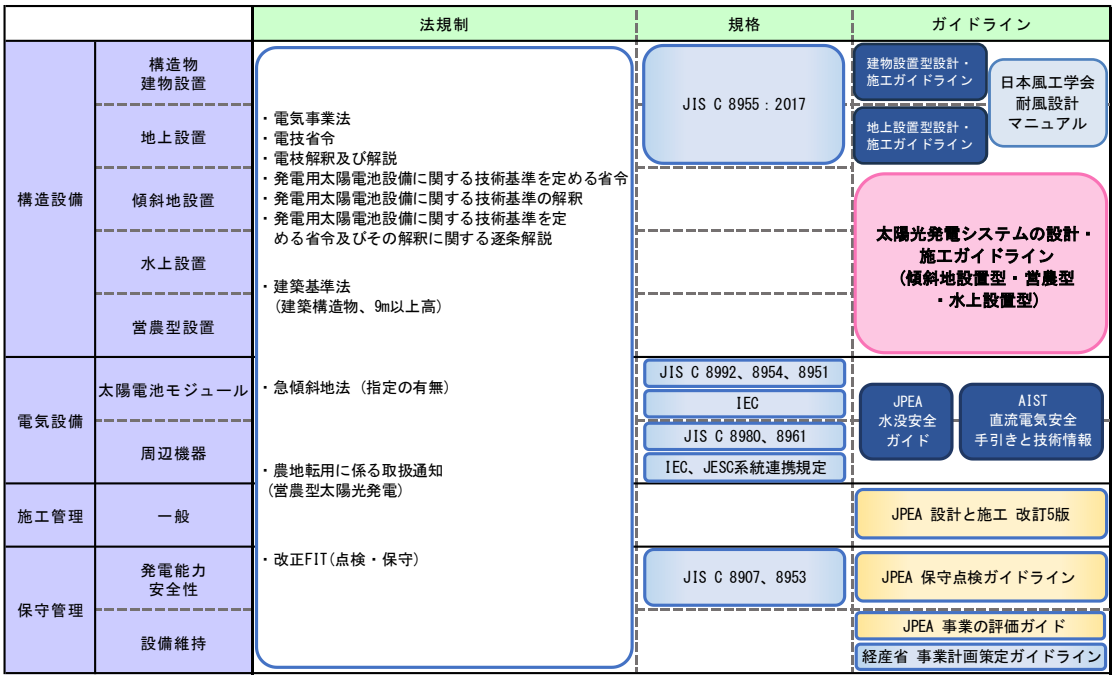
他方、近年では太陽光発電の建設に適した場所の減少に伴い、傾斜地や農地、さらには水上へと太陽光発電の設置環境が拡大しています。これらの特殊な設置環境での太陽光発電は、一般的な地上設置型の太陽光発電より設計や施工上の難易度が高く、地方自治体の条例において太陽光発電への要求事項として安全対策が求められつつありますが、それらを満足させる方法については具体的に示されていません。その背景には、これらの設備の設計・施工に関する知見が極めて少なく、また、その知見が集約されてこなかったことにあります。

このため、ＮＥＤＯの委託事業「太陽光発電主力電源化推進技術開発／太陽光発電の長期安定電源化技術開発／安全性・信頼性確保技術開発（特殊な設置形態の太陽光発電設備に関する安全性確保のためのガイドライン策定）」の一環としてこれまでに得られた知見をまとめ、「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2019 年版」に上記の特殊な設置環境の構造設計、電気設計・施工の項目を加えた設計・施工ガイドラインを 2021 年 11 月に

公開しました（https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP2_100060.html#sp）。その後、各種設置形態への適用性をより向上させるため、各種実証実験結果などを反映し、ガイドラインを改定しました。本ガイドラインが今後、上記の環境における太陽光発電設備の設置の参考になれば幸いです

最後になりましたが、本ガイドラインの作成にあたり、「太陽光発電の安全性・信頼性確保技術推進委員会」の皆様をはじめ、経済産業省、ＮＥＤＯ事業に参加頂いている企業や研究機関など、多くの方々のご協力を賜りました。この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

本ガイドラインの位置付け



本書作成関係委員会

－五十音順・敬称略－

特殊な設置形態の太陽光発電設備に関する安全性確保のためのガイドライン策定委員会

委員長	植　松　　康	（秋田工業高等専門学校、2023/4 より東北大学）
副委員長	西　川　省　吾	（日本大学）
委　員	植　田　　譲	（東京理科大学）
	飯　嶋　俊比古	（飯島建築事務所）
	居　駒　知　樹	（日本大学）
	奥　田　泰　雄	（建築研究所、2024/4 より摂南大学）
	重　光　　達	（大成建設）
	篠　原　　正	（腐食防食学会）
	田　村　良　介	（NTT アノードエナジー）
	土　屋　　星	（三井住友建設）
	馬　上　丈　司	（千葉エコ・エネルギー）
	鈎　　裕　之	（東京電気管理技術者協会）
	松　浦　純　生	（京都大学防災研究所）
	宮　本　裕　介	（関電工）
	安　富　　強	（京セラ）※途中交代
	後　藤　耕司	（京セラ）
	山　崎　雅　弘	（関西大学）※途中交代
	金　子　　治	（広島工業大学）
	山　中　秀　文	（大阪ガス）
事務局	井　上　康　美	（太陽光発電協会）
	榎　本　哲　也	（デロイトトーマツコンサルティング、2023/9 まで）
	大　関　　崇	（産業技術総合研究所）
	髙　森　浩　治	（構造耐力評価機構）
	渡　辺　健　二	（八千代エンジニヤリング）
	中　村　　大	（北見工業大学）
	大　野　慶　詞	（キョーラク株式会社、2024/3 まで）
（再委託先）	安　達　　聖	（防災科学研究所）
	古　川　　幸	（大阪公立大学）
	千　葉　隆　弘	（北海道科学大学）

オブザーバー

国立研究開発法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構
　新エネルギー部　太陽光発電グループ
経済産業省　資源エネルギー庁　省エネルギー・新エネルギー部
　新エネルギー課

経済産業省　商務情報政策局　産業保安グループ　電力安全課
環境省　大臣官房　環境影響評価課
農林水産省　林野庁　森林整備部　治山課
独立行政法人 製品評価技術基盤機構
一般社団法人 再生可能エネルギー長期安定電源推進協会
一般社団法人 太陽光発電協会（太陽光発電事業者連絡会、
　公共産業部会、O＆Mスマート保安タスクフォース）
一般社団法人 電気設備学会
一般社団法人 日本太陽光発電検査技術協会
一般社団法人 日本電気協会
一般社団法人 日本電機工業会
株式会社資源総合システム

風荷重WG（◎主査、○幹事）

◎　植松　康（秋田工業高等専門学校、2023/4より東北大学）　○　髙森　浩治（構造耐力評価機構）

相原　知子（大成建設）	井上　康美（太陽光発電協会）
大関　崇（産業技術総合研究所）	大竹　和夫（竹中工務店）
ガヴァンスキ江梨（構造耐力評価機構）	菊池　浩利（清水建設）
木村　吉郎（東京理科大学）	作田美知子（三井住友建設）
染川　大輔（大林組）	谷口　徹郎（大阪公立大学）
田村　良介（NTT アノードエナジー）	中川　尚大（前田建設工業）
松本　知大（建材試験センター）	丸山　敬（京都大学）
山本　学（鹿島建設）	吉田　昭仁（東京工芸大学）

オブザーバー

小西　康郁（東北大学流体科学研究所）	奥地　誠（構造耐力評価機構）

目 次

はじめに ..... **i**

本書作成関係委員会 ..... **iii**

1. 総　則 **4**

1.1 本ガイドラインの利用上の注意 4

1.2 適用範囲 4

1.3 引用規格、参考資料 5

1.4 用語・記号の定義 5

1.5 構造設計方針 9

1.6 電気設計方針 10

1.7 施工管理方針 11

1.8 営農型太陽光発電を開始するにあたっての手続き 12

2. 被害事例 **15**

2.1 強風被害 15

3. 構造設計・施工計画 **16**

3.1 設計フロー（構造） 16

3.2 施工フロー（構造） 17

4. 電気設計・施工計画 **18**

4.1 設計フロー（電気） 18

4.2 施工フロー（電気） 18

4.3 資料調査 19

5. 事前調査 **20**

5.1 現地調査（目視調査） 20

5.2 地盤調査 22

5.2.1 原位置試験 22

5.2.1 スクリューウェイト貫入試験（ＳＷＳ試験） 24

5.2.2 標準貫入試験 24

5.2.3 ラムサウンディング試験 25

5.2.4 簡易動的コーン貫入試験 25

5.2.5 土検棒貫入試験 26

5.2.6 平板載荷試験 26

5.2.7 凍上対策の検討 26
5.3 農地の利用状況と農作物の調査 31
6. 太陽電池アレイの配置計画 34
6.1 全体配置計画 34
6.2 アレイ面の傾斜角と離隔距離（遮光率と農作物の関係） 35
7. 設計荷重 37
7.1 想定荷重と荷重の組合せ 37
7.2 固定荷重 37
7.3 風圧荷重 38
7.4 積雪荷重 43
7.5 地震荷重 44
8. 使用材料 45
8.1 鋼材 45
8.2 アルミニウム合金材 45
8.3 コンクリート 45
8.4 その他材料 46
9. 架台設計 47
9.1 架台設計の注意点（農作業空間の確保、農業機械衝突への配慮） 47
9.2 架構形式と構造解析モデル 47
9.3 構造計算 48
10. 基礎の設計 50
10.1 農地における基礎設計の注意点 50
10.2 基礎形式 50
10.3 杭基礎の設計 50
10.4 直接基礎の設計 53
11. 腐食防食 55
11.1 営農環境における腐食の注意点（湛水、散水、薬品などの影響） 55
11.2 架台の腐食と防食 55
11.3 基礎（杭基礎）の腐食と防食 55
12. 電気設備の設計：営農型における電気設計の注意点 57

12.1 感電防止対策に関する注意点 57
12.2 電気機器の紫外線・雨水対策に関する注意点 59
12.3 農作業による配線切断対策に関する注意点 59
12.4 営農環境における電気機器の腐食の注意点 60
12.5 保守点検を考慮した電気設備計画 60
13. 施工 62
13.1 一般共通項目 62
13.2 基礎架台工事 64
14. 維持管理計画 65
14.1 一般共通事項 65
14.2 農作物（収穫量） 65
14.3 電気設備 66
14.4 緊急時の対応（設計時における配慮事項） 66

1. 総　則

1.1 本ガイドラインの利用上の注意

本ガイドラインは、太陽光発電システムの構造及び電気に関する設計・施工の要求事項について、建築、土木、電気などの各分野における既往の基規準、指針などの文献をもとに取りまとめたものである。そのため、本ガイドラインでは多くの文献を引用しているが、全てについて詳述できないことから、その趣意、要点、概要についての記載にとどめている。これらについての詳細な内容や解説などについては、引用元の文献を参照されたい。また、構造と電気に関するそれぞれの記載内容については、次のような方針で執筆しているので、これらを理解の上、本ガイドラインを利用して頂きたい。

- 構造関連：基本事項の概要と営農型太陽光発電システム特有の内容について記載する。
- 電気関連：基本事項については省略し、営農型太陽光発電システム特有の内容のみを記載する。

1.2 適用範囲

1. 本ガイドラインは、農地に設置される地上設置型太陽光発電システムに適用する。
2. 対象とする基礎は、鉄筋コンクリート造の直接基礎または杭基礎とする。
3. 架台の構造は、鋼構造またはアルミニウム構造とする。
4. 構造設計は、許容応力度設計法に基づいて行う。
5. 太陽電池アレイの最高高さが 9m を超えるシステム、追尾型システム及び畜舎・園芸施設などに設置されるシステムは除外する。

対象とする太陽光発電システムは、30 農振第 78 号農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（以下「農振局長通知」と称する）にもとづき、農地転用許可を受けた農地に設置されるものに限る。なお、最高高さが 9m を超える太陽光発電設備、追尾型システム及び畜舎や園芸施設などに設置される太陽光発電設備は本ガイドラインの適用範囲外とした。

本ガイドラインの適用範囲内である最高高さが 9m 以下の太陽光発電設備においても最高高さがおおむね 4m を超えるような設備については、国内で多く見られる架台や基礎の仕様では構造強度の確保が難しいと推察されるため、本ガイドラインの要求のほかに特別な配慮が必要である。

1.3 引用規格、参考資料

- JIS C 8955:2017 「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」
- JIS C 8960:2012 「太陽光発電用語」
- IEC 62548:2016 Photovoltaic (PV) arrays - Design requirements
- 内線規程、一般社団法人日本電気協会、2022
- 配電規程、一般社団法人日本電気協会、2022
- 高圧受電設備規程、一般社団法人日本電気協会、2020
- 系統連系規程、一般社団法人日本電気協会、2024
- 自家用電気工作物保安管理規程、一般社団法人日本電気協会、2023
- 公共・産業用太陽光発電システム手引書、一般社団法人太陽光発電協会、2013
- 太陽光発電システムの設計と施工 改訂 5 版、一般社団法人太陽光発電協会、2015
- 太陽光発電システム保守点検ガイドライン、一般社団法人日本電機工業会・一般社団法人太陽光発電協会 技術資料、2019
- 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 電気設備の技術基準の解釈
- 電気設備の技術基準の解釈の解説
- 発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令
- 発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈
- 発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説

なお、文章中に引用する文献や規格については、最新のものがある場合は、原則最新の文書を参照すること。

1.4 用語・記号の定義

本ガイドラインで使用する用語を以下に示す。

ＩＥＣ（アイ・イー・シー)	国際電気標準会議（International Electrotechnical Commission）。電気及び電子技術分野の国際規格の作成を行う国際標準化機関で、各国の代表的標準化機関から構成されている。
圧密	荷重の作用により土が長い時間をかけて排水しながら体積を減少させる現象。これによる沈下を特に圧密沈下という。
液状化	砂質土等の地盤で、地震動の作用により粒子間の水圧が急上昇して、液体のようになる現象。
含水比	ある容積の土に含まれる水の質量の、土粒子だけの質量に対する比率を百分率で表した数値。
基礎	直接基礎と杭基礎とを総称したもの。

基礎スラブ	直接基礎の構造部分で、上部構造からの荷重を分散して地盤に伝達するために必要な面積を確保するスラブまたは片持ちスラブ。底盤、フーチング、ベースともいう。
極限（鉛直）支持力	構造物を支持し得る最大の鉛直方向抵抗力。地盤の支持力のみを指す場合は、地盤の極限支持力（度）とも呼ぶ。
局部腐食	材料表面の腐食が均一ではなく、局部的に集中して生じる腐食であり、一部に極端な腐食が生じる現象。
許容（鉛直）支持力	極限（鉛直）支持力を安全率で除した値で、かつ、部材が許容される応力度以内にあるときの鉛直力。地盤の抵抗力のみを指す場合は、地盤の許容応力（度）とも呼ぶ。
切土	自然斜面地盤の土砂・岩石を取り除いて造成された地盤。
均一腐食	材料表面の大部分にほぼ均一に生じる腐食。全面腐食ともいう。
杭基礎	基礎杭に架台を連結して、架台からの荷重を、杭を介して地盤に伝える形式の基礎。一般的な建築工事のように鉄筋コンクリート基礎の補強として杭を使用する場合は、これを補強杭工法として区別する。
杭の水平載荷試験	杭の頭部に水平力を加える静的な載荷試験。
傾斜角（度）	本ガイドラインでは、アレイ面の水平面からの傾斜の度合いを示し、角度（度）で表す。地盤について用いられる場合もある。
系統連系	自家用発電設備を商用電力系統に接続して運転できるようにすること。連系している商用電力系統の電圧階級及び形態によって、低圧連系、高圧連系、特別高圧連系、スポットネットワーク連系などに区分することもある。
原位置試験	原状の地盤において行う土の性質を調べる試験。
洪積層	更新世の時代に堆積した地層。主に台地・段丘を構成している。
勾配	地盤等の水平面からの傾斜の度合い。水平距離と高さの比率で表すことが多い。屋根面の傾斜の度合いを表すこともある。
地盤改良	地盤強度の増大ならびに沈下の抑制等に必要な土の性質の改善を目的とし、土に締固め・脱水・固結・置換等の処理を施すこと。
地盤沈下	地盤が地下水の汲みあげや自重、上載荷重などにより面的な広がりをもって地盤が鉛直方向に沈み込むこと。
除錆処理	腐食減量等を求める際に試験片から腐食生成物を除去する方法。腐食生成物を電解によって除去する場合、材料やめっきによって用いる溶液や浸漬時間等が異なる。
水平地盤反力係数	地盤中の任意の位置における水平応力と変位量の関係から得られる割線勾配。
スラブ	鉛直方向の荷重を支持する床盤・底盤。
正圧	一般に物体表面を押す方向に作用する圧力をいう。本ガイドラインでは、アレイの上面を押す方向の風圧力（風力）をいう。また、正圧が生じる風向を順風と呼ぶ。

接続箱	複数のストリング出力側と負荷側とを、又は複数のアレイ出力側と負荷側とを端子で中継し、必要に応じて逆流防止素子、直流開閉器等を収納した密閉箱（中継端子箱、集電箱）。
大気暴露試験	試験片を一定期間屋外にさらして、自然環境下での腐食、さび、劣化等の状態を調べる試験。屋外暴露試験、耐候性試験ともいう。材料が使用される実環境下で実施するため、現場に即した耐候性評価が可能な唯一の試験方法である。
大気腐食	材料が陸上大気環境中の屋外で使用された場合に発生する腐食。
耐候性	屋外で使用される材料は大気環境中の塩分、光、熱、水分等の影響を受けて腐食する。耐食性のうち、特にこのような大気環境による腐食（大気腐食）に耐える性質。
耐食性	材料が腐食に耐える性質。
沖積層	完新世の時代に堆積した地層。主に低地を構成している。
太陽光発電	太陽光のエネルギーを直接電気エネルギーに変換する発電方式。光起電力効果を利用した太陽電池を用いるのが一般的である。
太陽光発電システム	光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成された装置及びこれらに附属する装置の総体。法令により、太陽光発電設備、太陽電池設備、太陽光発電施設等、様々な呼称が用いられる。
太陽電池パネル	現場取付けができるように複数個の太陽電池モジュールを機械的に結合し、結線した集合体。
太陽電池	太陽光等の光の照射を受けてそのエネルギーを直接電気エネルギーに変える半導体装置。光起電力効果を利用した光電変換素子の一種。太陽電池セル、太陽電池モジュール、太陽電池パネル、太陽電池アレイ等の総称として用いる場合もある。
太陽電池アレイ	太陽電池架台及び／または基礎、その他の工作物をもち、太陽電池モジュールまたは太陽電池パネルを機械的に一体化し、結線した集合体。太陽光発電システムの一部を形成する。
太陽電池架台	太陽電池モジュールまたは太陽電池パネルを取り付けるための支持物。本ガイドラインでは単に「架台」とも呼ぶ。
太陽電池モジュール	太陽電池セルまたは太陽電池サブモジュールを耐環境性のため外囲器に封入し、かつ規定の出力をもたせた最小単位の発電ユニット。
地際部	鋼管杭が地面と接するところ。本ガイドラインでは、地表面から深度 200mm 程度の範囲とした。
直接基礎	基礎スラブからの荷重を直接地盤に伝える形式の基礎。
転倒モーメント	構造物の基部において構造物を転倒させる方向に作用するモーメント。
独立基礎	単一柱からの荷重を独立したフーチングによって支持する基礎。
土質試験	試掘やボーリングによって採取された試料を対象として行う土の物理的性質や力学的性質等の室内試験の総称。

塗装	材料表面に塗料を塗ることで、材料に他の性質を付加する表面処理法。塗装による耐食性は材料表面と腐食因子との接触を防ぐことで得られる。
凍上	地盤が凍結する過程で、地盤中に発生したアイスレンズの成長によって、地盤が膨張すること。
凍結深さ	冷却される地表面から地盤中の 0℃ の等温面（凍結線）までの距離。
凍結指数	0℃ 以下の気温と時間との積を冬の凍結期間にわたって累積したもの。凍結指数を求める方法としては、日平均気温の累積曲線を求め、その極大値と極小値の差として求めるのが最も一般的である。単位は[℃・day]で表される。
軟弱地盤	構造物の支持地盤として充分な支持力をもたない地盤。
根入れ深さ	地表面から基礎スラブ下端までの掘削深さ。
パワーコンディショナ（ＰＣＳ）	主幹制御監視装置、直流コンディショナ、インバータ、直流/直流インタフェース、交流/交流インタフェース、交流系統インタフェース等の一部または全てから構成され、太陽電池アレイ出力を所定の電力に変換する機能を備えた装置。Power Conditioning Sub-system（ＰＣＳ）。
表面処理	材料表面に耐食性や耐摩耗性、意匠性等、他の性質を付加することを目的として、めっきや塗装等を施す加工。
飛来塩分	海浜地帯で潮風によって運ばれてくる塩分。一般に飛来塩分量は離岸距離が大きくなるほど減少するが、地形条件や気象条件の影響を受けるため、注意を要する。また、積雪地域では融雪材が塩分であることもあるので、本ガイドラインでは融雪材の塩分も飛来塩分に含める。
フーチング	建物の基礎にかかる荷重を分散するために基部を幅広くしたもの。
負圧	一般に物体表面を引く方向に作用する圧力をいう。本ガイドラインでは、アレイの上面を引く方向の風圧力（風力）をいう。また、負圧が生じる風向を逆風と呼ぶ。
風圧荷重	風圧力による荷重。厳密には、風圧力とその作用による構造物の応答も含めて評価した荷重。
風圧力	一般に風の中に存在する物体表面に作用する圧力をいう。本ガイドラインでは、風によって物体に作用する力（風力）として用いられ、単位面積当たりの力で表す。
風洞実験	模型あるいは実物の試験体が風から受ける圧力、力、変形、あるいはその周辺の気流性状を調べるために風洞を用いて行なう実験。
腐食	材料がそれを取り囲む環境物質によって、化学的または電気化学的に侵食されるか若しくは物質的に劣化する現象。
腐食形態	腐食要因ごとに共通している特徴的な様子。

腐食減量	腐食試験後の試験片を除錆処理してその重さを量り、試験前の試験片重量と比較して求められる値。腐食量ともいう。腐食により失われた材料の量を意味する。また、腐食減量は電気化学的手法による腐食電流密度の測定により推定されることもある。
腐食生成物	腐食によって生成した物質。通常は固体物質を指し、材料表面に付着するか、または、環境中に分散して存在する。一般的には錆（さび）という。
不同沈下	構造物の不均一な沈下で、沈下形状は一体傾斜と変形傾斜に分類される。傾斜角、変形角、相対沈下量等で評価する。
フランジ	H 形や I 形の断面で張り出している板部分。または管の外周に張り出しているつば状の部分。
不陸	平坦でないこと。本来は水平でないことを意味するが、水平面以外でも平坦でない場合に用いられる場合がある。
変形角	構造物の途中から変化する傾斜角の相互の差。通常、それぞれの傾斜角の差をラジアンで示す。
防食	材料が腐食することの防止。
めっき	材料表面を金属や非金属の薄膜で被覆することにより、材料に他の性質を付加する表面処理法。被覆方法で、湿式めっき、溶融めっき、乾式めっきに分類できるが、本ガイドラインでは溶融めっきのみを扱っているため、溶融めっきを指す。
盛土	自然斜面地盤の上に土を盛り上げて造成された地盤。
擁壁	切土または盛土等の安定を図るために、土圧に抵抗する壁体構造物。
粒度	土に含まれる大小粒子の混合の程度。
連続基礎・布基礎	一連の柱からの荷重を連続した基礎梁（またはフーチング及び基礎梁）によって支持する基礎。

1.5 構造設計方針

1. 架台、基礎及び部材間の接合部は、稀に起こる地震・暴風・大雪に対して許容応力度設計を行うことを基本とする。
2. 架台、基礎及び太陽電池モジュールの配置は、下部の農地における営農に支障をきたさないよう計画する。
3. 架台及び基礎の長期耐久性に関する要求性能は、目標を定めて設計・施工及び保全がなされるよう設計時に配慮する。
4. 架台及び基礎は容易に撤去できる構造とする。
5. 対象とする農地が傾斜地である場合、別途、傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版 [1-1]の支持物に関する要求についても満足させる。また、必要に応じて排水計画についても検討する。

6. 関係法令及び各地方自治体による条例、施行規則及びこれらに基づく設置許可申請の手引き等での要求事項については、別途適合させる。
7. 設計図書を作成し、保管する。

架台及び基礎の構造設計については、電気事業法、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（以下、「太技」）などの関連法令を遵守するとともに、発電用太陽電池設備の技術基準の解釈（以下「太技解釈」）、発電用太陽電池設備の技術基準の解釈の解説（以下「太技解釈の解説」）での要求を満足させることとする。また、設計にあたっては、ＪＩＳ、建築基準関連法令、建築・土木の各種学会の基規準・指針等を参照する。

太陽電池モジュールの支持物は、許容応力度設計を基本とするが、農地の一時転用終了後には太陽光発電システムを撤去する必要があるため、容易に撤去できる架台及び基礎とする必要がある。対象農地が傾斜地である場合には、傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン [1-1)]のうち、支持物（架台・基礎）に関する要求についても満足させることとした。また、農地における排水については既存設備として整備されているものと推測されるが、アレイの設置によって雨水等の流出経路や流出量が変化すると予想されるので、必要に応じて排水の追加、変更について検討する。

1.6 電気設計方針

1. 電気事業法関連法令を遵守する。
2. 内線規程、配電規程、系統連系規程、ＪＩＳなどの関連の規格を参照して設計する。
3. 設計図書を作成し保管する。
4. 電気設備の下で作業を行う農業作業者に対して、リスクを十分周知する。

電気設計方針については、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令などの関連法令を遵守するとともに、基本的な設計は、電気設備の技術基準の解釈（以下「電技解釈」）、電気設備の技術基準の解釈の解説（以下「電技解釈解説」）などの関連法令、ならびに内線規程、配電規程、系統連系規程、ＪＩＳ、ＩＥＣなどの国内外の民間規格を参照して設計する（参考になる基準、規格などの一覧は 1.2 にまとめる）。本ガイドラインでは、基本設計はこれらで行われているものとして、営農型に特化した部分に関する設計・施工項目についてのみ記載する。

営農型太陽光発電設備の火災リスクは、地上設置型太陽光発電設備と同様と考えられる。他方、感電リスクについては、電気設備の下に人が存在することから、下記を想定した電気設計方針とした。

- 電気の専門家ではない農業従事者は一定の時間、電気設備の下で作業を行うため感電リスクが存在するが、設計者、施工者、保守点検事業者から説明、教育や講習を受

けるなどにより感電リスクを認識しているものとして、農業従事者は「取扱者」とする。

- 架台、パワーコンディショナなど、手で触れる高さにある機器は、一般公衆が容易に接触する恐れがあるものとする。
- 設置場所は住宅ではないが、感電リスクに関しては住宅用太陽光発電（10kW 未満）と同様な要求仕様と設計の考え方を取り入れ、対地静電容量の大きい太陽電池アレイ（目安として 50kW を超える場合）を利用する場合には、特段の感電防止措置を講じる。

1.7 施工管理方針

1. 労働安全衛生法などの関係法令を遵守する。
2. 予め現地の状況を確認した上で施工計画を立案し、安全性はもとより周辺環境への悪影響が発生しないよう施工する。
3. 対象農地で重機などを使用する場合、その後の営農に悪影響を与えることがないよう作土層の保護措置を講じる。
4. 農閑期を考慮し、施工スケジュールを計画する。
5. 電気工事完了後、使用前の竣工試験により、計画に従って工事が行われたこと及び電気設備技術基準に適合するものであることを確認する。
6. 現地状況を踏まえた実際の施工結果を施工竣工図書としてとりまとめる。図化できない範囲については写真にて記録する。
7. 施工中において、災害の発生防止、環境保全に努める。

太陽光発電設備の設置工事にあたっては、関連する諸法令及び条例を遵守し、工事の円滑な進捗に努めなければならない。関係する諸法令・条例などにより、行政機関などへの手続きが必要な場合は、遺漏・遅延なく手続きを行うものとする。有資格者の配置や使用機械などについての規定がある場合には、これらを遵守する。

公共の建築・土木工事と同様に、安全管理、品質管理、出来形管理、工程管理の視点で管理を行うこととする。農地内での施工にあたり重機などを使用する場合には、農地に悪影響を与えることがないよう、保護措置などを行う。また、営農を優先した施工計画とするため農閑期を考慮した施工スケジュールとすることが望ましい。

供用開始後の維持管理（点検診断、維持補修）においては、対象施設の竣工図書が必要であり、当該施設が撤去されるまで竣工図書は保管する。出来形などの図化が困難な場合には、写真などで記録を残すことが重要である。

電気工事完了後、計画に従って工事が行われたこと及び電気設備技術基準に適合するものであることを確認するために、使用前の竣工試験を行う必要がある。試験項目については、経済産業省の使用前・定期安全管理審査実施要領 [1-2)]や使用前自主検査及び使用前自己確認

の方法の解釈[1-3]、また、民間のガイドラインである太陽光発電システム保守点検ガイドライン[1-4]、自家用電気工作物保安管理規程[1-5]を参考とすることが望ましい。

1.8 営農型太陽光発電を開始するにあたっての手続き

1. 発電及び農業関連の各種手続きを事前に確認し、全体の工程管理を計画する。

営農型太陽光発電システムでは、発電関係だけでなく農業関係の手続きも必要になるため、それぞれの書類作成が必要になるほか、申請及び許可の時期についても配慮し、全体の工程管理が重要となる。図 1-1 は営農型太陽光発電取組支援ガイドブック[1-6]に示された各種手続きのフロー（取組フロー）である。本ガイドラインの範囲外の項目も含まれるが全体工程を管理する上での参考になる。また、同ガイドブックにはチェックリストが示されており、各種手続きを行う上での要点がまとめられている。なお、各種の手続きの詳細については各担当部局に確認されたい。

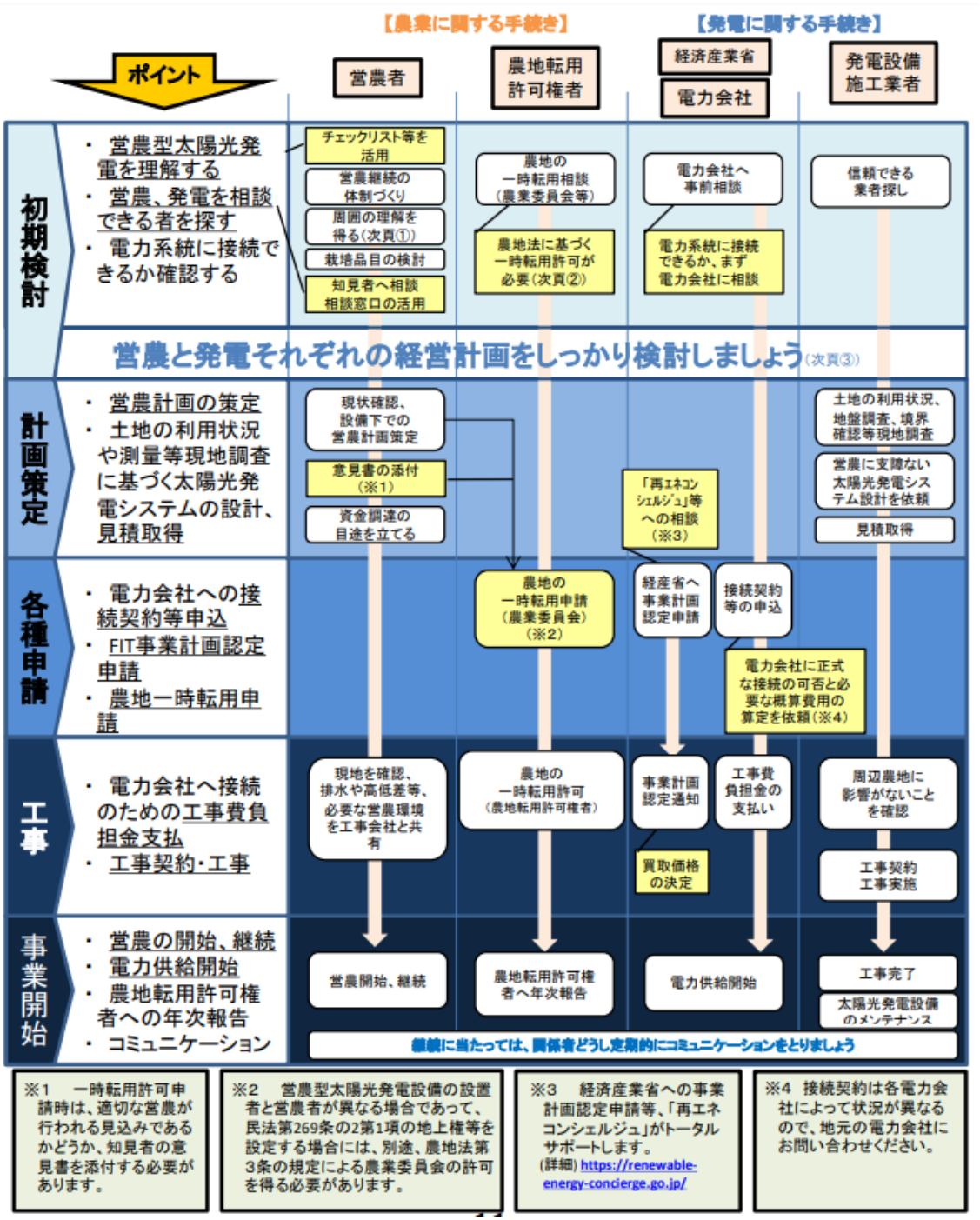


図 1-1　営農型太陽光発電の導入までの流れ（取組フロー）

参考文献

1-1) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構: 傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版、2025

1-2) 経済産業省：使用前・定期安全管理審査実施要領、https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/170331shiyoumae.pdf、2017

1-3) 経済産業省： 使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈、https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/73-4kaisyaku.pdf 、2021
1-4) 一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人太陽光発電協会： 太陽光発電システム保守点検ガイドライン、2019
1-5) 一般社団法人日本電気協会：自家用電気工作物保安管理規程 JEAC8021-2018、2018
1-6) 農林水産省：営農型太陽光発電取組支援ガイドブック（2022 年度版）、2022

2. 被害事例

2.1 強風被害

1. 水田に設置した太陽光発電システムの架台が強風によって倒壊した。
2. 単管架台にて、強風により太陽電池モジュールが脱落した。
3. 架台や部材の構造に合わせて風荷重に耐えられるよう適切に設計・施工することが必要である。

被害事例（1）

台風時に強風に煽られて架台全体が激しく揺れ、杭と架台を接続する接合部（L 字金具）が風荷重に耐えられず破断し、架台全体が倒壊した。対策として、L 字金具の締結ボルトを 2 本に増やし、架台材の厚みを増した。また、杭の打ち込み深さを増し、杭の倒れに対する対策を施した。さらに、支柱間隔を狭めて支柱の本数を増やし、水平方向に筋交いを入れて補強するなどの対策を実施した。



写真 2-1　営農型太陽光発電設備の強風被害事例（1）提供：事業者

被害事例（2）

台風時に強風により、梁用の棒材（単管）が支柱から外れ、梁が下側に傾いた。また、短冊形モジュールが飛散した。



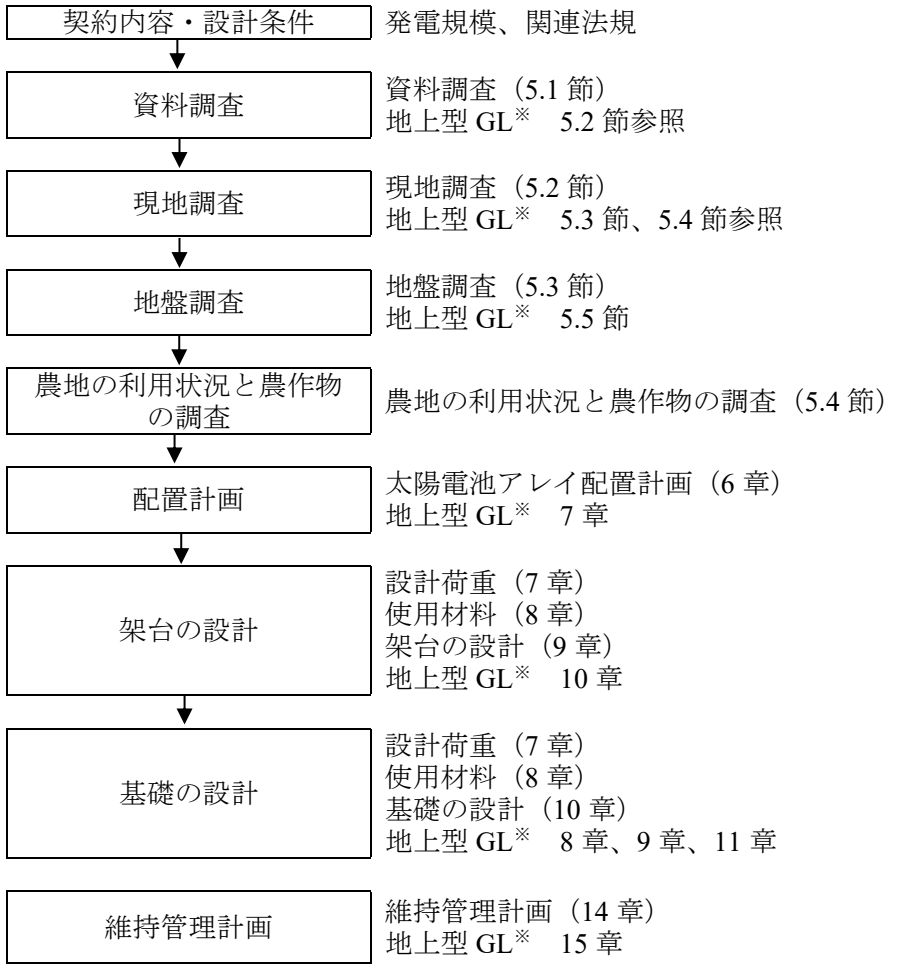
写真 2-2　営農型太陽光発電設備の強風被害事例（2）

写真提供：メガソーラービジネス（日経 BP）（2019 年 11 月 21 日掲載）

3. 構造設計・施工計画

3.1 設計フロー（構造）

1. 構造設計の計画は図 3-1 のフローを参考に進める。
2. 過去の被災事例を参考に、地域特性・環境特性を考慮して計画を進める。
3. 供用期間にわたって要求性能を満足するよう、設計段階において維持管理計画を作成する。

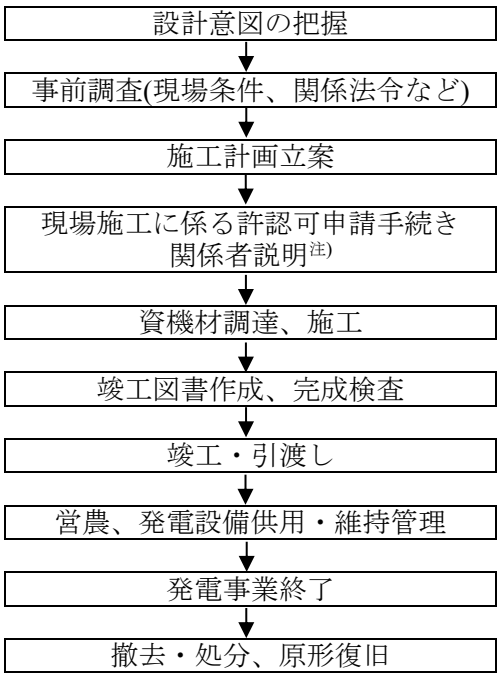


※地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版 [3-1)]

図 3-1 構造設計フロー

3.2 施工フロー（構造）

1. 施工は図 3-2 に示すフローを参考に進める。
2. 施工に先立ち、設計意図を把握するとともに、現場条件を考慮した施工計画を立案する。
3. 法令などを確認し、関係官公庁などへの許認可申請手続きを行う。
4. 供用後の撤去計画を立案する。



注）：ここでの関係者説明は、現場施工に係る着手前説明を示す。太陽光発電事業に係る関係者説明は、計画段階において実施する。

図 3-2　施工（構造）フロー

参考文献

3-1) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構: 地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版、2025

4. 電気設計・施工計画

4.1 設計フロー（電気）

1. 企画、立案として、導入目的、設備規模、関連法令を調査する。 2. 設計として、基本設計、詳細設計、法令諸手続きを実施する。

図 4-1 に示す設計フローを参照することが望ましい。

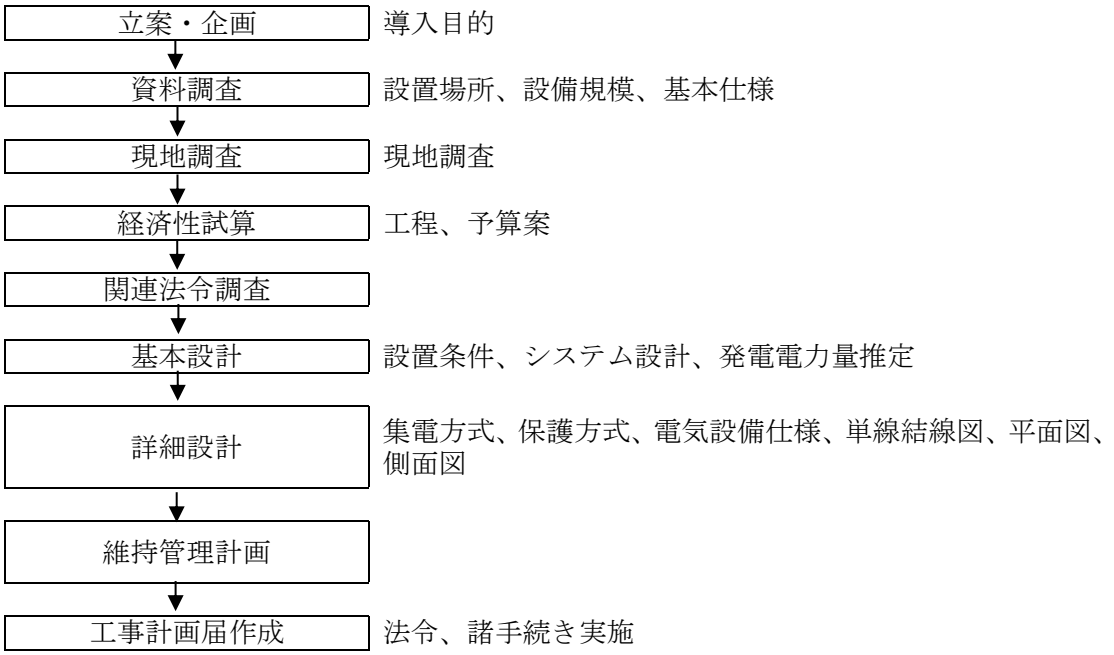
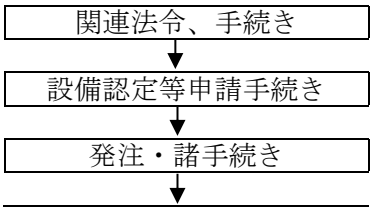


図 4-1　電気設計フロー[4-1)]

4.2 施工フロー（電気）

1. 付託、資材発注を行う。 2. 据え付け工事を行う。 3. 自主点検を行う。

図 4-2 に示す電気施工フローを参照することが望ましい。



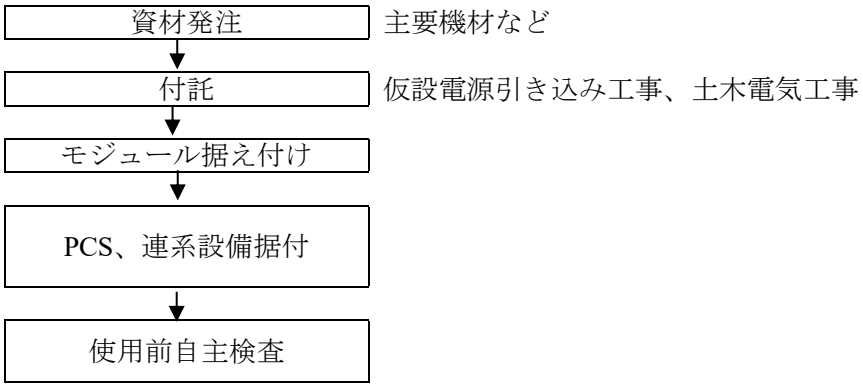


図 4-2　施工（電気）フロー[4-1)]

4.3 資料調査

1. 国土地理院発行の地形図や土地条件図、ハザードマップなどの地図資料、既往地盤調査資料及び各種文献などを用いて基礎設計に必要な地盤の情報を収集する。
2. 地域に固有な地盤条件を知る情報として、地名や植生なども調査する。

資料調査は、太陽光発電設備の建設地の標高、地形分類（山地、台地・段丘、低地、水部、人工地形など）、災害の危険性、地盤特性などについて事前に把握することを目的として行われる。

参考文献

4-1) 一般社団法人太陽光発電協会: 公共・産業用太陽光発電システム手引書、2013

5. 事前調査

事前調査は、資料調査、目視による現地調査、地盤調査、土地利用状況及び農作物の調査を基本とする。

5.1 現地調査（目視調査）

1. 対象地を中心として周辺の観察を行い、資料調査の結果と照合しながら、敷地の地盤状況を把握する。
2. 地形や造成盛土などの状況から、地盤の安全性や不同沈下の危険性について評価する。

現地調査の重要項目は、方角、傾斜度・向き、平坦度、陥没の有無、前面道路（幅員）、障害物の有無、隣地の利用状況、海岸からの距離、系統連系を行う地点であり、表 5-1 のチェックリストを参考に調査する。

表 5-1　現地調査のチェックリストの例（調査地と周辺を含む）[5-1)]

点検項目		点検細目
基本資料	既存資料	地形図・旧地形図・地盤図・地質図・土地条件図・ その他（　　）
地形観察	地形判別	山地・丘陵・崖錐・洪積台地・扇状地・自然堤防・後背湿地・ 谷底低地・埋没谷・おぼれ谷・旧河道・三角州・海岸砂州・砂丘・ 堤間低地・潟湖跡（干潟・干拓地）
	付近の水域からの高低差	敷地からみた川・池沼・湿地までの高さ （GL-　　）m
地表の傾斜	傾斜度	急傾斜地・接傾斜地・平坦地（斜度 15 度以上を急傾斜とする[注)]）
	主傾斜の方向	主傾斜が（南・北・西・東・北東・北西・南東・南西） 向き斜面
表層土質	表層地質の地層区分	沖積層・洪積層・第三紀層・その他（　　）
	露頭の土質	堀削面無・岩盤・固粘土・砂質土・枯性土・ローム・ その他（　　）
起伏の位置関係	尾根との関係	裾地・中腹・頂上付近などの鞍部
	台地・崖地との関係	崖麓・中腹・崖端・台地上の平坦部
	微地形境界（傾斜転換点）線上からの位置	低地側平坦部・地形境界の接合端部・高地側傾斜部
土地利用	周辺の土地利用	旧来からの宅地・水田・畑地・山林・草地・原野・果樹園・沼沢・ その他（　　）
	地域地盤特性	凍上・凍結地帯・水害常襲地・地盤沈下地帯・崖崩れ危険区域・ 液状化履歴地・特記なし
	宅地化の状況	家が（まばらである・多い・密集している）
植生	植物の種類	かん木が目立つ・湿地性植物・砂丘性植物・その他（　　）・特記なし
周辺異常	電柱の傾斜	無し・有り　わずか・目立つ・かなり目立つ
	道路の波打ち・亀裂	無し・有り　わずか・目立つ・かなり目立つ
	排水溝・水路の波打ち	無し・有り　わずか・目立つ・かなり目立つ
	家屋の壁・基礎の亀裂	無し・有り　わずか・目立つ・かなり目立つ
	塀の不陸・傾斜	無し・有り　わずか・目立つ・かなり目立つ
	擁壁の異常	無し・有り　わずか・目立つ・かなり目立つ
敷地履歴	敷地の現況	既成宅地・不整地の原野・水田・畑・その他（　　）
	敷地の履歴	原野・山林・崖地・畑・水田・池沼・河川敷・その他（　　）
	過去の災害履歴	有（　　）・無
造成状態	地上面形状	敷地傾斜　無・有（　　）m 段差　無・有（　　）m
	盛土の厚さ	（　　）m－（　　）m・不明
	盛土の経過時間	在来地盤・10 年以上・5 年以上－10 年未満・3 年以上－ 5 年未満・1 年以上－3 年未満・1 年未満・解体後の敷地 （推定 20 年）・不明
	切・盛土の境界	明瞭・不明瞭
	新規盛土予定	新規盛土なし・予定有り（　　）m－（　　）m・未定

注）：参考文献 5-1）での急傾斜地の定義であり、「傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン」[5-2)] では 30 度以上を急傾斜地としている。

5.2 地盤調査

1. 事前調査結果を踏まえて原位置試験を実施し、設計に必要な地盤工学的特性に関する情報を収集する。
2. 資料調査及び現地調査の結果から、太陽光発電設備を設置する予定の用地が、軟弱地盤、埋立地、盛土地盤、造成地、傾斜地、谷底低地に該当するような地盤と考えられる場合、十分な基礎の支持力を得られないことが懸念されるため、より詳細な調査を行う。

太陽光発電設備の重量はそれほど大きくはないが、作土層より下も軟弱な地盤である場合には、不同沈下や崩壊の危険性がある。注意が必要な地形・地盤については、地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版[5-3)] の 5.4 節が参考となる。また、農地においては、金属腐食に悪影響を与える肥料や薬剤などが使用される場合があるので、それらの成分調査を行い、腐食への影響が大きいと判断される場合には、11.2、11.3 節に示す基礎や架台の防食措置について検討する。

杭基礎を採用する場合には、十分な支持力（圧縮力・引抜力・水平力）が必要となる。架台の設計では、中規模以上の建築物のように地盤調査に十分な費用がかけられない状況があるので、5.1 節 で述べたように充実した事前調査を実施し、その結果を踏まえて地盤調査や土質試験を実施する必要がある。地盤調査方法には、標準貫入試験、スクリューウェイト貫入試験（以後、「ＳＷＳ試験」と呼ぶ）、簡易動的コーン貫入試験などがある。また、地盤の許容支持力を原位置にて測定する方法として平板載荷試験がある。

5.2.1 原位置試験

1. 原位置試験は、基礎設計に必要な設計用地盤定数を求めることを目的として実施する。この設計用地盤定数には、地盤の支持力だけではなく、地下水位や土質区分も含まれる。
2. 湛水が行われる地盤の場合、湛水時における試験実施を原則とする。
3. 原位置試験は、ＳＷＳ試験を中心に行う。ただし、事前調査やＳＷＳ試験で十分な情報が得られていない場合、圧密沈下が生ずる可能性のある地盤の場合及び湛水時の試験を実施する場合は、適切な試験方法を選定し実施する。
4. 調査ポイントの箇所数と測定位置は敷地の規模と形状、地盤の状態により異なるため注意する。調査ポイント数については図 5-2 を目安に実施する。

事前調査により支持層の不陸が予想される場合は、予備調査を行って地盤構成を概略把握した後に本調査を実施するか、調査結果によっては追加調査を行う可能性を予め想定した計画とすることも必要である。

水田などの湛水が行われる農地では、湛水時の状態での地盤定数を確認することを基本とし、湛水状態で実施できる試験方法を選択する。

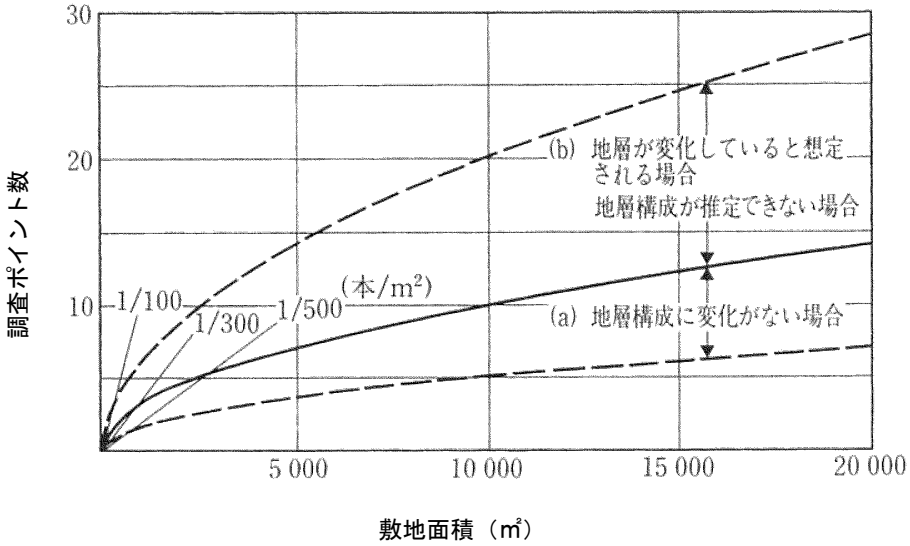
水田などの湛水が行われる農地において、直接基礎のような比較的浅い層での地盤反力を期待する基礎形式を用いる場合には、湛水状態での地盤の状態を把握しておく必要がある。その際、軟弱な地盤において実施可能な簡易動的コーン貫入試験などによって支持層の深さを確認する（図 5-1）。



(a) SWS 試験　　(b) 簡易動的コーン貫入試験

図 5-1　農地（畑）での原位置試験の例

調査ポイント数は図 5-2 を目安とするが、小規模な敷地であっても 3 か所以上とし、配置計画を考慮して決定する。また、地層が変化していると想定される場合や地盤構成が推定できない場合は調査ポイントを増やす。地盤構成に変化がない場合は適宜削減してもよい。



出典：建築基礎設計のための地盤調査計画指針 [5-4] の図を参考に作成

図 5-2　調査ポイント数の目安

5.2.1 スクリューウェイト貫入試験（ＳＷＳ試験）

ＳＷＳ試験は静的貫入試験の１種であり、JIS A 1221（スクリューウェイト貫入試験）方法に規定されている[5-5)]。

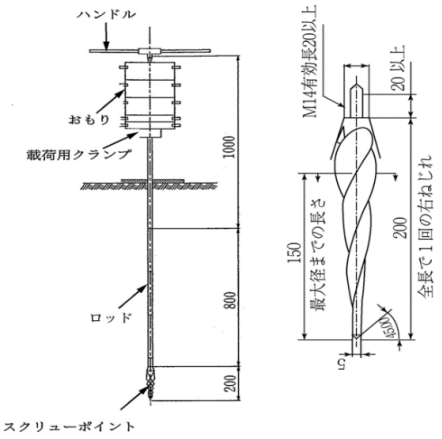


図 5-3　ＳＷＳ試験（手動式）

5.2.2 標準貫入試験

標準貫入試験は、JIS A 1219 に規定されている。

筒状のサンプラーを打撃により貫入し、乱した土をサンプリングできるため、土層の確認ができる。[5-5)]

ＳＷＳ試験では評価が難しい硬い支持層、水位や土質区分の測定ができる。

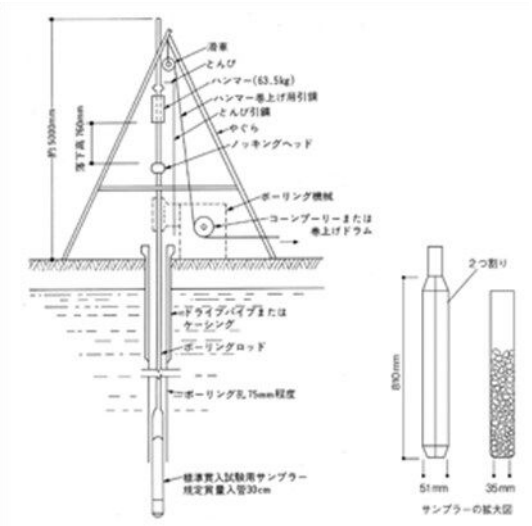


図 5-4　標準貫入試験

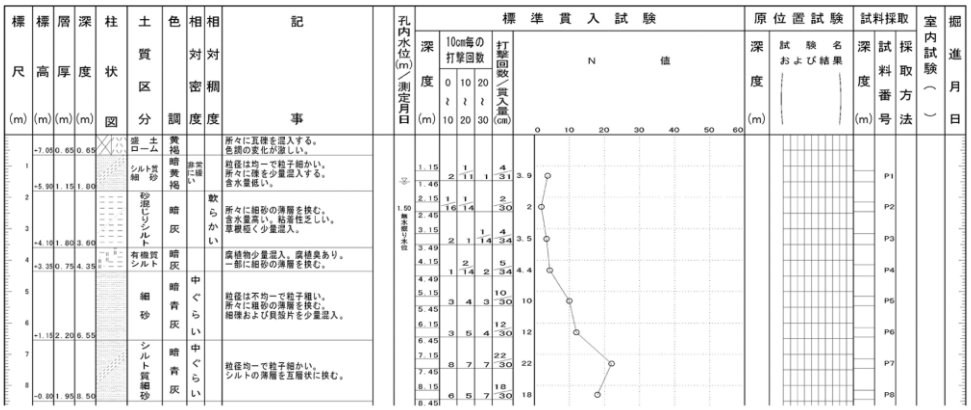


図 5-5　土質柱状図の例

5.2.3 ラムサウンディング試験

ラムサウンディング試験は、現在、JIS の規格基準に定められていない調査方法ではあるが、Ｎｄ値はＮ値との相関性が高く、ＳＷＳ試験では貫入困難な地盤や鋼管等の支持層確認に用いられている。

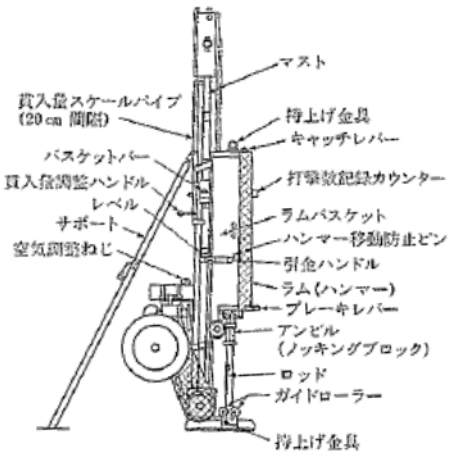


図 5-6　ラムサウンディング試験機

5.2.4 簡易動的コーン貫入試験

簡易動的コーン貫入試験は、地盤工学会 JGS 1433 に規定されている。ハンマー（5kg）の打撃回数とロッドの貫入量から、原地盤の相対的支持力を測定できる。

試験機が比較的軽量であるため、傾斜地の場合に有効である。

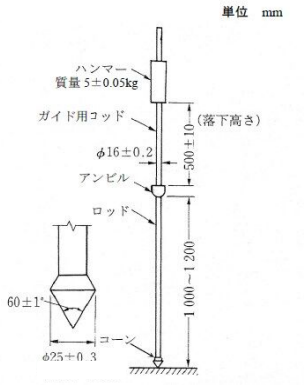


図 5-7　簡易動的コーン貫入試験機

5.2.5 土検棒貫入試験

土検棒貫入試験は、先端コーンつきの細いロッドを人力で静的に押し込むことにより土層強度や土層深を簡易に測定する試験である(特許第３６１３５９１号 土のせん断強度測定方法及び装置) [5-6]。試験に用いる土検棒は一人で容易に運搬でき、試験法も非常に簡便であるが、まだ開発途上であり、試験結果の解釈には総合的な土質力学的判断が必要とされる。

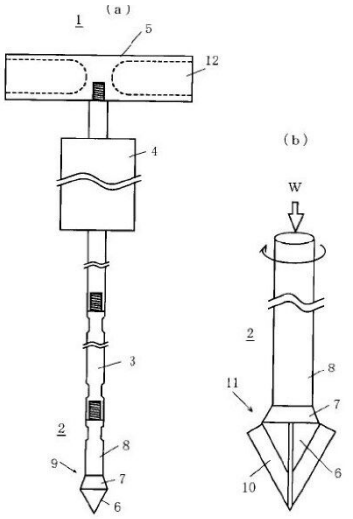


図４ １　試験機の構成

1 土検棒貫入試験の構成、2 ベーンコーン、3 ロッド、4 荷重計（ベーンコーンせん断試験時はこの下部のロッドにトルクレンチを装着)、5 取っ手、6 先端コーン（６０°）、7 先端コーンの上部、8 先端コーンとロッドの接続部、9 先端コーンの最大径 15mm 長さ 50mm,
10 羽根（ベーン)、11 羽根の幅 6.06mm（水平幅 7mm)

図 5-8　土検棒貫入試験の構成

5.2.6 平板載荷試験

地盤の平板載荷試験は、地盤工学会 JGS 1521 に規定されている。

原地盤に載荷板を設置して荷重を与え、荷重の大きさと載荷板の沈下量との関係から、地盤の支持力特性を調べる。

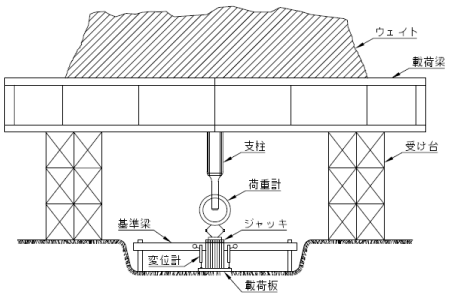


図 5-9　平板載荷試験

5.2.7 凍上対策の検討

地盤の凍上現象は、凍上の 3 要素と呼ばれる土質、温度、水分の 3 条件が揃ったときに発生する。3 条件が揃っているにも拘わらず、凍上対策を実施しなければ、凍上によって太陽電池モジュールの波打ちや架台の傾きといった凍上被害が発生することとなる（図 5-10）。凍上による変形は長期間にわたって蓄積されていくため、架台が変形し続けることとなり、最終的にはパネルの破損や、施設の倒壊へと繋がる恐れもあることから、凍上対策を講じることは重要である。



図 5-10　太陽光発電設備の凍上被害の一例

凍上被害発生の可能性については、凍上に関する調査を実施して検討する。地盤の凍上を支配する要素は、土質、温度（気温）、水分（地下水位及び土壌水分）の 3 つである。この 3 つの調査を行い、凍上現象が起こる恐れがあると確認された場合、凍結深さを求める必要がある。凍結深さは、気象観測データと土の熱的定数を用いて推定することができる。図 5-11 に太陽光発電設備のための凍上対策検討のフローを示す。

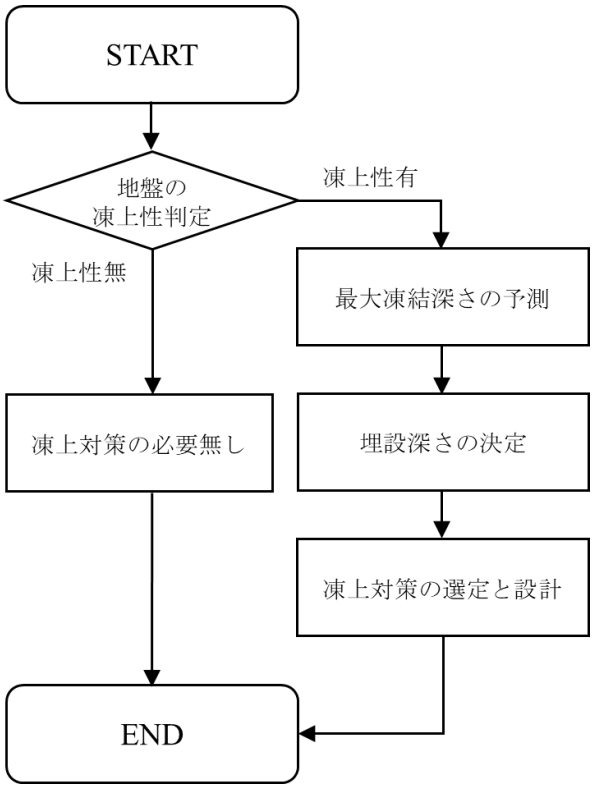


図 5-11　太陽光発電設備のための凍上対策検討のフロー

(1) 土質

土質は凍上被害発生の可能性を検討するうえで極めて重要である。凍上に関する地盤調査では、凍結が及ぶ範囲（最大凍結深さ以浅）にある土が凍上性を有しているかどうかを調べることとなる。

現地の土の凍上性は、以下の 2 つの方法により判定する。ここでは、直接的に土の凍上性を判定することができる地盤工学会基準「土の凍上性判定のための凍上試験方法（JGS 0172-2020）」[5-7)]を推奨する。ただし、凍上試験の実施が困難な状況においては、土質試験による間接的な方法で土の凍上性を判定することを妨げない。

a) 凍上試験による直接的な方法

地盤工学会基準「土の凍上性判定のための凍上試験方法（JGS 0172-2020）」[5-6)]を用いて、土の凍上性を直接的に判定することができる。

図 5-12 は地盤工学会基準の凍上試験装置で、図 5-13 は凍上試験で得られる凍上量-時間曲線の一例である。図のように凍上量-時間曲線が直線となる場合、この傾きから凍上速度 U_h を求める。この凍上速度 U_h から、土の凍上性を以下のように判定する。

・凍上速度 0.1mm/h 未満：凍上性が低いと判定される。
・凍上速度 0.1mm/h 以上、0.3mm/h 未満：凍上性中位
・凍上速度 0.3mm/h 以上：凍上性が高いと判定される。

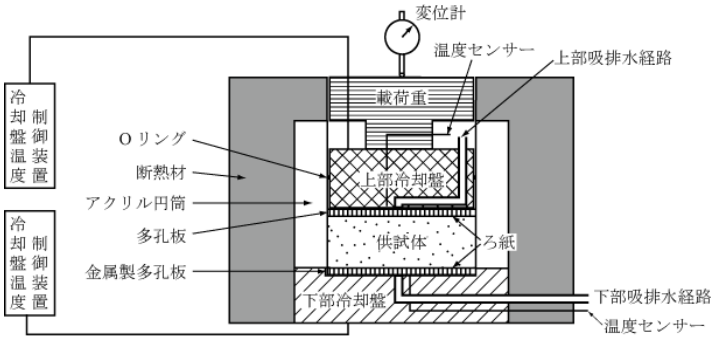


図 5-12　地盤工学会基準の凍上試験装置（寒冷地地盤工学 [5-8)] から引用）

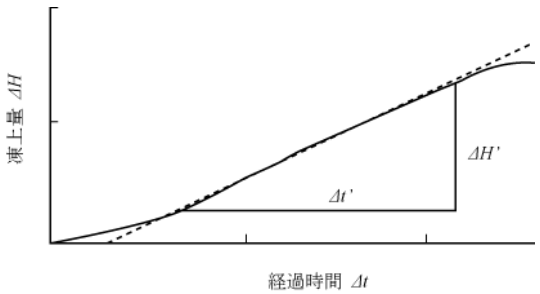


図 5-13　凍上量-時間曲線の一例（寒冷地地盤工学 [5-8)] から引用）

b) 土質試験による間接的な方法

土の粒度分布や細粒分含有率を用いて、土の凍上性を間接的に判定することができる。ただし、土の凍上メカニズムは複雑であり、土粒子径だけに依存するわけではない。以下では「寒冷地地盤工学－凍上被害とその対策－[5-8)]」を参考に、土質や粒度による間接的な凍上性の判定手法について紹介する。

① 土質による間接的な凍上性判定法

図 5-14 は Kaplar[5-9)]が示した土質と凍上性の関係である。Kaplar は Casagrande[5-10)]の研究を基に、各種の土質と凍上性の関係を取りまとめた。Casagrande は、粒径に比例する透水係数（粒径が大きくなるにつれて透水係数も大きくなる。）と、粒径に反比例する凍上有効力（毛管力や吸着力。粒径が小さくなるにつれて凍上有効力は大きくなる。）の関係がシルト粒径で交わることを示し、シルトが最も強い凍上性となる理由とした。

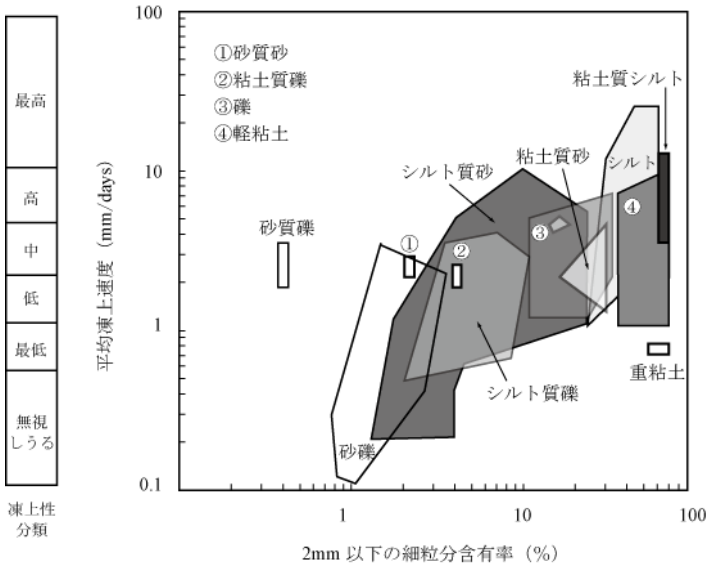


図 5-14　土質と凍上性の関係（寒冷地地盤工学 [5-8)] から引用）

② 粒度による間接的な凍上性判定法

図 5-15 は国際地盤工学会 TC-8[5-11)]が示した土の凍上性と粒度の関係である。この図において領域 4（U_c>15 かつ D_{50}>1mm）及び領域 3（U_c<15 かつ 0.2<D_{50}<1mm）は、非凍上性とされる。領域 2（U_c<15 かつ 0.1<D_{50}<0.2mm）も毛細上昇高さが 1m 以下であれば非凍上性である。領域 1 が凍上性とされ、領域 1L では透水性が低いため、実地盤の凍上量は小さくなるとされている。

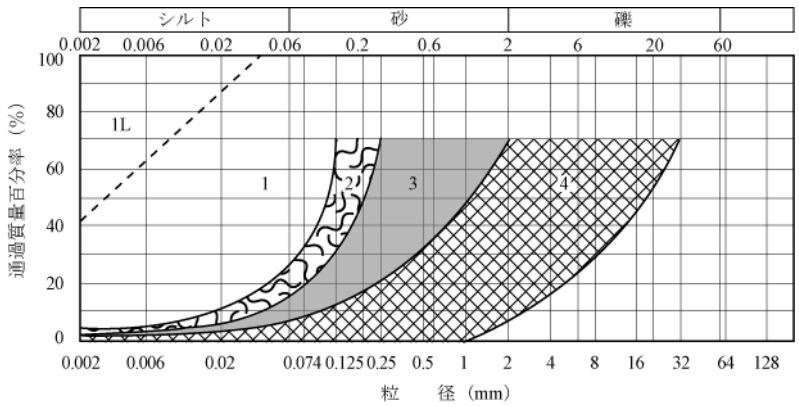


図 5-15　粒度と凍上性の関係（寒冷地地盤工学 [5-8)] から引用）

(2) 温度（気温）

気温（寒さの程度）も凍上が発生する条件の一つであり、凍結指数により判定される。道路土工要綱 [5-12)] によると、凍上の検討を行う目安としては、凍結指数 500°C・days 以上において適用することが多いとの記載がある。ただし、対象地域の既設構造物等の凍上被害に関する履歴等も勘案して判断しなければいけない。なお、凍結指数とは、日平均気温が連続して 0°C 以下となる日から、連続してプラスの温度になる日までの日平均気温を累積したもののことである。

次に、凍結深さの推定を行うが、ここで必要な気象観測データは気温である。ただし、現地の気温を計測するのは施工計画上の制限等で困難な場合も多々あるため、実務的には地域気象観測システム（AMeDAS）の観測地点データを利用することとなる。

凍結深さは凍上対策の選定と設計に活用する。凍結深さとは、凍結前の地表面から地中温度の 0°C までの最大深さと定義される。凍結深さの推定については、道路土工要綱 [5-12)] を参照することができる。凍結深さの推定値は、設計で想定する凍結指数に対応した理論最大凍結深さとして算出する。以下は道路土工要綱 [5-12)] を参考に記述した。

計算によって理論最大凍結深さを求める場合、現地の最寄りの気象データから凍結指数 F を求め、F に対応する凍結深さを Aldrich による修正 Berggren 式を簡易化した次式によって計算する。

$$D_{\max} = C\sqrt{F} \quad \cdots\cdots (5.1)$$

ここで、$D_{\max}$ は理論最大凍結深さ（cm）、F は設計に用いる凍結指数（°C・days）、C は凍結係数である。

図 5-16 は細粒土と粗粒土における凍結指数と凍結深さの関係を示したものである。ここで A 曲線は凍上を起こしやすい細粒土（ρ_d＝1.20g/cm^3、w＝50%）からなる地盤、B 曲線は凍上を起こしにくい粗粒土（ρ_d＝1.80g/cm^3、w＝15%）からなる地盤について、地表面から冷却したときの凍結指数に対する凍結深さを計算したもので、道路土工ではこれが理論最大凍結深さの推定に用いられている。より正確に推定を行うには、実際の地盤の乾燥密度と

含水比等のデータを収集し、理論最大凍結深さを求める必要がある。ここでは、凍上を起こしやすい細粒土を対象とすることになるため、A 曲線を用いて最大凍結深さを予測することとなる。

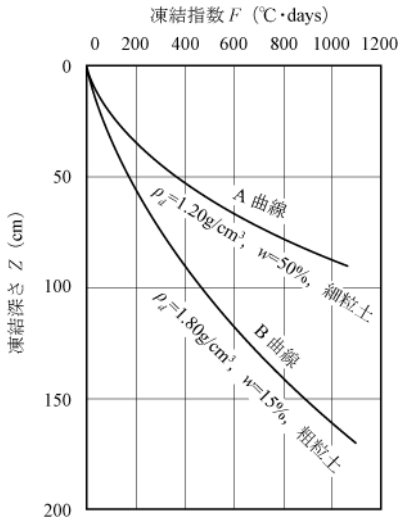


図 5-16　細粒土と粗粒土における凍結指数と凍結深さの関係
（寒冷地地盤工学 [5-8] から引用）

表 5-2 は A 及び B 曲線の凍結指数 F に対する凍結深さの計算値とそれを逆算して求めた凍結係数 C をまとめたものである。

表 5-2　凍結指数と凍結深さ、凍結定数の関係（寒冷地地盤工学 [5-7] から引用）

材料名	乾燥密度 $\rho_{d\,(g/cm^3)}$	含水比 w(%)	凍結指数 F(℃・days)	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1000	1100
A 曲線	1.20	50	凍結深さ(cm)	25	37	45	53	61	67	74	79	84	89	93
			C	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
B 曲線	1.80	15	凍結深さ(cm)	37	58	76	91	105	117	130	141	150	161	171
			C	3.7	4.1	4.4	4.6	4.7	4.8	4.9	5.0	5.0	5.1	5.2

(3) 水分（地下水位及び土壌水分）

水分の調査は主に地下水位を調べることとなる。ボーリング調査結果をもとに、地下水の位置（深さ）や分布、春先の融雪水の影響や湧水等の有無を確認することが重要である。

5.3 農地の利用状況と農作物の調査

1. 対象農地の区分及び利用状況を調査する。
2. 農業従事者からの聴取によって、対象農地において生産する農作物と作付期間を特定する。
3. 対象農地における農作物の品種と過去の平均的な収量及び品質を事前に把握しておく。対象農地が荒廃農地である場合、周辺地域における当該農作物の年間の平均収量や品質を調査する。
4. 農業機械の利用が想定される場合、使用する農業機械の寸法、旋回半径などの仕様を

確認する。
5. 太陽光発電設備の設置に伴う下部の農地における営農への影響の見込みについて知見者の意見を聴取し、営農条件としての妥当性について確認する。

対象農地の区分や利用状況によって農地の一時転用許可の期間が異なるため、それらを調査する。なお、一時転用許可申請時には、太陽光発電設備の設置に伴う下部農地への影響の見込みやその根拠となる書類を提出する必要がある。そのため、生産する農作物の品種、収量、品質について事前に調査し、知見者（例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の意見聴取や、先行して営農型太陽光発電の設置に取り組んでいる事例の調査等を行う。また、作付期間を特定することによって、農閑期を想定した工事期間を設定することができる。農業機械の利用が想定される場合には、その寸法（幅、高さ）や旋回半径が太陽光発電システムの基礎や支柱の配置間隔を決定する際の重要な情報であるため、事前に把握しておく。営農型太陽光発電設備に関する実態調査結果の概要については、【技術資料：営農型太陽光発電設備の実態調査】に示しているので、参照されたい。

農地の一時転用許可の期間は 30 農振 76 号にて、以下のように定められている。

表 5.3　農地の区分と一時転用許可の期間

区分	期間
(1) 担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及 10 年以内及び収益を目的とする権利を有する農地などを利用する場合 この場合の担い手とは、食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）の第 3 の 2 の（1）に掲げる次の者をいう。 ア　効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営） イ　認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者） ウ　認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者） エ　将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農	10 年以内
(2) 荒廃農地（荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知）の 2 に規定する荒廃農地をいう。以下同じ。）を再生利用する場合（既に一時転用許可を受けている場合には、許可を受ける前に荒廃農地であったものを含む。）	
(3) 第 2 種農地（運用通知第 2 の 1 の（1）のオ又はカの第 2 種農地をい	

う。）又は第 3 種農地（運用通知第 2 の 1 の（1）のエの第 3 種農地をいう。）を利用する場合	
(4) (1)から(3)まで以外の場合	3 年以内

注記：「荒廃農地」とは、現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地と定義されており、市町村及び農業委員会による荒廃農地の所在地及び荒廃状況を確認する現地調査の結果である。一方、「耕作放棄地」とは、5 年に一度調査が行われる「農林業センサス」で定義されている用語で、「以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地」であり、農家などの耕作意志の調査結果である。

参考文献

5-1) 一般社団法人日本建築学会: 小規模建築物基礎設計指針、2008

5-2) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構: 傾斜地設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2023 年版、2023

5-3) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構: 地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版、2025

5-4) 一般社団法人日本建築学会: 建築基礎設計のための地盤調査計画指針、2009

5-5) 一般社団法人日本建築学会：構造用教材（2014 年（改定））

5-6) 国立研究開発法人土木研究所: 土層強度検査棒による斜面の土層調査マニュアル(案)、2010

5-7) 公益社団法人地盤工学会：凍上性判定のための土の凍上試験方法（JGS 0172-2020）、2020

5-8) 公益社団法人地盤工学会北海道支部：寒冷地地盤工学－凍上被害とその対策－、2009

5-9) Kaplar, C. W.: Freezing Test for Evaluating Relative Frost Susceptibility of Various Soils, CRREL Tchnical Report, No.250, pp.1-36, 1974

5-10) Casagrande, A.: Discussion on Frost Heaving. Proc., H.R.B., pp.168-188, 1932

5-11) ISSMFE TC-8: Grain size distribution as a frost susceptibility criterion of soils, VTT Symposium, Vol.1, pp.29-32, 1989

5-12) 日本道路協会編：道路土工要綱　平成 21 年度版、2011

6. 太陽電池アレイの配置計画

6.1 全体配置計画

1. 作付面積、農業機械などの進入路や走行ルートを考慮して、太陽電池アレイの設置範囲、基礎及び支柱の位置を決定する。
2. アレイ面及び架台の梁の高さは、下部での農作業に支障がない十分な高さとする。
3. 隣接農地の日照及び用水路・道路などの利用に支障がないように配置する。

基礎や支柱の配置によって、作付面積が大幅に減少しないようにする。トラクターなどの農業機械の使用が想定される場合には、農業機械の進入路、走行ルート、転回スペースなどを考慮して基礎や支柱の配置を決定する（図 6-1）。アレイ面及び架台（梁）の高さは、効率的な農作業の環境を確保するため、農業機械の高さや作業者が立って作業を行える高さ（最低地上高が概ね 2m 以上）を考慮して設定する。さらに、太陽電池アレイの設置によって用水路や隣接道路などの利用に支障がないように配置する。

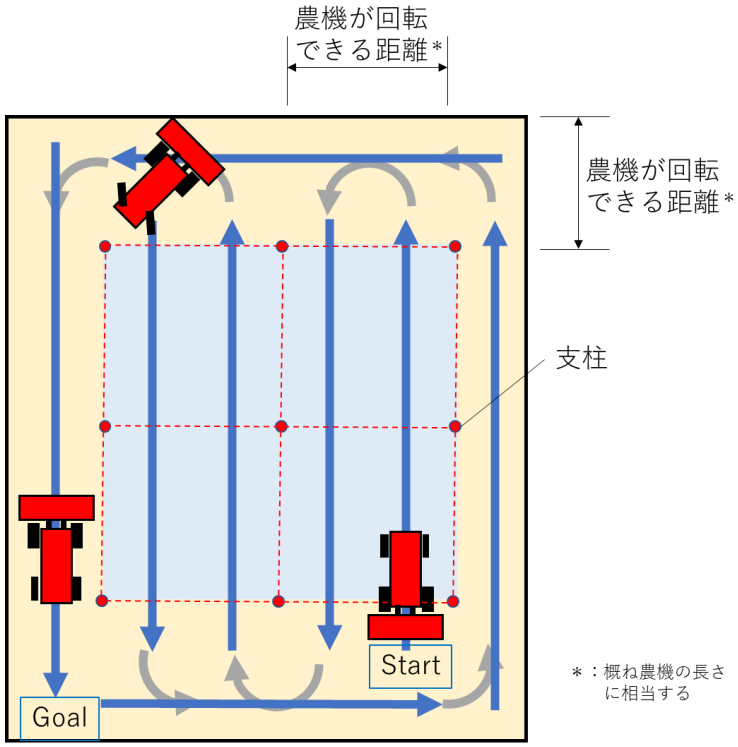


図 6-1　農業機械を利用する場合の支柱の配置例

6.2 アレイ面の傾斜角と離隔距離（遮光率と農作物の関係）

1. 農作物への日照と発電特性の両面からアレイ面傾斜角と離隔距離を設定する。
2. アレイ面の角度は、発電特性だけでなく、風圧荷重、積雪荷重への影響も考慮して設定する。
3. アレイ面の離隔距離は設置場所の緯度を考慮して、下部農地での日照を十分に確保できるように設定する。
4. アレイ面からの雨だれが農作物への悪影響や農地の洗堀を引き起こさないよう、アレイ面の大きさや配置を決定する。

アレイ面、架台、パワーコンディショナなどの日影が隣接農地での農作物の育成に悪影響を与えることがないように配慮する。農作物と遮光率の関係については表 6-1 が参考になる。なお、遮光率の定義は文献によって若干異なる場合があるが、ここでは図 6-1 に示す太陽電池アレイの外郭平面積（アレイ式の場合はアレイ群の外郭平面積）に対する太陽電池モジュール及び支持物などが占める平面積の割合とした（図 6-2 参照）。

表 6-1　農作物と遮光率の関係 [6-1)]

作物の種類	架台高さの範囲 (m)	遮光率(%)	
		範囲	平均値
サカキ、センリョウ、マンリョウ、シキミ	0.7～3.6	19～85	65.9
キノコ類（シイタケ、キクラゲ、シメジ）	0.6～3.8	35～100	73.4
ミョウガ	1.0～5.8	15～90	60.2
水稲	1.8～4.9	10～75	35.1
牧草、ダイカランドラ、芝、ツワブキ	1.2～4.8	10～80	42.8
根菜類（ジャガイモ、サトイモ、サツマイモ、ニンジン、ショウガ、ウコン、カブ、ダイコン）	1.8～4.2	8～78（100※）	41.0※
葉菜類（ネギ、タマネギ、キャベツ、レタス、ニラ、シュンギク）	1.5～5.0	5～78	41.0
柑橘類（ミカン、デコポン、ヒュウガナツ、ユズ、スダチ）	2.2～3.2	25～52	38.7
カキ、ヤマモモ、イチジク、クリ、ウメ	1.8～3.7	25～73	41.3
豆類（ダイズ、エダマメ、クロマメ、エンドウ）	2.3～3.5	28～45	36.7
イチゴ類（イチゴ、ブルーベリー、ハスカップ、ジューンベリー、ブラックベリー）	1.5～3.5	19～60	35.9
茶	2.0～3.8	30～65	49.6
瓜類、ナス類（カボチャ、キュウリ、ナス、スイカ、トマト）	1.5～3.5	10～85	43.1

データ出典：千葉大学倉阪研究室・NPO 法人地域持続研究所、千葉エコ・エネルギー株式会社委託調査「ソーラーシェアリング全国調査結果報告書」、2019年 2 月

※：100%は薬用ニンジンであり遮光率平均値から除外している。

Aa　⇒　A に変更
最終版は青丸とこれは削除

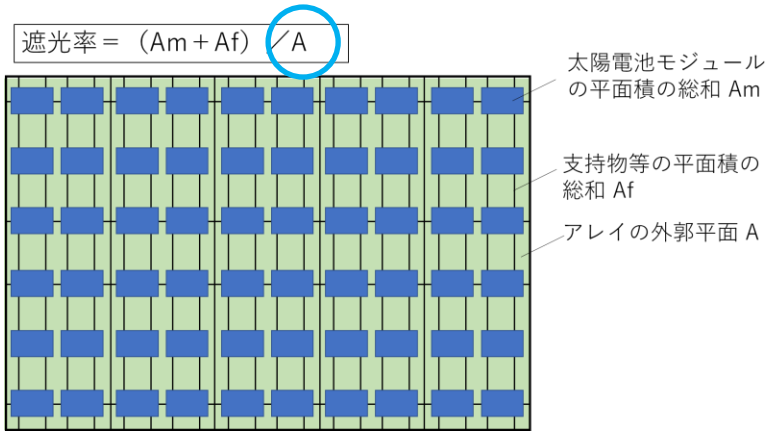
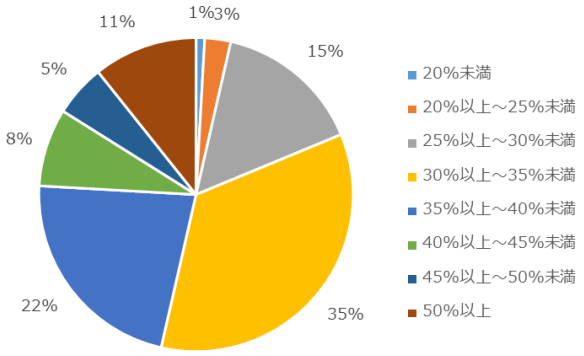
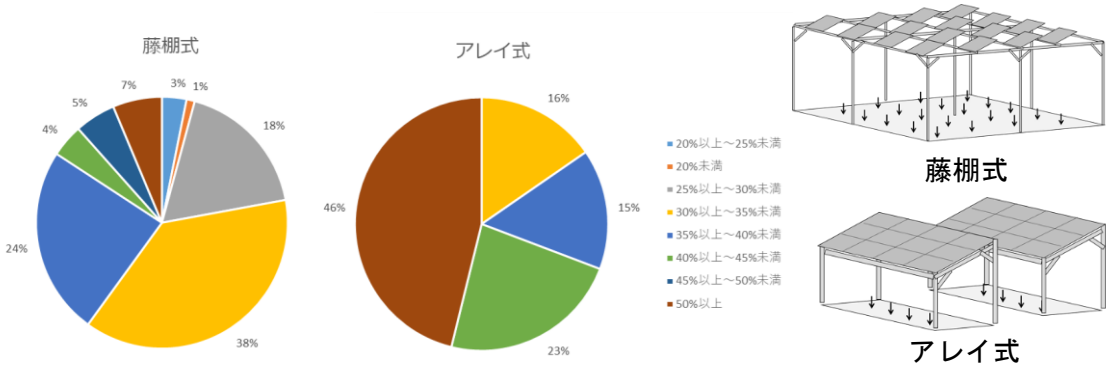


図 6-2　遮光率の定義

また、営農型太陽光発電システムの実態調査結果【技術資料：営農型太陽光発電システムの実態調査】によれば、導入されている架台形式としては藤棚式がアレイ式より多く、設備の遮光率は藤棚式で 30%～40%のもの、アレイ式で 50%以上のものが多いことがわかる（図 6-3 参照）。



(a) 遮光率の件数割合（n=112 件）



(b) 遮光率の件数割合（架台形式別：藤棚式 95 件、アレイ式 17 件）

図 6-3　営農型太陽光発電システムにおける遮光率の調査結果

7. 設計荷重

1. 設計荷重は、JIS C 8955:2017「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」[7-1)]に準じて算定する。ただし、公共工事標準仕様書などで指定がある場合にはそれに従う。

7.1 想定荷重と荷重の組合せ

1. 太陽電池架台及び基礎の設計で想定する荷重は、上部構造に作用し基礎に伝達される固定荷重・積雪荷重・風圧荷重・地震荷重とする。
2. 前号に掲げる荷重のほか、当該設置環境において想定される荷重を考慮する。
3. 各荷重の組合せは表 7-1 に従う。

表 7-1　荷重条件と荷重の組合せ

荷重条件		一般の地方	多雪区域
長期	常時	G	G
	積雪時		$G+0.7S$
短期	積雪時	$G+S$	$G+S$
	暴風時	$G+W$	$G+W$
			$G+0.35S+W$
	地震時	$G+K$	$G+0.35S+K$

G：固定荷重、S：積雪荷重、W：風圧荷重、K：地震荷重

7.2 固定荷重

1. 固定荷重は太陽電池モジュールの重量と支持物の重量の総和とする。
2. 支持物にパワーコンディショナ、配線、その他の機器などが固定されている場合、それらの重量も加算する。
3. 支持物を利用して果樹棚等を取り付ける場合は棚や果樹等の重量も加算する。

架台にパワーコンディショナや配線などが固定されている場合には固定荷重が増加するため、それらの重量を加算する必要がある。特にパワーコンディショナの固定荷重は局所的に作用するので、取付けられる支柱の地震荷重や当該基礎への鉛直荷重に算入する。

7.3 風圧荷重

1. 太陽電池アレイ用支持物の設計用風圧荷重は、式（7.1）に示すアレイに作用する風圧荷重 W_a と式（7.2）に示す支持物構成材などに作用する風圧荷重 W_b の両方を考慮する。
2. アレイの風圧荷重はモジュールの面に垂直に作用することとし、支持物構成材などの風圧荷重は水平に作用することとしてもよい。なお、支持物構成材などとは、支持物に付帯するパワーコンディショナや接続箱なども含む。
3. アレイ面の受風面積は、モジュールの周囲に付けられる部材を含む面積とする。
4. 傾斜地に設置されるアレイにおいては、傾斜地設置型太陽光発電設備ガイドライン[7-2)]に示された設計風速の割増しについても考慮する。
5. 支持物を利用して果樹棚等を取付ける場合は棚及び果樹等に作用する風圧荷重を適切に設定して加算する。

$$W_a=C_a\times q_p\times A_a \quad \cdots\cdots (7.1)$$
$$W_b=C_b\times q_p\times A_b \quad \cdots\cdots (7.2)$$

ここに
- W_a：アレイ面の設計用風圧荷重（N）
- W_b：支持物構成材などの設計用風圧荷重（N）
- C_a：アレイ面の風力係数
- C_b：支持物構成材の風力係数
- q_p：設計用速度圧（N/m^2）
- A_a：アレイ面の受風面積（m^2）
- A_b：支持物構成材の鉛直投影面積（m^2）

※C_a、C_b、q_p は JIS C 8955:2017[7-1)]による。

JIS C 8955:2017 では、アレイ面と支持構成材に作用する風圧荷重を設定することとしているが、支持物に付帯するパワーコンディショナや接続箱などについても風圧荷重が作用するため、本ガイドラインではそれらの荷重も加えることとした。

【技術資料：藤棚式営農型太陽電池アレイの風洞実験（設計用風力係数の検討）】は、藤棚式架台の風洞実験結果について示している。アレイ式（足高式）は、一般的な地上設置型の架台を高くした形状であるため、地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版[7-3)]の【技術資料：地上設置型太陽光発電システム用架台の風洞実験】の結果を参照する。この結果から得られた支持物設計用の風力係数を以下に示す。

(1) アレイ式（足高式）の設計用風力係数

アレイ式の架台は、一般的な地上設置型の架台を高くした形状であるため、地上設置型の風力係数と同様、アレイ面の傾斜角 θ を用いた式（7.3）で風力係数を与えることができる。

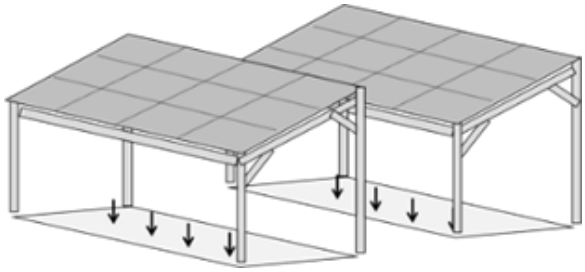


図 7-1　アレイ式架台

順風（正圧）、逆風ともに

端部アレイ C_a＝0.9+0.045θ-0.0003θ^2 ……(7.3)

ただし、5 度≦θ≦60 度

中央部アレイにおいては、順風の場合は端部アレイの 0.6、逆風の場合は 0.7 を乗じた値とすることができる

なお、端部アレイと中央部アレイは JIS C 8955:2017 での図 2 と同様の範囲とする。

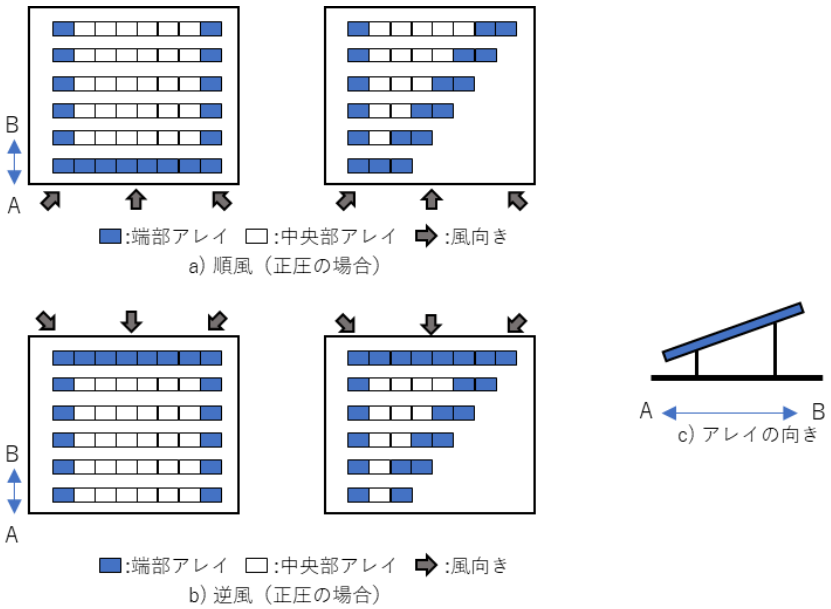


図 7-2　端部アレイと中央部アレイの範囲

一方、藤棚式の架台については、多スパン構造（多数の支柱が梁で連結された構造）で、太陽電池モジュールが疎らに配置されるため、アレイ式とは異なる設計用風力係数を与える必要がある。表 7-2は、【技術資料：藤棚式営農型太陽電池アレイの風洞実験（設計用風力係数の検討）】に示した実証実験（風洞実験）の結果をもとに設定した藤棚式の設計用風力係数であり、風圧荷重の算定対象とする面積（ここでは「対象面積」と称する。対象面積はアレイ面を含む解析対象フレームの外郭面積を想定）A_0、遮光率 β（6.2 節参照）、アレイ面の角度 θ に対応したアレイの風力係数として与えている。対象面積 A_0 は、ここでは図 7-

5 に示す①～③で設定されており、解析対象のフレームの範囲に応じて設定できるように与えられている。遮光率 β（35%、70%）及びアレイ面の角度 θ（10 度、30 度）は、風洞実験での測定条件にもとづいている。設計用風力係数としては、アレイ面の設計用風力係数 C_a とモーメント係数 C_M を与えており、図 7-4 に示す風圧荷重 W_a 及び M_a（モーメント）を考慮することで、支持物の各部材（モジュール固定金具、梁、支柱など）に作用する荷重の偏りを含めたより合理的な荷重設定を行うことができる。なお、風圧荷重 W_a 及び M_a は式(7.4)、式(7.5)で算出することができる。また、ここでの端部アレイと中央部アレイの領域は JIS C 8955:2017 とおおむね同様であるが、図 7-5 に示すように対象面積によって領域の範囲（幅）が変化することに注意する必要がある。

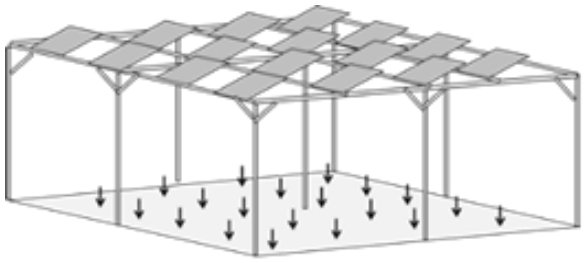


図 7-3　藤棚式架台

$$W_a = C_a \times q_P \times A_a \quad \cdots\cdots (7.4)$$

$$M_a = C_{Ma} \times q_P \times A_a \times L_a \quad \cdots\cdots (7.5)$$

ここに　W_a：　アレイ面の風圧荷重(N)
M_a：　アレイ面の設計用モーメント（Nm）
C_a：　アレイ面の風力係数
C_{Ma}：　アレイ面のモーメント係数
q_P：　設計速度圧（N/m^2）
A_a：　アレイ面（モジュール面）の受風面積（m^2）
L_a：　アレイのモーメント距離（m）

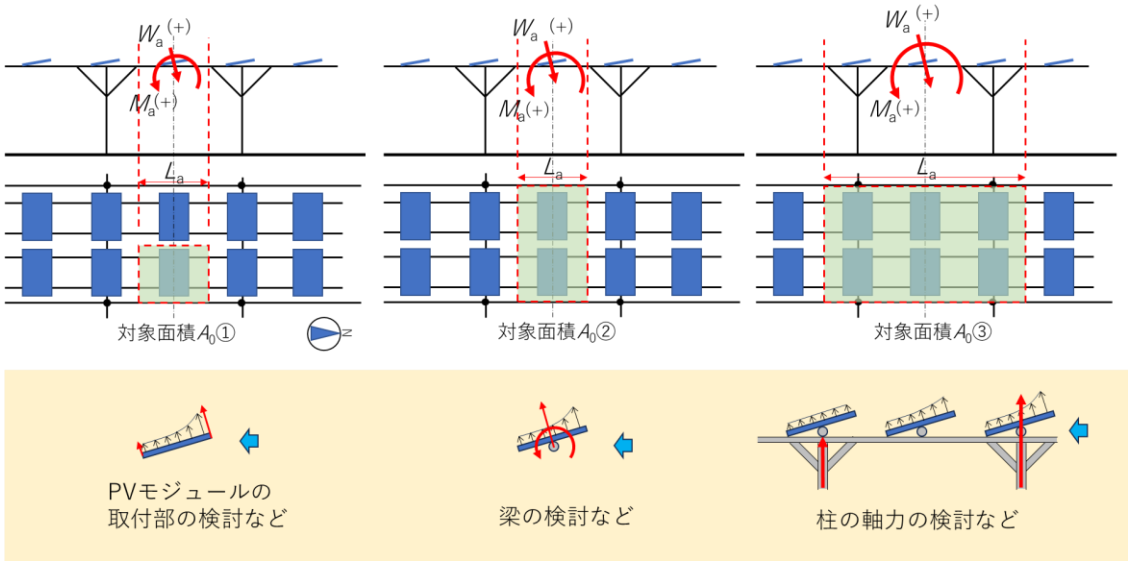


図 7-4　風圧荷重 W_a, M_a, 対象面積 A_a 及びモーメント距離 L_a の定義

表 7-2　営農型太陽光発電設備（藤棚式）の設計用風力係数

アレイの角度 θ(度)		10	10	30	30	10	10	30	30
遮光率 β(%)		35	70	35	70	35	70	35	70
	対象面積 A_0(m^2)	端部アレイ：順風（正圧）				端部アレイ：逆風（負圧）			
C_a	①3.5	1.0	1.0	1.5	1.4	-1.1	-1.2	-1.5	-1.3
	②7.0	0.9	0.9	1.4	1.4	-1.0	-1.0	-1.4	-1.2
	③25.6	0.6	0.5	0.8	0.6	-0.6	-0.6	-0.9	-0.7
C_{Ma}	①3.5	0.05	0.10	0.05	0.11	0.09	0.15	0.08	0.17
	②7.0	0.05	0.08	0.05	0.08	0.08	0.15	0.07	0.15
	③25.6	0.09	0.08	0.16	0.14	0.10	0.08	0.15	0.12
	対象面積 A_0(m^2)	中央部アレイ：順風（正圧）				中央部アレイ：逆風（負圧）			
C_a	①3.5	0.7	0.6	1.0	0.7	-0.8	-0.6	-1.1	-0.8
	②7.0	0.6	0.5	0.9	0.6	-0.7	-0.6	-1.0	-0.7
	③25.6	0.4	0.3	0.6	0.3	-0.5	-0.3	-0.7	-0.6
C_{Ma}	①3.5	0.04	0.05	-0.03	-0.10	0.06	0.06	0.06	0.13
	②7.0	0.03	0.04	0.02	-0.10	0.05	0.06	0.04	0.11
	③25.6	0.05	-0.04	-0.09	-0.05	0.05	0.04	0.09	-0.05

備考：対象面積①～③はそれぞれ次の面積を想定している。
①：2m×1.2m=2.4m^2（β=70%）～　2m×2.3m=4.6m^2（β=35%）⇒3.5m^2（中央値）
②：4m×1.2m =4.8m^2（β=70%）～　4m×2.3m =9.2m^2（β=35%）⇒7.0m^2（中央値）
③：4m×5.8m =23.2m^2（β=70%）～　4m×7m =28m^2（β=35%）⇒25.6m^2（中央値）
アレイの角度が 10～30 度、遮光率が 35～70%、対象面積 A_0 が 3.5～25.6m^2 の範囲内にある場合には、それぞれについて直線補完した値を用いることができる。

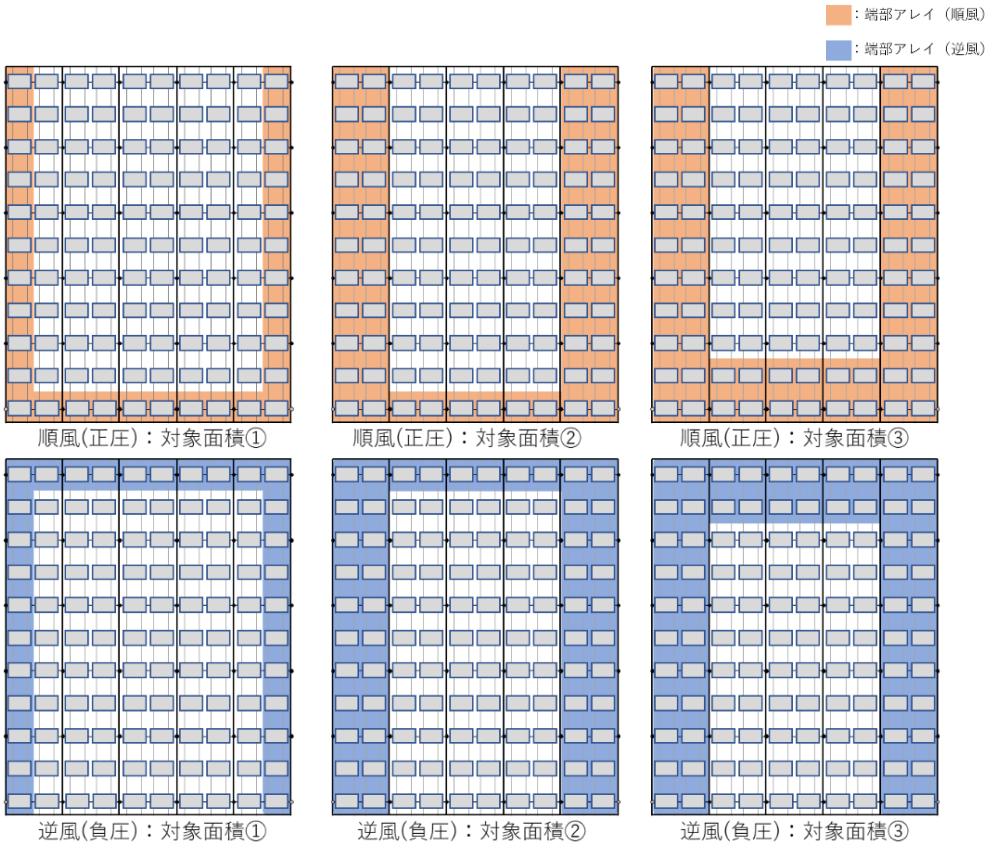


図 7-5　端部アレイの領域

なお、架台形式やモジュールの配置パターンが【技術資料：藤棚式営農型太陽電池アレイの風洞実験（設計用風力係数の検討）】に示したものと大きく異なる場合には、風洞実験を実施して風力係数を確認する必要がある。風洞実験の実施に当たっては、自然風の気流特性の再現や縮小模型を使用した場合の実験相似則の考慮など、専門的な知識を要するため、次の文献を参考に専門家の指導のうえ実施する。

- 「太陽光発電システム耐風設計マニュアル第 2 版（2025）」、太陽光発電システム風荷重評価研究会編、日本風工学会、2025 年 [7-4)]
- 「実務者のための建築物風洞実験ガイドブック」、日本建築センター、2008 年 [7-5)]

7.4 積雪荷重

1. 設計用積雪荷重は、式（7.6）によって算出する。

$$S_p=C_s\times P\times Z_s\times A_s\times 100 \quad \cdots\cdots (7.6)$$

ここに　S_p：　積雪荷重（N）

C_s：　勾配係数

P：　雪の平均単位荷重（積雪 1cm 当たり N/m^2）

Z_s：　地上垂直積雪量（m）

A_s：　積雪面積（アレイ面の水平投影面積）（m^2）

※C_s、P、Z_s は JIS C 8955:2017[7-1)]による。

2. 太陽光発電システムのアレイ面の上端から下端までの水平投影長さが 10m 以上、かつ、アレイ面の傾斜角度が 15 度以下の場合、平成 19 年国土交通省告示第 594 号に従って割増荷重を考慮する。
3. アレイ面の下端に作用する積雪荷重（軒先荷重）は、必要に応じて傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版[7-2)]の 8.4 節を参考に設定する。

アレイ面と地上の積雪が繋がる状態になると、アレイの下端部にはアレイ上面の積雪荷重だけでなくアレイ上面からせり出した分の積雪荷重（軒先荷重）も作用する。積雪被害においては、この軒先荷重によってアレイ下端が下方向に折れ曲がる被害が多くみられるので、軒先荷重の考慮は重要である。軒先荷重を考慮する条件は、アレイ面の長さにもよるが、アレイ下端の高さが地上垂直積雪量のおおむね 2 倍（$h/Z_S\leqq 2$）以下である（図 7-6 参照）。

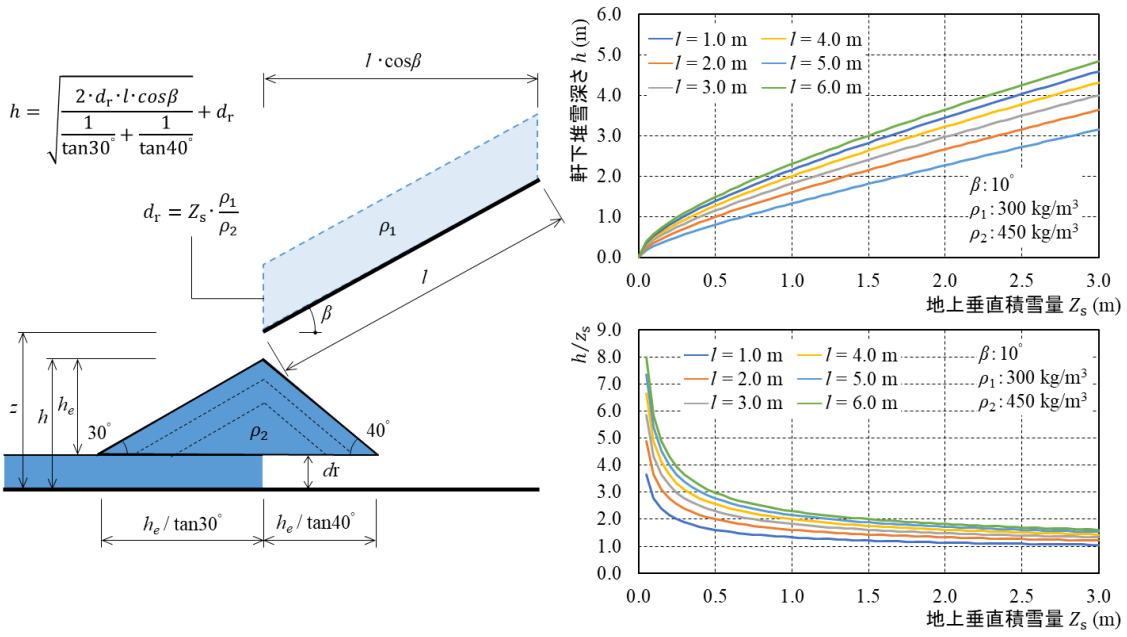


図 7-6　軒高算定モデルと地上垂直積雪量と軒高との関係

7.5 地震荷重

1. 設計用地震荷重は、一般の地方では式（7.7）、多雪区域では式（7.8）によって算出する。

$K_p = k_p \times G$ ……（7.7）

$K_p = k_p \times (G + 0.35S)$ ……（7.8）

ここに　K_p：　設計用地震荷重（N）

k_p：　設計用水平震度

G：　固定荷重（N）

S：　積雪荷重（N）

※k_P は JIS C 8955:2017[7-1)]による。

参考文献

7-1) 日本規格協会: JIS C 8955:2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法、2017

7-2) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構: 傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン、2025

7-3) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構: 地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版、2025

7-4) 太陽光発電システム風荷重評価研究会編: 太陽光発電システム耐風設計マニュアル第 2 版（2025）、日本風工学会、2025

7-5) 日本建築センター: 実務者のための建築物風洞実験ガイドブック、2008

8. 使用材料

8.1 鋼材

1. 支持物に使用される鋼材は、設計条件に耐え得る安定した品質をもつ材料とする。また、使用される目的、部位、環境条件、耐久性などを考慮して選定する。
2. 建築系、土木系の各種技術基準などに示されているＪＩＳ規格に基づく材料を使用する場合、技術基準などに示されている断面性能諸元などの特性値を使用することができる。

鋼材の材質・形状・寸法は、原則として鋼構造設計規準―許容応力度設計法―[8-1)] 及び軽鋼構造設計施工指針・同解説 [8-2)]に従い、適切に選定する。コンクリートの補強などに使用する鉄筋及び金網は、JIS G 3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」[8-3)] 及び JIS G 3551「溶接金網及び異形鉄筋格子」[8-4)]に従い、適切に選定する。ステンレス鋼などの特殊鋼については、その強度特性、耐久性などを十分に考慮して、適切に選定する。

鋼構造設計規準―許容応力度設計法―[8-1)] 及び軽鋼構造設計施工指針・同解説 [8-2)]に記載がない、もしくは海外規格などの鋼材については、その強度特性、耐久性などを十分に考慮して適切に選定する。

8.2 アルミニウム合金材

1. 架台に使用するアルミニウム合金材は、設計条件に耐え得る安定した品質をもつ材料とする。
2. アルミニウム合金材の材質は、使用される目的、部位、環境条件、耐久性などを考慮して選定する。

アルミニウム合金材の材質・形状・寸法は、原則としてアルミニウム建築構造設計規準・同解説 [8-5)]に従い、適切に選定する。アルミニウム建築　構造設計規準・同解説 [8-5)]に記載がない、もしくは海外規格などのアルミニウム合金材についてはその強度特性、耐久性などを十分に考慮して、適切に選定する。

8.3 コンクリート

1. 支持物に使用するコンクリート及びコンクリート製品は、設計条件に耐え得る安定した品質をもつ材料とする。また、使用される目的、部位、環境条件、耐久性などを考慮して、コンクリートの適切な規格・仕様を選定する。

支持物に使用するコンクリート材料の種類及び品質は、原則として建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事 [8-6)]またはコンクリート標準示方書 [8-7)]に従い、適切に

選定する。使用するコンクリート強度について、無筋コンクリートでは圧縮強度 18N/mm^2、鉄筋コンクリートでは圧縮強度 24N/mm^2 以上を使用することが望ましい。コンクリート製品はＪＩＳ規格に準拠する製品を基本とし、強度特性が明確なものを使用する。

8.4 その他材料

1. その他の材料を用いる場合には、使用される目的、使われる部位、環境条件、耐久性などを勘案し、設計条件に耐え得る安定した品質をもつ材料とする。
2. 使用にあたっては、その材料強度を把握する。

新材料に関しては、その強度特性、耐久性などを十分に考慮して、適切に選定する。

参考文献

8-1) 一般社団法人日本建築学会: 鋼構造設計規準―許容応力度設計法―、2005
8-2) 一般社団法人日本建築学会: 軽鋼構造設計施工指針・同解説、2002
8-3) 一般社団法人日本規格協会: JIS G 3112:2020 鉄筋コンクリート用棒鋼、2020
8-4) 一般社団法人日本規格協会: JIS G 3551:2005 溶接金網及び異形鉄筋格子、2005
8-5) アルミニウム建築構造協議会: アルミニウム建築構造設計規準・同解説、2016
8-6) 一般社団法人日本建築学会: 建築工事標準仕様書･同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工、2018
8-7) 土木学会: コンクリート標準示方書、（【設計編】、2017）他

9. 架台設計

9.1 架台設計の注意点（農作業空間の確保、農業機械衝突への配慮）

1. 営農に支障をきたさない程度の十分な空間確保が可能な柱の間隔及び梁の高さとし、架台下の作業空間を分断する筋交いなどの配置は最小限とする。
2. 設計荷重に対する耐力を有し、かつ簡易な構造で容易に撤去できるものとする。
3. 農業機械などが衝突した際に架台が連鎖的に倒壊しない構造とする。

営農型太陽光発電設備の支持物は、電気事業法、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令での構造上の要求を満足させた上で、農振局長通知での「簡易な構造で容易に撤去できる構造」とする必要がある。これらの要求は、一般的な地上設置型太陽光発電システムに比べて、より高度な設計となることを意味している。また、農業従事者の安全確保（負傷や感電の防止）のため、農業機械などが架台や基礎に衝突した際はその損傷範囲を部分的にとどめ、架台が連鎖的に倒壊しないよう構造上の冗長性をもたせることを要求している。なお、衝突時の農業機械の停止距離を想定できる場合には、次のような検討を行うことで架台の倒壊の可能性について確認することができる。

① 農業機械が支柱（あるいは梁）に衝突してからの停止距離を想定する。
② 衝突した支柱（あるいは梁）に停止距離分の強制変位を与えて応力解析を行う。
③ 架台の変形の範囲が限定的であり、倒壊しない性能を維持できることを確認する。

9.2 架構形式と構造解析モデル

1. 架台は x 方向、y 方向（一般的には東西方向、南北方向）のいずれの構面についても安定構造とする。
2. 架台の構造解析モデルは、部材、接合条件、柱脚部の支持条件を正しく設定し、架台の実情を正しく再現する。
3. 接合部が偏心している場合、構造解析モデルにもその偏心が考慮されていることを基本とする。接合部での偏心を反映できない場合、別途、構造計算により求めた応力を用いて偏心による付加応力を求め、部材の断面算定においてその応力を反映させる。
4. 杭基礎の場合、上部構造と杭を一体とした構造モデル化を行う。ただし、杭の変位が微小であり、上部構造の応力状態への影響が軽微である場合、この限りではない。

構造解析モデルの作成において、架構形式を正確に再現することは難しいことから、各種の仮定が設定されるが、それらの仮定が構造設計上、安全側に評価されるよう設定することが重要である。特に、太陽光発電設備の架台の接合部は、部材間の軸心がずれている偏心接合が多く、その場合には偏心によって作用する付加応力の影響を考慮する必要がある。また、地上から突出した杭基礎の上端に接合された支柱の場合、杭基礎の変形が架台の部材応力

に与える影響が大きいので、支柱基部の支持条件を正しくモデル化する必要がある。これらの詳細については、地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版 [9-1)]の 10.1 節を参照されたい。

なお、藤棚式架台のように東西及び南北の方向に複数の柱スパンで架台が構成されている場合、架台全体を再現した解析モデルとすることを原則とする。ただし、多数の柱スパンで構成されている場合には、東西、南北方向ともに端部アレイを含む 2 スパン以上の範囲を再現した解析モデルとする必要がある。また、架台にパワーコンディショナや接続箱等の電気設備が取り付けられている場合には、その範囲を含めてモデル化する（図 9-1）。

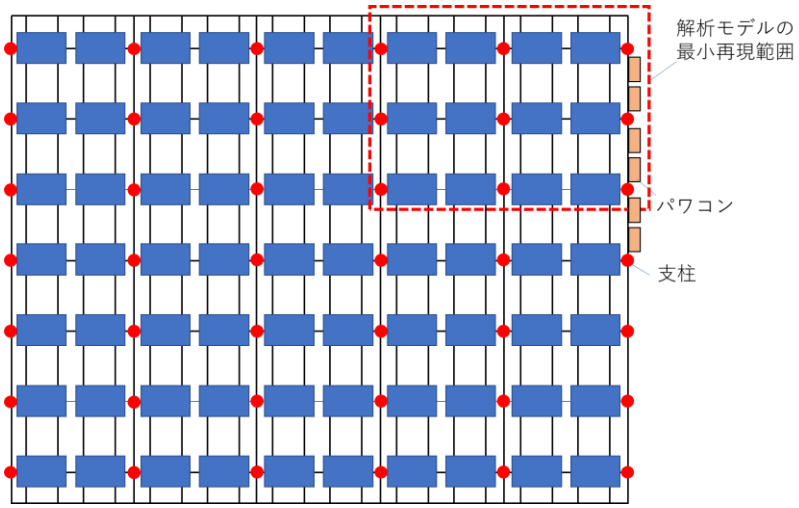


図 9-1　藤棚式架台における構造解析モデルの最小再現範囲の例

9.3 構造計算

1. 荷重の算定は「7. 設計荷重」に従う。
2. 応力と変形の算定には、力のつり合い式やマトリックス変位法などを用いる。
3. 架台部材及び基礎設計は、許容応力度設計とする。
4. 部材の設計には、部材の材質・形状や板厚などの特徴に合った法令・学会指針類を適用する。
5. 許容応力度の算定には、補剛などを考慮した適切な支点間長さを用い、座屈などを考慮した評価式を用いる。
6. 部材の応力度検定には、幅厚比や突出部の控除を考慮した有効断面積を用いる。

構造計算の詳細については、地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版 [9-1)]の 10.2 節を参照されたい。なお、営農型太陽光発電設備の架台は、一般的な地上設置型太陽光発電設備より、アレイ面の高さが高く支柱間隔が広いため、強風や地震などによって変形が大きくなりやすい。そのため、押え金具などによって固定される部材（部材を貫通するボルトなどによって固定されていない部材）においては、架台の変形に伴い脱落

する危険性があるため、架台の変形量を考慮して固定部の安全性を確認する必要がある。また、架台の振動に伴うボルトの緩みや脱落の防止措置についても実施する。

参考文献

9-1) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構: 地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版、2025

10. 基礎の設計

10.1 農地における基礎設計の注意点

1. 上部構造から伝達する荷重に対して、沈下、浮上がり及び横移動しない性能を有し、かつ容易に撤去できるものとする。
2. 基礎が専有する面積は、前号の性能を確保できる最小限とする。

基礎が専有する面積は農地の一時転用の対象となるため、基礎の面積は必要最小限にする必要がある。特に、直接基礎とする場合には杭基礎に比べて基礎の面積が大きくなるため、基礎の高さ（深さ）によって抵抗力を確保する工夫が必要である。

また、営農型太陽光発電設備はアレイ面が高い位置に設置されるため、基礎に作用する転倒モーメントが大きくなる。基礎の底面積を大きくすることが難しい営農型太陽光発電システムでは、基礎の根入れを深くして転倒モーメントに対する反力を確保する必要がある。農地の表層地盤は柔らかい作土層であり十分な水平方向の抵抗力が期待できないため、基礎の根入れ深さを確保することが重要である。さらに、30 農振 76 号で要求されている「簡易な構造で容易に撤去できる支柱」とする必要があるため、基礎に関しても容易に撤去できるものである必要がある。

10.2 基礎形式

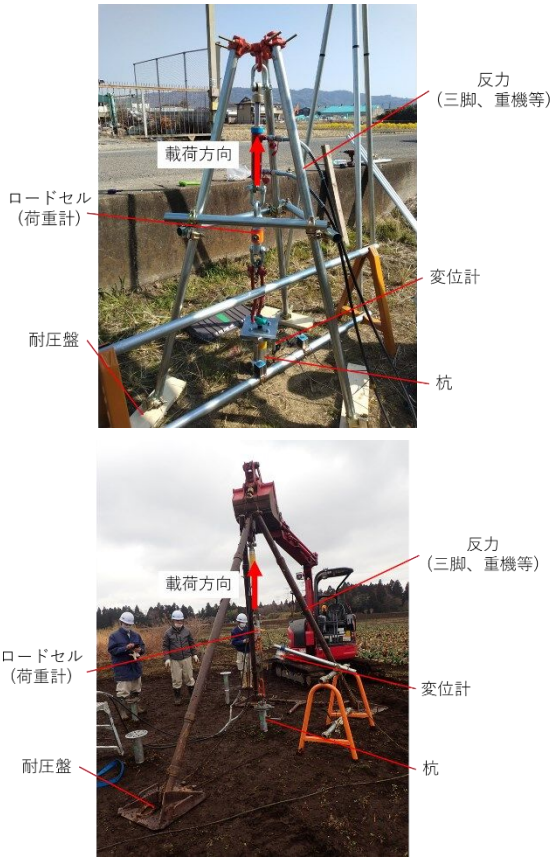
1. 基礎は杭基礎を基本とする。
2. 直接基礎とする場合には、基礎の専有面積が大きくならない独立基礎とする。
3. 作土層を保護する観点から、原則として地盤改良工法は行わない。

10.3 杭基礎の設計

1. 杭基礎に使用する材料は、使用目的や地盤条件に適したものを選定する。
2. 杭基礎の杭芯と上部構造柱芯に偏心がある場合、これを考慮した金具などを準備し、ボルトなどで緊結する。
3. 杭の長期、短期許容支持力は、地盤から定まる長期、短期許容支持力と杭体の長期、短期許容力のうち、小さい方の値とする。
4. 杭の許容鉛直支持力（押込み力・引抜き力）は、載荷試験によって求めることを基本とし、杭の長期許容支持力（押込み・引抜き）は、極限支持力の 1/3、杭の短期許容支持力は、極限支持力の 2/3 とする。
5. 杭の水平抵抗力は、水平載荷試験によって求められた水平地盤反力係数をもとに、「建築基礎構造設計指針：日本建築学会 [10-1)]」に示されている水平抵抗算定式を用いて適切に求める。
6. 地盤の凍結が想定される地域では凍上対策を検討する。

杭基礎の設計の詳細については、地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版[10-2)]の 11.5 節を参照されたい。

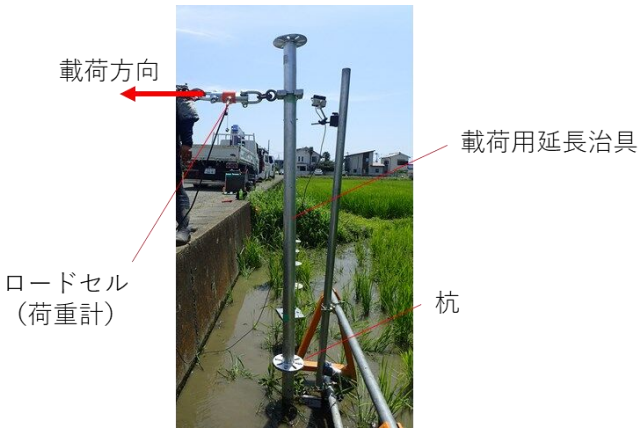
図 10-1 は農地における杭の載荷試験の様子である。杭の載荷試験を軟弱地盤において行う場合は、十分な反力を確保できるように配慮する。また、営農型太陽光発電システムの架台においては、アレイ面の位置（荷重の作用位置）が高いため、一般的な地上設置型太陽光発電システムの杭と比較して、杭に作用する転倒モーメントが大きくなる。そのため、杭の水平載荷試験においては、杭に作用する水平力と転倒モーメントのバランスを考慮して、高い位置での載荷を行うことが望ましい（図 10-1(c) 及び図 10-2 参照）。ただし、基礎と支柱の接合部をピン接合（またはピンに近い接合）とする架構形式の場合には、杭頭（柱脚）にはモーメントが生じない（または大きいモーメントが生じない）ため、杭頭の高さにおいて水平力を載荷することができる。なお、農地における杭の抵抗力試験結果の概要については、【技術資料：農地における杭の抵抗力試験結果の概要】に示しているので、参照されたい。



（a）引抜き載荷試験の状況



（b）反力用の耐圧盤



(c) 水平載荷試験の状況

図 10-1　農地（水田）での杭の載荷試験の例

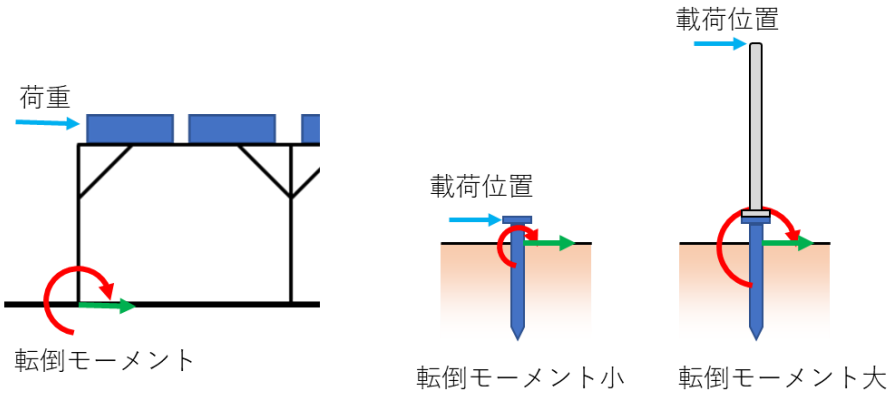


図 10-2　載荷点の違いによる杭に作用するモーメント

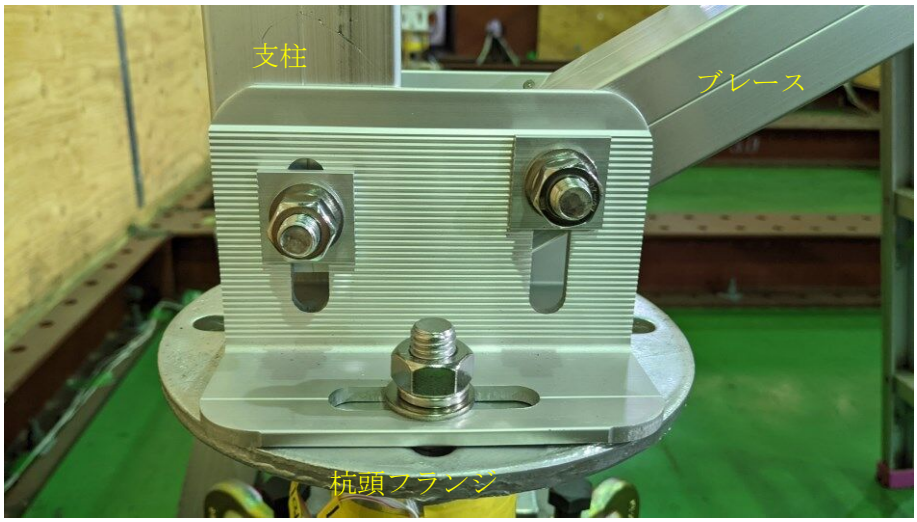


図 10-3　ピン接合の杭頭接合部の例

寒冷地において、地盤が凍上性を有する土質の場合には（凍上性の確認は 5.2.7 を参照）、凍上を発生させない対策を講じる必要がある。凍上対策の選定にあたっては、経済性、施工性、耐久性等を勘案して、適切な対策工法を選定するよう留意する必要がある。

架台の基礎として、スパイラル杭を用いることは凍上対策として有効である。これは、スパイラル杭の羽根の上面に、土圧が作用して、凍上による鉛直上方への変位を抑制するためである。

図 10-4 にスパイラル杭の適切な埋設方法について示す。実証実験の結果から、図 10-4(a)のようにスパイラル杭を最大凍結深さの 2 倍から 3 倍程度深く埋設することで、凍上対策として高い効果が得られることが明らかとなっている（実証実験の結果は【技術資料：実物大模型実験による太陽電池アレイ架台の凍上被害発生メカニズムの解明に関する研究】を参照）。また、図 10-4(b)のように埋設深さが最大凍結深さよりも浅い場合には、たとえスパイラル杭であっても凍上対策としての効果が得られない。なお、羽根の無い円筒型の杭や H 形鋼の杭、羽根の小さなスクリュー杭等でも、埋設深さが適切であれば、凍上による変位を低減することができる。ただし、当該箇所の地質が極めて高い凍上性を有している場合や、上部構造が凍上変位を許容できないような場合には、断熱工法や置換工法などを併用した凍上対策についても、検討することが望ましい。

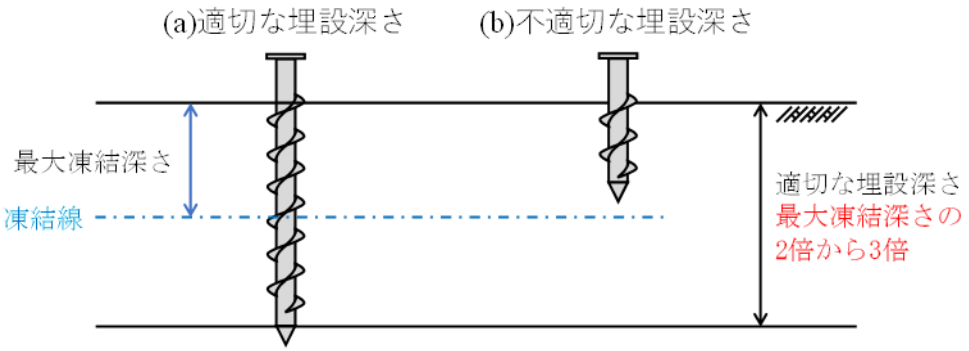


図 10-4　杭基礎の適切な埋設方法

10.4 直接基礎の設計

1. 直接基礎は、原則として独立基礎とし、地上部分の基礎面積は最小限にとどめる。
2. 基礎は、一体の鉄筋コンクリート造とする。
3. 基礎に作用する荷重（支点反力）に対して、沈下、浮上がり、横移動、転倒が生じないよう、十分な安全性を確保する。
4. 立ち上がりを高くする場合、柱筋・あばら筋を配置する。
5. 地盤の凍結が想定される地域では凍上対策を検討する。

直接基礎の設計の詳細については、地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版[10-2)]の 11.4 節を参照されたい。

軟弱な地盤に独立基礎を設置するためにやむを得ず地盤改良を行う場合には、セメント系改良剤を使用するとその周辺地盤がアルカリ性に変化し、農作物の種類によってはその育成に悪影響を与えることもある。そのため、地盤改良材の選定にあたっては当該農地の農作物への影響がないものとする。

寒冷地において、地盤が凍上性を有する土質の場合には（凍上性の確認は 5.2.2 を参照）、凍上を発生させない対策を講じる必要がある。凍上対策の選定にあたっては、経済性、施工性、耐久性等を勘案して、適切な対策工法を選定するよう留意する必要がある。また、フーチング幅は土圧が作用するように、十分に広くする必要もある。

架台の基礎として、独立基礎、布基礎を用いることは凍上対策として有効である。これは、基礎底板（フーチング）の上面に、土圧が作用して、凍上による鉛直上方への変位を抑制するためである。ただし、フーチングの上面に凍結線が達した時点で凍上が発生してしまうため、フーチングの上面が最大凍結深さよりも深い位置となるよう埋設することに留意する必要がある。

図 10-5 に独立基礎及び布基礎の適切な埋設方法について示す。実証実験の結果より、埋設深さは地表面からフーチング上面までの深さとして、予測される最大凍結深さの 1.2 倍程度の深さとなるよう設計することで凍上を防ぐことができる（実証実験の結果は【技術資料：実物大模型実験による太陽電池アレイ架台の凍上被害発生メカニズムの解明に関する研究】を参照）。ただし、当該箇所の地質が極めて高い凍上性を有している場合や、上部構造が凍上変位を許容できないような場合には、断熱工法や置換工法などを併用した凍上対策についても、検討することが望ましい。

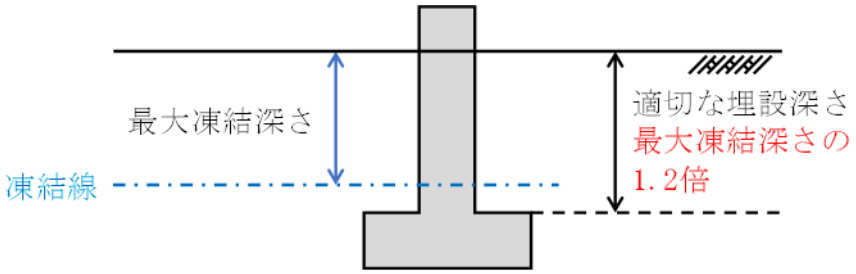


図 10-5　独立基礎及び布基礎の適切な埋設方法

参考文献

10-1) 日本建築学会：建築基礎構造設計指針、2019

10-2) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、太陽光発電協会、株式会社奥地建産: 地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版、2025

11. 腐食防食

11.1 営農環境における腐食の注意点（湛水、散水、薬品などの影響）

1. 使用する肥料や薬剤の成分を確認し、架台、基礎の主要な部材は、肥料や薬剤により著しい腐食が生じない材料とする。また、肥料や薬剤によって架台、基礎の主要な部材に著しい腐食が予想される場合、使用する肥料や薬剤を変更する。
2. 営農により柱や基礎が傷つけられると、めっきや塗装などの表面処理の防食効果が得られなくなる可能性があるため、特に柱や基礎の直近は営農の作業性を考慮して設計する。

11.2 架台の腐食と防食

1. 架台の主要な部材に構造上致命的な均一腐食による減肉がないこと、または、構造上致命的な腐朽がないようにする。
2. 地際部や異種金属接触部など、局部的な腐食の発生が懸念される場合、それらが集中して発生しないように適切な防食処理などを施す。
3. 環境に応じた材料の耐食性を評価し、架台の主要な部材には適切な防食処理を施す。

架台の腐食形態とその防食方法の詳細は、地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版[11-1)]の 12.3 節を参照されたい。

11.3 基礎（杭基礎）の腐食と防食

1. 基礎（杭基礎）の腐食と防食は、11.2 節の架台の腐食と防食に準ずる。
2. 営農により肥料や農薬などの散布や散水が頻繁に行われるため、土壌中の環境は高い腐食性を示す可能性があり、土壌の腐食性を評価する。
3. 評価された土壌の腐食性に合わせた耐食性をもつ材料を基礎（杭基礎）に使用する。

基礎（杭基礎）の腐食形態と、その防食方法の詳細は、地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版[11-1)]の 12.4 節を参照されたい。

土壌の腐食性評価は、米国国家規格協会の ANSI/AWWA C105/A21.5-18[11-2)]※やドイツ規格協会の DIN50929-3:2018-03[11-3)]などが参考になる。

※参考 : ANSI/AWWA C105/A21.5-18 では、表 11-1 中の測定（抵抗率、pH、酸化還元電位、水分、硫化物）を実施し、各測定値から点数を付け、合計点が 10 点以上で腐食性が大きいと評価される。

表 11-1　土壌の腐食性評価

測定項目	測定値	点数
抵抗率 [Ω・cm]	<700	10
	700～1000	8
	1000～1200	5
	1200～1500	2
	1500～2000	1
	>2000	0
pH	0～2	5
	2～4	3
	4～6.5	0
	6.5～7.5	0※
	7.5～8.5	0
	>8.5	3

測定項目	測定値	点数
酸化還元電位 Redox 電位 [mV]	>100	0
	50～100	3.5
	0～50	4
	<0	5
水分	排水悪く常に湿潤	2
	排水かなり良、一般に湿っている	1
	排水良、一般的に乾燥	0
硫化物	検出	3.5
	痕跡	2
	なし	0

※硫化物が存在し、Redox 電位が低いときは 3 点を加点する。

参考文献

11-1) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構: 地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版、2025

11-2) 米国国家規格協会: ANSI/AWWA C105/A21.5-18 Polyethylene Encasement for Ductile-Iron Pipe Systems, 2018

11-3) ドイツ規格協会: DIN50929-3:2018-03 Corrosion of metals – Corrosion likelihood of metallic materials when subjected to corrosion from the outside – Part 3: Buried and underwater pipeline and structural components, 2018

12. 電気設備の設計：営農型における電気設計の注意点

12.1 感電防止対策に関する注意点

1. 農業従事者及び一般公衆の感電防止対策を配慮した電気設計とする。
2. 出力が 50kW 未満の場合、直流の対地電圧を 450V 以下とする。
3. 出力が 50kW 以上の場合、50kW 未満のパワーコンディショナで分割した電気設計とするとともに直流の対地電圧を 450V 以下とする。分割ができない場合には、地絡検知・遮断機能、警報の機能、接地の確保を定期的に確認できる設計及び体制とする。
4. 450V を超えて 750V 以下の電圧を利用する場合には、地絡検知・遮断機能、警報の機能、接地の確保を定期的に確認できる設計及び体制とする。

平成 30 年度末時点での営農型太陽光発電システムの設置者は、主として発電事業を営んでいる発電事業者が 58%、農業従事者が 42%であり、必ずしも農業従事者自らが太陽光発電システムを主体的に設置しているとは限らない。このような場合には、農業従事者へのリスクの周知と注意喚起を行うことが必要である。具体的には、設計と施工を行うＥＰＣ（設計エンジニアリング（Engineering）、調達（Procurement）、建設（Construction））事業者が責任をもって、農業従事者とのリスクコミュニケーションを行うことが重要である。

農業従事者及び一般公衆の感電防止対策を配慮した電気設計としては、物理的な接触防止措置を行うことが有効である。柵塀等の設置が可能な場合は、一般公衆への対策には有効である。現状、経済産業省の事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）[12-1)]において「10kW 以上 50kW 未満の営農型太陽光発電等を実施し、柵塀等の設置により営農上支障が生じると判断される場合には、柵塀等の設置を省略することができる」とされている。また、この場合「容易に第三者が近づき事故等が起こることを防ぐため、発電設備が設置されていることについて注意喚起を促す標識」が求められている。そのため、一般公衆が太陽光発電システムに関連する機器や設備に触れないように促す標識を設置することが必要である。特にパワーコンディショナや接続箱などの電気機器には感電注意などの安全標識を付けることが望ましい。

また、接触防止措置として、ストリングケーブルなどの太陽電池モジュールに接続する負荷側の配線高さは人が容易に触れられないように 2m 以上を基本とし、2m より低い場所は電気設備の技術基準の解釈の解説第 143 条に示されているように住宅用太陽光発電システムの露出場所への施設時と同等の措置を行うことが望ましい。また、パワーコンディショナや接続箱なども充電部に容易に接触できないように施錠などを行うとともに、充電の露出導電性部分（金属筐体）が確実に接地されていることを確認することが必要である。

これら物理的な感電防止対策を行ったうえで、電気設計に関して下記のような考慮することが望ましい。電技解釈の解説の第 29 条に示すように UL1741（Inverters, Converters, Controllers and Interconnection System Equipment for Use with Distributed Energy Resources）[12-2)]の” 11. Electric Shock”によると、直流電圧 450V で充電された静電容量から受ける電撃は、

対地静電容量が 1.99μF 以下であれば人体に問題ないとされている。出力 10kW の太陽電池モジュールの対地静電容量は、実測の結果 0.25μF 程度であることから、出力 50kW では 1.25μF 程度となる。ただし、対地静電容量は太陽電池モジュールにより異なることから、対地静電容量 2μF ごとに分割する必要がある。以上のことから、営農型太陽光発電システムでは、住宅用と同様に対地電圧の制限を設け、出力 50 kW 未満かつ対地電圧 450V 以下を推奨する。ここで、パワーコンディショナなどが運転中は高抵抗やコンデンサなどで太陽電池アレイの中点付近が接地されることで対地電圧は線間電圧の半分程度になることが想定されるが、電気設備の技術基準の解釈の解説第 143 条に示されているように、電路が非接地であること、パワーコンディショナなどから切り離された場合を想定して、対地電圧は太陽電池アレイの線間の電圧とする。

出力 50kW 以上の場合には、50kW 未満のパワーコンディショナで分割するとともに直流の対地電圧を 450V 以下とすることを推奨する。50kW 未満ごとに分割できない場合は、対地電圧を抑制してもリスクが低減しないため、通常用いられている地絡検知・遮断、警報の機能、接地が取れていること（特に太陽電池モジュールから架台にかけて）の確認方法を確保することが重要である。また、地絡、絶縁抵抗低下、接地の不備などの異常が確認された場合には、速やかに対処できる体制を取っておくことが必要である。

また、対地電圧は 450V を超えて 750V 以下とする場合は，対地静電容量からの電流が増加するため，分割するパワーコンディショナの範囲容量も低減させる必要がある（対地電圧は太陽電池アレイの線間の電圧を想定するため、750V を超える場合は高圧となり接触防止措置が困難なため推奨しない）。しかしながら，対地静電容量と電圧との関係などの知見が十分でないため、ここでは容量は規定せず，地絡検知・遮断機能、警報の機能、接地の確保を定期的に確認できる設計及び体制とすることとした。同様に感電電流を考慮する電路の範囲は、パワーコンディショナの絶縁トランスの有無、直流側の電圧やモジュール枚数（面積）などに依存する。これらの考え方や感電が発生する代表的な事例について技術資料にまとめているため、重点的に確認する必要がある地絡、絶縁抵抗低下、接地の状況を把握する際に参考にされたい。（【技術資料：太陽光発電設備の直流感電リスクに関する基礎実験、小型･可搬型の接地抵抗計を用いた太陽光発電設備の接地抵抗測定技術に関する実験】）

なお、太陽光発電システムの電路の遮断方法として、接続箱内の開閉器、断路器、遮断器、パワーコンディショナの停止などが想定される。ただし、これらの箇所で電路を開放した場合でも、太陽光が太陽電池に照射される状態では太陽電池は発電を継続するため、太陽電池アレイ側は電圧が印加され続けている。また、地絡、短絡事故が発生している場合には、電気的な閉回路を形成することがあり、電流も継続して流れる恐れがある。そのため、接続箱における電路の開放やパワーコンディショナの停止を行っても、感電や火災のおそれがあることに注意する必要がある（図 12-1 参照）。感電を防止するためには、60V 以下などの電圧まで低下させる必要がある。その方法としては、太陽電池を遮光すること、太陽電池モジュールごとに機器を付けるＭＬＰＥ（Module Level Power Electronics）の利用などがある。

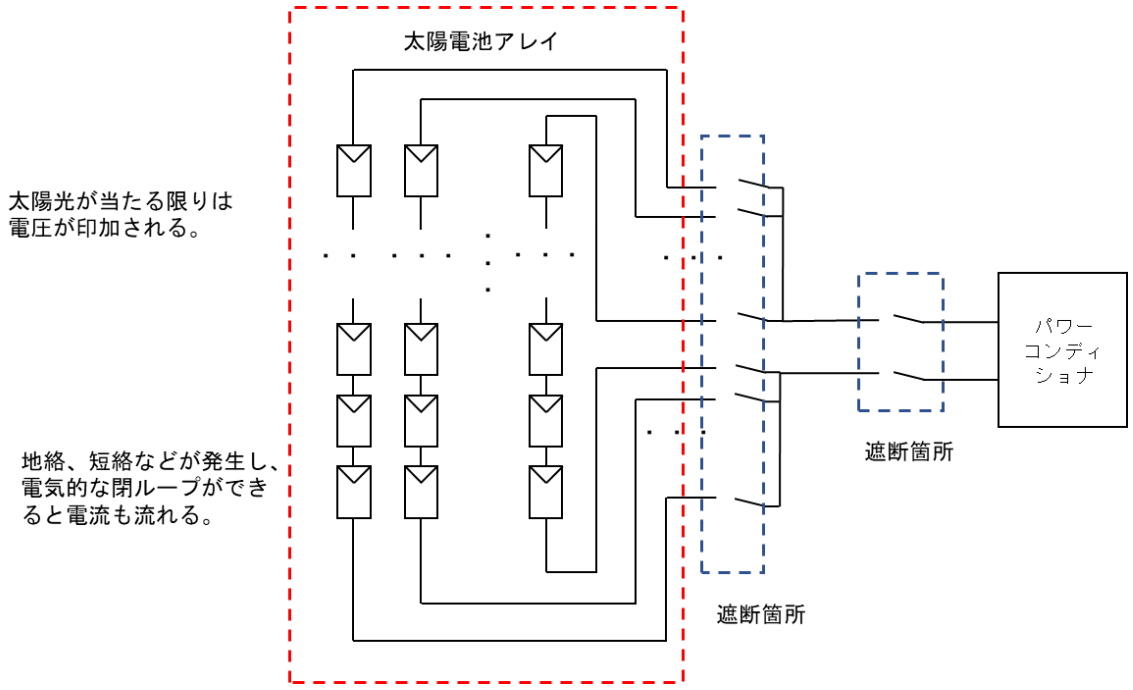


図 12-1　太陽電池アレイ内の感電リスクの概要

12.2 電気機器の紫外線・雨水対策に関する注意点

1. ケーブル、コネクタ、パワーコンデョショナや接続箱が紫外線や雨水に直接曝されないように施設する。

営農型太陽光発電設備では、太陽電池ケーブルやコネクタが直接、太陽光や雨水にさらされる場合がある。この場合、紫外線による劣化や雨水の浸入による錆・絶縁性能低下の恐れがあるため、保護管を用いたケーブル配線、絶縁テープによるコネクタの保護などの対策をとることが望ましい。

また、パワーコンデョショナや接続箱は、上部を屋根で覆うなどの対策を施す必要がある。

12.3 農作業による配線切断対策に関する注意点

1. 農業従事者がケーブルなどに接触する恐れがないように配線する。
2. ケーブルや接地線を埋設する場合には、農作業による配線切断の恐れがないように配線する。
3. 埋設した接地極の位置がわかるようにする。

営農型太陽光発電設備では、農業従事者が利用する農業機械や農機具が電気工作物に衝突、接触する恐れがある。そのため、架空配線を利用するなどの簡易接触防護措置を行うとともに、農業従事者が行う農作業範囲や農業機械・農機具を把握し、接触、衝突の恐れがある箇所に対しては、金属配管などによるケーブルの保護を行うことが望ましい。また、警戒

用テープによる配線箇所の明示も効果的である。

ケーブルや接地線の埋設配線では、農業従事者が土を掘り起こす際に配線を誤って切断する恐れがある。従って、埋設場所には農作業に干渉しない場所を選択する必要がある。また、農業従事者に埋設配線があることを十分に周知するとともに、埋設箇所を示す表示を設ける必要がある。海外のガイドライン[12-3)]では、通常 100-150mm、最大 200mm の深さに土壌を耕すことがあることを考慮して適切な深さの原則が決められている。そのため、農業従事者と相談し、土壌を耕す深さを確認して埋設する深さを決定する必要がある。

接地棒など接地極の埋設箇所は、設計図書や接続箱内に保管している書類などに明記するとともに、埋設箇所を示す表示を設けることが望ましい。

12.4 営農環境における電気機器の腐食の注意点

1. 営農環境における腐食の恐れがある場合は、電気機器の選定を適切に行う。

ケーブルや太陽電池モジュールへの肥料の付着が多く想定される営農環境では、IEC 62716[12-4)]に適合した太陽電池モジュールを利用することが望ましい。IEC 62716 は、畜舎の屋根など、高濃度のアンモニアを含む湿潤環境下における耐性を試験するものであるため、設置される環境条件を勘案して、必要性を判断することが望ましい。

コネクタや端子台の配線部が暴露されている箇所などの腐食する恐れがある場所については、絶縁テープによる保護や防塵・防水性の等級であるＩＰ（Ingress Protection）等級の高い接続箱を利用することが望ましい。

12.5 保守点検を考慮した電気設備計画

1. 接続箱やパワーコンデョショナは開閉可能な場所に設置する。
2. 高所作業のための安全装備を準備する。

保守点検のためには、高圧受電設備規程[12-5)]「1130-4　屋外に設置するキュービクルの施設」、内線規程[12-6)]「1365-1 配電盤及び分電盤の設置場所／1」において、接続箱やパワーコンデョショナは開閉可能な場所に設置することが求められているが、農業従事者や一般公衆が容易に触れることができるような場所を避けることが必要である。また、設置場所には接触を予防するための注意喚起表示をすることが必要である。表示方法については、一般社団法人太陽光発電協会の文書が参考となる[12-7、12-8)]。一般公衆が触れるおそれがある場所では具体的措置として取扱者以外が操作できないように「施錠」をすることが必要である。

営農型太陽光発電設備では農作業との関係もあるため、接続箱、パワーコンディショナは農作業に支障がない場所へ設置することが必要である。また、農作業が優先となるため、農繁期に太陽光発電設備の故障や異常が生じた際の対応が応急措置にとどまる場合がある。応急であっても、農業従事者や一般公衆に感電のおそれがないように措置することが必要である。

営農型太陽光発電設備では太陽電池モジュールや配線が高所にあるため、高所作業に対応した安全装備が必要である。

参考文献

12-1) 経済産業省資源エネルギー庁: 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）、2021

12-2) 米国保険業者安全試験所規格: UL1741 Inverters, Converters, Controllers and Interconnection System Equipment for Use with Distributed Energy Resources, 2010

12-3) BRE, Agricultural Good Practice Guidance for Solar Farms, 2014

12-4) International Electrotechnical Commission (IEC): IEC 62716 Photovoltaic (PV) modules – Ammonia corrosion testing, 2014

12-5) 一般社団法人日本電気協会: 高圧受電設備規程 JEAC 8011-2014、2014

12-6) 一般社団法人日本電気協会: 内線規程 JEAC8001-2016、2019

12-7) 一般社団法人太陽光発電協会: 住宅用太陽光発電システム 直流配線部の表示に関する自主ルール、2016 年 8 月

12-8) 一般社団法人太陽光発電協会: 公共産業用太陽光発電設備のレイアウト・表示について、2014 年 9 月

13. 施工

13.1 一般共通項目

1. 農閑期を考慮した計画工程を立案する。
2. 自然条件ならびに利用条件など当該施設が置かれる諸条件を勘案して、当該施設の要求性能を満足する方法により施工する。
3. 設計者が求める要求性能が満足されるよう施工する。
4. 対象施設を正確、円滑かつ安全に施工するために、予め施工計画を定める。また、工事の進捗や現場状況の変化により必要が生じた場合、施工計画を変更する。
5. 設計者が要求する性能を満たしていることを確認するため、施工管理を行う。また、施工管理により取得した記録・情報を維持管理計画などに反映させる。
6. 実際の施工結果を施工竣工図書としてとりまとめる。図化できない範囲については写真にて記録する。
7. 安全に関する関係法令などにもとづき、安全確保上必要となる措置について検討を行った上で適切に安全管理を行い、事故及び災害の防止に努める。

施工とは、設計された施設を実際に工事する行為であり、設計時に考慮した自然条件、利用条件などの諸条件を勘案して、設計者が求める要求性能が満足されるように施工されなければならない。このため、施工者は、工事に先立ち、設計時に設定した自然条件、利用条件、使用材料、施工方法などの設計条件、設計計算書や仕様検討書などの内容、これらにより決定した使用主要資材の規格・仕様・諸元、設計図面などの内容を把握する必要がある。

これらを踏まえた上で、対象施設を正確、円滑かつ安全に施工するために作成する施工計画書には、工事概要、計画工程表、現場組織表、主要機械、主要資材、主要工種の施工方法、施工管理、安全管理、緊急時の体制及び対応、環境保全対策などを取りまとめることが望ましい。施工計画における主な項目は次のとおりである。

- 各工種の施工法、建設機械の使用計画、施工速度及び所要時間
- 各工種の施工順序、施工時期、全体工程計画
- 労務計画、資材計画
- 現場施工体制、仮設備計画
- 工事用道路、その他準備工の計画
- 事故防止、安全衛生に関する計画
- 周辺環境の保全計画

実際の施工現場、施工時点において設計時に設定した条件と異なる場合、設計図面どおりに施工しても所定の機能・性能を確保することはできず、当然、設計の見直しを行う必要がある。現場での施工において、図面どおりの施工が困難あるいは不可の場合、どの程度の施

工誤差が許容できるかあるいは工法変更が可能かなど、設計内容を把握した上で判断することが要求される。これらのことから、設計者と施工者が異なる場合、施工者は設計者の設計意図の把握に努めることが重要である。この対応として、設計者～施工者間で設計意図伝達会議を開催することが有効である。他方、設計の見直しや工法変更が生じた場合は、変更の理由、経緯、意図などを設計者に対して共有するとともに、要求性能を満足しているか確認する必要がある。

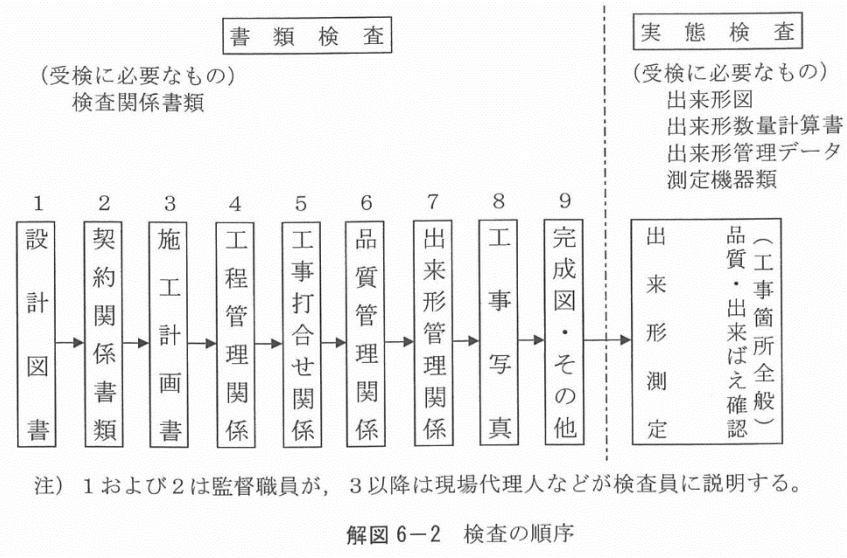
太陽光発電設備の供用中において、点検診断や維持補修を行う場合、実際に施工された状況を把握しておくことが重要である。このことから、施工時点において設計から変更した内容について可能な限り詳細に記録するとともに、変更した理由をあわせて記録することが望ましい。

太陽光発電設備の設置工事においては、労働災害などの発生防止のため、施工方法や仮設計画の検討、安全教育の実施など安全対策を講じるものとする。また、土砂の流出などの災害を防止するため、気象条件の良い施工時期の選定、リスクの少ない施工方法・施工手順の検討などを行うことが必要である。

施工段階では、施工状況を把握するための施工管理を行う。特に、地中埋設物は工事完成時の出来形や品質等の目視確認が困難であるため、工事中における記録を書類にまとめておくことが重要となる。近年では情報技術の進展とともに、電子データによる管理・監督が可能となってきていることから、良質な目的物を完成させるため、予め施工管理方法を検討して適切に実施する。

施工終了後は、完成した工事目的物が所要の品質・性能を満足しているかの検査を行う。出来形の検査は、構造物の位置や形状を確認する。品質の検査は、材料、基礎工の性状や強度等を確認する。

各項目の具体的な考え方については、道路土工要綱[13-1)]の「第5章　施工計画」を参考にすることができる。



解図 6－2　検査の順序

図 13-1　検査の順序 [13-1)]

13.2 基礎架台工事

1. 基礎工事に重機などを使用する場合、必要に応じて作土層の保護を行うとともに、畔、水口、潅水パイプ等の保護措置を行う。
2. 基礎や架台工事において大型重機を使用する場合には、暗渠に影響を与えないよう保護措置を行う。
3. 架台工事は、比較的軟弱な作土層上における高所作業となるため、安定した足場の確保及び転落防止措置を施す。

多くの農地では、太陽光発電設備用の杭打ちに用いられる小型重機の使用については問題ないが、表土が軟弱な場合は、作土層、暗渠の保護のために敷板等を敷設する。また、脚立足場を利用する場合においても敷板などを利用して足場の安定を図る。また、潅水パイプ等が設置されている場合には、工事作業中に破損させないよう、その位置を確認したうえで注意して作業を行う。また、大型の重機を使用する場合には、その重量によって暗渠が損傷する場合もあるため、暗渠の位置を事前に確認したうえで、重機の移動経路の配慮や敷板等の敷設による保護措置を行う。

参考文献

13-1) 社団法人日本道路協会: 道路土工要綱、2009

14. 維持管理計画

14.1 一般共通事項

1. 太陽光発電設備全体について、供用期間にわたってその設置目的・機能、要求性能を維持されるよう、予め維持管理計画を作成した上で維持する。
2. 維持管理計画書は、施設の所有者が作成することを原則とし、設計者、施工者のほか、維持管理に関する専門的知識・技術を有する者の意見を反映させる。
3. 維持管理計画書は、対象施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断の時期、対象とする部位及び方法などについて定める。
4. 太陽光発電設備の維持管理計画書の作成及び維持においては、設置箇所の自然条件、設計条件、構造特性、材料特性などを勘案する。
5. 点検及び診断の結果にもとづき維持補修に関する対策を行った場合は、その内容を記録し、供用期間に亘って保存する。
6. 維持管理計画の作成及び点検診断の方法などにおいては、民間のガイドラインなどを参考にする。

発電規模にかかわらず、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（第 5 条第 1 項第 3 号など）[14-1)]ならびに事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）[14-2)]に記載の「再生可能エネルギー発電設備の適切な保守点検及び維持管理」に係る趣旨を踏まえて、設計段階に維持管理計画を作成することが望ましい。

維持管理計画作成にあたっては、太陽光発電システム保守点検ガイドライン [14-3)]、自家用電気工作物保安管理規程 [14-4)]、太陽光発電アセットマネジメントガイドライン（案）[14-5)]などの技術指針などを参考すると良い。

14.2 農作物（収穫量）

1. 農業委員会に報告するための対象農地における農作物の収量、品質の調査計画を作成する。
2. 農作物の収量、品質に著しい低下が認められた場合の相談先のリストを作成する。

農作物の収量は 2 割程度の低減に留める必要がある。太陽電池アレイによる遮光によって収量、品質の低下が認められる場合には、アレイ面の角度、設置間隔を調整し（間引き）、日射量の確保を図る必要があるため、農作物及び構造設計に関する相談先リストを作成する。

14.3 電気設備

1. 高所作業に対応した装備や点検計画を作成する。

基本的な点検項目は、太陽光発電システム保守点検ガイドライン[14-3)]や自家用電気工作物保安管理規程[14-4)]などのガイドラインを参考に維持管理計画を作成することが望ましい。

営農型太陽光発電設備では一般に太陽電池モジュールや配線が地上 2m 以上の高所にあるため、これらに関する点検には脚立などを利用することが想定される。従って、取扱者の労働安全確保のため、脚立からの落下防止などの安全対策を行う必要がある。

「モジュールが外れかけている」「ケーブルコネクタが抜け（かけ）ている」など、外観異常が判断でき、かつ一見軽微な修理作業と思える場合でも電気的に安全とは限らない。従って、このような場合であっても、農業従事者が自ら電気工作物に接触しないように周知する必要がある。

営農型太陽光発電システムでは農作業が優先となるため、農地への影響が小さい時期に点検を行うことや脚立や足場など、点検に利用する器具が農地に影響を及ぼさないような方法など、保守点検計画や方法については農業従事者と事前に協議することが望ましい。

また、営農環境下では、トラクターが砂ぼこりを巻き上げ、パワーコンデョショナのフィルターが目詰まりしてしまうこともあるため、ファンレスの機器の選択、保守点検の確認項目に入れることや部品交換頻度を考慮しておくことが望ましい。

接地抵抗の測定に関しては、杭や基礎が地極として作用するため、接地極における接地抵抗を測定するかなどの目的に応じて、太陽光発電設備から十分離れた地点に測定点を確保するなどに注意して測定すること。測定方法の注意点などの詳細は、【技術資料：小型･可搬型の接地抵抗計を用いた太陽光発電設備の接地抵抗測定技術に関する実験】にまとめているため参考にされたい。

14.4 緊急時の対応（設計時における配慮事項）

1. 災害時及び施工、保守点検での事故時において迅速に対応できる緊急連絡体制の整備を計画する。
2. 火災など発生時の消火方法、消火活動のための動線及び活動スペースの確保を検討する。
3. 電気機器の異常時に対応できる迅速な接続箱における遮断、パワーコンディショナの停止方法を計画する。可能であれば遠隔操作も検討する。
4. 医療機関へのアクセスが容易でない場合、ＡＥＤなどの緊急時の医療機器の設置を検討する。
5. リスクアセスメントと対応マニュアルを準備する。

警戒時、災害時に備え、農作業者とともに、市役所、町役場、消防署、自治会など、関係機関との情報連絡体制を確認し、迅速な初動体制を確立できるようにすることが望ましい。災害などの緊急時の対応は、一般社団法人太陽光発電協会が公開している文書 [14-6)~14-11)]を参考にして、取扱者の二次災害も留意して対応することが必要である。太陽光発電設備は人が常駐して常時監視していないことが多いため、緊急時の覚知が遅れることもある。自家用電気工作物では、常時監視をしない発電所の要件として電技解釈第 47 条の 2 第 5 項の規定を満たす必要がある。それ以外の一般用電気工作物の太陽光発電設備においても当該技術基準を参考に設備構築し、監視体制を整備、計画することが望ましい。

火災発生時には、消防隊員が行う消火活動のための動線及び活動スペースの確保が必要となる。具体的には、建物設置に関する基準ではあるが、東京消防庁の太陽光発電システムに係る防火安全対策の指導基準 [14-11)]において、消防活動用通路の設置方法は全ての太陽電池モジュールとの距離を 24m 以内とする基準が参考となる。

電気機器の異常時には、接続箱における遮断、パワーコンディショナの停止が必要である。14.4 に述べたように、これらの機器をアクセスしやすいところに設置するとともに、遠隔でも操作可能な方法を検討することが望ましい。

参考文献

14-1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（第 5 条第 1 項第 3 号など)、平成二十四年経済産業省令第四十六号（令和四年経済産業省令第二十七号による改正）

14-2) 経済産業省資源エネルギー庁: 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）、2021

14-3) 一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人太陽光発電協会: 太陽光発電システム保守点検ガイドライン、2019

14-4) 一般社団法人日本電気協会: 自家用電気工作物保安管理規程 JEAC8021-2018、2018.

14-5) 一般社団法人日本アセットマネジメント協会、太陽光発電アセットマネジメント委員会: 太陽光発電アセットマネジメントガイドライン(案)、2020

14-6) 一般社団法人太陽光発電協会: 太陽光発電の水害時の感電の危険性について、2019 年 5 月

14-7) 一般社団法人太陽光発電協会: 住宅用太陽光発電システム被災時の点検・復旧・撤去に関する手順・留意点【震災編】、2016 年 4 月

14-8) 一般社団法人太陽光発電協会: 震災によって被害を受けた場合の太陽光発電システム取り扱い上の留意点、2016 年 4 月

14-9) 一般社団法人太陽光発電協会: 太陽光発電システム被災時の点検･撤去に関する手順･留意点 【水害編】、2015 年 10 月

14-10) 一般社団法人太陽光発電協会: 太陽光発電設備が水害によって被害を受けた場合の対処について、2015 年 9 月

14-11) 一般社団法人太陽光発電協会: 停電に伴う住宅用太陽光発電システムの自立運転について、2011 年 3 月

14-12) 東京消防庁: 太陽光発電システムに係る防火安全対策の指導基準、平成 26 年 7 月

この成果物は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）の委託業務（JPNP20015）「太陽光発電主力電源化推進技術開発／太陽光発電の長期安定電源化技術開発」の結果として得られたものです。